

法人等による寄附の不当な勧誘の防止等に関する法律附則第5条に係る報告書

令和7年9月

消費者庁 消費者政策課 寄附勧誘対策室

【目次】

序章	1
第1章. 法人等による寄附の不当な勧誘の防止等に関する法律附則第5条に係る不当寄附勧誘防止法執行アドバイザー会議	3
(1) 法人等による寄附の不当な勧誘の防止等に関する法律附則第5条に係る不当寄附勧誘防止法執行アドバイザー会議による意見	3
ア 法の執行について	3
イ 法の規定並びに法改正の要否及び立法事実の有無について	4
ウ 周知啓発について	4
(2) 会議の開催状況	5
ア 第1回	5
イ 第2回	8
第2章. 不当寄附勧誘防止法のあらまし	11
(1) 「法人等」の定義（法第1条）	11
(2) 「寄附」の定義（法第2条）	11
(3) 配慮義務・禁止行為（法第3条～第5条）	12
ア 配慮義務（法第3条）	12
イ 禁止行為（法第4条・第5条）	13
(4) 配慮義務の不遵守及び禁止行為違反に対する行政措置・罰則（法第6条・第7条、第16条～第18条）	14
ア 配慮義務の不遵守に対する行政措置（法第6条）	14
イ 禁止行為違反に対する行政措置・罰則（法第7条、第16条～第18条）	15
(5) 寄附の意思表示の取消し（法第8条・第9条）	15
(6) 債権者代位権の行使に関する特例（法第10条）	16
(7) 法運用上の配慮（法第12条）	16
第3章. 不当寄附勧誘防止法の周知・啓発の状況	18
(1) 基礎的な取組	18
ア 全国の関係機関に対する事務連絡（通知）の発出	18
イ 法人等による寄附の不当な勧誘の防止等に関する法律解説資料（Q&A形式）の公表	19
ウ 法人等による寄附の不当な勧誘の防止等に関する法律・逐条解説の公表	19

エ	処分基準等の策定及び公表	19
(2)	法人等向けの主な取組	20
ア	公益財団法人日本宗教連盟等主催の説明会への講師派遣	20
イ	文化庁等主催の宗教法人実務研修会への講師派遣	20
ウ	法人向け不当寄附勧誘防止法説明会の開催（消費者庁主催）	23
	（ア）目的	23
	（イ）開催実績及び説明内容	24
	（ウ）効果	26
エ	私立大学職員を対象とした説明会への講師派遣（オンライン）	27
(3)	個人向けの主な取組	28
ア	周知・啓発用チラシの公表	28
イ	政府広報との連携	29
ウ	周知用ポスターの公表及び関係機関における掲示	31
	（ア）関係機関等への配布実績	32
	（イ）東京メトロ駅構内への掲示	32
エ	広報動画・啓発動画の公表及び動画広告の配信	32
オ	社会福祉協議会関係者向けのメールニュースへの寄稿	34
カ	不当寄附勧誘防止法の解説動画の公表	34
	（ア）内容	35
	（イ）「消費者力」の育成・強化との関係	36
キ	不当寄附勧誘防止法パンフレット「あなたやご家族が寄附の強引な勧誘に困っていませんか？」の公表	39
第4章	寄附に関する情報の受付状況	41
(1)	情報を収集するための3つの窓口	41
(2)	各窓口の特性	41
ア	消費者庁ウェブフォーム	42
イ	全国の消費生活センター等	47
ウ	靈感商法等対応ダイヤル	47
(3)	受付情報件数の推移	49
ア	窓口別の受付情報件数	49

イ 事件の受理.....	50
(ア) 概要.....	50
(イ) 受理件数の推移.....	51
(ウ) 窓口別の受理率.....	53
第5章 嫌疑情報に対する調査の状況	54
(1) 事件の調査及び処理	54
(2) 調査の結果	55
ア 公表時における処理区分.....	55
イ 各期の処理件数.....	55
ウ 嫌疑情報に基づく対象法人等.....	57
(ア) 類型の整理.....	57
(イ) 対象法人等の類型別の処理件数.....	57
(ウ) 処理区分別の対象法人等の類型別件数.....	58
エ 調査対象事件の代表的事例.....	60
(ア) 寄附の不当勧誘の事実が認められないもの.....	60
(イ) 匿名又は連絡不通等により調査が不能なもの.....	76
(ウ) 法律施行日前の事案と認められるもの等.....	77
(3) 調査の実態	78
ア 調査期間.....	78
イ 法人登記照会状況.....	80
ウ 文書による照会等の実施状況.....	80
エ 事情聴取の状況.....	81
(ア) 概況.....	81
(イ) 情報提供者に対する事情聴取の実施状況.....	82
(ウ) 被勧誘者に対する事情聴取の実施状況.....	83
(エ) 情報提供者と被勧誘者の相関関係.....	84
オ 被勧誘者の実態.....	86
(ア) 性別・年代.....	86
(イ) 居住都道府県.....	89

カ 情報提供者の実態.....	91
(ア) 情報提供者の身分.....	91
(イ) 性別・年代.....	92
(ウ) 居住都道府県.....	95
第6章 違法情報を看過しないための補完的な取組	97
(1) 関係情報の分析	97
ア 関係情報の類型化.....	97
イ 類型別の受付件数.....	100
ウ 情報提供者の類型.....	101
エ 情報提供者別の関係情報の類型別件数	102
(ア) 当事者本人.....	102
(イ) 配偶者.....	103
(ウ) 当事者の親.....	104
(エ) 当事者の子.....	105
(オ) 当事者の兄弟姉妹.....	106
(カ) 当事者の親族.....	107
(キ) 当事者の友人、知人、代理人等.....	108
オ 関係法人等の類型.....	109
(ア) 類型の整理.....	109
(イ) 関係法人等の類型別関係情報受付件数.....	110
カ 関係法人等別の関係情報の類型.....	111
(ア) 宗教団体.....	111
(イ) 宗教団体以外.....	112
(ウ) 関係法人等不明.....	113
(2) 寄附に関する消費生活相談の傾向分析	
～PIO-NET を利用した「寄附」に関する消費生活相談の傾向分析～..	115
ア 概要.....	115
イ 分析方法.....	116
(ア) 対象データ.....	116

(イ) キーワードの変更等に対する措置.....	116
ウ 分析結果.....	118
(ア) 全体の傾向.....	118
(イ) 商品別分類の付与状況.....	119
(ウ) 商品キーワードの付与状況.....	119
(エ) 内容等キーワードの付与状況.....	119
(オ) 寄附の不当勧誘に関する内容を含む可能性が高い相談情報の選別.....	123
(カ) 内容等キーワード「不当寄附勧誘」等が付与された相談の件数.....	128
(3) 警察に対する協力要請.....	135
ア 各都道府県警察本部担当課に対する協力要請.....	136
イ 幹部警察官に対する寄附法講義.....	138
第7章. 不当寄附勧誘防止法に関する意見聴取.....	140
(1) 意見聴取の実施方法及び実施状況.....	140
(2) 法に関する各団体等の主な意見.....	141
ア 全国霊感商法対策弁護士連絡会.....	141
イ 全国統一教会（世界平和統一家庭連合）被害対策弁護士団.....	146
ウ 不当な勧誘行為による被害者.....	151
(ア) 被害実態に関する内容.....	151
(イ) 法律の規定及びその効果に関する内容.....	154
(ウ) 消費者庁における法運用及び周知・啓発の取組に関する内容.....	160
(エ) その他の内容.....	163
エ 公益財団法人日本宗教連盟.....	165
オ 特定非営利活動法人セイエン.....	169
カ 公益財団法人日本非営利組織評価センター.....	171
キ 社会福祉法人中央共同募金会.....	175
ク 日本赤十字社.....	176
(3) 総括.....	176
ア 法の実効性及び改正の必要性に関する意見.....	176
イ 消費者庁における法運用に関する意見.....	176

ウ	消費者庁における法の周知・啓発に関する意見	177
エ	献金勧誘被害の実態に関する意見	178
オ	寄附をめぐる社会情勢に関する意見	179
カ	令和6年7月11日の最高裁判決に関する意見	180
キ	法の各規定の内容に関する意見	180
	(ア) 法第1条に関する意見	180
	(イ) 法第2条に関する意見	180
	(ウ) 法第3条に関する意見	180
	(エ) 法第4条に関する意見	180
	(オ) 法第5条に関する意見	181
	(カ) 法第8条・第9条に関する意見	181
	(キ) 法第10条に関する意見	181
	(ク) 法第11条に関する意見	182
	(ケ) 法第12条に関する意見	182
ク	その他	182
第8章	経済社会情勢の変化等に関する資料	184
	(資料1) 不当寄附勧誘防止法等に関する裁判例等の調査・整理・分析事業報告書	185
	(資料2) 不当寄附勧誘防止法の施行及び寄附勧誘に関する意識調査報告書	243
参考資料		340
	(参考資料1) 法人等による寄附の不当な勧誘の防止等に関する法律	341
	(参考資料2) 法人等による寄附の不当な勧誘の防止等に関する法律に基づく消費者庁長官の処分に係る処分基準等について（令和5年4月17日消政策136号）	348
	(参考資料3-1) 執行アドバイザーの委嘱について（令和5年3月31日）	351
	(参考資料3-2) 執行アドバイザーの委嘱について（令和7年4月1日）	353

序章

法人等による寄附の不当な勧誘の防止等に関する法律(令和4年法律第105号)(以下「不当寄附勧誘防止法」又は「法」という。)は、法人等からの寄附の勧誘を受ける者の保護を図ることを目的として令和4年12月10日に成立し、同年12月16日に公布された。そして、一部の規定を除いて令和5年1月5日に施行され、禁止行為の一部や行政措置、罰則に関する規定¹については同年4月1日に、禁止行為及び取消権の一部の規定²についても同年6月1日に施行され、同日をもって全ての規定が施行された。

法附則第5条では、「政府は、この法律の施行後二年を目途として、この法律の規定の施行の状況及び経済社会情勢の変化を勘案し、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。」と規定されているところ、令和7年6月1日をもって法の全面施行から2年が経過したことから、消費者庁において、本報告書のとおり、同規定に係る検討を行った。

その結果、法の全面施行から2年を経過した現時点(令和7年9月18日現在)において、法改正すべき立法事実は認められなかったが、今後、相当程度の期間における事案の蓄積状況を注視し、その内容によって、必要に応じて検討していくこととする。また、法の執行及び周知・啓発に関して、更なる充実を図っていくこととする。

本報告書は、その検討過程と内容を明らかにするものである。

検討に当たっては、まず、法附則第5条の「この法律の規定の施行の状況」を勘案するため、議論の前提として法のあらましを総覧した上で(本報告書第2章)、法の厳正な運用のためには法の周知・啓発が重要であることから、その状況についてもまとめるとともに(第3章)、寄附に関する情報の受付状況及び嫌疑情報に対する調査の状況について、施行から2年間の総括を行った(第4章及び第5章)。関連して、違法情報を看過しないための補完的な取組についても振り返りを行った(第6章)。

¹ 法第5条、第2章第3節、第6章

² 法第4条第3号及び第4号、第8条(第4条第3号及び第4号に係る部分に限る。)

また、法附則第5条の「経済社会情勢の変化」を勘案するため、不当寄附勧誘防止法等に関する裁判例等の調査・整理・分析並びに不当寄附勧誘防止法の施行及び寄附勧誘に関する意識調査を実施した（第8章）。

さらに、参議院の附帯決議³において、「法人等による寄附の不当な勧誘の防止等に関する法律附則第五条の検討に当たっては、国会における審議において実効性に課題が示された点について検討し、必要な措置を講ずること。その際、不当な勧誘行為による被害者、被害対策に携わる弁護士等関係者を含む多様な者の意見を聴取しつつ、検討を進めること。」とされたことを踏まえ、消費者庁において、多様な方々を対象に法に関する意見聴取を実施した（第7章）。

これらを踏まえ、寄附の勧誘等に関する優れた知見を有する有識者からなる会議において、これらの結果を踏まえて検討に係る助言を受けるべく、不当寄附勧誘防止法執行アドバイザー⁴を構成員とする「法人等による寄附の不当な勧誘の防止等に関する法律附則第5条に係る不当寄附勧誘防止法執行アドバイザー会議」を開催した（第1章）。

本報告書では、分かりやすさの観点から、検討過程全体を総覧して総括的な議論を行った「法人等による寄附の不当な勧誘の防止等に関する法律附則第5条に係る不当寄附勧誘防止法執行アドバイザー会議」からの意見を第1章に記載した上で、同会議における議論の基礎資料を第2章から第8章で収録している。

³ https://www.sangiin.go.jp/japanese/gianjoho/ketsugi/210/f421_121001.pdf

⁴ 参考資料3-1及び参考資料3-2参照。

第 1 章. 法人等による寄附の不当な勧誘の防止等に関する 法律附則第 5 条に係る不当寄附勧誘防止法執行アド バイザー会議

序章において述べたとおり、不当寄附勧誘防止法附則第 5 条において、「政府は、この法律の施行後二年を目途として、この法律の規定の施行の状況及び経済社会情勢の変化を勘案し、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。」と規定されているところ、参議院の附帯決議において、「法人等による寄附の不当な勧誘の防止等に関する法律附則第五条の検討に当たっては、国会における審議において実効性に課題が示された点について検討し、必要な措置を講ずること。その際、不当な勧誘行為による被害者、被害対策に携わる弁護士等関係者を含む多様な者の意見を聴取しつつ、検討を進めること。」とされた。寄附の勧誘等に関する優れた知見を有する有識者からなる会議において、不当寄附勧誘防止法の施行状況及び経済社会情勢の変化並びに多様な者の意見聴取の結果を踏まえて助言を受け同法附則第 5 条に基づく検討を進めるべく、消費者庁において、不当寄附勧誘防止法執行アドバイザーを構成員とする「法人等による寄附の不当な勧誘の防止等に関する法律附則第 5 条に係る不当寄附勧誘防止法執行アドバイザー会議」を開催した。

(1) 法人等による寄附の不当な勧誘の防止等に関する法律附則第 5 条に係る 不当寄附勧誘防止法執行アドバイザー会議による意見

同会議の開催の結果、法附則第 5 条に係る検討に関し、不当寄附勧誘防止法執行アドバイザーから消費者庁に対し以下のとおり意見がなされた。

ア 法の執行について

- (ア) 現在の情報受付体制、調査対象の選定、調査手法については妥当である。ただし、連絡不通等で調査不能とならないための方策や、収集した事案の情報提供の在り方等は更なる充実の余地がある。
- (イ) 法の対象が「法人等」による寄附勧誘であることに乗じた個人による勧誘等、法の抜け穴を突くような勧誘が発生しないか、寄附勧誘者の細分化やデジタル化といった社会状況の変化も踏まえつつ、事案を注視すべきである。

イ 法の規定並びに法改正の要否及び立法事実の有無について

(ア) 法の全面施行から2年を経過した現時点において、法改正すべき立法事実は認められないと考えるが、今後、相当程度の期間における事案の蓄積状況を注視し、その内容によっては、以下の点について必要に応じ検討すべきことが考えられる。

- a 法の対象が「法人等」による寄附勧誘であることで適切に捕捉できない事案が出てきた場合、法の対象を「個人事業者」にまで広げるべきではないか。
- b 法第3条（配慮義務）に規定されている正体や目的を隠した勧誘を、第4条（禁止行為）に規定すべきではないか。
- c 法第4条（禁止行為）の要件である「困惑」について、禁止行為に対する予防効果を図るために第7条（禁止行為に係る報告、勧告等）との関係では不要とすべきではないか。
- d 法第6条及び第7条（行政措置）について、要件が厳しいが故に行政措置が適切に講じられないなどの問題が生じた場合には、要件を再検討すべきではないか。

(イ) 精神的に服従させるような状態にする行為のみを捉えて規制することは困難であるところ、法においては第3条及び第6条でいくつかの要件を組み合わせることで対策を講じているものと考えられ、適当と評価できるのではないか。

(ウ) 不当寄附勧誘に関する情報をより確実に収集するための方策もあり得ると思われるところ、有効なものであっても行き過ぎた規制（寄附勧誘者が被勧誘者に対し、勧誘と同時に法に抵触する勧誘があった場合の通報先を教示することを義務付けるなど）にならないよう寄附に関する様々な立場に配慮しつつ、検討してもよいのではないか。

ウ 周知啓発について

(ア) 誰もが利用する場所に、手軽に手にすることができる通報先を記載したカードを置くなど、実効性の高い周知啓発を行うべきである。

(イ) 寄附勧誘の対象が低年齢化している状況を踏まえ、若年層を含めた幅広い層への周知啓発を行うべきである。

(2) 会議の開催状況

ア 第1回

■日時：令和7年8月5日（火）14：50～17：15

■場所：中央合同庁舎第4号館12階 共用1211会議室

■出席者

＜不当寄附勧誘防止法執行アドバイザー＞（五十音順、敬称略）

貝阿彌誠、中川丈久、中島宏、萩原なつ子、藤本頼生

＜消費者庁＞

黒木理恵審議官、久保浩法務監理官、熊澤英人寄附勧誘対策室長、寄附勧誘対策室員

■議事次第

1. 開会

2. 議事

- ・会議の趣旨及び運営について

- ・消費者庁からの説明

- ① 不当寄附勧誘防止法の施行状況

- ② 不当寄附勧誘防止法に関する意見聴取における主な意見

- ③ 不当寄附勧誘防止法等に関する裁判例等の調査・整理・分析結果

- ④ 不当寄附勧誘防止法の施行及び寄附勧誘に関する意識調査結果

- ・意見交換

3. 閉会

■配布資料

- ・議事次第

- ・資料1 不当寄附勧誘防止法の施行状況について

- ・資料2 不当寄附勧誘防止法に関する意見聴取における主な意見について

- ・資料3 不当寄附勧誘防止法等に関する裁判例等の調査・整理・分析事業報告書

- ・資料4 不当寄附勧誘防止法の施行及び寄附勧誘に関する意識調査報告書

■議事概要

○会議の趣旨・運営方針及び配布資料について、消費者庁（黒木審議官）から説明が行われ、その後、法人等による寄附の不当な勧誘の防止等に関する法律（以下「法」という。）の執行、法の規定、周知啓発等について、意見交換が行われた。

不当寄附勧誘防止法執行アドバイザーからの主な意見は下記のとおり。

<法の執行について>

- ・現在の情報受付体制、調査対象の選定、調査手法については妥当である。
- ・連絡不通等で調査不能と処理された事案が多い印象だが、可能な限り調査を確実に実施できる方策を検討することにより執行すべき案件が出てくるかもしれない。
- ・法の施行から2年しか経過しておらず、法の抑止力が働いている中で、調査すべき事案の件数が増える状況にないのではないかと。法の不知が増加する頃に執行すべき事案が発生し、何らかの見直しを行うべき箇所が判明するかもしれないが、現時点では、見直しを行うには時期尚早かつ判断材料が不足しており、今後の状況を注視するほかないと思う。
- ・執行には至らなかったものの不当寄附勧誘と疑われるような事案もあったが、そのような具体的な事例を示しながら注意喚起することで、啓発効果や抑止力が生まれると思うので、収集した事案を用いた情報提供も検討すべきである。
- ・法の対象が「法人等」であることで現状問題は確認されていないが、外形的には個人による勧誘だが、実質的には組織的というような勧誘や、その他法の抜け穴を突くような個人による勧誘が将来的に発生する懸念はある。海外の例でも、法規制が導入されると大手の団体の法遵守が進む一方で、より小規模な団体や「個人」がネット上で勧誘することによる被害が増えてくる。このような細分化・デジタル化で被害が捉えにくくなるおそれがあるので、注視が必要である。

<法の規定について>

- ・令和6年7月11日最高裁判決において、法第3条（配慮義務）の規定を引用し、違法性の判断基準を示したことで、法が有効に機能していると言える。直接的な民事効はないながらも、意義が大きい規定である。
- ・法の対象が「法人等」による寄附勧誘であることで適切に捕捉できない事案が出てきた場合には、法の対象を「個人事業者」にまで広げる必要が将来的にはあるかもしれない。
- ・法第4条（禁止行為）の要件である「困惑」について、法第8条（意思表示の取消し）の要件としては消費者契約法との整合性の観点で必要だとしても、法第7条（禁止行為に係る報告、勧告等）との

関係では、予防効果を図るために要件としないという書き分け方も、今後の事案の積み上げ次第ではあり得るのではないかと思う。

- ・法第4条（禁止行為）の要件である「困惑」については要件が厳しいようにも思えるが、法第4条各号の事実行為が認定されれば一般的には困惑していたと評価でき、「困惑」要件が適用範囲を特段狭めてはいないと思われる。
- ・マインドコントロールについて、精神的服従状態のみを捉えて犯罪類型化し、規制することは困難である。フランスの改正反セクト法において、純粋なマインドコントロール罪が規定されたと言われることがあるが、憲法院による合憲判断の判決では、重大な損害が発生した場合にのみ成立する犯罪であるとの解釈留保が付されている。本法の建付けとしては、第3条（配慮義務）と第6条（配慮義務の遵守に係る勧告等）の要件の組合せによって、バランスが取られていると考えられる。
- ・法第6条及び第7条（行政措置）については、要件が厳しいとも評価し得るが、この要件が執行の妨げとなった事例がない以上、改正すべきと言えるほどの立法事実もない。不当寄附勧誘の事実が認められるのに、法の要件が厳しいが故に行政措置ができずに問題が生じるということがあるか、事例を積み上げながら見ていくほかはないと思う。
- ・意見聴取の中でも意見があった、法第3条（配慮義務）に規定されている正体や目的を隠した勧誘を禁止行為として規定すべきという意見は、傾聴に値すると思う。
- ・不当寄附勧誘に関する情報をより確実に収集するには、例えば、寄附勧誘を行う場で勧誘者が被勧誘者に通報先を教示することを義務付けるなど、何らかの有効な方策があり得るかもしれない。ただし、例示した方策は行き過ぎた規制でもあると思われるので、そのような方策を検討する場合には、寄附に関する様々な立場の声をよく聴きつつ、行き過ぎた規制にならないよう留意すべきである。

<法改正の要否及び立法事実の有無について>

- ・法の全面施行から2年しか経過しておらず、見直しを行える程度にまで事案が蓄積していない現時点において、法改正すべき立法事実は認められない。
- ・特定の宗教的行為に関する判例においては約10年周期で事件が発生してきているものがあることなどにも鑑みると、少なくとも10年間

ほど事案の積み上げを見てからでないと判断できない問題であると思う。

＜周知啓発について＞

- ・ 不当な寄附勧誘を受けた際に通報できることや通報先を知らないという人も多いところ、例えば、暴力・虐待に関する啓発物をトイレに設置する取組があることなども参考にし、誰もが利用する場所に、手軽に手にすることができる通報先を記載したカードを置いておくなど、実効性の高い周知の工夫が必要となってくるのではないかな。そうすることで、本人からの通報だけでなく、周囲の人間からの通報も期待できる。
- ・ 大学生は加害者にも被害者にもなり得るので、大学において講演を積極的に行うべきである。また、現在も種々の啓発資料を作成しているが、寄附勧誘を受ける層が低年齢化している中で、小学生・中学生・高校生向けの動画教材なども作成するとよいのではないかな。

○会議において出た意見を基に、法人等による寄附の不当な勧誘の防止等に関する法律附則第5条に係る不当寄附勧誘防止法執行アドバイザー会議による意見について次回会議で検討することで合意がなされた。

イ 第2回

■日 時：令和7年8月26日（火）16：50～18：00

■場 所：中央合同庁舎第4号館12階 共用1211会議室

■出席者

＜不当寄附勧誘防止法執行アドバイザー＞（五十音順、敬称略）

貝阿彌誠、中川丈久、中島宏、萩原なつ子、藤本頼生

＜消費者庁＞

黒木理恵審議官、久保浩法務監理官、熊澤英人寄附勧誘対策室長、寄附勧誘対策室員

■議事次第

1. 開会

2. 議事

- ・ 消費者庁からの説明
- ・ 意見交換

法人等による寄附の不当な勧誘の防止等に関する法律附則第5条に係る不当寄附勧誘防止法執行アドバイザー会議による意見について

3. 閉会

■配付資料

- ・議事次第

■議事概要

- 会議の議事について、消費者庁（黒木審議官）から説明が行われ、その後、法人等による寄附の不当な勧誘の防止等に関する法律附則第5条に係る不当寄附勧誘防止法執行アドバイザー会議による意見について、議論が行われた。
- 議論の結果を事務局で意見案として文章化し、不当寄附勧誘防止法執行アドバイザーに後日確認を行うことで、「法人等による寄附の不当な勧誘の防止等に関する法律附則第5条に係る不当寄附勧誘防止法執行アドバイザー会議による意見」として決定することで合意がなされた。
- 不当寄附勧誘防止法執行アドバイザーからのその他の主な発言は下記のとおり。
 - ・法律が有効に機能するという場合の意義には、①法律の適用事例があることと、②ルールが定められることがある。法人等による寄附の不当な勧誘の防止等に関する法律（以下「法」という。）の場合、①に当たる法に基づく行政措置はこの間0件であったが、②に当たる寄附勧誘に関する一般的な行為規範を定立したという点では意味があったと思う。
 - ・最近、寄附に対する社会の見方が変わってきていると感じる。昔ほど寄附金を集めることが簡単ではなくなっている。
 - ・日本は海外にあるような寄附文化が根付いていない。「自業自得」「因果応報」といったことが言われがちな文化である。日本は「人助け指数」が世界で下から2番目という海外の調査結果がある。本来の寄附は寄附者にメリットがなくとも慈善的に行われるものであるが、日本の寄附は自らの病などに対する救いを求めて行われる自分のための寄附が多く、助け合わない国という評価にもなっている。日本には「無尽」や「共同売店」のように、仲間内で助け合う、自分たちで何とかするという文化は昔からあるが、自分とは関係のない人を助ける寄附の文化とは違うものであ

る。このように日本では、寄附文化がないことと、それ故にかえって不当な寄附勧誘による甚大な被害が生じてしまうという両極端に振れているという問題がある。なぜ不当な寄附勧誘被害を生じさせるようなところに頼ってしまうのか、なぜ救いを求めざるを得なかったのかという根本的な問題についても、社会的な健康（ウェルビーイング）等の観点も踏まえて考えていく必要があると思う。

- 法はあくまで不当な寄附勧誘を規制するものなので、寄附文化の醸成とは分けて考えるべきであると思うが、日本では寄附文化が根付いていないこともあり、どうしても一緒に議論されてしまう傾向がある点に危うさを感じる。地域の祭りやイベント等への寄附をめぐっての問題も増えているようだ。
- 不当な寄附勧誘を行う悪質な法人等を法に基づき処分できることで、寄附をする側が安心して寄附できるようになるので、寄附を盛んにする法律であると思う。一方で、適切に寄附を募っている法人等ほど、様々な制約により過剰に心配を募らせてしまっている面はあるかもしれない。
- 社会的課題に法律で対応する場合、事実上特定の法人等のみを対象とするような特別法による方法と法のような一般法による方法がある。基本的には一般法が望ましいと考えるが、適切に寄附を募っている法人等に対し、要らぬ心配をさせてしまうという点を踏まえると、悩ましいところである。フランスでも、反セクト法を制定する際は、あくまで一般法であることにこだわったところ、あらゆる法人等に適用されるのではないかということで混乱が生じてしまったという例がある。
- 寄附される財産の用途を誤認させるおそれがないようにするとの配慮義務（法第3条第3号）について、例えばアフリカの支援のための寄附金についてはその中から事務経費にも用いられることがあるが、その詳細をどこまで伝えなければならないのかなど、適切に寄附を募っている法人等の中で心配が生じたという話もある。
- 寄附文化や信教の自由等への影響の有無や程度を含め、相当程度の期間において注視する必要がある。

第2章. 不当寄附勧誘防止法のあらまし

不当寄附勧誘防止法は、法人等からの寄附の勧誘を受ける個人の権利の保護等を図る観点から制定されたが、その内容としては、法人等が寄附の勧誘を行うに当たっての配慮義務、法人等が寄附の勧誘に際し勧誘を受ける個人を困惑させることや借入れ等による資金調達を要求することの禁止、配慮義務の不遵守や禁止行為違反に関する行政措置・罰則、法人等による不当な勧誘により困惑して寄附の意思表示をした場合の取消権、子や配偶者が養育費・婚姻費用等を保全するための債権者代位権の行使に関する特例等が定められている。本章では、こうした法の主な内容について概説する⁵（本章における記載は「法人等による寄附の不当な勧誘の防止等に関する法律・逐条解説⁶」（令和5年2月1日）を基にしており、新規の解釈等は含まれない。）。

（１）「法人等」の定義（法第１条）

法において「法人等」とは、「法人又は法人でない社団若しくは財団で代表者若しくは管理人の定めがあるもの」と定義しており、法人格を有する法人に加え、その実質において法人と同視することができる存在として、法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあるものも対象としている。

ここでいう「法人等」は、特定の法人に限らずあらゆる法人及び法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあるものを対象としている。

（２）「寄附」の定義（法第２条）

法において「寄附」とは、以下のア又はイに該当するものをいう。

ア 個人⁷と法人等との間で締結される次に掲げる契約

- ・ 当該個人が当該法人等に対し無償で財産に関する権利を移転することを内容とする契約

⁵ 法の条文については、参考資料1 参照。

⁶ https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_policy/donation_solicitation/assets/consumer_policy_cms213_230821_01.pdf

⁷ 事業のために契約の当事者となる場合又は単独行為をする場合におけるものを除く。

- ・ 当該個人が当該法人等に対し当該法人等以外の第三者に無償で当該個人の財産に関する権利を移転することを委託することを内容とする契約

イ 個人が法人等に対し無償で財産上の利益を供与する単独行為
上記のとおり、法の規律の対象となる寄附は、契約によるものに限らず、遺贈などの単独行為によるものも含まれる。ただし、契約による寄附について、移転の対象となる財産又はこれと同種同等のものの返還を約するものは、法における寄附の対象外となる。また、純粋な個人間における寄附についても、原則として対象外となる⁸。

（３）配慮義務・禁止行為（法第３条～第５条）

法では、法人等から不当な寄附の勧誘を受ける者を保護する観点から、法人等が個人に寄附勧誘を行うに当たって遵守すべき事項についての配慮義務及び法人等の寄附の勧誘に関する禁止行為が定められており、これらに違反した場合において所要の要件を満たすときは、後述する行政措置や寄附の意思表示の取消しの対象となる。以下では、配慮義務及び禁止行為について概説する。

ア 配慮義務（法第３条）

法人等が個人に寄附の勧誘を行うに当たって十分に配慮しなければならない事項として、以下の３点が規定されている。

- ・ 自由な意思を抑圧し、適切な判断をすることが困難な状況に陥ることがないようにすること（第１号）
- ・ 寄附者やその配偶者・親族の生活の維持を困難にすることがないようにすること（第２号）
- ・ 勧誘する法人等を明らかにし、寄附される財産の用途を誤認させるおそれがないようにすること（第３号）

これらの配慮義務は、後述する禁止行為が禁止対象となる法人等の行為の類型を規定しているのと異なり、法人等のどのような行為によるもの

⁸ 法人等が勧誘や財産の移転先の名目を見かけ上当該法人等ではなく個人にしている場合であっても、当該法人等による寄附の勧誘と評価される場合には、外形上は個人間の寄附であるが、法の適用対象になると考えられる。

であったとしても寄附の勧誘に当たって個人にもたらしてはならない結果（状況）を示したものとなっており、こうした結果をもたらす不当な行為をより幅広く捉えることを可能としている。なお、これらの規定は法人等が配慮義務に違反した場合の当該事案ごとの民事的な法的効果を直接規定するものではないが、配慮義務の規定が法に定められることで、民法上の不法行為の認定及びそれに基づく損害賠償請求が容易になるものと考えられ⁹、法施行前の事案に対して、不当寄附勧誘防止法の趣旨なども斟酌した上で献金勧誘行為の違法性の判断基準を示した最高裁判決が存在する¹⁰。

イ 禁止行為（法第4条・第5条）

法第4条では、法人等が寄附の勧誘に際して行ってはならない6つの禁止行為が規定されている。これらは、消費者契約法第4条第3項第1号から第4号まで、第6号及び第8号の規定内容¹¹を踏まえ、規定されている。

⁹ この点については、法案の審議において、岸田文雄内閣総理大臣（当時）から、「配慮義務については、それ自体が遡って適用されることはないものの、寄附勧誘に当たっての規範を示すものであり、こうした規範は、過去の寄附に関する被害についての民法上の不法行為の認定やそれに基づく損害賠償請求の裁判の実務においても考慮される可能性があると考えています。」（令和4年12月6日衆議院本会議）などの答弁がある。

¹⁰ 「宗教団体等は、献金の勧誘に当たり、献金をしないことによる害悪を告知して寄附者の不安をあおるような行為をしてはならないことはもちろんであるが、それに限らず、寄附者の自由な意思を抑圧し、寄附者が献金をするか否かについて適切な判断をすることが困難な状態に陥ることがないようにすることや、献金により寄附者又はその配偶者その他の親族の生活の維持を困難にすることがないようにすることについても、十分に配慮することが求められるというべきである（法人等による寄附の不当な勧誘の防止等に関する法律3条1号、2号参照）。以上を踏まえると、献金勧誘行為については、これにより寄附者が献金をするか否かについて適切な判断をすることに支障が生ずるなどした事情の有無やその程度、献金により寄附者又はその配偶者等の生活の維持に支障が生ずるなどした事情の有無やその程度、その他献金の勧誘に関連する諸事情を総合的に考慮した結果、勧誘の在り方として社会通念上相当な範囲を逸脱すると認められる場合には、不法行為法上違法と評価されると解するのが相当である。」（令和4年（受）第2281号 損害賠償請求事件 令和6年7月11日 第一小法廷判決）。

¹¹ 消費者契約法第4条は、不当な勧誘により意思表示がされた場合の取消権について規定しているところ、規定内容から片務契約又は単独行為である寄附への適用が問題となる場面が想定されるもの。

- ・ 不退去（第 1 号）
- ・ 退去妨害（第 2 号）
- ・ 勧誘をすることを告げず退去困難な場所へ同行（第 3 号）
- ・ 威迫する言動を交え相談の連絡を妨害（第 4 号）
- ・ 恋愛感情等に乗じ関係の破綻を告知（第 5 号）
- ・ 靈感等による知見を用いた告知（第 6 号）

これらに加え、寄附の勧誘を受ける者にとって過大な負担となる寄附を抑止するため、法第 5 条において、法人等が個人に借入れ等により寄附をするための資金調達を求めることも禁止している。

（４）配慮義務の不遵守及び禁止行為違反に対する行政措置・罰則（法第 6 条・第 7 条、第 16 条～第 18 条）

法人等が法第 3 条～第 5 条で定める配慮義務・禁止行為に違反した場合において所要の要件を満たすときは、行政措置等をとることができる旨が規定されている。以下では、配慮義務の不遵守及び禁止行為違反に関する行政措置等についてそれぞれ概説する。

なお、行政措置の適用に関する具体的な基準等については「法人等による寄附の不当な勧誘の防止等に関する法律に基づく消費者庁長官の処分に係る処分基準等について(令和 5 年 4 月 17 日消政策 136 号)」(以下「処分基準等」という。)で定め、消費者庁ウェブサイト上で公表している¹²。

ア 配慮義務の不遵守に対する行政措置（法第 6 条）

法第 3 条に定める配慮義務を遵守していないと認められる法人等については、当該法人等から寄附の勧誘を受ける個人の権利の保護に著しい支障が生じていると明らかに認められる場合において、更に同様の支障が生ずるおそれが著しいと認められる場合、当該法人等に対して遵守すべき事項を示し、これに従うべき旨を勧告することができる。

また、勧告先の法人等がこれに従わなかった場合には、その旨を公表することができるほか、勧告を行うために必要な限度において法人等に対し配慮義務の遵守状況に関して必要な報告を求めることができる。

¹² 参考資料 2 参照。

イ 禁止行為違反に対する行政措置・罰則(法第7条、第16条～第18条)

法人等が禁止行為を行っている可能性がある場合については、法第4条及び第5条の規定の施行に関し特に必要と認めるとき¹³、その必要の限度において、法人等に対して寄附勧誘に関する業務状況についての必要な報告を求めることができる。

そして、禁止行為に違反したと認められる法人等については、当該法人等が引き続き当該行為をするおそれが著しいと認められる場合において、当該行為の停止その他の必要な措置をとるべき旨の勧告ができる。また、勧告先の法人等が正当な理由なく勧告に係る措置をとらなかった場合、当該勧告に従うことを命令することができ、命令を行った場合にはその旨を公表することになる。

以上のとおり禁止行為違反に対する行政上の措置が定められているが、これに違反した場合の罰則についても規定されている。法人等が命令に違反した場合には、1年以下の拘禁刑若しくは100万円以下の罰金刑が科され、又はこれを併科する旨が定められている。また、寄附勧誘に関する業務状況についての必要な報告を求めたにもかかわらずこれを実施しなかった、又は虚偽の報告をした場合には、50万円以下の罰金刑が科される。さらに、法人等の代表者等がこれらの罰則の対象となる行為をした場合には、行為者本人に加え、法人等も罰則(罰金刑)の対象とされる、いわゆる法人両罰規定が設けられている。

(5) 寄附の意思表示の取消し(法第8条・第9条)

法第8条では、法人等が寄附の勧誘をするに際し、法第4条で掲げた6つの禁止行為のいずれかにより、個人が困惑し、それによって寄附の意思表示をした場合に当該寄附の意思表示を取り消すことができると規定されている¹⁴。

法第9条では、取消権の行使期間について、追認をすることができる時か

¹³ 「特に必要と認めるとき」とは、例えば、禁止行為が不特定又は多数の個人に対して繰り返し組織的に行われており、社会的に影響が大きく、寄附の勧誘を受ける個人の保護を図る必要性が強い場合などが想定される。

¹⁴ ただし、消費者契約法の取消しの対象となる場合との適用関係を明確にする観点から、当該寄附が消費者契約に該当する場合における当該消費者契約の申込み又はその承諾の意思表示については、不当寄附勧誘防止法で定める取消権の対象から除かれている。

ら1年間（靈感等による知見を用いた告知により困惑した場合は3年間）行わないとき、又は寄附の意思表示をした時から5年（靈感等による知見を用いた告知により困惑した場合は10年）を経過したとき、時効によって取消権は消滅するものと定められている。

（6）債権者代位権の行使に関する特例（法第10条）

寄附によって資力が悪化し、寄附者の家族等が適切な扶養等を受けられなくなるといった家族等の被害救済に資するよう、扶養や扶助を受ける権利を被保全債権として、不当寄附勧誘防止法や消費者契約法に基づく取消権及びこれが行使された場合の財産の返還請求権を代位行使することについては、被保全債権の期限が到来することを要しないとする、民法の債権者代位権の特則が定められている¹⁵。

（7）法運用上の配慮（法第12条）

法に基づく行政上の措置を実際に運用する際には、個人を保護するために必要な場合に限り勧告等を行うこととするものの、寄附が無償行為であり、法人等が寄附を受領する場合には、その態様や位置付け等において、一般の商取引における事業者の経済活動とは異なる側面がある。特に、学校法人、宗教法人、政治団体については、これらの団体の主要な活動が寄附で成り立っている側面があり、かつ、当該活動は憲法上の権利でもある学問の自由、信教の自由、政治活動の自由とそれぞれ関連性を有する側面がある。

したがって、法人等による不当な寄附勧誘に対する行政措置等の運用に当たっては、寄附の勧誘等の適正性を確保することが重要となるものの、法人等の活動において寄附が果たす役割の重要性に留意しつつ、学問の自由、信教の自由及び政治活動の自由を不当に侵害したり抑制したりすることと

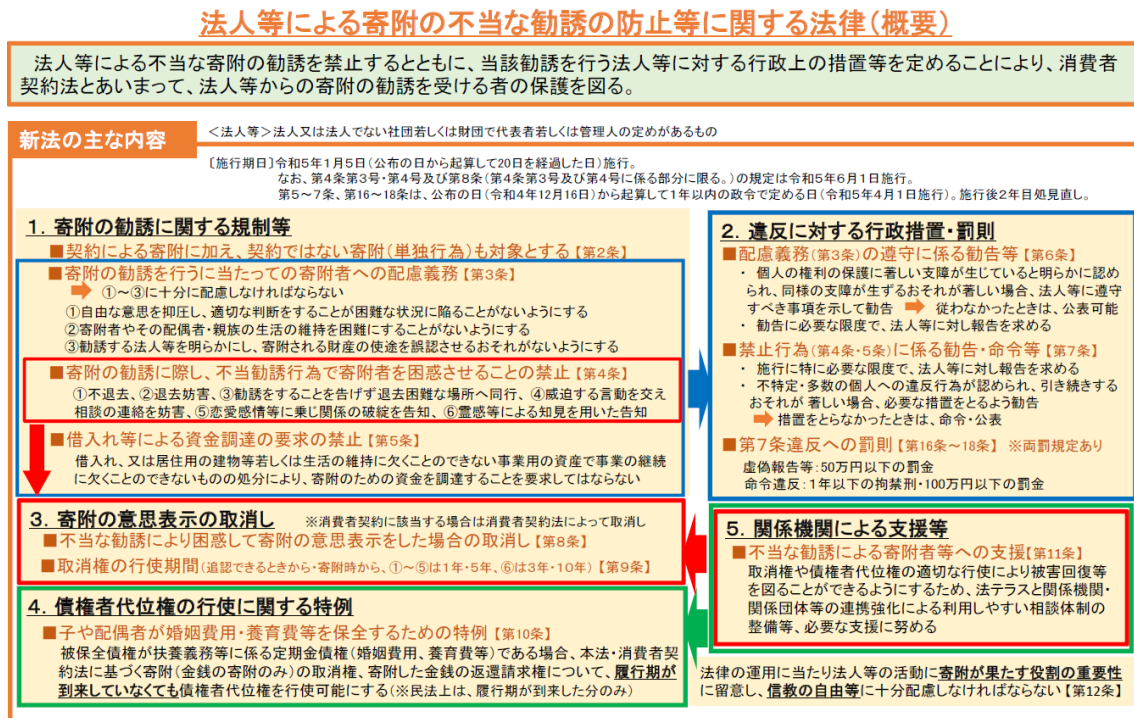
¹⁵ 債権者代位権とは、債務者が自己の権利を行使しないときに、債権者が債務者に代わって権利を行使することにより、責任財産の維持を図るための権利である。債権者代位権が認められるための要件の1つとして、被保全債権の履行期が到来していることが民法第423条第2項で定められている。この例外として、不当寄附勧誘防止法第10条第1項では、扶養義務等に係る定期金債権のうち期限の到来していない部分を保全するため必要があるときは、債務者がした寄附（金銭の給付を内容とするものに限る。）の意思表示に関する第8条第1項の取消権、消費者契約法第4条第3項（第1号から第4号まで、第6号又は第8号に係る部分に限る。）の取消権、これらの行使によって生ずる財産の返還請求権を代位行使することができるとしている。

ならないよう十分配慮しなければならない旨が規定されている。

当該規定を踏まえながら行政措置の要件の該当性等を適切に判断することができるようになるため、消費者庁では令和5年4月1日付けで各分野の有識者に執行アドバイザーを委嘱しており、必要に応じて関係分野の有識者から意見を伺うものとしている。

以上が不当寄附勧誘防止法の主な内容となっており、その全体像は図表2-1の概要資料で示しているとおりである。

【図表2-1】不当寄附勧誘防止法の概要



第3章. 不当寄附勧誘防止法の周知・啓発の状況

不当寄附勧誘防止法は、法人等による不当な寄附の勧誘を禁止するとともに、行政上の措置等を定めることにより、法人等からの寄附の勧誘を受ける者の保護を図ることを目的としているところ、消費者庁においては、法を厳正に運用するべく、積極的な周知・啓発の取組を実施している。

本章では、当該取組の詳細等について整理している（なお、特に断りのない限り、令和7年3月31日までに実施した取組について記している。）。

（１）基礎的な取組

ア 全国の関係機関に対する事務連絡（通知）の発出

令和4年12月の不当寄附勧誘防止法の公布及び令和5年1月以降の施行に際し、消費者庁から関係府省庁及び都道府県等に事務連絡（通知）文書を発出し、関係府省庁及び都道府県等を通じて、全国の関係機関等に対し、①不当寄附勧誘防止法が公布・施行される旨、②「法人等による寄附の不当な勧誘と考えられる行為に関する情報提供フォーム」（以下「消費者庁ウェブフォーム」という。）の開設及び③不当寄附勧誘防止法に係る広報資料等について周知した。

当該文書の発出実績は図表3－1のとおりである。

【図表3－1】事務連絡の発出実績

実施年月	通知先	内容
令和4年 12月	都道府県・政令指定都市消費者行政担当課	不当寄附勧誘防止法の公布等
令和5年 1月	各府省庁消費者政策担当課及び都道府県・政令指定都市消費者行政担当課	不当寄附勧誘防止法の一部の規定を除く施行等
令和5年 4月	各府省庁消費者政策担当課及び都道府県・政令指定都市消費者行政担当課	不当寄附勧誘防止法の行政措置等に係る一部の規定の施行、消費者庁ウェブフォームの開設、不当寄附勧誘防止法に係る広報資料等
令和5年 6月	各府省庁消費者政策担当課及び都道府県・政令指定都市消費者行政担当課	不当寄附勧誘防止法の全ての規定の施行、消費者庁ウェブフォームの開設、不当寄附勧誘防止法に係る広報資料等

イ 法人等による寄附の不当な勧誘の防止等に関する法律解説資料（Q & A 形式）の公表

本資料は、不当寄附勧誘防止法が公布されたことを受け、令和4年12月に消費者庁ウェブサイト上において公表した解説資料である¹⁶。

具体的な内容としては、総論から個別の規定に至るまで、想定される質問と、これに対する法解釈等の回答を示している。質問の内容例については、図表3-2のとおりである。

なお、本資料は、令和5年6月に更新しており、今後も、必要に応じ、追加等を行うこととしている。

【図表3-2】不当寄附勧誘防止法解説資料（Q & A 形式）における掲載質問例

Q1 法人等による寄附の不当な勧誘の防止等に関する法律が制定された趣旨はどのようなものですか。
Q12 困惑した状態で寄附の返金の請求をしないという寄附の返金に関する合意書（いわゆる念書）を書かせた場合にはその念書は有効ですか。
Q17 債権者代位権の特例の規定をどのようにして実効的に行使できるようにするのですか。特に、未成年者の場合はどうですか。
Q20 本法は、寄附に関する記録の交付を義務付けるものですか。

ウ 法人等による寄附の不当な勧誘の防止等に関する法律・逐条解説の公表

本資料は、令和5年2月に消費者庁ウェブサイト上において公表した不当寄附勧誘防止法の逐条解説である¹⁷。

本逐条解説については、後述する法人に対する説明会等において積極的に配布するなど、ウェブサイトへの掲載にとどまらず、広く活用している。

エ 処分基準等の策定及び公表

本資料は、不当寄附勧誘防止法の行政措置等の規定が施行されたことから、行政手続法（平成5年法律第88号）第12条第1項に基づき、不当寄附勧誘防止法に基づく消費者庁長官の処分に係る処分基準等を定め、

¹⁶ https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_policy/donation_solicitation/assets/consumer_policy_cms213_230704_01.pdf

¹⁷ https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_policy/donation_solicitation/assets/consumer_policy_cms213_230821_01.pdf

令和5年4月に公表したものである¹⁸（参考資料2参照）。

本資料の策定に当たっては、意見募集（パブリック・コメント）を令和5年2月1日から令和5年3月2日まで実施し、寄せられた意見に対する考え方についても公表している¹⁹。

（２）法人等向けの主な取組

ア 公益財団法人日本宗教連盟等主催の説明会への講師派遣

本取組は、公益財団法人日本宗教連盟が主催（又は文化庁と共催）する説明会に消費者庁から講師を派遣し、宗教法人関係者らに対し、不当寄附勧誘防止法の概要等について説明したものである。

各回の説明実績は図表3－3のとおりである。

【図表3－3】公益財団法人日本宗教連盟等主催の説明会への講師派遣実績

実施年月	主催（共催）	場所	参加者
令和5年1月	公益財団法人日本宗教連盟	東京都港区	84名
同年6月	公益財団法人日本宗教連盟 及び文化庁	沖縄県 豊見城市	30名
同年7月	公益財団法人日本宗教連盟 及び文化庁	京都府 京都市	39名
同年9月	公益財団法人日本宗教連盟 及び文化庁	福島県 福島市	31名
令和6年2月	公益財団法人日本宗教連盟 及び文化庁	岡山県 岡山市	33名

イ 文化庁等主催の宗教法人実務研修会への講師派遣

本取組は、文化庁及び開催地の地方公共団体が共催する「宗教法人実務研修会」において、令和5年度及び令和6年度開催分に消費者庁から講師を派遣し、当該研修会の出席者に対し、不当寄附勧誘防止法の概要等について説明したものである。

当該研修会は、宗教法人の管理運営の適正化に資するという趣旨の下、宗教法人等の法人事務担当者を対象に、各年度、全国9か所において開催されている。消費者庁が講師を派遣した年度における開催実績はそれぞれ図表3－4のとおりである。

¹⁸ https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_policy/donation_solicitation/assets/consumer_policy_cms103_230417_01.pdf

¹⁹ <https://public-comment.e-gov.go.jp/pcm/download?seqNo=0000252728>

【図表 3－4】宗教法人実務研修会への講師派遣実績

令和 5 年度開催実績		
開催地区	開催地・説明年月	主催（共催）
北海道・東北 （北海道、青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島）	（北海道） 令和 5 年 11 月	文化庁及び北海道
関東甲信越静岡 （茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川、新潟、山梨、長野、静岡）	（埼玉県） 令和 5 年 9 月	文化庁及び埼玉県
	（長野県） 令和 5 年 11 月	文化庁及び長野県
近畿・中部 （富山、石川、福井、岐阜、愛知、三重、滋賀、京都、大阪、兵庫、奈良、和歌山）	（三重県） 令和 5 年 9 月	文化庁及び三重県
	（兵庫県） 令和 5 年 10 月	文化庁及び兵庫県
中国・四国 （鳥取、島根、岡山、広島、山口、徳島、香川、愛媛、高知）	（山口県） 令和 5 年 10 月	文化庁及び山口県
	（愛媛県） 令和 5 年 11 月	文化庁及び愛媛県
九州 （福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄）	（熊本県） 令和 5 年 10 月	文化庁及び熊本県
	（大分県） 令和 5 年 11 月	文化庁及び大分県
研修内容		
【 1 日目】 講義Ⅰ「宗教法人の管理運営について」 ・文化庁から、規則変更の手續や財産処分等の管理運営における留意点について説明。 講義Ⅱ「宗教法人の公益性について」 ・公益財団法人日本宗教連盟から、その活動内容等について説明。 講義Ⅲ「不当寄附勧誘防止法等について」 ・消費者庁から、令和 5 年 1 月に施行された不当寄附勧誘防止法の概要等について説明。 講義Ⅳ「税務の基礎知識」 ・国税局・税務署における実務の担当者から、宗教法人に関係の深い所得税や法人税等の税務処理における注意事項等について説		

	明。 講義Ⅴ「登録免許税の非課税証明等」(仮) - 開催県における実務の担当者から、事務手続及び留意点等について説明。 【2日目】 - 講義「宗教法人の会計・税務及び宗教法人特有の会計税務処理」 - 会計演習「宗教活動会計と収益事業会計の記帳から計算書類作成まで」 - 宗教法人の会計・税務処理について豊富な経験のある税理士法人から、日常の会計処理の基本知識、会計書類の作成や税額の計算方法等について解説。		
	令和6年度開催実績		
	開催地区	開催地・説明年月	主催（共催）
	北海道・東北 (北海道、青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島)	(岩手県) 令和6年11月	文化庁及び 岩手県
	関東甲信越静岡 (茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川、新潟、山梨、長野、静岡)	(神奈川県) 令和6年9月	文化庁及び 神奈川県
		(群馬県) 令和6年10月	文化庁及び 群馬県
	近畿・中部 (富山、石川、福井、岐阜、愛知、三重、滋賀、京都、大阪、兵庫、奈良、和歌山)	(福井県) 令和6年10月	文化庁及び 福井県
		(奈良県) 令和6年11月	文化庁及び 奈良県
	中国・四国 (鳥取、島根、岡山、広島、山口、徳島、香川、愛媛、高知)	(高知県) 令和6年10月	文化庁及び 高知県
		(島根県) 令和6年11月	文化庁及び 島根県
	九州 (福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄)	(鹿児島県) 令和6年10月	文化庁及び 鹿児島県
		(長崎県) 令和6年11月	文化庁及び 長崎県
	研修内容		
	【1日目】 講義Ⅰ「宗教法人の管理運営について」		

- ・文化庁から、規則変更の手續や財産処分等の管理運営における留意点について説明。

講義 II 「宗教法人の公益性について」

- ・公益財団法人日本宗教連盟から、その活動内容等について説明。

講義 III 「不当寄附勧誘防止法等について」

- ・消費者庁から、令和 5 年 1 月に施行された不当寄附勧誘防止法の概要等について説明。

講義 IV 「税務の基礎知識」

- ・国税局・税務署における実務の担当者から、宗教法人に関係の深い所得税や法人税等の税務処理における注意事項等について説明。

講義 V 「登録免許税の非課税証明等」(仮)

- ・開催県における実務の担当者から、事務手續及び留意点等について説明。

【2 日目】

1. 講義「宗教法人の会計・税務及び宗教法人特有の会計税務処理」
 2. 会計演習「宗教活動会計と収益事業会計の記帳から計算書類作成まで」
- ・宗教法人の会計・税務処理について豊富な経験のある税理士法人から、日常の会計処理の基本知識、会計書類の作成や税額の計算方法等について解説。

ウ 法人向け不当寄附勧誘防止法説明会の開催（消費者庁主催）

本説明会は、消費者庁主催の下、あらゆる法人等を対象として、不当寄附勧誘防止法について説明を行ったものである。令和 5 年度は、委託事業により実施し（図表 3－5）、令和 6 年度は、消費者庁新未来創造戦略本部の協力により実施した。

（ア）目的

消費者庁において、寄附を募るあらゆる法人等に法の理解を促進するため、全国各地で不当寄附勧誘防止法についての説明会を開催し、法の周知・啓発に取り組むことを主たる目的として実施したものである。その際、法の配慮義務及び禁止規定は、社会通念上、不当な勧誘行為と考えられるものに限っているにもかかわらず、法人等の中には、寄附の勧誘に際して、法に抵触するのではないかといった漠然とした不安を抱いている法人等が存在することも鑑み、本事業の実施を通じて、正当

な寄附勧誘を行う法人等の不安や懸念が解消されることを目指すこととした。

あわせて、不当寄附勧誘防止法に係る啓発資料を本説明会において配布することで法人等に法の理解を促すとともに、本説明会に係る参加者の理解度を調査、分析するなどし、法に係る今後の周知・啓発の検討に活用することも目的とした。

(イ) 開催実績及び説明内容

令和5年度における本説明会は、令和6年2月から同年3月にかけて、大阪・福岡・東京の3か所において開催した上、東京会場では会場参加とオンライン配信とのハイブリット形式とすることで、全国の法人等が参加可能な形式で実施した。また、令和6年度における本説明会は、令和7年3月に消費者庁新未来創造戦略本部（徳島）において開催した上、会場参加とオンライン配信とのハイブリット形式とすることで、全国の法人等が参加可能な形式で実施した。各地の開催実績及び説明内容の詳細は図表3-6のとおりである。

【図表3-5】法人向け不当寄附勧誘防止法説明会の開催案内（令和5年度）

法人向け 不当寄附勧誘防止法説明会 in 大阪 2024



開催日 2024年2月14日(水)
時間 16:00～18:00(予定) / 受付開始 15:30～
会場 毎日インテシオ 4階
大阪府大阪市北区梅田3丁目4-5
・JR「大阪」駅桜橋口より徒歩8分
・JR「福島」駅より徒歩5分

参加方法 **参加無料** お申し込みは
事前申込制 WEBサイトにて受付中！
【定員になり次第応募締切】

プログラム

- ・講演1 本村弁護士による基調講演
「法人等が寄附を募る際に注意しなければならないこと」
～不当寄附勧誘防止法のキホン～ 法律の背景と目的、今後の課題について
- ・講演2 消費者庁による講演
「不当寄附勧誘防止法について」
- ・質疑応答

「不当寄附勧誘防止法」について、
(法人等による寄附の不当な勧誘の防止等に関する法律)
知りたい、理解を深めたい法人向けの説明会です。

- ☒ 不当な寄附勧誘とは？
- ☒ どのような勧誘行為が規制の対象となるのか？
- ☒ 寄附の勧誘の際には、
どのようなことに注意をすればよいのか？



【図表 3－6】法人向け不当寄附勧誘防止法説明会の開催実績及び説明内容

大阪会場（不当寄附勧誘防止法説明会 2024in 大阪）		
開催年月	会場	参加人数（主な属性）
令和 6 年 2 月	大阪府大阪市	32 名（学校法人、公益法人、病院等）
プログラム		
1. 開会挨拶：消費者庁審議官 2. 基調講演「法人等が寄附を募る際に注意しなければならないこと」～不当寄附勧誘防止法のキホン～ 法律の背景と目的、今後の課題について 本村 健太郎 氏（弁護士） 3. 質疑応答 4. 消費者庁からの説明「不当寄附勧誘防止法について」 5. 質疑応答 6. 閉会		
福岡会場（不当寄附勧誘防止法説明会 2024in 福岡）		
開催年月	会場	参加人数（主な属性）
令和 6 年 2 月	福岡県福岡市	20 名（学校法人、NPO 法人、公益法人、病院等）
プログラム		
1. 開会挨拶：消費者庁審議官 2. 基調講演「法人等が寄附を募る際に注意しなければならないこと」～不当寄附勧誘防止法のキホン～ 法律の背景と目的、今後の課題について 本村 健太郎 氏（弁護士） 3. 質疑応答 4. 消費者庁からの説明「不当寄附勧誘防止法について」 5. 質疑応答 6. 閉会		
東京会場（不当寄附勧誘防止法説明会 2024in 東京）		
開催年月	会場	参加人数（主な属性）
令和 6 年 3 月	東京都中央区 及びオンライン配信	会場：38 名 オンライン：391 名 （学校法人、NPO 法人、公益法人、株式会社等）

プログラム		
1. 開会挨拶：消費者庁審議官 2. 基調講演「法人等が寄附を募る際に知っておくべきことについて」 八代 英輝 氏（元裁判官・国際弁護士・武蔵野大学客員教授） 3. 質疑応答 4. 消費者庁からの説明「不当寄附勧誘防止法について」 5. 質疑応答 6. 閉会		
徳島会場（不当寄附勧誘防止法説明会 2025in 徳島）		
開催年月	会場	参加人数（主な属性）
令和7年3月	徳島県徳島市（消費者庁新未来創造戦略本部） 及びオンライン配信	会場：18名 オンライン：176名 （学校法人、NPO法人、公益法人、病院、独立行政法人等）
プログラム		
1. 開会挨拶：消費者庁審議官 2. 消費者庁からの説明「不当寄附勧誘防止法について」 3. 質疑応答 4. 閉会		

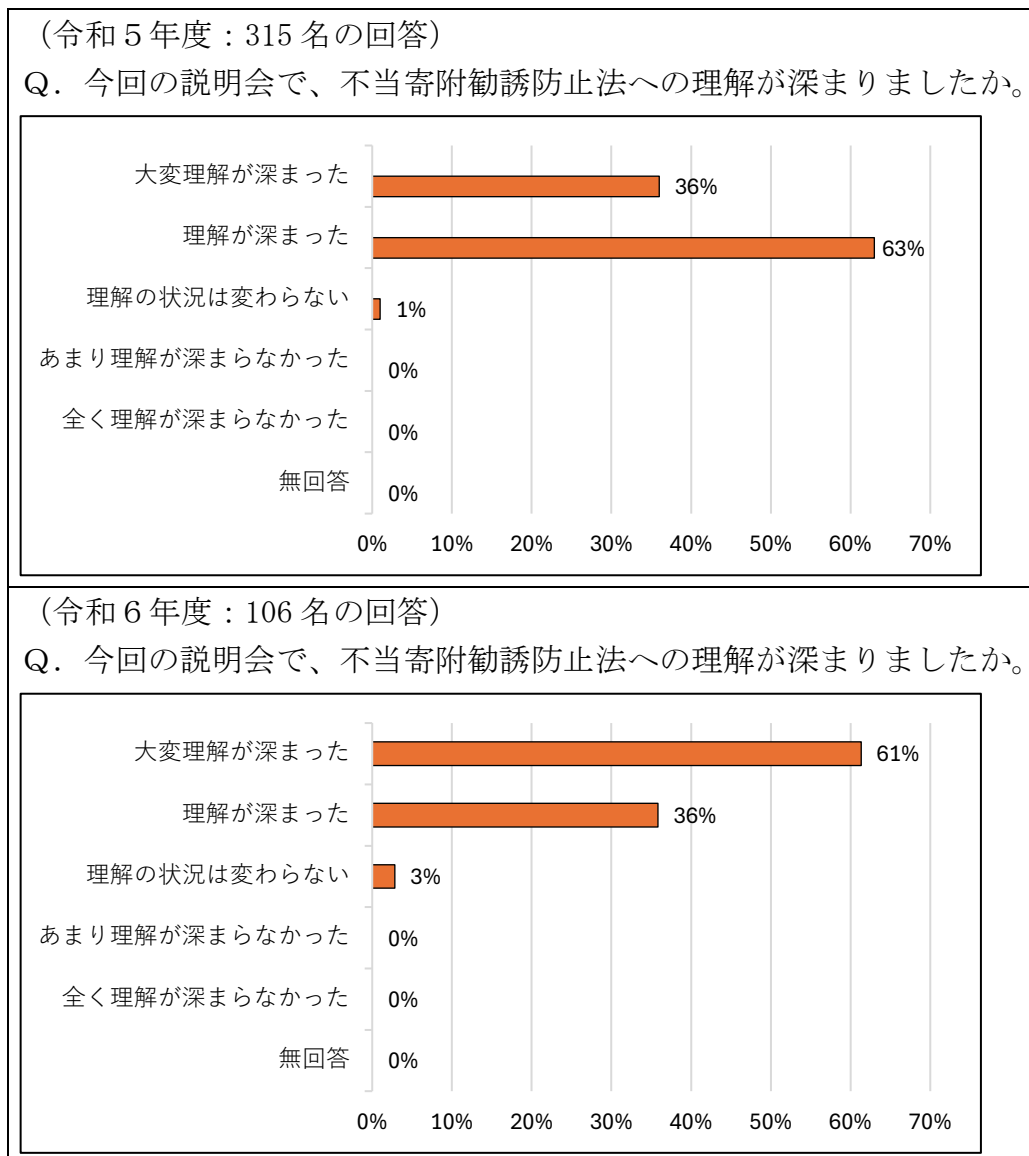
（ウ）効果

令和5年度の本説明会においては、全ての会場の参加者を対象に、説明会実施後の満足度についてアンケート形式で調査した。

当該アンケートの回答者は、各会場合計315名であったところ、「今回の説明会で、不当寄附勧誘防止法への理解が深まりましたか。」との質問に対し、「大変理解が深まった」、「理解が深まった」と回答した者の割合は99パーセントとなっていることから、本説明会の開催により一定の周知効果があったものと考えられる。

また、令和6年度も同様にアンケート調査を実施しており、回答者が計106名であったところ、「今回の説明会で、不当寄附勧誘防止法への理解が深まりましたか。」との質問に対し、「大変理解が深まった」、「理解が深まった」と回答した者の割合は97パーセントとなっており、引き続き一定の効果があったものと考えられる（図表3-7）。

【図表 3－7】 法人向け不当寄附勧誘防止法説明会のアンケート結果（抜粋）



エ 私立大学職員を対象とした説明会への講師派遣（オンライン）

一般社団法人日本私立大学連盟及び日本私立大学協会がそれぞれ主催する、当該団体の加盟大学職員向けの説明会において、消費者庁から講師を派遣し、当該説明会の出席者に対し、不当寄附勧誘防止法の概要等についてオンラインで説明した。その実績は図表 3－8 のとおりである。

【図表 3－8】私立大学職員を対象とした説明会への講師派遣実績

時期	主催	説明内容
令和 6 年 10 月	一般社団法人日本私立大学連盟	不当寄附勧誘防止法と私立大学
令和 6 年 10 月	日本私立大学協会	不当寄附勧誘防止法の概要及び学校法人における留意点について

(3) 個人向けの主な取組

ア 周知・啓発用チラシの公表

令和 5 年 1 月 5 日に改正消費者契約法や不当寄附勧誘防止法の一部規定等が施行されたことを踏まえ、同日、消費者契約法等の改正内容を含む周知・啓発用チラシ（図表 3－9）を、消費者庁、独立行政法人国民生活センター（以下「国民生活センター」という。）及び日本司法支援センター（以下「法テラス」という。）の連名で、消費者庁ウェブサイト上に公表している。

【図表 3－9】周知・啓発用チラシ

霊感商法等による消費者被害の救済の
実効化のための消費者契約法等改正について

令和4年12月10日成立、令和5年1月5日施行

霊感等による知見を用いた勧誘による消費者被害の深刻化に対応するため、「消費者契約法」及び「独立行政法人国民生活センター法」の一部を改正する法律が成立しました。

※太い赤字が改正部分

消費者契約法の改正

●消費者は、事業者が消費者契約の締結について勧誘をするに際し、霊感等の特別な能力により、消費者又はその親族の生命、身体、財産その他の重要な事項について、そのままでは現在生じ、若しくは将来生じ得る重大な不利益を回避することができないとの不安を有し、又はそのような不安を抱いていることに乗じて、契約を締結することが必要不可欠と右げることにより、図得し、契約をした場合には、これを取り消すことができます。

●霊感等の知見を用いた告知による勧誘に対する取消権を、追認することができるときから3年（改正前1年）、契約締結時から10年（改正前5年）の間、行使することが可能です。

※改正前の霊感等の知見を用いた告知による勧誘に対する取消権についても、特約が形成していないものについては、改正後の取消権の行使期間が適用されます。

（独）国民生活センター法の改正

●消費者紛争解決手続（ADR）が迅速化され、利用しやすくなり、和解仲介・仲裁が行いやすくなります。

●事業者名の公表等を行うことにより、再発防止等の取組を働きかけます。

●連絡消費者団体への支援やADR情報の提供を行うことで、地域における被害の予防・救済の実効性向上を図ります。

詳しくはこちらをご覧ください
https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_system/consumer_contract_act/2022_contents_002/

寄附の不当な勧誘による被害の救済、
再発防止に向けた法整備について

令和4年12月10日成立、令和5年1月5日一部施行

寄附の不当な勧誘による被害の救済、再発防止のため、寄附の適正化の仕組みを構築する「法人等による寄附の不当な勧誘の防止等に関する法律」が成立しました。

＜法人等とは＞法人又は法人でない組織若しくは団体で代表者若しくは管理者の役割があるもの

【寄附を勧誘する側】の規制

●法人等の寄附の勧誘に関する規制等

【勧誘規制】
寄附の勧誘を行うに当たって、以下の点に十分に配慮しなければなりません。

①自由な意思を前提し、適切な判断をすることが困難な状況に陥ることのないよう、②寄附者やその配偶者・親族の生活の維持を困難にすることがないように、③勧誘する法人等を明らかにし、受附される財源の使途を説明する必要がある。

【禁止規定】
●寄附の勧誘に際し、以下の不当な勧誘行為で寄附者を誘惑してはなりません。

①不慮、②誤認、③勧誘することによって不慮な被害に陥る恐れがあること、④勧誘することによって不慮な被害に陥る恐れがあること、⑤勧誘することによって不慮な被害に陥る恐れがあること、⑥勧誘することによって不慮な被害に陥る恐れがあること、⑦勧誘することによって不慮な被害に陥る恐れがあること、⑧勧誘することによって不慮な被害に陥る恐れがあること、⑨勧誘することによって不慮な被害に陥る恐れがあること、⑩勧誘することによって不慮な被害に陥る恐れがあること、⑪勧誘することによって不慮な被害に陥る恐れがあること、⑫勧誘することによって不慮な被害に陥る恐れがあること、⑬勧誘することによって不慮な被害に陥る恐れがあること、⑭勧誘することによって不慮な被害に陥る恐れがあること、⑮勧誘することによって不慮な被害に陥る恐れがあること、⑯勧誘することによって不慮な被害に陥る恐れがあること、⑰勧誘することによって不慮な被害に陥る恐れがあること、⑱勧誘することによって不慮な被害に陥る恐れがあること、⑲勧誘することによって不慮な被害に陥る恐れがあること、⑳勧誘することによって不慮な被害に陥る恐れがあること、㉑勧誘することによって不慮な被害に陥る恐れがあること、㉒勧誘することによって不慮な被害に陥る恐れがあること、㉓勧誘することによって不慮な被害に陥る恐れがあること、㉔勧誘することによって不慮な被害に陥る恐れがあること、㉕勧誘することによって不慮な被害に陥る恐れがあること、㉖勧誘することによって不慮な被害に陥る恐れがあること、㉗勧誘することによって不慮な被害に陥る恐れがあること、㉘勧誘することによって不慮な被害に陥る恐れがあること、㉙勧誘することによって不慮な被害に陥る恐れがあること、㉚勧誘することによって不慮な被害に陥る恐れがあること、㉛勧誘することによって不慮な被害に陥る恐れがあること、㉜勧誘することによって不慮な被害に陥る恐れがあること、㉝勧誘することによって不慮な被害に陥る恐れがあること、㉞勧誘することによって不慮な被害に陥る恐れがあること、㉟勧誘することによって不慮な被害に陥る恐れがあること、㊱勧誘することによって不慮な被害に陥る恐れがあること、㊲勧誘することによって不慮な被害に陥る恐れがあること、㊳勧誘することによって不慮な被害に陥る恐れがあること、㊴勧誘することによって不慮な被害に陥る恐れがあること、㊵勧誘することによって不慮な被害に陥る恐れがあること、㊶勧誘することによって不慮な被害に陥る恐れがあること、㊷勧誘することによって不慮な被害に陥る恐れがあること、㊸勧誘することによって不慮な被害に陥る恐れがあること、㊹勧誘することによって不慮な被害に陥る恐れがあること、㊺勧誘することによって不慮な被害に陥る恐れがあること、㊻勧誘することによって不慮な被害に陥る恐れがあること、㊼勧誘することによって不慮な被害に陥る恐れがあること、㊽勧誘することによって不慮な被害に陥る恐れがあること、㊾勧誘することによって不慮な被害に陥る恐れがあること、㊿勧誘することによって不慮な被害に陥る恐れがあること、

違反に対する行政措置・罰則

国は、不当な勧誘による寄附者やその家族が上記の権利を適切に行使して被害回復等を図ることができるよう、法テラスと関係機関等の連携を図り、利用しやすい相談体制の整備に努めます。

詳しくはこちらをご覧ください
https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_policy/donation_solicitation/

消費者ホットライン 188
消費者ホットライン 188
消費者ホットライン 188

お困りの際は、
まずは相談してください。
消費者ホットライン 188
消費者ホットライン 188
消費者ホットライン 188

霊感商法等対応ダイヤル
0120-005931
受付時間 平日9時30分～17時（土日・祝日・年末年始を除く）

消費者庁
独立行政法人 国民生活センター
法テラス
日本司法支援センター
令和5年4月版

イ 政府広報との連携

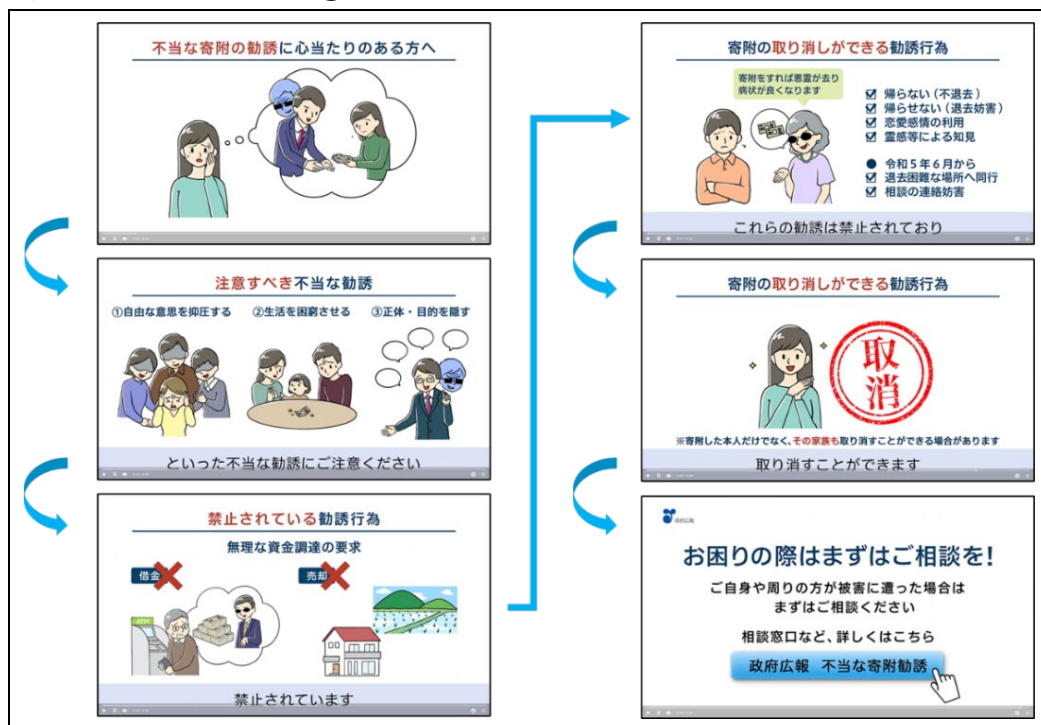
政府広報と連携し、不当寄附勧誘防止法について、30 秒間の周知用動画²⁰の配信（図表 3－10）、解説記事²¹の掲載（図表 3－11）及び検索サイト等におけるバナー広告の配信（図表 3－12）を行っている。

30 秒間の周知用動画では、個人向けに周知すべき重要なポイントとして、不当寄附勧誘防止法に係る「注意すべき不当な勧誘」、「禁止されている勧誘行為」、「寄附の取り消しができる勧誘行為」及び相談窓口等の説明を行っている。

解説記事では、政府広報ウェブサイト上の「お金・消費のトラブル」カテゴリー内において、「不当な寄附勧誘行為は禁止！霊感商法等の悪質な勧誘による寄附や契約は取り消せます」と題し、個人向けに分かりやすい用語を用いて、勧誘事例を含む不当寄附勧誘防止法の各規定等について、具体的な説明を行っている。

検索サイト等におけるバナー広告については、広告をクリックすると前記解説記事にアクセスできるものとなっている。

【図表 3－10】政府広報①：30 秒間の周知用動画（令和 5 年 4 月配信）



²⁰ 令和 7 年 4 月に配信終了。

²¹ <https://www.gov-online.go.jp/useful/article/202303/1.html>

【図表3-11】政府広報②：解説記事（抜粋）（令和6年7月最終更新）

お金・消費のトラブル

2024年7月17日

不当な寄附勧誘行為は禁止！ 霊感商法等の悪質な勧誘による寄附や契約は取り消せます

#寄附勧誘 #霊感商法 #お役立ち記事

シェアする

「先祖の供養をしないと、その病気は治らないですよ」と不安をあおられるなどして高額な寄附をしたり商品を購入したりしてしまった。その結果、家庭が困窮したり崩壊したりするなどの事例も発生しています。そこで、**不当な寄附勧誘を防止し、被害からの救済や再発を防ぐため新たな法律**が制定されました。また、消費者契約法等の改正が行われ、**霊感商法等による被害の救済が拡充**されました。それらの法律の概要と困ったときの相談窓口をお知らせします。

【図表3-12】政府広報③：バナナ広告

ウ 周知用ポスターの公表及び関係機関における掲示

消費者庁において、委託事業により不当寄附勧誘防止法の周知用ポスター（図表 3－13）を作成し、令和 5 年 10 月に消費者庁ウェブサイト上で公表している。

【図表 3－13】周知用ポスター

不当な 寄附勧誘は NO!

心当たりは すぐ通報

このような寄附勧誘を行って人を困惑させることは禁止されています！

● お断りしても退去せずに勧誘
● 寄附を断り退去するのを妨害

● 勧誘とは告げず、退去困難な場所へ同行し、勧誘

● 威迫する言動を交えて外部への相談連絡を妨害

● 寄附しないとお断り感情等による関係が破綻と告知

● 霊感等によって不安をあおり又は根拠、寄附が不可欠と告知

● 借入れ等による資金調達を要求

このような配慮に欠ける寄附勧誘も不当です！

● 判断困難に陥らないための配慮がない

● 生活困難にならないための配慮がない

● 使途誤認しないための配慮がない

こうした行為を受けたら・見かけたら、ご連絡ください！

消費者庁
への
通報窓口

法人等による寄附の不当な勧誘と考えられる行為について、情報提供願います。

消費者
ホットライン

1 8 8

消費生活センター 188
消費者庁ホットライン 188
メール 188@kousei.go.jp

▼ 詳細はこちら

消費者庁 不当寄附勧誘防止法

検索

消費者庁
Consumer Affairs Agency, Government of Japan

(ア) 関係機関等への配布実績

個人向けに幅広い周知を実施するため、周知用ポスターを作成・公表した令和5年度において、図表3-14のとおり、各関係機関（全国の大学（国立、公立、私立）や警察、消費生活センター等）に当該ポスターを配布し、掲示を依頼した。

【図表3-14】周知用ポスターの関係機関等への配布実績（令和5年度実施）

機関種別	機関数	合計配布枚数
関係府省庁等	22	106
都道府県	47	470
政令指定都市	20	200
東京特別区	23	230
市町村	1,698	8,940
都道府県警察本部	47	1,300
中央公民館	1,741	17,410
法テラス	63	315
国立大学	86	430
公立大学	115	575
私立大学	628	6,280
私立大学（短大）	289	1,445
関係団体等	36	185

(イ) 東京メトロ駅構内への掲示

委託事業により、東京メトロ各駅構内において周知用ポスターの掲示を行った。その実績は図表3-15のとおりである。

【図表3-15】周知用ポスターの東京メトロ駅構内への掲示実績

実施時期	枚数
令和5年11月	160
令和6年11月	160

エ 広報動画・啓発動画の公表及び動画広告の配信

消費者庁において、広告配信に係る委託事業を実施するに当たり、15秒間の広報動画及び啓発動画（図表3-16）を、令和6年3月及び令和7年3月に消費者庁ウェブサイト上でそれぞれ公表している。

その後、ソーシャルメディア、交通広告等のデジタル広告を総合的に活

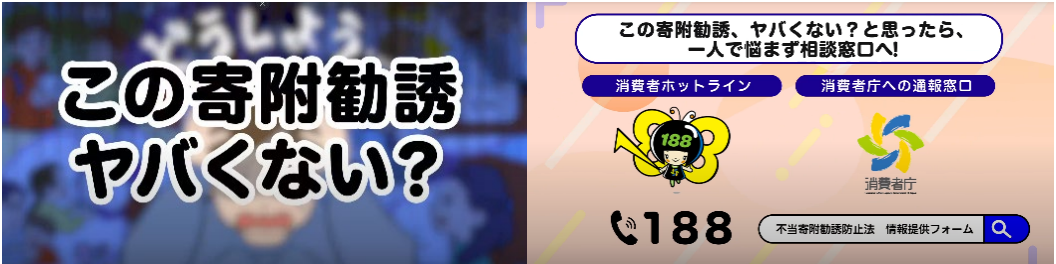
用し、不当寄附勧誘防止法を広く国民に周知するとともに、その理解の促進を図ることを目的として、令和5年度及び令和6年度にそれぞれ委託事業により、各種デジタル広告媒体において当該動画の広告を配信した。詳細は図表3-17のとおりである。

【図表3-16】不当寄附勧誘防止法の広報動画・啓発動画（抜粋）

広報動画「不当な寄附の勧誘に心当たりがあれば連絡を」（令和6年3月公表）



啓発動画「この寄附勧誘、ヤバくない？」（令和7年3月公表）



【図表3-17】動画広告の配信実績

令和5年度		
広告媒体	実施時期	配信実績
YouTube	令和6年3月	視聴回数約680,000回達成
Tokyo Metro Vision	同上	東京メトロで1週間実施
JR西日本WESTビジョン	同上	JR西日本で1週間実施
Osaka Metro テレビジョン	同上	Osaka Metroで1週間実施
コンビニPOSレジ画面	同上	13,904店舗で1週間実施
令和6年度		
広告媒体	実施時期	配信実績
YouTube	令和7年3月	視聴回数約690,000回達成

TVer	同上	視聴回数約 240,000 回達成
Tokyo Metro Vision	同上	東京メトロで 1 週間実施
JR 西日本 WEST ビジョン	同上	JR 西日本で 1 週間実施
Keihan ビジョン	同上	京阪電鉄で 1 週間実施
近鉄アドレールビジョン	同上	近畿日本鉄道で 1 週間実施
北大阪急行車内ビジョン	同上	北大阪急行で 1 週間実施

(備考) 令和 5 年度は、全ての媒体で広報動画「不当な寄附の勧誘に心当たりがあれば連絡を」を配信。令和 6 年度は、YouTube 及び TVer のみ啓発動画「この寄附勧誘、やばくない？」を、その他の広告媒体では広報動画「不当な寄附の勧誘に心当たりがあれば連絡を」をそれぞれ配信。

オ 社会福祉協議会関係者向けのメールニュースへの寄稿

社会福祉法人全国社会福祉協議会の協力の下、同法人が社会福祉協議会関係者向けに定期的に発行しているメールニュースに寄稿し、高齢者を見守る方々へ向けた法の周知を図った。

具体的には、令和 6 年 7 月 30 日発行分のメールニュースに、「高齢者への不当な寄附の勧誘被害にご注意ください！～『法人等による寄附の不当な勧誘の防止等に関する法律』について～」と題した通知文を寄稿した。その内容としては、法の概要について簡潔に説明するとともに、周りの方が不当な寄附の勧誘被害を受けているかもしれないという場面に遭遇した場合には消費者庁ウェブサイトや相談窓口まで連絡いただきたい旨、高齢者を見守る方々へ周知していただくよう協力を依頼したものとなっている。

カ 不当寄附勧誘防止法の解説動画の公表

消費者庁において、不当寄附勧誘防止法の各規定について解説をするための動画（以下「解説動画」という。）を委託事業により作成し、令和 7 年 2 月に消費者庁ウェブサイト上で公表している（図表 3-18）²²。本解説動画については、多様な周知・啓発の機会に活用することで、法の理解の促進を図ることを目的としている。

なお、本解説動画は、消費者庁において作成・公表している『『消費者力』育成・強化教材』との関係（詳細は後述（イ）参照）から、同教材の在り方を踏まえて作成している。

²² https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_policy/donation_solicitation/movie_004

【図表 3－18】 不当寄附勧誘防止法の解説動画（抜粋）



（ア）内容

解説動画では、個人向けに周知すべき不当寄附勧誘防止法の各規定について余すことなく解説するとともに、「消費者力」の重要性や相談窓口及び通報窓口の案内をするなど、法の解説にとどまらない内容も含む構成としている。また、学生等の社会生活上の経験が乏しい個人等にも分かりやすく解説するため、法律用語にこだわらず、平易な表現を用いている。構成内容の詳細は図表 3－19 のとおりである。

【図表 3－19】 解説動画の構成内容

項目	内容
法の概説	・ 不当寄附勧誘防止法とは？ ・ 規制対象と保護対象 ・ 寄附とは？
規制の内容	・ 不当な寄附勧誘行為（禁止行為及び配慮義務） ・ 勧誘事例
取消権等	・ 取消権 ・ 債権者代位権の特例
その他	・ 「消費者力」の重要性 ・ 相談窓口の案内 ・ 通報窓口の案内

(イ)「消費者力」の育成・強化との関係

「消費者力」²³の育成・強化については、図表3-20のとおり、「靈感商法等の悪質商法への対策検討会」²⁴や「旧統一教会」問題関係省庁連絡会議²⁵において、消費者被害の未然防止のための消費者教育の取組強化が指摘されたことを踏まえ、令和4年12月以降、消費者教育推進会議の下に設置された「消費者力」育成・強化ワーキングチームにおいて、「消費者力」の整理や「消費者力」を効果的に身に付けるための教材・方策について検討がなされたものである。

これらの経緯から、不当寄附勧誘防止法の周知・啓発は「消費者力」の育成・強化と連動して実施できることが望ましいと考えられるところ、同ワーキングチームの取りまとめにおいては、当該教材の構成イメージが具体的に示されており、解説動画の作成に当たっては、当該構成イメージを参考にした²⁶。

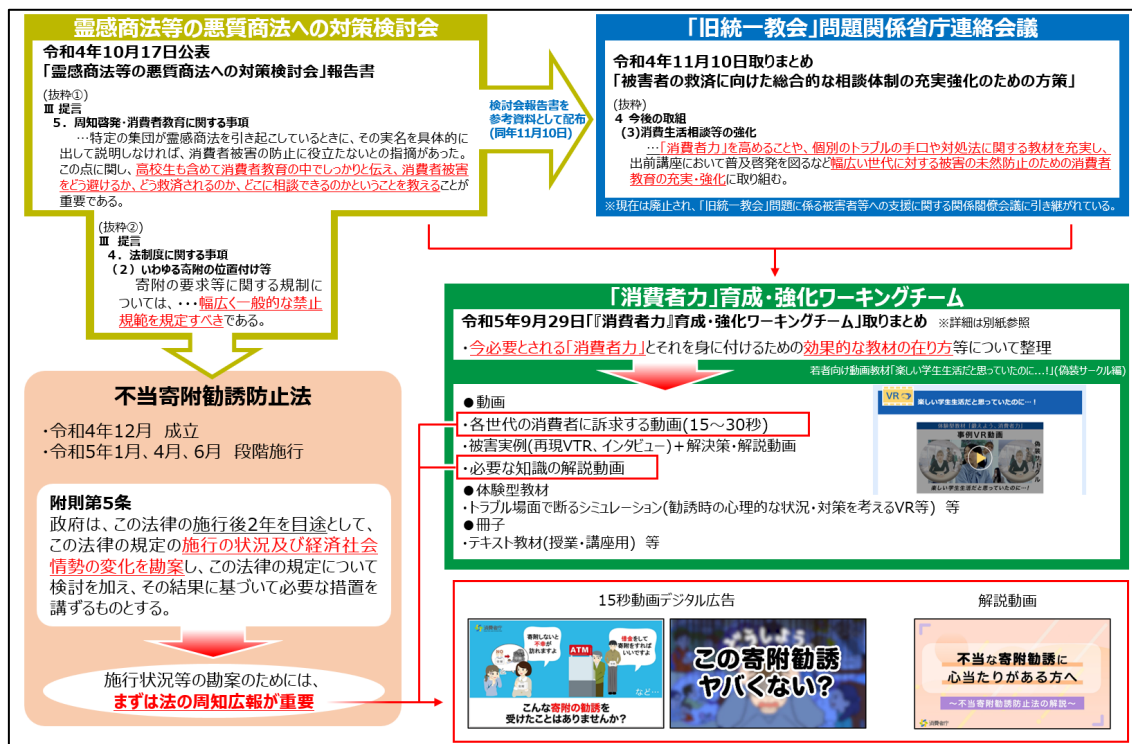
²³ 悪質商法等による被害を未然防止するために消費者自身が実践する力として、①違和感に「気づく力（批判的思考力）」、②きっぱりと「断る力」、③一人で抱えず「相談する力」の3つが基本的な「消費者力」として考えられる。

²⁴ https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_policy/meeting_materials/review_meeting_007

²⁵ https://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken03_00150.html

²⁶ https://www.caa.go.jp/policies/council/cepc/other/assets/consumer_education_203_231011_01.pdf

【図表 3-20】 不当寄附勧誘防止法の周知・啓発と「消費者力」育成・強化の関係



<参考：体験型教材「鍛えよう、消費者力 気づく・断る・相談する」>

消費者庁では、消費者教育推進会議の下に設置された「消費者力」育成・強化ワーキングチームによる取りまとめを踏まえ、幅広い世代を対象に、気づく（批判的思考）・断る・相談する・働きかける等被害防止に必要な実践的な消費者力を育成・強化することを目的とする体験型教材を開発し、令和6年4月に公表した。

体験型教材では、世代ごとに遭いやすいトラブル事例をもとにした動画やマンガ、授業や講座で活用する際の参考となる教材活用ガイドや投影用スライド、授業・講座展開例等を用意している。

臨場感のあるVR動画では、「自分ごと」として学ぶことができるように、被害者目線でトラブルを疑似体験できる「事例VR動画」のほかに、対処法を考え振り返る「復習動画」、勧誘等の具体的な手口や気づくべきポイント、断り方等を学ぶことができる「解説動画」を用意している。

「偽装サークル」のケースでは、大学生の主人公がキャンパスで、親しくなった先輩に声をかけられサークルの見学に行ったところ、セミナー合宿に誘われるが、合宿では、高額な教材の購入を迫られ、仲間に引き入れられていく様子を扱っている。

体験型教材、VR動画等の詳しい内容については、体験型教材「鍛えよう、

消費者力 気づく・断る・相談する」特設サイトを参照いただきたい²⁷。また、図表3-21のとおり啓発ポスターも作成しており、こちらも参照されたい。

【図表3-21】啓発ポスター「体験型教材『鍛えよう、消費者力 気づく・断る・相談する』」



²⁷ <https://www.kportal.caa.go.jp/shohisha-ryoku/>

キ 不当寄附勧誘防止法パンフレット「あなたやご家族が寄附の強引な勧誘に困っていませんか？」の公表

消費者庁において、不当な寄附勧誘を受けていないか自己チェックをした上で、不当寄附勧誘防止法の各規定について知ることができるパンフレット「あなたやご家族が寄附の強引な勧誘に困っていませんか？」（図表３－２２）（以下「パンフレット」という。）を作成し、令和７年２月に消費者庁ウェブサイト上で公表している²⁸。

【図表３－２２】パンフレット（抜粋）



²⁸ https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_policy/donation_solicitation/assets/consumer_policy_cms213_250214_02.pdf

また、個人向けに幅広い周知を実施するため、パンフレットを作成・公表した令和6年度において、図表3-23のとおり、全国の大学（国立、公立、私立）や警察、消費生活センター等の関係機関に当該パンフレットを配布した。

【図表3-23】パンフレットの関係機関等への配布実績（令和6年度実施）

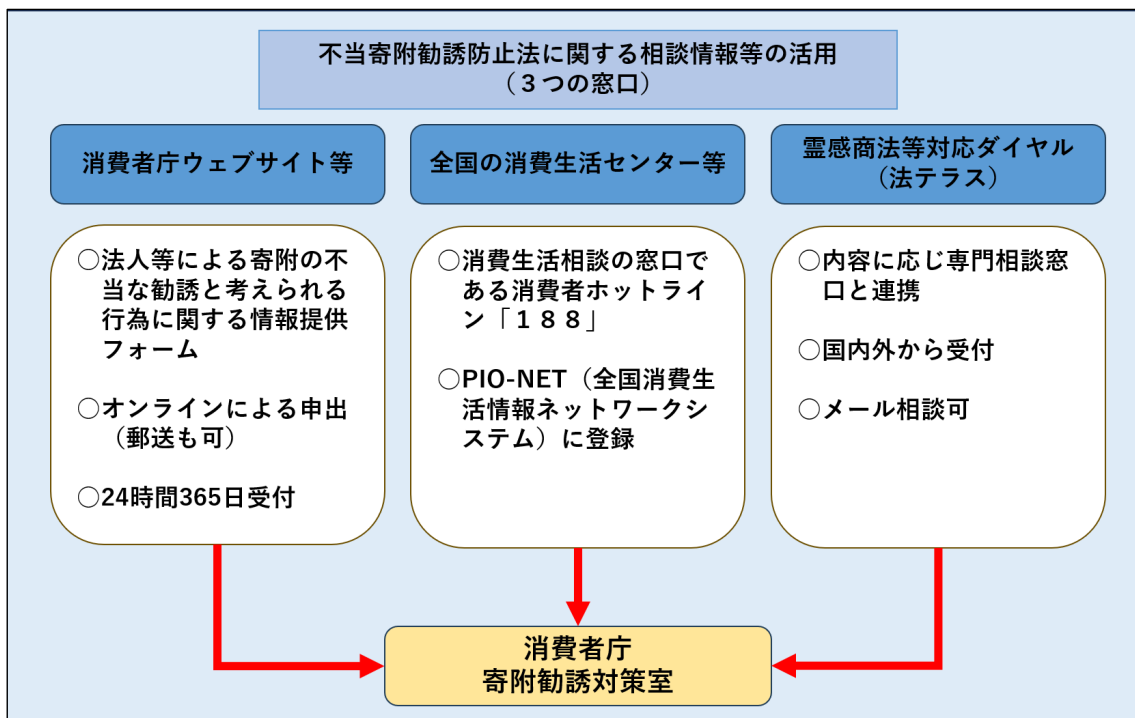
機関種別	機関数	合計配布部数
都道府県	47	2,350
政令指定都市	20	1,000
東京特別区	23	1,150
市町村	1,698	84,900
各警察本部及び各警察署	1,200	24,000
中央公民館	1,603	79,505
法テラス	66	1,870
国立大学	86	4,300
公立大学	115	5,750
私立大学	626	31,300
私立大学（短大）	287	14,350
日本弁護士連合会及び各弁護士会	53	2,650
関係団体等	37	1,850

第4章. 寄附に関する情報の受付状況

(1) 情報を収集するための3つの窓口

消費者庁においては、不当寄附勧誘防止法を適切かつ着実に運用していくため、法の行政措置等に係る規定が施行された令和5年4月1日に合わせて消費者庁ウェブサイト上に消費者庁ウェブフォームを開設するとともに、国民生活センター及び全国の消費生活センター等において受け付けた相談のうち、寄附に関係するものの情報及び法務省大臣官房司法法制部から「靈感商法等対応ダイヤル（法テラス）」において受け付けた相談のうち、寄附に関係するものの情報を収集し、法第3条の不遵守並びに第4条及び第5条の違反が疑われる情報（以下「嫌疑情報」という。）の収集について万全を期している。これら3つの窓口の概要については、図表4-1のとおりである。

【図表4-1】3つの窓口の概要



(2) 各窓口の特性

嫌疑情報を収集するために運用又は活用している3つの窓口については、次のとおりの特性を有している。

ア 消費者庁ウェブフォーム

消費者庁ウェブフォームについては、消費者庁ウェブサイト上に開設した専用フォームであり、インターネットにアクセスできる環境があれば24時間365日情報提供が可能である(図表4-2及び図表4-3)²⁹。

また、インターネットの使用が不慣れな方にも適切に対応するため、郵送によっても情報を受け付けている。

【図表4-2】情報提供ページ³⁰ (消費者庁ウェブサイト)

The screenshot displays the Consumer Affairs Agency (CAA) website interface. The top navigation bar includes links for Home, News, Press Releases, Meetings, and English. The main menu on the left lists various topics, with 'Policy' (政策) selected. The page title is 'Information Provision Page' (情報提供ページ) for 'Unfair Solicitation by Third Parties' (法人等による寄附の不当な勧誘と考えられる行為に関する情報提供).

The page content is organized into sections:

- Information Provision Method (情報提供の方法)**
 - (1) Online Information Provision (1)オンラインによる情報提供**
 - 法人等による寄附の不当な勧誘と考えられる行為に関する情報提供フォーム
 - (2) Paper-based Information Provision (2)書面による情報提供**
 - 注意事項 (注意事項)**
 - 法人等による寄附の不当な勧誘と考えられる行為に関する情報を受け付けるものになります。令和5年4月1日以降の法人等による寄附の不当な勧誘と考えられる行為について、情報提供をお願いします。
 - 個別のトラブルを解決することを目的としたものではありません。個別のトラブルの仲介・斡旋等については、最寄りの消費生活センター(188【同番なし】)又は法テラス(憲法訴訟法対応ダイヤル: 0120-005931)に相談してください。
 - 提供のあった情報に基づく調査の結果等のお問い合わせには一切お答えできませんので、あらかじめご了承ください。
 - 提供いただいたものは返却しませんので、参考となる資料等がある場合は写しや撮影した画像を印刷したものを送ってください。なお、書面以外(物品)をお送りいただくことはご遠慮ください。
 - 事実関係を正確に把握する必要がありますので、情報の内容はできる限り具体的に記載してください。
 - 公益通報を行う場合には、公益通報窓口へご連絡してください。
 - 個人情報の取扱 (基本的な考え方)**

取得する情報は、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)に基づき、適切に取り扱います。

(取得する情報の範囲)

書面による情報及び提供された場合における関連資料。

(個人情報の利用目的)

 - 不当寄附勧誘防止法(※1)に基づく調査及び行政上の措置を実施するための利用及び提供
 - 不当寄附勧誘防止法に基づく行政上の措置の実施をはじめとする法運用について、消費者庁長官が委嘱する執行アドバイザー(※2)に対し意見聴取するための利用及び提供

※1 詳しくは、「法人等による寄附の不当な勧誘の防止等に関する法律(略称:不当寄附勧誘防止法)」のウェブページへ

※2 詳しくは、「不当寄附勧誘防止法執行アドバイザーの委嘱について(令和7年4月1日)」[PDF:128KB]のウェブページへ

(保有個人情報の利用及び提供の制限)

法令に基づく場合を除き、保有個人情報(当庁の職員が職務上作成し、又は取得した個人情報であって、当庁の職員が組織的に利用するものとして当庁が保有しているものうち、行政文書に記録されているもの)を前記に明示する利用目的以外の目的のために自ら利用し、又は第三者に提供いたしません。

○ 書面による情報提供に当たっては、あらかじめ、上記「注意事項」及び「個人情報の取扱い」について、確認・同意をお願いします。

ウ ご提供いただきたい情報の項目

オンラインによる情報提供フォーム(※3)に掲げる項目(コピー利用可)をご参照の上、できる限りこれに沿って情報の提供をお願いします。なお、消費者庁から連絡をさせていただくことがありますので、できる限り連絡先の記載をお願いします。

書面は、末尾に掲げる宛先へ郵送願います。(厳密いでの郵送はご遠慮ください。)

※3 詳しくは、「法人等による寄附の不当な勧誘と考えられる行為に関する情報提供フォーム」のウェブページへ

(宛先)

〒100-8958 東京都千代田区霞が関3-1-1 中央合同庁舎4号館
消費者庁 消費者政策課 寄附勧誘対策室

担当:消費者政策課 寄附勧誘対策室

²⁹ https://contact.caa.go.jp/donation_solicitation/webform-001.html

³⁰ https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_policy/donation_solicitation/inquiry

【図表４－３】消費者庁ウェブフォーム

・注意事項、個人情報の取扱い

[ホーム](#)

法人等による寄附の不当な勧誘と考えられる行為に関する情報提供フォーム

【注意事項】

(1) 法人等による寄附の不当な勧誘と考えられる行為に関する情報を受け付けるものになります。令和5年4月1日以降の法人等による寄附の不当な勧誘と考えられる行為について、情報提供をお願いします。

(2) 個別のトラブルを解決することを目的としたものではありません。個別のトラブルの仲介・斡旋等については、最寄りの消費生活センター(188【局番なし】)又は法テラス(霊感商法等対応ダイヤル: 0120-005931)に相談してください。

(3) 提供のあった情報に基づく調査の状況、結果等のお問い合わせには一切お答えできませんので、あらかじめご承知をお願いします。

(4) 事実関係を正確に把握する必要がありますので、情報の内容はできる限り具体的に記載してください。

(5) 公益通報を行う場合には公益通報窓口に通報してください。

【個人情報の取扱い】

(基本的な考え方)

取得する情報は、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)及び消費者庁プライバシーポリシー(※1)に基づき、適切に取り扱います。

※1 詳しくは、「消費者庁プライバシーポリシー」のウェブページへ

(取得する情報の範囲)

前記プライバシーポリシーに掲げるもののほか、当情報提供フォームを通じ入力され、及び選択された情報並びに提供された場合における関連添付ファイル。

(個人情報の利用目的)

(1) 不当寄附勧誘防止法(※2)に基づく調査及び行政上の措置を実施するための利用及び提供

(2) 不当寄附勧誘防止法に基づく行政上の措置の実施をはじめとする法運用について、消費者庁長官が委嘱する執行アドバイザー(※3)に対し意見聴取するための利用及び提供

※2 詳しくは、「法人等による寄附の不当な勧誘の防止等に関する法律(略称: 不当寄附勧誘防止法)」のウェブページへ

※3 詳しくは、「執行アドバイザーの委嘱について」のウェブページへ

(保有個人情報の利用及び提供の制限)

法令に基づく場合を除き、保有個人情報(当庁の職員が職務上作成し、又は取得した個人情報であって、当庁の職員が組織的に利用するものとして当庁が保有しているもののうち、行政文書に記録されているもの)を前記に明示する利用目的以外の目的のために自ら利用し、又は第三者に提供いたしません。

○ 当情報提供フォームのご利用に当たっては、あらかじめ、上記【注意事項】及び【個人情報の取扱い】について、確認・同意をお願いします。

・入力画面

入力画面

内容入力

確認

完了

【お願い】
消費者庁から連絡をさせていただくことがありますので、できる限り連絡先の記載をお願いいたします。

文字化けを防ぐため、半角カタカナ、丸数字、特殊文字は使用しないでください。

（１）法人等による寄附の不当な勧誘と考えられる行為を行っている法人等について

法人等の名称 必須
(法人名・団体名を記載してください。)

残り文字数:100

所在地又は住所
(都道府県名からできる限り詳細に記載してください。)

残り文字数:100

電話番号【半角】
(ハイフンなし)

残り文字数:100

ホームページのURL
(法人等のホームページのURLを記載してください。)

残り文字数:200

（２）報告者（あなた自身）について

氏名又は名称 必須
(匿名でも構いませんが、できる限り記載をお願いします。)

残り文字数:100

連絡の可否 必須
(消費者庁から連絡をさせていただくことがあります。)

☐ 連絡可

☐ 連絡不可

住所 必須
(都道府県名からできる限り詳細に記載してください。)

残り文字数:100

電子メールアドレス【半角】

電話番号【半角】 必須
ハイフンなし

残り文字数:100

・入力画面（続き）

（３）他の行政機関等への情報提供の可否

情報提供の可否 必須

（ご提供いただいた情報の中に、他の法律に違反する疑いのある事実に関する情報が含まれていた場合等に、消費者庁から関係する他の行政機関等に当該情報を提供することの可否についてご回答ください。）

- ☐ 不可
☐ 匿名なら可
☐ すべて可

（４）寄附勧誘の態様等

寄附の勧誘を受けた個人の氏名

残り文字数:100

寄附の勧誘を受けた個人と報告者（あなた自身）との関係 必須

（本人、親、兄弟、友人、職場の同僚など具体的に記載してください。）

残り文字数:100

法人等による寄附の不当な勧誘と考えられる行為の類型（複数の類型に該当する場合は、複数にチェックしてください。）

配慮義務違反

（法第３条）

- ☐ 自由な意思を抑圧・適切な判断困難
☐ 寄附者や配偶者等の生活維持困難
☐ 勧誘法人等を明らかにせず、寄附される財産の用途を誤認

禁止行為違反

（法第４条、第５条）

- ☐ 不退去
☐ 退去妨害
☐ 勧誘することを告げず退去困難な場所へ同行
☐ 威迫する言動を交え相談の連絡を妨害
☐ 恋愛感情等に乗じ関係の破綻を告知
☐ 靈感等による知見を用いた告知
☐ 借入れによる寄附の資金調達を要求
☐ 居住用の建物等を処分して寄附の資金調達を要求

その他

- ☐ その他

寄附の勧誘時期 必須

（令和５年４月１日以降の法人等による寄附の不当な勧誘と考えられる行為が行われた時期について報告してください。）

残り文字数:100

寄附の勧誘場所

残り文字数:100

具体的な事実関係 必須

（上記の「法人等による寄附の不当な勧誘と考えられる行為の類型」を参照して、全角800文字以内で、法人等からの勧誘の態様、寄附の勧誘を受けた個人の受け止め等について具体的に報告してください。）

残り文字数:800

・入力画面（続き）

（５）寄附の有無等（任意報告）

※以下の内容は、差し支えない範囲で報告してください。

寄附の有無

- ☐ 有
☐ 無

寄附の額

寄附の方法

- ☐ 現金払い
☐ 口座振込
☐ その他

寄附の時期

寄附の勧誘・支払に関する書面の有無

- ☐ 有
☐ 無

返金の有無

- ☐ 有
☐ 無

（６）その他参考となる事項

※その他参考となる情報があれば、差し支えない範囲で報告してください。

その他自由記載

（全角文字800字以内）

残り文字数:800

その他の参考となる資料の添付

- ☐ 有
☐ 無

添付ファイル

（写真、文書、メール画面など参考となる資料があれば添付してください。）

※ファイルが複数の場合は、ZIPファイルにまとめて添付してください。

ファイルの選択

ファイルが選択されていません

50MB未満のファイルがアップロードできます

（７）同意確認

【注意事項】と【個人情報の取扱い】に掲げる事項について 必須

- ☐ 確認・同意します。

リセット

確認画面へ

イ 全国の消費生活センター等

全国の消費生活センター等から収集している情報（「国民生活センターから提供された情報」をいう。）については、消費者ホットライン「188」（図表4－4）などを通じて都道府県等に設置された消費生活相談窓口が受け付けた、商品やサービスなど消費生活全般に関する苦情や問合せなどのうち、寄附に関するものである（個人情報を除く。）。

具体的には、国民生活センターと全国の消費生活センター等をネットワークで結び、消費者から消費生活センター等に寄せられる消費生活に関する苦情相談情報（消費生活相談情報）の収集を行うシステムである「全国消費生活情報ネットワークシステム（PIO-NET：Practical Living Information Online Network System）」（以下「PIO-NET」という。）に登録された情報のうち、寄附に関する相談情報の提供を受けている。

【図表4－4】消費者ホットラインの画像広告



ウ 霊感商法等対応ダイヤル

霊感商法等対応ダイヤル（図表4－5）からの情報については、法テラスが相談窓口情報を案内するために受け付けた、霊感商法を始めとする金銭トラブル、心の悩み、家族の悩み、児童虐待、修学、生活困窮など、「旧統一教会」問題やこれと同種の問題に関する相談のうち、寄附に関するものである（個人情報を除く。）。

【図表 4－5】靈感商法等対応ダイヤルのチラシ

法テラス

**未成年の方や、宗教二世・三世の方
からのお問合せにも対応します！**

靈感商法等対応ダイヤル

0120-005931

受付時間 9:30～17:00（平日）

※ 国外からの電話によるお問合せは、050-3383-0010（有料）
 ※ メールによるお問合せは、こちら（国内外から利用可）⇒

日本司法支援センター

法テラス

靈感商法に限らない金銭的トラブル、心の悩み、家族の悩み、児童虐待、修学、就労、生活困窮など、

「旧統一教会」問題やこれと同種の問題

でお悩みの方、
まずは**お電話**ください

※ 「旧統一教会」問題に限らず、これと同様の悩みを抱えている方々からの相談を幅広くお受けします
 ※ お悩みに応じた相談窓口をご案内します
 ※ **経済的に困り**で**法的トラブル**をお抱えの方は、**法テラス**による**無料法律相談**や**弁護士費用等の立替え**をご利用できることがあります

様々なお悩みに対応

連携機関等

内閣官房
孤独・孤立

警察庁
犯罪被害

消費者庁
消費者
トラブル

こども家庭庁
児童虐待

総務省
行政相談

法務省
人権相談

文部科学省
いじめ・修学

厚生労働省
生活困窮・就労
・心の健康

外務省
在外邦人

日本弁護士
連合会
法的問題

----- お悩みに応じて、こんな相談窓口もご利用できます -----

警察相談専用電話
（＃（シャープ）9110）

各都道府県警察本部・警察署における相談窓口

犯罪による被害等の相談を受け付けます！

消費者ホットライン いやり
（188）

消費者トラブルに関する相談を受け付けます！

高価な物品を買わされたが取り消せないか？等

みんなの人権110番
（0570-003110）

人権についてのお悩み何でも受け付けます！

人権イメージキャラクター
人KENまる君 人KENあゆみちゃん

- 差別を受けた
- いじめを受けた
- ネットで誹謗中傷された 等

行政相談「きくみみ」
おこまりなら まる くじょー ひやくとおばん
（0570-090110）

どこに相談してよいか分からないお困りごととは行政相談へ！
関係機関を案内します。

困ったら一人で悩まず行政相談！
行政相談マスコット「キクミン」

在外公館
（大使館、総領事館）

海外にお住まいの方は、最寄りの在外公館にお問合せください。

※相談方法や対応時間は、各相談窓口により異なります。詳しくは各相談窓口のホームページをご覧ください。

（３）受付情報件数の推移

ア 窓口別の受付情報件数

消費者庁ウェブフォームに寄せられた情報（文書等による情報提供も含む。）並びに国民生活センター、全国の消費生活センター等（以下「全国の消費生活センター等」という。）及び靈感商法等対応ダイヤルに寄せられた相談等のうち、寄附に係る情報として提供を受けた情報（以下「受付情報」という。）については、寄附勧誘対策室員が当該情報を確認した日付をもって全件を受け付けている³¹。

受付情報の窓口別件数の推移については、図表４－６及び図表４－７のとおりであり、情報収集を開始した直後の 2023 年度上半期は、消費者庁が 204 件（全体に占める割合 25.2 パーセント）、全国の消費生活センター等が 404 件（同 49.9 パーセント）、靈感商法等対応ダイヤルが 201 件（同 24.8 パーセント）であり、同年度下半期は、消費者庁が 59 件（同 6.6 パーセント）、全国の消費生活センター等が 527 件（同 59.1 パーセント）、靈感商法等対応ダイヤルが 306 件（同 34.3 パーセント）であった³²。

また、2024 年度上半期は、消費者庁が 51 件（同 7.3 パーセント）、全国の消費生活センター等が 464 件（同 66.4 パーセント）、靈感商法等対応ダイヤルが 184 件（同 26.3 パーセント）であり、同年度下半期は、消費者庁が 68 件（同 13.5 パーセント）、全国の消費生活センター等が 286 件（同 57 パーセント）、靈感商法等対応ダイヤルが 148 件（同 29.5 パーセント）であった。

全ての期の累計は、受付情報の総件数 2,902 件のうち消費者庁が 382 件（同 13.2 パーセント）、全国の消費生活センター等が 1,681 件（同 57.9 パーセント）、靈感商法等対応ダイヤルが 839 件（同 28.9 パーセント）であった。

³¹ 受付情報の件数については、消費者庁において受け付けた年月に属しているため、情報提供者又は相談者が実際に情報提供（相談）を行った年月日及び情報提供又は相談に係る事案が発生した年月日とは異なり、寄附に係るトラブルの発生時期を表すものではない。

また、1 件の情報に複数の事案が含まれている場合であっても、1 件として計上している。

³² 本稿において、「上半期」とは当該年度の 4 月 1 日～9 月 30 日までの期間を指しており、「下半期」とは当該年度の 10 月 1 日～3 月 31 日までの期間を指している。

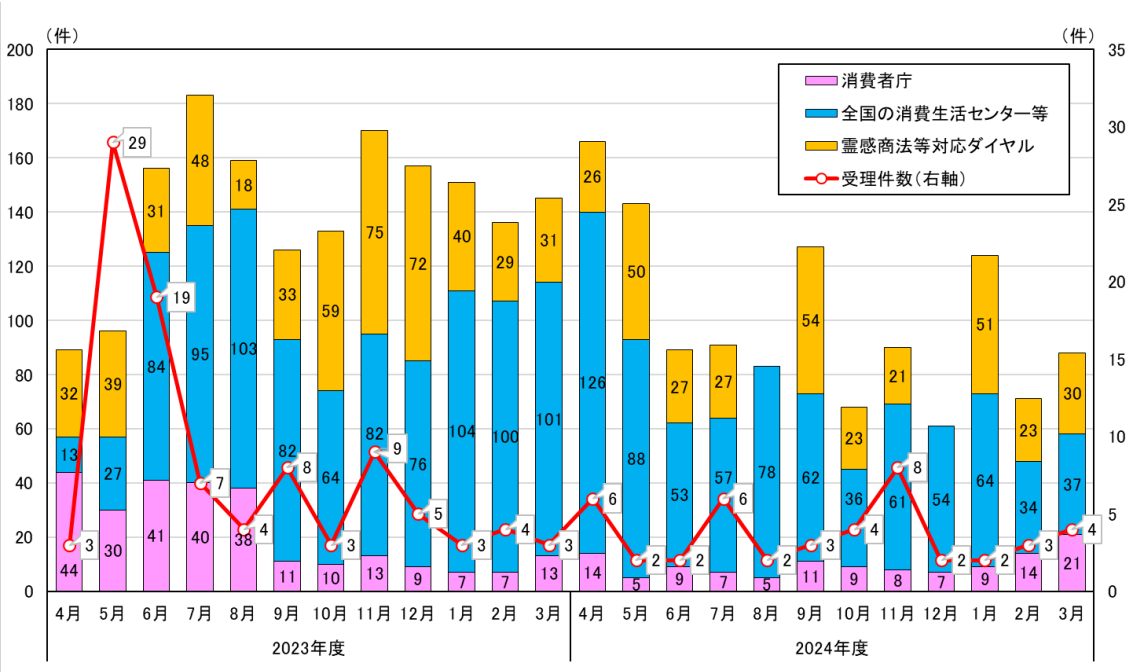
【図表４－６】窓口別受付情報件数の推移

		2023年度																
																計		
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	上半期		10月	11月	12月	1月	2月	3月		下半期	
受付件数		89	96	156	183	159	126	809		133	170	157	151	136	145	892		1,701
消費者庁		44	30	41	40	38	11	204 (25.2%)		10	13	9	7	7	13	59 (6.6%)		263 (15.5%)
全国の消費生活センター等		13	27	84	95	103	82	404 (49.9%)		64	82	76	104	100	101	527 (59.1%)		931 (54.7%)
靈感商法等対応ダイヤル		32	39	31	48	18	33	201 (24.8%)		59	75	72	40	29	31	306 (34.3%)		507 (29.8%)
受案件数		3	29	19	7	4	8	70		3	9	5	3	4	3	27		97

		2024年度															計	累計	
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	上半期		10月	11月	12月	1月	2月	3月	下半期			
受付件数		166	143	89	91	83	127	699		68	90	61	124	71	88	502		1,201	2,902
消費者庁		14	5	9	7	5	11	51 (7.3%)		9	8	7	9	14	21	68 (13.5%)		119 (9.9%)	382 (13.2%)
全国の消費生活センター等		126	88	53	57	78	62	464 (66.4%)		36	61	54	64	34	37	286 (57.0%)		750 (62.4%)	1,681 (57.9%)
靈感商法等対応ダイヤル		26	50	27	27	0	54	184 (26.3%)		23	21	0	51	23	30	148 (29.5%)		332 (27.6%)	839 (28.9%)
受案件数		6	2	2	6	2	3	21		4	8	2	2	3	4	23		44	141

(備考)
・「消費者庁」は、消費者庁ウェブサイト、書面及び庁内他の窓口により受け付けた情報等の合計件数。
・「全国の消費生活センター等」の受付件数は、PIO-NETに2025年2月28日までの登録分。
・「靈感商法等対応ダイヤル」の受付が無い月については、事務手続上の都合により翌月にまとめて受け付けたもの。

【図表４－７】窓口別受付件数の推移



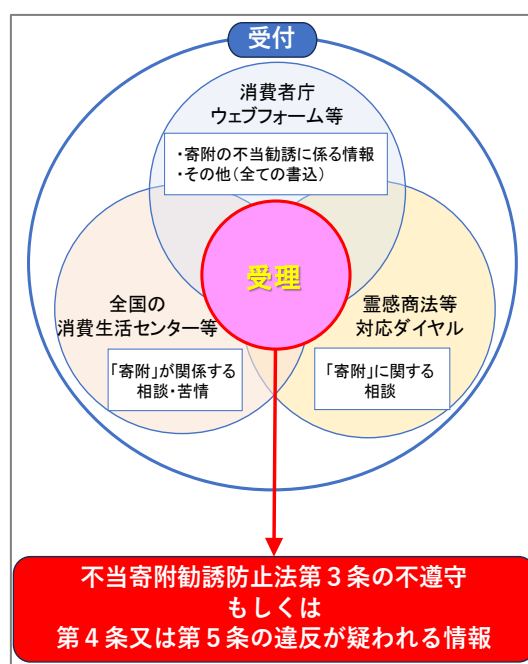
イ 事件の受理

(ア) 概要

受付情報については、寄附勧誘対策室長以下同室員の複層的な確認

により一件一件内容を吟味し、嫌疑情報と認めたときは、当該情報の内容から寄附の勧誘の時期が明らかに法の施行日より前のもの³³であると判別できる場合を除き、調査対象の事件として「受理」の手続きを行い、受理年月日を始め処理及びその他事務の取扱状況を管理している。こうした情報の受付及び受理の概要については、図表４－８のとおりである。

【図表４－８】受付・受理の概念



(イ) 受理件数の推移

月別の受理件数については、図表４－９及び図表４－10 のとおり、2023 年 4 月 1 日に寄附勧誘対策室が発足し、調査体制が確立された直後の同年 5 月は 29 件、6 月は 19 件と二桁の件数を受理したものの、その後は各月 2 件から 9 件の間の件数で推移している。

窓口別の受理件数については、情報収集を開始した直後の 2023 年度上半期は、消費者庁が 13 件（全体に占める割合 18.6 パーセント）、全国の消費生活センター等が 33 件（同 47.1 パーセント）、靈感商法等対応ダイヤルが 24 件（同 34.3 パーセント）であり、同年度下半期は、消費者庁が 16 件（同 59.3 パーセント）、全国の消費生活センター等が 10

³³ 関連する消費者契約法の一部を改正する法律(平成 30 年法律第 54 号)の施行日（令和元年 6 月 15 日）を一つの基準としつつ、情報内容に応じて積極的に受理している。

件（同 37 パーセント）、靈感商法等対応ダイヤルが 1 件（同 3.7 パーセント）であった。

また、2024 年度上半期は、消費者庁及び全国の消費生活センター等が各 10 件（同各 47.6 パーセント）、靈感商法等対応ダイヤルが 1 件（同 4.8 パーセント）であり、同年度下半期は、消費者庁及び全国の消費生活センター等が各 9 件（同各 39.1 パーセント）、靈感商法等対応ダイヤルが 5 件（同 21.7 パーセント）であった。

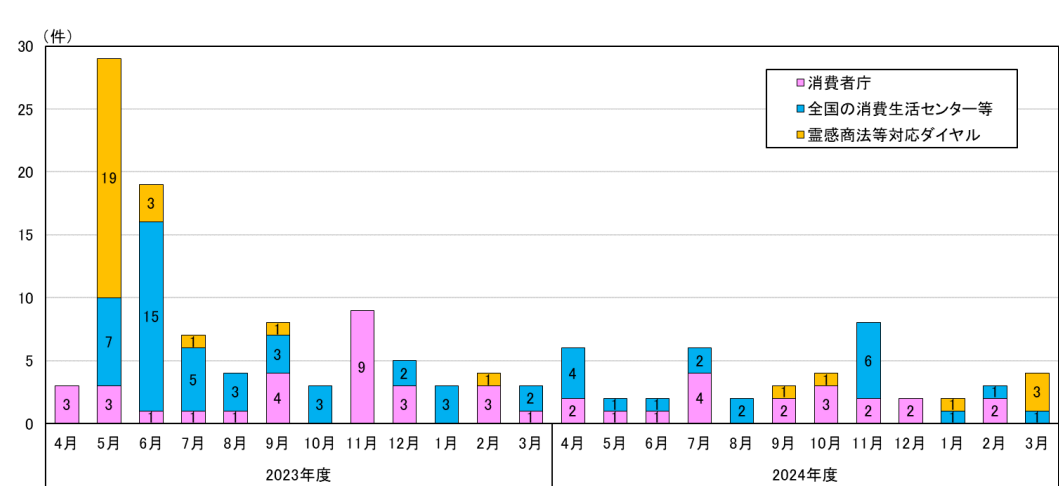
全ての期の累計は、全体で 141 件のうち消費者庁が 48 件（同 34 パーセント）、全国の消費生活センター等が 62 件（同 44 パーセント）、靈感商法等対応ダイヤルが 31 件（同 22 パーセント）であった。

【図表 4－9】窓口別受理件数の推移

		2023年度														計
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	上半期	10月	11月	12月	1月	2月	3月	下半期	
受理件数		3	29	19	7	4	8	70	3	9	5	3	4	3	27	97
消費者庁		3	3	1	1	1	4	13 (18.6%)	0	9	3	0	3	1	16 (59.3%)	29 (29.9%)
全国の消費生活センター等		0	7	15	5	3	3	33 (47.1%)	3	0	2	3	0	2	10 (37.0%)	43 (44.3%)
靈感商法等対応ダイヤル		0	19	3	1	0	1	24 (34.3%)	0	0	0	0	1	0	1 (3.7%)	25 (25.8%)

		2024年度														計	累計
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	上半期	10月	11月	12月	1月	2月	3月	下半期		
受理件数		6	2	2	6	2	3	21	4	8	2	2	3	4	23	44	141
消費者庁		2	1	1	4	0	2	10 (47.6%)	3	2	2	0	2	0	9 (39.1%)	19 (43.2%)	48 (34.0%)
全国の消費生活センター等		4	1	1	2	2	0	10 (47.6%)	0	6	0	1	1	1	9 (39.1%)	19 (43.2%)	62 (44.0%)
靈感商法等対応ダイヤル		0	0	0	0	0	1	1 (4.8%)	1	0	0	1	0	3	5 (21.7%)	6 (13.6%)	31 (22.0%)

【図表 4－10】窓口別受理件数の推移



(ウ) 窓口別の受理率

受付情報に対する各窓口別の受理状況については、図表4-11のとおり、2023年度上半期は、消費者庁が受付情報204件に対して受理13件(受理率6.4パーセント)、全国の消費生活センター等が受付情報404件に対して受理33件(同8.2パーセント)、靈感商法等対応ダイヤルが受付情報201件に対して受理24件(同11.9パーセント)であり、同年度下半期は、消費者庁が受付情報59件に対して受理16件(同27.1パーセント)、全国の消費生活センター等が受付情報527件に対して受理10件(同1.9パーセント)、靈感商法等対応ダイヤルが受付情報306件に対して受理1件(同0.3パーセント)であった。

また、2024年度上半期は、消費者庁が受付情報51件に対して受理10件(同19.6パーセント)、全国の消費生活センター等が受付情報464件に対して受理10件(同2.2パーセント)、靈感商法等対応ダイヤルが受付情報184件に対して受理1件(同0.5パーセント)であり、同年度下半期は、消費者庁が受付情報68件に対して受理9件(同13.2パーセント)、全国の消費生活センター等が受付情報286件に対して受理9件(同3.1パーセント)、靈感商法等対応ダイヤルが受付情報148件に対して受理5件(同3.4パーセント)であった。

全ての期の累計は、消費者庁が受付情報382件に対して受理48件(同12.6パーセント)、全国の消費生活センター等が受付情報1,681件に対して受理62件(同3.7パーセント)、靈感商法等対応ダイヤルが受付情報839件に対して受理31件(同3.7パーセント)であった。

【図表4-11】 窓口別の受理率

	2023年度					
	上半期		下半期		計	
	受付	受理〈率〉	受付	受理〈率〉	受付	受理〈率〉
消費者庁	204	13 〈6.4〉	59	16 〈27.1〉	263	29 〈11.0〉
全国の消費生活センター等	404	33 〈8.2〉	527	10 〈1.9〉	931	43 〈4.6〉
靈感商法等対応ダイヤル	201	24 〈11.9〉	306	1 〈0.3〉	507	25 〈4.9〉
全体	809	70 〈8.7〉	892	27 〈3.0〉	1,701	97 〈5.7〉

	2024年度						累計	
	上半期		下半期		計			
	受付	受理〈率〉	受付	受理〈率〉	受付	受理〈率〉	受付	受理〈率〉
消費者庁	51	10 〈19.6〉	68	9 〈13.2〉	119	19 〈16.0〉	382	48 〈12.6〉
全国の消費生活センター等	464	10 〈2.2〉	286	9 〈3.1〉	750	19 〈2.5〉	1,681	62 〈3.7〉
靈感商法等対応ダイヤル	184	1 〈0.5〉	148	5 〈3.4〉	332	6 〈1.8〉	839	31 〈3.7〉
全体	699	21 〈3.0〉	502	23 〈4.6〉	1,201	44 〈3.7〉	2,902	141 〈4.9〉

第5章. 嫌疑情報に対する調査の状況

(1) 事件の調査及び処理

受理した事件については、寄附勧誘対策室長以下の調査員によって、情報の内容をきめ細かく吟味した上で調査方針を確立し、

- ・ 情報提供者、被勧誘者等からの事情聴取
- ・ 嫌疑法人等に関する情報収集（存在確認、代表者の人定特定）
- ・ 不当な勧誘行為の事実の特定
- ・ 勧誘を行った者の特定

など、嫌疑事実の裏付けに必要な証拠の収集を行った上で、法と証拠に基づいて嫌疑法人に対する勧告等の行政措置の要否を組織的に判断している³⁴。

そして、調査の結果、法第6条又は第7条の規定に基づく勧告若しくは第7条の規定に基づく命令を行うための要件を満たさないものについては、図表5－1に示す区分に従い事件を処理している。

【図表5－1】事件処理の区分

号	区分	主文
第1号	対象法人等が消滅した場合	法人等消滅
第2号	調査をすることが不可能な場合	調査不能
第3号	同一の事件につき既に事件処理決定がある場合	事件処理済み
第4号	事実につき法の施行前によるものであるものと認められる場合	不当寄附勧誘防止 法適用対象外 (法施行前事案)
第5号	法人等による不当な寄附の勧誘に係る事実が認められない場合	嫌疑なし
第6号	法第6条第1項若しくは法第7条第2項に規定する勧告、又は同条第3項に規定する命令をするための要件を満たしていないと認められる場合	法令要件不充足
第7号	法第6条第1項若しくは法第7条第2項に規定する勧告、又は同条第3項に規定する命令をすることについて、これを猶予する場合	勧告（命令）猶予

³⁴ 寄附勧誘対策室については、消費者庁の職員のほかに検察庁、警察庁からの出向者も職員として含まれており、適切に法を運用するための体制が整備されている。

(2) 調査の結果

ア 公表時における処理区分

調査の結果については、これまで令和5年度上半期分（令和5年11月2日公表）、同年度下半期分（令和6年5月9日公表）、令和6年度上半期分（令和6年11月14日公表）、同年度下半期分（令和7年5月8日公表）を公表してきたところ（図表5－2）、公表に当たっては、国民に対して分かりやすく解説する必要性から、決定した処理区分（図表5－1参照）を図表5－3のとおり5項目に要約することとし、法人等消滅（第1号）、事件処理済み（第3号）、勧告（命令）猶予（第7号）は、「法施行日前の事案と認められるもの等」に該当するという整理にしている。

【図表5－2】公表資料（令和6年度下半期分、令和7年5月8日公表）

令和7年5月8日 消費者庁		
寄附の不当勧誘に係る情報の受理・処理等件数表		
(件数)		
期 間	令和6年度（上半期） （令和6年4月1日～令和6年9月30日）	令和6年度（下半期） （令和6年10月1日～令和7年3月31日）
1. 情報の受付件数	699	502
2. 調査対象情報件数	33	31
(1) 新受（当期新たに生じた受理件数）	21	23
(2) 旧受（前期調査中件数）	12	8
3. 処理件数	25	20
(1) 勧告又は命令を実施したもの	0	0
(2) 勧告又は命令を実施する法令上の要件を満たさないもの	0	0
(3) 寄附の不当勧誘の事実が認められないもの	8	6
(4) 匿名又は連絡不通等により調査が不能なもの	11	14
(5) 法律施行日前の事案と認められるもの等	6	0
4. 調査中件数	8	11

(注)
1 「寄附の不当勧誘」：法人等による寄附の不当な勧誘の防止等に関する法律（令和4年法律第105号）で定める配当義務（第3条）又は禁止行為（第4条、第5条）の規定に違反するもの
2 「期間」：消費者庁における手続の期間
3 「調査対象情報件数」：「情報の受付件数」計上の全件について、寄附の不当勧誘が疑われる内容を含むものを確認した結果、調査すべき対象として受理した情報等の新受及び旧受。

イ 各期の処理件数

各期における処理件数³⁵については、図表5－3のとおり、2023年度上半期が43件、同年度下半期が42件、2024年度上半期が25件、同年度下半期が20件であり、処理区分別でみると2023年度上半期は、「匿名又

³⁵ 処理件数は、受付・受理件数に呼応した件数としているため、1件の受付・受理情報の中に複数の事案が含まれている場合も、処理件数は1件として計上している。

は連絡不通等により調査が不能なもの」が 32 件（全体に占める割合 74.4 パーセント）と最も多く、次いで「法律施行日前の事案と認められるもの等」が 9 件（同 20.9 パーセント）、「寄附の不当勧誘の事実が認められないもの」が 2 件（同 4.7 パーセント）であった。

同年度下半期は、「匿名又は連絡不通等により調査が不能なもの」が 19 件（同 45.2 パーセント）と最も多く、次いで「寄附の不当勧誘の事実が認められないもの」が 12 件（同 28.6 パーセント）、「法律施行日前の事案と認められるもの等」が 11 件（同 26.2 パーセント）であった。

2024 年度上半期は、「匿名又は連絡不通等により調査が不能なもの」が 11 件（同 44 パーセント）と最も多く、次いで「寄附の不当勧誘の事実が認められないもの」が 8 件（同 32 パーセント）、「法律施行日前の事案と認められるもの等」が 6 件（同 24 パーセント）であった。

同年度下半期は、「匿名又は連絡不通等により調査が不能なもの」が 14 件（同 56 パーセント）と最も多く、次いで「寄附の不当勧誘の事実が認められないもの」が 6 件（同 24 パーセント）であった。

全ての期の累計は、合計 130 件のうち「匿名又は連絡不通等により調査が不能なもの」が 76 件（同 58.5 パーセント）と最も多く、次いで「寄附の不当勧誘の事実が認められないもの」が 28 件（同 21.5 パーセント）、「法律施行日前の事案と認められるもの等」が 26 件（同 20 パーセント）であった。

【図表 5－3】処理件数の推移

	2023年度			2024年度			累計
	上半期	下半期	合計	上半期	下半期	合計	
勧告又は命令を実施したもの	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
勧告又は命令を実施する 法令上の要件を満たさないもの	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
寄附の不当勧誘の事実が 認められないもの	2 (4.7%)	12 (28.6%)	14 (16.5%)	8 (32.0%)	6 (24.0%)	14 (31.1%)	28 (21.5%)
匿名又は連絡不通等により 調査が不能なもの	32 (74.4%)	19 (45.2%)	51 (60.0%)	11 (44.0%)	14 (56.0%)	25 (55.6%)	76 (58.5%)
法律施行日前の事案と 認められるもの等	9 (20.9%)	11 (26.2%)	20 (23.5%)	6 (24.0%)	0 (0.0%)	6 (13.3%)	26 (20.0%)
計	43	42	85	25	20	45	130

2023 年度と 2024 年度を比較すると、処理件数の合計は、受理件数の減少に比例して半減している。

処理区分別の割合については、「寄附の不当勧誘の事実が認められない

もの」が 2023 年度の 16.5 パーセントに対して 2024 年度は 31.1 パーセントと増加し、「匿名又は連絡不通等により調査が不能なもの」は 2023 年度の 60 パーセントに対して 2024 年度は 55.6 パーセントと僅かに減少し、「法律施行日前の事案と認められるもの等」は 2023 年度の 23.5 パーセントに対して 2024 年度は 13.3 パーセントと減少した。

ウ 嫌疑情報に基づく対象法人等

(ア) 類型の整理

調査の対象とした法人等（以下「対象法人等」という。）については、受理した情報に基づいて法人等の存在確認、法人格の有無など登記等の確認、代表者の特定、勧誘行為者の特定など所要の調査を行っているところ、法の適切な運用に資する情報として、対象法人等の類型について、図表 5－4 に示す 3 つの類型に整理した³⁶。

【図表 5－4】対象法人等の類型

	類型	内容
1	宗教団体	宗教法人を始め、自称他称を問わず宗教的な活動を行っている団体
2	宗教団体以外	企業、財団法人、社団法人、法人格のない任意団体など
3	不明	団体等の名称、種別等が不明なもの

(イ) 対象法人等の類型別の処理件数

対象法人等の類型別の処理件数については、図表 5－5 のとおり、「宗教団体」が 2023 年度上半期は 34 件（全体に占める割合 79.1 パーセント）、同年度下半期は 35 件（同 83.3 パーセント）、2024 年度上半期は 21 件（同 84 パーセント）、同年度下半期は 18 件（同 90 パーセント）であり、整理した 3 項目においては全ての期で割合が最も高い。

また、「宗教団体以外」は、2023 年度上半期は 5 件（同 11.6 パーセント）、同年度下半期は 5 件（同 11.9 パーセント）、2024 年度上半期は

³⁶ 対象法人等の類型については、受理した情報の内容を主な根拠として整理・分別しているため、消費者庁として対象法人等が嫌疑情報にかかわっていることを客観的事実に基づいて認定したものではない。

1 件（同 4 パーセント）、同年度下半期は 1 件（同 5 パーセント）であった。

団体等の名称、種別等が不明なもの（以下「不明」という。）は、2023 年度上半期は 4 件（同 9.3 パーセント）、同年度下半期は 2 件（同 4.8 パーセント）、2024 年度上半期は 3 件（同 12 パーセント）、同年度下半期は 1 件（同 5 パーセント）であった。

全ての期の累計は、計 130 件のうち「宗教団体」が 108 件（同 83.1 パーセント）、「宗教団体以外」は 12 件（同 9.2 パーセント）、「不明」は 10 件（同 7.7 パーセント）であった。

【図表 5－5】対象法人等の類型別の処理件数

	2023年度			2024年度			累計
	上半期	下半期	計	上半期	下半期	計	
宗教団体	34 (79.1%)	35 (83.3%)	69 (81.2%)	21 (84.0%)	18 (90.0%)	39 (86.7%)	108 (83.1%)
宗教団体以外	5 (11.6%)	5 (11.9%)	10 (11.8%)	1 (4.0%)	1 (5.0%)	2 (4.4%)	12 (9.2%)
不明	4 (9.3%)	2 (4.8%)	6 (7.1%)	3 (12.0%)	1 (5.0%)	4 (8.9%)	10 (7.7%)
計	43	42	85	25	20	45	130

（ウ）処理区分別の対象法人等の類型別件数

各処理区分における対象法人等の類型別件数については、図表 5－6 のとおり、「寄附の不当勧誘の事実が認められないもの」について、2023 年度上半期は、計 2 件のうち「宗教団体」及び「宗教団体以外」が各 1 件（同一処理区分に占める割合各 50 パーセント）であり、同年度下半期は、計 12 件のうち「宗教団体」が 8 件（同 66.7 パーセント）、「宗教団体以外」が 3 件（同 25 パーセント）、「不明」が 1 件（同 8.3 パーセント）であった。

2024 年度上半期は、計 8 件のうち「宗教団体」が 7 件（同 87.5 パーセント）、「宗教団体以外」が 1 件（同 12.5 パーセント）であり、同年度下半期は、計 6 件のうち「宗教団体」が 4 件（同 66.7 パーセント）、「宗教団体以外」及び「不明」が各 1 件（同各 16.7 パーセント）であった。

全ての期の累計は、計 28 件のうち「宗教団体」が 20 件（同 71.4 パーセント）、「宗教団体以外」が 6 件（同 21.4 パーセント）、「不明」が

2 件（同 7.1 パーセント）であった。

次に、「匿名又は連絡不通等により調査が不能なもの」について、2023 年度上半期は、計 32 件のうち「宗教団体」が 24 件（同 75 パーセント）、「宗教団体以外」及び「不明」が各 4 件（同各 12.5 パーセント）であり、同年度下半期は、計 19 件のうち「宗教団体」が 18 件（同 94.7 パーセント）、「不明」が 1 件（同 5.3 パーセント）であった。

2024 年度上半期は、計 11 件のうち「宗教団体」が 9 件（同 81.8 パーセント）、「不明」が 2 件（同 18.2 パーセント）であり、同年度下半期は、計 14 件全てが「宗教団体」であった。

全ての期の累計は、計 76 件のうち「宗教団体」が 65 件（同 85.5 パーセント）、「宗教団体以外」が 4 件（同 5.3 パーセント）、「不明」が 7 件（同 9.2 パーセント）であった。

最後に、「法律施行日前の事案と認められるもの等」について、2023 年度上半期は、計 9 件全てが「宗教団体」であり、同年度下半期は、計 11 件のうち「宗教団体」が 9 件（同 81.8 パーセント）、「宗教団体以外」が 2 件（同 18.2 パーセント）であった。

2024 年度上半期は、計 6 件のうち「宗教団体」が 5 件（同 83.3 パーセント）、「不明」が 1 件（同 16.7 パーセント）であり、同年度下半期は、いずれも 0 件であった。

全ての期の累計は、計 26 件のうち「宗教団体」が 23 件（同 88.5 パーセント）、「宗教団体以外」が 2 件（同 7.7 パーセント）、「不明」が 1 件（同 3.8 パーセント）であった。

【図表 5－6】処理区分別の対象法人等の類型別件数

	2023年度			2024年度			累計
	上半期	下半期	計	上半期	下半期	計	
寄附の不当勧誘の事実が認められないもの	2	12	14	8	6	14	28
宗教団体	1 (50.0%)	8 (66.7%)	9 (64.3%)	7 (87.5%)	4 (66.7%)	11 (78.6%)	20 (71.4%)
宗教団体以外	1 (50.0%)	3 (25.0%)	4 (28.6%)	1 (12.5%)	1 (16.7%)	2 (14.3%)	6 (21.4%)
不明	0 (0.0%)	1 (8.3%)	1 (7.1%)	0 (0.0%)	1 (16.7%)	1 (7.1%)	2 (7.1%)
匿名又は連絡不通等により調査が不能なもの	32	19	51	11	14	25	76
宗教団体	24 (75.0%)	18 (94.7%)	42 (82.4%)	9 (81.8%)	14 (100.0%)	23 (92.0%)	65 (85.5%)
宗教団体以外	4 (12.5%)	0 (0.0%)	4 (7.8%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	4 (5.3%)
不明	4 (12.5%)	1 (5.3%)	5 (9.8%)	2 (18.2%)	0 (0.0%)	2 (8.0%)	7 (9.2%)
法律施行日前の事案と認められるもの等	9	11	20	6	0	6	26
宗教団体	9 (100.0%)	9 (81.8%)	18 (90.0%)	5 (83.3%)	0 (0.0%)	5 (83.3%)	23 (88.5%)
宗教団体以外	0 (0.0%)	2 (18.2%)	2 (10.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	2 (7.7%)
不明	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	1 (16.7%)	0 (0.0%)	1 (16.7%)	1 (3.8%)
計	43	42	85	25	20	45	130

エ 調査対象事件の代表的事例

(ア) 寄附の不当勧誘の事実が認められないもの³⁷

事 件 番 号	令和6年度	第5号
受 付 年 月 日	令和6年4月	
受 理 年 月 日	令和6年4月	
端 緒 情 報	提 供 者	40歳代 女性
	勧誘を受けた者	情報提供者本人
	概 要	里親募集サイトを通じて、猫の里親になったが、譲渡の際にしつこく寄附の勧誘を受けた。
	嫌 疑 法 人 等	不明
疑われた違法（不遵守）行為		禁止行為（不退去）
調 査 の 経 過	1 端緒情報の認知 情報提供者から消費者庁ウェブサイトへ報告がなされたことにより、本件を認知した。 2 事件受理 端緒情報について、 猫の譲渡の際に寄附を求められ、長時間退去しなかった旨の状況から、禁止行為（不退去）の可能性が疑われたため、事件受理し、調査に着手した。 3 情報提供者（被勧誘者）に対する協力要請 情報提供者に架電し、調査への協力を依頼したところ、面会した上で事情聴取に応じる意向を示した。 4 情報提供者の聴取 情報提供者の自宅に赴き、事情聴取したところ、同人は、 ・ 里親募集サイトを通じて猫を譲り受けた際、しつこく寄附を要求されたので、インターネットで色々と調べたところ消費者庁に関係がある内容のようだったので、情報提供した。 ・ 寄附を要求してきた相手の団体については、里親募集サイト上の名称以外、詳細は不明で、動物取扱業の届出をしていると主張していたが、保健所等に問い合わせるも、確認できなかった。 ・ 寄附を要求してきた相手が猫を連れて私の家に来たのは、数箇月前の平日、午後2時頃で、それから夕方の6時半頃まで家	

³⁷ 情報提供者等の関係者から、公表することに同意を得られた事件について掲載。

	にいたと思う。 - 私が譲渡してもらった猫の保護に至る経緯や保護活動をしている方の動向などについて、譲渡には関係の無い話を長々とされ、その後、徐々に宗教的な内容になり、「保護活動には数百万円のお金がかかるが、借入してでも用立てないと世界中の猫が不幸になる。あなたが飼育している猫も不幸になる。」などと言われた。 - そして、話の終盤にお金の話になり、譲渡費用のほかに、猫の空輸費用や、外国で保護活動をしている友人への寄附、保健所への寄附金を要求された。 - 強要されたという認識はないが、長時間居座られて猫を保護するためにお金が必要であることを懇々と説明され、断り難い雰囲気だったので、私は手元にあった現金十数万円を相手に渡してしまった。 - そして、寄附を要求してきた相手は、私からお金を受け取るとそそくさと帰っていった。 - 寄附を要求してきた相手は私の自宅に4時間くらい滞在していたため、私も途中で帰ってほしいとは考えたが、口に出しては言わなかった。 - その後、寄附を要求してきた相手とはSNSで連絡を取り合っていたが、譲渡してもらった猫が病気を有していたことが判明したことを契機にトラブルになり、連絡がつかなくなった。旨を申し立てた。 5 嫌疑法人に対する調査 情報提供者から得た情報に基づき、嫌疑法人及び勧誘者について、登記事項の照会、所在確認などの基礎調査を行うも、特定には至らなかった。 6 事件の処理 本事件は、事情聴取の結果、勧誘者が数時間に渡り情報提供者の自宅に留まり、寄附を勧誘した状況が認められるが、情報提供者は、勧誘者に対して退去すべき旨の意思表示を行っておらず、禁止行為（不退去）の構成要件を満たさないため「嫌疑なし」とした。
処理決定年月日	令和6年7月22日
備 考	

事 件 番 号	令和5年度	第 93 号
受 付 年 月 日	受付なし（職権認知）	
受 理 年 月 日	令和6年2月	
端 緒 情 報	提 供 者	70 歳代 女性
	勧誘を受けた者	情報提供者本人
	概 要	通信販売で寺院から開運グッズを購入したところ、寺の男性から「先祖の供養をしないと大変なことになる」などと不安を煽られ、祈祷代やお布施を要求された。
	嫌 疑 法 人 等	宗教法人（裏付けあり）
疑われた違法（不遵守）行為		禁止行為（靈感等知見を用いた告知）
調 査 の 経 過	1 端緒情報の認知 PIO-NET を活用して違法情報を調査していたところ、禁止行為（靈感等の知見を用いた告知）に抵触する可能性が疑われる相談を認めた。 2 事件の受理 当該相談については、これまでに国民生活センターから提供を受けていた情報には含まれていない内容であったことから、直ちに事件として受理し、調査に着手した。 3 情報提供者（被勧誘者）に対する協力要請 各地の消費生活センター等において受け付けた相談を調査の端緒とする場合には、相談を受け付けた各消費生活センター等を通じて相談者（以下「情報提供者」という。）の協力を取り付ける必要があることから、当該消費生活センターを通じて情報提供者に打診したところ了承を得た。 4 情報提供者に対する電話連絡 情報提供者に電話連絡し、事件について事情聴取を行ったところ、 証拠資料を現在も保有している 面会した上での事情聴取にも対応できる 旨の意向を示したことから、情報提供者の住居付近において面会の上、事情聴取を行うこととした。 5 情報提供者に対する事情聴取 情報提供者の居住地域を管轄する消費生活センターの施設を借用し、情報提供者のプライバシーを確保した上で、事情聴取を行っ	

	たところ、同人は - 私は、近年夫を亡くし、夫の一周忌を終えた事を契機に一昨年 から娘夫婦と同居するようになったが、同居を開始してから私 や家族に対して色々と悪い事が重なり悩んでいた。 - そんな折、運気が上がるという触れ込みの「お札とお香のセッ ト」を紹介するチラシを目にしたので、少しでも運気が良くなる ことを期待して、販売元のお寺から通信販売で2セット購入し た。 - 届いた商品には、 御利益を授かっていただけるように伝えたいことが あるので、商品が到着したら電話を掛けてくるように。 旨が記載されたメモが同封されていたので、指示通りに私から お寺に電話を掛けた。 - 電話に応答した方は、電話口の私に対して商品の使用方法につ いて丁寧に指導してくれた上、 悩み事があれば、同封した便箋に記載して郵送しても らいたい。 旨を申し向けてきた。 - そこで、後日、私は思い浮かぶ悩みを便箋に記載して送付する と、しばらくして私の携帯電話宛に寺で修行しているという者 や、先生と呼ばれる者から代わる代わる電話があり、 気の回りが悪いので供養した方がよい 供養しないと大変なことになる 供養は通常数年かかるが、数か月で終える 費用は一日につき数万円かかる などと申し向けてきた。 - 私は、供養にお金を掛けるつもりはなかったのですが、断り続けて いたところ、最終的には 供養代とお布施として数万円でよい と減額までして勧誘してきたので、一旦承諾してしまった。 - しかし、冷静になって再考し、後日、私から寺に電話を掛け お金が無いので供養は断ります。 とはっきりと告げて断った。 - その後も、何回か電話があり、勧誘されたが、供養は自分で すれば良いと思い、電話の相手に対して 行政機関に相談したのもう結構です。
--	--

	旨を告げたところ、電話を掛けて来なくなった。 ・ せっかく良い開運商品を購入できたのに、靈感商法の様な手口で供養代を要求され、がっかりしている。 旨を申し立てた。 6 嫌疑法人に対する調査 情報提供者から提示を受けた開運商品及び同商品の送付状等から嫌疑法人の名称、所在地が明らかとなったため、同法人について登記事項の照会、所在確認、稼働実態の確認などの基礎調査を実施した結果、伽藍を有して何らかの宗教活動を行っている実在する宗教法人であることが判明した。 7 事件の処理 本事件は、事情聴取の結果、勧誘者が布施を勧誘する際に用いた言動については形式的に禁止行為（靈感等知見を用いた告知）に抵触し得る余地はあるが、被勧誘者は一貫して支払いを拒否し、勧誘行為により困惑したという認識も有していないため、「嫌疑なし」とした。
処理決定年月日	令和6年9月30日
備 考	

事 件 番 号	令和5年度	第81号・第84号
受 付 年 月 日	受付なし（職権探知）	
受 理 年 月 日	令和5年11月	
端 緒 情 報	提 供 者	70歳代 女性
	勧誘を受けた者	情報提供者本人
	概 要	通販でお札等を購入したが、販売元の寺院から「家運が傾いている。」と不安を煽られ、お布施を要求された。
	嫌 疑 法 人 等	宗教法人（裏付けなし）
疑われた違法（不遵守）行為		禁止行為（靈感等知見を用いた告知）
調 査 の 経 過	1 端緒情報の認知 PIO-NET を活用して違法情報を調査していたところ、 「家運が傾いている」と不安を煽られお布施を要求された旨、禁止行為（靈感等知見を用いた告知）の可能性が疑われる相談を認めた。 2 事件の受理 当該相談については、これまでに国民生活センターから提供を受けていた情報には含まれていない内容であったことから、直ちに事件受理し、調査に着手した。 3 情報提供者（被勧誘者）に対する協力要請 各地の消費生活センター等において受け付けた相談を調査の端緒とする場合には、相談を受け付けた各消費生活センター等を通じて相談者（以下「情報提供者」という。）の協力を取り付ける必要があることから、当該消費生活センターを通じて情報提供者に打診したところ了承を得た。 4 情報提供者に対する電話連絡 情報提供者に電話連絡し、事件について事情聴取を行ったところ、 面会した上での事情聴取にも対応できる旨の意向を示したことから、情報提供者の住居において面会の上、事情聴取を行うこととした。 5 情報提供者に対する事情聴取 情報提供者の住居において事情聴取したところ、同人は、 ・ 自宅に届いた通販カタログの中に「運気を上げる」などと書かれたお寺が販売している開運グッズに関するチラシが1枚挟んであった。	

	・ 開運グッズの代金は5,000円で、購入すると特別な線香がセットでついてくるとのことから、私は普段、開運グッズなどを買うことはないが、値段もそれほど高くなく、気に入ったので注文することにした。 ・ 開運グッズを注文するため、チラシに書かれていた寺の電話番号に電話し、2セットを購入する旨を伝え、電話に出た人から「あなたは幸運です。」などと言われた。 ・ しばらくして代引郵便で開運グッズが届き、箱の中には、開運グッズのほかに家族の名前や悩みなどを記載する用紙が入っており、それを送ると拝んでもらえると説明が付されていたので、同封されていた封筒にその用紙を入れて寺に送った。 ・ 数日過ぎた頃、寺から私の自宅に電話があり、開運グッズの使用法の説明を受けるとともに、悩みの相談にも応じてもらった。 ・ すると、電話口の相手から「拝んでもらえば善くなる。」などと言われ、これまで話した者ではない住職と名乗る男から、「一日おきに電話をかけるように」と指示をされ、その住職と話をすることになった。 ・ 私は、自分の病気のことや精神的に不安定な家族のことなど、住職に問われるがままその時に抱いていた不安や悩みを話してしまった。 ・ すると何回目かの電話で住職から「家運が傾いている。半年間拝まないと沈んでいく家だ。拝まないと孫もダメになる。病氣も治らない。」「拝む際に必要なお供え物や花などの費用が必要になるので、お布施するように」などと言われた。 ・ 私は住職がお布施の話をあからさまにしてきたので、おかしいと思い、住職に対してはっきりと「これって靈感商法じゃないですか。買ったものも捨てます。」と言ったところ、住職は態度を変えて怒り出し、「捨てるなら勝手にしろ」などと言いつつ切ったので、私は電話を切った。 ・ それ以降は、私から寺に電話することもなければ、電話が架かってくることがない。購入した開運グッズは有名な寺社に持ち込んで処分してもらい、チラシは廃棄した。 ・ 人の悩みにつけ込んで不安を煽り、祈とうが必要だと促し金銭を要求するなど、宗教を冒涇した行為だと思う。電話の先の相手が本当の住職だとしたら残念でならない。被害に遭う人が増えないように注意喚起してもらいたい。 旨を供述した。 6 事件の併合 令和5年12月、国民生活センターから同一案件の情報提供を受けたことから、受理した上で、同一事件として併合を決定した。 7 嫌疑法人に対する調査 情報提供者が申し立てた法人名称や所在地から、同法人の登記事項の照会した結果、実在する宗教法人であることが判明した。 8 事件の処理 本事件は、事情聴取の結果、勧誘者が布施を求める際に用いた言
--	--

	動が、禁止行為（靈感等知見を用いた告知）に抵触し得る可能性はあるものの、当該布施が祈祷や供物等の対価に該当し得る可能性があることや、情報提供者は毅然とした態度で、靈感商法である旨を申し向けて断っている状況があることから、情報提供者が勧誘者による勧誘行為により困惑した事実が認められず、「嫌疑なし」とした。
処理決定年月日	令和6年5月20日
備 考	

事 件 番 号	令和5年度	第80号・第85号
受 付 年 月 日	受付なし（職権探知）	
受 理 年 月 日	令和5年11月	
端 緒 情 報	提 供 者	40歳代 女性
	勧誘を受けた者	情報提供者の知人 30歳代 女性
	概 要	知人が脱会届を提出しているにもかかわらず、宗教団体の信者から執拗に会費の支払いを要求されている。 退会した旨をいくら主張しても、「聞いてない」と言われ請求され続けている。
	嫌 疑 法 人 等	宗教法人（裏付けあり）
疑われた違法（不遵守）行為		禁止行為（不退去・退去妨害）
調 査 の 経 過	1 端緒情報の認知 PIO-NET を活用して違法情報を調査していたところ、「執拗に会費の支払いを要求されている」旨の相談を認め、禁止行為（不退去又は退去妨害）の可能性が疑われた。 2 事件の受理 当該相談については、これまでに国民生活センターから提供を受けていた情報には含まれていない内容であったことから、直ちに事件として受理し、調査に着手した。 3 情報提供者に対する協力要請 各地の消費生活センター等において受け付けた相談を調査の端緒とする場合には、相談を受け付けた各消費生活センター等を通じて相談者（以下「情報提供者」という。）の協力を取り付ける必要があることから、当該消費生活センターを通じて情報提供者に打診したところ了承を得た。 4 被勧誘者に対する協力要請 本事件調査の端緒とした相談情報については、被勧誘者の知人が寄せたものであるため、情報提供者を通じて被勧誘者に対して調査への協力を要請するとともに、円滑に事情聴取を行うためには情報提供者の協力も不可欠であると認め、事情聴取時における立会いなどの協力を求めたところ、了承を得た。 5 事件の併合 令和5年12月、国民生活センターから同一案件の情報提供を受	

	けたことから、受理した上で、同一事件として併合を決定した。 6 被勧誘者に対する事情聴取 被勧誘者の住居付近の公共施設において、情報提供者の同席を得て事情聴取を行ったところ、被勧誘者は、 ・ 私は数年前、家族に勧められるがまま宗教団体に入会させられた。 ・ 入会すると毎日決まった時間に神事を行わなければならない上、団体が販売している商品を購入させられたり、強引に集会に参加させられたり、毎月会費（数万円）の支払いを求められたりし、体力的にも金銭的にも負担だったので、退会することにした。 ・ 退会する方法を友人に相談し、昨年、宗教団体の本部と支部に内容証明郵便を利用して退会届を郵送し、その後しばらくは静かに過ごしていた。 ・ 退会届を郵送して半年くらいが経過した頃、私が働いている施設の同僚から宗教団体への会費の支払いを求められた。 ・ 同僚は、私が入会していた宗教団体の現役信者だが、私が脱会したことを知らないのかと思い、改めて 宗教団体は辞めた 旨を申し向けると、納得して引き下がった。 ・ しかし、それから更に半年以上経過した頃、当該同僚から 退会したことは知らない 幹部からも聞いてない 退会届は届いてない などと申し向けられ、再度会費の支払いを求めてくるようになった。 ・ 私は会費を支払うつもりは一切無かったので、同僚に対して退会した旨を何度も説明し、職場の上司に必要な無い会費の支払いを求められて迷惑していることを相談したが、その職場には現役の信者が複数人いることもあり、上司の目が届かない場所などで複数の同僚から代わる代わる会費の支払いを求められた。 ・ 会費を要求してくる同僚達について名前程度はわかるが、年齢や住所など詳しい事は知らない。 ・ 会費の支払いを求められる際には、恫喝されたり、暴行を受けたりすることはなかったが、顔を合わせたときだけではなく、職場の下駄箱に手紙が入れてあったり、退社後に後をつけられたり
--	---

	と、とにかくしつこく支払いを求められたので、しばらく仕事を休むこともあった。 ・ しかし、私は、退会しているので、何度要求されても会費を支払うつもりは一切ない。 旨を供述した。 7 勧誘場所に対する調査 被勧誘者が勧誘を受けた場所について、同人の供述に基づき、現場の確認、登記事項の照会など基礎調査を実施し、特定した。 8 嫌疑法人に対する調査 被勧誘者の供述及び同人が保有していた物品等から嫌疑法人の名称及び所在地が明らかとなったため、同法人について登記事項の照会、所在確認などの基礎調査を実施した結果、実在する宗教法人であることが判明した。 9 事件の処理 本事件は、事情聴取の結果、禁止行為（不退去・退去妨害）に抵触し得る勧誘事実は存在せず、宗教団体の入退会に係る会費の支払いをめぐるトラブルと認め、「嫌疑なし」とした。
処理決定年月日	令和6年4月19日
備 考	本調査に伴い、被勧誘者から「同僚からの要求が収まるかもしれないので、職場に不当寄附勧誘防止法のポスターを掲示したい」旨の要請を受けたことから、関係機関を通じて当該ポスターを提供した。 また、事情聴取後の経過について確認したところ、被勧誘者は ・ しばらくは会費の支払を求められたが、職場にポスターを貼ってもらい、警察にも相談したところ、現在は収まっている。 ・ 普段どおり職場にも通っているし、同僚ともトラブルなく過ごしている。 旨を申し立てた。

事 件 番 号	令和5年度	第 65 号
受 付 年 月 日	令和5年9月	
受 理 年 月 日	令和5年9月	
端 緒 情 報	提 供 者	年齢不明 男性
	勧誘を受けた者	情報提供者の配偶者 年齢不明 女性
	概 要	商業施設内において募金を求められ、退去の意思を示したにも関わらず執拗に寄附を求められた。
	嫌 疑 法 人 等	財団法人（裏付けあり）
疑われた違法（不遵守）行為		禁止行為（退去妨害）
調 査 の 経 過	1 端緒情報の認知 情報提供者から消費者庁ウェブフォームへ報告がなされたことにより、本件を認知した。 2 事件受理 端緒情報について 退去意思を示したにも関わらず執拗に寄附を求められたとの内容から、禁止行為（退去妨害）の可能性が疑われたため、事件受理し、調査に着手した。 3 情報提供者に対する協力要請 事件の詳細について事情を聴取するため、情報提供者を介し、被勧誘者に調査への協力を依頼したところ、承諾を得た。 4 被勧誘者に対する事情聴取 被勧誘者に対し、電話により事情を聴取したところ、同人は、 ・ 先日、私が一人で買物のために商業施設に赴くと、施設内の広いスペースにおいて、男性から「女の子たちを救う団体なんですけど、募金とかで支援されたことはありますか？」などと声をかけられ、チラシを手交しようとしてきた。 ・ 私は急いでいたので、男の話を聞くことなく立ち去ろうとすると、男は「現地に教育施設をつくる取り組みをしています。サブスクで支援できるものです。」などと求めているにもかかわらず、矢継ぎ早に説明を続けた。 ・ 私は、「急いでいます」旨を告げて立ち去ろうとすると、男は、「1、2分で済むんです。」「緊急でお願いしているんです。」などと言いながらしつこく付きまとってきたので、振り切って、その場を後にした。	

	・ 寄附の勧誘をしてきた男は、本当に困っていそうな切実な顔つきと話し方で、引き下がらなかったのも、とても立ち去り難い状況であったが、男から行く手を遮られたり、体に触れられて引き留められたりはしていない。 ・ 時間を計ったわけではないが、私の感覚では10分くらい寄附の勧誘を受けていたと思う。 旨を申し立てた。 5 現場確認及び防犯カメラ映像の精査 被勧誘者の供述によると、寄附の勧誘行為を受けた場所は商業施設であることから、防犯カメラ映像が残存している可能性があると思料し、同施設に赴き、防犯カメラ映像を閲覧した。 すると、商業施設内の防犯カメラ映像には、 勧誘者の男が被勧誘者にチラシ様のものを差し出し、数メートル随行した後、両者が立ち止まり話をしている状況が記録されており、会話の内容は録音されていないものの、動画の状況から 両者が立ち止まってから被勧誘者が立ち去るまでの時間は、約4分間であった。 また、その間、勧誘者が被勧誘者の衣服や身体に触れるなどして物理的に制止する行為や行く手に立ち塞がり通行を遮るなどの行為は確認できなかった。 6 嫌疑法人に対する調査 商業施設の管理会社に対し調査への協力を求めたところ、嫌疑法人の名称等について明らかとなったことから、同法人の登記事項等を照会した結果、実在する財団法人であることが判明した。 7 事件の処理 本事件は、関係者からの事情聴取及び防犯カメラ映像の精査の結果、勧誘行為が行われた約4分間において、勧誘者による明確な退去妨害行為は認められないことから、「嫌疑なし」とした。
処理決定年月日	令和6年1月22日
備 考	

事 件 番 号	令和5年度	第62号・第67号
受 付 年 月 日	受付なし（職権探知）	
受 理 年 月 日	令和5年8月	
端 緒 情 報	提 供 者	50歳代 女性
	勧誘を受けた者	情報提供者本人
	概 要	夫婦ともに宗教法人の信者であったが、執拗に献金を求められるため、「お金がない」と断ったところ「子供から借りたらどうですか」とまで言われ、自宅にも頻繁に来るので困っている。
	嫌 疑 法 人 等	宗教法人（裏付けあり）
疑われた違法（不遵守）行為		禁止行為（借入れによる資金調達要求）
調 査 の 経 過	1 端緒情報の認知 PIO-NETを活用して違法情報を調査していたところ、寄附の勧誘に際して「子供から借りたらどうですか」と申し向けられた旨の相談を認め、禁止行為（借入れによる資金調達の要求）の可能性が疑われた。 2 事件の受理 当該相談については、これまでに国民生活センターから提供を受けていた情報には含まれていない内容であったことから、直ちに事件として受理し、調査に着手した。 3 情報提供者に対する協力要請 各地の消費生活センター等において受け付けた相談を調査の端緒とする場合には、相談を受け付けた各消費生活センター等を通じて相談者（以下「情報提供者」という。）の協力を取り付ける必要があることから、当該消費生活センターを通じて情報提供者に打診したところ了承を得た。 4 情報提供者に対する電話連絡 情報提供者に電話連絡し、事件について事情聴取を行ったところ、 面会した上での事情聴取にも対応できる 旨の意向を示したことから、情報提供者の住居において面会の上、事情聴取を行うこととした。 5 事件の併合 令和5年9月、国民生活センターから同一案件の情報提供を受けたことから、受理した上で、同一事件として併合を決定した。	

	6 情報提供者に対する事情聴取 情報提供者の住居において家族等が同席の下、事情聴取を行ったところ、情報提供者は、 ・ 私達夫婦は、数年前、別の宗教から揃って現在の宗教に入信し直した。 ・ 入信する際の説明では、宗教団体への寄附は不要との説明を受けていたが、入信後は毎月の会費が数千円、行事に伴う寄附が数百円から数千円、そのほか特別な寄附として年1回、一人十数万円の寄附を求められるようになった。 ・ 年1回勧誘される十数万円の特別な寄附は、入信してから本年までは、「お金が無い」という理由で断り続けてきた。 ・ しかし、本年は宗教団体の幹部信者から例年に増して執拗に寄附の勧誘を受け、私は例年と同様に支払うつもりは無かったので、「お金が無い」と断っていた。 ・ すると、あるとき宗教団体の施設にお参りに赴いた際、その施設内で幹部信者に呼び止められ、真剣な強ばった表情で 今年も寄附できるか 旨を聞いてきたので、これまで同様に断ると お子さんは社会人でしょ お子さんから借りたらどうですか 考えておいてください と申し向けられた。 ・ 私は、宗教団体から執拗に寄附を求められ、さらには、関係のない子供まで巻き込もうとしたことに嫌気がさし、夫婦共に宗教から脱会することとした。 ・ その後、しばらくの間は幹部信者が脱会を引き留めようとしていたが、正式な手続を経て脱会した。 ・ 宗教団体が活動するためにお金が必要な事は理解できるが、信者に不快な思いをさせてまで寄附を徴収しようとする事は、違法ではないまでも道義に反すると思う。 ・ 不当寄附勧誘防止法が制定されたことも踏まえ、宗教団体には法の趣旨を理解した上で適正に活動してもらいたいし、消費者庁には法の周知をしっかりと進めてもらいたい。 ・ この宗教団体とは、二度と関わりたくない。 旨を申し立てた。 7 嫌疑法人に対する調査
--	--

	情報提供者の供述及び同人が保有していた物品等から嫌疑法人の名称及び所在地が明らかとなったため、同法人について登記事項の照会、所在確認などの基礎調査を実施した結果、実在する宗教法人であることが判明した。 8 同種事件の相談状況の調査 PIO-NET を利用し、令和5年7月1日から同年12月31日までの間における本事件の嫌疑法人に係る消費生活相談の受付状況を確認するも、類似・関連事案に係る相談は確認できなかった。 9 事件の処理 本事件は、事情聴取の結果、勧誘者が借入れによる資金調達を求めた可能性は認められるものの、防犯カメラ映像、録音等の客観的事実を疎明する証拠を入手するには至らず、また、情報提供者は嫌疑法人とかかわりを持つことを忌避しているため、勧誘者に対する事情聴取は差し控える必要があることから、違法行為を客観的に認定することは困難な状況にある。 加えて、処理決定時においては、同法人による同種事案の発生は把握されていない。 よって、追加の証拠が得られるなど、事実の認定に進展があった場合には、再起の手続を取ることを前提として、現時点においては「嫌疑なし」とした。
処理決定年月日	令和6年1月22日
備 考	

(イ) 匿名又は連絡不通等により調査が不能なもの

代表的な事例

- ・ 宗教団体の施設内において、信者が正常な判断をできないようにして、寄附を勧誘している。
- ・ 電話で海外の恵まれない子供への義援金を威圧的に求められた。
- ・ 知人の紹介でセミナーの研修を受けたら、宗教活動であることが分かり、寄附の勧誘を受けた。
- ・ 家族が、海外の宗教に没頭し、借金してまで寄附をしている。
- ・ 親族が、自宅を担保として多額の借金をし、宗教団体に献金してしまった。
- ・ 親が、借金をしてまで宗教団体に献金していたため、自分が借金返済を肩代わりした。
- ・ 入信している宗教団体に献金を強制され、土地と家も担保として取られてしまった。
- ・ 宗教団体に入信している親が、献金のために金銭的に苦勞しているので脱退させたい。
- ・ 家族の病気を治してくれるという祈祷師のもとに何年も通い、多額の寄附をした。
- ・ 宗教団体から靈感等の知見を用いた勧誘を受け献金した。
- ・ 配偶者が宗教団体に献金するために、育児費や食費などを切り詰めている。
- ・ 見知らぬ者が自宅を訪れ、断ったのに災害の際の義援金を執拗に勧誘された。
- ・ 知人から執拗に宗教団体への入信の勧誘を受け、団体の施設に何度も連れていかれ、寄附や物品購入をしてしまった。
- ・ 知人の高齢者の自宅に宗教団体の人間が来て勝手に拝むなどしてお金を要求された。
- ・ 悩みが解決できるという商品を電話で注文したところ、販売元の寺院から連絡があり、供養を勧められて高額なお布施を要求された。
- ・ 入信している宗教団体から定期的に協力金を求められ、支払いを断ると不利益や不平等な扱いを受ける。

調査結果（調査不能と認めた主な事由）
・ 情報提供者の連絡先が不明のため。 ・ 情報提供者が詳細を把握していないため。 ・ 情報提供者が聴取を拒否したため。 ・ 被勧誘者の協力が得られなかったため。 ・ 被勧誘者の健康状態から聴取困難のため。 ・ 被勧誘者が既に死亡しているため。

（ウ）法律施行日前の事案と認められるもの等

代表的な事例
・ 親が宗教団体から靈感等を用いた説明を受け商品購入の契約をしてしまった。 ・ 過去、宗教団体に対して献金するために借金したため、返済により生活が苦しい。 ・ 宗教団体から靈感等の知見を用いた理由で脅されるなどして献金させられた。 ・ 知人の高齢者が、宗教団体に高額なお布施をしているので心配。 ・ 数十年前、宗教団体から靈感等の知見を用いた勧誘を受け、多額の献金をしてしまった。 ・ 家族が自己啓発団体に預貯金のほとんどを寄附してしまったようだ。 ・ 家族が宗教団体へ献金するために多額の借金をしてしまい、返済できなくなってしまった。 ・ 鑑定を受けた霊能者から靈感等の知見を用いて脅され、お金を振り込んだ。 ・ 両親が入信している宗教団体に献金させられてきた。同じような境遇の二世信者が相談できる窓口があれば知りたい。 ・ 約20年前、宗教団体に入信していたところ、車で県外に連れていかれて金銭を要求され、仕方なく支払った。

調査結果（法施行日前と認めた主な事由）
・ 提供された情報内容から令和５年３月３１日以前における勧誘行為と特定。 ・ 情報提供者、被勧誘者から事情聴取した結果、令和５年３月３１日以前における勧誘行為と特定。

（３）調査の実態

ア 調査期間

本章（１）に記載のとおり、受理した事件については、寄附勧誘対策室の調査担当者が

- ・ 情報提供者、被勧誘者等からの事情聴取
- ・ 嫌疑法人等に関する情報収集（存在確認、代表者の人定特定）
- ・ 不当な勧誘行為の事実の特定
- ・ 勧誘を行った者の特定

など、法に抵触する事実の裏付けに必要な証拠の収集を行っているところ、各調査項目を履行するためには一定の時間を要する。

これまでに処理した事件について、事件を受理してから処理を決定するまでの期間は図表５－７のとおりである。

【図表５－７】調査期間

	2023年度			2024年度			累計
	上半期	下半期	計	上半期	下半期	計	
60日未満	1 (2.3%)	0 (0.0%)	1 (1.2%)	3 (12.0%)	1 (5.0%)	4 (8.9%)	5 (3.8%)
60日～89日	2 (4.7%)	18 (42.9%)	20 (23.5%)	12 (48.0%)	8 (40.0%)	20 (44.4%)	40 (30.8%)
90日～119日	29 (67.4%)	8 (19.0%)	37 (43.5%)	5 (20.0%)	10 (50.0%)	15 (33.3%)	52 (40.0%)
120日～149日	11 (25.6%)	5 (11.9%)	16 (18.8%)	1 (4.0%)	1 (5.0%)	2 (4.4%)	18 (13.8%)
150日以上	0 (0.0%)	11 (26.2%)	11 (12.9%)	4 (16.0%)	0 (0.0%)	4 (8.9%)	15 (11.5%)
全体	43	42	85	25	20	45	130

※ 調査期間は、受理した日から処理を決定（決裁が完了）した日までの差で算出しており、閉庁日も含まれる。

各期の調査期間について、2023 年度上半期は、処理件数 43 件のうち「90 日～119 日」が 29 件（全体に占める割合 67.4 パーセント）で最も多く、次いで「120 日～149 日」が 11 件（同 25.6 パーセント）、「60 日～89 日」が 2 件（同 4.7 パーセント）、「60 日未満」が 1 件（同 2.3 パーセント）であり、同年度下半期は、処理件数 42 件のうち「60 日～89 日」が 18 件（同 42.9 パーセント）と最も多く、次いで「150 日以上」が 11 件（同 26.2 パーセント）、「90 日～119 日」が 8 件（同 19 パーセント）、「120 日～149 日」が 5 件（同 11.9 パーセント）であった。

2024 年度上半期は、処理件数 25 件のうち「60 日～89 日」が 12 件（同 48 パーセント）で最も多く、次いで「90 日～119 日」が 5 件（同 20 パーセント）、「150 日以上」が 4 件（同 16 パーセント）、「60 日未満」が 3 件（同 12 パーセント）、「120 日～149 日」が 1 件（同 4 パーセント）であり、同年度下半期は、処理件数 20 件のうち「90 日～119 日」が 10 件（同 50 パーセント）と最も多く、次いで「60 日～89 日」が 8 件（同 40 パーセント）、「60 日未満」及び「120 日～149 日」が各 1 件（同各 5 パーセント）であった。

全ての期の累計は、処理件数 130 件のうち「90 日～119 日」が 52 件（同 40 パーセント）と最も多く、次いで「60 日～89 日」が 40 件（同 30.8 パーセント）、「120 日～149 日」が 18 件（同 13.8 パーセント）、「150 日以上」が 15 件（同 11.5 パーセント）、「60 日未満」が 5 件（同 3.8 パーセント）であった。

全ての期を通じて

- ・ 最も短い調査期間は 45 日
- ・ 最も長い調査期間は 278 日

であり、時間を要す主な調査項目としては

- ・ 情報提供者から調査への協力意向の取付け
全国の消費生活センター等からの情報については、相談を受け付けたセンターを通じて意向確認を行うため、二重の時間を要す。信仰心に関係する事案も多いため、調査への協力可否を決断するまでに数箇月要す場合もある。
- ・ 事情聴取を行う日程の調整
関係者の都合を踏まえた日程、聴取場所の調整が必要。
電話聴取にあっても、聴取に相応の時間を要すことから、日程の調整は必須。
- ・ 関係機関、企業、団体等に対する各種照会
関係機関、企業、団体等に対して文書等により各種事項を

照会した場合、回答を得るまでに数週間要す場合もある。

- ・ 経過観察、関連動向の把握

情報の真偽を見極める上で、情報に基づく案件の経過観察、対象法人等に関連する他の動向の把握を行う場合には、一定の期間を要す。

などがある。

イ 法人登記照会状況

調査によって対象法人等の名称、所在地等が判明した場合には、対象法人等の登記事実について照会を実施している。

照会を実施した結果、登記情報を入手できた件数については、図表 5－8 のとおり、2023 年度上半期が 43 件中 29 件（全体に占める割合 67.4 パーセント）、同年度下半期が 42 件中 35 件（同 83.3 パーセント）、2024 年度上半期が 25 件中 18 件（同 72 パーセント）、同年度下半期が 20 件中 12 件（同 60 パーセント）であり、全ての期の累計では 130 件中 94 件（同 72.3 パーセント）であった。

なお、「登記なし」については、調査により対象法人等の名称が明確になったものの本照会により法人登記事実が確認できなかったもの、「不明」については、調査によっても対象法人等を特定するための名称、俗称、所在地等が判然とせず、登記事実の確認に至らなかったものの件数である。

【図表 5－8】法人登記の照会結果

		2023年度			2024年度			累計
		上半期	下半期	計	上半期	下半期	計	
照会結果	登記情報入手	29 (67.4%)	35 (83.3%)	64 (75.3%)	18 (72.0%)	12 (60.0%)	30 (66.7%)	94 (72.3%)
	登記なし	2 (4.7%)	1 (2.4%)	3 (3.5%)	0 (0.0%)	1 (5.0%)	1 (2.2%)	4 (3.1%)
	不明	12 (27.9%)	6 (14.3%)	18 (21.2%)	7 (28.0%)	7 (35.0%)	14 (31.1%)	32 (24.6%)
処理件数		43	42	85	25	20	45	130

ウ 文書による照会等の実施状況

事件の調査については、法に基づき消費者庁長官が勧告、命令等の行政上の措置の要否を適正に決定するために必要な証拠を収集するための行政調査であるところ、調査に当たっては法第 13 条の規定に基づく資料提

供等の要請のほか、任意調査として文書による照会、協力要請等を行っている³⁸。

調査のために発出した文書の件数については、図表５－９のとおり、2023年度上半期に処理した事件においては５件、同年度下半期に処理した事件においては４４件（うち法第１３条の規定を根拠としたものが３件）、2024年度上半期に処理した事件においては５２件、同年度下半期に処理した事件においては１１件であり、2024年度末までに１３０件の事件を処理した中で、合計１１２件の照会文書等を発出した。

文書の発出については、事件の内容・性質に応じて調査上の必要性及び文書の内容を組織的に判断した上で行っており、事件によっては発出せずに処理する場合がある一方、調査上の必要性から複数発出する場合もある。

【図表５－９】照会文書等の発出件数

	2023年度			2024年度			累計
	上半期	下半期	計	上半期	下半期	計	
発出件数	5	44	49	52	11	63	112
うち13条根拠	0	3	3	0	0	0	3

エ 事情聴取の状況

（ア）概況

嫌疑情報については、寄附の不当な勧誘に係る断片的、抽象的又は間接的な内容である場合が多いため、事実を正確に把握するためには、情報提供者を始め、勧誘を受けたとされる者からの事情聴取は重要な調査項目である。

しかしながら、調査の端緒とする情報を受け付けている３つの窓口については各々その特性が異なるため、調査を進展させるために事情聴取が必須とされる事件であっても

- ・ 情報提供者の連絡先が不明な場合
- ・ 情報提供者と連絡が取れない場合
- ・ 情報提供者等が消費者庁への調査協力を拒否した場合

³⁸ 法第１３条（内閣総理大臣への資料提供等）

内閣総理大臣は、この法律の目的を達成するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、資料の提供、説明その他必要な協力を求めることができる。

など、事情聴取の実施が困難な事件も一定数存在する。

(イ) 情報提供者に対する事情聴取の実施状況

図表 5-10 は、各事件における情報提供者からの事情聴取の実施状況である³⁹。

まず、2023 年度上半期に処理した 43 件の事件においては、電話による「聴取実施」が 1 件（全体に占める割合 2.3 パーセント）、「連絡先不明、聴取拒否等」が 28 件（同 65.1 パーセント）、情報の内容などから事情聴取の必要性を認めなかったもの（以下「不実施」という。）⁴⁰が 14 件（同 32.6 パーセント）であり、同年度下半期に処理した 42 件の事件においては、「聴取実施」が 17 件（同 40.5 パーセント）、そのうち「面会聴取」が 5 件（聴取実施に占める割合 29.4 パーセント）、「電話聴取」が 12 件（同 70.6 パーセント）、「連絡先不明、聴取拒否等」が 12 件（全体に占める割合 28.6 パーセント）、「不実施」が 13 件（同 31 パーセント）であった。

2024 年度上半期に処理した 25 件の事件においては、「聴取実施」が 14 件（同 56 パーセント）、そのうち「面会聴取」が 8 件（聴取実施に占める割合 57.1 パーセント）、「電話聴取」が 6 件（同 42.9 パーセント）、「連絡先不明、聴取拒否等」が 7 件（全体に占める割合 28 パーセント）、「不実施」が 4 件（同 16 パーセント）であり、同年度下半期に処理した 20 件の事件においては、電話による「聴取実施」が 8 件（同 40 パーセント）、「連絡先不明、聴取拒否等」が 10 件（同 50 パーセント）、「不実施」が 2 件（同 10 パーセント）であった。

全ての期の累計は、130 件の事件のうち「聴取実施」が 40 件（同 30.8 パーセント）、そのうち「面会聴取」が 13 件（聴取実施に占める割合 32.5 パーセント）、「電話聴取」が 27 件（同 67.5 パーセント）、「連絡先不明、聴取拒否等」が 57 件（全体に占める割合 43.8 パーセント）、「不実施」が 33 件（同 25.4 パーセント）であった。

³⁹ 各事件における事情聴取の実施有無を表しているため、複数人から事情聴取した場合であっても 1 件として計上している。

⁴⁰ 「不実施」とするのは、調査の端緒とした情報に違法性を吟味出来る十分な内容が含まれている場合などである。

【図表５－１０】情報提供者に対する事情聴取の実施状況

	2023年度			2024年度			累計
	上半期	下半期	計	上半期	下半期	計	
聴取実施	1 (2.3%)	17 (40.5%)	18 (21.2%)	14 (56.0%)	8 (40.0%)	22 (48.9%)	40 (30.8%)
〈面会聴取〉	〈0〉	〈5〉〈29.4%〉	〈5〉〈27.8%〉	〈8〉〈57.1%〉	〈0〉〈0.0%〉	〈8〉〈36.4%〉	〈13〉〈32.5%〉
〈電話聴取〉	〈1〉〈100.0%〉	〈12〉〈70.6%〉	〈13〉〈72.2%〉	〈6〉〈42.9%〉	〈8〉〈100.0%〉	〈14〉〈63.6%〉	〈27〉〈67.5%〉
連絡先不明、聴取拒否等	28 (65.1%)	12 (28.6%)	40 (47.1%)	7 (28.0%)	10 (50.0%)	17 (37.8%)	57 (43.8%)
不実施	14 (32.6%)	13 (31.0%)	27 (31.8%)	4 (16.0%)	2 (10.0%)	6 (13.3%)	33 (25.4%)
事件処理件数	43	42	85	25	20	45	130

(ウ) 被勧誘者に対する事情聴取の実施状況

図表５－１１は、勧誘を受けたとされる者（以下「被勧誘者」という。）からの事情聴取の実施状況である⁴¹。

2023年度上半期に処理した43件の事件においては、「聴取実施」は0件、「連絡先不明、聴取拒否等」が29件（全体に占める割合67.4パーセント）、「不実施」が14件（同32.6パーセント）であり、同年度下半期に処理した42件の事件においては、「聴取実施」が9件（同21.4パーセント）、そのうち「面会聴取」が2件（聴取実施に占める割合22.2パーセント）、「電話聴取」が7件（同77.8パーセント）、「連絡先不明、聴取拒否等」が16件（全体に占める割合38.1パーセント）、「不実施」が17件（同40.5パーセント）であった。

2024年度上半期に処理した25件の事件においては、「聴取実施」が10件（同40パーセント）、そのうち「面会聴取」が8件（聴取実施に占める割合80パーセント）、「電話聴取」が2件（同20パーセント）、「連絡先不明、聴取拒否等」が9件（全体に占める割合36パーセント）、「不実施」が6件（同24パーセント）であり、同年度下半期に処理した20件の事件においては、電話による「聴取実施」が3件（同15パーセント）、「連絡先不明、聴取拒否等」が12件（同60パーセント）、「不実施」が5件（同25パーセント）であった。

全ての期の累計は、130件のうち「聴取実施」が22件（同16.9パーセント）、そのうち「面会聴取」が10件（聴取実施に占める割合45.5

⁴¹ 「勧誘を受けたとされる者」（被勧誘者）とは、端緒となった情報の事案における当事者のことであり、調査の結果、寄附の不当な勧誘行為を受けていない者も含んでいる。

パーセント)、「電話聴取」が 12 件 (同 54.5 パーセント)、「連絡先不明、聴取拒否等」が 66 件 (全体に占める割合 50.8 パーセント)、「不実施」が 42 件 (同 32.3 パーセント) であった。

【図表 5－11】被勧誘者に対する事情聴取の実施状況

	2023年度			2024年度			累計
	上半期	下半期	計	上半期	下半期	計	
聴取実施	0 (0.0%)	9 (21.4%)	9 (10.6%)	10 (40.0%)	3 (15.0%)	13 (28.9%)	22 (16.9%)
〈面会聴取〉	〈0〉〈(0.0%)〉	〈2〉〈(22.2%)〉	〈2〉〈(22.2%)〉	〈8〉〈(80.0%)〉	〈0〉〈(0.0%)〉	〈8〉〈(61.5%)〉	〈10〉〈(45.5%)〉
〈電話聴取〉	〈0〉〈(0.0%)〉	〈7〉〈(77.8%)〉	〈7〉〈(77.8%)〉	〈2〉〈(20.0%)〉	〈3〉〈(100.0%)〉	〈5〉〈(38.5%)〉	〈12〉〈(54.5%)〉
連絡先不明、聴取拒否等	29 (67.4%)	16 (38.1%)	45 (52.9%)	9 (36.0%)	12 (60.0%)	21 (46.7%)	66 (50.8%)
不実施	14 (32.6%)	17 (40.5%)	31 (36.5%)	6 (24.0%)	5 (25.0%)	11 (24.4%)	42 (32.3%)
事件処理件数	43	42	85	25	20	45	130

(エ) 情報提供者と被勧誘者の相関関係

図表 5－12 は、情報提供者に対する事情聴取の実施有無等を踏まえた被勧誘者に対する事情聴取の実施状況である⁴²。

2023 年度上半期においては、情報提供者に対して「電話聴取」を実施したものが 1 件あるが、被勧誘者については「連絡先不明、聴取拒否等」のため聴取できなかった。また、情報提供者に対し事情聴取を「不実施」とした 14 件については、被勧誘者に対する事情聴取も「不実施」であった。

同年度下半期においては、情報提供者に対して「面会聴取」を実施したものが 5 件あり、そのうち被勧誘者に対して「面会聴取」を実施したものが 2 件 (情報提供者に対する面会聴取に占める割合 40 パーセント)、「不実施」が 3 件 (同 60 パーセント) であり、情報提供者に対して「電話聴取」を実施した 12 件については、そのうち被勧誘者に対して「電話聴取」を実施したものが 6 件 (情報提供者に対する電話聴取に占める割合 50 パーセント)、「連絡先不明、聴取拒否等」及び「不実施」が各 3 件 (同各 25 パーセント) であった。また、情報提供者に対し事情聴

⁴² 事情聴取の件数については、情報提供者と被勧誘者が同一人物の場合には双方に計上しており、また、一つの事件において複数の情報提供者又は被勧誘者から聴取した場合であっても、1 件として計上している。

取を「不実施」とした 13 件については、そのうち被勧誘者に対して「電話聴取」を実施したもの及び「連絡先不明、聴取拒否等」が各 1 件（情報提供者に対する事情聴取不実施に占める割合各 7.7 パーセント）で、「不実施」は 11 件（同 84.6 パーセント）であった。

2024 年度上半期においては、情報提供者に対して「面会聴取」を実施したものが 8 件あり、そのいずれも被勧誘者に対して「面会聴取」を実施している。情報提供者に対して「電話聴取」を実施した 6 件については、そのうち被勧誘者に対して「電話聴取」を実施したもの、「連絡先不明、聴取拒否等」、「不実施」が各 2 件（情報提供者に対する電話聴取に占める割合各 33.3 パーセント）であった。また、情報提供者に対し事情聴取を「不実施」とした 4 件については、被勧誘者に対する事情聴取も「不実施」であった。

同年度下半期においては、情報提供者に対して「電話聴取」を実施したものが 8 件あり、そのうち被勧誘者に対して「電話聴取」を実施したものが 3 件（同 37.5 パーセント）、「連絡先不明、聴取拒否等」が 2 件（同 25 パーセント）、「不実施」が 3 件（同 37.5 パーセント）であった。また、情報提供者に対し事情聴取を「不実施」とした 2 件においては、被勧誘者に対する事情聴取も「不実施」であった。

全ての期の累計は、情報提供者に対して「面会聴取」を実施した 13 件のうち、被勧誘者に対して「面会聴取」を実施したものが 10 件（情報提供者に対する面会聴取に占める割合 76.9 パーセント）、「不実施」が 3 件（同 23.1 パーセント）であり、情報提供者に対して「電話聴取」を実施した 27 件のうち、被勧誘者に対して「電話聴取」を実施したものが 11 件（情報提供者に対する電話聴取に占める割合 40.7 パーセント）、「連絡先不明、聴取拒否等」及び「不実施」が各 8 件（同各 29.6 パーセント）であった。また、情報提供者について「連絡先不明、聴取拒否等」であった 57 件については、被勧誘者についても「連絡先不明、聴取拒否等」であり、情報提供者に対し事情聴取を「不実施」とした 33 件のうち、被勧誘者に対して「電話聴取」を実施したものと及び「連絡先不明、聴取拒否等」が各 1 件（情報提供者に対する事情聴取不実施に占める割合各 3 パーセント）、「不実施」が 31 件（同 93.9 パーセント）であった。

【図表 5－12】 事情聴取における情報提供者と被勧誘者の相関関係

		2023年度			2024年度			累計
		上半期	下半期	計	上半期	下半期	計	
面会聴取		0	5	5	8	0	8	13
被勧誘者	面会聴取	0	2 (40.0%)	2 (40.0%)	8 (100.0%)	0	8 (100.0%)	10 (76.9%)
	連絡先不明、聴取拒否等	0	0	0	0	0	0	0
	不実施	0	3 (60.0%)	3 (60.0%)	0	0	0	3 (23.1%)
電話聴取		1	12	13	6	8	14	27
被勧誘者	電話聴取	0	6 (50.0%)	6 (46.2%)	2 (33.3%)	3 (37.5%)	5 (35.7%)	11 (40.7%)
	連絡先不明、聴取拒否等	1 (100.0%)	3 (25.0%)	4 (30.8%)	2 (33.3%)	2 (25.0%)	4 (28.6%)	8 (29.6%)
	不実施	0	3 (25.0%)	3 (23.1%)	2 (33.3%)	3 (37.5%)	5 (35.7%)	8 (29.6%)
連絡先不明、聴取拒否等		28	12	40	7	10	17	57
被勧誘者	電話聴取							
	連絡先不明、聴取拒否等	28 (100.0%)	12 (100.0%)	40 (100.0%)	7 (100.0%)	10 (100.0%)	17 (100.0%)	57 (100.0%)
	不実施							
不実施		14	13	27	4	2	6	33
被勧誘者	電話聴取	0	1 (7.7%)	1 (3.7%)	0	0	0	1 (3.0%)
	連絡先不明、聴取拒否等	0	1 (7.7%)	1 (3.7%)	0	0	0	1 (3.0%)
	不実施	14 (100.0%)	11 (84.6%)	25 (92.6%)	4 (100.0%)	2 (100.0%)	6 (100.0%)	31 (93.9%)

オ 被勧誘者の実態

(ア) 性別・年代

被勧誘者の性別・年代については、図表 5－13 のとおり、2023 年度上半期に処理した事件においては、男性が 10 件(全体に占める割合 23.3 パーセント)、そのうち年代別の内訳は、50 歳代 1 件(男性に占める割合 10 パーセント)、60 歳代 2 件(同 20 パーセント)、70 歳代 1 件(同 10 パーセント)、年齢不明 6 件(同 60 パーセント)であり、女性が 23 件(全体に占める割合 53.5 パーセント)、そのうち年代別の内訳は、30 歳代 1 件(女性に占める割合 4.3 パーセント)、40 歳代 1 件(同 4.3 パーセント)、50 歳代 2 件(同 8.7 パーセント)、60 歳代 1 件(同 4.3 パーセント)、70 歳代 2 件(同 8.7 パーセント)、80 歳代 2 件(同 8.7 パーセント)、年齢不明 14 件(同 60.9 パーセント)で、そのほか性別・年齢不明が 6 件(全体に占める割合 14 パーセント)、その他が 4 件(同 9.3 パーセント)であった。

同年度下半期に処理した事件においては、男性が 12 件(同 28.6 パーセント)、そのうち年代別の内訳は、30 歳代 1 件(男性に占める割合 8.3 パーセント)、50 歳代 4 件(同 33.3 パーセント)、70 歳代 2 件(同 16.7 パーセント)、80 歳代 3 件(同 25.0 パーセント)、年齢不明 2 件

(同 16.7 パーセント) であり、女性が 28 件 (全体に占める割合 66.7 パーセント)、そのうち年代別の内訳は、30 歳代 3 件 (女性に占める割合 10.7 パーセント)、40 歳代 2 件 (同 7.1 パーセント)、50 歳代 7 件 (同 25 パーセント)、60 歳代 3 件 (同 10.7 パーセント)、70 歳代 5 件 (同 17.9 パーセント)、80 歳代 1 件 (同 3.6 パーセント)、90 歳以上 2 件 (同 7.1 パーセント)、年齢不明 5 件 (同 17.9 パーセント) で、そのほかその他が 2 件 (全体に占める割合 4.8 パーセント) であった。

2024 年度上半期に処理した事件においては、男性が 3 件 (同 12 パーセント)、そのうち年代別の内訳は、30 歳代 1 件 (男性に占める割合 33.3 パーセント)、70 歳代 1 件 (同 33.3 パーセント)、年齢不明 1 件 (同 33.3 パーセント) であり、女性が 19 件 (全体に占める割合 76 パーセント)、そのうち年代別の内訳は、20 歳代 1 件 (女性に占める割合 5.3 パーセント)、30 歳代 2 件 (同 10.5 パーセント)、40 歳代 2 件 (同 10.5 パーセント)、50 歳代 3 件 (同 15.8 パーセント)、60 歳代 1 件 (同 5.3 パーセント)、70 歳代 6 件 (同 31.6 パーセント)、年齢不明 4 件 (同 21.1 パーセント) で、そのほか性別・年齢不明が 1 件 (全体に占める割合 4 パーセント)、その他が 2 件 (同 8 パーセント) であった。

同年度下半期に処理した事件においては、男性が 10 件 (同 50 パーセント)、そのうち年代別の内訳は、18 歳・19 歳が 2 件 (男性に占める割合 20 パーセント)、30 歳代 1 件 (同 10 パーセント)、40 歳代 3 件 (同 30 パーセント)、年齢不明 4 件 (同 40 パーセント) であり、女性が 6 件 (全体に占める割合 30 パーセント)、そのうち年代別の内訳は、60 歳代 2 件 (女性に占める割合 33.3 パーセント)、70 歳代 2 件 (同 33.3 パーセント)、80 歳代 1 件 (同 16.7 パーセント)、年齢不明 1 件 (同 16.7 パーセント) で、そのほか性別・年齢不明及びその他が各 2 件 (全体に占める割合各 10 パーセント) であった。

全ての期の累計は、男性が 35 件 (同 26.9 パーセント)、そのうち年代別の内訳は、18 歳・19 歳が 2 件 (男性に占める割合 5.7 パーセント)、30 歳代 3 件 (同 8.6 パーセント)、40 歳代 3 件 (同 8.6 パーセント)、50 歳代 5 件 (同 14.3 パーセント)、60 歳代 2 件 (同 5.7 パーセント)、70 歳代 4 件 (同 11.4 パーセント)、80 歳代 3 件 (同 8.6 パーセント)、年齢不明 13 件 (同 37.1 パーセント) であり、女性が 76 件 (全体に占める割合 58.5 パーセント)、そのうち年代別の内訳は、20 歳代 1 件 (女性に占める割合 1.3 パーセント)、30 歳代 6 件 (同 7.9 パーセント)、40 歳代 5 件 (同 6.6 パーセント)、50 歳代 12 件 (同 15.8 パーセント)、60 歳代 7 件 (同 9.2 パーセント)、70 歳代 15 件 (同 19.7 パーセント)、

80 歳代 4 件 (同 5.3 パーセント)、90 歳以上 2 件 (同 2.6 パーセント)、
年齢不明 24 件 (同 31.6 パーセント) で、そのほか性別・年齢不明が 9
件 (全体に占める割合 6.9 パーセント)、その他が 10 件 (同 7.7 パー
セント) であった。

【図表 5-13】被勧誘者の性別・年代

	2023年度			2024年度			累計
	上半期	下半期	計	上半期	下半期	計	
男性	10 (23.3%)	12 (28.6%)	22 (25.9%)	3 (12.0%)	10 (50.0%)	13 (28.9%)	35 (26.9%)
18歳未満			0			0	0
18歳・19歳			0		2 (20.0%)	2 (15.4%)	2 (5.7%)
20歳代			0			0	0
30歳代		1 (8.3%)	1 (4.5%)	1 (33.3%)	1 (10.0%)	2 (15.4%)	3 (8.6%)
40歳代			0		3 (30.0%)	3 (23.1%)	3 (8.6%)
50歳代	1 (10.0%)	4 (33.3%)	5 (22.7%)			0	5 (14.3%)
60歳代	2 (20.0%)		2 (9.1%)			0	2 (5.7%)
70歳代	1 (10.0%)	2 (16.7%)	3 (13.6%)	1 (33.3%)		1 (7.7%)	4 (11.4%)
80歳代		3 (25.0%)	3 (13.6%)			0	3 (8.6%)
90歳以上			0			0	0
年齢不明	6 (60.0%)	2 (16.7%)	8 (36.4%)	1 (33.3%)	4 (40.0%)	5 (38.5%)	13 (37.1%)
女性	23 (53.5%)	28 (66.7%)	51 (60.0%)	19 (76.0%)	6 (30.0%)	25 (55.6%)	76 (58.5%)
18歳未満			0			0	0
18歳・19歳			0			0	0
20歳代			0	1 (5.3%)		1 (4.0%)	1 (1.3%)
30歳代	1 (4.3%)	3 (10.7%)	4 (7.8%)	2 (10.5%)		2 (8.0%)	6 (7.9%)
40歳代	1 (4.3%)	2 (7.1%)	3 (5.9%)	2 (10.5%)		2 (8.0%)	5 (6.6%)
50歳代	2 (8.7%)	7 (25.0%)	9 (17.6%)	3 (15.8%)		3 (12.0%)	12 (15.8%)
60歳代	1 (4.3%)	3 (10.7%)	4 (7.8%)	1 (5.3%)	2 (33.3%)	3 (12.0%)	7 (9.2%)
70歳代	2 (8.7%)	5 (17.9%)	7 (13.7%)	6 (31.6%)	2 (33.3%)	8 (32.0%)	15 (19.7%)
80歳代	2 (8.7%)	1 (3.6%)	3 (5.9%)		1 (16.7%)	1 (4.0%)	4 (5.3%)
90歳以上		2 (7.1%)	2 (3.9%)			0	2 (2.6%)
年齢不明	14 (60.9%)	5 (17.9%)	19 (37.3%)	4 (21.1%)	1 (16.7%)	5 (20.0%)	24 (31.6%)
性別・年齢不明	6 (14.0%)		6 (7.1%)	1 (4.0%)	2 (10.0%)	3 (6.7%)	9 (6.9%)
その他	4 (9.3%)	2 (4.8%)	6 (7.1%)	2 (8.0%)	2 (10.0%)	4 (8.9%)	10 (7.7%)
全体	43	42	85	25	20	45	130

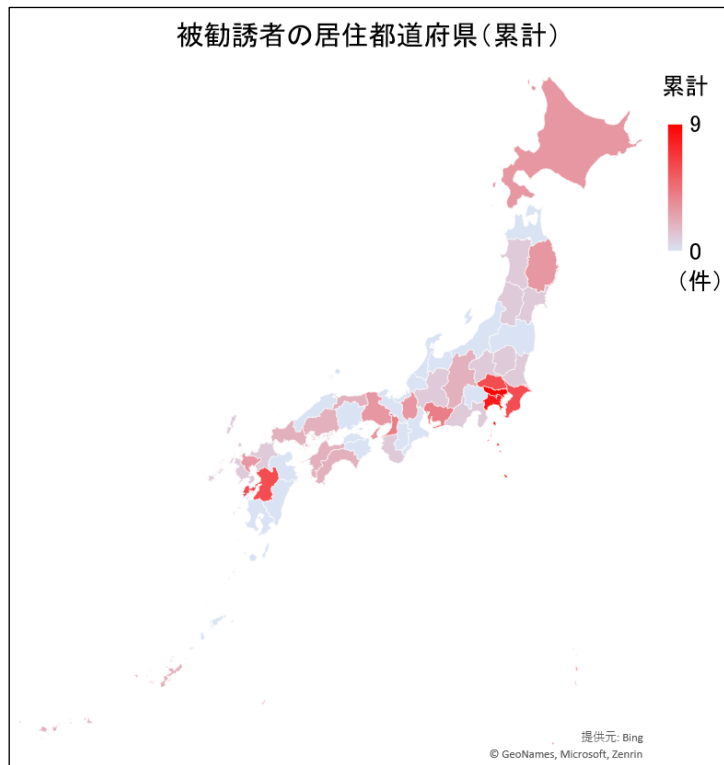
※ 「その他」には勧誘を受けたとされる者が複数人存在する事件を計上

(イ) 居住都道府県

被勧誘者が居住する都道府県については、図表 5-14 及び図表 5-15 のとおり、2023 年度上半期に処理した事件（43 件）の内訳は、埼玉県（2 件）、千葉県、東京都、神奈川県、長野県、愛知県（2 件）、滋賀県、鳥取県、愛媛県（2 件）、高知県（2 件）、福岡県、熊本県の 12 都県のほか、その他 3 件及び不明 24 件であり、同年度下半期に処理した事件（42 件）の内訳は、北海道、岩手県、山形県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県（4 件）、千葉県（2 件）、東京都（3 件）、神奈川県（2 件）、長野県、岐阜県、滋賀県、兵庫県（2 件）、和歌山県、鳥取県、広島県、山口県（2 件）、佐賀県、熊本県（4 件）の 20 都道県のほか、その他 2 件及び不明 8 件であった。

また、2024 年度上半期に処理した事件（25 件）の内訳は、北海道（2 件）、岩手県（2 件）、宮城県、千葉県、東京都（5 件）、神奈川県（3 件）、静岡県、滋賀県、大阪府（2 件）、広島県、長崎県の 11 都道府県のほか、その他 2 件及び不明 3 件であり、同年度下半期に処理した事件（20 件）の内訳は、秋田県、千葉県（2 件）、神奈川県（2 件）、愛知県（2 件）、大阪府（2 件）、兵庫県、佐賀県（2 件）、熊本県、沖縄県（2 件）の 9 府県のほか、不明 5 件であった。

【図表 5-14】被勧誘者の居住都道府県



【図表５－１５】被勧誘者の居住都道府県

	2023年度			2024年度			累計
	上半期	下半期	計	上半期	下半期	計	
北海道		1	1	2		2	3
青森県			0			0	0
岩手県		1	1	2		2	3
宮城県			0	1		1	1
秋田県			0		1	1	1
山形県		1	1			0	1
福島県			0			0	0
茨城県		1	1			0	1
栃木県		1	1			0	1
群馬県		1	1			0	1
埼玉県	2	4	6			0	6
千葉県	1	2	3	1	2	3	6
東京都	1	3	4	5		5	9
神奈川県	1	2	3	3	2	5	8
新潟県			0			0	0
富山県			0			0	0
石川県			0			0	0
福井県			0			0	0
山梨県			0			0	0
長野県	1	1	2			0	2
岐阜県		1	1			0	1
静岡県			0	1		1	1
愛知県	2		2		2	2	4
三重県			0			0	0
滋賀県	1	1	2	1		1	3
京都府			0			0	0
大阪府			0	2	2	4	4
兵庫県		2	2		1	1	3
奈良県			0			0	0
和歌山県		1	1			0	1
鳥取県	1	1	2			0	2
島根県			0			0	0
岡山県			0			0	0
広島県		1	1	1		1	2
山口県		2	2			0	2
徳島県			0			0	0
香川県			0			0	0
愛媛県	2		2			0	2
高知県	2		2			0	2
福岡県	1		1			0	1
佐賀県		1	1		2	2	3
長崎県			0	1		1	1
熊本県	1	4	5		1	1	6
大分県			0			0	0
宮崎県			0			0	0
鹿児島県			0			0	0
沖縄県			0		2	2	2
その他	3	2	5	2		2	7
不明	24	8	32	3	5	8	40
計	43	42	85	25	20	45	130

※ 「その他」は、複数の被勧誘者が含まれる事件

カ 情報提供者の実態

(ア) 情報提供者の身分

情報提供者の身分については、図表 5-16 のとおり、類型化して整理した。

2023 年度上半期に処理した事件においては、「被勧誘者本人」からの情報提供が 15 件（全体に占める割合 34.9 パーセント）、「本人以外」の者からの情報提供が 28 件（同 65.1 パーセント）で、本人以外の内訳は、「配偶者」が 5 件（本人以外に占める割合 17.9 パーセント）、「成人の子」が 4 件（同 14.3 パーセント）、「年齢不明の子」が 5 件（同 17.9 パーセント）、「兄弟姉妹」が 3 件（同 10.7 パーセント）、「その他の親族」が 5 件（同 17.9 パーセント）、「その他（友人、知人、代理人等）」が 6 件（同 21.4 パーセント）であり、同年度下半期に処理した事件においては、「被勧誘者本人」からの情報提供が 12 件（全体に占める割合 28.6 パーセント）、「本人以外」の者からの情報提供が 30 件（同 71.4 パーセント）で、本人以外の内訳は、「配偶者」及び「成人の子」が各 7 件（本人以外に占める割合各 23.3 パーセント）、「年齢不明の子」が 1 件（同 3.3 パーセント）、「兄弟姉妹」が 3 件（同 10 パーセント）、「親」が 2 件（同 6.7 パーセント）、「その他の親族」が 3 件（同 10 パーセント）、「その他」が 7 件（同 23.3 パーセント）であった。

また、2024 年度上半期に処理した事件においては、「被勧誘者本人」からの情報提供が 10 件（全体に占める割合 40 パーセント）、「本人以外」の者からの情報提供が 15 件（同 60 パーセント）で、本人以外の内訳は、「成人の子」が 8 件（本人以外に占める割合 53.3 パーセント）、「その他」が 7 件（同 46.7 パーセント）であり、同年度下半期に処理した事件においては、「被勧誘者本人」からの情報提供が 8 件（全体に占める割合 40 パーセント）、「本人以外」の者からの情報提供が 12 件（同 60 パーセント）で、本人以外の内訳は、「成人の子」が 6 件（本人以外に占める割合 50 パーセント）、「年齢不明の子」が 1 件（同 8.3 パーセント）、「兄弟姉妹」及び「親」が各 2 件（同各 16.7 パーセント）、「その他」が 1 件（同 8.3 パーセント）であった。

全ての期の累計は、「被勧誘者本人」からの情報提供が 45 件（全体に占める割合 34.6 パーセント）、「本人以外」の者からの情報提供が 85 件（同 65.4 パーセント）で、本人以外の内訳は、「配偶者」が 12 件（本人以外に占める割合 14.1 パーセント）、「成人の子」が 25 件（同 29.4 パーセント）、「未成年の子」は 0 件、「年齢不明の子」が 7 件（同 8.2 パーセント）、「兄弟姉妹」が 8 件（同 9.4 パーセント）、「親」が 4 件

(同 4.7 パーセント)、「その他の親族」が 8 件 (同 9.4 パーセント)、「その他」が 21 件 (同 24.7 パーセント) であった。

【図表 5-16】 情報提供者の身分の類型

		2023年度			2024年度			累計
		上半期	下半期	計	上半期	下半期	計	
被勧誘者本人		15 (34.9%)	12 (28.6%)	27 (31.8%)	10 (40.0%)	8 (40.0%)	18 (40.0%)	45 (34.6%)
本人以外		28 (65.1%)	30 (71.4%)	58 (68.2%)	15 (60.0%)	12 (60.0%)	27 (60.0%)	85 (65.4%)
〈配偶者〉		〈5〉 〈(17.9%)〉	〈7〉 〈(23.3%)〉	〈12〉 〈(20.7%)〉			〈0〉 〈(0.0%)〉	〈12〉 〈(14.1%)〉
〈子〉	成人	〈4〉 〈(14.3%)〉	〈7〉 〈(23.3%)〉	〈11〉 〈(19.0%)〉	〈8〉 〈(53.3%)〉	〈6〉 〈(50.0%)〉	〈14〉 〈(51.9%)〉	〈25〉 〈(29.4%)〉
	未成年			〈0〉 〈(0.0%)〉			〈0〉 〈(0.0%)〉	〈0〉 〈(0.0%)〉
	年齢不明	〈5〉 〈(17.9%)〉	〈1〉 〈(3.3%)〉	〈6〉 〈(10.3%)〉		〈1〉 〈(8.3%)〉	〈1〉 〈(3.7%)〉	〈7〉 〈(8.2%)〉
〈兄弟姉妹〉		〈3〉 〈(10.7%)〉	〈3〉 〈(10.0%)〉	〈6〉 〈(10.3%)〉		〈2〉 〈(16.7%)〉	〈2〉 〈(7.4%)〉	〈8〉 〈(9.4%)〉
〈親〉			〈2〉 〈(6.7%)〉	〈2〉 〈(3.4%)〉		〈2〉 〈(16.7%)〉	〈2〉 〈(7.4%)〉	〈4〉 〈(4.7%)〉
〈その他の親族〉		〈5〉 〈(17.9%)〉	〈3〉 〈(10.0%)〉	〈8〉 〈(13.8%)〉			〈0〉 〈(0.0%)〉	〈8〉 〈(9.4%)〉
〈その他〉		〈6〉 〈(21.4%)〉	〈7〉 〈(23.3%)〉	〈13〉 〈(22.4%)〉	〈7〉 〈(46.7%)〉	〈1〉 〈(8.3%)〉	〈8〉 〈(29.6%)〉	〈21〉 〈(24.7%)〉
全体		43	42	85	25	20	45	130

※ 「その他」は友人、知人、代理人等

(イ) 性別・年代

情報提供者（被勧誘者本人と重複する場合を除く。）の性別・年代については、図表 5-17 のとおり、2023 年度上半期に処理した事件においては、男性からの情報提供が 13 件（全体に占める割合 46.4 パーセント）、そのうち年代別の内訳は、40 歳代 2 件（男性に占める割合 15.4 パーセント）、50 歳代 2 件（同 15.4 パーセント）、年齢不明 9 件（同 69.2 パーセント）であり、女性からの情報提供が 2 件（全体に占める割合 7.1 パーセント）、そのうち年代別の内訳は、40 歳代 1 件（女性に占める割合 50 パーセント）、年齢不明 1 件（同 50 パーセント）で、そのほか性別・年齢不明からの情報提供が 13 件（全体に占める割合 46.4 パーセント）であった。

同年度下半期に処理した事件においては、男性からの情報提供が 16 件（同 53.3 パーセント）、そのうち年代別の内訳は、30 歳代 1 件（男性に占める割合 6.3 パーセント）、40 歳代 1 件（同 6.3 パーセント）、50 歳代 2 件（同 12.5 パーセント）、60 歳代 4 件（同 25 パーセント）、70 歳代 1 件（同 6.3 パーセント）、年齢不明 7 件（同 43.8 パーセント）であり、女性からの情報提供が 13 件（全体に占める割合 43.3 パーセント）であった。

ント)、そのうち年代別の内訳は、30 歳代 4 件 (女性に占める割合 30.8 パーセント)、40 歳代、50 歳代、60 歳代が各 1 件 (同各 7.7 パーセント)、70 歳代 3 件 (同 23.1 パーセント)、年齢不明 3 件 (同 23.1 パーセント) で、そのほか性別・年齢不明からの情報提供が 1 件 (全体に占める割合 3.3 パーセント) であった。

2024 年度上半期に処理した事件においては、男性からの情報提供が 8 件 (同 53.3 パーセント)、そのうち年代別の内訳は、30 歳代、40 歳代、50 歳代が各 1 件 (男性に占める割合各 12.5 パーセント)、年齢不明 5 件 (同 62.5 パーセント) であり、女性からの情報提供が 7 件 (全体に占める割合 46.7 パーセント)、そのうち年代別の内訳は、40 歳代 6 件 (女性に占める割合 85.7 パーセント)、年齢不明 1 件 (同 14.3 パーセント) であった。

同年度下半期に処理した事件においては、男性からの情報提供が 5 件 (全体に占める割合 41.7 パーセント)、そのうち年代別の内訳は、30 歳代 3 件 (男性に占める割合 60 パーセント)、40 歳代 2 件 (同 40 パーセント) であり、女性からの情報提供が 5 件 (全体に占める割合 41.7 パーセント)、そのうち年代別の内訳は、40 歳代 2 件 (女性に占める割合 40 パーセント)、50 歳代 1 件 (同 20 パーセント)、年齢不明 2 件 (同 40 パーセント) で、そのほか性別・年齢不明からの情報提供が 2 件 (全体に占める割合 16.7 パーセント) であった。

全ての期の累計は、男性からの情報提供が 42 件 (同 49.4 パーセント)、そのうち年代別の内訳は、30 歳代 5 件 (男性に占める割合 11.9 パーセント)、40 歳代 6 件 (同 14.3 パーセント)、50 歳代 5 件 (同 11.9 パーセント)、60 歳代 4 件 (同 9.5 パーセント)、70 歳代 1 件 (同 2.4 パーセント)、年齢不明 21 件 (同 50 パーセント) であり、女性からの情報提供が 27 件 (全体に占める割合 31.8 パーセント)、そのうち年代別の内訳は、30 歳代が 4 件 (女性に占める割合 14.8 パーセント)、40 歳代 10 件 (同 37 パーセント)、50 歳代 2 件 (同 7.4 パーセント)、60 歳代 1 件 (同 3.7 パーセント)、70 歳代 3 件 (同 11.1 パーセント)、年齢不明 7 件 (同 25.9 パーセント) で、そのほか性別・年齢不明からの情報提供が 16 件 (全体に占める割合 18.8 パーセント) であった。

【図表５－１７】情報提供者の性別・年代（被勧誘者本人と重複する場合を除く）

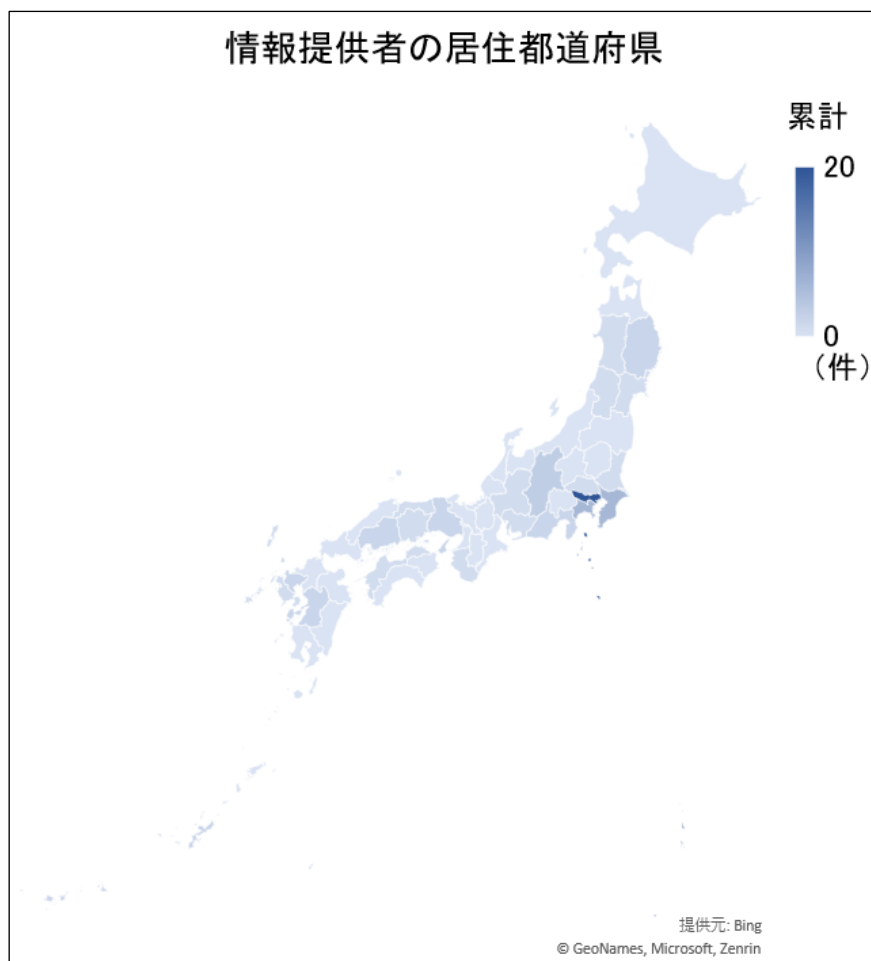
	2023年度			2024年度			累計
	上半期	下半期	計	上半期	下半期	計	
男性	13 (46.4%)	16 (53.3%)	29 (50.0%)	8 (53.3%)	5 (41.7%)	13 (48.1%)	42 (49.4%)
18歳未満			0			0	0
19歳・18歳			0			0	0
20歳代			0			0	0
30歳代		1 (6.3%)	1 (3.4%)	1 (12.5%)	3 (60.0%)	4 (30.8%)	5 (11.9%)
40歳代	2 (15.4%)	1 (6.3%)	3 (10.3%)	1 (12.5%)	2 (40.0%)	3 (23.1%)	6 (14.3%)
50歳代	2 (15.4%)	2 (12.5%)	4 (13.8%)	1 (12.5%)		1 (7.7%)	5 (11.9%)
60歳代		4 (25.0%)	4 (13.8%)			0	4 (9.5%)
70歳代		1 (6.3%)	1 (3.4%)			0	1 (2.4%)
80歳代			0			0	0
90歳以上			0			0	0
年齢不明	9 (69.2%)	7 (43.8%)	16 (55.2%)	5 (62.5%)		5 (38.5%)	21 (50.0%)
女性	2 (7.1%)	13 (43.3%)	15 (25.9%)	7 (46.7%)	5 (41.7%)	12 (44.4%)	27 (31.8%)
18歳未満			0			0	0
19歳・18歳			0			0	0
20歳代			0			0	0
30歳代		4 (30.8%)	4 (26.7%)			0	4 (14.8%)
40歳代	1 (50.0%)	1 (7.7%)	2 (13.3%)	6 (85.7%)	2 (40.0%)	8 (66.7%)	10 (37.0%)
50歳代		1 (7.7%)	1 (6.7%)		1 (20.0%)	1	2 (7.4%)
60歳代		1 (7.7%)	1 (6.7%)			0	1 (3.7%)
70歳代		3 (23.1%)	3 (20.0%)			0	3 (11.1%)
80歳代			0			0	0
90歳以上			0			0	0
年齢不明	1 (50.0%)	3 (23.1%)	4 (26.7%)	1 (14.3%)	2 (40.0%)	3 (25.0%)	7 (25.9%)
性別・年齢不明	13 (46.4%)	1 (3.3%)	14 (24.1%)		2 (16.7%)	2 (7.4%)	16 (18.8%)
全体	28	30	58	15	12	27	85

(ウ) 居住都道府県

情報提供者（被勧誘者本人と重複する場合を除く）が居住する都道府県については、図表 5－18 及び図表 5－19 のとおり、2023 年度上半期に処理した事件（28 件）の内訳は、千葉県、東京都（6 件）、静岡県、愛知県、香川県、愛媛県の 6 都県のほか、不明 17 件であり、同年度下半期に処理した事件（30 件）の内訳は、山形県、茨城県、埼玉県、千葉県（4 件）、東京都（9 件）、神奈川県、長野県、岐阜県、兵庫県、和歌山県、鳥取県、岡山県、広島県、熊本県（2 件）の 14 都県のほか、不明 4 件であった。

また、2024 年度上半期に処理した事件（15 件）の内訳は、岩手県（2 件）、宮城県、千葉県、東京都（5 件）、神奈川県、長野県（2 件）、静岡県、広島県、長崎県の 9 都県であり、同年度下半期に処理した事件（12 件）の内訳は、秋田県、神奈川県（4 件）、兵庫県、佐賀県（2 件）、沖縄県（2 件）の 5 県のほか、不明 2 件であった。

【図表 5－18】情報提供者の居住都道府県（被勧誘者本人と重複する場合を除く）



【図表５－１９】情報提供者の居住都道府県（被勧誘者本人と重複する場合を除く）

	2023年度			2024年度			累計
	上半期	下半期	計	上半期	下半期	計	
北海道			0			0	0
青森県			0			0	0
岩手県			0	2		2	2
宮城県			0	1		1	1
秋田県			0		1	1	1
山形県		1	1			0	1
福島県			0			0	0
茨城県		1	1			0	1
栃木県			0			0	0
群馬県			0			0	0
埼玉県		1	1			0	1
千葉県	1	4	5	1		1	6
東京都	6	9	15	5		5	20
神奈川県		1	1	1	4	5	6
新潟県			0			0	0
富山県			0			0	0
石川県			0			0	0
福井県			0			0	0
山梨県			0			0	0
長野県		1	1	2		2	3
岐阜県		1	1			0	1
静岡県	1		1	1		1	2
愛知県	1		1			0	1
三重県			0			0	0
滋賀県			0			0	0
京都府			0			0	0
大阪府			0			0	0
兵庫県		1	1		1	1	2
奈良県			0			0	0
和歌山県		1	1			0	1
鳥取県		1	1			0	1
島根県			0			0	0
岡山県		1	1			0	1
広島県		1	1	1		1	2
山口県			0			0	0
徳島県			0			0	0
香川県	1		1			0	1
愛媛県	1		1			0	1
高知県			0			0	0
福岡県			0			0	0
佐賀県			0		2	2	2
長崎県			0	1		1	1
熊本県		2	2			0	2
大分県			0			0	0
宮崎県			0			0	0
鹿児島県			0			0	0
沖縄県			0		2	2	2
不明	17	4	21		2	2	23
計	28	30	58	15	12	27	85

第6章. 違法情報を看過しないための補完的な取組

(1) 関係情報の分析

第4章(1)・(2)に記載のとおり、法を適切かつ着実に運用するため、嫌疑情報の収集に万全を期すこととし、3つの窓口から各特性に応じた情報を幅広く収集しているところ、その副次的効果として、嫌疑情報には該当しないものの「寄附」に関係・関連する多様な相談を把握できる状況にある。

そこで、3つの窓口から受け付けた情報については、嫌疑情報以外のもの（以下「関係情報」という。）も、内容を吟味した上で分析・整理し、法を施行する上で理解すべき「寄附に関する社会情勢」の把握に努めている。

ア 関係情報の類型化

関係情報の内容は多種多様であることから、効率的に整理し、その結果を効果的に活用できるようにするため、当該情報の要旨（相談の主訴）に基づき、図表6-1のとおり、類型化を図って整理している。

【図表6-1】関係情報の類型

	類型	代表的な事例
1	寄附金の返金等	・ 宗教団体に寄附した金銭の返金を求めたい。 ・ 慈善団体に寄附した金銭の返金を求めたい。 ・ 団体を退会すると寄附した金銭は返金されるのか知りたい。 ・ 寄附した金銭について、領収証が無い状態で返金を求める方法を知りたい。 ・ 寄附した者の子でも金銭の返金を求められるのか知りたい。 ・ 一旦は返金を求めない約束をしたが、寄附した金銭の返金を求めることはできるのか知りたい。
2	団体の入会、脱退問題等	・ 宗教団体への入会勧誘でつきまとわれた。 ・ 自治会に強制的に入会させられる。 ・ 宗教団体から家族を脱会させたい。 ・ 子供を宗教団体に入会させようとしている親がいて心配。 ・ 慈善団体への寄附を止めたい。 ・ 寄附サイトの会員登録を解約したい。

	類型	代表的な事例
3	団体への会費の支払問題等	・ 宗教団体の年会費を支払いたくない。 ・ 慈善団体への寄附の方法を変更したい。 ・ 宗教団体に支払う年会費の値下げを要求したが、応じてもらえない。
4	寄附に関する商取引・契約問題等	・ マルチ商法の勧誘を受けた。 ・ 業者から寄附を求める架電があつたが、訪問購入が目的だった。 ・ 保護犬の譲渡に寄附金が必須なのは問題だ。 ・ 檀家料（布施）が高額で困っている。
5	寄附を悪用した詐欺等	・ 役所を騙って寄附を募る電話があつた。 ・ 慈善団体を騙り食料の寄附を募る電話がきた。 ・ 慈善活動への寄附を求めるメールが届いた。 ・ ロマンズ詐欺の被害に遭った。
6	投資に関する問題等	・ 出資したが配当が滞っている。 ・ 投資に関する勧誘を受けた。
7	法律に対する要望意見	〈別途記載〉
8	消費者庁に対する要望意見	〈別途記載〉
9	その他	・ 会社から慈善活動の寄附を求められた。 ・ 祝花は寄附に当たるのか。 ・ 檀家料を支払わないのは違法なのか。 ・ 訪問で寄附を募るのは違法ではないのか。 ・ チャリティーチケットを購入したが、寄附金の使途を確認したい。 ・ 遺産を宗教団体に寄附するのではないかと心配している。 ・ 献金額の一般的な相場を知りたい。 ・ 危険な宗教団体かどうか知りたい。

7 法律に対する要望意見の要旨	
(1)	「不当寄附勧誘防止法」は、施行以前でも被害者が救済される法律と聞いている。判断基準が知りたい。 返金交渉が困難な被害者なども救済すべきだ。
(2)	返金交渉について、解決は長引きかねないと覚悟していたが、幸いにも示談し、回収もできた。新法の効果があったかもしれない。
(3)	靈感商法などの取消権の時効を、せめて 20 年にしてもらえないか。
(4)	友人の誘いで学生時代から宗教団体に所属し、お布施集めをしていた。寄附法には何の効果もないと思う。
(5)	親が長年宗教団体に献金していたので、寄附法に期待したが時期的に取り返せない。寄附法に意味はない。
(6)	宗教団体にお金を払ってしまった人が、個々に返金の交渉や裁判を行うのは不可能だと思うので、法律を作って返金させるなど国に対応してもらいたい。

8 消費者庁に対する要望意見の要旨	
(1)	宗派内における資格を取得せず、また、伽藍及び法人格も持たずに寺院名・法人名を使い分けて葬送法要を行うことで布施を徴し、生活費を稼いでいる者がいる。宗務行政担当者や関連団体と検討の上、同種事案の発生防止策を講じてもらいたい。
(2)	お布施とは信徒から進んでするものであり、教団側から勧誘するということは集金目的の活動と言える。親が新興宗教団体の信者で苦勞した。信仰心を布施の徴収に利用する団体の税金を免除する必要はない。 他にも集金目的の教団に困っている人が沢山いるはずなので、悪徳新興宗教は調査して解散させてもらいたい。
(3)	地元の神社では、昔から近隣の事業者に対して寄附を募っていたが、最近では少々離れた場所に居住する個人にも定期的に寄附を募ってくる。 寄附の御礼はもらえるが、寄附の集め方は問題だと思う。取り締まってもらいたい。
(4)	氏子を名乗る者が定期的に個人宅に対して寄附を募ってくる。しつこいので取り締まってもらいたい。

イ 類型別の受付件数

関係情報の類型別受付件数については、図表 6－2 のとおり、類型化し難い情報をまとめた「その他」を除くと、2023 年度上半期においては、「団体の入会、脱退問題等」が 150 件（全体に占める割合 20.2 パーセント）と最も多く、次いで「寄附に関する商取引・契約問題等」が 119 件（同 16 パーセント）、「寄附金の返金等」が 103 件（同 13.9 パーセント）、「寄附を悪用した詐欺等」が 53 件（同 7.1 パーセント）、「団体への会費の支払問題等」が 7 件（同 0.9 パーセント）、「法律に対する要望意見」が 5 件（同 0.7 パーセント）、「投資に関する問題等」が 3 件（同 0.4 パーセント）であり、同年度下半期においては、「寄附金の返金等」が 220 件（同 25.3 パーセント）と最も多く、次いで「寄附に関する商取引・契約問題等」が 172 件（同 19.8 パーセント）、「団体の入会、脱退問題等」が 108 件（同 12.4 パーセント）、「寄附を悪用した詐欺等」が 80 件（同 9.2 パーセント）、「団体への会費の支払問題等」が 5 件（同 0.6 パーセント）、「消費者庁に対する要望意見」が 4 件（同 0.5 パーセント）、「法律に対する要望意見」が 1 件（同 0.1 パーセント）であった。

また、2024 年度上半期においては、「寄附に関する商取引・契約問題等」が 156 件（同 22.9 パーセント）と最も多く、次いで「寄附金の返金等」が 133 件（同 19.5 パーセント）、「団体の入会、脱退問題等」が 108 件（同 15.8 パーセント）、「寄附を悪用した詐欺等」が 47 件（同 6.9 パーセント）、「団体への会費の支払問題等」が 4 件（同 0.6 パーセント）であり、同年度下半期においては、「寄附に関する商取引・契約問題等」が 83 件（同 17.3 パーセント）と最も多く、次いで「団体の入会、脱退問題等」が 75 件（同 15.6 パーセント）、「寄附金の返金等」が 68 件（同 14.1 パーセント）、「寄附を悪用した詐欺等」が 27 件（同 5.6 パーセント）、「団体への会費の支払問題等」が 1 件（同 0.2 パーセント）であった。

全ての期の累計は、「寄附に関する商取引・契約問題等」が 530 件（同 19.1 パーセント）と最も多く、次いで「寄附金の返金等」が 524 件（同 18.9 パーセント）、「団体の入会、脱退問題等」が 441 件（同 15.9 パーセント）、「寄附を悪用した詐欺等」が 207 件（同 7.5 パーセント）、「団体への会費の支払問題等」が 17 件（同 0.6 パーセント）、「法律に対する要望意見」が 6 件（同 0.2 パーセント）、「消費者庁に対する要望意見」が 4 件（同 0.1 パーセント）、「投資に関する問題等」が 3 件（同 0.1 パーセント）であった。

【図表 6－2】関係情報の類型別受付件数

	2023年度			2024年度			累計
	上半期	下半期	計	上半期	下半期	計	
寄附金の返金等	103 (13.9%)	220 (25.3%)	323 (20.0%)	133 (19.5%)	68 (14.1%)	201 (17.3%)	524 (18.9%)
団体の入会、脱退問題等	150 (20.2%)	108 (12.4%)	258 (16.0%)	108 (15.8%)	75 (15.6%)	183 (15.7%)	441 (15.9%)
団体への会費の支払問題等	7 (0.9%)	5 (0.6%)	12 (0.7%)	4 (0.6%)	1 (0.2%)	5 (0.4%)	17 (0.6%)
寄附に関する商取引・契約問題等	119 (16.0%)	172 (19.8%)	291 (18.1%)	156 (22.9%)	83 (17.3%)	239 (20.6%)	530 (19.1%)
寄附を悪用した詐欺等	53 (7.1%)	80 (9.2%)	133 (8.3%)	47 (6.9%)	27 (5.6%)	74 (6.4%)	207 (7.5%)
投資に関する問題等	3 (0.4%)	0 (0.0%)	3 (0.2%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	3 (0.1%)
法律に対する要望意見	5 (0.7%)	1 (0.1%)	6 (0.4%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	6 (0.2%)
消費者庁に対する要望意見	0 (0.0%)	4 (0.5%)	4 (0.2%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	4 (0.1%)
その他	302 (40.7%)	280 (32.2%)	582 (36.1%)	234 (34.3%)	227 (47.2%)	461 (39.6%)	1,043 (37.6%)
全体	742	870	1,612	682	481	1,163	2,775

ウ 情報提供者の類型

情報提供者の身分の類型別件数については、図表 6－3 のとおり、各情報の当事者である「本人」と当事者以外である「本人以外」では、全ての期において「本人」が最も多く、2023 年度上半期が 526 件（全体に占める割合 70.9 パーセント）、同年度下半期が 559 件（同 64.3 パーセント）、2024 年度上半期が 484 件（同 71 パーセント）、同年度下半期が 293 件（同 60.9 パーセント）であり、全ての期の累計は 1,862 件（同 67.1 パーセント）であった。

「本人以外」の内訳については、全ての期において「子」の割合が最も高く、2023 年度上半期は 99 件（本人以外に占める割合 45.8 パーセント）、同年度下半期は 138 件（同 44.4 パーセント）、2024 年度上半期は 83 件（同 41.9 パーセント）、同年度下半期は 57 件（同 30.3 パーセント）であり、全ての期の累計は 377 件（同 41.3 パーセント）であった。

また、「子」以外の内訳で多いものは、2023 年度上半期は「配偶者」が 37 件（同 17.1 パーセント）、次いで「友人、知人、代理人等」が 25 件（同 11.6 パーセント）、「兄弟姉妹」が 21 件（同 9.7 パーセント）であり、同年度下半期は「友人、知人、代理人等」が 45 件（同 14.5 パーセント）、次いで「配偶者」が 41 件（同 13.2 パーセント）、「兄弟姉妹」が 27 件（同 8.7 パーセント）であった。

2024 年度上半期は「友人、知人、代理人等」が 26 件（同 13.1 パーセ

ント)、次いで「配偶者」が 25 件 (同 12.6 パーセント)、「親族 (配偶者、親、子及び兄弟姉妹以外の者)」が 22 件 (同 11.1 パーセント) であり、同年度下半期は「不明」が 34 件 (同 18.1 パーセント)、次いで「配偶者」が 27 件 (同 14.4 パーセント)、「友人、知人、代理人等」が 24 件 (同 12.8 パーセント) であった。

全ての期の累計は、「配偶者」が 130 件 (同 14.2 パーセント)、次いで「友人、知人、代理人等」が 120 件 (同 13.1 パーセント)、「兄弟姉妹」が 80 件 (同 8.8 パーセント) であった。

【図表 6－3】情報提供者の身分の類型別件数

	2023年度			2024年度			累計
	上半期	下半期	計	上半期	下半期	計	
本人	526 (70.9%)	559 (64.3%)	1,085 (67.3%)	484 (71.0%)	293 (60.9%)	777 (66.8%)	1,862 (67.1%)
本人以外	216 (29.1%)	311 (35.7%)	527 (32.7%)	198 (29.0%)	188 (39.1%)	386 (33.2%)	913 (32.9%)
〈配偶者〉	〈37〉〈(17.1%)〉	〈41〉〈(13.2%)〉	〈78〉〈(14.8%)〉	〈25〉〈(12.6%)〉	〈27〉〈(14.4%)〉	〈52〉〈(13.5%)〉	〈130〉〈(14.2%)〉
〈親〉	〈13〉〈(6.0%)〉	〈24〉〈(7.7%)〉	〈37〉〈(7.0%)〉	〈17〉〈(8.6%)〉	〈17〉〈(9.0%)〉	〈34〉〈(8.8%)〉	〈71〉〈(7.8%)〉
〈子〉	〈99〉〈(45.8%)〉	〈138〉〈(44.4%)〉	〈237〉〈(45.0%)〉	〈83〉〈(41.9%)〉	〈57〉〈(30.3%)〉	〈140〉〈(36.3%)〉	〈377〉〈(41.3%)〉
〈兄弟姉妹〉	〈21〉〈(9.7%)〉	〈27〉〈(8.7%)〉	〈48〉〈(9.1%)〉	〈20〉〈(10.1%)〉	〈12〉〈(6.4%)〉	〈32〉〈(8.3%)〉	〈80〉〈(8.8%)〉
〈親族〉	〈15〉〈(6.9%)〉	〈22〉〈(7.1%)〉	〈37〉〈(7.0%)〉	〈22〉〈(11.1%)〉	〈17〉〈(9.0%)〉	〈39〉〈(10.1%)〉	〈76〉〈(8.3%)〉
〈友人、知人、代理人等〉	〈25〉〈(11.6%)〉	〈45〉〈(14.5%)〉	〈70〉〈(13.3%)〉	〈26〉〈(13.1%)〉	〈24〉〈(12.8%)〉	〈50〉〈(13.0%)〉	〈120〉〈(13.1%)〉
〈不明〉	〈6〉〈(2.8%)〉	〈14〉〈(4.5%)〉	〈20〉〈(3.8%)〉	〈5〉〈(2.5%)〉	〈34〉〈(18.1%)〉	〈39〉〈(10.1%)〉	〈59〉〈(6.5%)〉
全体	742	870	1,612	682	481	1,163	2,775

エ 情報提供者別の関係情報の類型別件数

(ア) 当事者本人

当事者本人から提供を受けた関係情報の主な類型については、図表 6－4 のとおり、「その他」を除くと、全ての期において「寄附に関する商取引・契約問題等」が最も多く、2023 年度上半期が 98 件 (本人から提供された情報に占める割合 18.6 パーセント)、同年度下半期が 147 件 (同 26.3 パーセント)、2024 年度上半期が 133 件 (同 27.5 パーセント)、同年度下半期が 73 件 (同 24.9 パーセント)、全ての期の累計は 451 件 (同 24.2 パーセント) であった。

また、ほかの類型について、2023 年度上半期は、「団体の入会、脱退問題等」が 95 件 (同 18.1 パーセント)、次いで「寄附金の返金等」が 45 件 (同 8.6 パーセント)、「寄附を悪用した詐欺」が 43 件 (同 8.2 パ

ーセント)であり、同年度下半期は、「寄附金の返金等」が106件(同19パーセント)、次いで「団体の入会、脱退問題等」が62件(同11.1パーセント)、「寄附を悪用した詐欺」が61件(同10.9パーセント)であった。

2024年度上半期は、「寄附金の返金等」が78件(同16.1パーセント)、次いで「団体の入会、脱退問題等」が68件(同14パーセント)、「寄附を悪用した詐欺」が44件(同9.1パーセント)であり、同年度下半期は、「団体の入会、脱退問題等」が40件(同13.7パーセント)、次いで「寄附金の返金等」が39件(同13.3パーセント)、「寄附を悪用した詐欺」が16件(同5.5パーセント)であった。

全ての期の累計は、「寄附金の返金等」が268件(同14.4パーセント)、次いで「団体の入会、脱退問題等」が265件(同14.2パーセント)、「寄附を悪用した詐欺」が164件(同8.8パーセント)であった。

【図表6－4】本人からの関係情報の類型別件数

	2023年度			2024年度			累計
	上半期	下半期	計	上半期	下半期	計	
本人全体	526	559	1,085	484	293	777	1,862
寄附金の返金等	45 (8.6%)	106 (19.0%)	151 (13.9%)	78 (16.1%)	39 (13.3%)	117 (15.1%)	268 (14.4%)
団体の入会、脱退問題等	95 (18.1%)	62 (11.1%)	157 (14.5%)	68 (14.0%)	40 (13.7%)	108 (13.9%)	265 (14.2%)
団体への会費の支払問題等	6 (1.1%)	4 (0.7%)	10 (0.9%)	3 (0.6%)	1 (0.3%)	4 (0.5%)	14 (0.8%)
寄附に関する商取引・契約問題等	98 (18.6%)	147 (26.3%)	245 (22.6%)	133 (27.5%)	73 (24.9%)	206 (26.5%)	451 (24.2%)
寄附を悪用した詐欺	43 (8.2%)	61 (10.9%)	104 (9.6%)	44 (9.1%)	16 (5.5%)	60 (7.7%)	164 (8.8%)
投資に関する問題	2 (0.4%)	0 (0.0%)	2 (0.2%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	2 (0.1%)
法律に対する要望意見	3 (0.6%)	1 (0.2%)	4 (0.4%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	4 (0.2%)
消費者庁に対する要望意見	0 (0.0%)	3 (0.5%)	3 (0.3%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	3 (0.2%)
その他	234 (44.5%)	175 (31.3%)	409 (37.7%)	158 (32.6%)	124 (42.3%)	282 (36.3%)	691 (37.1%)

(イ) 配偶者

当事者の配偶者から提供を受けた関係情報の主な類型については、図表6－5のとおり、「その他」を除くと、2023年度上半期は、「団体の入会、脱退問題等」が11件(配偶者から提供された情報に占める割合29.7パーセント)と最も多く、次いで「寄附金の返金等」が10件(同27パーセント)、「寄附に関する商取引・契約問題等」が4件(同10.8パーセント)、「寄附を悪用した詐欺」が3件(同8.1パーセント)であり、同年度下半期は、「寄附金の返金等」が16件(同39パーセント)と最も多く、次いで「団体の入会、脱退問題等」が6件(同14.6

パーセント)、「寄附に関する商取引・契約問題等」が4件(同9.8パーセント)、「団体への会費の支払問題等」が1件(同2.4パーセント)であった。

2024年度上半期は、「寄附金の返金等」が8件(同32パーセント)と最も多く、次いで「団体の入会、脱退問題等」が7件(同28パーセント)、「寄附に関する商取引・契約問題等」が2件(同8パーセント)、「団体への会費の支払問題等」が1件(同4パーセント)であり、同年度下半期は、「団体の入会、脱退問題等」が8件(同29.6パーセント)と最も多く、次いで「寄附金の返金等」が7件(同25.9パーセント)、「寄附に関する商取引・契約問題等」及び「寄附を悪用した詐欺」が各1件(同各3.7パーセント)であった。

全ての期の累計は、「寄附金の返金等」が41件(同31.5パーセント)と最も多く、次いで「団体の入会、脱退問題等」が32件(同24.6パーセント)、「寄附に関する商取引・契約問題等」が11件(同8.5パーセント)、「寄附を悪用した詐欺」が4件(同3.1パーセント)、「団体への会費の支払問題等」が2件(同1.5パーセント)であった。

【図表6－5】配偶者からの関係情報の類型別件数

	2023年度			2024年度			累計
	上半期	下半期	計	上半期	下半期	計	
配偶者全体	37	41	78	25	27	52	130
寄附金の返金等	10 (27.0%)	16 (39.0%)	26 (33.3%)	8 (32.0%)	7 (25.9%)	15 (28.8%)	41 (31.5%)
団体の入会、脱退問題等	11 (29.7%)	6 (14.6%)	17 (21.8%)	7 (28.0%)	8 (29.6%)	15 (28.8%)	32 (24.6%)
団体への会費の支払問題等	0 (0.0%)	1 (2.4%)	1 (1.3%)	1 (4.0%)	0 (0.0%)	1 (1.9%)	2 (1.5%)
寄附に関する商取引・契約問題等	4 (10.8%)	4 (9.8%)	8 (10.3%)	2 (8.0%)	1 (3.7%)	3 (5.8%)	11 (8.5%)
寄附を悪用した詐欺	3 (8.1%)	0 (0.0%)	3 (3.8%)	0 (0.0%)	1 (3.7%)	1 (1.9%)	4 (3.1%)
投資に関する問題	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
法律に対する要望意見	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
消費者庁に対する要望意見	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
その他	9 (24.3%)	14 (34.1%)	23 (29.5%)	7 (28.0%)	10 (37.0%)	17 (32.7%)	40 (30.8%)

(ウ) 当事者の親

当事者の親から提供を受けた関係情報の主な類型については、図表6－6のとおり、「その他」を除くと、全ての期において「団体の入会、脱退問題等」が最も多く、2023年度上半期が8件(親から提供された情報に占める割合61.5パーセント)、同年度下半期が13件(同54.2パーセント)、2024年度上半期が5件(同29.4パーセント)、同年度下半

期が4件（同23.5パーセント）、全ての期の累計は30件（同42.3パーセント）であった。

また、ほかの類型について、2023年度下半期は「寄附金の返金等」が2件（同8.3パーセント）、「寄附を悪用した詐欺」が1件（同4.2パーセント）であり、2024年度上半期は「寄附金の返金等」が2件（同11.8パーセント）、同年度下半期は「寄附金の返金等」が1件（同5.9パーセント）であった。

全ての期の累計は、「寄附金の返金等」が5件（同7パーセント）、次いで「寄附を悪用した詐欺」が1件（同1.4パーセント）であった。

【図表6－6】親からの関係情報の類型別件数

	2023年度			2024年度			累計
	上半期	下半期	計	上半期	下半期	計	
親全体	13	24	37	17	17	34	71
寄附金の返金等	0 (0.0%)	2 (8.3%)	2 (5.4%)	2 (11.8%)	1 (5.9%)	3 (8.8%)	5 (7.0%)
団体の入会、脱退問題等	8 (61.5%)	13 (54.2%)	21 (56.8%)	5 (29.4%)	4 (23.5%)	9 (26.5%)	30 (42.3%)
団体への会費の支払問題等	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
寄附に関する商取引・契約問題等	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
寄附を悪用した詐欺	0 (0.0%)	1 (4.2%)	1 (2.7%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	1 (1.4%)
投資に関する問題	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
法律に対する要望意見	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
消費者庁に対する要望意見	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
その他	5 (38.5%)	8 (33.3%)	13 (35.1%)	10 (58.8%)	12 (70.6%)	22 (64.7%)	35 (49.3%)

（エ）当事者の子

当事者の子から提供された関係情報の主な類型については、図表6－7のとおり、「その他」を除くと、全ての期において「寄附金の返金等」が最も多く、2023年度上半期が32件（子から提供された情報に占める割合32.3パーセント）、同年度下半期が68件（同49.3パーセント）、2024年度上半期が32件（同38.6パーセント）、同年度下半期は15件（同26.3パーセント）、全ての期の累計は147件（同39パーセント）であった。

次いで多いのは「団体の入会、脱退問題等」で、2023年度上半期が25件（同25.3パーセント）、同年度下半期が20件（同14.5パーセント）、2024年度上半期が17件（同20.5パーセント）、同年度下半期が12件（同21.1パーセント）であった。

また、ほかの類型について、「寄附に関する商取引・契約問題等」が

2023 年度上半期は 8 件（同 8.1 パーセント）、同年度下半期は 8 件（同 5.8 パーセント）、2024 年度上半期は 10 件（同 12 パーセント）、同年度下半期は 5 件（同 8.8 パーセント）、「寄附を悪用した詐欺」が 2023 年度上半期は 3 件（同 3 パーセント）、同年度下半期は 4 件（同 2.9 パーセント）、2024 年度上半期は 2 件（同 2.4 パーセント）、同年度下半期は 2 件（同 3.5 パーセント）、「団体への会費の支払問題等」及び「法律に対する要望意見」が 2023 年度上半期に各 1 件（同各 1 パーセント）であった。

全ての期の累計は、「寄附金の返金等」が最も多く 147 件（同 39 パーセント）、次いで「団体の入会、脱退問題等」が 74 件（同 19.6 パーセント）、「寄附に関する商取引・契約問題等」が 31 件（同 8.2 パーセント）、「寄附を悪用した詐欺」が 11 件（同 2.9 パーセント）、「団体への会費の支払問題等」及び「法律に対する要望意見」が各 1 件（同各 0.3 パーセント）であった。

【図表 6－7】子からの関係情報の類型別件数

	2023年度			2024年度			累計
	上半期	下半期	計	上半期	下半期	計	
子全体	99	138	237	83	57	140	377
寄附金の返金等	32 (32.3%)	68 (49.3%)	100 (42.2%)	32 (38.6%)	15 (26.3%)	47 (33.6%)	147 (39.0%)
団体の入会、脱退問題等	25 (25.3%)	20 (14.5%)	45 (19.0%)	17 (20.5%)	12 (21.1%)	29 (20.7%)	74 (19.6%)
団体への会費の支払問題等	1 (1.0%)	0 (0.0%)	1 (0.4%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	1 (0.3%)
寄附に関する商取引・契約問題等	8 (8.1%)	8 (5.8%)	16 (6.8%)	10 (12.0%)	5 (8.8%)	15 (10.7%)	31 (8.2%)
寄附を悪用した詐欺	3 (3.0%)	4 (2.9%)	7 (3.0%)	2 (2.4%)	2 (3.5%)	4 (2.9%)	11 (2.9%)
投資に関する問題	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
法律に対する要望意見	1 (1.0%)	0 (0.0%)	1 (0.4%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	1 (0.3%)
消費者庁に対する要望意見	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
その他	29 (29.3%)	38 (27.5%)	67 (28.3%)	22 (26.5%)	23 (40.4%)	45 (32.1%)	112 (29.7%)

（オ）当事者の兄弟姉妹

当事者の兄弟姉妹から提供された関係情報の主な類型については、図表 6－8 のとおり、「その他」を除くと、2023 年度上半期は、「寄附金の返金等」が 5 件（兄弟姉妹から提供された情報に占める割合 23.8 パーセント）と最も多く、次いで「団体の入会、脱退問題等」が 4 件（同 19 パーセント）、「寄附に関する商取引・契約問題等」が 1 件（同 4.8 パーセント）であり、同年度下半期も、「寄附金の返金等」が 10 件（同 37 パーセント）と最も多く、次いで「団体の入会、脱退問題等」が 3 件（同

11.1 パーセント)、「寄附に関する商取引・契約問題等」及び「寄附を悪用した詐欺」が各1件(同各3.7パーセント)であった。

2024年度上半期は、「団体の入会、脱退問題等」が5件(同25パーセント)と最も多く、次いで「寄附金の返金等」が3件(同15パーセント)、「寄附に関する商取引・契約問題等」が1件(同5パーセント)であり、同年度下半期は、「団体の入会、脱退問題等」が3件(同25パーセント)と最も多く、次いで「寄附金の返金等」が2件(同16.7パーセント)であった。

全ての期の累計は、「寄附金の返金等」が20件(同25パーセント)と最も多く、次いで「団体の入会、脱退問題等」が15件(同18.8パーセント)、「寄附に関する商取引・契約問題等」が3件(同3.8パーセント)、「寄附を悪用した詐欺」が1件(同1.3パーセント)であった。

【図表6－8】兄弟姉妹からの関係情報の類型別件数

	2023年度			2024年度			累計
	上半期	下半期	計	上半期	下半期	計	
兄弟姉妹全体	21	27	48	20	12	32	80
寄附金の返金等	5 (23.8%)	10 (37.0%)	15 (31.3%)	3 (15.0%)	2 (16.7%)	5 (15.6%)	20 (25.0%)
団体の入会、脱退問題等	4 (19.0%)	3 (11.1%)	7 (14.6%)	5 (25.0%)	3 (25.0%)	8 (25.0%)	15 (18.8%)
団体への会費の支払問題等	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
寄附に関する商取引・契約問題等	1 (4.8%)	1 (3.7%)	2 (4.2%)	1 (5.0%)	0 (0.0%)	1 (3.1%)	3 (3.8%)
寄附を悪用した詐欺	0 (0.0%)	1 (3.7%)	1 (2.1%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	1 (1.3%)
投資に関する問題	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
法律に対する要望意見	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
消費者庁に対する要望意見	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
その他	11 (52.4%)	12 (44.4%)	23 (47.9%)	11 (55.0%)	7 (58.3%)	18 (56.3%)	41 (51.3%)

(カ) 当事者の親族

当事者の親族(配偶者、親、子及び兄弟姉妹以外の者)から提供された関係情報の主な類型については、図表6－9のとおり、「その他」を除くと、2023年度上半期は、「寄附金の返金等」が7件(親族から提供された情報に占める割合46.7パーセント)と最も多く、次いで「団体の入会、脱退問題等」が2件(同13.3パーセント)、「寄附に関する商取引・契約問題等」及び「投資に関する問題」が各1件(同各6.7パーセント)であり、同年度下半期は、「寄附金の返金等」が13件(同59.1パーセント)と最も多く、次いで「団体の入会、脱退問題等」が3件(同13.6パーセント)、「寄附に関する商取引・契約問題等」が1件(同4.5

パーセント)であった。

2024年度上半期は、「寄附金の返金等」が10件(同45.5パーセント)と最も多く、次いで「寄附に関する商取引・契約問題等」が2件(同9.1パーセント)、「団体の入会、脱退問題等」が1件(同4.5パーセント)であり、同年度下半期は、「団体の入会、脱退問題等」が7件(同41.2パーセント)と最も多く、次いで「寄附金の返金等」が3件(同17.6パーセント)であった。

全ての期の累計は、「寄附金の返金等」が33件(同43.4パーセント)と最も多く、次いで「団体の入会、脱退問題等」が13件(同17.1パーセント)、「寄附に関する商取引・契約問題等」が4件(同5.3パーセント)、「投資に関する問題」が1件(同1.3パーセント)であった。

【図表6－9】親族からの関係情報の類型別件数

	2023年度			2024年度			累計
	上半期	下半期	計	上半期	下半期	計	
親族全体	15	22	37	22	17	39	76
寄附金の返金等	7 (46.7%)	13 (59.1%)	20 (54.1%)	10 (45.5%)	3 (17.6%)	13 (33.3%)	33 (43.4%)
団体の入会、脱退問題等	2 (13.3%)	3 (13.6%)	5 (13.5%)	1 (4.5%)	7 (41.2%)	8 (20.5%)	13 (17.1%)
団体への会費の支払問題等	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
寄附に関する商取引・契約問題等	1 (6.7%)	1 (4.5%)	2 (5.4%)	2 (9.1%)	0 (0.0%)	2 (5.1%)	4 (5.3%)
寄附を悪用した詐欺	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
投資に関する問題	1 (6.7%)	0 (0.0%)	1 (2.7%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	1 (1.3%)
法律に対する要望意見	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
消費者庁に対する要望意見	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
その他	4 (26.7%)	5 (22.7%)	9 (24.3%)	9 (40.9%)	7 (41.2%)	16 (41.0%)	25 (32.9%)

(キ) 当事者の友人、知人、代理人等

当事者の友人、知人、代理人等から提供された関係情報の主な類型については、図表6－10のとおり、「その他」を除くと、2023年度上半期は、「寄附に関する商取引・契約問題等」が6件(友人、知人、代理人等から提供された情報に占める割合24パーセント)と最も多く、次いで「団体の入会、脱退問題等」が5件(同20パーセント)、「寄附金の返金等」が4件(同16パーセント)、「寄附を悪用した詐欺」が3件(同12パーセント)、「法律に対する要望意見」が1件(同4パーセント)であり、同年度下半期は、「寄附を悪用した詐欺」が13件(同28.9パーセント)と最も多く、次いで「寄附に関する商取引・契約問題等」が10件(同22.2パーセント)、「寄附金の返金等」が3件(同6.7パーセ

ント)、「団体の入会、脱退問題等」が1件(同2.2パーセント)であった。

2024年度上半期は、「寄附に関する商取引・契約問題等」が8件(同30.8パーセント)と最も多く、次いで「団体の入会、脱退問題等」が5件(同19.2パーセント)、「寄附を悪用した詐欺」が1件(同3.8パーセント)であり、同年度下半期は、「寄附を悪用した詐欺」が6件(同25パーセント)と最も多く、次いで「寄附に関する商取引・契約問題等」が4件(同16.7パーセント)、「寄附金の返金等」及び「団体の入会、脱退問題等」が各1件(同各4.2パーセント)であった。

全ての期の累計は、「寄附に関する商取引・契約問題等」が28件(同23.3パーセント)と最も多く、次いで「寄附を悪用した詐欺」が23件(同19.2パーセント)、「団体の入会、脱退問題等」が12件(同10パーセント)、「寄附金の返金等」が8件(同6.7パーセント)、「法律に対する要望意見」が1件(同0.8パーセント)であった。

【図表6-10】友人、知人、代理人等からの関係情報の類型別件数

	2023年度			2024年度			累計
	上半期	下半期	計	上半期	下半期	計	
友人、知人、代理人等全体	25	45	70	26	24	50	120
寄附金の返金等	4 (16.0%)	3 (6.7%)	7 (10.0%)	0 (0.0%)	1 (4.2%)	1 (2.0%)	8 (6.7%)
団体の入会、脱退問題等	5 (20.0%)	1 (2.2%)	6 (8.6%)	5 (19.2%)	1 (4.2%)	6 (12.0%)	12 (10.0%)
団体への会費の支払問題等	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
寄附に関する商取引・契約問題等	6 (24.0%)	10 (22.2%)	16 (22.9%)	8 (30.8%)	4 (16.7%)	12 (24.0%)	28 (23.3%)
寄附を悪用した詐欺	3 (12.0%)	13 (28.9%)	16 (22.9%)	1 (3.8%)	6 (25.0%)	7 (14.0%)	23 (19.2%)
投資に関する問題	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
法律に対する要望意見	1 (4.0%)	0 (0.0%)	1 (1.4%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	1 (0.8%)
消費者庁に対する要望意見	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
その他	6 (24.0%)	18 (40.0%)	24 (34.3%)	12 (46.2%)	12 (50.0%)	24 (48.0%)	48 (40.0%)

オ 関係法人等の類型

(ア) 類型の整理

関係情報には、苦情、相談等の原因(対象)となり得る法人等(以下「関係法人等」という。)の情報(名称、通称、俗称等)が含まれている場合もあるため、第5章(2)ウと同様の整理により

- ・ 宗教団体
宗教法人を始め、自称他称を問わず宗教的な活動を行っている団体

- ・ 宗教団体以外
企業、財団法人、社団法人、法人格のない任意団体など
- ・ 不明
団体等の名称、種別等が不明なもの

の3項目に類型化し、整理した⁴³。

(イ) 関係法人等の類型別関係情報受付件数

関係法人等の類型別関係情報受付件数については、図表6-11のとおり、全ての期において「宗教団体」の件数が最も多く、2023年度上半期は272件（全体に占める割合36.7パーセント）、同年度下半期は413件（同47.5パーセント）であり、2024年度上半期は292件（同42.8パーセント）、同年度下半期は197件（同41パーセント）であった。

「宗教団体以外」は、2023年度上半期は241件（同32.5パーセント）、同年度下半期は235件（同27パーセント）であり、2024年度上半期は231件（同33.9パーセント）、同年度下半期は174件（同36.2パーセント）であった。

団体等の名称、種別等が「不明」なものは、2023年度上半期は229件（同30.9パーセント）、同年度下半期は222件（同25.5パーセント）であり、2024年度上半期は159件（同23.3パーセント）、同年度下半期は110件（同22.9パーセント）であった。

全ての期の累計は、「宗教団体」が1,174件（同42.3パーセント）、「宗教団体以外」は881件（同31.7パーセント）、「不明」は720件（同25.9パーセント）であった。

【図表6-11】関係法人等の類型別関係情報受付件数

	2023年度			2024年度			累計
	上半期	下半期	計	上半期	下半期	計	
宗教団体	272 (36.7%)	413 (47.5%)	685 (42.5%)	292 (42.8%)	197 (41.0%)	489 (42.0%)	1,174 (42.3%)
宗教団体以外	241 (32.5%)	235 (27.0%)	476 (29.5%)	231 (33.9%)	174 (36.2%)	405 (34.8%)	881 (31.7%)
不明	229 (30.9%)	222 (25.5%)	451 (28.0%)	159 (23.3%)	110 (22.9%)	269 (23.1%)	720 (25.9%)
全体	742	870	1,612	682	481	1,163	2,775

⁴³ 苦情、相談等の対象となり得る法人等の類型については、受け付けた情報の内容のみにより整理・分別しているため、消費者庁として客観的事実に基づいて認定したものではない。

カ 関係法人等別の関係情報の類型

(ア) 宗教団体

関係法人等が「宗教団体」の関係情報の類型別件数については、図表 6-12 のとおり、「その他」を除くと、2023 年度上半期は、「寄附金の返金等」が 91 件（宗教団体の情報に占める割合 33.5 パーセント）と最も多く、次いで「団体の入会、脱退問題等」が 68 件（同 25 パーセント）、「寄附に関する商取引・契約問題等」が 19 件（同 7 パーセント）、「団体への会費の支払問題等」が 5 件（同 1.8 パーセント）、「法律に対する要望意見」が 4 件（同 1.5 パーセント）、「寄附を悪用した詐欺」が 1 件（同 0.4 パーセント）であり、同年度下半期は、「寄附金の返金等」が 199 件（同 48.2 パーセント）と最も多く、次いで「団体の入会、脱退問題等」が 60 件（同 14.5 パーセント）、「寄附に関する商取引・契約問題等」が 18 件（同 4.4 パーセント）、「団体への会費の支払問題等」及び「消費者庁に対する要望意見」が各 3 件（同各 0.7 パーセント）、「寄附を悪用した詐欺」及び「法律に対する要望意見」が各 1 件（同各 0.2 パーセント）であった。

2024 年度上半期は、「寄附金の返金等」が 115 件（同 39.4 パーセント）と最も多く、次いで「団体の入会、脱退問題等」が 51 件（同 17.5 パーセント）、「寄附に関する商取引・契約問題等」が 32 件（同 11 パーセント）、「団体への会費の支払問題等」が 1 件（同 0.3 パーセント）であり、同年度下半期は、「寄附金の返金等」が 57 件（同 28.9 パーセント）と最も多く、次いで「団体の入会、脱退問題等」が 36 件（同 18.3 パーセント）、「寄附に関する商取引・契約問題等」が 15 件（同 7.6 パーセント）、「寄附を悪用した詐欺」が 2 件（同 1 パーセント）であった。

全ての期の累計は、「寄附金の返金等」が 462 件（同 39.4 パーセント）と最も多く、次いで、「団体の入会、脱退問題等」が 215 件（同 18.3 パーセント）、「寄附に関する商取引・契約問題等」が 84 件（同 7.2 パーセント）、「団体への会費の支払問題等」が 9 件（同 0.8 パーセント）、「法律に対する要望意見」が 5 件（同 0.4 パーセント）、「寄附を悪用した詐欺」が 4 件（同 0.3 パーセント）、「消費者庁に対する要望意見」が 3 件（同 0.3 パーセント）であった。

【図表 6－12】 宗教団体に関する関係情報の類型別件数

	2023年度			2024年度			累計
	上半期	下半期	計	上半期	下半期	計	
「宗教団体」全体	272	413	685	292	197	489	1,174
寄附金の返金等	91 (33.5%)	199 (48.2%)	290 (42.3%)	115 (39.4%)	57 (28.9%)	172 (35.2%)	462 (39.4%)
団体の入会、脱退問題等	68 (25.0%)	60 (14.5%)	128 (18.7%)	51 (17.5%)	36 (18.3%)	87 (17.8%)	215 (18.3%)
団体への会費の支払問題等	5 (1.8%)	3 (0.7%)	8 (1.2%)	1 (0.3%)	0 (0.0%)	1 (0.2%)	9 (0.8%)
寄附に関する商取引・契約問題等	19 (7.0%)	18 (4.4%)	37 (5.4%)	32 (11.0%)	15 (7.6%)	47 (9.6%)	84 (7.2%)
寄附を悪用した詐欺	1 (0.4%)	1 (0.2%)	2 (0.3%)	0 (0.0%)	2 (1.0%)	2 (0.4%)	4 (0.3%)
投資に関する問題	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
法律に対する要望意見	4 (1.5%)	1 (0.2%)	5 (0.7%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	5 (0.4%)
消費者庁に対する要望意見	0 (0.0%)	3 (0.7%)	3 (0.4%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	3 (0.3%)
その他	84 (30.9%)	128 (31.0%)	212 (30.9%)	93 (31.8%)	87 (44.2%)	180 (36.8%)	392 (33.4%)

(イ) 宗教団体以外

関係法人等が「宗教団体以外」の関係情報の類型別件数については、図表 6－13 のとおり、「その他」を除くと、2023 年度上半期は、「団体の入会、脱退問題等」が 76 件（宗教団体以外の情報に占める割合 31.5 パーセント）と最も多く、次いで「寄附に関する商取引・契約問題等」が 74 件（同 30.7 パーセント）、「寄附を悪用した詐欺」が 15 件（同 6.2 パーセント）、「寄附金の返金等」が 5 件（同 2.1 パーセント）、「団体への会費の支払問題等」及び「投資に関する問題」が各 2 件（同各 0.8 パーセント）であり、同年度下半期は、「寄附に関する商取引・契約問題等」が 67 件（同 28.5 パーセント）と最も多く、次いで「団体の入会、脱退問題等」が 37 件（同 15.7 パーセント）、「寄附を悪用した詐欺」が 12 件（同 5.1 パーセント）、「寄附金の返金等」が 10 件（同 4.3 パーセント）、「団体への会費の支払問題等」が 2 件（同 0.9 パーセント）であった。

2024 年度上半期は、「寄附に関する商取引・契約問題等」が 61 件（同 26.4 パーセント）と最も多く、次いで「団体の入会、脱退問題等」が 45 件（同 19.5 パーセント）、「寄附を悪用した詐欺」が 16 件（同 6.9 パーセント）、「寄附金の返金等」が 11 件（同 4.8 パーセント）、「団体への会費の支払問題等」が 3 件（同 1.3 パーセント）であり、同年度下半期は「団体の入会、脱退問題等」が 33 件（同 19 パーセント）と最も多く、次いで「寄附に関する商取引・契約問題等」が 29 件（同 16.7 パーセント）、「寄附金の返金等」が 6 件（同 3.4 パーセント）、「寄附を悪用した詐欺」が 3 件（同 1.7 パーセント）、「団体への会費の支払問題等」が 1 件（同 0.6 パーセント）であった。

全ての期の累計は、「寄附に関する商取引・契約問題等」が 231 件（同 26.2 パーセント）と最も多く、次いで「団体の入会、脱退問題等」が 191 件（同 21.7 パーセント）、「寄附を悪用した詐欺」が 46 件（同 5.2 パーセント）、「寄附金の返金等」が 32 件（同 3.6 パーセント）、「団体への会費の支払問題等」が 8 件（同 0.9 パーセント）、「投資に関する問題」が 2 件（同 0.2 パーセント）であった。

【図表 6－13】宗教団体以外に関する関係情報の類型別件数

	2023年度			2024年度			累計
	上半期	下半期	計	上半期	下半期	計	
「宗教団体以外」全体	241	235	476	231	174	405	881
寄附金の返金等	5 (2.1%)	10 (4.3%)	15 (3.2%)	11 (4.8%)	6 (3.4%)	17 (4.2%)	32 (3.6%)
団体の入会、脱退問題等	76 (31.5%)	37 (15.7%)	113 (23.7%)	45 (19.5%)	33 (19.0%)	78 (19.3%)	191 (21.7%)
団体への会費の支払問題等	2 (0.8%)	2 (0.9%)	4 (0.8%)	3 (1.3%)	1 (0.6%)	4 (1.0%)	8 (0.9%)
寄附に関する商取引・契約問題等	74 (30.7%)	67 (28.5%)	141 (29.6%)	61 (26.4%)	29 (16.7%)	90 (22.2%)	231 (26.2%)
寄附を悪用した詐欺	15 (6.2%)	12 (5.1%)	27 (5.7%)	16 (6.9%)	3 (1.7%)	19 (4.7%)	46 (5.2%)
投資に関する問題	2 (0.8%)	0 (0.0%)	2 (0.4%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	2 (0.2%)
法律に対する要望意見	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
消費者庁に対する要望意見	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
その他	67 (27.8%)	107 (45.5%)	174 (36.6%)	95 (41.1%)	102 (58.6%)	197 (48.6%)	371 (42.1%)

（ウ）関係法人等不明

関係法人等が「不明」の関係情報の類型別件数については、図表 6－14 のとおり、「その他」を除くと、2023 年度上半期は、「寄附を悪用した詐欺」が 37 件（関係法人等不明の情報に占める割合 16.2 パーセント）と最も多く、次いで「寄附に関する商取引・契約問題等」が 26 件（同 11.4 パーセント）、「寄附金の返金等」が 7 件（同 3.1 パーセント）、「団体の入会、脱退問題等」が 6 件（同 2.6 パーセント）、「投資に関する問題」及び「法律に対する要望意見」が各 1 件（同各 0.4 パーセント）であり、同年度下半期は、「寄附に関する商取引・契約問題等」が 87 件（同 39.2 パーセント）と最も多く、次いで「寄附を悪用した詐欺」が 67 件（同 30.2 パーセント）、「寄附金の返金等」及び「団体の入会、脱退問題等」が各 11 件（同各 5 パーセント）、「消費者庁に対する要望意見」が 1 件（同 0.5 パーセント）であった。

2024 年度上半期は、「寄附に関する商取引・契約問題等」が 63 件（同 39.6 パーセント）と最も多く、次いで「寄附を悪用した詐欺」が 31 件

(同 19.5 パーセント)、「団体の入会、脱退問題等」が 12 件 (同 7.5 パーセント)、「寄附金の返金等」が 7 件 (同 4.4 パーセント) であり、同年度下半期は、「寄附に関する商取引・契約問題等」が 39 件 (同 35.5 パーセント) と最も多く、次いで「寄附を悪用した詐欺」が 22 件 (同 20 パーセント)、「団体の入会、脱退問題等」が 6 件 (同 5.5 パーセント)、「寄附金の返金等」が 5 件 (同 4.5 パーセント) であった。

全ての期の累計は、「寄附に関する商取引・契約問題等」が 215 件 (同 29.9 パーセント) と最も多く、次いで「寄附を悪用した詐欺」が 157 件 (同 21.8 パーセント)、「団体の入会、脱退問題等」が 35 件 (同 4.9 パーセント)、「寄附金の返金等」が 30 件 (同 4.2 パーセント)、「投資に関する問題」、「法律に対する要望意見」及び「消費者庁に対する要望意見」が各 1 件 (同各 0.1 パーセント) であった。

【図表 6－14】関係法人等不明に関する関係情報の類型別件数

	2023年度			2024年度			累計
	上半期	下半期		上半期	下半期		
「関係法人等不明」全体	229	222	451	159	110	269	720
寄附金の返金等	7 (3.1%)	11 (5.0%)	18 (4.0%)	7 (4.4%)	5 (4.5%)	12 (4.5%)	30 (4.2%)
団体の入会、脱退問題等	6 (2.6%)	11 (5.0%)	17 (3.8%)	12 (7.5%)	6 (5.5%)	18 (6.7%)	35 (4.9%)
団体への会費の支払問題等	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
寄附に関する商取引・契約問題等	26 (11.4%)	87 (39.2%)	113 (25.1%)	63 (39.6%)	39 (35.5%)	102 (37.9%)	215 (29.9%)
寄附を悪用した詐欺	37 (16.2%)	67 (30.2%)	104 (23.1%)	31 (19.5%)	22 (20.0%)	53 (19.7%)	157 (21.8%)
投資に関する問題	1 (0.4%)	0 (0.0%)	1 (0.2%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	1 (0.1%)
法律に対する要望意見	1 (0.4%)	0 (0.0%)	1 (0.2%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	1 (0.1%)
消費者庁に対する要望意見	0 (0.0%)	1 (0.5%)	1 (0.2%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	1 (0.1%)
その他	151 (65.9%)	45 (20.3%)	196 (43.5%)	46 (28.9%)	38 (34.5%)	84 (31.2%)	280 (38.9%)

（２）寄附に関する消費生活相談の傾向分析

～PIO-NET を利用した「寄附」に関する消費生活相談の傾向分析～

ア 概要

本分析は、全国の消費生活センター等において、2015 年度から 2024 年度の間に、PIO-NET⁴⁴へ登録された相談情報のうち、「寄附」に関するものを抽出し、寄附に係る消費者問題の傾向について、消費者庁が独自に分析したものである⁴⁵。

PIO-NET については、各相談情報に対してその内容に応じて各種キーワード⁴⁶が付与されているところであるが、「寄附」に関する相談に付与するキーワードについては、不当寄附勧誘防止法の施行に合わせて 2023 年度に一部改訂されたため、現行のキーワードを使用して 2022 年度以前及び 2023 年度以降の相談を同一条件の下に抽出することはできない。また、2021 年度にキーワードの改訂を行っているため、後述のキーワード集計結果では、経年的な推移を単純に比較することはできない。

そこで、前記期間における相談情報のうち、「相談件名」又は「相談概要」の項目に「寄附」又は同義語である「寄付」、「布施」、「献金」、「浄財」及び「寄進」のいずれかの用語（以下「寄附関連用語」という。）が含まれているものを抽出した上で、付与された各種キーワード等を活用して分析を行った。

その結果、抽出した相談について、総数は 2020 年度の件数が最も多く、そのうち寄附の不当勧誘に関する内容を含む可能性が高い相談は 2022 年度の件数が最も多かった⁴⁷。

⁴⁴ PIO-NET（全国消費生活情報ネットワークシステム）とは、第４章（２）イでも記載したとおり、国民生活センターと全国の消費生活センター等をネットワークで結び、消費者から消費生活センターに寄せられる消費生活に関する苦情相談情報（消費生活相談情報）の収集を行っているシステムである。地方公共団体は、消費生活に関する様々な相談を受け付ける窓口である消費生活センターや消費生活相談窓口を設置している。消費生活センターの消費生活相談員が消費者から受け付けた苦情や相談についての情報が登録されているのが PIO-NET である。PIO-NET には、相談者と契約当事者の情報（「年齢」、「性別」、「職業」等）や、「受付年月日」、「相談概要」などの項目が入力されている。

⁴⁵ 国民生活センターから提供を受けた情報を基に消費者庁において独自に集計・分析した。

⁴⁶ キーワードについては、相談の内容から、消費生活相談の専門家である相談員が判断して選択・入力し、入力内容と全体との整合性等を行政職員がチェック、決裁した上で、PIO-NET に登録される。

⁴⁷ 「寄附の不当勧誘に関する内容を含む可能性が高い相談」の定義については、後述ウ(オ)を参照されたい。

イ 分析方法

(ア) 対象データ

本分析においては、2015 年度から 2024 年度までの間に PIO-NET に登録された情報のうち、前記の寄附関連用語が含まれた相談情報計 18,079 件を対象とした⁴⁸。

なお、本相談情報については、国民生活センターから提供を受けた受付情報の範囲内で、消費者庁が独自に集計・分析したものである。

(イ) キーワードの変更等に対する措置

寄附に係るキーワードについては、2022 年度末までは商品キーワードとして「祈とうサービス」及び「募金」が設定されていたが、2023 年度からは「募金」が廃止され、「寄附」が新設されるとともに、「祈とうサービス」については定義変更がなされた。

また、不当寄附勧誘防止法の施行に合わせて、内容等キーワードとして「不当寄附勧誘」、「配慮義務」及び「禁止行為」が新設された（詳細は図表 6-15 に記載のとおり）。

そこで、過去の寄附関連相談の推移を分析するに際して、抽出条件の連続性を担保するため、相談件名又は相談概要欄に寄附関連用語が含まれるものを抽出した上で、二次的な傾向分析においてキーワードを使用することとした。

⁴⁸ 相談件名又は相談概要のいずれかに文字列“寄付”、“寄附”、“布施”、“献金”、“浄財”又は“寄進”が含まれる相談情報（2015 年 4 月 1 日から 2025 年 3 月 31 日の間に受付、2025 年 3 月 31 日までに PIO-NET に登録されたもの）。

【図表 6-15】キーワードの変遷

種別	キーワード	2022 年度末まで	2023 年度から
商品	祈とうサービス	・何らかの宗教的・呪術的な色彩がある役務を施すサービスの相談に付与。 ⇒ 占いアプリ・サイト、運命鑑定、 霊視、手相占い、家系診断 ・何の役務も行わない献金、浄財等 (消費者問題としての側面があるもの) に係る相談に付与。 ⇒ 宗教的・呪術的色彩のある 清め、献金、浄財	・何らかの宗教的・呪術的な色彩がある役務を施すサービスの相談に付与。 ⇒ 占いアプリ・サイト、運命鑑定、 霊視、手相占い、家系診断 ・何の役務も行わない献金、浄財等 (消費者問題としての側面があるもの) に係る相談に付与。 ⇒ 宗教的・呪術的色彩のある 清め、献金、浄財 (定義変更)
	募金	・物品販売を伴わない寄付集めに関連する相談に付与 (保健・福祉を目的とした寄付型のクラウドファンディングも含む)	(廃止)
	寄附	(なし)	(新設) ・<u>何の役務も行わない献金、浄財等 (消費者問題としての側面があるもの) に係る相談に付与。</u> ⇒ <u>宗教的・呪術的色彩のある清 め、献金、浄財</u> ・<u>物品販売を伴わない寄附集め、寄 附、保健・福祉を目的とした寄附型の クラウドファンディング、物品販売を伴 う寄附集めに関する相談に付与。</u>
内容等	不当寄附勧誘	(なし)	(新設) <u>不当寄附勧誘防止法に規定される 不当寄附勧誘に関連する相談に付 与。</u>
	配慮義務	(なし)	(新設) <u>不当寄附勧誘防止法第3条に規定 される配慮義務に違反する又は違反 する疑いのある寄附勧誘行為に関連 する相談に付与。</u>
	禁止行為	(なし)	(新設) <u>不当寄附勧誘防止法第4条及び第 5条に規定される寄附の勧誘に関する 禁止行為に当たる又は当たる疑いの ある行為に関連する相談に付与。</u>

ウ 分析結果

(ア) 全体の傾向

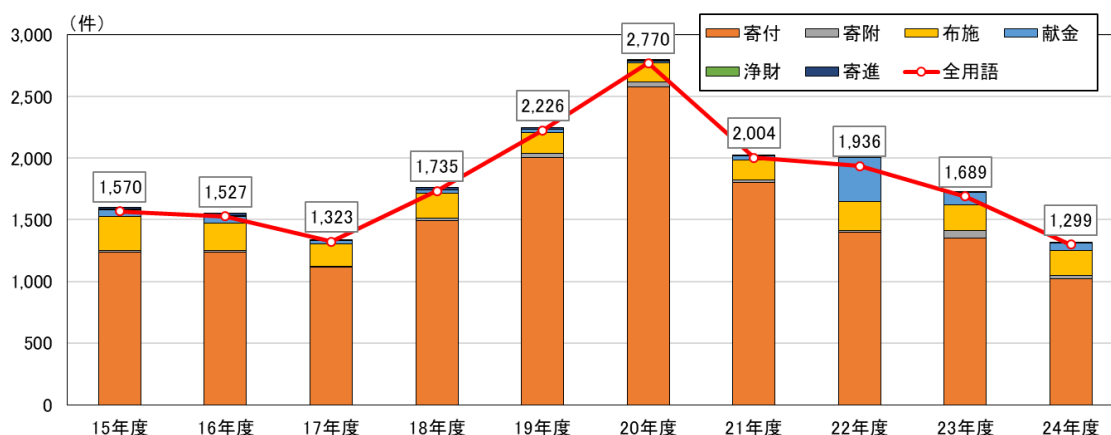
抽出した相談について、受け付けた年度及び選定した用語ごとに集計した結果、各年度における寄附関連相談の累計件数については、図表6-16及び図表6-17のとおり、2015年度の1,570件から2017年度の1,323件にかけて緩やかに減少した後、2018年度の1,735件から2020年度の2,770件にかけて顕著な増加傾向を示し、2020年度は本調査期間における最高値となっている。

その後、2021年度に2,004件と急減し、以降は減少傾向である。

寄附関連の用語別でみると、各年度共に「寄付」の用語が含まれる相談の件数が最も多く、その他の用語については、2022年度を除くと「布施」が2番目に多く、次いで「献金」が多くなっている。

顕著な特徴として、2022年度は「献金」の件数が前年度の約10倍である353件に急増し、「布施」の237件を上回っている。

【図表6-16】寄附に関する相談の受付件数推移



【図表6-17】寄附に関する相談の受付件数推移

	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	平均
全用語	1,570	1,527	1,323	1,735	2,226	2,770	2,004	1,936	1,689	1,299	1,808
寄進	15	18	8	16	10	3	2	5	6	8	9
浄財	3	7	2	2	1	4	1	3	1	0	2
献金	54	50	24	31	27	11	33	353	98	60	74
布施	279	224	182	198	174	160	161	237	209	206	203
寄附	15	12	9	22	31	37	16	13	61	28	24
寄付	1,234	1,239	1,113	1,492	2,004	2,578	1,805	1,400	1,352	1,018	1,524

※ 各用語別の件数は、当該用語が含まれた相談件数であるため、同一の相談が重複計上される場合もある。

(イ) 商品別分類の付与状況

抽出した相談において、相談の主体となる商品・役務等を分類する「商品別分類」については、図表6-18のとおり、各年度において、「他の保健・福祉⁴⁹」又は「役務その他⁵⁰」が最も多く付与されている。

なお、2022年度末をもって商品別分類「他の保健・福祉」に位置付けられていた商品キーワード「募金」が廃止され、代替として新設されたキーワードの「寄附」は、商品別分類「役務その他」に位置付けられたため、2023年度以降における商品別分類「他の保健・福祉」は、付与数の上位には位置付けられていない。

(ウ) 商品キーワードの付与状況

商品・役務等の相談内容を分類するキーワードである「第1商品キーワード」は、図表6-19のとおり、2015年度から2021年度までは「募金」、2022年度のみ「祈とうサービス」、2023年度以降は「寄附」が各年度において最も多く付与されている。

なお、「祈とうサービス」については、2022年度以外の年度においても2番目又は3番目に多く付与されている。

(エ) 内容等キーワードの付与状況

相談内容等を表すキーワードである「内容等キーワード⁵¹」は、図表6-20のとおり、全ての年度において「信用性⁵²」が最も多く付与さ

⁴⁹ 商品別分類「他の保健・福祉」は、保健・衛生を保つために受ける役務、身体を美化するために受ける役務及びサービスのうち「保健・福祉一般」、「医療」、「理美容」、「浴場」、「衛生サービス」、「健康関連サービス」、「保育」及び「老人福祉・サービス」に該当しないものである。

保健を除く児童福祉や物品の販売を伴わない保健や2022年度末までは福祉のための寄付・募金が含まれる。

⁵⁰ 商品別分類「役務その他」は、「他の役務」に含まれるもので、サービス業のうち「金融・保険サービス」、「運輸・通信サービス」、「教育サービス」、「教養・娯楽サービス」及び「保健・福祉サービス」に該当しないものとなる。

消費者問題の側面を持つ献金や浄財等や2023年度に新設された商品キーワード「寄附」に係るものは「役務その他」に含まれる。

⁵¹ 内容等キーワードは、予め示された標準キーワード表に記載されたものから付与され、成分・素材を表す成分キーワード及び外国名を表す外国名キーワードと合わせて最大11個まで付与することができるため、1件の相談に複数の内容等キーワードが付与される場合もある。したがって、相談件数と内容等キーワードの件数は一致しない。

⁵² 内容等キーワード「信用性」は、事業者等の信用性を問う相談などに付与される。

れており、2 番目に多く付与されているキーワードについては、2015 年度及び 2016 年度は「電話勧誘」、2017 年度は「解約」、2018 年度から 2021 年度は「DM 広告」、2022 年度は「返金」、2023 年度は「詐欺」、2024 年度は「インターネット通販」と年度により差異がある。

特異な傾向として、2022 年度は、「返金⁵³」の付与数が他の年度に比較して多く、他の年度では付与数の上位 10 項目に入っていない「開運商法⁵⁴」が 6 番目の付与数となっている。

⁵³ 内容等キーワード「返金」は、消費者からの返金希望、返金をめぐるトラブル等に付与される。例えば、契約している場合の返金には「解約」又は「クーリングオフ」を併せて付与することとなる。

⁵⁴ 内容等キーワード「開運商法」は、「購入しなければ不幸になる。購入すれば不幸から免れる」という虚偽説明、「運勢が開ける」「幸福になる」というセールストークだけでなく「家系図をみて・・・」「姓名判断をして・・・」「相手をみて・・・」といった場合にも広く付与される。商品だけでなく、占いや祈とうサービス等の役務にも付与される。

【図表 6－18】商品別分類付与件数（上位 10 項目）の推移

	15年度		16年度		17年度		18年度		19年度	
	商品別分類	付与数	商品別分類	付与数	商品別分類	付与数	商品別分類	付与数	商品別分類	付与数
1	役務その他	295	他の保健・福祉	375	他の保健・福祉	366	他の保健・福祉	645	他の保健・福祉	1072
2	他の保健・福祉	292	役務その他	244	役務その他	188	役務その他	223	放送・コンテンツ等	216
3	放送・コンテンツ等	138	放送・コンテンツ等	127	放送・コンテンツ等	114	放送・コンテンツ等	166	役務その他	180
4	商品一般	119	相談その他	98	商品一般	79	商品一般	106	商品一般	161
5	相談その他	107	商品一般	97	相談その他	69	屋外装備品	65	相談その他	91
6	冠婚葬祭	76	屋外装備品	78	冠婚葬祭	58	相談その他	64	屋外装備品	65
7	書籍・印刷物	67	冠婚葬祭	67	屋外装備品	56	冠婚葬祭	55	冠婚葬祭	47
8	屋外装備品	60	書籍・印刷物	54	土地	46	書籍・印刷物	38	書籍・印刷物	33
9	土地	50	他の教養・娯楽品	31	書籍・印刷物	43	土地	32	土地	26
10	慣習・しきたり	34	土地	30	他の教養・娯楽品	20	他の教養・娯楽	24	他の教養・娯楽品	24

	20年度		21年度		22年度		23年度		24年度	
	商品別分類	付与数	商品別分類	付与数	商品別分類	付与数	商品別分類	付与数	商品別分類	付与数
1	他の保健・福祉	1641	他の保健・福祉	941	役務その他	512	役務その他	736	役務その他	464
2	商品一般	201	商品一般	172	他の保健・福祉	458	商品一般	203	商品一般	154
3	役務その他	152	役務その他	148	商品一般	159	他の教養・娯楽	82	冠婚葬祭	88
4	放送・コンテンツ等	150	他の教養・娯楽	130	他の教養・娯楽	116	屋外装備品	62	屋外装備品	58
5	相談その他	85	相談その他	81	相談その他	78	他の教養・娯楽品	56	他の行政サービス	48
6	他の保健衛生品	62	冠婚葬祭	62	他の教養・娯楽品	74	食器・台所用品	45	他の教養・娯楽	47
7	冠婚葬祭	50	屋外装備品	43	屋外装備品	66	他の行政サービス	40	他の教養・娯楽品	40
8	土地	33	他の教養・娯楽品	39	冠婚葬祭	48	冠婚葬祭	39	相談その他	39
9	屋外装備品	32	他の行政サービス	28	書籍・印刷物	32	書籍・印刷物	36	食器・台所用品	25
10	文具・事務用品	30	土地	22	他の行政サービス	31	他の金融関連サービス	30	書籍・印刷物	25

※2021年度及び2023年度にキーワードの改訂を行っているため、経年的な推移を単純に比較することはできない。

【図表6-19】第1商品キーワード付与件数（上位10項目）の推移

	15年度		16年度		17年度		18年度		19年度	
	商品KW	付与数	商品KW	付与数	商品KW	付与数	商品KW	付与数	商品KW	付与数
1	募金	283	募金	360	募金	356	募金	630	募金	1053
2	祈とうサービス	192	祈とうサービス	161	祈とうサービス	121	祈とうサービス	148	商品一般	161
3	商品一般	119	商品一般	97	商品一般	79	商品一般	106	祈とうサービス	115
4	相談その他	105	相談その他	97	相談その他	69	出会い系サイト	89	出会い系サイト	95
5	役務その他サービス	75	墓	73	墓	54	相談その他	61	相談その他	91
6	出会い系サイト	59	役務その他サービス	57	出会い系サイト	53	墓	59	他のデジタルコンテンツ	84
7	墓	59	出会い系サイト	51	他のデジタルコンテンツ	42	他のデジタルコンテンツ	46	墓	61
8	他のデジタルコンテンツ	47	他のデジタルコンテンツ	45	役務その他サービス	39	役務その他サービス	46	役務その他サービス	41
9	葬式	46	葬式	31	葬式	29	葬式	35	デジタルコンテンツ	28
10	書籍	39	他の冠婚葬祭	26	他の冠婚葬祭	26	デジタルコンテンツ	25	葬式	26

	20年度		21年度		22年度		23年度		24年度	
	商品KW	付与数	商品KW	付与数	商品KW	付与数	商品KW	付与数	商品KW	付与数
1	募金	1630	募金	938	祈とうサービス	456	寄附	588	寄附	318
2	商品一般	201	商品一般	172	募金	450	商品一般	203	商品一般	154
3	祈とうサービス	96	祈とうサービス	94	商品一般	159	祈とうサービス	99	祈とうサービス	103
4	相談その他	83	相談その他	80	相談その他	75	墓	57	葬式	59
5	出会い系サイト	74	出会い系サイト・アプリ	65	墓	63	出会い系サイト・アプリ	48	墓	58
6	他のデジタルコンテンツ	58	教養・娯楽サービス	48	出会い系サイト・アプリ	55	食器	42	他の行政サービス	48
7	保健衛生品その他	57	葬式	38	教養・娯楽サービス	43	他の行政サービス	40	相談その他	39
8	役務その他サービス	33	墓	36	役務その他サービス	36	相談その他	29	役務その他サービス	29
9	墓	30	役務その他サービス	33	葬式	31	葬式	29	他の冠婚葬祭	27
10	葬式	30	他の行政サービス	28	他の行政サービス	31	役務その他サービス	28	教養・娯楽サービス	25

※ 2021年度及び2023年度にキーワードの改訂を行っているため、経年的な推移を単純に比較することはできない。

【図表 6-20】内容等キーワード付与件数（上位 10 項目）の推移

	15年度		16年度		17年度		18年度		19年度	
	内容等KW	付与数	内容等KW	付与数	内容等KW	付与数	内容等KW	付与数	内容等KW	付与数
1	信用性	379	信用性	415	信用性	348	信用性	622	信用性	889
2	電話勧誘	290	電話勧誘	232	解約	175	DM広告	400	DM広告	705
3	詐欺	240	解約	205	高価格・料金	172	インターネット通販	226	プライバシー	393
4	高価格・料金	236	高価格・料金	189	DM広告	168	プライバシー	216	インターネット通販	248
5	強引	203	プライバシー	180	強引	163	高価格・料金	212	詐欺	231
6	解約	196	詐欺	176	インターネット通販	160	解約	201	解約	223
7	プライバシー	167	インターネット通販	159	プライバシー	152	詐欺	174	返金	197
8	インターネット通販	164	DM広告	157	詐欺	144	強引	171	高価格・料金	192
9	返金	126	強引	151	電話勧誘	141	返金	168	強引	184
10	DM広告	123	返金	139	返金	131	電話勧誘	142	契約書・書面	165

	20年度		21年度		22年度		23年度		24年度	
	内容等KW	付与数	内容等KW	付与数	内容等KW	付与数	内容等KW	付与数	内容等KW	付与数
1	信用性	1,274	信用性	721	信用性	403	信用性	427	信用性	252
2	DM広告	1,106	DM広告	513	返金	394	詐欺	265	インターネット通販	207
3	プライバシー	583	個人情報	361	高価格・料金	387	電話勧誘	256	解約	198
4	インターネット通販	265	インターネット通販	293	解約	372	解約	253	高価格・料金	196
5	詐欺	243	詐欺	263	インターネット通販	287	インターネット通販	232	返金	185
6	解約	201	解約	233	開運商法	258	返金	230	詐欺	171
7	契約書・書面	198	高価格・料金	192	詐欺	240	高価格・料金	206	個人情報	117
8	返金	175	返金	179	個人情報	170	強引	150	電話勧誘	115
9	高価格・料金	169	SNS	146	強引	168	SNS	133	SNS	112
10	強引	160	契約書・書面	134	SNS	152	個人情報	132	説明不足	109

※ 内容等キーワード「プライバシー」については、2021年度から「個人情報（コジジヨウホ）」に名称変更。

※ 2021年度及び2023年度にキーワードの改訂を行っているため、経年的な推移を単純に比較することはできない。

（オ）寄附の不当勧誘に関する内容を含む可能性が高い相談情報の選別

a 趣旨

これまでに分析対象とした相談情報については、相談件名又は相談概要欄に寄附関連用語が含まれてはいるものの、寄附の不当勧誘に関する内容でない相談も相当数含まれている。

そこで、付与された商品キーワード及び内容等キーワードを活用し、寄附の不当勧誘に関する内容を含む可能性が高い相談情報（以下「選別情報」という。）を選別し、分析することとした。

b 選別条件とするキーワードの整理

2022 年度以前にあつては、宗教的・呪術的な色彩がある役務を施すサービスや消費者問題としての側面を有する何の役務も行わない

献金・浄財等に係る相談情報には、商品キーワード「祈とうサービス」が付与されていた。

本分析に使用した相談情報にあっては、相談件名又は相談概要の欄に寄附関連用語が含まれていることが前提であるため、2022 年度までの相談情報のうち、商品キーワード「祈とうサービス」が付与されたものは、宗教的・呪術的色彩を有した寄附等に関するトラブルとして整理することができるため、同相談情報を選別情報とした。

一方、2023 年度以降については、同年度から関係するキーワードの定義変更等がなされ、何の役務も行わない献金・浄財等に係る相談情報には商品キーワード「祈とうサービス」を付与せず、新設された商品キーワード「寄附」を付与することとなった⁵⁵。

また、不当寄附勧誘防止法の施行に伴い、2023 年度からは法に係る相談には新設された内容等キーワード「不当寄附勧誘」、「配慮義務」又は「禁止行為」が付与されることとなったため、これらのキーワードを活用することで、相談情報の選別が可能となる⁵⁶。

そこで、2023 年度及び 2024 年度については、内容等キーワードに「不当寄附勧誘」、「配慮義務」又は「禁止行為」が付与された相談に加えて、商品キーワードに「祈とうサービス」及び「寄附」の双方が付与された相談を選別情報とすることとし、2022 年度までの選別情報（商品キーワード「祈とうサービス」が付与されたもの）に近似する暫定値とした。

なお、以上の整理における商品キーワード及び内容等キーワードの定義変更の概略及び相談情報の選別の概要については、図表 6－21 及び図表 6－22 にそれぞれ示したとおりである。

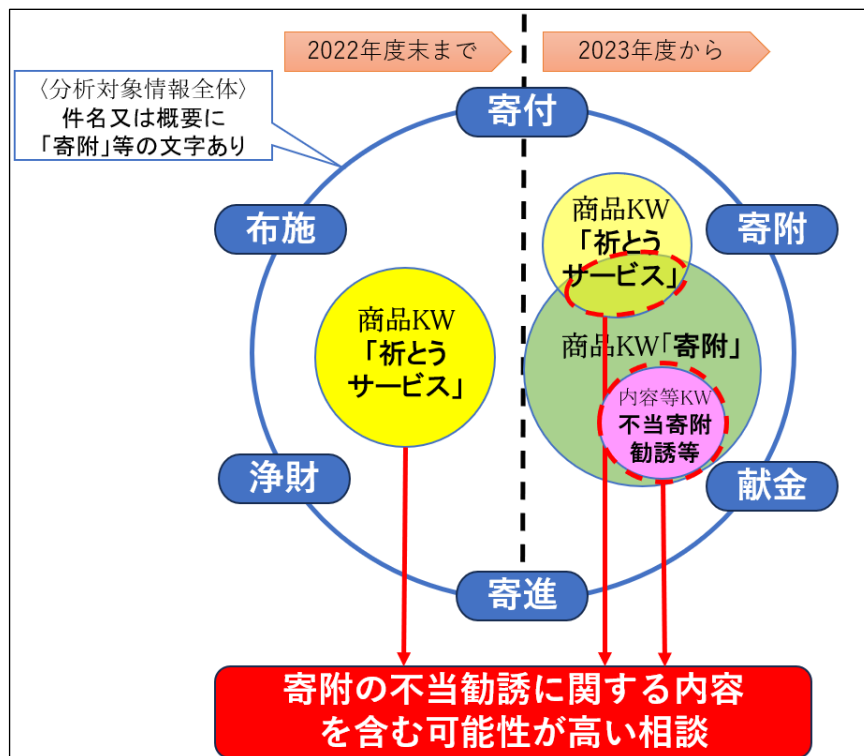
⁵⁵ 「祈とうサービス」と「寄附」の両要素を併せ持つ相談については、いずれの商品キーワードも付与される。

⁵⁶ 内容等キーワードに「不当寄附勧誘」、「配慮義務」又は「禁止行為」が付与される場合、商品キーワードに「寄附」が付与される。

【図表 6－21】商品キーワード及び内容等キーワードの定義変更の概略

種別	キーワード	2022年度末まで	2023年度から
商品	祈とうサービス	何らかの宗教的・呪術的な色彩がある役務を施すサービス。 何の役務も行わない 献金・浄財等	〈定義変更〉
	寄附	(新設)	何の役務も行わない 献金・浄財等 物品販売を伴わない寄附集め、寄附。
内容等	不当寄附勧誘	(新設)	不当寄附勧誘防止法に 関係する相談
	配慮義務		
	禁止行為		

【図表 6－22】相談情報の選別条件（概念図）



c 相談件数の推移

各年度の相談情報について、前記ウ(オ) bに記載の条件により選別した選別情報及び選別対象外の相談情報の件数の推移を図表 6－23 及び図表 6－24 のとおり確認したところ、選別対象外の相談情報については、ウ(ア)に記載した全体の受付件数（図表 6－16 再掲）とおおむね近似した傾向となった。一方、選別情報については、2015年度の 211 件から 2021 年度の 99 件にかけておおむね減少傾向を示

していたが、2022年度は480件と急増している。

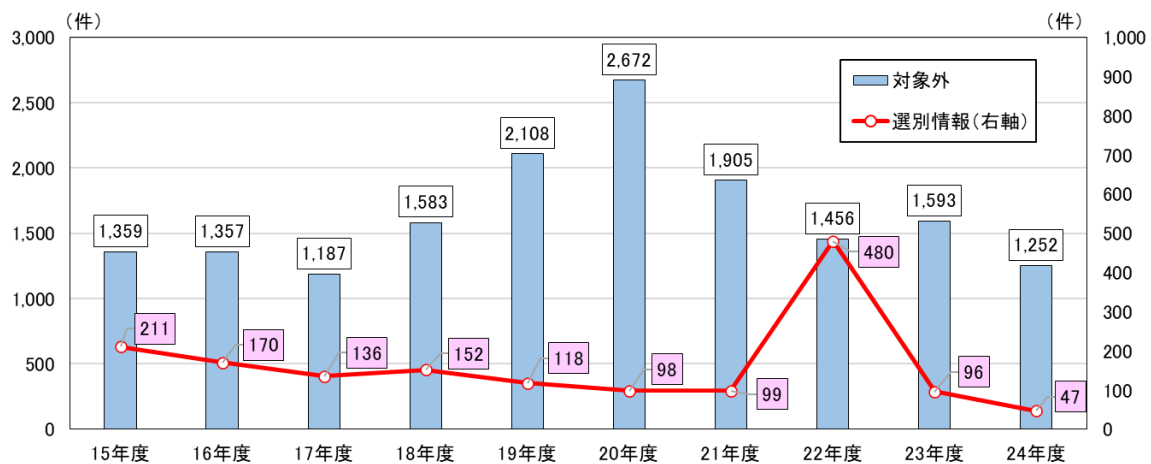
なお、選別情報の2022年度の月別受付状況を確認すると、図表6-25のとおり、7月から急増して9月に最高値の100件となり、10月は97件と高止まりした後、11月に45件まで減少している。

2023年度以降については、キーワードの定義変更等がなされたため統計値としての完全性は維持できないものの、前記ウ(オ) bに記載のとおり、関係するキーワードを活用して抽出した近似値は2022年度の480件から2023年度は96件まで急減し、2024年度は47件と、それぞれ2021年度以前の件数と同水準以下に減少している。

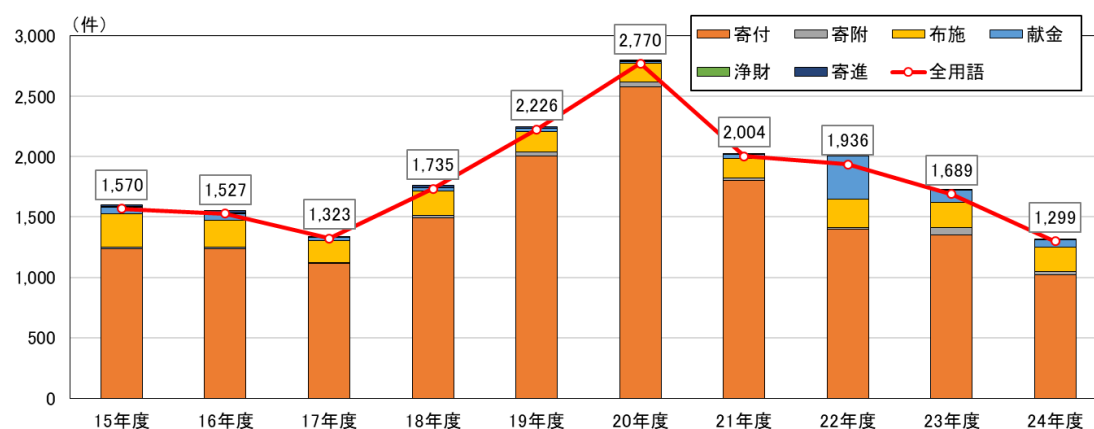
【図表6-23】選別した相談情報の受付件数の推移

年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	平均
選別情報	211	170	136	152	118	98	99	480	96	47	161
対象外	1,359	1,357	1,187	1,583	2,108	2,672	1,905	1,456	1,593	1,252	1,647
全体	1,570	1,527	1,323	1,735	2,226	2,770	2,004	1,936	1,689	1,299	1,808

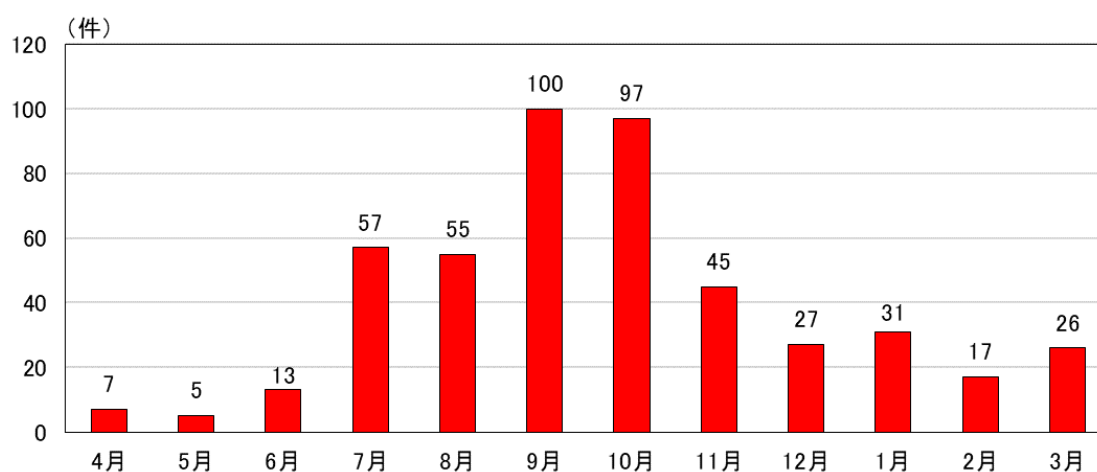
【図表6-24】選別した相談情報の受付件数の推移



【図表 6－16】 寄附に関する相談情報の受付件数の推移（再掲）



【図表 6－25】 選別情報の 2022 年度月別受付件数の推移



d 内容等キーワードの付与状況

選別情報における内容等キーワードの付与状況については図表 6－26 のとおり、各年度において最も多く付与されている内容等キーワードは、2015 年度から 2021 年度までの間は「高価格・料金⁵⁷」、2022 年度は「開運商法」、2023 年度は「配慮義務」、2024 年度は「返金」という状況である。

特異な傾向としては、「返金」の付与数について 2015 年度から 2021 年度までは最多が 36 個、最少が 15 個であったが、2022 年度は 183

⁵⁷ 内容等キーワード「高価格・料金」は、価格・料金そのものに関する相談のうち、相対的にみて高いか否かにかかわらず、相談者が高いと申し出たものに付与される。

個に増加している。なお、2023 年度には 17 個に減少し、2024 年度も 19 個と 2021 年度以前と同等の付与数となっている。

【図表 6－26】選別情報における内容等キーワードの付与状況（上位 10 項目）

	15年度		16年度		17年度		18年度		19年度	
	内容等KW	付与数	内容等KW	付与数	内容等KW	付与数	内容等KW	付与数	内容等KW	付与数
1	高価格・料金	75	高価格・料金	54	高価格・料金	48	高価格・料金	58	高価格・料金	36
2	開運商法	68	開運商法	41	強引	35	開運商法	43	強引	35
3	強引	51	解約	36	開運商法	32	解約	39	解約	31
4	解約	47	強引	32	解約	24	強引	38	開運商法	20
5	返金	36	返金	29	返金	20	返金	25	返金	18
6	信用性	33	信用性	26	信用性	17	家庭訪販	19	信用性	17
7	家庭訪販	20	家庭訪販	18	家庭訪販	16	信用性	16	契約書・書面	16
8	詐欺	18	説明不足	17	契約書・書面	10	契約書・書面	12	家庭訪販	11
9	電話勧誘	17	詐欺	14	説明不足	8	説明不足	11	説明不足	10
10	不当請求	16	価格・料金	14	価格・料金	8	判断不十分者契約	11	電話勧誘	8

	20年度		21年度		22年度		23年度		24年度	
	内容等KW	付与数	内容等KW	付与数	内容等KW	付与数	内容等KW	付与数	内容等KW	付与数
1	高価格・料金	33	高価格・料金	27	開運商法	202	配慮義務	32	返金	19
2	開運商法	21	強引	20	高価格・料金	196	高価格・料金	30	高価格・料金	18
3	強引	18	開運商法	18	返金	183	開運商法	28	開運商法	15
4	解約	17	解約	18	解約	81	禁止行為	23	配慮義務	9
5	信用性	17	返金	17	強引	74	強引	23	強引	8
6	返金	15	家庭訪販	15	信用性	38	解約	18	解約	8
7	販売態度	12	信用性	11	判断不十分者契約	23	返金	17	信用性	5
8	電話勧誘	7	説明不足	10	契約書・書面	22	信用性	16	禁止行為	5
9	問題勧誘	6	インターネット通販	7	次々販売	21	身障者関連	10	身障者関連	5
10	説明不足	5	問題勧誘	5	問題勧誘	20	家庭訪販	9	契約書・書面	4

※ 2021年度及び2023年度にキーワードの改訂を行っているため、経年的な推移を単純に比較することはできない。

（カ）内容等キーワード「不当寄附勧誘」等が付与された相談の件数

2023 年度に新設された内容等キーワード「不当寄附勧誘」、「配慮義務」又は「禁止行為」が付与された相談の受付状況については、図表 6－27 のとおり、2023 年度から 2024 年度までの間に計 63 件を受け付けており、内容等キーワードの付与数については、包括的キーワードの「不当寄附勧誘」が 8 個、個別行為を示すキーワードの「配慮義務」が 41 個、「禁止行為」が 28 個であった。

月別の相談受付件数をみると、2023 年 4 月の 16 件及び同年 5 月の 10 件以降は一桁又はゼロという状況で推移している。

また、相談者の属性については、当事者本人からの相談が計 29 件、

当事者以外からの相談が計 33 件、関係不明の者からの相談が 1 件であった。

これらの計 63 件の相談情報について、それぞれの相談件名については、情報の受付年月と併せて図表 6-28 のとおり整理している。

なお、上記のキーワードについては、法の要件に対して幅広く付与しているため、相談情報のみをもって直ちに不当寄附勧誘防止法に抵触する事案が発生していると認定するものではない。

【図表 6-27】内容等キーワード「不当寄附勧誘」等が付与された相談の件数

		2023年度													
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計	
キーワード 付与数		不当寄附勧誘	3	0	1	0	0	0	1	1	0	0	0	0	6
		配慮義務	12	9	3	0	1	0	1	1	1	0	4	0	32
		禁止行為	6	2	2	1	3	0	0	2	2	0	4	1	23
相談 件数	相談者	当事者本人	5	6	3	1	0	0	1	2	1	0	1	0	20
		当事者以外	10	4	1	0	3	0	1	2	1	0	4	1	27
		不明	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
計			16	10	4	1	3	0	2	4	2	0	5	1	48

		2024年度														累計
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計		
キーワード 付与数		不当寄附勧誘	0	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	2	8
		配慮義務	0	1	1	0	1	2	2	0	1	0	1	0	9	41
		禁止行為	1	0	1	0	1	1	0	0	0	1	0	0	5	28
相談 件数	相談者	当事者本人	0	1	2	0	2	2	0	0	0	1	1	0	9	29
		当事者以外	1	1	0	0	0	1	2	0	1	0	0	0	6	33
		不明	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
計			1	2	2	0	2	3	2	0	1	1	1	0	15	63

【図表 6－28】内容等キーワード「不当寄附勧誘」等が付与された相談件名一覧

No	受付年月	相談件名
1	2023 年 4 月	知人の話。自分も瞑想セミナーのweb研修を受けたがお布施の話になり宗教と気づいた。知人は精神修行と耳を貸さない。
2	2023 年 4 月	宗教団体からしつこい勧誘を受けている。
3	2023 年 4 月	義母がファミリーレストランで宗教法人から掛け軸を買う約束をしたが止めさせたい。別の宗教法人の寄付請求にも困惑。対応は。
4	2023 年 4 月	以前、宗教団体に献金するため銀行から借り入れたが返済困難。他にも生活費等の支払いが苦しい。
5	2023 年 4 月	妹が海外の宗教にはまり、何枚もカードを作ってはセミナーに通ったり外国の宗教者に会いに行く。家族からも借金をしている。
6	2023 年 4 月	施設に入所中の祖母が不安をあおられ宗教団体に高額な寄付をしていたことが分かった。可能であれば返金を求めたい。
7	2023 年 4 月	固定電話に地震の寄付のため食器はないかと電話があった。後刻にはアクセサリーや個人情報も聞かれ不審。断わりたいが対処法は。
8	2023 年 4 月	SNSで知り合った女性に寄附を頼まれてネット銀行から借金し40万円を送金した。詐欺に遭ったようだがどうしたらいいか。
9	2023 年 4 月	以前の職場で知り合った人から、宗教の勧誘を受けて迷惑。更に借りた覚えの無いお金の返済を言われている。対応は。
10	2023 年 4 月	宗教団体に1000万円ほど供養で寄付をした。結婚の話の時にも献金をしたが話が流れた。苦情を言いたいし、相談先を知りたい。
11	2023 年 4 月	妻が、金融機関から多額の借金をし、印鑑や経典などを新興宗教から購入したり先祖供養として謝礼を支払っていたことを聞いた。

No	受付年月	相談件名
12	2023 年 4 月	高齢者の支援をしているものである。利用者が高額な投資を行っている。また、ある宗教に月々 10 万円のお布施をしている。
13	2023 年 4 月	夫が精神修養講座に参加したり、団体に寄付金としてお金を支払っているようだ。止めさせる方法はないか。信用性はあるのか。
14	2023 年 4 月	妻が宗教団体に加入し、自分が相続した財産を寄付しているようだ。自分の財産ではないので苦情は言えないが、今後の対処は。
15	2023 年 4 月	兄が職場の同僚に勧誘され、宗教団体に通っている。入会金やお布施など数回に亘り納めている。金額も大きくなっている。心配だ。
16	2023 年 4 月	20 数年前宗教団体に洗脳させられ 100 万円を献金した。その後精神病になり入院。当時の勧誘者がまだいるので返金してほしい。
17	2023 年 5 月	高齢で認知症の疑いのある母が年金のほとんどを使ってしまうので困っている。
18	2023 年 5 月	市役所の委託を受けている者だと名乗り、「世界の貧困地域への寄附のため、洋服などを頂けないか」との電話が架かってきた。
19	2023 年 5 月	妻が宗教に没頭し 3 年分の家計簿だけで 1 千万円の寄付が見つかった。家計は圧迫されているので取り戻し請求はできるか。
20	2023 年 5 月	妹が母の預金を引き出し、宗教団体に寄付しているようだ。相談したい。
21	2023 年 5 月	近所の女性から宗教のしつこい勧誘を受け、施設に連れていかれ複数回お金を払わされた。お金を返してほしい。
22	2023 年 5 月	先祖供養がなっていないと言われ藁をもつかむ思いで 300 万円支払った。冷静に考えると騙されたと思う。返金してほしい。

No	受付年月	相談件名
23	2023 年 5 月	亡父の葬儀を依頼した寺院から、今後の法要のお布施金額を一方的に提示された。断ることはできないらしい。対処方法を知りたい。
24	2023 年 5 月	海外支援の寄付で不用品を回収すると市の名前を騙る電話が掛かってきた。不審であったために対応はしなかった。情報提供する。
25	2023 年 5 月	ボランティア団体を名乗って電話があり、不用品を取りに行くので寄付して下さいと言って一方的に電話が切れた。
26	2023 年 5 月	祖父が宗教団体に多額の献金を行っているようだ。取り戻せないか。
27	2023 年 6 月	先ほど男性に訪問され災害の際の義援金をお願いしたいと訪問された。宗教の信者かもしれないが執拗だったため情報提供したい。
28	2023 年 6 月	願掛けをしており、宗教団体に入信している。本部の相談窓口に連絡するたびお金の話になり、支払いを求められ困っている。
29	2023 年 6 月	亡き母が宗教に献金し、貧乏を極めた。教団に苦情を言ったが、何も対応しない。弁護団を教えて。
30	2023 年 6 月	宗教 2 世でこれまでの累積献金額は 1 億円である。手を切りたいので相談先を教えてほしい。
31	2023 年 7 月	新興宗教の準管理職の人から献金を強要され困っている。脱会したい。
32	2023 年 8 月	高齢者支援センターだが、高齢者宅に宗教の人が来て、断っても勝手に拝み、お布施を要求し、小銭でも渡さないと帰らない。
33	2023 年 8 月	母が宗教に洗脳され毎月 20 万円程お布施している。やめさせたい。

No	受付年月	相談件名
34	2023 年 8 月	高齢の母の家に宗教団体の人が出入りしているようで以前には寄付もしたようだ。出入りするのを止めさせたいので対策を知りたい。
35	2023 年 10 月	40 年ほど前から宗教団体と付き合い、壺の購入や寄附などで高額を支払っていた。できることなら返金してほしい。
36	2023 年 10 月	母は、25 年前に最近報道されている宗教団体に入り 10 年前に退会した。家族でも献金の返金の申請ができるか、相談窓口を聞く。
37	2023 年 11 月	開運グッズを購入し購入先の寺に電話をしたら、家運が傾いていると不安を煽られ、お布施を要求された。靈感商法ではないか。
38	2023 年 11 月	11 年前に勧誘を受けて宗教団体に入信。寄付、先祖供養、壺と塔の置物購入などで 1,500 万円を支払った。返金してほしい。
39	2023 年 11 月	障害のある知人が宗教団体を脱退したのに、同団体に所属している職場の同僚から献金名目のお金を請求されて困っている。
40	2023 年 11 月	甥が世間を騒がせている宗教団体に加入して高齢の祖父母に高額のつぼ等を売っている。家族関係は壊れており何とか改善したい。
41	2023 年 12 月	20 年前に宗教団体に多額の寄付をさせられた。取り戻したい。
42	2023 年 12 月	母が宗教団体へ献金をしていたようで、多額の借金があるようだ。返済に苦労しているが、何処か相談する所は有るだろうか。
43	2024 年 2 月	入会している宗教団体に 500 万円以上寄附してきたが取り戻したい。また、宗教についてもどこかに相談したい。
44	2024 年 2 月	当市に住んでいる高齢の母が地元の神社で占ってもらい、家族に災いが起こる等と言われ定期的に寄付をしているようだ。

No	受付年月	相談件名
45	2024 年 2 月	昔から両親が信仰している宗教に献金させられていた。生活が破綻して母親と家をでたが、残った父と友人家族が利用されていて心配。
46	2024 年 2 月	別居している父親が誰かに「運気が悪い」と言われ、そこに寄付をしようとして自宅を売ろうとしている。やめさせたい。
47	2024 年 2 月	他界した母親がある宗教に財産を寄付させられていたことが分かった。できれば、その財産を取り戻したい。相談窓口を知りたい。
48	2024 年 3 月	母は10年前から宗教団体に入信しており、当時から月に1～2万円の寄付をしていた。母から「家を売却して寄付する」と言われた。
49	2024 年 4 月	同居の母が、最近何かの宗教に入会し、高額のお金を支払ったようである。また新たにお金を要求され、困っている。
50	2024 年 5 月	母が宗教に洗脳されていて貯金から寄付を繰り返している。今後の両親の生活が心配である。行政として対応すべきだ。
51	2024 年 5 月	自宅に「寄付をお願いします」と2回、訪問があった。何の寄付か分からず断ったが、最近町内で寄付を募るようなことはあるか。
52	2024 年 6 月	兄の入信をきっかけに家族が宗教に入信し、団体に言われるがままに高額な寄附を繰り返した。不当な寄附なので返金を求めたい。
53	2024 年 6 月	夫婦で宗教に入っているが、高額な寄付金を強要されて困っている。宗教被害の相談窓口を紹介してほしい。信仰はやめたくない。
54	2024 年 8 月	兄と社長に強引に宗教に誘われて不本意ながら入信したが多額の寄付を強いられ妻が嫌がり離婚した。脱会後も寄付を強いられている。
55	2024 年 8 月	7年前に8年間ずっと高額なお布施をしていたお寺と縁を切った。総額で800万円位は渡している。返金希望。

No	受付年月	相談件名
56	2024 年 9 月	自分の子供が地元地域の駅前で宗教法人をかたる数人に囲まれ寄付を求められた。その際に命に係わる脅迫をされた。
57	2024 年 9 月	カルト教団問題について耳にした。市で適切な対応や支援をしてほしい。相談窓口や対応策について教えてほしい。
58	2024 年 9 月	宗教団体への寄付について。現在の宗教は続けたいが、生活困窮しているのに少額だからと寄付を求められて困っている。
59	2024 年 10 月	別居中の母が、カルト宗教にはまり母と同居のB型事業所に通う兄の給料を搾取している。家庭裁判所に相談したいがつながらない。
60	2024 年 10 月	高齢の母は私が生まれた頃から宗教に傾倒し今までに家一軒建つくらいのお布施をしている。今後どう対応していけばいいだろうか。
61	2024 年 12 月	他県に住む高齢で認知症の母は生活が困窮しているにもかかわらず宗教団体に毎年お布施を渡している。霊感商法に該当するか。
62	2025 年 1 月	職場の先輩に連れられて、よく当たるという先生に15回通い、その度不安を煽られてお布施を強制的に払った。返金してほしい。
63	2025 年 2 月	某宗教団体の元信者である。行政等相談窓口は必要な生活費までも献金しようとする信者に対して寄附をやめるよう助言して欲しい。

(3) 警察に対する協力要請

政府は、「旧統一教会」（世界平和統一家庭連合）について社会的に指摘されている問題に関し、悪質商法などの不法行為の相談、被害者の救済を目的として、関係省庁間で情報を共有するとともに、被害者への救済機関等のあつせんなど関係省庁による連携した対応を検討するため、法務大臣の主宰により、令和4年8月から「旧統一教会」問題関係省庁連絡会議⁵⁸を開催し

⁵⁸ 「「旧統一教会」問題関係省庁連絡会議」については、令和6年1月11日をもって廃止され、同会議における決定事項については同年1月16日付けで発足した「「旧統一教会」問題に係る被害者等への支援に関する関係閣僚会議」に引き継がれている。

ている。

同連絡会議の構成員には、消費者庁次長のほか警察庁生活安全局長も含まれており、警察庁においては、「適切な警察相談対応」、「違法行為の取締り」などを一層推進することとし、都道府県警察に対し

- ・ 「旧統一教会」問題に関連する相談を受理等した場合には、相談内容に応じて、関係部署、関係機関等と連携の上、適切に対応
- ・ 寄せられた相談や通報において、刑罰法令に抵触する行為が認められる場合は、法と証拠に基づき、迅速かつ適正に捜査を推進

するよう指示をしている。

そこで消費者庁においては、寄附の不当な勧誘に係る被害者等が被害の申告又は相談を行う先として身近な行政機関である警察署、交番等を選択する可能性は十分あり得ると推察し、警察において当該被害申告等を受け付けた場合の対処要領などについて、改めて消費者庁から実務を担当する都道府県警察本部の担当課に対して教示するなど、消費者庁の取組に対する協力要請等を行うこととした。

ア 各都道府県警察本部担当課に対する協力要請

各都道府県警察に対する法の周知については、警察庁生活安全局から書面にて行われているところ、これに加えて

- ・ 成立経緯、運用方法の詳細を含めて法の周知を再徹底
- ・ 違法情報の把握要領、把握した場合の対処要領の教示
- ・ 寄附勧誘対策室との連絡窓口の構築

などを確実にを行うため、図表6-29のとおり、寄附勧誘対策室職員が各都道府県警察本部に直接赴き、担当課の幹部職員に協力要請等を行った。

【図表6-29】都道府県警察に対する協力要請実施状況

	都道府県警察	担当課	実施日	実施者
1	北海道警察本部	生活安全部生活経済課	R5.11.2	補佐
2	青森県警察本部	生活安全部生活保安課	R5.9.21	室長
3	岩手県警察本部	生活安全部生活環境課	R5.9.22	室長
4	宮城県警察本部	生活安全部生活環境課	R5.8.29	室長
5	秋田県警察本部	生活安全部生活環境課	R5.9.22	室長
6	山形県警察本部	生活安全部生活環境課	R5.8.28	室長
7	福島県警察本部	生活安全部生活環境課	R5.8.29	室長
8	警視庁	生活安全部生活経済課	R5.7.27	室長

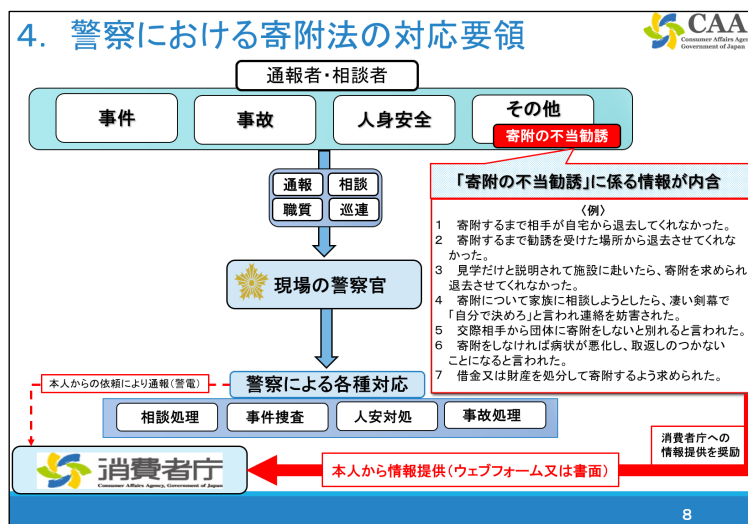
	都道府県警察	担当課	実施日	実施者
9	茨城県警察本部	生活安全部生活環境課	R5.12.15	室長
10	栃木県警察本部	生活安全部生活環境課	R5.11.17	室長
11	群馬県警察本部	生活安全部生活環境課	R5.8.9	室長
12	埼玉県警察本部	生活安全部生活経済課	R5.8.1	室長
13	千葉県警察本部	生活安全部生活経済課	R5.8.3	室長
14	神奈川県警察本部	生活安全部生活経済課	R5.7.28	室長
15	新潟県警察本部	生活安全部生活保安課	R5.8.10	室長
16	山梨県警察本部	生活安全部生活安全捜査課	R5.12.8	室長
17	長野県警察本部	生活安全部生活環境課	R5.11.7	室長
18	静岡県警察本部	生活安全部生活保安課	R5.8.21	室長
19	富山県警察本部	生活安全部生活安全企画課	R5.11.8	室長
20	石川県警察本部	生活安全部生活安全捜査課	R6.10.31	室長
21	福井県警察本部	生活安全部生活環境課	R6.10.30	室長
22	岐阜県警察本部	生活安全部生活環境課	R5.8.22	室長
23	愛知県警察本部	生活安全部生活経済課	R5.8.21	室長
24	三重県警察本部	生活安全部生活環境課	R5.9.5	室長
25	滋賀県警察本部	生活安全部生活環境課	R5.7.12	室長
26	京都府警察本部	生活安全部生活保安課	R5.7.11	室長
27	大阪府警察本部	生活安全部生活経済課	R5.7.11	室長
28	兵庫県警察本部	生活安全部生活経済課	R5.10.30	室長
29	奈良県警察本部	生活安全部生活環境課	R5.7.11	室長
30	和歌山県警察本部	生活安全部生活環境課	R5.9.6	室長
31	鳥取県警察本部	生活安全部生活安全企画課	R6.2.28	室長
32	島根県警察本部	生活安全部生活安全企画課	R6.2.27	室長
33	岡山県警察本部	生活安全部生活安全捜査課	R5.10.31	室長
34	広島県警察本部	生活安全部生活環境課	R5.10.19	補佐
35	山口県警察本部	生活安全部生活環境課	R5.10.19	補佐
36	徳島県警察本部	生活安全部生活安全企画課	R6.2.8	室長
37	香川県警察本部	生活安全部生活安全捜査課	R6.2.9	室長
38	愛媛県警察本部	生活安全部生活環境課	R5.11.28	補佐
39	高知県警察本部	生活安全部生活安全企画課	R5.11.29	補佐
40	福岡県警察本部	生活安全部生活経済課	R6.7.5	室長

	都道府県警察	担当課	実施日	実施者
41	佐賀県警察本部	生活安全部生活安全企画課	R6.12.9	室長
42	長崎県警察本部	生活安全部生活安全捜査課	R6.11.6	室長
43	熊本県警察本部	生活安全部生活環境課	R5.10.2	補佐
44	大分県警察本部	生活安全部保安課	R5.11.21	室長
45	宮崎県警察本部	生活安全部生活環境課	R5.11.22	室長
46	鹿児島県警察本部	生活安全部生活環境課	R5.10.3	補佐
47	沖縄県警察本部	生活安全部生活保安課	R5.6.29	参事官

イ 幹部警察官に対する寄附法講義

法の周知、消費者庁の取組に対する協力要請などの実効性を一層高めるため、第一線で活動する幹部警察官に対して直接教養を行う機会を得るべく、関係機関に働き掛けを行い、令和6年度からは警察大学校（警部任用科⁵⁹）並びに各管区警察学校及び北海道警察学校（いずれも警部補任用科⁶⁰）の入校生に対して不当寄附勧誘防止法に係る講義を実施している。当該講義の資料及び実施状況はそれぞれ図表6-30及び図表6-31のとおりである。

【図表6-30】警察官に対する講義資料（抜粋）



⁵⁹ 警部任用科は、警部昇任者（予定者を含む。）に対し、警察署の課長等として必要な知識及び技能を修得させるための教養を行う課程。

⁶⁰ 警部補任用科は、警部補昇任者（予定者を含む。）に対し、警察署の係長等として必要な知識及び技能を習得させるための教養を行う課程。

【図表 6－31】警察官に対する講義実施状況（令和 6 年度）

	実施場所	主な受講警察	実施日	受講者数
1	警察大学校	全都道府県警察	R6. 5. 14	約 60 人
2			R6. 8. 29	約 80 人
3			R6. 10. 31	約 70 人
4			R7. 2. 4	約 70 人
5	北海道警察学校	北海道	R6. 12. 13	約 50 人
6			R7. 1. 31	約 60 人
7	東北管区警察学校	青森、岩手、宮城 秋田、山形、福島	R6. 6. 4	約 60 人
8			R6. 9. 12	約 60 人
9			R6. 11. 22	約 70 人
10			R7. 2. 6	約 80 人
11	関東管区警察学校	茨城、栃木、群馬 埼玉、警視庁 千葉、神奈川 新潟、山梨、長野 静岡	R6. 5. 8	約 260 人
12			R6. 7. 2	約 270 人
13			R6. 9. 12	約 230 人
14			R6. 11. 11	約 290 人
15			R7. 1. 27	約 240 人
16	中部管区警察学校	富山、石川、福井 岐阜、愛知、三重	R6. 5. 30	約 80 人
17			R6. 8. 22	約 80 人
18			R6. 11. 8	約 90 人
19			R7. 1. 22	約 110 人
20	近畿管区警察学校	滋賀、京都、大阪 兵庫、奈良 和歌山	R6. 5. 10	約 90 人
21			R6. 6. 25	約 110 人
22			R6. 10. 11	約 100 人
23			R6. 11. 21	約 120 人
24			R7. 2. 21	約 120 人
25	中国四国管区 警察学校	鳥取、島根、岡山 広島、山口、徳島 香川、愛媛、高知	R6. 6. 11	約 70 人
26			R6. 9. 25	約 80 人
27			R6. 11. 28	約 90 人
28			R7. 1. 17	約 90 人
29	九州管区警察学校	福岡、佐賀、長崎 熊本、大分、宮崎 鹿児島、沖縄	R6. 7. 5	約 100 人
30			R6. 10. 1	約 80 人
31			R6. 12. 10	約 100 人
32			R7. 2. 14	約 110 人
	延べ実施回数	32 回	累計受講者	約 3, 570 人

第7章. 不当寄附勧誘防止法に関する意見聴取

不当寄附勧誘防止法については、附則第5条において、法律施行後2年を目途として、それまでの法の施行状況及び経済社会情勢の変化を勘案しつつ、所要の検討を加えることとされている。この検討に当たっては、参議院の附帯決議において「不当な勧誘行為による被害者、被害対策に携わる弁護士等関係者を含む多様な者の意見を聴取しつつ、検討を進めること。」とされている。これを踏まえ、消費者庁において、法附則第5条に基づく法の規定の検討に向け、法の施行状況及び経済社会情勢の変化について適切に把握するための対応の一環として、令和7年6月～7月にかけて、多様な方々を対象に法に関する意見聴取を実施した。本章では、当該意見聴取の概要及び聴取された法に関する主な意見について紹介する。

(1) 意見聴取の実施方法及び実施状況

前記の参議院の附帯決議を踏まえ、意見聴取を実施すべき対象については、①被害対策に携わる弁護士、②不当な勧誘行為による被害者（以下「被害者」という。）、③その他関係団体の3つのカテゴリーに大別した上で、それぞれに該当する団体及び被害者のうち意見聴取への協力に同意いただけた者に対して、意見を聴取することとした。実施時期については、法の全面施行から2年が経過した令和7年6月以降を目途とし、それまでの法の施行状況及び経済社会情勢の変化の適切な把握に資するものとした。

なお、意見聴取については、仮に公開の上で実施した場合、個人及び法人等の権利利益を害するおそれがあること及び率直な意見聴取の場の確保が困難になるおそれがあることなどが懸念されたため、非公開の上で、寄附勧誘対策室の職員がこれを実施した。

実施状況の詳細は、図表7-1のとおりである。

【図表7-1】意見聴取の実施状況

カテゴリー	実施対象	実施日
被害対策に携わる弁護士	全国靈感商法対策弁護士連絡会	令和7年6月27日
	全国統一教会（世界平和統一家庭連合）被害対策弁護団	令和7年6月25日

被害者	(計8名の方から協力を得られた ⁶¹ 。)	令和7年6月～7月
その他関係団体	公益財団法人日本宗教連盟	令和7年7月4日
	特定非営利活動法人セイエン	令和7年7月15日
	公益財団法人日本非営利組織評価センター	令和7年7月14日
	社会福祉法人中央共同募金会	令和7年7月14日
	日本赤十字社	令和7年7月24日

(2) 法に関する各団体等の主な意見⁶²

意見聴取において、各団体及び被害者から寄せられた法に関する主な意見は以下に記載のとおりである⁶³。なお、掲載している各意見については各団体及び被害者から寄せられたものであり、消費者庁の見解ではないことに留意されたい。くわえて、具体的な被害事例に言及している意見について、当該事例はあくまでも各団体及び被害者から紹介されたものであり、消費者庁として客観的事実に基づき被害を認定したものではない点にも留意されたい。

また、意見聴取の実施に当たっては、対象者に対して、消費者庁から法施行後の状況に関する情報提供を適宜行った。具体的には、被害対策に携わる弁護士には本報告書第2章～第6章までの内容を予め提供し、その他の意見聴取先については意見聴取冒頭において法施行後の概況を寄附勧誘対策室の職員から簡潔に説明した⁶⁴。

ア 全国靈感商法対策弁護士連絡会

・全国靈感商法対策弁護士連絡会では、電話での相談窓口を毎週火・木曜日に設けており、1回当たりおよそ4～5件程度の相談がある。不当寄附勧誘防止法施行後の相談事例について紹介する。

- ① 祈祷師から洗脳を受け、祈祷料として1,000万円以上交付したが、その後も脅迫まがいのメールが送られてくるため、金銭を取り戻

⁶¹ 被害対策に携わる弁護士から紹介を受け、実際に被害に遭った当事者のほか、被害者の家族といった方々から話を伺った。

⁶² 意見聴取先に照会し、公表について了承を得た内容を掲載している。

⁶³ 各団体及び被害者の意見の趣旨・意図を損なうことがないよう、可能な限り発言内容のまま記載している。

⁶⁴ 被害対策に携わる弁護士に対しては、提供する情報が対外未公表のものであったことから、守秘義務を交わした上での情報提供とした。

して個人情報の悪用も防ぎたいとの事例

- ② 宗教団体の幹部が頻繁に自宅を訪問して来て、執拗に参拝や行事への参加を求められ困っているため、脱会したいとの事例
- ③ 自己啓発本をきっかけに 2022 年頃に宗教団体に入会し、月会費や儀式料等数十万円を交付してきたが、続ける価値がないので、脱会したいとの事例
- ④ 宗教団体との間で、2006 年頃に騙し取られた金銭の半額程度を返金するとの和解がなされた後、更に残額も返金されることになったが、誹謗中傷があったとのあらぬ理由で結局残額の返金がされなくなったため、返金を求めたいという事例
- ⑤ 2010 年頃に子がうつ病になったことをきっかけに宗教団体に相談に行ったところ、配偶者と子が洗脳を受け、配偶者と子の関係が破綻したことから、子を守るために配偶者と離婚したいとの事例
- ⑥ 30 年前に入信した宗教団体から金銭を騙し取られたが、金銭交付の証拠が残っておらず、せめて借入れ分の返金と精神的苦痛に基づく慰謝料を請求したいとの事例
- ⑦ 親が宗教団体に所属していることから幼少期にいじめに遭い、障害を負うようになったため、親に損害賠償請求をした上、自らの名前を変えたいとの事例
- ⑧ 2019 年頃に宗教団体から不安をあおられ供養料として計 1,000 万円以上を交付したため返金を求めたいとの事例
- ⑨ 配偶者の両親が宗教団体の信者で、配偶者は脱会した元信者であるが、無理矢理入信させられたことで精神を病んだことから、義両親に損害賠償請求をした上で縁も切りたいとの事例
- ⑩ 2000 年頃から 2010 年頃にかけて、宗教団体に不安をあおられたことなどを受けて計数千万円を交付したため、返金を求めたいとの事例
- ⑪ 親が宗教団体の信者で、幼少期に活動に参加させられたことがあるが、一貫して信仰心を持ったことがないため、当該宗教団体との一切の関係と連絡を絶ちたいとの事例
- ⑫ 2021 年頃、宗教団体から、良い結婚相手が見つかると言われイベントに参加したが、それを機に不安をあおられるなどして計数百万円を交付したため、返金を求めたいとの事例

以上のごとき事例の解決に当たって、不当寄附勧誘防止法は活用しにくい。条文について一工夫することを検討していただきたい。

- ・全国靈感商法対策弁護士連絡会では、不当寄附勧誘防止法が成立した令和4年12月10日付けで声明文を公表しており、当時から法律に関する重要な不足点があることを述べてきた。これに沿って改めてコメントさせていただきたい。具体的には、次の4点である。
- ①家族被害の救済について、法第10条の債権者代位権行使の特例規定が設けられたわけだが、この制度は要件が狭く、取消の範囲も狭いため、家族被害の救済につながらない。実際、今回貴庁から提供いただいた法の運用状況をみても、適用事例は確認できない。被害の実態をみると、献金被害に遭って生活破綻した高齢の親の面倒を子供がみるという問題がある。こうした被害状況を踏まえ、家族による親の献金行為の差し止めなどをもう少し柔軟にできるような法制度が必要と考える。
- ②行政措置の関係でいうと、配慮義務違反に対する法第6条に基づく勧告については、かなり抑制的行使にとどまっているものと理解した。例えば、貴庁から提供いただいた資料にある調査事例のうち、4分間の勧誘行為は禁止行為としての退去妨害行為があったとは認められないとした事例があったが、自由な意思を抑圧するものとして配慮義務違反があったと評価できないか。もっと行政側の方で踏み込んだ行政なりの解釈をもって積極的に処分することもあってよいのではないかと思う。
- ③法第4条の禁止行為規定の適用対象が狭い。具体的には、柱書の「寄附の勧誘をするに際し」に関しては、例えば宗教団体によって入信時に困惑させるような言動があり、それから時間が経って寄附勧誘が行われる場合に、本法の適用対象となるのか疑問である。また、第6号の「必要不可欠」についても、逐条解説で範囲を広げるような解釈が示されているが、その解説自体が「必要不可欠」というものと整合していないと考えられる。
- ④最大の問題点は、個人への寄附が法の適用対象に含まれていないことである。不当な献金勧誘が、法人又は代表者若しくは管理者の定めのある任意団体によって行われるのではなく、そうした団体の幹部個人によって行われた場合には、この法律で被害防止が図られないことになってしまう。法に違反していると疑われる法人が法人格を失った場合においても、同様の問題が顕在化するおそれがある。

- 不当寄附勧誘防止法に関連して問題提起したく、私が担当した事例の1つを紹介したい。被害者である女性は15年にわたって宗教団体から精神的支配を受け継続的に献金を要求されていた。この際、献金の原資について、法第5条では借入れや不動産売却により献金の原資を調達することを禁止しているが、この被害者の場合は、寄附の原資を集めるべく、働くことを求められ、昼の仕事に加え、夜も仕事に就きダブルワークさせられていた。このほか、男性と関係をもって稼ぐことまでさせられていた。こうした、法第5条では補足できないひどい被害事例もあることを紹介したい。
- 不当寄附勧誘防止法の適用対象外となる事例として、外形上祈祷サービスという役務を提供しながら献金勧誘を行っている被害事例がある。こうした事例に関して、役務提供という有償行為である以上不当寄附勧誘防止法は適用されず消費者契約法の適用対象となるが、他方で消費者契約法には行政措置規定がなく行政側から違反法人等に介入できないというアンバランスさがある。これについては、何らかの対応が必要ではないだろうか。
- 不当寄附勧誘防止法については、個人への寄附に適用されないこと、法第4条第6号の規定のうち「必要不可欠」の要件が厳しいことが問題と考えている。この問題意識の背景として、実際、私が担当した被害事例を3件紹介したい。1つ目はネットで知った占い師に必要を迫られ献金した事例、2つ目は整体院を行っている個人に前世の悪行を理由に献金の必要を迫られ献金した事例、3つ目はカウンセラーから洗脳・脅迫を受けて献金された事例となっている。いずれも相手方が個人のケースであり、なおかつ法第4条第6号の「必要不可欠」の要件を満たすことが困難な事例となっている。
- 消費者契約法では行政処分規定がない一方で、不当寄附勧誘防止法には行政処分規定が設けられ、そうした意味で非常に画期的で期待度の高い法律であり、評価に値すると思う。
- 令和6年7月11日の最高裁判決を非常に重視していただきたい。当該判例では、宗教団体による献金勧誘行為の違法性の判断基準が示されており、そこで法第3条の配慮義務が一部引用された。他方で、同判例で示された念書の無効は、不当寄附勧誘防止法の対象にする

勧誘時の配慮義務を越えるものである。本来、献金の返金請求をしないとする念書を書かせる行為は、献金返金時の寄附者の正当な権利行使を妨害するものである。念書以外にも、寄附者やその支援者を誹謗中傷し、結果的に寄附者の返金請求を泣き寝入りさせて権利行使を萎縮させるといった例もあるところ、こうした法人等側の悪質行為についても、配慮義務の対象にするなど、法の規制対象に含まれるように手当される必要があるのではないか。この際、法務省の「ビジネスと人権」にかかる取組、すなわち法務省人権擁護局では、企業における人権尊重の取組強化に資するため、「ビジネスと人権に関する調査研究」報告書（令和6年3月改訂）⁶⁵を作成して公表しているが、同報告書が参考になると考える。営利法人でさえ人権配慮に係るガイドラインなどが示されているくらいなのだから、非営利法人についても寄附勧誘及び返金請求行為に当たって、寄附者の権利侵害が生じないようにするため、正当な権利行使を妨害しないことを配慮義務に含ませるなどの措置を、検討すべきである。

- ・「拝み屋」と呼ばれるような、個人で霊感的手法を用いて金銭を要求する者も出てきているため、個人による寄附勧誘行為にも法が適用できるよう検討すべきではないか。
- ・不当寄附勧誘防止法における寄附の射程範囲に関していうと、令和6年7月11日に最高裁が示した献金勧誘行為の違法性判断基準について、令和7年3月には、地方裁判決において、物品購入に当たっても当該物品の客観的価値が乏しく宗教的価値が専らであるなど、金銭支払いの趣旨が献金と判断される場合にも同基準が適用されるといった見解も示された。こうした事情も考慮した上で今後検討されたい。
- ・家族による被害救済のため、難しいとは理解しての上でだが、かつての準禁治産制度を参考に、被害者の家族が代わって献金被害額の返還請求を行ったり、財産を管理したりすることが可能となるような制度設計について検討されたい。関連して、審判前保全処分と類似の制度も有効であると思う。高齢者の人権との兼ね合いもあり、弁護士会内でも議論が平行線となっているのだが、実効的な家族被害の救

⁶⁵ <https://www.moj.go.jp/content/001417137.pdf>

済に必要と考えている。

イ 全国統一教会（世界平和統一家庭連合）被害対策弁護団

- ・不当寄附勧誘防止法について、被害に対する一定の抑止効果は働いていると考えられ、その意味で一定の評価はできる。他方で、被害者の救済には現場でほとんど使われておらず、被害者救済という意味では著しく不十分な法律である。被害救済の交渉・調停に当たっても、その根拠として民法の不法行為に基づいて違法性を主張し立証しており、本法の取消権を主張したことはない。
- ・献金勧誘被害の現在の実態を踏まえると、本法の内容は、その被害実態に合致したものとなっていない。靈感商法が一番ひどく、恐喝や詐欺まがいの行為が横行していた 1980 年代当時の被害であれば、本法第 4 条第 6 号が適用される余地も考えられた。しかしながら、現在の被害実態は加害者側の団体が正体を隠しながら長時間、長期間の働きかけを加えることで、献金することが自分や家族の不幸を避けるために必要なものだという教義をまず信じ込ませ、その思い込みにつけ込み献金させるというものである。したがって、献金勧誘に当たって、必ずしも靈感により告知して必要不可欠だというふうに勧誘するというものではない。また、先祖供養などの名目で直接海外の関係団体に寄附させるという手口も現在主流となっており、この点は本法の要件不備というよりは海外の法人及び団体との関係になってくるが、そうした事情もあり被害回復が困難になっているところもある。
- ・本法の制定に際して、被害者の生の声を聴く時間と量が圧倒的に少なかった。だからこそ、被害の事態を正確に把握できていないまま、被害実態に即していない法律が制定されたのだと考える。被害者の意見を継続的に聞くため、検討会等を開いて検討してほしい。
- ・不当寄附勧誘防止法第 1 条に関して言えば、法の適用範囲について、現行の「法人等（法人又は法人でない社団若しくは財団で代表者若しくは管理人の定めがあるもの）」では狭く、もう少し拡張する必要があると考える。宗教法人が法人格を失ったとしても、宗教団体としては存続し、宗教上の教義に基づき継続して被害を発生させるものと考えられるが、そうした被害が発生した場合に、本法が適用されるか

どうか疑問である。もちろん、権能なき社団・財団の要件を満たせば適用されるのだが、そのためには被害者側での立証を要することを考えると、実際に適用されるかどうか疑問である。少なくとも、幹部としての個人まで対象に含めるといった措置をとらないと、被害の捕捉は困難だと思う。こうした法の適用対象の不備によって、法律が機能しなくなるという事態は避けなくてはならない。

- ・不当寄附勧誘防止法第3条の配慮義務に関しては、本法の策定に当たって最後に盛り込まれた部分であるが、結果として最もありがたかった規定であった。令和6年7月11日の最高裁判決において、本法の配慮義務規定が引用され、宗教団体、信者としての一般的な配慮義務として認められた判例ができ、それを手がかりに過去の事案についても不法行為の違法性を主張できるようになった。ただし、具体的な基準・要件などは不明であり、実際にどう機能するかについては今後の裁判例の蓄積を待つ必要があり、直ちに違法性が認められるものではなく、即座に被害救済に結びつくものではない。本来、第4条などと同様の禁止行為にされるべきと考えている。
- ・不当寄附勧誘防止法第4条に関して言えば、端的に言うと要件が厳しく実務上は使用が困難になっている。特に本条柱書の「困惑」及び第6号の「必要不可欠」の要件が非常に厳しい。被害実態としては、宗教団体が信者に対して教義を教え込み、寄附者本人に寄附することへの責任感や使命感を持たせた上で、あくまでも自らの意思に基づき献金をさせるという手口をとっている。こうしたケースにおいては困惑しているとはいえず、本法の適用は困難だと思う。例えば、「正常な判断ができない状態にあることに乗じた」といった文言にする必要があると思う。
- ・不当寄附勧誘防止法第10条については、家族や2世被害の救済を趣旨として設けられたものと思うが、その要件が非常に厳しく、周りで適用された事例を聞いたことがなく、被害救済に全く役に立っていない。債権者代位権という制度自体、そもそも無資力などの要件を満たす必要があるというハードルがあることも踏まえると、別の制度・枠組みを用いないと、被害救済には結びつかないと思う。
- ・貴庁から提供あった不当寄附勧誘防止法の詳細な運用状況について

拝見したが、そもそも被害として寄せられる相談件数が少ないと感じた。その理由について考えると、本年3月に東京地裁が示した宗教法人をめぐる裁判における決定では、周囲の信者との人間関係、献金後に領収書が発行されないことによる立証の困難さ、が要因になって被害が顕在化していないと述べており、これは原因にあると思う。また、この点に関して他の弁護士による分析についても紹介すると、被害相談が寄せられない要因として次の5つが考えられている。

- ① 献金が正しい行為と信じ込み、自主的に献金してしまうという心理状態
- ② 靈感に対する恐怖心が植え込まれているために被害を訴えることが困難
- ③ 自分を責める心理状態の中に置かれるので、加害者への責任追求に気持ちが向かない
- ④ 家の中にある財産に手をつけて献金をしたことへの負い目
- ⑤ 加害者である宗教団体に弱みを握られている

こうした被害者の心理状態を背景に、被害件数があまり上がってこないのではないかと思われる。

- ・被害の一例として、長期間にわたって宗教団体による献金勧誘被害を受けてきた女性の被害例を紹介するが、基本的に、不当寄附勧誘防止法の要件の範囲内に収まらないかたちで被害に遭っている。要は、献金勧誘の前段階で宗教団体が正体を隠したうえで教義を伝道し、その結果、献金をする際にはもはや困惑していない状態になっているというのが被害の実態である。この宗教団体においては、先輩信者の方がより信仰対象である神に近い存在として敬われることから、基本的に団体内で上から言われたことには従うというような精神状態に信者は陥っており、使命感で献金を繰り返すことになる。個々の勧誘行為の態様のみを切り取って要件充足性判断をしても意味をなさない。したがって、こうした被害を的確に捕捉し、また被害を予防するためにも、法の条文において、要件を厳格に定めるのではなく、適切な判断が困難な状況に置かれた者への寄附勧誘を禁止するというようなある程度包括的な規定を置いた方が、被害実態に即した規制となるし、法の活用の幅が広がると思う。

- ・2023年12月に日弁連から出された「靈感商法等の悪質商法により個人の意思決定の自由が阻害される被害に関する実効的な救済及び予

防のための立法措置を求める意見書」に基づいて意見を述べる。日弁連から貴庁に対して要望がなされているものである。これはこれまでの靈感商法等による被害の実態について、蓄積された裁判例も踏まえた上で提言されたものである。靈感商法等においては、違法な勧誘行為により、判断基準そのものが不当に変えられてしまうことで生ずる被害がある。判断基準を変えられてしまうと、出捐時には加害者による脅しや不安を煽る等の行為はなくても、また、被害者の内心においても畏怖も困惑もない状態で、むしろ積極的な意思に基づいて、出捐してしまうことがある。このような場合、人生や家族の生活に甚大な影響を及ぼす重大な被害となり得る。裁判では、違法に判断基準を変える勧誘行為についても不法行為に当たるとされ、それと相当因果関係に立つ損害の賠償が命じられてきた。意見書では、不当寄附勧誘防止法（及び関連する消費者契約法）に関する喫緊の課題として、立証義務が被害者側に課されていることや、「困惑」要件が障害となっていること等を挙げながら、被害実態に合わせて次の3点を法律に盛り込むべきことを主張している。

- ① 正体や目的を隠した勧誘の禁止
- ② 助言の機会を奪うことの禁止
- ③ 寄附の勧誘を受ける個人が合理的に判断することができない事情があることを利用するなどの不当勧誘の禁止（「つけ込み型不当勧誘」の禁止）

ぜひとも2年後見直しに当たって、これらを盛り込み、被害救済・被害予防のために利用できる法律にしなければならない。貴庁の処分状況をみると、被害者に「困惑」がないために不処分となっている事例がほとんどである。これは、被害救済においても被害予防においても、現行法では不十分であることの証左であり、まさにこれも立法事実となる。実効的な被害救済や予防が図られ、信教の自由や意思決定の自由が保障されつつも、消費者を保護する社会になっていくことを切に願う。そのために法改正は必要不可欠である。

- ・法テラスの靈感商法等対応ダイヤルにも関わっており、実際に現場で相談を受けている立場から本法について意見を述べる。まず、情報提供のアクセスについて考えたときに、消費者庁に設けられている専用ウェブフォームを実際に私も使ってみたが、操作に難しい点が多く、若い人でウェブに慣れている人であれば支障ないだろうが、そうでない人であればウェブからの情報提供は困難ではないかと思った。

- ・消費生活センターについては国民の間で非常に浸透している機関であるので情報収集窓口の1つとしてはいいと思うが、他方でここに来る相談は消費生活相談であって、不当寄附勧誘防止法違反に該当する被害情報が直接寄せられるというわけではないだろうから、その意味で情報収集に漏れがあるのではないか。
- ・一方で、消費者庁の本法のHPでは、同法にかかわる事案の相談先、あるいは調査端緒として、法テラスの靈感商法等対応ダイヤルを紹介しているが、同ダイヤルは、あくまでもオペレーターが相談先を選別する機関であって、相談自体を受けることはできないものとなっている。また、本法の対象となり得る事案については、消費者庁より、同ダイヤルに電話をしていくことが多いと思われるが、知り得る限り、不当寄附勧誘防止法に関する被害情報の窓口として同ダイヤルから消費者庁を紹介された例は1件もないと思う。したがって、消費者庁における法運用上、不当寄附勧誘防止法に該当する案件について当該ダイヤルが本法の情報窓口になっているとも思えない。
- ・ただし、靈感商法等対応ダイヤルに寄せられた情報や相談は、本法のより良い運用及び立法目的の達成のために活用できるのではないかと考える。おそらく、当該ダイヤルが現在の献金勧誘被害の相談の最前線になっており、この手の被害状況が最も集約される場所と考える。したがって、ここに集約される被害情報をどう活用するかは、非常に重要と感じる。省庁間での連携が難しいという側面もあるのかと思うが、法務省とぜひ緊密な連携をとってもらい、情報を吸い上げていただきたい。
 例えば過去のオウム真理教の事例を振り返っても、社会問題として当時顕在化する前から、相談情報の集約時点においては既に問題が明らかになっていたと思う。しかし、現在、靈感ダイヤルに寄せられた情報は抽象化されて公表され、共有されるにとどまり、分析をする、あるいは問題がありそうな相談事例について、注意して集約する、などということが行われていない。したがって、そうした相談情報を継続的に抽象化することなく責任をもって集約し、省庁間で共有することで、問題となっている団体が世間で明らかとなり、被害防止につながるのではないかと思う。(せつかく最前線の情報が集まっているので、積極的に生かしてほしい。)

- ・消費者庁から提供のあった具体的な被害状況とそれに対する対応記録を拝見したが、被害者本人が困惑していないことから嫌疑なしとして調査が終えられた事案が多いように感じた。通報は、不当と思われる寄附勧誘であることに気付きそれに抵抗することのできた、本法が予定する被害であることの自覚がある人から寄せられているのだと思う。一方で、実際には、本法が予定する被害であることの自覚がなく、単に困り事として、消費者庁につながらない窓口で相談する被害者のほうが圧倒的に多いはずであり、そうした方々からは本法の被害であるといつて、消費者庁などに情報が寄せられたり、相談が来たりすることはない。その意味で、寄せられた被害情報の集積は重要であり、事件調査が行われて、被害者本人が困惑していないために不当寄附勧誘の事実なしとされた案件であっても、不当寄附勧誘行為がなかったということではないので、そういった形態の寄附勧誘を行っている旨の相談があった団体としての情報が引き継がれ集積されているのか。対応が後手に回らないよう、こうした情報を収集するだけでなく、引き継いでいき、さらに活用することについて、よく検討していただきたい。
- ・有識者や被害者などの関係者が恒常的ないし継続的に意見交換できるような検討会といった場を、大げさなものとははいわないので、設けていただければいいと思う。また、今回のようなヒアリングについても、2年に一度といわずに、もう少し高頻度で継続的に実施いただければ、法のより良い活用資すると考える。現場感覚に基づく我々弁護団の意見を、ぜひ活用いただければと思う。

ウ 不当な勧誘行為による被害者

(ア) 被害実態に関する内容

- ・献金勧誘被害について、数億円単位など、金額が大きい被害が報道では取り上げられがちだが、自分のように、数百万円くらいの被害が多いのではないかと思うので、そのような被害にもっと目を向け、救済を図ってもらいたい。
- ・不当寄附勧誘防止法の規定では、悪質な寄附の勧誘行為によって寄附者を困惑させることを禁止しているが、自分が被害を受けた宗教団体からの献金勧誘被害に関して言えば、寄附に至るそもそものきつ

かけである入信に至るまでの勧誘行為が違法であった。長期間にわたって宗教団体の信者であることを隠しながら近づき、人間の深層心理を巧みに扱いながら人間関係を構築され、先祖因縁などが問題と刷り込まれた結果、入信に至ってしまった。入信しマインドコントロール下に陥った状態においては、寄附勧誘に際してもはや困惑などせず、寄附して当然という心理状態になってしまい、むしろその際の悩みとしては、金銭の工面をどうするかという点に尽きることになる。

- ・マインドコントロールが解け、ようやく不当な献金勧誘被害に遭っていたことに気が付いたとしても、そこからは精神状態が不安定な日々が続き、心の整理がつくまで大変しんどかった。特に、自らが宗教団体の信者として加害者に加担しさらなる被害者を増やしていたことに気が付いた時には、その罪悪感で胸がいっぱいであった。
- ・マインドコントロールから抜け出すには、カウンセラーや牧師などの専門家の協力が必要。自分も実体験として、カウンセラーや同じ境遇にいた元被害者との話を通して、徐々に自分の被害に気付くことができ、金銭被害回復を弁護士に相談することができた。
- ・献金勧誘被害に遭って家計困窮に陥った過去の被害者が年金の積み立てもないまま高齢になり、生活維持のためにその子供世代が苦勞するという間接的な被害状況をよく聞く。そうした高齢者は生活保護に頼ることになり、すなわち貴重な税金が投入されることになってしまうという、大変腹立たしい事態が生じている。本来は不当な寄附勧誘を行った法人等が補填をすべきではないのか。こうした事情も鑑みれば、家族による被害救済が少しでも認められるような制度があればよいのではないかと思う。
- ・宗教2世にとっての献金勧誘被害は間接的なものとなっており、具体的には、親が宗教団体の教義に基づき借金をしてまで献金をしたり、長期間にわたって高額献金を続けた末に無年金状態となった結果、その借金の返済、生活費の補填及び親の介護といったことを2世である子供が担うケースが生じているというのが被害の実態である。また、家庭内での詐欺的行為による被害も生じており、例えば、親が宗教団体の教義に基づいて、子供の預金通帳や身分証などを無断で

使用して献金の原資を確保するという被害が広く生じている。

こうした親の献金勧誘被害が子供世代にまで波及するという2世の被害に関して、不当寄附勧誘防止法では救済の対象とされておらず、実効的な家族の被害救済が不可能となっている。親の宗教団体への精神的隷属により家庭全体が疲弊するという実態を知ってほしい。

- ・不当寄附勧誘防止法施行後にあった、宗教2世の被害事例を紹介する。母親が宗教団体からの献金勧誘被害を受けている宗教2世の話であるが、母親自身は被害を認識していないため、2世被害者が法テラスに母親の被害状況について相談しても、母親の献金行為である以上対応困難とされてしまった。他方で、母親は継続的に献金を行って、経済的に困窮している状況に陥っており、2世被害者はそうした親の被害を止めることも出来ないまま親の生活を支援しなければならないという、非常に不合理かつ不条理な状況に追いやられている。このような2世世代の被害者が数多く存在するので、どうにか救済してもらいたい。
- ・宗教団体からの献金勧誘被害は、単に金銭的被害にとどまらず、入信までの不当な勧誘による被害、家庭内で生じる問題、精神面での被害など、その性質・内容は多岐にわたるものとなっている。他方で、不当寄附勧誘防止法において着目されているのは専ら金銭的被害のみとなっているのが、歯がゆく感じる。
- ・宗教団体による不当な献金勧誘の被害実態として、非常に計画的かつ悪質なやり方で信者の財産を余すことなく献金させるようにしているひどい団体もある。信者が亡くなってしまうと財産は相続され宗教団体からは手が出せなくなるので、存命中に本人からお金を取り尽くそうとするような、宗教とは思えない非常に悪質な被害の実情があった。こうした悪質な被害を防げるようにしていただきたい。
- ・自分が被害を受けた宗教団体に関して言えば、その教義において他者からの財産の収奪行為を正当化する内容が含まれており、悪質な組織体制は今もなお残存していると考えている。不当寄附勧誘防止法違反がないという事実が宗教団体による被害がないということの裏付けに利用されることもある。宗教団体の悪質性が2世世代に継承され新たな被害を生み出さないためにも、不当寄附勧誘防止法につ

いてより実効性のあるものにブラッシュアップされたい。

(イ) 法律の規定及びその効果に関する内容

- 不当寄附勧誘防止法については、総論として、規制内容が被害の実態に即しておらず、実効性を欠いていると考える。
- 不当寄附勧誘防止法について、法人等による不当寄附勧誘行為の再発抑止効果が一定程度あると考える。他方で、宗教 2 世の立場としては、本法による 2 世被害者の救済は困難だと考える。
- 令和 6 年 7 月 11 日の最高裁判決の存在は、被害者救済のために大きな意義があると思っている。
- 令和 6 年 7 月 11 日の最高裁判決において、献金勧誘行為の違法性判断基準が示され、そこで不当寄附勧誘防止法第 3 条の配慮義務規定が援用されたことは、大変意義があった。
- 不当寄附勧誘防止法第 2 条に関して言えば、法における「寄附」の定義について、「高額の商品」の形を取っている物が含められるべきと考える。実際にあった被害として、宗教団体から献金勧誘被害を受けていた自分の母親は、当該団体から信仰とは直接関係のない宝石や健康食品などの不要な高額商品を購入させられていた。この点、令和 7 年 3 月に東京地裁は、客観的交換価値が乏しく、宗教的価値が専らである場合の金銭支出についても配慮義務の存在する寄附の場合と同様に違法性を判断すべきとの見解を示しているということも踏まえれば、そうした不当な物品販売行為は禁止するべきと考える。
- 不当寄附勧誘防止法第 3 条に関して言えば、マインドコントロール下の人間にとっては自分が「自由な意思」を抑圧されているなど思わないし、被害を自分事として認識できない。この点はまさに法律以前の問題であり、宗教団体からマインドコントロールを受けた者は、マインドコントロールから脱却しない限り、自分が受けた行為が法律に違反していると認識できない。
- 不当寄附勧誘防止法第 3 条の配慮義務に関して言えば、被害実態を踏まえると、配慮義務にとどまらず、罰則を伴う禁止事項とすべき。令

和6年7月11日の最高裁判決においても、当該条文の一部を引用した上で、こうした配慮がなく社会通念上相当な範囲を逸脱していれば不法行為上違法と評価されるとしている。ただし、具体的にどういった行為が行われるのが違法と評価されるのか明らかではないため、どのような行為をしてはならないか、あるいは、どのような状況であれば勧誘してはならないかといった具体例が多く示されることが望ましい。

例えば、自分が把握している宗教団体による被害事例を踏まえれば、高齢者の健康状態の考慮、法人等が個人の現金や自宅・土地の権利書といった重要書類を預かることの禁止、寄附金の返還請求をしない旨の合意書等の取り付けの禁止などは法の規定に盛り込まれるべきと考える。

- 不当寄附勧誘防止法第3条第3号に関して言えば、寄附勧誘の際の配慮義務に留めず、寄附した財産の用途を誤認させるような表示を一般的な禁止行為にするべきである。用途を誤認させる情報が社会にあるだけで被害者は増えるので、そのような情報の存在自体を遮断すべき。実際の被害として用途を明らかにされずに献金を求められてきたが、実際の用途を聞いていれば献金しなかったであろうと思う。
- 不当寄附勧誘防止法第4条に関して言えば、条文柱書の「寄附の勧誘をするに際し」について、被害実態を踏まえると実効性に疑問がある。宗教団体による被害の実情として、長期間にわたって教義を伝道し、その教義が深く内面化された信者に対して献金をルーティンのように求められるわけだが、そうした被害事例においては都度献金の勧誘説得があるわけではなく、もはや献金の勧誘に際して困惑状態に陥るという精神状態にはない。不当な寄附勧誘は点ではなく線として捉えるべき。こうした被害を現在の規定内容でカバーされるのか疑わしい。
- 不当寄附勧誘防止法第4条第6号に関して言えば、被害実態としては、被害者側は献金の使い道を知らずに加害者側から世界平和や家族の幸せのためとポジティブな動機付けを受けてこれを誤認し信じて自由意志で献金に至るという状態。条文にあるような「困惑」もしておらず、また「寄附をすることが必要不可欠」とも言われていない。そ

のように巧妙に勧誘をしてくる宗教団体による被害の実情もあるので、条文は実態と合っていない。また、これに関して、薬事法を参考に、例えば「この寄附による効果は科学的に実証することはできません」と必ず言わせるようなことも可能なのではないか。

- 不当寄附勧誘防止法第5条に関して言えば、法律で借入れによる寄附をするための資金調達の要求は禁止されているが、被害実態として、直接的な原資にならずとも生活維持のために間接的に借入れをするケースもあり、親が献金したことで子が奨学金を借り生活費に充てるという間接的な被害もある。こうした間接的な被害も含めて規制されるよう改正されたい。
- 不当寄附勧誘防止法第5条に関して、自分が被害を受けた宗教団体について言えば、宗教上の行動として、信者である主婦にサラ金などで借金をさせるといったものがあつた。この際、信者は宗教団体からマインドコントロールを受けていることから、被害を受けているという発想が湧かない状況であつた。
- 不当寄附勧誘防止法第5条に関して言えば、現在の規定では、居住用の建物又は敷地や、生活維持に欠かせない事業用資産を売却させて寄附金の原資を調達させる行為を禁止しているが、実際にあつた被害として、自宅の庭の延長にある土地を売却し、その代金を法人等に領得されたケースがあつた。また、借入れによって寄附金の原資を調達させる行為も禁止しているが、これに関して、借入れではなく家族名義の資金を無断で使用して献金するという被害もあつた。こうした被害事例は、現在の第5条における禁止規定の内容で手当てされているのか疑問であり、含められるように禁止行為として明記すべき。
- 不当寄附勧誘防止法第8条に関して、そもそも被害の根底にはマインドコントロールがあるので、法律があっても被害を取り消すという発想が出てこない。自分は10年ほど前に被害に気づき返金請求したが、当時周りの同様の境遇にあつた人たちで私のように返金請求していた人はいなかった。
- 不当寄附勧誘防止法第8条及び第9条の取消権に係る規定に関して

言えば、寄附の意思表示の「取消し」については「無効」とし、取消権の時効はなくすべきと考える。

- 不当寄附勧誘防止法第9条の取消権の行使期間については短いと思う。マインドコントロールが解け被害に気付くきっかけというものは千差万別。家族の働きかけを通じて弁護士、牧師、大学教授といった方からの話を受けて何年もかかって宗教団体から脱会するというケースもある。また、被害者の息子・娘世代ができるのも1つのきっかけだ。いずれにせよ、マインドコントロールからの脱却は、これまで人生をかけて献金していた自分自身の否定にもつながるため、心の整理に時間を要することから、被害に気付いたとしても直ちに返金請求には至れない。したがって、取消権の行使期間については、「無期」若しくは有期だとしても「20年」にする必要があると思う。
- 不当寄附勧誘防止法第9条に関して言えば、取消権の行使期間が短すぎると考える。自分の経験も踏まえれば、宗教における教義などを信じ込まされている状態から脱却するためには相当の期間を要すると考えるところ、関係する支援団体及び専門家からの意見も伺いつつ、脱却に要する期間を客観的なデータに基づき把握した上で、行使期間の設定が行われるべき。
- 不当寄附勧誘防止法第9条に関して言えば、自分は宗教団体からの被害に気付き当該団体から脱会した後、しばらくの間精神状態が不安定な日々が続いた。そのような状況下において、どこに相談すべきか、被害の証拠として何を示すか、といったことなど思うにも至らなかった。このような被害実態を踏まえれば、被害に気付いてから3年以内に被害者が取消権を主張することは大変なことだと思う。
- 不当寄附勧誘防止法第10条に関して言えば、自分の養育費の確保に限らず献金被害に遭い生活困難に陥った親の生活維持まで図れるようにするため、家族が親に代わって献金を取り消せるように改正されたい。こうした親は、生活困難になった理由が高額献金である以上生活保護の受給も難しく、結果としてその生計維持の負担は子が背負うことになる。こうした家族の被害を救済する観点からも、見直しが必要。

- 不当寄附勧誘防止法第 10 条に関して言えば、家族による親の献金の取消は極めて困難である。そもそも債権者代位権については適用に当たって高いハードルがあり、その上返金請求できる範囲も限定的である。長期間にわたって高額献金を続けた結果、老後の生活資金が十分でない親の生活維持のための負担を 2 世である子供世代が担うという被害が生じている一方で、本法に規定されている家族の返金請求可能範囲について親の介護や扶養のための費用までは含まれておらず、実質的な家族の被害救済が図られていない。
- 不当寄附勧誘防止法第 10 条に関して言えば、宗教 2 世の被害実態としては親の献金被害を止めることも出来ないまま高齢の親の生活を支えなければならない状況に陥っているところ、これも鑑みれば、より広く、家族が被害者に代わって献金の取消権の行使ができるように措置されるべき。法第 10 条の策定に当たっては、国会において財産権及び被害者本人の権利との兼ね合いも考慮されながら議論された上で現在の法の規定になったと承知しているが、実効的な被害救済のためにそうした制約を超えた何らかの措置が講じられないのかと思う。
- 不当寄附勧誘防止法第 10 条に関して言えば、実際問題、中学生や高校生が親の返金請求を代位することなど果たしてできるのか、法制定当初から疑問であった。そのような事例は皆無だと思う。
- 不当寄附勧誘防止法第 10 条の債権者代位権の特例規定に関して言えば、特に当事者の子供が行使しようとする大変難しいという問題があると思う一方、自分のように成人している子の場合には親の被害救済を図るに当たって当該特例は使えない。自分は高齢の親が被った献金勧誘被害の状況が判明した時には、既に親は生活費にも事欠き老後の資金がない状態で、しかも認知の衰えのため状況把握もできず、自ら返還請求もできない状態であった。こうしたケースにおいて、子供が親の老後資金の返還請求をできるような法律があればよいと考える。また、そのように生活が困難な状況になる前に献金をし続けている事実が発覚した場合、本人の意思にかかわらず、後見契約などによって弁護士等に財産管理を委ねられるようになればよいと思う。

- ・不当寄附勧誘防止法第 10 条に関して未成年者による債権者代位権の行使について言えば、現実的には行使困難であり実効性に欠けている。実際、日弁連が 2023 年に出した意見書においてもこの点は主張されており、そちらも参照されたい。この際、国会の附帯決議において、未成年者の子の援助の充実が掲げられているが、これも十分尊重の上対応していただきたい。なお、厚生労働省から「宗教の信仰等に関係する児童虐待等への対応に関する Q & A」が公表されており、この内容をみると、児童が保護者に対する扶養請求権等を保全するため保護者に代わって不当寄附勧誘防止法上の取消権等を行使する必要がある場合には、児童相談所が弁護士会等の関係機関と連携の上対応することとされているが、児童相談所の業務状況なども鑑みれば、現実的に児童相談所主導でこのような対応を行うことは困難ではないかと考える。消費者庁等の関係省庁が児童相談所等の問い合わせに対応したり、実務的な支援を行う等、現場への支援をお願いしたい。また、法第 11 条に基づき、公費に基づく支援制度を措置いただきたい。
- ・不当寄附勧誘防止法第 11 条に関して言えば、宗教団体からの被害を受けている現役信者・元信者に対し積極的にアウトリーチしていくことが重要。現役信者は教義に反することはできないので、寄附をやめられるように公的機関に相談しようなどとは思えないし、元信者はこれまでの被害を直視することが難しいので、自分から相談をする心理的ハードルが高い。積極的に公的機関から介入していきけるようにすべき。
- ・不当寄附勧誘防止法第 11 条に関して言えば、そもそも支援機関への相談にまで至るケースが少ない。被害に気付いたとしても、心の準備に相当の時間を要することも背景にある。10 年ほど前の話にはなるが、病院にかかった者については献金は自己責任として帰されたし、警察に相談しても民事に係ることなので介入困難として相手にされないケースもあった。家族会等に参加して被害を受けているかもしれないと知るきっかけがあったとしても、そこからマインドコントロールが解けて返金請求に至るまでに 20～30 年かかる人もいる。いずれにせよ、関係機関の積極的な支援なしに返金請求に至るのは困難。消費者庁においても、被害者に積極的に介入された方がいいと思う。

自分は高齢者の生活相談を受ける仕事に就いているが、虐待保護や振り込め詐欺などの相談は受けるが、宗教団体からの献金勧誘被害に関する相談はない。だまされる高齢者は多いと思う。市町村レベルでも体制が整っていないのに、果たして県レベルで体制が整備されているか疑問である。

(ウ) 消費者庁における法運用及び周知・啓発の取組に関する内容

- ・法律が被害の実態に即した内容になっていない点には問題があるが、消費者庁における不当寄附勧誘防止法の運用及び周知・啓発の取組については、やれるべきことを全てやられてきたのではないかとと思う。強いて言えば、周知・啓発について、法人等に献金する際には銀行振り込みが主な手段となるところ、例えば銀行のＡＴＭでの振り込み前の画面において、不当な寄附勧誘行為への注意喚起を促せば、洗脳状態で献金している者にも情報が届くのではないか。
- ・不当寄附勧誘防止法の周知・啓発について、寄附を募る全国のあらゆる法人等向けに説明会を実施しているとのことだが、今後とも継続的な実施をお願いしたい。その際には、こういった属性の法人・団体が参加していて、逆にこういった属性の法人・団体は参加していないのかチェックしておく必要はあるかと思う。
- ・不当寄附勧誘防止法の周知啓発に関するこれまでの取組について言えば、「不当な寄附勧誘に心当たりあれば通報を」と言われても、マインドコントロール下にある被害者にとっては被害に心当たりなどない。自分が被害を受けた宗教団体の手口を踏まえれば、不当寄附勧誘防止法に規定している不当な寄附勧誘行為のうち、「恋愛感情等に乗ずるもの」以外の行為は全て当てはまっていると思う。ただし、マインドコントロールの状態にあり被害を認知していない被害者に対しては、そういったメッセージは響かない。
また、周知のターゲットについて、自分が被害を受けた宗教団体について言えば、加害対象が若年層化しており、大学生はもはや遅く、高校生がターゲットとなっている。また、宗教団体が正体を隠した上で高校の教師に流布した内容を、教師がそれに気付かずに生徒である高校生に伝播して被害が広がっていくという話も聞く。大学に入っても、スポーツサークルなど、怪しいとも思わないような場所で勧誘が行われている。

- 不当寄附勧誘防止法の周知・啓発の取組について、ポスターの掲示やパンフレットの展開を全国的に広く実施しているとのことだが、これまで現物を見た記憶がない。町内の掲示板などもっと生活に身近なところへ掲示した方が気づかれやすいのではないか。また、公民館にパンフレットを置いているとのことだが、そうした施設では膨大な種類のパンフレットが置かれていることから、どうしても紛れ込んでしまい気づかれにくいと思われる。
- 不当な寄附の勧誘は規制対象となっているが、被害実態としては高額な物品を購入させられることも多く、寄附ではないからと諦めてしまう人も多いのではないかと思う。ポスター等で周知・啓発を行う際には、消費者契約法とあいまって靈感を用いた被害を防止しているということがもっと分かりやすいようにすれば、泣き寝入りする人は減るのではないかと思う。
- 不当寄附勧誘防止法の周知・啓発について、特に若年層は法律に疎く、普段の生活から遠い存在と認識していると思われる。したがって、もし若年層が靈感商法や献金勧誘被害に遭ったとしても、精神論で片付けられたり知らなかった自分が悪いからと思ったりしやすく、被害実態が表に出てこない可能性がある。そういった不当な行為は法律で禁止されていることを、法教育と合わせて若年層に啓発する必要があると思う。
- 不当寄附勧誘防止法の周知・啓発について、2世児童の救済の観点で申し上げれば、児童の被害状況を察知し実際に対応するのは児童相談所、警察及び地方自治体の児童虐待関連部署といった関係機関の担当者であると考えられるところ、実際に対応するこうした関係者が不当寄附勧誘防止法第10条などの内容を把握していない限り、本法による被害救済にはつながらないと思う。したがって、このような関係者に、消費者庁等の関係省庁が児童相談所等の問い合わせに対応したり、実務的な支援を行うこと等と合わせて、法の内容が周知されることが重要であると考えます。
- 不当寄附勧誘防止法の運用状況について、行政措置にまで至る事案がなく、匿名情報につき十分な調査に至れない事案も多いなど、歯がゆ

いところがあるのではと感じた。巧妙な被害実態を踏まえれば行政措置0件にならざるを得ず、また、加害者側からの干渉を受けて恐怖や泣き寝入りに陥った結果、被害者としてはなかなか声を上げづらく、そういった事情もあってこうした2年間の運用状況になっているのではないかと思った。一方で、行政措置の件数が増えればよいというわけでもなく、被害がないのであればそれが一番。

- 不当寄附勧誘防止法の運用に当たって、情報収集の際に匿名での情報提供が相当程度あり調査に行き詰る場面が多々あるとのことだが、被害者視点で考えると、そもそも相談先が信用できるかどうか不安な状態で相談しているので、詳細情報を明かさずに匿名で情報を寄せるのだと思う。
- 消費者庁の寄附の不当勧誘に係る情報収集について、ウェブサイトには専用フォームを設けているとのことだが、スマートフォンの扱いに慣れていない高齢者がアクセスするのは困難だと思う。ネット検索でも不慣れな高齢者になるべくアクセス容易になるように、検索時に入力することで専用フォームが検索トップに出てくるような端的な10文字以内の用語があればいい。また、そうしたワードがあれば、それを広く周知すると、フォームへのアクセス数が増え、相談の書き込みも増えると思う。
- 不当寄附勧誘防止法に係る情報受付窓口の1つである法テラスの靈感商法等対応ダイヤルについては、開設当初は相談員が不慣れであったこともあり、たらい回しになるなど対応が悪いとの話を聞いていた。実際の被害者として自分は相談員向けの講習会に講師として参加したこともあり、そうした中で、当初のような相談窓口に対する悪評は少なくなっている。
- 宗教団体からの献金勧誘被害の相談については、専門家の弁護士や臨床心理士でさえ対応が困難だと思っている。したがって、公的機関の相談窓口には被害者や元信者を配置して相談を受け付けられるようにするほか、被害者や元信者が相談に乗る民間機関の相談先を増やすといった取組が大事なのではないかと思う。また、救済が縦割りになってしまっている印象であり、相談先については、相談したい内容ごとに分かりやすくまとめたものを、関係省庁や地方公共団体等と連

携して作成・公表してほしい。

- ・情報の受付窓口を複数設けているとのことだが、そもそも被害に気付かないと意味がないし、被害に気付いた方についても情報提供に至るまでの心のケアが必要。牧師、心理カウンセラーなど、心のケアを行う方々を通じて情報を集めるというのも有効な手段かと思う。

- ・不当寄附勧誘防止法に関する相談受付に関して、被害者に限らず周りの家族や知人でも相談可能であることを周知することが適当と考える。被害実態を踏まえれば、被害者本人はそもそも被害に気付いていないケースもあり、そうした被害を救済するためには周囲で気が付いた家族や恋人などの働きかけが必要となってくる。

また、相談のハードルを下げることも重要と考える。被害者本人からすると、当初からは想定していなかった事態にいつの間にか陥ることになるため、少しでも不安に思ったら相談いただくようにしてもらえれば、早期に被害に気付くことができるかもしれない。

- ・不当寄附勧誘防止法の運用について、今後寄せられる相談件数は減少していき、相談が寄せられない日々が続く中で体制維持が困難になることもあるのかと思われるが、他方で隠れた被害もあると思うので、ぜひ継続的な法運用をお願いしたい。この点、靈感商法による被害が甚大であった1980～90年代には報道でもこの問題がよく取り上げられており社会的関心も高かったが、新規性に乏しい内容であることもあってか、それ以降は被害が残存しているにもかかわらず報道ではすっかり取り上げられなくなった。ただ、人の命や生活にかかわる問題である以上、継続的な対応が必要であると考えている。

(エ) その他の内容

- ・不当寄附勧誘防止法に実効性があつたのかどうか、今回の見直しに当たって統計的に調査していただきたい。献金勧誘による被害額の推定も併せて実施し、法の実効性の検証をされるべきと考える。
- ・見直し規定は重要な規定であると考えているので、私のような被害者の意見をよく聞いて、きちんと上まで共有して、実効性ある法律にしたい。

- ・不当寄附勧誘防止法の見直しに関して、河野元大臣は何かしらの検討会を設けることを国会で明言されている。これも踏まえ、被害者及び弁護士が参加する形式の検討会を設置し、被害実態を十分踏まえた上で、実効性を高める法改正の在り方について議論されることを望む。
- ・「救済法」などと制定当時は報道されていたが、実際にこの法律を使っている人はいるのかと疑問に思う。こういった法律はこのようなものかとも思うが、もう少し身近なものとなってほしい。法律の内容が難しく身近に感じられない。
- ・献金は証拠が残らない形で行わされることも多く、団体側は献金の事実を認めないこともあるため、寄附を募る事業者側が受領した献金等の記録を残しておくことを法律で義務づけることも検討してよいのではないか。
- ・憲法との兼ね合いで難しいのは承知の上だが、過去の被害にも不当寄附勧誘防止法が適用されるのが本来は望ましい。自分が被害を受けた宗教団体について言えば、高額献金被害が1990年代～2000年代中盤～後半までの期間に集中して発生していたところ、これが今も問題となって残っている状況。また、幼少期に親と同様に宗教団体の教義を教え込まれた2世にとっても、自分の被害に気付くまでには相当の時間を要するため、被害に気付いた時には法的時効が既に到来しており救済の道が閉ざされているケースがほとんどである。
- ・不当寄附勧誘防止法の見直しに当たっては、消費者契約法の改正も含めてだが、日弁連から2023年に出されている3本の意見書の提言内容などを参照していただきたい。具体的に検討いただきたい事項は、以下のとおりである。
 - ① 正体や目的を隠した勧誘・助言の機会を奪うこと・「つけ込み型不当勧誘」の禁止
 - ② 家族等第三者による取消権を行使できる制度の検討
 - ③ 被扶養者等を保護するための債権者代位権制度の検討
 - ④ 不当寄附勧誘防止法違反が疑われる被害状況について把握している被害者以外の家族や周囲の関係者などが、加害者である団体などに対して違法行為が疑われる旨を書面送付できるよ

うにする制度の創設

- ・不当寄附勧誘防止法成立時における参議院での附帯決議のうち 10 番目及び 11 番目の項目において、親族間の問題、心の悩み及び宗教 2 世を含む子供が抱える問題等の解決に向けた支援体制の構築、成人した宗教 2 世の支援体制の構築及び本法での被害救済の適用対象外となった被害者等への支援についての検討が掲げられたが、これを具体化していただきたい。
- ・参議院の附帯決議において、被害者等の支援団体に対する支援を検討し、措置することを定められているところ、支援団体が自前で活動するには限界もあるので、この点消費者庁の所管ではないと理解しているが、適当な府省庁において適切な措置がとられるようお願いしたい。

エ 公益財団法人日本宗教連盟

- ・神道、キリスト教、仏教、新宗教の各宗派において、不当寄附勧誘防止法の施行後以降、同法に係る訴訟を提起された事例は、知り得る限りにおいては把握しておらず、同法に関する問題は生じていない状況。
- ・当連盟が主催した、各地の宗教法人役員及び事務担当者向けの不当寄附勧誘防止法に関する説明会に消費者庁にも協力いただいたが、新法について一定程度の理解が図られ、漠然とした不安をもった宗教法人関係者の不安の解消につながり、効果があった。
- ・証拠が確認できていないので不確かな話にはなるのだが、宗教法人に対して数十万円寄進をした方のご遺族から、不当寄附勧誘防止法の内容を踏まえてなのか、不当な勧誘であったと主張を受け返金請求を受けた事例を聞いたことがある。なお、相応の寄附を受けた際には領収書を発行することが徹底されており、当該事例においても過去の領収書を全て確認したところ、領収書記載の合計額と比べて遺族からの請求額は過大なものとなっていたとのこと。いずれにせよ、過去の領収書の確認作業は非常に煩雑であり、大変だったと聞く。
- ・経済的に脆弱な教会に対して、信者の方で生前中あるいは死後に寄附

する意向を示される方がいると遺贈や贈与契約を結ぶことになるのだが、そうした場合、法定相続人が当該寄附に納得せずいざこざが生じる事例は、不当寄附勧誘防止法制定前からある。最近では信託銀行が入るようになったためだいぶ問題はなくなったが、不当寄附勧誘防止法の成立によって、そうした相続人の方々が親や祖父母の寄附に対する不平・不満を言いやすくなった側面はあると思い、情報はきちんと残して争いの種は作らないように注意喚起しているところ。なお、宗教法人関係者には、信者に対して密室で遺贈や贈与の約束はしないように言っている。

- 遺族の方から弁護士を立てて信者である親が支払った寄附金の返金請求を受けた事例は聞く。その際、不当寄附勧誘防止法が出来たことによって、同法が悪用されているわけではないが、そうした寄附金の返金請求が後押しされていると感じる。
- 不当寄附勧誘防止法第4条第6号に関して言えば、宗教法人の活動は靈感その他合理的に実証不可能な能力を用いることに他ならないため、これを用いて不安をあおる又は不安を抱いていることに乗じて寄附を勧誘することを禁止する法があることは、我々宗教法人にとって活動しづらくなっている面はあるし、イメージダウンが否めない面もある。
- 宗教法人の運営に当たっては、信者の方に寄附やお布施、浄財といったものをお願いする場面もあるが、そういったものについては必ず領収書を出すことや帳簿をつけることを徹底するように、各所を回って研修会や講習会を開き、宗教法人関係者に対して指導するようにしている。
- 檀家組織や信徒組織などで信者の在り方というのは異なってくるところ、ここ30年程の間にみられる変化として、古くからの信者の子供世代や孫世代における信仰文化の希薄化がある。これを背景に、信者である祖父母が自らの信仰心で進んで行った寄附金を、信仰に無理解な子供世代が不愉快に思い、不当な勧誘行為があったとして当該寄附金の返金を請求するというケースも生じている。こうした場合において、当時に寄附者本人が不安をあおられて寄附を行ったのか、あるいは純粹に自らの意思で寄附を行ったのかについては合理

的な証明が難しく、そうした事情もあって、実際には訴訟に発展することを避けるために法人側が折れるケースが非常に多い。御家庭の事情も重々承知しているが、お寺等がなくならないように頑張っている中で、厳しい状況にはある。純粋に信心をもってお布施等を行っていただいていた祖父母や両親の気持ちも尊重していただければと思う面がある。

- 宗教法人の運営に当たって、信者から進んで寄附や寄進を受けることは恒常的にされてきた。他方、不当寄附勧誘防止法による直接的な影響かどうかという点は別として、ここ数年、信者の家族の方で同様の信心がない方と、信者からいただいた寄附金についていざこざが生じるケースがよくある。基本的には信者が信仰心をもって行ったものであるもので、大体は示談や和解で済んでいる。いずれにせよ、信仰心というものを理解してほしいとまではいわないが、宗教界に限らず、様々な法人等で、寄附にはそれぞれの流儀といったものがあると思うし、少なくとも把握する限りにおいて、(加盟する)宗教法人による寄附勧誘で不当寄附勧誘防止法第4条等に定めている内容に違反となるものはない。こういった点(それぞれの法人等が持つ特有の流儀や文化)について、理解が広がればと思う。
- 不当寄附勧誘防止法は寄附を募るあらゆる法人等に対して不当な寄附勧誘行為を規制する建付けとなっているが、一般企業と寺社を同じフィールドで語ることはできないと考える。例えば、税制上では、宗教法人が宗教活動に伴って得られた寄附金は「本体事業収入」とみなされ一般企業における寄附とは異なり非課税となっている。また、宗教上の寄附についても、その性格上「donation」と言えるものもあれば、「charity」と言えるものもあり、寄附の性質は日本と海外とで異なるといった事情もある。こうした多様な背景事情があるにもかかわらず、不当寄附勧誘防止法では「寄附」を一括りに扱っている点に問題があると思っており、今後同法に関するどのような事例がでるのか不安に感じている。
- 不当寄附勧誘防止法第4条第6号に関して言えば、消費者契約法の平成30年改正において衆議院での修正時に追記された内容をそのまま流用しているが、不当寄附勧誘防止法の立案当時も申し上げたとおり、この内容を流用したことは大変遺憾である。そもそも、「靈感そ

の他の合理的に実証することが困難な特別な能力による知見」との記載ぶりについて、法律用語として複雑すぎる。当該部分の内容は我々宗教法人が提供する全てに関係するものであるが、靈感自体は悪いものではなく、それを濫用することがだめなのであるから、このことを法律上でもより分かりやすく明記すべき。

- 不当寄附勧誘防止法第4条第6号に関してさらに言えば、靈感という法律的に実証困難なものをキーワードとして定義していること自体に問題があると考えている。個人によって感覚も違えば、宗教毎にも性質が異なるものであるため、単に一つの言葉で定義することに無理がある。にもかかわらず、法律上でこのように書かれると、その解釈次第で法律が濫用される恐れがあるほか、靈感自体を用いることが悪いという宗教に対する偏見に結び付けられるおそれがあり誠に遺憾。
- 法律の適用には単に、「靈感による合理的に、、、」とするのではなく、「靈感を濫用し、合理的に、、、」という解釈をガイドライン等で徹底してほしい。また、同種の新法を制定の折には、誤解の無いよう「靈感を濫用し、、、」とされたい。
- 宗教法人は公益性を有する性格上、訴訟ごとを嫌う性質がある。そうした中で、不当寄附勧誘防止法に関する返金請求を受けたときの対応について、寄附時の個人の意思を確認・立証する手段がないという点は悩ましく思う。例えば、信者の方から寄附を受ける際に、マインドコントロールを受けていないといった内容について確認の上自署いただくといった対応ができないか。いずれにせよ、何らかの措置を検討しないと、訴訟に発展した際に、宗教法人側として対応できず泣き寝入りに陥ってしまうことになる。また、寄附においても電子決済が一般化した中で、個人の意思の任意性を証拠として残す手段も考えないといけない。
- 不当寄附勧誘防止法第10条に関して言えば、被害者の家族が代位行使できる返金請求権の範囲を婚姻費用・扶養費等に相当する分に限定することで、当該制度が濫用され家族による不当な返金請求が行われないうセキュリティがかけられているものと認識している。当該制度の内容について、個人及び法人いずれの側にも理解が広ま

ることが望ましい。

- 要因は様々だが、宗教に対するイメージが悪くなっていることを背景に、宗教法人へのお布施が少なくなっているほか、寺社を支援するという文化が希薄化している。そうした状況の中、不当寄附勧誘防止法をみて寄附の勧誘を更にしづらくなっている宗教法人関係者もいるのではないかと懸念されるところ、法人運営側の関係者が同法の内容をよく知っておくようにすることが重要と考える。このままでは宗教法人の基盤が揺らいでいくのではないかという危惧がある。
- 社会において政教分離が誤った解釈をされている節があり、国や行政機関が公的な領域から宗教関係者を排除するような流れがある。そもそも公教育においても宗教を教えることができないものとされているが、本来であれば、カルト問題も含めて教育した上で宗教の善し悪しの分別がつくようにされたい。こうした背景もあつて宗教に対するイメージが様々に錯綜している中において、靈感というワードを用いた法律ができることは、より一層宗教そのものが悪いというイメージを植え付けることにつながりかねず、大変遺憾である。「靈感」という言葉を法律から削除することも検討してほしい。

オ 特定非営利活動法人セイエン

- 法の制定時であるが、不当寄附勧誘防止法はあらゆる法人等が規制の対象となるにもかかわらず、宗教法人以外のNPO等への意見聴取の機会が設けられなかったことは不十分な議論だったと評価せざるを得ない。一般的な規範を定めるには立法事実に乏しかったと思われるし、諸外国における制度の比較検討などが十分に行われるべきであった。他方で、当時の諸情勢を鑑みれば、被害者救済のための早急な法整備が必要であった点にも理解はできる。
- 消費者庁における不当寄附勧誘防止法の運用自体には、現状問題なく、妥当なものであると評価でき、消費者庁における取組の成果が実っているのではないと思われる。
- 法附則第5条がある以上、消費者庁として検討を行う必要があることは否定しないが、現時点においては改正すべき事項は我々の考えでは存在しないと思われるし、これ以上の規制の強化には反対する。

- ・法附則第5条に係る検討に際して検討会を立ち上げる場合には、その構成員にNPO関係者も含めた上で議論していただきたい。
- ・法制定当時、宗教団体のみならずNPOも含めた寄附勧誘に係る一般的な禁止規範が策定される動きがあることを把握し、新法が制定されることによって各地のファンドレイジングの活動が不当に制限され萎縮するといった副作用が生じることが非常に懸念された。そのため、こうした新法による副作用を最小化するため、連日活動していた。他方で、寄附勧誘被害に遭った被害者を救済するための立法措置であるという新法制定の趣旨については理解できるころではあったので、被害者救済等に向けた動きを阻害しないように細心の注意を払っていた。
 こうした活動の結果もあって、当時の国会における法案審議において、新法の施行・運用に当たっては寄附文化の醸成に配慮するといった総理及び大臣の答弁もあり、実際に法第12条においても法運用上の配慮義務として、法人等の活動において寄附が果たす役割の重要性に配慮することが盛り込まれたのはよかった。
- ・消費者庁において不当寄附勧誘防止法の運用上の制度として創設された「執行アドバイザー制度」に関して言えば、アドバイザーとして各界の有識者が就任する中で、その一人として日本NPOセンターの理事である萩原なつ子氏が選定されたことは評価に値する。
- ・消費者庁における不当寄附勧誘防止法の運用について、2年間の運用結果として法に基づき勧告・命令を行った事案は0件であったところ、これに対する評価は一概には申し上げがたいが、少なくとも同法に違反するようなNPOがなかったことが明らかとなり安心している。
- ・不当寄附勧誘防止法の制定によって、寄附者である国民が悪質な寄附勧誘に対して気を付けるようにするといった問題意識の向上につながった面があると思う。
- ・法制定当時において、新法の制定・施行によってNPO等の活動の萎縮につながることを懸念しており、特に公益認定法の第17条をベ-

スにした上で寄附勧誘に当たっての配慮義務を定めることがないように主張してきた。公益認定法の当該規定は、非常に漠然とした寄附の募集に関する禁止行為を定めたものとなっているところ、もしこれを準用する形で新法が制定されていれば、NPO等の活動に支障が生じることが予想された。一方で、現行の不当寄附勧誘防止法の規定はいい塩梅で制定されたものという印象をもっており、現状において、NPO等の活動に過度な萎縮が生じているといった事態は確認されていない。したがって、現行法の内容で妥当なものだと認識している。

- ・不当寄附勧誘防止法の第3条に関して言えば、制定当時から第4条と同様に禁止行為にするべきだという意見もあったが、NPO側の立場から申し上げると、特に同条第3号の寄附金の使途誤認がないようにするという規定については、もし厳格化した場合、実際に寄附を募る団体が適切に対応するのは至難の業であると思う。特に誤認については勧誘を受ける寄附者個人の主観によるところも大きいため、これも踏まえれば寄附金の使途誤認を完全に防ぐことは理論上不可能であると考ええる。例えば、寄附の募集時点においては子ども食堂の運営のために寄附を募っていたとしても、その後震災被害が発生し、その迅速な復興のために寄附金を転用するといった活動事案もあるかと考えられる。こうした事例において、もし寄附金の使途誤認を法律で厳格に規制された場合には、そういった慈善活動を行っている団体の活動の萎縮につながりかねない上に、社会全体における公益性を損なうことにまでつながると思う。そのため、現行法の規制をこれ以上厳しくすることは避けていただきたい。禁止行為化により、行政処分の対象になるであるとか取消しの対象になるのではなく、あたかも一切の転用等が禁止であるということによる萎縮効果が相当地に懸念される。
- ・寄附勧誘被害の抑制のためには、法によって寄附を募る側の法人の不当な行為を規制することとあわせて、国民向けに寄附に関する教育を推進することなどを通じて、寄附をする側の個人の寄附リテラシーの向上を図るべきであると考ええる。

カ 公益財団法人日本非営利組織評価センター

- ・寄附や助成金を受ける非営利組織（NPO）の組織運営について信頼

性を評価する新制度として2025年4月に「グッドギビングマーク制度」を創設し、当該制度の設計に当たって不当寄附勧誘防止法の内容を参照させていただいた。6月以降申請の受付を開始しており、8月末以降から審査結果を随時出す見込みである。現時点で想定以上の申請を受け付けており、今後認証団体が増えてNPOの組織運営について信頼性の可視化が進み、寄附者が安心して寄附できる社会が実現されるよう努めてまいりたい。

- 申請に当たっては、当法人で作成した申請ガイドブックを熟読いただいた上でこれに同意いただくことになるのだが、このガイドブック内において制度上の審査基準の1つとして募金目的の明示及び寄附結果の報告を掲げており、この審査基準を満たす上で不当寄附勧誘防止法を十分理解していることを要求している。ガイドブック内では不当寄附勧誘防止法に規定されている配慮義務及び禁止行為の概要の紹介もしており、こうした我々の取組がNPOにおける同法の理解の広まりに貢献できればよいと考えている。
- 不当寄附勧誘防止法が制定される以前から、NPOの信頼性を評価する制度として「グッドガバナンス認証制度」を運用しており、当該制度の運用上でも非営利法人の寄附活動に関する審査をしていた。その際には、領収書の発行や寄附の目的・使途の明示といった寄附を募るに当たって行った方がよいことは示せていたが、逆にどういった寄附の募集方法は不適切なのかということは具体的に示せていなかったのが課題であった。この点、不当寄附勧誘防止法が制定されたことで、寄附勧誘に当たって行ってはいけないことを明確に示すことができるようになったのは大変良かった。
- 「グッドギビングマーク制度」の運用上、NPOからの認証申請に対して審査を行うところ、その審査基準として寄附を募る際に寄附目的の明示及び寄附結果の報告を行っていることを満たす必要があるものとしている。これを審査する際には、申請団体から提出された直近の募金に関する書類の確認及びオンライン面談を実施している。なお、書類の受付に当たっては、具体的に必要な書類について厳格な指定は設けておらず、例えば当該団体のウェブサイト上での募金案内のページなど幅広く受け付けることとしており、他の提出書類を含めて総合的に確認することとしている。

このほか、過去5年以内に行政処分を受けた経歴の有無及び不当寄附勧誘防止法に関連するクレームを受けた経歴の有無といった事項も申請に当たって事業者へ報告を求めており、あった場合にはその時期や内容、当時の対応といった詳細について確認するようにしている。なお、審査は現在進めているところだが、その過程で、不当寄附勧誘防止法に関連するクレームがあったと申告を受けた事例はない。

- ・制度の認証に当たっては、対象事業者が不適切な団体でないかどうか確認するため行政処分の履歴や民事訴訟の履歴の有無といったことを従来から確認するようにしているが、寄附をめぐる訴訟についてはスラップ訴訟のような事例もあって、NPO法人自体に非があるかどうかの線引きが難しい面があった。また、従来から寄附活動に関する審査のポイントの1つとして、ファンドレイジングに関しての倫理規定のようなものを設けているかどうかという点も確認していたが、実際にそういった規定を設けている団体はほとんどなかった。

そうした中で不当寄附勧誘防止法が制定されたこと、「グッドギビングマーク制度」の審査基準に不当寄附勧誘防止法の理解を設けたことで、「グッドギビングマーク」はNPOが同法の趣旨をちゃんと理解した上で募金活動を行っていることを示すことができ、関係法令を遵守した上で活動しているというわかりやすいアピールポイントを示すことができるようになったのではと考える。また、NPOが不当な寄附勧誘行為を行わないように意識を高めるツールの1つとして不当寄附勧誘防止法が機能した側面もあると考えており、こうした点で同法が非常に役立ったと考えられる。

- ・長年ファンドレイジング業界に携わってきた関係者の視点から見ても、不当寄附勧誘防止法ができたことは業界において非常にインパクトが大きかったと思う。法の制定当時にはどういった影響が今後生じるのか非常に懸念されていた印象がある。
- ・NPO業界では、マンスリーサポートといった毎月定額での継続寄附をいただける方を増やしたいと思っているところ、その募集はNPOが委託した事業者が行う。募集团体自体は自らの活動に共感と理解をいただいた上で寄附してもらいたいという思いが強い一方で、商談などに長けている委託事業者はそういった共感を得ることより

も寄附を集めることに主眼がおかれる傾向にある。そうした面もあって、不当寄附勧誘防止法の制定以前から一定数のクレームが募金者から寄せられていた状況であったが、こうした中で新法によって委託事業者を通じた従来の寄附勧誘行為が規制対象とされ、寄附を集めにくくなるといった影響があるのではと非常に不安視していた。特に公益団体は社会からの信頼性がその活動において重要となっているところ、新法によって勧告や命令を受けた場合には、団体としての信頼に傷が付きその後の活動に支障が生じる心配もあった。

ただ、この2年間法律に基づく勧告・命令といった件数が0件であったことは、安心材料となった。新法成立当時には、従来から受けていた寄附に関する些細な苦情があった場合にはただちに法律違反となり、今後の寄附活動に支障が生じるほか助成金の返還を求められるといった弊害が及ぶ事態に陥るのではと心配していたが、結果として同法の施行によってそういった弊害は生じないものであると理解し安心している。

- ・今後とも、寄附者及び寄附を募る法人・団体のいずれ側へも教育や研修などを通じて寄附に関するリテラシーを高めていただくことが重要であると考える。

- ・NPO業界では新法制定前には自団体の活動への悪影響が生じないか不安視する動きがあったが、実際に法が制定されたことで、自分たちが行ってきた通常の寄附勧誘行為は法律上問題ないことを理解し、逆に自信をもって活動できることにつながったのではないかと思う。

他方で、最近ではNPO内において不当寄附勧誘防止法への関心が薄くなっていると感じる。背景としては、同法の内容が業界に広く定着したからというより、通常の寄附勧誘行為が規制対象とならないことが理解されたことから、自分たちの活動には問題ないと考え無関心になったのだと考えられる。しかし、先ほども申し上げた委託事業者や寄附の募集をする構成員が自らの実績欲しさに退去妨害などの不当な勧誘を行う危険性は今後も否定できない。そうした意味で、消費者庁による法の周知・啓発活動については今後とも継続的に実施される必要があると考える。

- ・遺贈寄附については近年盛んになっているが、これを募る団体においては不当寄附勧誘防止法の内容をしっかりと理解した上で、同法を一

種のガイドラインとして活用し、これに違反するような勧誘行為を行っていないことを後から証明できるよう準備するといった形で、法を活用することができるのではないかと思う。遺贈寄附をめぐっては寄附者の遺族との間で返金トラブルが生じるおそれもあるところ、不当寄附勧誘防止法を遵守していることを示すことで、そうしたトラブルの回避・対処に役立てられるのではないかと考えられる。

- ・不当寄附勧誘防止法の制定・施行を受けて、NPOが行う寄附勧誘行為についてのクレームが増えたといった影響は、知り得る限り把握していない。

キ 社会福祉法人中央共同募金会

- ・法律制定当初においては、新法の成立によって通常の募金運動にも支障が生じるのではないかという心配はあったが、従来通りの募金への協力の呼びかけの範囲内であれば法律上問題はないとの認識の上で、全国の関係者に新法に関する正しい理解が広まるように、情報誌を通じて周知した。

なお、新法の運用から1年が経過した令和6年4月に、周知対象とした全国の関係者に新法に関する問題や支障が生じていないか聞き取りを行ったが、特に問題があったとの報告はなかった。

- ・新法ができる以前から、ボランティア活動も通じながら行っている共同募金運動における寄附への協力依頼に対して、断りづらいであったり、寄附金が何に使われているのかわかりづらいといった声が一定数寄せられていた。そうした中で新法が制定されたが、それをきっかけにそうした批判や苦情が増えたという印象はない。
- ・共同募金運動における寄附への協力依頼は新法の規制対象外であると認識しており、なおかつ社会福祉法の規定に基づき従来から寄附金の使途や結果を公開していたので、新法の制定を受けて募金運動の方法を変えることはなかった。
- ・共同募金運動における個人からの募金とは異なり、NPOなどでも募られている遺贈寄附は一般的に相当程度の額であるところ、寄附者の判断能力に問題があったと寄附者の遺族との間で寄附金返還に係るトラブルが生じないか、業界全体で心配している節はあったよう

に思う。なお、共同募金会でも遺贈寄附を募っているが、少なくとも新法の制定以後、そのような遺族とのトラブルが生じた事例は聞いていない。

ク 日本赤十字社

- ・法人向け及び個人向けに寄附を募っているが、不当寄附勧誘防止法の成立・施行によって活動に支障が生じたという影響はなく、一般の寄附者の方から同法に関連する問い合わせを受けたこともない。
- ・不当寄附勧誘防止法の成立・施行を受けて寄附者との間で寄附金の返金に係るトラブルが増えたというような影響も確認されておらず、やはり同法によって活動に支障は生じていない。

(3) 総括

前記の各団体等からの意見について、その内容ごとに分類すると、寄せられた主な意見としては以下のとおり整理される。

ア 法の実効性及び改正の必要性に関する意見

- ・法の制定・施行によって被害に対する一定の抑止効果が働いており、評価に値する。
- ・消費者契約法には行政措置規定がなかった一方で、不当寄附勧誘防止法にはこれが設けられた点が評価できる。
- ・これまでの法の運用状況及び法の内容などを踏まえれば、現時点で不当寄附勧誘防止法を改正すべき事項はなく、また通常の寄附勧誘活動に支障が生じないようにするためにも、これ以上規制を強化するべきではない。
- ・法律が被害の実態に即しておらず、実効性に欠けており、被害実態を踏まえた早急な法改正が必要と考える。
- ・実際の被害救済の現場において、法がほとんど活用されていない。
- ・被害の立証義務が被害者側に課せられていることを、被害救済上での課題の1つとなっている。
- ・不当寄附勧誘防止法では、宗教2世被害者の救済は困難である。
- ・法の2年後検討に当たって、法の実効性があったかどうかなどについて、統計調査を行うべき。

イ 消費者庁における法運用に関する意見

- ・消費者庁での法運用については、やれるべきことが十分果たされ、妥当

なものであった。

- ・通常の寄附勧誘を行う団体の視点からみて、法に基づく勧告・命令が0件であったことは、通常の寄附勧誘を行う上でも一定数寄せられてしまう寄附に関する些細な苦情などを受けてただちに法律違反となるわけではないことの裏付けにもなっていると考えられ、法が通常の寄附勧誘を行う団体の活動を阻害していないことも確認でき、安心につながった。
- ・端緒情報の収集について、そもそも被害に気づいていない当事者からは情報が寄せられない。
- ・寄せられている相談件数が少なく、その要因として被害者が抱える様々な心理状態が影響している。
- ・匿名情報が寄せられる原因の1つに、相談先が信用できるかどうか不安に思う被害者心理がある。
- ・消費者庁のウェブフォームについて、高齢者などのデジタル機器の扱いに不慣れな人間にとっては情報提供が困難である。
- ・被害救済のために、相談のハードルを下げ少しでも不安に思ったら相談いただくようにすることが重要である。
- ・献金勧誘被害の相談に適切に対応できるよう、実際の被害者などを相談機関に配置するといった措置をとることが重要である。
- ・情報収集に当たっては、法務省などの関係省庁と緊密な連携をとることを求める。
- ・消費生活センターについては、不当寄附勧誘防止法違反に関する被害情報が寄せられるとは考えにくく、情報窓口の1つとしてはあまり機能していないのではないか。
- ・法テラスの靈感商法ダイヤルについて、消費者庁のウェブサイトの通報窓口を相談者に紹介された事例を把握しておらず、情報窓口の1つとしてはあまり機能していないのではないか。
- ・嫌疑なしとして調査を終えた事案について、それを放置することなく、適切に引き継いで被害防止のために活用すべき。
- ・法第3条の配慮義務違反の認定についてかなり抑制的な運用にとどまっており、もっと積極的に行使すべき。
- ・今後相談件数が減少したとしても、法運用を継続することを求める。

ウ 消費者庁における法の周知・啓発に関する意見

- ・法に関する法人等向けの説明会について、一定の効果がある。
- ・法に関する法人等向けの説明会について、法の定着を図るためにも継続

的な実施を求める。

- ・不当寄附勧誘防止法に関するポスターやパンフレットについて、目にしたことがない。
- ・被害者本人にとっては、自分が被害に遭っていることを認識できていない状況に陥っているケースもあり、そうした状況下で不当な寄附勧誘に関する注意喚起を行っても、被害者本人に響くことはない。
- ・被害実態としては、寄附に限らず高額商品を購入させるケースもあるところ、消費者契約法とあいまって被害を防止しているという点をもっと分かりやすいように周知すべき。
- ・被害実態を踏まえ、被害者に直接アクセスできるよう、銀行での入出金の際に不当な寄附勧誘行為への注意喚起を促すのも1つの手段ではないか。
- ・被害に遭っている家庭内における未成年の児童の救済に結び付ける観点から、被害状況を察知し実際に対応する児童相談所、警察及び地方自治体などの関係機関の担当者に法の内容を周知すべき。
- ・若年層に対する法の周知・啓発が必要である。
- ・新たな寄附勧誘被害を抑制するためにも、国民向けに寄附に関する教育を推進することなどを通じて、寄附をする側の個人の寄附リテラシーの向上を図るべき。

エ 献金勧誘被害の実態に関する意見

- ・献金勧誘に至るまでに、宗教団体から教義を伝道されマインドコントロール下に陥った結果、献金勧誘時点ではもはや困惑に陥るような状態とはなっておらず、自分が被害に遭っていることに気が付けない状態になっている。
- ・被害者が被害に気づくためには、家族やカウンセラーなどの専門家の協力が必要であり、また、被害に気づいた後にも精神的に不安的な状態に陥ることから、被害からの回復のためそうした関係者の支援が必要である。
- ・被害者自らもまた被害に加担していたことに後から気づいた場合には、これによる罪悪感も相まって、心の整理に相当な時間を要する。
- ・献金勧誘被害に遭い生活維持困難に陥った親の子供が、高齢の親の生活を支えるために苦勞するという間接的な被害が生じている。
- ・献金勧誘被害は単に金銭的被害にとどまらず、家庭内でのトラブルや精神的被害といった側面もあるなど、その実態は多岐にわたる。
- ・被害者が若年層化している。

オ 寄附をめぐる社会情勢に関する意見

- ・宗教界においては、知り得る限り、法に関して訴訟にまで至り問題となった事案は生じていない。
- ・法の成立前から宗教法人と信者の遺族との間で寄附金に関するトラブルが生じていたところ、法の成立によって遺族側が親や祖父母が行った寄附に対する不平・不満を言いやすくなった可能性がある。
- ・近年、宗教信者の子供や孫世代において、信仰文化の希薄化が進んでおり、こうした事情も背景にあって、信者の遺族による寄附金関連のトラブルが生じている。
- ・宗教法人において、信者の遺族との間で寄附金に関するトラブルが生じ、過去の領収書の確認といった煩雑な事務作業が生じるなど、対応に苦勞した事例もある。
- ・宗教法人が信者の遺族から不当な勧誘があったと主張され寄附金の返還請求を受けた場合において、寄附当時に信者が寄附を自由意思で行ったものかどうか証明することが困難であることから、訴訟に発展することを避けるために法人側が折れるケースが非常に多く困っている。
- ・各地の宗教法人関係者に対して、信者から寄附を受領した際には領収書の交付及び帳簿への記録を徹底するように指導しており、寄附金に関するトラブルの防止に努めている。
- ・宗教信者が行った寄附について、信仰に無理解な子供世代などの家族から返還請求を受ける状況を鑑みると、純粋な信仰心で寄附を行った信者の気持ちをもっと尊重されるようになることを望む。
- ・NPOの信頼性を評価する認証制度の設計に際して、不当寄附勧誘防止法が役に立った。
- ・不当寄附勧誘防止法の制定までは、寄附勧誘に当たって法人・団体が行ってはならない行為は必ずしも明確に定められていなかったところ、法の制定によりこれが明文化された。
- ・NPOや公益法人が通常の寄附勧誘を行うに当たって、不当寄附勧誘防止法の施行による弊害といったものは生じていない。また、通常の寄附への協力の呼びかけの範囲内であれば法律上問題はないと理解している。
- ・NPOや公益法人が行う通常の寄附勧誘に対するクレームや苦情の問い合わせなどは、不当寄附勧誘防止法が制定される以前から一定数あった。なお、不当寄附勧誘防止法の制定を受けてそうしたクレームなどが増えるといった悪影響は確認されていない。

- ・不当寄附勧誘防止法が制定・施行されたことで、通常の寄附勧誘を行う法人・団体が同法を遵守していることをアピールできるようになったという意味で、法が役に立った面があると考えられる。

カ 令和6年7月11日の最高裁判決に関する意見

- ・法第3条の配慮義務規定が一部引用された上で、宗教団体やその信者による献金勧誘行為の違法性判断基準が最高裁判決で示されたことを評価する。
- ・最高裁判決で示された念書の無効に関する判示部分においては不当寄附勧誘防止法の条文が引用されていないが、こうした寄附勧誘に際して寄附者の正当な権利行使を妨害するような行為も、不当寄附勧誘防止法における規制対象に含まれるべき。
- ・最高裁判決で献金勧誘行為の違法性判断基準が示されたが、具体的な基準や要件などは不明であり、被害救済に結び付けるためには今後の裁判例の蓄積を待つ必要がある。

キ 法の各規定の内容に関する意見

(ア) 法第1条に関する意見

- ・法の適用対象に個人による寄附勧誘を含めるべき。

(イ) 法第2条に関する意見

- ・高額商品を不当な価格で販売するといったケースのように、外形上は物品購入の体をなしていても、実質的には献金と同視できる行為については、法の適用対象に含まれるべき。
- ・寄附には様々な性質のものがあて一言で表現することは困難であるため、法律上で「寄附」を一括りに扱っている点には問題がある。

(ウ) 法第3条に関する意見

- ・第4～5条と同様に、禁止行為にすべき。
- ・第4～5条と異なり、禁止行為にすべきではない。
- ・正体や目的を隠した勧誘行為を禁止すべき。

(エ) 法第4条に関する意見

- ・柱書「困惑」の要件が厳しい。
- ・柱書「寄附の勧誘をするに際し」について、射程範囲が狭く、寄附勧誘に至る前に宗教団体が行う入信勧誘時の行為まで範囲に含めるべ

き。

- ・第4号に関して、寄附者が自由な意思決定を行えるようにするため、現行の規定を緩和するなどして、助言を求める機会を遮断する行為を禁止すべき。
- ・第6号の「必要不可欠」の要件が厳しい。
- ・第6号の靈感等の内容を含む規定は、靈感等自体が悪いものという宗教に対するイメージダウンにつながりかねず、宗教団体が活動しづらくなることが懸念されるため、靈感等自体ではなくその濫用が問題であることを法律上明記すべき。
- ・第6号の規定について、消費者契約法の内容がそのまま流用されたことは残念。
- ・要件を厳格に定めずに包括的な規定を設けた方が、活用機会の幅が広がり法の実効性が高まると考える。
- ・寄附者が合理的に判断することができない事情があることにつけ込んで不当に寄附勧誘を行うことを禁止すべき。

(オ) 法第5条に関する意見

- ・寄附者に働かせて寄附のための資金調達をさせることなどを禁止行為に含めるべき。
- ・寄附者が家族名義の資金を無断で使用して寄附に充てる行為を禁止すべき。
- ・借入れについて、寄附のための資金調達に限らず、寄附勧誘被害に遭った結果として生活維持困難になったことから生活費の補填のために行われるという間接的な被害もある。

(カ) 法第8条・第9条に関する意見

- ・寄附の意思表示の取消権について、「取消し」ではなく「無効」にすべき。
- ・取消権の行使期間が短いため、もっと長く、あるいは、無期にすべき。
- ・取消権の適切な行使期間を、客観的なデータに基づき把握した上で定めるべき。

(キ) 法第10条に関する意見

- ・債権者代位権の要件そのものが厳しいこともあり、被害救済に役立っていない。
- ・未成年による債権者代位権の行使は困難である。

- ・家族による取消権の適用範囲が限定されていることが課題であり、家族被害の救済のために、生活維持のための費用を保全するためにも利用できるようにするなど適用範囲を拡大すべき。
- ・かつての準禁治産制度を参考に、家族が被害者に代わって、献金被害額の返還請求や被害者の財産管理を可能とする制度を設計することを要望する。

(ク) 法第 11 条に関する意見

- ・自分から相談に行くことが困難な被害者として、被害を認知していない状態にある者及び被害に気づき精神不安定な状態にある者に対して、公的機関から積極的に介入できるようにすべき。
- ・未成年が被害者である親の献金勧誘被害に関して債権者代位権の行使をするためには弁護士の支援が必要になるところ、金銭面での制約が生じないよう、公費に基づく支援制度の措置をお願いしたい。

(ケ) 法第 12 条に関する意見

- ・法運用上の配慮義務として、法人等の活動において寄附が果たす役割の重要性に配慮することが法の規定に盛り込まれたのはよかった。
- ・法第 12 条の具体的措置として設けられた執行アドバイザー制度において、NPO 関係の有識者をアドバイザーの一人として選定されたことは評価できる。

ク その他

- ・不当寄附勧誘防止法と同様に、消費者契約法にも行政措置規定を導入し、有償行為を伴う献金勧誘被害に対する実効的な措置を講ずるべき。
- ・寄附を募る法人等に、受領した寄附金の記録を残しておくことを法律で義務付けるべき。
- ・被害状況を把握している被害者以外の関係者が、加害団体等に対して不当寄附勧誘防止法違反の疑いがある旨を書面送付できる制度を創設すべき。
- ・不当寄附勧誘防止法について、法施行以前の被害にも適用されるのが望ましい。
- ・附帯決議に定められた、宗教 2 世等の支援体制の構築、不当寄附勧誘防止法の適用対象外となった被害者等への支援、被害者等の支援団体への支援の具体化を望む。
- ・有識者や被害者へのヒアリングを継続的に実施することを求める。

- 法案の策定に当たって、被害者の生の声を十分聴いていなかったほか、あらゆる法人等が規制の対象となるにもかかわらず、宗教法人以外のNPO等の意見聴取の機会が設けられず、不十分な議論であった。
- 法案の策定に当たって、あらゆる法人等の寄附勧誘行為を規制対象とする上での立法事実が乏しかった。

第 8 章. 経済社会情勢の変化等に関する資料

前述のとおり、不当寄附勧誘防止法については、法附則第 5 条において、法律施行後 2 年を目途として、それまでの法の施行状況及び経済社会情勢の変化を勘案しつつ、所要の検討を加えることとされている。これを踏まえ、消費者庁において、法附則第 5 条に基づく法の規定の検討に向け、法の施行状況及び経済社会情勢の変化について適切に把握するための対応の一環として、委託事業により、法に関する裁判例等の調査・整理・分析（資料 1 参照）並びに法の施行及び寄附勧誘に関する意識調査（資料 2 参照）を実施した。本章では、当該調査等の報告書について紹介する。

消費者庁 消費者政策課 寄附勧誘対策室 御中

不当寄附勧誘防止法等に関する裁判例等の調査・整理・ 分析事業報告書



森・濱田松本法律事務所外国法共同事業

2025年3月14日

資料 1

MORI HAMADA

1. 調査の目的対象

(1) 目的

法人等による寄附の不当な勧誘の防止等に関する法律（令和 4 年法律 105 号。以下「不当寄附勧誘防止法」という。）が令和 4 年 12 月に成立したところ、同法が寄附及びその勧誘に対する司法判断又は私人間の紛争解決に与えた影響は必ずしも明らかではない。そこで、本事業は不当寄附勧誘防止法の規定について適用のあった裁判例、民事調停、ADR（以下「裁判例等」という。）のほか、寄附及びその勧誘に関する裁判例等について調査し、寄附及びその勧誘についての司法判断等を整理することで、不当寄附勧誘防止法に関する論点を明らかにすることを目的とする（以下「本件目的」という。）。

(2) 対象

WESTLAW JAPAN、TKC ローライブラリー、第一法規法情報総合データベース、判例秘書、裁判所ウェブサイトににおけるデータベースを主として、補足的にジュリスト、判例タイムズ等の判例評釈、消費者法ニュース、日経テレコン、日経バリュエーションのデータベースも参照し、本件目的に関連する裁判例を対象とする。

調査対象の期間は過去 20 年（平成 16 年 3 月 31 日～令和 6 年 12 月 31 日）までとする。

2. 調査方法

(1) 裁判例データベースを利用した裁判例

WESTLAW JAPAN、TKC ローライブラリー、第一法規法情報データベース (D1-Law)、判例秘書の 4 つの裁判例データベースを用いて、裁判例の検索を実施した。当該検索の際のキーワード及びデータベースごとのヒット件数は、以下の表記載のとおりである。各データベースにおける検索ヒット裁判例の重複を除外したのち、以下の①～⑦の観点から関連性を確認した。

- ① 不当寄附勧誘防止法の規定が直接争われた裁判例等
- ② 寄附に関し民法又は消費者契約法による無効又は取消しが争われ、不当寄附勧誘防止法の趣旨、立法目的又は立法経緯を斟酌し判断した裁判例等
- ③ 寄附の勧誘に関する不法行為責任が争われ、不当寄附勧誘防止法の趣旨、立法目的又は立法経緯を斟酌し判断した裁判例等（例：最判令和 6 年 7 月 11 日（令和 4 年（受）2281 号））
- ④ 寄附の勧誘行為に関しその違法性が争われ、専ら寄附の勧誘行為の態様についていかなるものが正当又は不当であるか判断が示された裁判例等（不当寄附勧誘防止法を判断基準に含むものに限らない）
- ⑤ 契約の有効性や賠償責任等が争われたものにおいて、主たる要素ではなくとも寄附・献金等が当該紛争の事情の一つの要素として判断基準とされた裁判例等
- ⑥ 扶養義務等に係る定期金債権について、配偶者や子が債権者代位権（民法第 423 条）を行使した裁判例等
- ⑦ 寄附の勧誘に関する不法行為責任が争われ、寄附の勧誘に当たって使用者責任（民法第 715 条）等の組織性の有無について判断した裁判例等

参考 不当寄附勧誘防止法について言及はあるものの同法が判断の考慮要素としては用いられていない裁判例等

キーワード	検索日時	裁判例数
不当寄附勧誘防止法 or 法人等による寄附の不当な勧誘の防止等に関する法律	2024/10/11	・ Westlaw Japan : 2 件

		・判例秘書：2 件 ・D1-Law：2 件 ・TKC：2 件
(寄附 or 寄付 or 献金 or 義援金 or 募金 or お布施 or 寄贈 or 寄進) and 勧誘 and 違法	2024/10/28	・Westlaw Japan：260 件 ・判例秘書：224 件 ・D1-Law：227 件 ・TKC：268 件
(寄附 or 寄付 or 献金 or 義援金 or 募金 or お布施 or 寄贈 or 寄進) and (契約 or 合意 or 遺言 or 遺贈) and (有効 or 無効) ※民事裁判例のみを対象 ※事件名：損害賠償 or 返還／事件名検索が利用できるデータベース においては「and (損害賠償事件 or 返還事件)」を追加	2024/10/28	・Westlaw Japan：458 件 ・判例秘書：285 件 ・D1-Law：267 件 ・TKC：278 件
(寄附 or 寄付 or 献金 or 義援金 or 募金 or お布施 or 寄贈 or 寄進) and (契約 or 合意 or 遺言 or 遺贈) and (有効 or 無効) ※刑事裁判例のみを対象	2024/10/11	・Westlaw Japan：31 件 ・判例秘書：62 件 ・D1-Law：48 件 ・TKC：55 件
定期金 and (代位 or 423 条)	2024/10/11	・Westlaw Japan：11 件 ・判例秘書：14 件 ・D1-Law：13 件 ・TKC：13 件
扶養 and (代位 or 423 条)	2024/10/18	・Westlaw Japan：122 件 ・判例秘書：127 件

		• D1-Law : 117 件 • TKC : 116 件
定期給付 and (代位 or 423 条)	2024/10/11	• Westlaw Japan : 4 件 • 判例秘書 : 4 件 • D1-Law : 3 件 • TKC : 3 件
継続的給付 and (代位 or 423 条)	2024/10/11	• Westlaw Japan : 2 件 • 判例秘書 : 10 件 • D1-Law : 5 件 • TKC : 6 件
(寄附 or 寄付 or 献金 or 義援金 or 募金 or お布施 or 寄贈 or 寄進) and 不法行為 and (使用者責任 or 事業の執行 or 715 条)	2024/11/1	• Westlaw Japan : 206 件 • 判例秘書 : 191 件 • D1-Law : 212 件 • TKC : 254 件

(2) Google 検索を利用した民事調停、ADR 調査

以下の検索クエリを用いて、令和 6 年 12 月 5 日～17 日に、Google 検索による公表事例調査を実施し、検索結果上位 10 個のウェブサイト
のファーストページを確認し、民事調停、ADR に関する記述の調査を実施した。

- ① 検索クエリ
[キーワード] and ADR

[キーワード] and 民事調停
[キーワード] and 仲裁

② 対象[キーワード]一覧

裁判例で出てきた宗教法人等の固有名詞、合計 54 個。

(3) 消費者法ニュースを利用した公表情報調査

一般社団法人消費者法ニュース発行会議が提供する「判例和解速報」について、令和 6 年 12 月 4 日に、次のキーワードで検索し、平成 16 年 3 月 31 日以降の該当する事例を調査した。上記(1)記載の①～⑦の点が問題となる事例として、東京高判平成 20 年 9 月 10 日 (No.43-1) を確認した。

キーワード：寄附 or 寄付 or 献金 or 献金 or 義援金 or 募金 or お布施 or 寄贈 or 寄進

(4) 国民生活センター紛争解決委員会が公表する重要消費者紛争解決手続の公表情報調査

国民生活センターが定期的に公表する「国民生活センターADRの実施状況と結果概要について」を平成 26 年度第 1 回から令和 6 年度第 2 回までを対象として、次のキーワードで検索し、該当する事例を調査したが、上記(1)記載の①～⑦の点が問題となる事例は見当たらなかった。

キーワード：寄附 or 寄付 or 献金 or 義援金 or 募金 or お布施 or 寄贈 or 寄進

(5) 日経バリュエーションを利用した調査

株式会社日本経済新聞社が提供する「日経バリュエーション」を用いて、令和 6 年 12 月 10 日に、次のキーワード及び検索対象で検索

し、平成 16 年 3 月 31 日以降の該当する事例を調査したが、民事調停やADR に関し、上記(1)記載の①～⑦の点が問題となる事例は見当たらなかった。

キーワード： ([裁判例で出てきた宗教法人等の固有名詞]) and (ADR or 民事調停 or 仲裁)

検索対象：

日本経済新聞朝刊、日本経済新聞夕刊、日本経済新聞電子版、日経産業新聞、日経 MJ (流通新聞)、日経地方経済面、日経ヴェリタス、日経プラスワン、日経速報ニュース、日経ニュースアーカイブ、プレスリリース、日経 Biz トレンド、NIKKEI Mobility、NIKKEI GX、NIKKEI FT the World

(6) 日経テレコンを利用した調査

株式会社日本経済新聞社が提供する「日経テレコン」を用いて、令和 6 年 12 月 20 日に、次のキーワード及び検索対象で検索し、平成 16 年 3 月 31 日以降の該当する事例を調査したが、民事調停や ADR に関し、上記(1)記載の①～⑦の点が問題となる事例は見当たらなかった。

キーワード：

([裁判例で出てきた宗教法人等の固有名詞]) and (ADR or 民事調停 or 仲裁)

検索対象：

日本経済新聞朝刊、日本経済新聞夕刊、日経産業新聞、日経 MJ (流通新聞)、日本経済新聞電子版、日本経済新聞電子版セクション、NIKKEI Financial、日経ヴェリタス、日経金融新聞、日経地方経済面、日経プラスワン、日経マガジン、日本経済新聞号外、日本経済新聞 (明治から戦後)、NIKKEI Prime、NIKKEI Mobility、NIKKEI GX | Green Transformation、NIKKEI Tech Foresight、NIKKEI Digital Governance、NIKKEI FT the World、朝日新聞、毎日新聞、読売新聞、産経新聞、共同通信ニュース、時事通信ニュース、ロイター通信ニュース、NHK ニュース、北海道新聞、十勝毎日新聞、室蘭民報、東奥日報、デリー一東北、岩手日報、河北新報、石巻かほく、秋田魁新報、山形新聞、福島民報、福島民友新聞、茨城新聞、下野新聞、上毛新聞、埼玉新聞、千葉日報、東京新聞、神奈川新聞、新潟日報、北日本新聞、北國新聞・富山新聞、福井新聞、山梨日日新聞、信濃毎日新聞、岐阜新聞、静岡新聞、伊豆新聞、

中日新聞、伊勢新聞、京都新聞、大阪日日新聞、神戸新聞、奈良新聞、紀伊民報、日本海新聞、山陰中央新報、山陽新聞、中国新聞、山口新聞、徳島新聞、四国新聞、愛媛新聞、高知新聞、西日本新聞、佐賀新聞、長崎新聞、熊本日日新聞、大分合同新聞、宮崎日日新聞、南日本新聞、琉球新報、沖縄タイムス、化学工業日報、日刊工業新聞、Fujisankei Business i.、中部経済新聞、日刊自動車新聞、鉄鋼新聞、日刊産業新聞、電子デバイス産業新聞、日刊電波新聞、クリアリーフ総研、金属産業新聞、コンクリート新聞、日刊木材新聞、日刊建設工業新聞、建設通信新聞、建通新聞、設工業新聞、北海道建設新聞、建設新聞、佐賀建設新聞、長崎建設新聞、鹿児島建設新聞、関西プロジェクト情報、日刊不動産経済通信、商業施設新聞、住宅新報、週刊住宅、住宅産業新聞、日本農業新聞、農業共済新聞、農村ニュース、農経新聞、日刊水産経済新聞、水産タイムス、みなの新聞、環境新聞、The Waste Management、水道産業新聞、電気新聞、ガスエネルギー新聞、原子力産業新聞、新エネルギー新聞、石油通信、プロパン・ブタンニュース、リム総研エネルギーニュース、石油化学新聞、ケムネット東京、塗料報知、ゴム報知新聞、Shoes Post ONLINE、交通新聞、観光経済新聞、旅行新聞、Daily Cargo 電子版、Aviation Wire、WING DAILY、輸送経済、東京交通新聞、日本海事新聞、日刊海事プレス、日本食糧新聞、食品産業新聞、食品新聞、日刊食品通信、食料醸界新聞、冷食タイムス、酪農乳業速報、日刊薬業、薬事日報、薬事ニュース、流通ジャーナル、日刊ドラッグストア、薬局新聞、病院新聞、日本歯科新聞、ニッポン消費者新聞、健康産業流通新聞、週刊粧業、粧業日報、週刊粧業・訪販ジャーナル、日用品化粧品新聞、週刊&BC マーケティングニュース、通販新聞、訪販ニュース、日本流通産業新聞、日本ネット経済新聞、日本事務機新聞、電経新聞、週刊BCN、日本情報産業新聞、セキユリティ産業新聞、文化通信速報版、映像新聞、日本証券新聞、株式新聞、日刊商品投資特報、ニッキン、保険毎日新聞、新日本保険新聞生保版・損保版、新日本保険新聞速報版、都政新報、会議所ニュース、東商新聞、納税通信、税理士新聞、税と経営、労働新聞、シルバー新報、織研新聞、繊維ニュース、科学新聞、日本教育新聞

3. 論点整理表

論点	整理
原告、被告及び関係者	1 宗教団体 (1) 原告： ・信者（又は元信者。以下同じ）及びその承継人（No.1-1～1-3、4-1、4-2、5、9、10、11-1、11-2、12、14、17、19-1、19-2、18-1、18-2、22、26、23、24-1、24-2、25、27-1、27-2、28、30、31-1、31-2、32-1、32-2、33、34-1、34-2、35、36、38、41、42、43-1、43-2、44-1、44-2、45、46） ・信者の家族・親族（No.2、13、19-1、19-2、27-1、27-2、35） ・開運商法業者から僧侶を紹介された者（No.8） ・信者の友人（No.27-1、27-2） ・信者の息子の友人（No.29） ・人生相談会参加者（No.37） ・鑑定等の勧誘を受けた者（No.39） (2) 被告： ・宗教団体関連会社（No.45） ・宗教団体（No.1-1～1-3、2、4-1、4-2、8、10、14、16-1、16-2、18-1、18-2、19-1、19-2、22、23、24-1、24-2、25、27-1、27-2、28、29、30、31-1、31-2、32-1、32-2、34-1、35、36、37、38、39、40-2、41、42、44-1、44-2、43-1、45、46） ・宗教団体の代表者（No.8、16-1、16-2、26、36、37） ・信者・会員（No.1-1～1-3、2、5、9、10、11-1、11-2、12、14、19-1、19-2、29、33、35、37、38、40-2、42、

	44-1、44-2、45、46) ・ 宗教団体の上部団体 (No.8、16-2、23、25、29) ※その他、原告が宗教団体、被告が地方自治体の裁判例も存在する (No.3) 2 高齢者・要介護者等を対象とする施設・団体 (1) 原告： ・ 障害者共同生活援助支援事業等の事業を行う特定非営利活動法人 (No.7-1、7-2) ・ 親のターミナルケアのために施設に金銭を寄附した者 (No.22) (2) 被告： ・ 死因贈与者が預金を有していた信金 (No.7-1、7-2) ・ 介護・医療関連事業を営む株式会社 (No.22) 3 その他の団体 (1) 原告： ・ 会員 (No.6) ・ 美術品寄付者の相続人 (No.13) ・ 鑑定サービス利用者 (No.14) ・ 開運商法の利用者 (No.16-1、16-2) ・ 「セッション」を受けるサービス利用者 (No.15)
--	---

	・動物保護団体への寄附者及び寄附を呼び掛けた者 (No.21) ・気功及び整体事業を目的とする株式会社との間で受講契約を締結した者 (No.26) (2) 被告： ・セミナー等の企画・運営等を行う一般社団法人及びその代表者 (No.6) ・美術館の運営等を行う財団 (No.13) ・鑑定サービス提供会社及びその代表者 (No.14) ・「セッション」を勧誘する法人及びその代表者 (No.15) ・開運商法事業者及びその代表者 (No.16-2) ・ダイヤモンド販売事業者の代表者 (No.17) ・動物保護団体及びその代表者 (No.21) ・気功及び整体事業を行う株式会社及びその代表者 (No.26)
寄附勧誘行為の主体と認められた範囲	1 信者又は会員個人が寄附勧誘行為の主体であるとして、被告に法的責任が認められた事例（複数の信者又は会員が共同で寄附勧誘行為の主体として法的責任が認められた場合も含む） No.5、11-1、11-2、12、18-1、18-2、19-1、19-2、27-1、27-2、30、31-1、31-2、32-1、32-2、33、34-1、34-2、36、39、40-1、40-2、41、42、43-1、43-2、44-1、44-2、45、46 2 団体の代表者個人が寄附勧誘行為の主体であるとして、被告に法的責任が認められた事例（信者又は会員と共同で寄附勧誘行為の主体として法的責任が認められた場合も含む） ・宗教法人の代表役員である被告が、鑑定の方法等の要諦を作成し、代表役員として同要諦に従って易断鑑定をするよう指導するなどし、鑑定会の活動実績の報告をさせ、獲得した祈願料に応じて等級を設け手当が変動す

	る仕組みを構築するなどしており、勧誘員の違法な祈願勧誘行為が代表役員の構築した体制に必然的に由来することなどを理由に、法的責任が認められた。(No.26、36)。 ・代表役員は、被告Y1 教所属の鑑定師らが、人生相談会に訪れた相談者を不安や恐怖に陥れ、これにより相談者に高額の新願料を支払うように仕向ける方法を記載したマニュアルである「■■■■■」を作成し、研修において、鑑定師候補者に対し、これを身に付けるよう指導していたばかりか、本件規則をも作成し、これにより、鑑定師らが、人生相談会において、高額の新願料を取得しなければ、自らの地位を喪失したり、収入を上げることができないシステムを構築したなどを理由に、法的責任が認められた (No.37)。 3 法人が寄附勧誘行為の主体であるとして、被告に法的責任が認められた事例 法人について寄附勧誘行為の主体性が問題となった裁判例としては No.18-1、19-1、19-2、26、36、38 等がある。このうち、No.18-1 の裁判例では、勧誘主体が宗教法人の一組織であることを理由として、No.19-2 では勧誘行為が法人の組織的活動であることを理由として、法人自体の不法行為責任が認められている。また、No.36 の裁判例では、使用者責任を判断するまでもなく、法人自体の不法行為責任が認められている。 他方で、No.12 の裁判例では、原告は、被告らによる教化等の行為が、a 会に対する献金等を勧誘するという統一的な目的の下、組織一体となつて行われたものであるから、被告らの各勧誘行為には関連共同性があり、全体として共同不法行為が成立すると主張したが、裁判所は、「違法との評価をし得ない勧誘等の行為をしたのみであるにもかかわらず、違法と認められる個別の勧誘行為との関連共同性を認めれば、本来認められべき勧誘等の行為を不当に制限することとなり、妥当ではな」く、違法と認められる各勧誘行為に關与したと認められる被告らの限度で、共同不法行為責任を負うというべきであるとして、法人との共同不法行為を否定している。また、No.14 の裁判例では、「特定の宗教団体やその信者において他者に献金等をするよう求めることは、社会的に相当な範囲内のものである限り、宗教活動の一環として許容されるものであるところ、原告の上記指摘を踏まえても、被告Y1 団体ににつき、個々の事案の事実関係に於いて、社会的に相当な範囲を超える勧誘活動がなされた
--	---

	として違法と評価されることがあるというにとどまり、一般に、被告Y1 団体やその信者において、組織的な資金獲得活動として社会的に相当な範囲を超える違法な活動をしていたとまで認めることができる証拠はない。」として、法人との共同不法行為を否定している。
寄附勧誘行為の内容	1 献金又は寄附の勧誘 ・ 献金又は寄附 (No.1-1～1-3、2、4-1、4-2、5、9、11-1、11-2、12、17、18-1、18-2、19-1、19-2、20-1、20-2、20-3、22、27-1、27-2、28、30、31-1、31-2、32-1、32-2、33、34-1、34-2、38、40-1、40-2、41、43-1、43-2、44-2、45、46) ・ お布施 (No.24-1、24-2) ・ 義援金 (被災したペットとその飼い主のための義援金 No.21) ・ 基金 (建立基金No.23、祈禱院建設基金No.40-2) ・ 罰金 (No.20-1、20-2、20-3) 2 物品等の購入の勧誘 ・ 縁起物、仏像その他置物 (No. 1-1～1-3、4-1、4-2、8、18-1、18-2、38、41、43-1、43-2) ・ 念珠その他法具 (No.9、18-1、18-2、23、34-1、34-2) ・ 装飾品・宝飾品 (No.8、9、11-1、11-2、18-1、18-2、27-1、27-2、46) ・ 壺 (No.5、27-2、38、41、43-1、43-2) ・ 印鑑 (No.9、27-1、27-2、40-2、41、46) ・ 経典、教本その他書物 (No.4-1、4-2、9、25、32-1、32-2、33、43-1、43-2) ・ 人参茶、その他飲食物 (No.1-1～1-3、No.18-1、18-2、27-1、27-2、43-1、43-2) ・ 絵画・額 (No.9、27-1、27-2、30、46) ・ 布団 (No.27-1、27-2)

	・位牌、お札 (No.33) ・家系譜・親族系譜 (No.1-1～1-3、9、34-1、34-2) 3 役務の提供の勧誘 ・セミナー・イベント等の参加費・受講料等 (No.6、9、11-1、11-2、15、18-1、18-2、23、26、27-1、27-2、34-1、34-2) ・祈祷、祈願その他儀式 (No.8、11-1、11-2、18-1、18-2、30、33、36、37、43-1、43-2) ・トレーニング受講料 (No.18-1、18-2、27-2) ・鑑定 (No.14、37、39) ・墓地・墳墓等 (No.23) ・祭壇製作費用 (No.16-1、16-2) ・供養 (No.8、11-1、11-2、23、25、30、33) ・相談 (No.30) ・神棚設置 (No.30) 4 遺贈又は死因贈与の勧誘 ・死因贈与 (No.7-1、7-2) 5 貸付金の勧誘 ・貸付金 (No.29、34-1、34-2)
--	---

	6 その他 ・結婚式の渡航費用、その他の旅費・交通費 (No.11-1、11-2、30、34-1、34-2、45-1、45-2) ・買い物代金等 (No.20-1～20-3) ・生活していた宿泊施設の家賃、光熱費及び食費等 (No.18-1、18-2)
寄附勧誘行為等の違法性の判断基準	1 寄附勧誘行為の違法性の判断基準 (1) 最高裁における寄附勧誘行為の違法性の判断基準 「献金勧誘行為については、これにより寄附者が献金をするか否かについて適切な判断をすることに支障が生ずるなどした事情の有無やその程度、献金により寄附者又はその配偶者等の生活の維持に支障が生ずるなどした事情の有無やその程度、その他献金の勧誘に関連する諸事情を総合的に考慮した結果、勧誘の在り方として社会通念上相当な範囲を逸脱すると認められる場合には、不法行為法上違法と評価されると解するのが相当である。そして、上記の判断に当たっては、勧誘に用いられた言辞や勧誘の態様のみならず、寄附者の属性、家庭環境、入信の経緯及びその後の宗教団体との関わり方、献金の経緯、目的、額及び原資、寄附者又はその配偶者等の資産や生活の状況等について、多角的な観点から検討することが求められるというべきである。」 (No.1-1) (2) 最高裁以前の下級審裁判例における寄附勧誘行為の違法性の判断基準 上記の No.1-1 の最高裁以前の下級審裁判例でも、最高裁と同様に「社会通念上相当な範囲を逸脱する」か否かで判断されているが、具体的な考慮要素については個別の事案によって異なる。 ア 勧誘に用いられた言辞や勧誘の態様に着目したもの ・害悪の告知や心理的な圧力（畏怖）など、心理状態につけ込んだ行為を考慮したもの (No.1-3、5、8、9、10、11-1、11-2、12、18-1、18-2、23、24-1、24-2、25、27-1、27-2、28、30、31-1、31-2、32-1、32-2、33、34-1、34-2、35、36、37、39、40-1、40-2、41、42、43-1、43-2、45、46)

	・個々の勧誘行為の違法性を判断するにあたっては、当該勧誘行為のみならず、従前の勧誘行為によって形成された不安や恐怖心などの影響も踏まえて判断すべきであるとしたもの (No.12) ・宗教の教義を伝道し、その信者となるよう教化育成しているにもかかわらず、そのことを伏せて不安をあおる勧誘をしていたことをきわめて重要な要素に当たるとしたものの (No.18-1) ・対象者が帰依するか否かを決断する前に、対象者に対して当該宗教の教義について、少なくともその概要を説明し、対象者が自由意思で帰依するか否かの選択をする機会を与えておくことが必要であり、そうした機会を与えない伝道・教化活動は、方法において相当性を欠くものとしたもの (No.27-2) イ 勧誘に用いられた言辞や勧誘の態様以外のものを考慮したもの ・原告の収入、資産状況、生活状態 (No.1-3、6、9、10、12、18-1、18-2、23、28、30、31-1、31-2、32-1、33、34-1、34-2) ・他の宗教団体等における宗教活動等の際にも一般的に伴うことのある範囲内の支出か否か (No.18-1、18-2、30、33、43-1、43-2) ・原告の入会後退会までの言動、判断能力・精神状態 (No.6) ・原告は、教義に疑問を持つ機会や、第三者からの客観的な意見を聴取する機会も奪われたまま、次の教化過程に進まざるを得ない心境にさせられ、教義に対する論証・批判の契機を与えられないまま、宗教団体の教義を信仰させられるに至ったこと、また、被告信者らの伝道・教化活動は、教義の布教等、純粋な宗教的目的によるものとは認められず、金銭を集める目的も相当程度有していたこと (No.27-2) 2 その他の行為の違法性の判断基準 (1) 宗教行為の対価を請求する行為の違法性の判断基準 ・祈祷その他の宗教的行為に付随してその対価の支払を求める行為は、その性質上、祈祷等の内容に合理性が
--	---

	ないとか、成果が認められないなどの理由により直ちに違法となるものではない。しかしながら、それに伴う金銭請求が、相手方の窮迫、困惑、悩み、不安、恐怖等に乗じ、殊更にその不安、恐怖心を煽ったり、自分に特別な能力があるように装い、その旨信じさせたりするなどの不相当な方法で行われ、その結果、相手方が正常な判断が妨げられた状態で、不当に過大な金銭を支払ったような場合には、社会的に相当な範囲を逸脱した違法な行為として、不法行為が成立する（No.8）。 ・ 金員の出捐を伴う儀式等を受けることを勧誘するに際して、特定の宗教を信じる者が、当該宗教団体における教義等に基づく、科学的に証明し得ない様な事象、存在、因果関係等を理由とするような吉凶禍福を説き、儀式等を受けることによって、そうした吉凶禍福を一定程度有利に解決することができるなどと信者等に説明することについて、その説明内容がおよそ科学的に証明できないことなどを理由として、直ちに虚偽と断じ、あるいは違法と評価することもあり得ないし、あらかじめ信者等の境遇や悩み等を把握した上で、そうした悩み等を解決する手段として、金員の出捐を含む宗教的教義の具体的実践を勧誘することも、直ちに違法と評価されるものではない。しかしながら、上記のような行為が、信者等をいたずらに不安に陥れたり、畏怖させたりした上で、そのような心理状態につけ込んで行われ、社会一般的に信者等の自由な意思に基づくものとはいえないような態様で行われたものである場合や、信者等の社会的地位や資産状況等に照らして不相当な多額の金員を支出させるなど、社会的に考えて一般的に相当と認められる範囲を著しく逸脱するものである場合には、そのような行為は、反社会的なものと評価され、公序良俗に反するものとして、違法なものになるとした（No.30）。 (2) 鑑定の対価を請求する行為の違法性の判断基準 ・ 鑑定の対価を請求する行為は、当該鑑定の内容に合理性がないとか、成果が認められないなどの理由で、直ちに違法な行為となるものではないが、鑑定を勧誘することが不当な目的に基づいており、不当な手段によって鑑定の勧誘がなされ、相手方が正常な判断を妨げられた状態で不当に過大な金銭を鑑定の対価として支払ったような場合には、鑑定の名目で対価を請求する行為は社会的に相当な範囲を著しく逸脱した違法な行為
--	--

	為となるというべきであった (No.15)。
寄附金の実際の使用用途が寄附者との関係で不法行為となる基準	・被災したペットとその飼育主のための事業及び義援金の目的に沿う限りにおいて、支出の時期、方法や相手方、金額等を含めて宗教団体本部の合理的な裁量に委ねられる性質のものであることができ、義援金を寄付した者との関係において宗教団体本部又はその管理者に不法行為責任を問われる法的な義務の違反の問題が生じ得るのは、その裁量の範囲の逸脱又はその濫用があった場合であるというべきである。宗教団体本部がその事業に関する義援金の支出や管理の在り方について有する合理的な裁量の範囲を超えるものとはいえず、その裁量の範囲の逸脱又はその濫用があったとは認めがたいと判断して、不法行為責任を否定した (No.21)。
合意 (意思表示) の有効性の判断基準	1 不起訴合意の有効性 (公序良俗など) (1) 最高裁における不起訴合意の有効性 (公序良俗違反の有無) の判断基準 「特定の権利又は法律関係について裁判所に訴えを提起しないことを約する私人間の合意 (以下「不起訴合意」という。) は、その効力を一律に否定すべきものではないが、裁判を受ける権利 (憲法 32 条) を制約するものであることからすると、その有効性については慎重に判断すべきである。そして、不起訴合意は、それが公序良俗に反する場合には無効となる。この場合に当たるとは、当事者の属性及び相互の関係、不起訴合意の経緯、趣旨及び目的、不起訴合意の対象となる権利又は法律関係の性質、当事者が被る不利益の程度その他諸般の事情を総合考慮して決すべきである」 (No.1-1) (2) 下級審裁判例における不起訴合意の有効性 (公序良俗違反の有無) の判断基準 不起訴合意の有効性が争われた下級審の裁判例でも、公序良俗違反に該当するかどうかが争われている。この公序良俗違反の有無は、個々の事案に応じて総合考慮によって判断されている。例えば、No.4-1 の裁判例では、不起訴合意の目的、控訴人 (原告) の心理状態、控訴人に対する意思確認及び説明の有無、合意内容 (一方的に不利な内容か)、合意のもたらす結果等の事情を考慮して、公序良俗違反を肯定し、不起訴合意を無効と判断している。他方、No.45-2 の裁判例では、合意の作成の際の録音テープより発言に畏怖しているような様子

	は見受けられないとして、公序良俗違反を否定し不起訴合意を有効と判断している。また、No.10 の裁判例では、原告が、①本件念書作成当時、被告 Y1 団体からの脱退を考えていたことを窺わせる証拠はないこと、②神との契約を解くことはできないとの文言が、原告にとって害悪の告知に当たるとはわからぬこと、③公証人は、認証手続を行うに当たり、意思表示者に対し十分な意思確認を行っているとは認められないこと等を併せ考慮し、原告が、被告 Y2 からの強迫によって、本件念書の作成に当たるとの主張は採用できないとして、強迫による不起訴合意無効の主張を排斥し、さらに、宗教団体の信者がその教義に従うことは、まさに宗教的行為の実践そのものであるとして、原告が進んで被告 Y1 団体の教義に従って振る舞っていたとしても、そのことをもって公序良俗違反の根拠にはならないのであるから、原告が本件念書の作成までの間に献金等として 3000 万円を超える支出をしていたことを考慮しても、本件念書における原告の意思表示が公序良俗に違反すると認めるには足りないとした。 2 解決金の支払い合意の有効性 解決金の支払いの合意の有効性が争われた下級審の裁判例には、公序良俗違反に該当するかどうか争われたものがある。公序良俗違反の有無は、個々の事案に応じて総合考慮によって判断されている。例えば、No.2 の裁判例では、300 万円の解決金の支払い合意（本件合意）について、信義則及び公序良俗に反し無効かという点も争われたが、本件合意が解決金 300 万円の支払によって填補されない損害について被告らを免責させる内容のものであるといことからすると、被告らにより違法に引き出された金員を原資として宗教法人に献金が行われたことを踏まえ、300 万円の限度で解決金を支払うこととした合意の内容が、信義則に反するものであるとも、公序良俗に反するともいえることはできないとした。 3 不返還合意の有効性
--	--

	不返還合意の有効性が争われた下級審の裁判例でも、公序良俗違反に該当するかどうかが争われたものがあり、公序良俗違反の判断は、個々の事案に応じた総合考慮によって判断されている。例えば、No.11-1 の裁判例では、原告がその他の献金の返還請求を含む請求をしないことを約する旨の本件清算条項が含まれた本件合意書の有効性が問題となったが、裁判所は、①本件合意書の作成過程について、原告が■と■を被告 Y5 に返品し、被告 Y5 が原告のした献金合計 203 万円を原告に返金することについてだけ話し合っており、その他の献金に関しては話し合わなかったこと、また、②被告 Y1 団体の信者において、献金は天に捧げたものであって返金を求めることができないと認識しており、原告は 203 万円の返金を受けた後も D と■結婚式をする意思を表明していることからすると、原告には、本件合意書を取り交わした当時、その他の献金に関して返金を求めるという考えはなく、本件合意書は、そのような状況下で、その内容について説明されず、原告の意思も確認されないまま、署名押印されたものであると認定した。その上で、本件清算条項は、原告においてその他の献金に関して返金を求める考えすらなかったことに乗じて、何らの説明もなしに原告にその他の献金に関する請求権を放棄させるものであるとして、その他の献金の金額が少なくとも 362 万円に上ることも考慮すると、公序良俗に反し無効というべきであると判断した（なお、同判断は控訴審（No.11-2）でも是認されている。）。 4 遺贈又は死因贈与の有効性 遺贈又は死因贈与の有効性が争われた下級審の裁判例でも、公序良俗違反に該当するかどうか争われたものがある。公序良俗違反の有無は、個々の事案に応じた総合考慮によって判断されている。 例えば、No.7-1 の裁判例では、本件死因贈与契約は、控訴人において本件身元保証契約に基づく支援受託費用を C から受領しながら、これに上乘せる形で C の死後にその不動産を除く全財産を無償で取得することを内容とするものであり、また、その締結に際して、控訴人代表者から C に対し、本件身元保証契約に付加する形で本件死因贈与契約の締結を勧める理由について合理的に理解可能な説明がされたとはいえず、かえって、控訴人に身元保証人を引き受けてもらわなければ困ると考えていたであろう C に対し、その死亡時や判断能力喪失時に備
--	--

	えた対処方策の一つになるかのような不正確で誤解を招く説明がされた結果として締結されたものである、と認定した上、このような本件死因贈与契約の内容及びその締結の経緯に照らすと、本件死因贈与契約は、いわば社会的弱者とされる高齢者に身元保証を提供する代わりに合理的な理由もないままその死亡時の不動産を除く全財産を無償で譲渡させることにより控訴人が利益を得るものであって、暴利行為と評しうるものであり、その効力をそのまま承認することは社会正義にもとる結果となるから、公序良俗に反し無効であるとした。
寄附勧誘行為の不法行為の成否／無効・取消の成否についての判断	1 不法行為の成否 (1) 寄附勧誘行為の不法行為の成否 ア 肯定例 ・ No.5：指導者による占いを受けさせ、その者に対し、同人の不安や恐怖を煽るなどした上で、場合によっては借金をさせてまで、霊的な効果があるなどと告げて壺を買わせるなどして被告団体の信者とした上で、財産を保持することは悪であり、これを被告団体のために拠出することが善であるとの考えを絶対的教えとして、信者の資産の多寡にかかわらず、被告団体の信者に対して過大な金銭の拠出を強要するほか、活動資金を獲得するための事業活動につき無償労働を強いるといったことが行われていたことについて、(共同) 不法行為を認めた。 ・ No.9：各原告について、個別の献金や物品購入等についての勧誘行為を検討して、一部について、社会通念に照らして相当と認められる範囲を逸脱していた行為として、勧誘行為の違法性を認めた。 ・ No.11-1：家族の病気に関する不安をあおられて家系図を作成することを決め、被告Y3のもとで家系図を作成し、家族の不幸が先祖の因縁によるものではないかとの不安をあおられて教会に通うようになり、さらに、教会において、ビデオや講義、講師との会話によって、家族が地獄で苦しんでいるとの不安や恐怖心をあおられ続ける中で、先祖供養や■■■結婚式を受けることとし、これらの献金をしたことが認められるとして、被告Y1団体の信者において、原告が教会に通うに当たり原告に受講料の支払を求めることや、原告に先祖供養や■■■結婚式に関する献金を求めることは、社会的に相当な範囲を逸脱した行為として違

	法と評価せざるを得ないとした。 • No.12：原告が鬱病であることを知りながら、マンションを売却して納めなければ原告の持病が治らないなどと述べ、原告の不安感を殊更に助長させて献金の勧誘をしたものであるから、マンションを売却して有功するよう勧誘し、1300万円を有功として支払わせた行為は、原告の自由な意思決定を阻害するものであつて、かつ、原告の資産状況及び生活状況に照らし明らかに過大なものといえ、違法であるとした。また、借入をしなければ献金をするための資産がないような状況の下で、そのことを知りながら借入をして献金をするよう勧誘する行為、母名義の口座から引き出して献金を勧誘する行為、銀行から借り入れを行っていることを知りながら原告の財産を全て献金するよう勧誘する行為、キャッシングによる借り入れをして献金するよう勧誘する行為は、いずれも勧誘を受ける者の資産状況及び生活状況に照らして過大な支出をさせるものであることは明らかであつて、社会通念上相当と認められる範囲を逸脱したものといえ、違法であるとした。 • No.16-2：原告に対し、被告Y3寺の自称Dに依頼して60日間加持祈祷等を行うことにより、原告が別れた恋人と復縁し、合計8000万円もの賞金の宝くじに当選することもできるなど、必ず良縁と金運に恵まれること、及びその加持祈祷のための祭壇製作費用（材料費）として108万円も必要であるなどと誤信させ、祭壇製作費用の名目で本件送金をさせた行為は、本件送金の額（108万円）をみても、いわゆる運勢占いにおいて社会通念上相当として許容される範囲を超え、不当に高額な祈祷代や祭壇費用を支払わせたものであると認められるから、被告Y1の原告に対する上記行為は、詐欺に当たり、違法ということができるとした。 • No.18-1：勧誘団体がXであること等を告知した平成16年4月までの勧誘、教化は、社会的に相当と認められる範囲を明らかに逸脱するものと認めることができ、このことは、個々の献金等の支出が不法行為に当たるかどうかを判断するにあたって、きわめて重要な要素となる。告知の後には、一審原告は一審被告Yによる献金や献身行為等の勧誘が一審被告Yの教義によることを理解していたと認められるから、告知の
--	---

	後の個々の献金等の支出や、献身行為は、個々の行為による支出額や行為の内容等が社会的に不当と認められるかどうかを検討した上で、不法行為に当たると判断するかを判断する。そして、通常の信仰活動としての献金の範囲を超えているものについて、不法行為責任を認めた。 • No.19-1、19-2：被告宗教団体が、専業主婦であるAに対して夫（原告）の財産などを意思に反してでも献金するよう指示し、被告が、献金の原資は本人の財産ではなく原告の財産であり、原告の意思に反して出資されたことについて認識していたものについて不法行為責任を認めた。 • No.20-3：客観的に存在する証拠（メール等）を基本として、諸般の事情を総合的に考慮して検討し、原告X1は、A会内において、被告Y1、被告Y2及び被告Y3から、性格、生活態度等を捉えて問題視され、特にMの三女であるPが原告X1に連れられてR村に行った後に特定疾患を発症したことを殊更に問題視されること等により、精神的に屈服させられていたであろうことが推認されるとして、精神的屈服下にあった状態で本来支払う必要がないにもかかわらず金員の支払を余儀なくされた金銭や慰謝料について不法行為責任を認めた。 • No.27：被告信者らの伝道・教化活動は、教義の布教等の純粋な宗教的目的に基づくものではなく、対象者に献金及び無償の物品販売活動等を行わせると共に、そのような行為をする信者を再生産することによって、経済的利益を獲得することに目的があったと推認するのが相当であり、伝道・教化活動の目的は不当なものであるとの評価を免れず、被告信者らの伝道・教化活動は、不当な目的のもとづき、相当性を欠いた方法によって行われ、結果的に対象者の信教の自由（信じるか否かを選択する自由）を侵害したと判断した。 • No.30：当初の相談時から、水子や先祖の未成仏霊が取り憑いていること、それらの未成仏霊が抱えている問題の原因であること、未成仏霊を清めることが必要であることなどを告げて、儀式をさせ、儀式後も、なお、パワーアップと称して頻回に儀式が必要であると告げ、様々な害悪を回避するためには必要であると信じ込ませて、いたずらに不安に陥れたり、畏怖させたものであり、自由な意思に基づくものとはいえない。
--	---

	ないような態様で行われたものであるとして、不法行為を認めた。 • No.31-2：原告らに対して行った伝道活動は、宗教性や入信後の実践内容を秘匿して行われたもので、自由意思を歪めて信仰への隷属に導く不正なものであり、教化活動は、家族等との交流を断絶させ、金銭拠出の不足が信仰の怠りであり救済の否定につながるのと教えて信仰を維持させ、特異な宗教的实践を継続させようとする不正なものであること、また、不公正な伝道・教化活動は、原告らに財産を差し出させ、原告らを集金活動に従事させるという特異な宗教的实践を強制するものであり、客観的にみれば、宗教団体が経済的利益を獲得する目的で行われたといわざるをえないことから、伝道・教化活動が、社会的相当性の範囲から著しく逸脱する民事上違法な行為と認定した。 • No.32-1：各献金勧誘行為について、原告の不安や恐怖心を助長するような勧誘行為がされたことを理由として、不法行為を認めた。 • No.32-2：面談において、原告に自分の財産や遺産が全てなくなるまで献金するように執拗に求め、それを果たさないと原告の子どもに危害が及ぶなどを告げたことを認め、一部の献金について不法行為を認めた。 • No.33：各支払勧誘行為について、原告の不安ないし恐怖心を煽り、不相当に高額な支払をさせたことを理由として、社会的に相当と認められる範囲を逸脱したのもとして違法と認めた。 • No.34-1：献金等の行為について、原告の自由な意思決定を不当に制約して、高額の献金をさせているものであり、社会的に相当な範囲を逸脱する違法な行為と認めた。 • No.34-2：献金等の行為について、原告の自由な意思決定を不当に制約して献金を勧誘するものであるから、かかる勧誘行為は違法な行為と認めた。 • No.36：原告に対し、このままでは死に至るなど不吉な事実を次々と告げて不安を殊更に煽るなどして、高額の祈願料等の支払を求め、金額の高さに躊躇する原告に対して突き放すような態度をとり、さらに原告の不安を煽り、原告において正常な判断が妨げられた状態で、祈願料等名下に著しく高額の金員を支払わせたものであるとして、社会的に相当な範囲を逸脱した違法な行為と認めた。
--	--

	・No.37：易断名下に、もっぱら財産的利益を得ることを目的として、原告の窮迫や困惑に乗じて、原告の不安や恐怖心をおおるようなことを申し向け、祈願料等名下に不相当に高額の金員を支払わせたものであるとして、一連の献金勧誘行為を社会的相当性を著しく逸脱した不法行為と認めた。 ・No.38：被告宗教団体への献金原資とする意図を秘して、当時は被告宗教団体の教義を信仰する意思を有しなかった原告に対し、祈願礼式の資金名目で金員の提供を勧誘したと推認すべきであるし、被告宗教法人も、信者の意図を知りながら、原告からの金員の提供実現に協力したと推認すべきであって、このような行為が原告の信仰の自由を侵害する違法な行為であることはいうまでもないとして、不法行為を認めた。 ・No.39：被告らによる勧誘は、原告らの悩み、弱みに乗じて、その不安や畏怖を煽り、家族に不幸が及ぶのではないかとの気持ちを利用して、一種のマイノリティコンドロールの状態におき、先祖祭祀を行う決断をさせたものであって、著しく高額な先祖祭祀の費用を支出させることを正当化する事情は見出せないこと、原告らは主婦であったりパーティの薬剤師であるなど、その収入状況からすれば 1300 万円はきわめて高額な負担であり、その夫名義の口座からお金を引き出したり、金融機関から借入をしてまで先祖祭祀を行っており、余剰資産をつぎ込んだものではなく、原告らが正常な判断能力を有する状態にあったのであれば、到底これに応じたはずはないから、被告を始めとする本件組織の構成員が先祖の因縁等の話を持ち出したに不安を煽ることによって原告らが自由な意思によって判断できないような精神状態にしていたことは明らかであることなどとして、先祖祭祀及びその勧誘を含む本件組織の一連の行為全体が社会的に相当な範囲を逸脱した違法なものとして、先祖祭祀及びその勧誘を含む本件組織の一連の行為全体が社会的に相当な範囲を逸脱した違法なものと認めた。 ・No.40-2：大部分の献金については違法性を否定したものの、原告に対し、献金をしなければ、色情因縁を解消することができないなど不安をおおって献金を迫り、自宅マンションを売却させ、自宅マンションの売買代金を被告宗教法人に献金しなければ、色情因縁を解消することができず、新しい出発をすることができないなど不安をおおる、著しく過大な献金をさせたとして、社会的に相当な範囲を逸脱する違法な行為と認定した。
--	---

	・No.41：献金をしないことによる害悪を告知したり、心理的な圧力を掛けた事実があるかどうかを基準に、献金行為の大部分について、不法行為性を認めた。 ・No.42：本件献金の勧誘は、うつ状態ないし統合失調症であった原告に対し、不安をあおり、恐怖心を抱かせるなどした上、そのような心理状態の中で献金を決意させたものであったということができ、このことに、献金額がきわめて高額で、原告のほぼ全財産に当たったことをも総合すれば、本件献金は、原告の自由な意思に基づくものであったということができない。したがって、本件献金の勧誘は、社会的に相当なものとして認められる範囲を逸脱するものとして、違法なものであり、不法行為が成立するものというべきとして、不法行為の成立を認めた。 イ 否定例 ・No.1-3：①被告個人らが、原告X1 に対し、献金をしないことによる具体的な害悪を告知したと認めることはできない、②原告X1 が、それにより殊更に不安や恐怖心を発生又は助長させられ、自由な意思決定を阻害されるに至ったとまでは認めることができない、③献金の金額が多額であることのみから、直ちに、原告X1 が被告Y1 連合の信者らに自由な意思決定を阻害されて、原告X1 の資産状況、生活状況に照らして過大な献金を行ったものと認めることもできないとした上、仮に、被告個人らが原告X1 に対し、献金等を行うよう一定程度の勧誘行為を行っていたとしても、それが宗教団体の信者らが、信者等に対し、宗教的教義の実践を勧誘する行為として、社会的相当性を逸脱したものとは認められないとして、不法行為責任を否定した。 ・No.17：「原告X2 が、Aや原告X3 の求め、指示に応じて、5000 万円以上の金員を奉納した可能性がある（甲B1）としても、その全額を奉納しているかどうかは明らかではないし、また、そもそも、原告X2 は、月1 回程度、〇〇会に通っていたにすぎず、上記奉納を求められ、これに応じたとされる平成 25 年 2 月から同年 4 月までは、単に電話でその指示、勧誘を受けたにすぎず、違法な強要や詐欺にわたるような
--	--

	行為であったとまで認めがたい。また、信者である原告X2が、教祖であるAの言葉自体にある程度重く受け止めたにせよ、原告X2は、原告X1と比較し、強い抑圧や支配下にあったものとまでは認められない。 現に、被告Yらと一緒に生活するようになった際も、原告X2は、被告Yに対し、臆することなく、返金を求めたと述べており（甲B7・6頁）、原告X2がある程度の自由意思を有していたことに鑑みても、原告X2から違法に奉納金を詐取又は喝取したとは認めがたい。」として、不法行為責任を否定した。 • No.18-1：団体がXであること等を告知した後の支出で、教義に基づく献金であって、その金額も他の宗教団体等における宗教活動等の際にも一般的にみられる範囲内の支出にとどまり、また、一審原告が一審被告Yの教義に基づく献金であることを理解していたものについては、不法行為責任を否定した。 • No.23：支出勧誘行為について、不安や恐怖心の発生を企図し、あるいは、不安や恐怖心を助長して、自由な意思決定を不当に阻害して、原告らに支出させるなど、被告ら又は被告職員等に社会的相当性を逸脱した違法な行為があったと認めることはできない。 • No.24-1：宗教団体の関係者から社会通念上相当と認められる範囲を逸脱した行為を受けてその自由意思を抑圧され金銭的出捐を強制された事情はなく、当時、信仰心から自己の自発的な意思により御布施をしたことを認めて、不法行為責任を否定した。 • No.25：職員等から殊更に脅されて意思の自由を奪われるなどの社会的相当性を逸脱する行為がなかったことを理由として、不法行為責任を否定した。 • No.28：献金等に際しての勧誘行為は、そもそもの献金の存在が認められないか、又は、献金等があったとしても、当該献金等は、いずれも違法な勧誘行為によって原告が欺罔脅迫され、畏怖誤信されたことにより行われたものとは認めることができないとして、不法行為責任を否定した。 • No.32-2：原告によって記載された手紙や報告書の内容は、被告らから先祖因縁の恐ろしさを告げられ畏怖した結果、被告に3億円を献金したとする原告の供述とは容易には整合しないものであるから、同供述を容易に信用することはできず、その他に同主張を認めるに足りる証拠はないとして、不法行為責任を否定
--	--

	した。 • No.35：各献金の金額は全体として高額であるといえるものの、本件各献金の際の被告宗教団体の信者らによる献金勧誘行為の内容及び態様が特定できず、これによって殊更に不安に陥れるなど原告の自由な意思決定が制約されていたとは認められず、また、本件各献金が原告の真意に反したものであったという事情も見当たらないから、被告宗教団体の信者らが、本件各献金の際、原告に対し、その態様及び結果が社会通念上相당한範囲を超えるような違法な勧誘行為をしたとは認められないとして、不法行為責任を否定した。 (2) 物品購入の勧誘行為（物品販売）の不法行為の成否（上記(1)で寄附勧誘行為に含めて又はそれとあわせて不法行為の成否を判断しているものを除く） 寄附又は献金の勧誘行為のほか、物品等の購入の勧誘行為について不法行為の成否を判断している裁判例も存在する（寄附又は勧誘行為に含めて又はそれとあわせて不法行為の成否を判断している裁判例は除く。）。これについては、以下のとおり、不法行為を認めた裁判例と否定した裁判例が存在する。 ア 肯定例 • No.18-1：勧誘主体がXであること等を告知する前の勧誘、教化は、社会的に相当と認められる範囲を明らかに逸脱するものであり、Xであることなどが知らされなければ、一番原告は、念珠や指輪、高麗人参茶等を購入しなかった可能性が大きく、指輪代としてみると著しく高額とはいえない場合のように、その金額が不相当に高額であるか否かにかかわらず、また、相応の対価を受け取っていたとしても（指輪等）不法行為が成立するとした。（原審 No.18-2 では、原告の懸念を強調して、原告をして畏怖ないし誤信させた上で、念珠を購入させたり、受講の中断、勧誘主体についての告知の前後を問わず、各時点における原告の収入、生活状況等に比して著しく高額な物品の販売行為については、不法行為が成立する余地があると
--	--

	いう理由で、一定の支出について不法行為責任を認めていた。)) • No.34-1：念珠の購入等について、原告の不安をあおるものであり、原告の自由な意思決定を不当に制約して、社会的に相当な範囲を逸脱する違法な行為として、不法行為責任を認めた。 • No.34-2：絵画の購入等について、原告の先祖の因縁に対する不安をあおり、自由な意思決定を不当に制約して、絵画の購入を迫るものであるといえるから、社会的に相当な範囲を逸脱した違法な行為として、不法行為責任を認めた。 • No.44-2：原告は、一年余りの期間に合計 600 万円にのぼる献金を行っており、被告らの献金勧誘行為がなければ、経済的破綻が見えている献金をすることは考えがたいとし、献金が原告の自由な意思に基づいたものとはいえないとして、一部の献金に対する勧誘行為は社会的に相当な範囲を超えた違法な行為と言わざるを得ないとして損害賠償責任を認めた。 • No.43-1：原告は、特に裕福というわけではなく、つましく暮らしていたことは、被告らも十分に承知していたのであるから、そのような原告に対して、財産全部をむしり取るような形で高額の物品等を購入させたり、献金を求めたりすることは、社会的に相当な範囲内の行為であるということとはできない、として不法行為責任を認めた。 • No. 45：物品の購入については消滅時効の主張を認め請求に理由がないと判断しているが、一部の献金行為については、原告の夫の病氣に対する不安をあおったり、原告の先祖の恨みの強さなどを理由として、原告を畏怖させ、勧誘の態度、目的、結果等に照らして、社会的相当性を逸脱した違法な行為と認めた。
イ	否定例 • No.27-2：信者の近親者らに対する物品の販売について、顧客の需要を明に又は暗に聞き出した上で、その需要に合致すると思われる商品についてその特性を説明し購入を促すというものである。通常の販売活動と何ら変わるものではないから、商品それ自体の価値が乏しいとか、商品の価格が価値に見合った金額

	より著しく高額であるとか、商品の特性について著しい誇張表現があるなど、顧客を欺罔するような方法による場合でなければ、それ自体何ら違法性を問われるものではないというべきであると述べて、不法行為責任を否定した。 ・No.32-1、32-2：物品を購入するよう執拗に言われたとしても、原告の不安や恐怖心を助長する勧誘行為がされたと認めるに足りる証拠はないとして、違法性を否定した。 (3) 役務の提供の勧誘行為（役務の提供）の不法行為の成否（上記(1)で寄附勧誘行為に含めて又はそれとあわせて不法行為の成否を判断しているものを除く） 寄附又は献金の勧誘行為のほか、役務の提供の勧誘行為について不法行為の成否を判断している裁判例も存在する（寄附又は勧誘行為に含めて又はそれとあわせて不法行為の成否を判断している裁判例は除く。）。これについては、以下のとおり、不法行為を認めた裁判例と否定した裁判例が存在する。 ア 肯定例 ・No.14：鑑定サービスについて、サービスの効用及び費用などについて正常な判断をすることができない状態に陥ってメールのやり取りを繰り返し、その結果、ポイント購入のために自身の生活水準に比して多額の金銭を支出するに至る会員との関係においては、本件各サイトで提供されるサービスは、もっぱら金銭を支払わせるという不当な目的の下、心理的に正常な判断ができない状態に陥らせる不当な手段によって、不当に過大な金銭を支払わせているものというほかになく、そのサービスの提供行為は社会的に相当な範囲を著しく逸脱した違法な行為となとして、違法性を認めた。 ・No.26：被告〇〇は、「〇〇パワー」に客観的な科学的・医学的な裏付けがあり、確実に病気が治療できるかのように、虚偽の内容を含んだ詐欺的な宣伝をすることにより各活動を行っていること、また、〇〇パワーの存在を前提とする各活動を、真摯な治療等の目的で行っていたとはいえないこと等から、セミナー
--	--

	の受講費用について、社会的相当性を逸脱しているとして、不法行為責任を認めた。 • No.34-1：被告の教義及びそれに関連して先祖の因縁を植え付けられた原告の不安を殊更にあり、自由な意思決定を不当に制約してセミナーへの参加を勧誘したものであるから、かかる勧誘行為は社会的に相当な範囲を逸脱した違法な行為であるとして、不法行為責任を認めた。 イ 否定例 • No.6：被告法人への入会時点における原告の社会生活上及び経済生活上の経験、被告法人への入会后退会するまでの間の原告の行動、原告の判断能力を損なわせるような害悪を告知したとも認められないことなどの事情に照らせば、原告が被告法人に入会し、本件各支払をしたのは、原告の主体的かつ自発的な意思決定によるものであるとして、被告らの行為が原告による自由な意思決定を不当に侵害したものと認めがたいこと、本件各支払の総額は多額であるものの、被告法人に入会時における原告の保有資産額も多額であったこと、原告がA及び自己の遊興等のために多額の支出を行っていたこと、原告は本件各支払の原資を借入等によって調達したものであること、被告法人における地位にも相応の事業性ないし収益性が認められることに鑑みれば、合理的な範囲内での支出であったということができること等の事情を総合的に考慮すると、本件各支払にかかる被告らの行為に違法性があるとは認められないとして、不法行為責任を否定した。 • No.15：セッションの勧誘行為について、依頼にあたり意思決定に対する不当な干渉をしたなどと評価することとは困難であり、○○セッションを依頼した者が心身に対する何らかの効果を導くことはあり得ないなどまではいえず、そのような内容のみをもって、○○セッションが社会的相当性を著しく逸脱して違法であるなどと断ずることはできないなどとして、違法性を否定した。 • No.21：他の宗教団体等における宗教活動等の際にも一般的にみられる範囲内の支出、献身期間外の宿泊施設での生活に必要な費用については、不法行為責任を否定した。
--	--

	・No.30：自宅に神棚を作り、既に所有していた仏像や御札を奉ること自体は、社会通常上一般的な行為であり、新たに作った神棚も、その規模は通常のものより大きいとしても、既に被告が持っていた神仏の像等の安置のためである以上、社会通常一般的な行為の範疇を出るものではないなどとして、不法行為責任を否定した。 ・No.33：各支払は、悩みを抱える者が悩み事を相談する対価として、あるいは、先祖供養、水子供養、お祓いといった宗教的行為に参加しそれに伴う献金として、世上よく行われる程度のものであって、不当に高額というわけではないから、標記の各支払に関する被告の勧誘行為等が社会的に相当と認められる範囲を逸脱したものとまではいえないとして、不法行為責任を否定した。 (4) 寄附の前提となる財産の引出行為の不法行為の成否 上記(1)ないし(3)以外にも、寄附の前提となる財産の引出行為について不法行為の成否を判断している裁判例も存在する。例えば、裁判例 No.2 は、被告 P3 らは、預金の引出しを亡 P6 の承諾を得ないまま行っていると認められるとして、被告 P3 らは、当該引出しにつき、亡 P6 の相続人である原告らに対し、民法 719 条 1 項に基づく損害賠償責任を負うとして財産引出行為の不法行為を肯定した（ただし、被告宗教団体が被告 P3 らに対し、親族に無断で、又は虚偽の目的を述べて、当該親族の預金を引出して献金するように指示をした事実を推認することはできず、ほかに、被告 Y が被告 P3 らに対して、親族に無断で、又は虚偽の目的を述べて、当該親族の預金を引き出して献金をするように指示をした事実を認めるに足りる証拠はないとして、被告宗教団体の共同不法行為は否定した。）。また、裁判例 No.19-2 は、宗教団体が、組織的活動として、信者の財産状態を把握した上で、未亡人に対しては、献金によって夫を救い、夫の家系を救うという使命のために、夫の財産を夫の意思に反して内緒で献金する等の名目で交付させており、これを受けて専業主婦である A が行った献金等について、その原資が原告の財産であり、原告の意思に反して出捐されたことを認識していたと認められるとして、上記出捐について、組織的な不法行為として原告に対する損害賠償責任を負うと述べて不法行為責任
--	---

	を認めた。 2 役員等の第三者に対する損害賠償責任（会社法 429 条 1 項）の成否 上記(1)ないし(4)は民法 709 条の不法行為の成否を判断している裁判例であるが、それ以外にも法人の役員について会社法 429 条 1 項の損害賠償責任の成否を判断した裁判例も存在する。例えば、裁判例 No.14 は、被告 Y1 の代表取締役である被告 Y2 が、Y1 による違法な事業を是正すべき役員としての義務があったにもかかわらず、これを怠ったものとして、被告 Y1 の代表取締役として会社法 429 条 1 項に基づく損害賠償責任を認めた。また、裁判例 No.16-2 は、被告 Y1 の代表取締役である Y2 が、被告 Y1 の代表取締役として職務を執行するに当たり、悪意又は重過失によって、被告 Y1 の従業員らに、開運商法にかかる詐欺を実行させ、その結果、原告に本件送金額及び手数料の合計 108 万 5200 円を支出させたと認められるとして、会社法 429 条 1 項に基づく損害賠償責任を認めた。 3 無効・取消の成否 寄附又は献金について錯誤等を理由に無効・取消が主張された裁判例も存在するが、調査した裁判例の限りではいずれも否定されている。例えば、裁判例 No. 24-2 では、原告らはいずれも、被告の教義の内容、思想、活動等を理解し、これに賛同して自ら被告に金銭を贈与する意思をもって御布施をしたことが認められるのであり、本件御布施の交付につき、法律行為の要素に錯誤があったと認めることはできないとし、原告らの錯誤の主張は、被告代表者が自ら説く浄化の精神とはかけ離れた存在であり、信仰の対象としてふさわしくない人物だと思われるようになったという事後的な心境の変化ないし信仰の喪失というものにすぎず、これをもって錯誤と解することはできないとして錯誤による取消を否定している。
--	---

使用者責任の成否の判断基準	1 宗教団体の信者らの不法行為に対する使用者責任 使用者性については、実質的な指揮監督関係という枠組みの下で判断している裁判例が多い。事業の執行性については、個別具体的に判断基準を示して認定している裁判例は見当たらないが、後述の 2(2)の裁判例No.8、16- 2などで示されている事業の執行性の判断基準（その行為の外形を客観的に観察したときに、それが被告の事業に關して行われたと認められるか）は基本的に当てはまるものと考えられる。 ・宗教団体は、その信者が第三者に加えた損害について、当該信者との間に雇用等の契約関係がある場合はもちろん、これがない場合であっても、当該信者に対する直接又は間接の指揮監督関係を有しており、かつ、加害行為が当該宗教団体の宗教的活動等の事業の執行等につきなされたものと認められるときは、民法 715 条 1 項所定の使用者責任を負うというべきであるとし、献金等の勧誘行為について、法人の職員である伝道部長だけでなく、宗教団体の信者との間でも使用者責任を認めた（No.9、11-1、11-2）。 ・被告信者らが一部の原告らに対して行った伝道・教化活動は、■■教会の実践活動として行われたことを理由に、使用者責任を認めた（No. 27-2）。 ・信者の不法行為は、宗教教義の実践として行われたことが明らかであることを理由に、使用者責任を認めた（No.31-2）。 ・■■教域には、被告から、被告の教域長が派遣されるなど、実質は被告を構成する組織の一部であると認められるから、■■教域の主導下で行われたU1 との面談における不法行為について、使用者責任を認めた（No.32-2）。 ・勧誘や教義の伝道、教育等を目的として活動していることは明らかであり、また、被告の信者らが所属する信徒会の行為だけを比較しても、各信徒会間でも全国的に高度な組織的一体性があることが推認される。さらに、信者らが原告らに行った勧誘行為等の結果として支出された献金が被告に帰属していることなどから、被告の信者と被告の間には、指揮監督関係があったものと認めるのが相当である（No.34-1）。 ・被告が鑑定師の研修を受けさせた上、鑑定師に任命していたこと、被告の指示により人生相談会が開催され
----------------------	--

ていたこと、人生相談会において鑑定士は被告の指示に従い人生相談を行っていたことなどの諸事情に鑑み、被告と被告鑑定士との間に実質的な指揮監督関係及び事業執行性を認めた (No.37)。 • 宗教団体は、その信者が第三者に加えた損害について、当該信者との間に雇用等の契約関係がない場合であっても、当該信者に対する直接又は間接の指揮監督関係を有しており、かつ、加害行為が当該宗教団体の宗教的活動等の事業の執行等につきなされたものと認められるときは、民法 715 条所定の使用者責任を負うものというべきである。また、宗教団体の信者が、当該宗教団体と別個の信者組織を構成し、各信者が、当該信者組織の意思決定に従って宗教的活動又はこれに付随する活動を行う場合においても、当該宗教団体と信者組織が実質的に一体であると認められる場合、あるいは、当該宗教団体と信者組織との間に実質的な指揮監督関係が認められる場合には、当該宗教団体は、上記信者組織の意思決定に従った信者による加害行為についても使用者責任を負うと解すべきである (No.41)。 • 宗教団体の信者が不法行為により、他人に損害を被らせた場合、その宗教団体は、信者との間に雇用等の契約関係がなくとも、実質的な指揮監督関係にあり、かつ、その不法行為が当該宗教団体の事業の執行について行われたものであるときは、民法 715 条に基づく使用者責任を負うというべきである。そこで、これを本件について見るに、不法行為と評価できる本件各献金等勧誘行為はいずれも、被告〇〇教会の信者によって行われていることは明らかである上、本件献金等勧誘行為はいずれも、被告〇〇教会の教義にもとづきあるいはその実践というべき行為であって、明示ないし黙示の被告〇〇教会の指揮監督のもとで行われていた被告〇〇教会の事業の執行の一貫であったというべきであるし、その献金は、結局は被告〇〇教会の収入となっておりと認めるのが相当であって、その利益も被告〇〇教会に帰属しているところである (No. 45)。 • 宗教団体は、信者が第三者に加えた損害について、当該信者との間に直接の雇用関係がなくとも、当該信者に対して直接又は間接の指揮監督関係を有しており、かつ、当該加害行為が当該宗教法人の宗教活動等の事業の執行につきなされたものと認められるときは、民法 715 条により使用者責任を負うと解するのが相当である (No.46)。	
---	--

	2 宗教団体（宗派等）の下部団体（寺院等）に属する住職や信者らの不法行為に対する使用者責任 (1) 使用者性 使用者性については、実質的な指揮監督関係という枠組みの下で判断している裁判例が多い。 ・被告宗教団体（宗派）の代表役員である管長は、その被包括宗教法人である寺院の住職を任免し、また、懲戒処分として、被告宗教団体（宗派）に属する教師（僧侶）について、除名、罷免、降級、戒告を行う権限を有していることからすれば、被告宗教団体（宗派）は、その被包括宗教法人である被告宗教団体（寺）に対し、実質的な指揮監督権限を有するといえるとして、被包括宗教法人である被告宗教団体（寺）の住職の不法行為について使用関係を認めた（No.8）。 ・実質的な指揮監督権限の有無という点からみると、被告 Y5 派には、本山として末寺に当たたる被告 Y3 寺に対して一般的な指導監督の権限を有することに加え、宗制によれば、被告 Y5 派の「宗務所」の「管長」には、被包括宗教法人である寺院の「住職」の任免権、住職の懲戒、降級、戒告の権限があると認められることからすると、被告 Y3 寺に対して実質的な指揮監督権限を有していると認めるのが相当であるとして、被告 Y5 派は、被告 Y3 寺に対して使用者ないしこれに準ずる関係にあると認めるのが相当であるとした（No.16-2）。 ・〇〇会は一審被告〇〇内の一組織というべきであり、一審原告に対する違法な勧誘及び教化活動は、一審被告〇〇の行っている伝道活動として一審被告〇〇の信者が行ったものであり、一審被告〇〇自身が行った不法行為ということもできるから、一審被告〇〇は、民法 715 条 709 条にもとづき、損害賠償責任を負う（No.18- 1）。（なお、原審 No.18-2 では、一般に、特定の宗教の信者が、信仰活動の目的等で、宗教法人とは別個独立の団を任意に構成することは観念しうるところであり、宗教法人の教義に基づく勧誘、教化が行われたことをもって、信者らの行為を直ちに宗教法人の行為と同視することはできず、他の事情を併せ総合的に判断して、宗教法人の行為と同視することができるか検討する必要がある。本件では、信者と法人に関し、教義の実践、教義の内容、信者に関する資料及び献金等の共有状況、勧誘ないし教化の実態を踏まえて、実質的
--	--

	な指揮監督関係を認めていた。)) ・ 宗教団体の教師らが宗教団体の指揮監督関係にあることを理由に、不法行為について使用関係を認めた (No.30)。 ・ 高度な組織的一体性や被告宗教団体と下部団体の人的関係が完全に分離されていないことなどを理由に指揮監督関係を認め、不法行為について使用関係を認めた (No.34-1、34-2)。 (2) 事業執行性 事業の執行性については、その行為の外形を客観的に観察したときに、それが被告の事業に関して行われたと認められるかで判断している裁判例が多い。 ・ 開運商法事業者の開運商法並びにこれに対する被告宗教団体 (寺) の加担行為が、被告宗教団体 (宗派) の事業の執行について行われたというためには、その行為の外形を客観的に観察したときに、それが被告宗教団体 (宗派) の事業に関して行われたと認められる必要がある (大審院大正 13 年 (才) 第 372 号同 15 年 10 月 13 日民刑連合部判決・大審院民事判例集 5 巻 12 号 785 頁、最高裁昭和 30 年 (才) 第 29 号同 32 年 7 月 16 日第三小法廷判決・民集 11 巻 7 号 1254 頁参照) とした。その上で、宗派の名称の使用を認めていたが、開運商法において名称の使用を認めていた証拠がないことなどの理由から、本件において、開運商法事業者の開運商法並びにこれに対する被告宗教団体 (寺) の加担行為が、被告宗教団体 (宗派) の事業の執行について行われたということはできないから、被告宗教団体 (宗派) は使用者責任を負わないとした (No.8)。 ・ 被告 Y3 寺 (代表役員・被告 Y4) が関与して行われた被告 Y1 による開運商法による詐欺が、被告 Y5 派の「事業の執行について」行われたものと認められるためには、「当該開運商法ないしそれと密接に関連して行われた行為 (加持祈祷やそれに必要な祭壇の製作等) が、客観的、外形的にみて、被告 Y5 派の事業に関して行われたものであることが必要と解するのが相当である。」とし、「被包括宗教法人の行った加持祈祷等の宗教活動ないしそれに関連する行為が、それだけで直ちに、客観的、外形的にみて、包括宗教法人の事業に関
--	---

	して行われたものということはできず、当該行為に対する許諾の有無や当該行為において使用された名称、当該行為による利益の帰属等を総合して判断することを要するものと解される。」とした。その上で、①被告 Y1 による開運商法に關与したことについては、被告 Y5 派が明示又は黙示に許諾ないし容認したことはなく、むしろ、本件加持祈祷指導監修契約の内容は、被告 Y5 派からみて、その教義等に照らし、不適切なものであって、是認されるものではなかったこと、②被告 Y1 は、本件加持祈祷指導監修契約にもとづき、被告 Y3 寺から「B 宗 Y5 派 宗教法人 Y3 寺」の名称を使用することの許諾を得て開運商法を行っていたが、原告が被告 Y1 ないし自称 D から指示を受けて返送した本件特別祈願申込書には、特に「Y5 派」の名称には言及されておらず、現に、原告自身、被告 Y3 寺が、被告 Y5 派と宗派を共通にする宗教法人であることを認識して、本件加持祈祷指導監修契約を締結・継続し、本件送金を行ったものでもないことが認められること、及び、③被告 Y3 寺が關与した被告 Y1 による開運商法によって、被告 Y5 派がなんら利益を受けたとは認められないことなどを併せ考慮すると、被告 Y3 寺（代表役員・被告 Y4）が關与して行われた被告 Y1 による開運商法ないしそれと密接に關連して行われた行為は、客観的、外形的にみて、被告 Y5 派の事業に關して行われたものであるとは認められないから、被告 Y5 派の「事業の執行について」行われたものということはできないとした（No.16-2）。 ・被用者の行為が民法 715 条 1 項にいう「事業の執行について」の要件を満たすか否かを判断するにあたっては、当該行為について、まず、①使用者の事業の範囲に属するか否かを検討し、次に、②被用者の職務の範囲に属するか否かを検討する必要があるところ、上記①については、本来の事業に限ることなく、事業と密接な關連を有する行為にも及ぶと解するのが相当である、とした。その上で、被告 Y1 の行為を外形的、全体的にみても、Y2 教ないし被告 Y3 教団の事業（宗教活動）と密接な關連を有する行為と認めることはできず、その事業の範囲に属するとはいえないなどとして、使用者責任を負わないとした（No.29）。 ・ a 院の教義にもとづき又はその実践というべき浄霊等の儀式に關連してなされるものであって、明示ないし黙示の a 院の指揮監督のもとで行われていた a 院の事業の執行の一環であったというべきであるし、その対
--	---

	価は、結局はa院の収入となっていると認めるのが相当であって、その利益もa院に帰属しているところであり、支払った金員が最終的にa院の収入とならなかったことを窺わせる証拠はないことから、事業執行性及び使用者責任を認めた (No.30)。 • 被告の教義の実践と称して、物品販売活動等への勧誘活動を行っていること、物品販売活動に際して、被告の教義に関わる内容を告げて購入を促していることなどから、上記信者らが行った経済活動及び伝道活動は、外形上、被告の宗教的活動の一環としてなされたということができるところから、被告の事業の執行につきなされたものと解すべきであった (No.34-1)。
	3 宗教法人法 11 条 1 項に基づく損害賠償責任 • 被告宗教団体の宗教法人法 11 条 1 項に基づく損害賠償責任について、宗教団体の代表者は、開運商法事業者と提携して行う事業が、不法行為に該当する可能性を具体的に認識し、又は予見すべき場合には、開運商法事業者との契約関係を解消するなど不法行為への関与を中止する注意義務を負うべきであるとした上、開運商法事業者が振り込み詐欺救済法に基づく取引停止措置を受けた以降も被告宗教団体名義の銀行口座を利用させ続け、開運商法事業者との契約関係を継続したのであるから、上記注意義務違反の過失が認められ、これにより開運商法事業者の不法行為を幫助したものと認められるとし、宗教団体の代表者について、民法 719 条 2 項にもとづき、開運商法事業者が振り込み詐欺救済法に基づく取引停止措置を受けた以降の不法行為について幫助による共同不法行為責任を負い、宗教団体についても、当該代表者の行為について宗教法人法 11 条 1 項に基づく責任を認めた (No. 8)。 • 被告Y3 寺の宗教法人法 11 条 1 項に基づく損害賠償責任について、「被告Y3 寺と被告Y1 との本件加持祈祷指導監修等契約は、被告Y4 が被告Y3 寺の代表役員として締結したものであるところ、その内容は、被告Y3 寺の研修及び指導を受けた者については、所定の修行をした僧侶でない者である被告Y1 の従業員であっ

	でも加持祈祷を行うことができるなどとしている点で、被告Y5 派からみて、その教義等に照らし、不適切と評価される部分を含むもので（中略）、宗教法人の行う宗教活動の内容として問題があることを否定できない。 さらに、被告Y3 寺は、平成 25 年 12 月 27 日頃、Lの開運商法による被害者から 5008 万円余の別件被害にかかる損害賠償を求める通知を受け、平成 26 年 2 月から 3 月にかけて、被告Y5 派から、再三にわたって、被告Y3 寺のLとの関係をはじめ、別件被害に関する事実の確認や回答を求める文書の送付を受けていたこと（前提事実（3）、上記 1 の認定事実（5）、（7））から、被告Y1 と本件加持祈祷監修契約を締結し、これを継続することについて、Lの場合と同種の被害にかかる損害賠償請求を受ける可能性があることを認識していたと認めるのが相当である。」「このような事実関係の下では、被告Y3 寺は、本件加持祈祷指導監修契約の当事者として、Lや被告Y1 の実態に疑問を抱き、それが解消しない限り被告Y1 との間で同契約を締結しないし継続することを控えるとともに、自己の名義により本件口座を開設した預金者として、同年 4 月 18 日より前に、被告Y1 が開運商法による入金用に本件口座を使用することを防止するため、被告Y1 ないしは預入先の金融機関に対する措置を講ずることによって、原告の本件送金による被害を回避することが可能であり、回避すべき義務があったということができる。」として、宗教法人法 11 条 1 項に基づく損害賠償責任を認めた（No.16-1、16-2）。 4 会社法 350 条に基づく損害賠償責任 被告Y2 が、被告 Y1 の代表取締役としての職務執行として、悪意又は重過失によって、被告Y1 の従業員らに、開運商法にかかる詐欺を實行させ、その結果、原告に本件送金額及び手数料の合計 108 万 5200 円を支出させたと認められるとし、被告 Y1 についても民法 715 条、会社法 350 条に基づく損害賠償責任を認めた（No.16-2）。
--	---

損害の範囲	1 損害を認めた項目
	(1) 献金又は寄附 ・ 献金又は寄附 (No.2、5、9、11-1、11-2、12、17、18-1、18-2、19-1、19-2、20-1、20-2、20-3、27-1、27-2、30、31-1、31-2、32-1、32-2、33、34-1、34-2、38、40-1、40-2、41、43-1、43-2、44-2、45、46) ・ お布施 (No.24-1、24-2) ・ 基金 (No.40-2) ・ 罰金 (No.20-1、20-2、20-3) (2) 物品等の購入費 ・ 縁起物、仏像その他置物 (No.8、38、41、43-1、43-2) ・ 念珠その他法具 (No.18-1、18-2、34-1、34-2) ・ 装飾品・宝飾品 (No.8、9、11-1、11-2、18-1、18-2、27-1、27-2) ・ 壺 (No.5、27-1、27-2、38、41、43-1、43-2) ・ 印鑑 (No.27-1、27-1、27-2、41) ・ 経典、教本その他書物 (No.9、43-1、43-2) ・ 人參茶、その他飲食物 (No.1-1～1-3、18-1、18-2、27-1、27-2、43-1、43-2) ・ 絵画・額 (No.13、27-1、27-2) ・ 布団 (No. 27-1、27-2) ・ 家系譜・親族系譜 (No.34-1、34-2) (3) 役務の費用

	・セミナー・イベント等の参加費・受講料等 (No.11-1、11-2、15、26、27-1、27-2、34-1、34-2) ・祈祷、祈願その他儀式 (No.8、11-1、11-2、18-1、18-2、30、33、36、37、43-1、43-2) ・トレーニング受講料 (No.27-1、27-2) ・鑑定 (No.14、37、39) ・祭壇製作費用 (No.16-1、16-2) ・供養 (No.8、11-1、11-2) (4) その他 ・預金の引出金 (No.2) ・結婚式の渡航費用、その他の旅費・交通費 (No.11-1、11-2、30、34-1、34-2、44-1、44-2) ・買い物代金等 (No.20-1～20-3) ・大学編入に要した学費 (No.31-1、31-2) 2 慰謝料 (1) 肯定例 No.8 (残被害額の1割)、9 (100万円)、11-2 (30万円)、17 (300万円)、18-1 (200万円)、18-2 (100万円)、19-1 (100万円)、20-2 (100万円)、20-3 (50万円)、25 (100万円)、26 (30万円)、27-2 (100万円、150万円)、30 (20万円)、31-1 (不明)、31-2 (不明)、32-1 (800万円)、37 (原告ごとに15万円、16万円、15万円、20万円、8万円、20万円、10万円、15万円、20万円)、40-2 (100万円)、41 (200万円)、42 (300万円)、45 (不明)、46 (各財産的損害の1割) (2) 否定例
--	--

	・精神的苦痛は、財産的損害が回復されることによって相当程度慰謝されるものといえる等として、慰謝料の支払いを認めなかった (No.12、14、19-2、33)。 ・〇〇パワーにより病気が治るとの期待を裏切られることにより生じた原告会員の精神的苦痛のひとつは、〇〇パワーを用いても病気が改善しなかったという、原告会員らが期待していた結果が得られなかったというものにも過ぎず、ただちに法的に保護に値するものであるとは言いがたいとして慰謝料の支払いを認めなかった (No.26)。 <u>3 弁護士費用</u> おおむね損害額の 1 割相当を損害として認めている。ただし、No. 32-1 のように損害賠償額 3 億 9143 万 2720 円のうち弁護士費用相当額を 1800 万円としたケースもある。
過失相殺の成否	<u>1 過失相殺を認めたもの</u> ・本件サイト A を数回利用することで同サイトの提供するサービスの内容や効用を正常に判断することができ、自身の生活水準に見合った範囲で利用することが可能であったことは否定できないとして、3 分の 1 の過失相殺を認めた (No.14)。 ・鑑定師が求めるメール返信をしないと次に進まないシステムであることに気づき、苦情を述べていること、その後鑑定師とのメールのやり取りを行うものの、返信する鑑定師を自ら選択したり、鑑定師から多量のメールが送信されたときには配信停止の手続を採ったり送信メールを一斉削除したりしていること、原告 X2 は本件サイト B について 2 回も退会の手続を採っていることが認められるから、原告 X2 は、ある程度冷静な状態で本件サイト B を利用していたと評価できる部分があることは否定できないとして、2 分の 1 の過失相殺を認めた (No.14)。

	・被控訴人は、自称Bによる加持祈祷等をすれば良縁をもたらされる又は 8000 万円の宝くじが当たるという虚偽の言辞を安易に信じた点で落ち度があると認められるから、控訴人らとの関係では、損害の公平な分担の見地から、被控訴人の過失割合を 3 割とする過失相殺を認めるのが相当であるとした (No.16-1)。 2 過失相殺を認めなかったもの ・開運商法事業者は、原告らの不安や恐怖心を殊更に煽り多額の金銭を要求してこれを支払わせていたものであって、その行為の態様はきわめて悪質であり、原告らは、このような悪質な金銭請求を受けて、不安や恐怖心により正常な判断が妨げられた状態に陥っていたものであるから、被告宗教団体（寺）について調査をしなかったり、宅急便等により現金を送付したりしたことを原告らの落ち度と評価することはできないとして、損害の衡平な分担という見地から、本件において過失相殺をするのは相当でないとした事例 (No.8)。 ・被告 Y3 寺及び被告 Y4 が、故意に詐欺を実行したとまでは認められないとしても、被告 Y1 に対して本件口座の使用を拒否するなどして結果を回避する措置を講じなかった過失は重大であるというべきであるから、被告 Y3 寺において原告を対象とする加持祈祷を行った事実があったとしても、損害の公平な分担の見地から、過失相殺を認めるのは相当でないというべきであるとした事例 (No.16-2、ただし控訴審である 16-1 では 3 割の過失相殺が認められている)。 ・原告らの窮迫した状況等に乗じて、原告らを不安や恐怖に陥れる言辞を弄し、祈願料等名下に、不当に高額の金員を支払わせていたものであって、そのような行為の態様の悪質性から、公平の観点に照らし、過失相殺を認めなかった事例 (No.37)。
債権者代位権の対象とされた扶養義務等にかかると定期金債権の範囲	・原告は、原告の父に対する扶養請求権を被保全債権として、債権者代位権によって被告に対する解約払戻金支払請求権を行使する旨主張するが、原告が原告の父に対して具体的にいくらの金額を支払うことを扶養請求権に基づいて請求できるかについては、家庭裁判所に対して家事審判を申し立てて金額を確定させなければ具体的に請求することはできない。原告の原告の父に対する扶養請求の金額を定める家事審判はなされておらず、原告の原

	告の父に対する扶養請求権は未だ抽象的なものにとどまっており、原告が原告の父に対して具体的にいくらの金額の支払を扶養義務の履行として請求できたか明らかではない。かかる抽象的な段階の扶養請求権を被保全債権として、債権者代位権を行使することは許されない（No.47）。
--	--

4. 不当寄附勧誘防止法との関係の整理

不当寄附勧誘防止法（以下「法」ということもある。）の施行から2年程度しか経過していないこともあり、同法の規定を直接適用する裁判例は、調査した限りでは見当たらなかった。以下は、本件の分析業務の一環として、裁判例の事案の当時、不当寄附勧誘防止法が施行されているとしたら、同法が適用された可能性があると思われるものを整理した。

(1) 配慮義務違反（法3条）に該当する可能性があると思われるもの

法3条では、「法人等は、寄附の勧誘を行うに当たっては、次に掲げる事項に十分に配慮しなければならない」旨が定められており、1号から3号まで法人等において配慮が必要とされる事項が列挙されている。

このうち、1号では「寄附の勧誘が個人の自由な意思を抑圧し、その勧誘を受ける個人が寄附をするか否かについて適切な判断をすることが困難な状態に陥ることがないようにすること。」と定められているところ、不当寄附勧誘防止法施行以前から、1号が対象とするような個人の自由な意思の抑圧を考慮して、寄附又は献金等の勧誘行為の違法性を認めた裁判例が多数存在する（No.5、8、11-1、11-2、12、18-1、18-2、20-2、20-3、27-1、27-2、30、31-1、31-2、32-1、32-2、33、34-1、34-2、35、36、37、39、40-1、40-2、41、42、43-1、43-2、45、46）。他方、個人の自由な意思の抑圧を考慮しているものの、違法性を認めなかった裁判例も存在する（No.10、35）。具体的には、各献金の際の信者らによる献金勧誘行為の内容及び態様が特定できず、これによって殊更に不安に陥れるなどBの自由な意思決定が制約されていたとは認められないと判断した事例等である。

このうち、2号では「寄附により、個人又はその配偶者若しくは親族（略）の生活の維持を困難にすることがないようにすること。」と定められているところ、不当寄附勧誘防止法施行以前から、借入をしなければ献金をするための資産がないような状況の下で、そのことを知りながら借入をして献金をするよう勧誘する行為等は、勧誘を受ける者の資産状況及び生活状況に照らして過大な支出をさせるものであることは明らかであって、社会通念上相当と認められる範囲を逸脱したものといえ、違法であるとした事例がある（No.12）。

このうち、3号では「寄附の勧誘を受ける個人に対し、当該寄附の勧誘を行う法人等を特定するに足りる事項を明らかにするとともに、寄附される財産の用途について誤認させるおそれがないようにすること。」と定められているところ、不当寄附勧誘防止法施行以前から、

勧誘主体が、その正体を明らかにしないことを社会的相当性を判断するにあたって、きわめて重要な要素と述べた事例（No.18-1）、勧誘にあたって宗教の教義の概要を説明し、自由意思で帰依するか否かの選択をする機会を与えない伝道・教化活動を、方法において相当性を欠くものとした事例（No.27-2）がある。

(2) 禁止行為（法 4 条）に該当する可能性があると思われるもの

法 4 条では、「法人等は、寄附の勧誘をするに際し、次に掲げる行為をして寄附の勧誘を受ける個人を困惑させてはならない」旨が定められており、1 号から 6 号まで禁止行為が列挙されている。

このうち、1 号では、「当該法人等に対し、当該個人が、その住居又はその業務を行っている場所から退去すべき旨の意思を示したにもかかわらず、それらの場所から退去しないこと。」と定められている。しかし、これに関連すると思われる裁判例は、調査した限りでは見当たらなかった。

2 号では、「当該法人等が当該寄附の勧誘をしている場所から当該個人が退去する旨の意思を示したにもかかわらず、その場所から当該個人を退去させないこと。」と定められている。しかし、これに関連すると思われる裁判例は、調査した限りでは見当たらなかった。3 号では、「当該個人に対し、当該寄附について勧誘をすることを告げずに、当該個人が任意に退去することが困難な場所であること」を知りながら、当該個人をその場所に行き、その場所において当該寄附の勧誘をすること。」と定められている。しかし、これに関連

すると思われる裁判例は、調査した限りでは見当たらなかった。

4 号では、「当該個人が当該寄附の勧誘を受けている場所において、当該個人が当該寄附をするか否かについて相談を行うために電話その他の内閣府令で定める方法によって当該法人等以外の者と連絡する旨の意思を示したにもかかわらず、威迫する言動を交えて、当該個人が当該方法によって連絡することを妨げること。」と定められている。しかし、これに関連すると思われる裁判例は、調査した限りでは見当たらなかった。

5 号では、「当該個人が、社会生活上の経験が乏しいことから、当該寄附の勧誘を行う者に対して恋愛感情その他の好意の感情を抱き、かつ、当該勧誘を行う者も当該個人に対して同様の感情を抱いているものと誤信していることを知りながら、これに乗り、当該寄附をしなければ当該勧誘を行う者との関係が破綻することになる旨を告げること。」と定められている。しかし、これに関連すると思われる裁

判例は、調査した限りでは見当たらなかった。

6 号では、「当該個人に対し、靈感その他の合理的に実証することが困難な特別な能力による知見として、当該個人又はその親族の生命、身体、財産その他の重要な事項について、そのままでは現在生じ、若しくは将来生じ得る重大な不利益を回避することができないとの不安をあり、又はそのような不安を抱いていることに乗じて、その重大な不利益を回避するためには、当該寄附をすることが必要不可欠である旨を告げること。」と定められている。これに関連すると思われる裁判例としては、No.8、11-1、11-2、18-1、18-2、19-1、19- 2、27-1、27-2、30、31-1、31-2、32-1、32-2、33、34-1、34-2、36、37 が存在する。

(3) 配慮義務及び禁止行為のいずれにも該当しないと思われるが、違法性が認められているもの

配慮義務（法 3 条）にも禁止行為（法 4 条）にも直接は該当しない行為についての違法性を認めた裁判例もいくつか存在する。例えば、信者である被告らが、他者（父）の承諾を得ないまま、預金口座からお金を引き出して献金したことについて違法性を認めた事例（No.2）、信者に対して、献金によって夫を救い、夫の家系を救うことこそが信者としての使命であるとして、他者（夫）の財産を他者の意思に反してでも献金するように指示し、信者が他者の財産を、その者に内緒で献金したことについて違法性を認めた事例（No.19-1、19-2）などが存在している。

(4) 借入等による資金調達の要求の禁止（法 5 条）に該当する可能性があると思われるもの

法 5 条は、「法人等は、寄附の勧誘をするに際し、寄附の勧誘を受ける個人に対し、借入れにより、又は次に掲げる財産を処分することにより、寄附をするための資金を調達することを要求してはならない。」旨を定めており、「次に掲げる財産」として、1 号では「当該個人又はその配偶者若しくは親族が現に居住の用に供している建物又はその敷地」、2 号では「現に当該個人が営む事業（その継続が当該個人又はその配偶者若しくは親族の生活の維持に欠くことのできないものに限る。）の用に供している土地若しくは土地の上に存する権利又は建物その他の減価償却資産（所得税法（昭和 40 年法律第 33 号）第 2 条第 1 項第 19 号に規定する減価償却資産をいう。）であって、当該事業の継続に欠くことのできないもの（前号に掲げるものを除く。）」が挙げられている。これに関連する裁判例としては、①原

告が鬱病であることを知りながら、マンションを売却して納めなければ原告の持病が治らないなどと述べ、原告の不安感を殊更に助長させて、マンションを売却して献金をするよう勧誘し献金させた行為、及び、②借入をしなければ献金をするための資産がないような状況の下で、そのことを知りながら銀行借入及びキャッシングをして献金するよう勧誘し献金させた行為について、いずれも勧誘を受ける者の資産状況及び生活状況に照らして過大な支出をさせるものでは明らかであって、社会通念上相当と認められる範囲を逸脱したものといえ、違法であるとした裁判例がある（No.12）。

(5) 扶養義務等にかかる定期金債権を保全するための債権者代位権の行使に関する特例（法 10 条）との関係

法 10 条は、法人等に寄附をした個人の扶養義務等にかかる定期金債権の債権者は、当該定期金債権のうち確定期限の到来していない部分を保全するため必要があるときは、当該個人である債務者に属する当該寄附に関する取消権や返還請求権等を行使用することができる旨を定めている。

この点、過去の裁判例では、扶養請求権を被保全債権として、債権者代位権によって被告に対する請求権を行使用するには、先だって扶養請求の金額を定める家事審判が必要であると判断されている（No.47）。もっとも、法 10 条は、扶養義務等にかかる定期金債権を保全するにあたっての家事審判の要否については、何ら特則を定めていない。

5. 有識者意見

貝阿彌誠弁護士（元東京地方裁判所所長）、内田貴東京大学名誉教授、林眞琴弁護士（元検事総長）に対し、裁判例一覧表及び論点整理表（本書）を閲覧してもらい、意見を伺った。以下は、同有識者3名からの裁判例一覧表及び論点整理表に関する意見である。

(1) 貝阿彌誠弁護士

ア 論点整理表・裁判例一覧表の内容及び令和6年7月11日最高裁判決について

・論点整理表、裁判例一覧表を拝見したが、令和6年7月11日の最高裁判決（以下「本判決」という。）が非常に重要であると認識している。本判決は、不当寄附勧誘防止法3条1号・2号を引用しており、同条の規定する配慮義務を前提とした上で、違法性の判断基準ないし判断枠組みについて判示している。判例タイムズ1526号67頁に簡単な解説があるが、そこでは、同条の内容は、従来の下級審の裁判例が暗黙のうちに認めてきた勧誘者の負うべき信義則上の注意義務を確認的に明文化したものであるとしている。すなわち、不当寄附勧誘防止法3条1号・2号については、従来から裁判官の根底にあった考え方といえる。この点を明確にした判例ということ、本判決は非常に重要と考えている。今後、少なくとも不当寄附勧誘が問題となる裁判の場合では、本判決が示した違法性判断の基準ないし枠組みを指針として判断していくことになると思う。

・本判決は、具体的なあてはめの段階では、諸事情を「多角的な観点から検討」、「総合的に考慮」すべきことの重要性を指摘している。もっとも、このような最終的な考えのみに焦点を当ててしまうと、感覚論になりかねない。どういう観点から、どのように不当寄附勧誘の違法性を整理していくのか、については下級審の裁判官がこれから検討をしていくことになるであろう。

イ 不当寄附勧誘防止法との関係について

(ア) 不当寄附勧誘防止法4条との関係について

・不当寄附勧誘防止法4条の1号から4号までについては、今回の調査では、関連すると思われる裁判例は見当たらなかったとのことだが、これは裁判例としては問題になっていないだけであり、実際の行為としては考えられうる類型である。類型設定に問題があるわけではない

と思われる。

(イ) 不当寄附勧誘防止法 6 条、7 条及び 8 条との関係について

- ・ 今後 2 年くらい経てば、不当寄附勧誘防止法 8 条に関する寄附の意思表示の取消しを判断した裁判例も出てくる可能性はある。
- ・ 他方、同法 6 条及び 7 条は要件が厳しいので、今後も事例の蓄積がないかもしれない。個人的には、もう少しこれらの要件を緩和した規定にしてもよいものと考ええる。例えば、同法 7 条では、勧告、措置命令、公表のほか、1 項で報告徴求についても規定されている。特に、報告徴求については適用範囲を広めてもよいと考えている。

(ウ) 不当寄附勧誘防止法 10 条との関係について

- ・ 不当寄附勧誘防止法 10 条は、扶養義務等に係る定期金債権を保全するための債権者代位権の行使について、確定期限の到来は必要ないものとしているが、その前提として、債権者代位の被保全債権は具体的な権利内容が確定していなければならないのは当然のことであり、扶養義務等に係る定期金債権についていえば、家事審判等によりその具体的な権利内容が確定していなければならない。不当寄附勧誘防止法は、その点についてまで例外を設けたわけではなく、あくまで弁済期に関する例外を設けたものと整理すべきである。

(2) 内田貴名 著教授

ア 論点整理表・裁判例一覧表の内容について

- ・ 論点整理表・裁判例一覧表を拝見したが、不当寄附勧誘防止法が、従前の寄附勧誘の裁判例に影響を与えたかどうか又は与えるかどうかはまだわからないというのが結論であろうと思う。
- ・ 寄附の勧誘行為が違法とされた場合でも、それが単なる取引行為であったのか、一般的な寄附であったのか、寄附の中でも宗教団体への寄附であったのかそれ以外の団体への寄附であったのか、といった諸事情が影響している可能性があり、今後の裁判例の蓄積が待たれる。
- ・ 本件調査は、今後も裁判例が蓄積していくなかで、その内容を分析するための基礎をつくるという点で有益である。今回の論点整理表や裁判例一覧表は、過去の裁判例をもとに整理した論点をカバーするものであるが、今後、不当寄附勧誘防止法を適用した裁判例が出てくれば、それを踏まえて追加的に論点を整理していくと有益なものと思われる。
- ・ 裁判例一覧表では団体名が伏せ字になっているが、伏せ字での整理でよいかという点は疑問である。過去の裁判例についても、同じ宗教団

体がどの事件でどのように関与しているのか、何件登場するのか、というのが現在の裁判例一覧表や論点整理表からはわからない。憲法では裁判の公開が定められているのであるから、今回の裁判例一覧表や論点整理表において、そこを隠す必要があるのか疑問がある。民事判決のオーブンデータ化の法案が国会会で審議される予定であるが、そこでも、個人名は隠すが団体名は隠さないという方向になっている。今回のような国が行なう調査業務においては、個人的には、宗教名や宗派、団体名を隠す必要はないと思う。

イ 令和 6 年 7 月 11 日の最高裁判決について

- ・令和 6 年 7 月 11 日の最高裁判決（以下「本判決」という。）は、最高裁判所が判断基準を示して第 1 審、第 2 審の判断を覆したものであり、その意味合いは大きく、今後は本判決がベースになって不当寄附勧誘の違法性が判断されると思われる。しかし、本判決は、慎重に評価すべきである。
- ・まず、本判決の射程は特に明記されていないが、特定の宗教団体に関する事案であったことが判断に影響したのではないかとも思われる。本判決の第 1 審及び第 2 審では行為そのものに着目していたが、もし、それを覆した最高裁の寄附勧誘の違法性の判断において、行為主体の「いかがわしさ」という要素が入っているとしたら、危うさを感じる。今回の団体はともかくとして、一般論として、とりわけ宗教団体の「いかがわしさ」は歴史的に変化しうるものである。このため、本判決の射程は慎重に評価する必要がある。
- ・また、宗教団体ではない団体への寄附、例えば、大学法人などへの寄附については、考慮要素や判断が変わり得るのか、実際にどのように適用されるのか、などについては、今後の裁判例の動向を注視する必要がある。

ウ 不当寄附勧誘防止法との関係について

- (ア) 不当寄附勧誘防止法 4 条との関係について
- ・不当寄附勧誘防止法 4 条の禁止行為は、消費者契約法にならった規定であると理解している。キーワードは「困惑」であるが、「困惑」を認定できる事案がどれだけあるだろうかと考えると、宗教団体の場合にはとても微妙であると感じている。というのも、寄附の時点では、本人は寄附が正當なものであると信じているはずなので、困惑しているとは言いがたいからである。例えば、本判決では、不起訴合意を公序良俗違反としているが、同判決でも、合意時点の「困惑」を認定できるかといわれるとかなり微妙ではないかと思われる。本判決の第 1 審

及び第 2 審のように、「困惑」は認定できないとする方が通常の事実認定だろう。そのため、不当寄附勧誘防止法 4 条や同法 8 条が適用される場面はかなり限定的になるのではないかと考えられる。もっとも、不当寄附勧誘防止法 4 条は、同法 7 条の行政介入の根拠となっており、行政介入を認めているという点では、意味がある規定である。

- ・論点整理表によれば、特に、不当寄附勧誘防止法 4 条 6 号の類型に、関連する裁判例が見出すことができたことである。同法 4 条 6 号については消費者契約で問題となったので事例があるのだと理解している。霊感商法の寄附の場面では、6 号が問題になりうるということはあるり得ると思われるので、論点整理表を拝見する限り、6 号の有用性は認められる。

- ・同法 4 条と関連するが、論点整理表で使用者責任が肯定された事例では、勧誘行為者に故意による不法行為が認められることを前提として使用者責任が認定されているものと理解している。しかし、宗教団体の寄附勧誘の場面においては、勧誘行為者は、純粋に信仰心から活動している場合もあるので、そのような場合にまで、既存の使用者責任の要件を適用して使用者の不法行為責任が問えるかは疑問である。

(イ) 不当寄附勧誘防止法 3 条との関係について

- ・不当寄附勧誘防止法 3 条の配慮義務の規定は、非常に広汎であり、一般的な道義的義務としてはもともとだが、法的義務としては、逐条解説でも、「本条が規定する配慮義務も考慮して法人等が信義則上の注意義務を負うとして、注意義務違反が不法行為を構成すると判断されることはあり得る」として、信義則をかませている。配慮義務違反が信義則に反するほど重大な場合に不法行為責任が生ずる、という意味で民事法的効果がある。そして、本判決でも、同条が規定するような事項を考慮して不法行為を認定しているものと思われる。

- ・もっとも、同条の主体が限定されていないので、寄附を募る団体は様々であり、団体としては極めて慎重な対応が求められることになったと理解している。通常個人から高額な寄附を受ける場合に、どうしたら配慮義務を充たすことになるのか、慎重な判断を要する。この規定が濫用されないように注意すべきである。

- ・一般に、寄附の金額の大きさは、その寄附に対する寄附者の思いの強さ（信仰心等）を示すバロメーターとなっている。宗教における寄附の場面でも、勧誘行為者自身もその寄附が崇高な信仰心の表れだと思っているかもしれない、その場合はそもそも勧誘行為の違法性を認識していないと思われる。不当寄附勧誘防止法 3 条の配慮義務の主体は信者ではなく法人等であるが、個々の勧誘行為者について配慮義務違反を主観的に認定できるかどうかは問題となりうる。

- ・不当寄附勧誘防止法 4 条でも述べたとおり、同法 3 条においても、同法 6 条により行政介入を認めているという点では、意味がある規定である。

(ウ) 不当寄附勧誘防止法 5 条との関係について

- ・不当寄附勧誘防止法 5 条は、寄附の前提として借金や不動産の売却等を要求することを規制するものであるが、寄附の原資をどのように調達するかは、本来は、その人の自由であるべきものではなく、「余計なおせっかい」ともいえる。同条の規定の適用について、カルト的な団体が行った等の前提がなければ正当化できないのではないかと思われる。

(エ) 不当寄附勧誘防止法 10 条との関係について

- ・不当寄附勧誘防止法 10 条については、家事審判において権利が明確にならなければ利用できないため、そうだとすれば有効に機能しないのではないかと思われる。また、債権者代位権を使うと、返還請求権が被保全債権の額に制約されるという問題もある。さらに、不動産の寄附を取り消すと、被保全債権が少額であっても不動産取引を取り消すことができることになって、効果が過大であるため、同法 10 条の「寄附」は「金銭の給付を内容とするものに限る」と限定したものと理解している。
- ・しかし、家族を救済するための規定を設けたいのであれば、それが実現できるように制度設計すべきで、そのためには直接請求権の規定をおけばよいのではないか。将来の扶養義務等に係る請求権を保全するため、寄附の全てを取り消すことができ、また、本人が再度寄附しようとするのであれば、それにも対処できるといった内容の規定を個別に設けることが、救済の趣旨には合致するように思われる。同法 10 条は、もともと合理性に疑義が生じていた債権者代位権制度に引きずられ過ぎている感がある。
- ・現状の同法 10 条の規定を前提にした場合には、将来、成人するまでの扶養義務に係る債権を現在の価値に引き直して計算するのか、取引自体を取り消すことができるのか、不明確である。本条の制度目的に即した制度にした方がよいのではないかと思われる。

エ 今後について

- ・全体を通して、本人が本当に自分の意思で寄附をしていたら、その勧誘行為を不法行為とすることはハードルが高いと感じている。今後の

裁判例の動向を注視していく必要があると思う。もっとも、事例がそう頻発するわけではないので、分析のタイミングについて2年で見直しというのは早すぎるように思える。個人的には10年程度の間隔で、実際に出てきた裁判例を対象に内容を検討することが有益であると考えている。

- ・不当寄附勧誘防止法の最大の意義は、行政介入の根拠を作ったことにあると考えている。行政事例があることで裁判例には表れない隠れた事例が見えてくることもあるので、引き続き運用を見守っていく必要がある。

(3) 林眞琴弁護士

ア 令和6年7月11日最高裁判決について

- ・宗教団体の献金については様々な下級審が存在しており、それぞれ上告受理申立てがなされたものも相応にあったものと推察されるが、令和6年7月11日の最高裁判決（以下「本判決」という。）まで上告が受理されたものはなかった。
- ・本判決の原審の判決日である令和4年7月7日だが、同日は、安倍元首相が殺害された事件発生日の前日である。原審判決に対する上告受理申立てを受けて審理していた期間は、報道で統一協会の問題性が議論されていた。本判決は、事案の内容としては、これまでの下級審の事案と同様だと思われるが、それにもかかわらず、上告受理されたのは、上記事件後の宗教団体に対する問題意識の高まりがあったことも一因にあったように思われる。
- ・本判決では、宗教団体への献金について、「寄附者の出捐の下に宗教団体が一方的に利益を得るという性質のものであること」を指摘している。また、「寄附者が当該宗教団体から受けている心理的な影響の内容や程度は様々であることからすると、その勧誘の態様や献金の額等の事情によつては、寄附者の自由な意思決定が阻害された状態とされる可能性があるとともに、寄附者に不当な不利益を与える結果になる可能性があること」を挙げている。そして、宗教団体等の勧誘行為にあたっては、「害悪を告知して寄附者の不安をおおるような行為をしてはならないこと」のみならず、「寄附者の自由な意思を抑圧し、寄附者が献金をするか否かについて適切な判断をすることが困難な状態に陥ることがないよう」にすること（不当寄附勧誘防止法3条1号参照）や「献金により寄附者又はその配偶者その他の親族の生活の維持を困難にすることがないよう」にすること（不当寄附勧誘防止法3条2号参照）についても十分配慮するように、不当寄附勧誘防止法の条文を引用するかたちで見解を述べている。この部分は、献金をしないことによる害悪の告知がない場合であっても、それ以外の要素によ

- って自由な意思の抑圧が認められれば、社会的相当性は逸脱しうることを想定した部分であると考えられる。
- ・その上で、本判決の判断基準は、勧誘の在り方として社会通念上相当な範囲を逸脱すると認められる場合の判断にあたっては、「勧誘に用いられた言辞や勧誘の態様のみならず、寄附者の属性、家庭環境、入信の経緯及びその後の宗教団体との関わり方、献金の経緯、目的、額及び原資、寄附者又はその配偶者等の資産や生活の状況等について、多角的な観点から検討することが求められるというべきである」としている。
 - ・この「勧誘に用いられた言辞や勧誘の態様のみならず」というのは、勧誘の言辞態様がそれほど違法性のあるものでなかったとしても、関わりや社会生活状況によっては社会通念上相当な範囲を逸脱する可能性があること明示した点で意義がある。すなわち、下級審では、勧誘の文言や態様に不当性を見出して違法性を認めるという傾向にあったところ、本判決は、勧誘文言や態様の不当性が弱いだけでは違法性を否定しないことを明確化したといえる。
 - ・実際の問題としても、勧誘文言の事実認定は、双方の証言によることが通常と考えられるところ、実務上、過去の具体的な言動についての事実認定が困難な場合も多いと思われる。そのため、本判決によって、勧誘行為の違法性が認められる範囲が実質的に拡張されたと考えることもできる。
 - ・過去の裁判例では、勧誘行為に対する不法行為の請求が否定されたもの、一部しか認めされなかったものも存在するが、その中には、本判決が示した考え方に基づく認定・評価によれば、認めされたもの、一部認めされたものもあつたものではないかと思われる。
 - ・以上を踏まえれば、本判決は、令和 4 年 7 月 7 日の安倍元首相殺害事件を契機として、上告を受理し、宗教団体による勧誘行為の違法性についての判断基準を明確化し、不法行為の違法性を実質的に拡張したという点で意義は大きい。
 - ・もともと、本判決は、不当寄附勧誘防止法の条文の解釈を示したものではない。不法行為の成否は、そもそも個々の事情に応じて個別具体的に判断する必要がある。重要なのは、宗教団体による不当寄附勧誘という形態の判断においては、本判決は非常に大きな影響力を持つという点である。
 - ・たとえば、本判決は、寄附者の出捐の下に宗教団体が一方的に利益を得るという性質のものであること（利益の片面性）と寄附者が当該宗教団体から受けている心理的な影響の内容や程度は様々であることについて着目して、理由付けを行っている。この着目点からしても、本判決は、あくまで宗教団体との関係で問題になる基準であるように思われる。

イ 不当寄附勧誘防止法との関係について

(ア) 不当寄附勧誘防止法 3 条、4 条、8 条との関係について

- ・本判決が出た背景には、宗教団体の献金獲得手法についての社会問題が議論されている状況の中で、不当寄附勧誘防止法が制定されたことも影響していると考えられる。
 - ・不当寄附勧誘防止法 3 条 1 号や 2 号は本判決でも引用されているが、それぞれが独立して規定されており、一方だけの配慮義務違反があったとしても、不法行為上の違法を認め得る関係性になっていることは重要な意義を有する。
 - ・本判決は、本判決で問題となった寄附勧誘行為が行われた当時は、不当寄附勧誘防止法は存在しなかったにもかかわらず、判決の中であえて不当寄附勧誘防止法を引用していることからしても、本判決において、不当寄附勧誘防止法の違法性を認める範囲の拡張を事実上後押した可能性はある。
 - ・本判決は、寄附を行った側が一方的に利益を生むという片面性と心理的な影響の 2 点を指摘している。そのことを踏まえれば、現状の禁止行為（不当寄附勧誘防止法 4 条）として禁止されているものは宗教団体としては謙抑的すぎるという見方もできないわけではない。他方、不当寄附勧誘防止法は、宗教団体だけではなく法人一般が対象になるため、禁止行為を類型的に拡張することも難しいと思われる。そのため、政府において、宗教団体の寄附の特殊性に鑑みて更なる規制が必要と考えるのであれば、宗教団体について禁止行為を拡張する立法の方向性になると思う。
 - ・そのほか、不当寄附勧誘防止法 3 条、4 条、8 条について、追加の意見はない。
- (イ) 不当寄附勧誘防止法 10 条との関係について
- ・不当寄附勧誘防止法 10 条について、債権者代位において、家事審判法で定期金債権が確定しないといけないのは当然である。不当寄附勧誘防止法は、債権者代位の規定を無制限に広げただけではないと思う。

ウ 刑事の視点について

- ・ 宗教団体に対して刑事罰を科す犯罪について捜査をして起訴をするということは、信教の自由などの関係でハードルが高い。
- ・ 不当寄附勧誘防止法においても、刑事罰を科すという観点では本判決による法律的な意味での影響はないと思う。刑事は、害悪の告知のような外形的なものが構成要件であるため、害悪の告知がない場合であっても、全体として違法性が認められるという判断は、刑事罰では難しいと思われる。
- ・ もともと、世の中のあらゆる事象に刑事罰を科す必要は全くない。刑事の出発点は謙抑的である必要がある。そのため、現時点で違法性が高いと思われる行為が存在しているものの、法律がないために摘発できないという事態があるのであれば、不当寄附勧誘防止法の拡張や新たな法律の立法を考える必要があるが、現時点では既存の刑事罰の中で対応できている、新たな刑事罰を立法しないと抑え込めないという寄附勧誘の事情・事例があるかといえ、ないと思われる。そのため、本判決が出たことで民法上の不法行為の違法性が拡大したといえるものの、あくまで刑事罰を拡張・新設する必要はないと考える。
- ・ 不当寄附勧誘防止法 16 条に定める罰則では、間接罰しか設けられていない。この点、たとえば、新たに直罰規定を作ったとしても、配慮義務の内容は認定が難しいため、捜査機関が全く機能しないと思う。
- ・ 以上を踏まえれば、不当寄附勧誘防止法の規定内容は適切であると思う。現状の規定内容から追加で直罰規定を増やすというのは、一見、厳格化したように見えるが、実際は捜査機関が機能しないことになると思われる。

以上

不当寄附勧誘防止法の施行及び 寄附勧誘に関する意識調査 報告書

令和 7 年 1 月 31 日



不当寄附勧誘防止法の施行及び寄附勧誘に関する意識調査報告書

— 目次 —

第1 調査状況

1_調査の件名.....	2
2_調査の目的.....	2
3_調査の方法.....	2
4_回答者数	3
5_設問概要と回答対象者	4
6_調査で用いた用語の定義・意味.....	8
7_回答率の計算	11

第2 回答者の類型別状況

1_回答者の性別	14
2_回答者の年代	16
3_回答者の居住地方	18
4_回答者の職業	22
5_回答者の家族状況.....	24
6_回答者の家族の同居状況.....	26

第3 調査結果

1_不当寄附勧誘防止法の認知状況.....	30
2_不当寄附勧誘防止法の内容や目的の認識状況.....	32
3_社会情勢の変化についての意識（その①）	34
4_社会情勢の変化についての意識（その②）	36
5_寄附の勧誘を受けた経験（少額寄附）	38
6_寄附の勧誘を受けた経験（相当額寄附）	40
7_勧誘を受けて行った相当額寄附の総額.....	42
8_勧誘を受けて行った相当額寄附の1回当たりの最高額	44
9_勧誘を受けて行った相当額寄附の寄附先の法人	46
10_勧誘を受けて行った相当額寄附の寄附時期	48
11_寄附の勧誘方法（少額寄附）	50
12_寄附の勧誘方法（相当額寄附）	52

13_寄附の勧誘に関する印象（少額寄附）	54
14_寄附の勧誘に関する印象（相当額寄附）	56
15_寄附との接点や関わりの程度（本人）	58
16_悪質な寄附勧誘被害の聞知状況	60
17_寄附との接点や関わりの程度（家族や知人等）	62
18_不当寄附勧誘防止法の社会的必要性	64
19_不当寄附勧誘防止法の社会的影響（その①）	66
20_不当寄附勧誘防止法の社会的影響（その②）	68
21_不当寄附勧誘防止法の効果・抑止力（その①）	70
22_不当寄附勧誘防止法の効果・抑止力（その②）	72
23_悪質な寄附勧誘への対処（その①）	74
24_悪質な寄附勧誘への対処（その②）	76
25_消費者庁における不当寄附勧誘防止法の運用（その①）	78
26_消費者庁における不当寄附勧誘防止法の運用（その②）	80
27_消費者庁における不当寄附勧誘防止法の運用（その③）	82
28_不当寄附勧誘防止法や寄附の勧誘についての意見	84
第4_調査票	85

第1_調査状況

1_調査の件名

不当寄附勧誘防止法の施行及び寄附勧誘に関する意識調査

2_調査の目的

法人等による寄附の不当な勧誘の防止等に関する法律（令和4年法律105号。以下「不当寄附勧誘防止法」という。）については、令和5年1月5日に一部の規定を除いて施行され、同年6月1日には全ての規定が施行されたところ、その附則第5条においては、「政府は、この法律の施行後二年を目途として、この法律の規定の施行の状況及び経済社会情勢の変化を勘案し、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。」と規定されていることから、消費者庁において、これに対応するとともに、今後の推進の在り方や課題の検討に資するため、基本的な情報を得ることを目的とする。

3_調査の方法

- 調査対象：株式会社ネオマーケティングの全国モニターについて、国勢調査結果（令和2年）に基づく人口構成比を勘案しつつ、次の区分に該当する者を調査の対象（割付け）とした。

年齢・性別区分			
18～29 歳 男女	30～39 歳 男女	40～49 歳 男女	50～59 歳 男女
60～69 歳 男女	70～79 歳 男女	80 歳以上 男女	

（注）年齢は、調査への回答時点のものである。

居住地方区分	当該区分に含まれる都道府県
北海道	北海道
東北	青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県
北関東・甲信	茨城県、栃木県、群馬県、山梨県、長野県
南関東	埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県
北陸	新潟県、富山県、石川県、福井県
東海	岐阜県、静岡県、愛知県、三重県
近畿	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県
中国	鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県
四国	徳島県、香川県、愛媛県、高知県
九州・沖縄	福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県

- 調査の実施方法：インターネットによる Web 調査（「調査票」は 85 ページ以降参照。）
- 調査の実施期間：令和 6 年 12 月 16 日から同月 19 日までの間
- 調査の委託者：消費者庁
- 調査の受託者：株式会社ネオマーケティング（東京都渋谷区南平台町 16-25 養命酒ビル 11F）

4_回答者数

5,000 人（有効回答者数）

調査品質向上のため、次の品質管理ルールをクリアした回答者に限り有効としている。

- FA チェック
単一文字列の 5 回以上繰り返し（例：AAAAA）、スペースだけ、単語一文字、があった場合にフラグを立て削除処理。
- 回答時間チェック
回答時間を算出し、上位 1 %（長時間）、下位 1 %（短時間）のサンプルに、フラグを立て削除処理。
- 性別、年齢、居住地チェック
回答された性別、年齢、居住地について、あらかじめ確認・登録の個人情報と異なる場合にフラグを立て削除処理。
- ダミー設問によるチェック
設問を目にすることなく回答するような不適切な結果を排除するため、下記ダミー設問に正答していない場合にフラグを立て削除処理。

「次の選択肢の中から『ヨーロッパ』の国を選んでください。」
（選択肢：アメリカ、日本、インド、イギリス）

5_設問概要と回答対象者

【凡例】

上段:調査票における設問番号

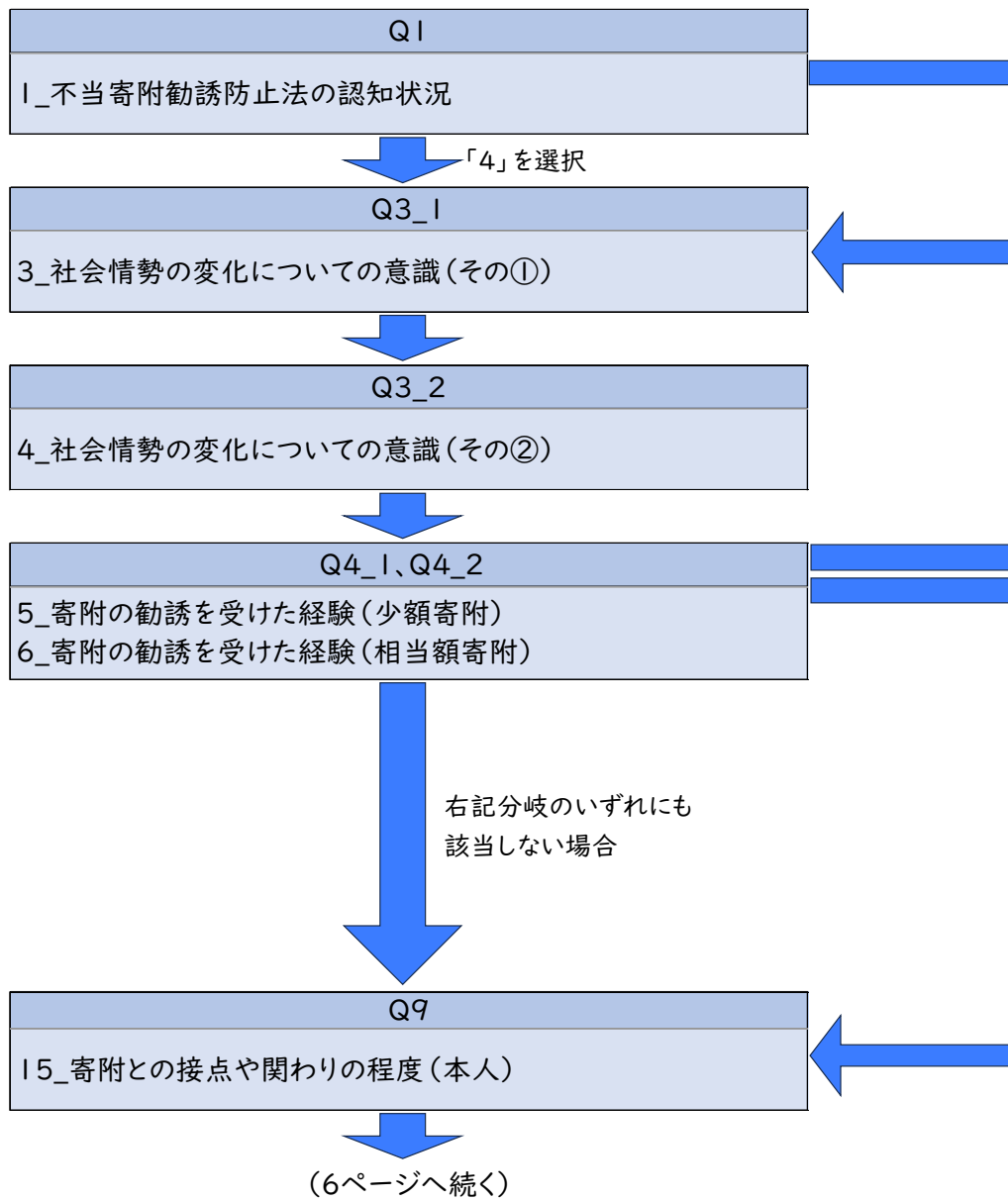
下段:本報告書「調査結果」における項番と項目

(設問の回答対象者)

青塗り設問:全員

緑塗り設問:直近の設問の回答選択肢のうち特定の回答を選択した者

黄塗り設問:全員(ただし、記述は任意。)



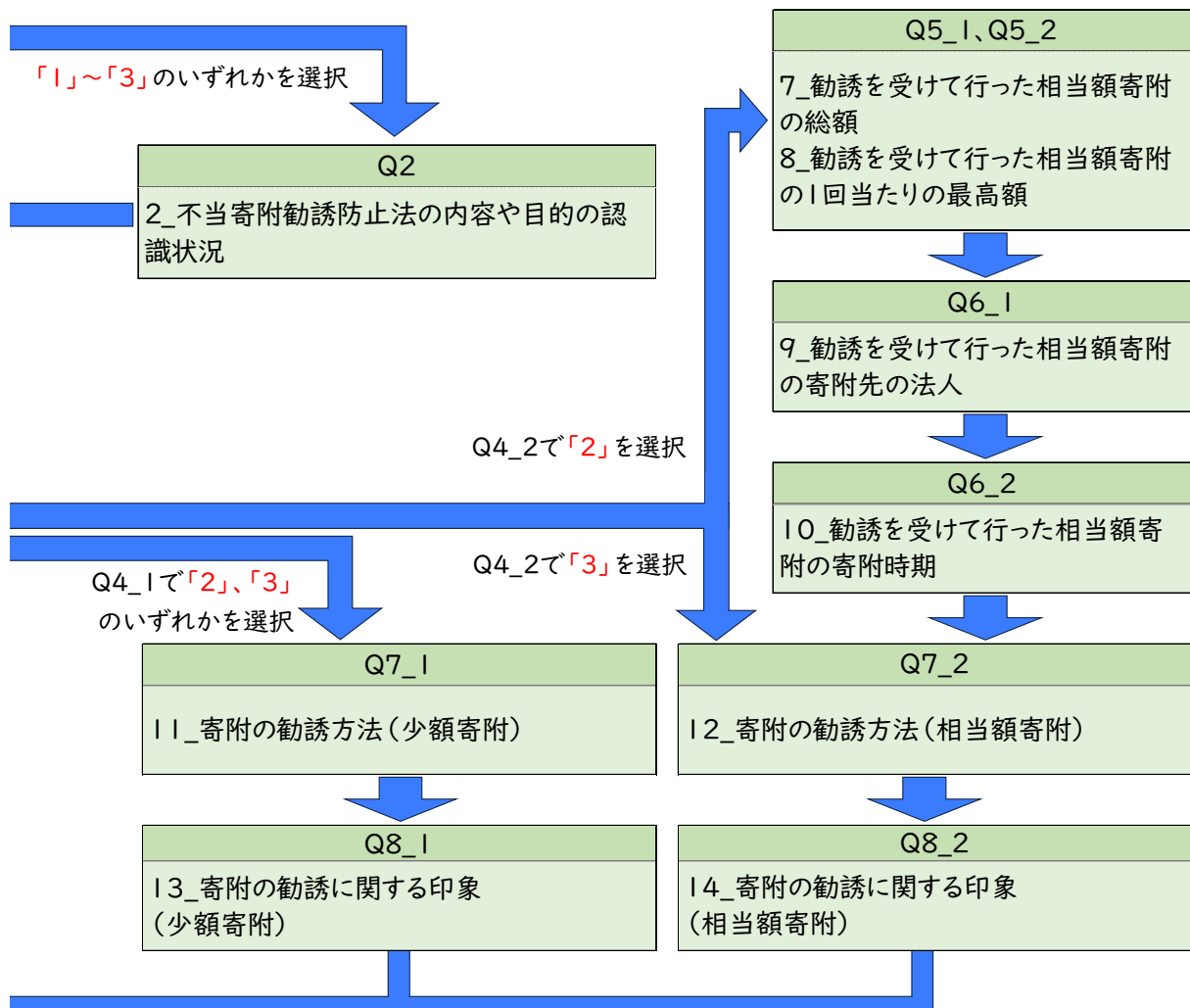
【参考
回答
選択
肢】

Q1 (不当寄附勧誘防止法の認知状況)

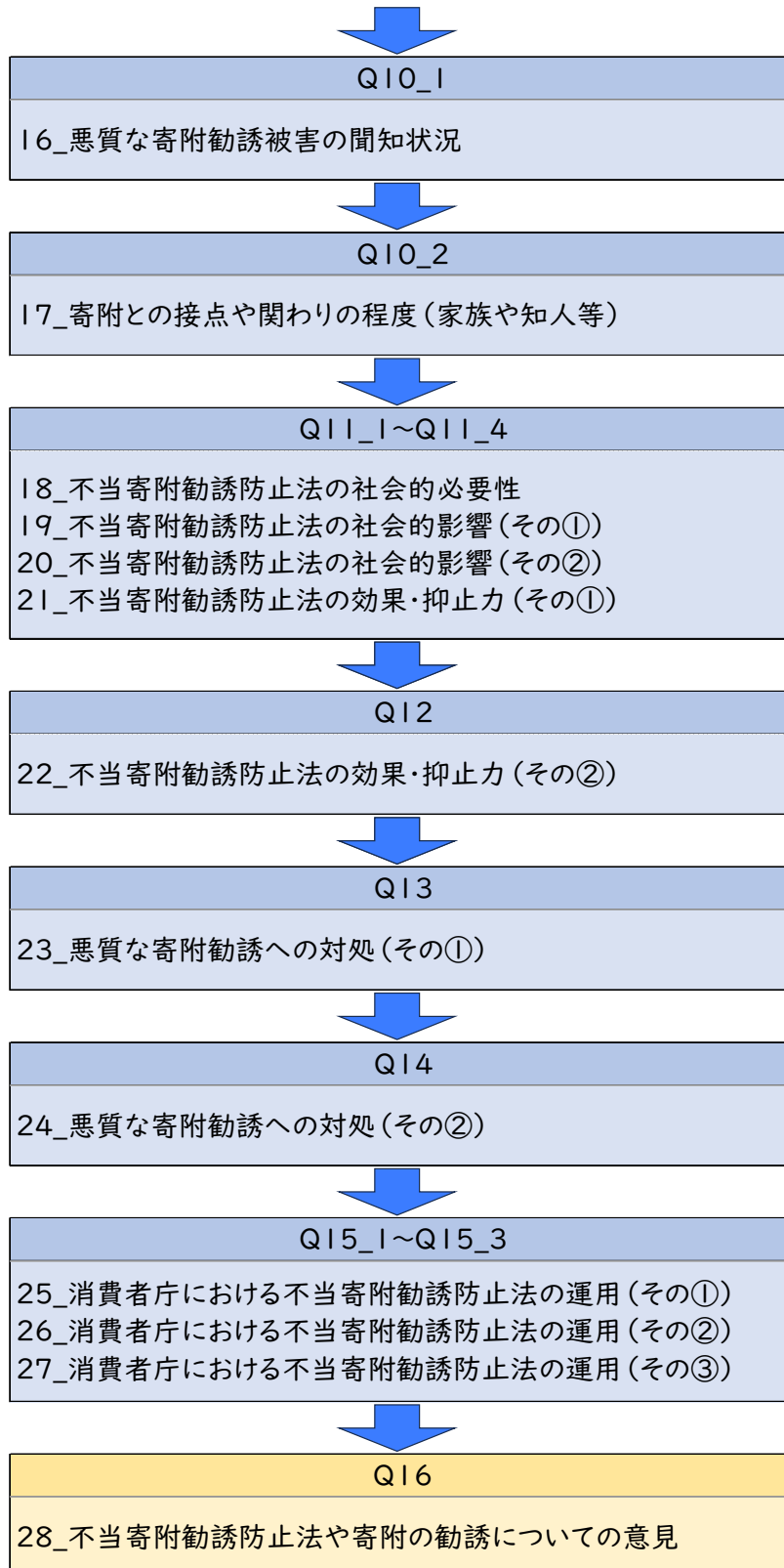
- 1 この法律名は聞いたことがあり、また、この法律の施行日（実施日）も聞いたことがあった
- 2 この法律名は聞いたことがあったが、この法律の施行日（実施日）は知らなかった
- 3 この法律名を聞いたことはなかったが、寄附の勧誘に関する法律が作られたことは知っていた
- 4 この法律名を聞いたことはなく、寄附の勧誘に関する法律が作られたことも知らなかった

Q4_1、Q4_2 (寄附の勧誘を受けた経験 (少額寄附・相当額寄附))

- 1 寄附したことはあるが、勧誘を受けたことはない
- 2 勧誘を受けて、寄附をしたことがある
- 3 寄附したことはないが、勧誘を受けたことがある
- 4 勧誘を受けたことはなく、寄附したこともない



(4ページからの続き)



6_調査で用いた用語の定義・意味

■ 法人

「法人」とは、あらゆる法人をいうほか、法人ではない団体も含むものとします。

■ 寄附

「寄附」とは、法人に対し、あなたの財産を無償で贈り（譲り渡す）、又はその約束（契約）をすることをいいます（法人活動を支援する目的の献金・被災者支援の義援金なども含む。）。

（「財産」に当たるものの例）

- ・ 金銭（お金）
- ・ 物品、不動産、有価証券
- ・ キャッシュレス決済（電子マネーやQRコード決済によるものを含む。）

（「寄附」から除くもの又は「寄附」に当たらないものの例）

- ・ ふるさと納税
- ・ 法人ではなく個人（純然たる個人をいい、組織活動の一員に当たる方はここでの「個人」に該当しない。）に対し、あなたの財産を贈る（譲り渡す）もの。
- ・ 無償ではなく、何かしら見返り（例：物品やサービスの提供）を受けることを前提とするもの。

■ 少額寄附

「少額寄附」とは、前記「寄附」に当たるものであって、一回当たりの金額が 300 円未満の寄附をいいます。（金銭（お金）ではない場合は、金銭に換算しておおむね 300 円未満となるものは、「少額寄附」とする。）

（「少額寄附」に当たるものの例）

- ・ お賽銭（300 円未満）
- ・ いわゆる赤い羽根募金、緑の羽根募金、青い羽根募金など（300 円未満）
- ・ その他 300 円未満の寄附全て

■ 相当額寄附

「相当額寄附」とは、前記「寄附」に当たるものであって、「少額寄附」を除く全ての寄附をいいます。（金銭（お金）ではない場合は、金銭に換算しておおむね 300 円以上となるものは、「相当額寄附」とする。）

■ 勧誘

「勧誘」とは、勧めて誘うことをいいます。そして、寄附の勧誘の場合には、寄附することについて、あなたの意思に直接影響を与える働き掛けの一切をいい、例えば、あなたの面前での言動による方法はもちろん、チラシの配布やインターネットによる方法も「勧誘」に当たるものとします。

■ 不当な寄附勧誘

「不当な寄附（の）勧誘」とは、社会的に許し難い悪質な寄附の勧誘をいい、具体的には、寄附の勧誘について、広報ポスター（次ページ）に掲げるとおり、

（１）禁止されている行為をして寄附の勧誘を受ける方を困惑させるもの
又は

（２）配慮すべき義務を十分に守っていないもの
をいいます。

ただし、広報ポスターのうち、「借入れ等による資金調達を要求」については、寄附の勧誘を受ける方の困惑にかかわらず、不当な寄附勧誘に当たるものとします。

(参考) 広報ポスター

不当な寄附勧誘は **NO!**

心当たりは すぐ通報

このような寄附勧誘を行って人を困惑させることは禁止されています!

● お断りしても退去せずに勧誘
● 寄附を断り退去するのを妨害

● 勧誘とは告げず、退去困難な場所へ同行し、勧誘

● 威迫する言動を交えて外部への相談連絡を妨害

● 寄附しないと恋愛感情等による関係が壊綻と告知

● 霊感等によって不安をおおきく又は乗じ、寄附が不可欠と告知

● 借入れ等による資金調達の要求

(1) 禁止されている行為
(禁止行為)

このような配慮に欠ける寄附勧誘も不当です!

● 判断困難に陥らないための配慮がない

● 生活困難にならないための配慮がない

● 使途確認しないための配慮がない

(2) 配慮すべき義務
(配慮義務)

こうした行為を受けたら・見かけたら、ご連絡ください!

消費者庁への通報窓口

法人等による寄附の不当な勧誘と考えられる行為について、情報提供願います。

消費者ホットライン

188

▼ 詳細はこちら

消費者庁 不当寄附勧誘防止法

検索

消費者庁
Consumer Affairs Agency, Government of Japan

詳しくは、「法人等による寄附の不当な勧誘の防止等に関する法律」のウェブページへ。

(https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_policy/donation_solicitation/)

7_回答率の計算

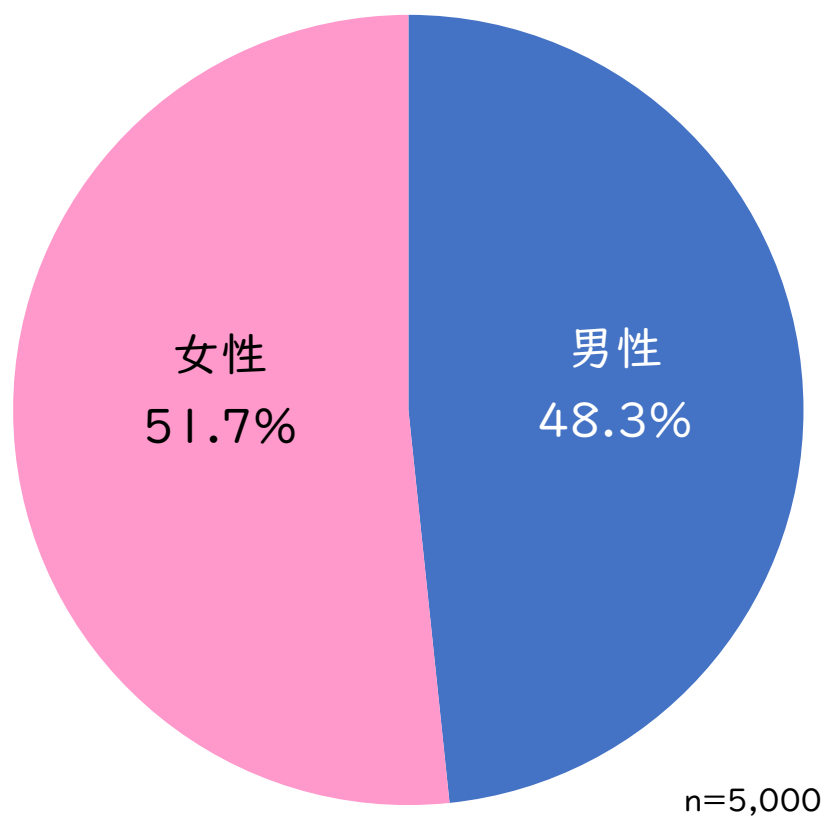
- 「n」は当該設問の回答者数を表す。
- 回答率(%)は小数点第2位を四捨五入し、小数点第1位までを表示している。このため、合計数値は必ずしも100(%)とはならない場合がある。
- 設問の回答には、単一回答と複数回答がある。複数回答の設問は、回答率(%)の合計が100(%)を超える場合がある。

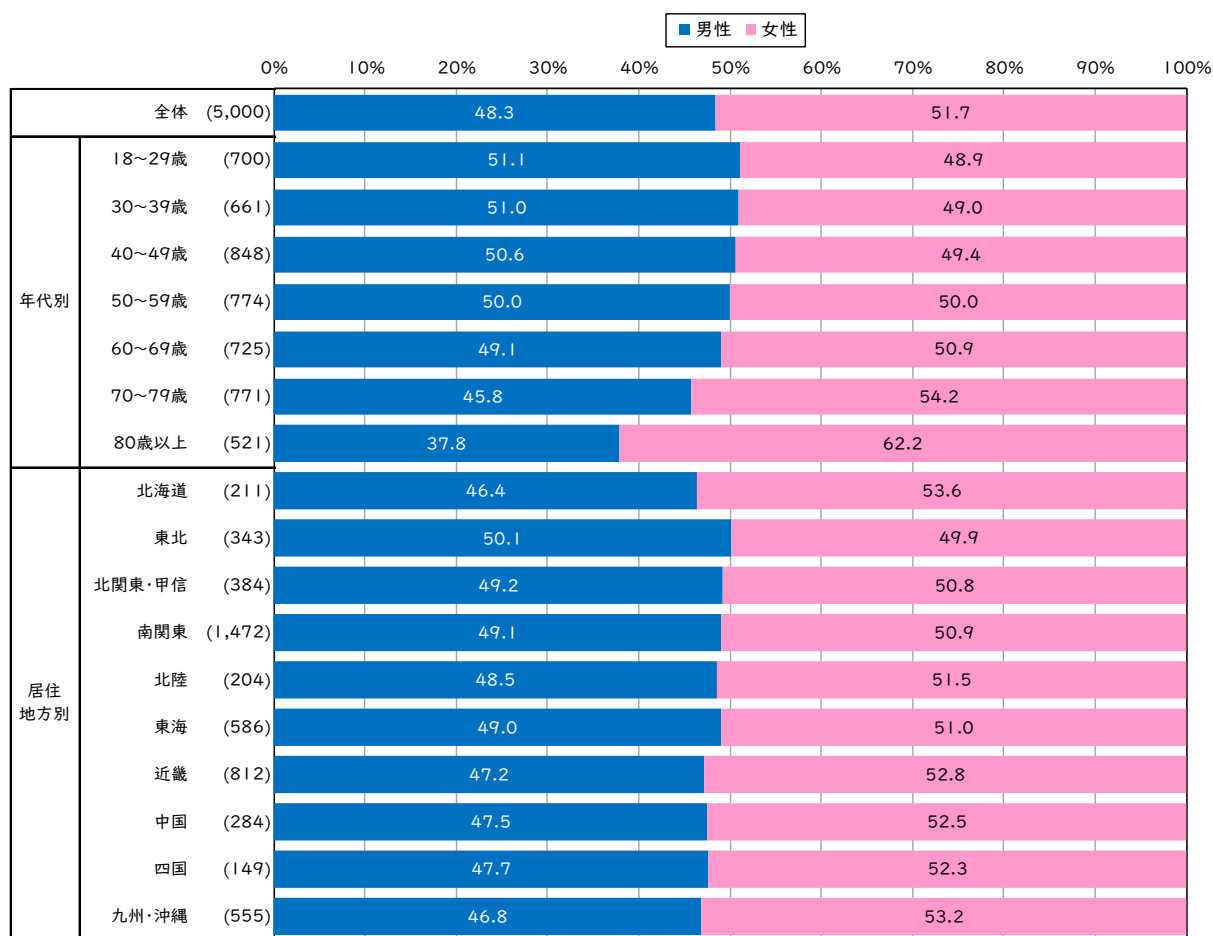
第2_回答者の類型別状況

1_回答者の性別

- 性別について、「女性」は 2,583 人（51.7%（当該設問の回答者全体に対する割合。以下同じ。）」、「男性」は 2,417 人（48.3%）であった。

【F 1】あなたの性別をお答えください。（単一回答）



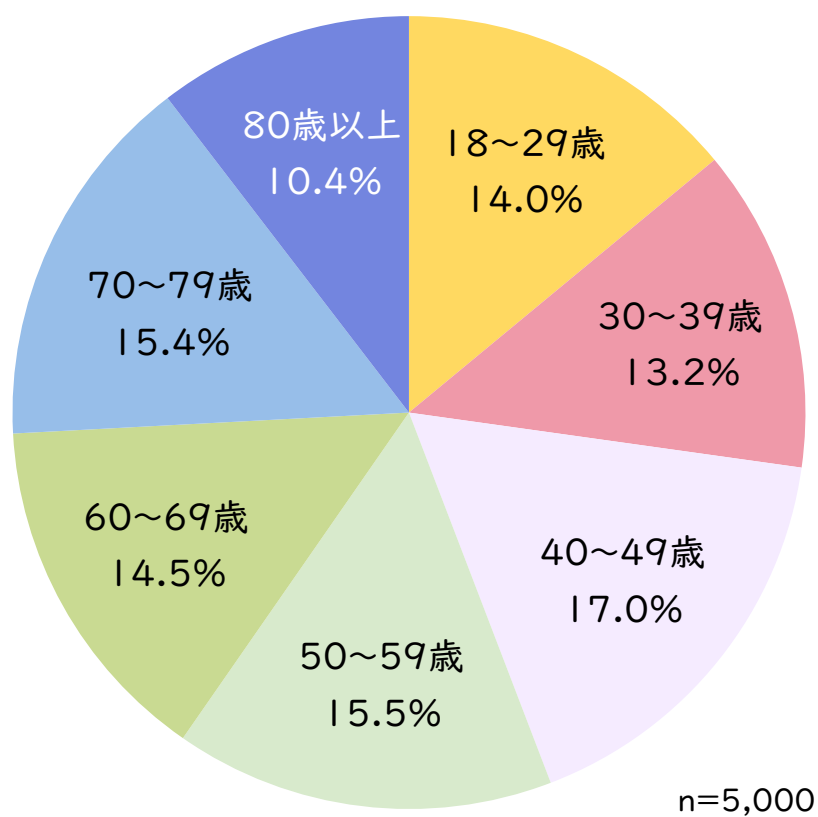


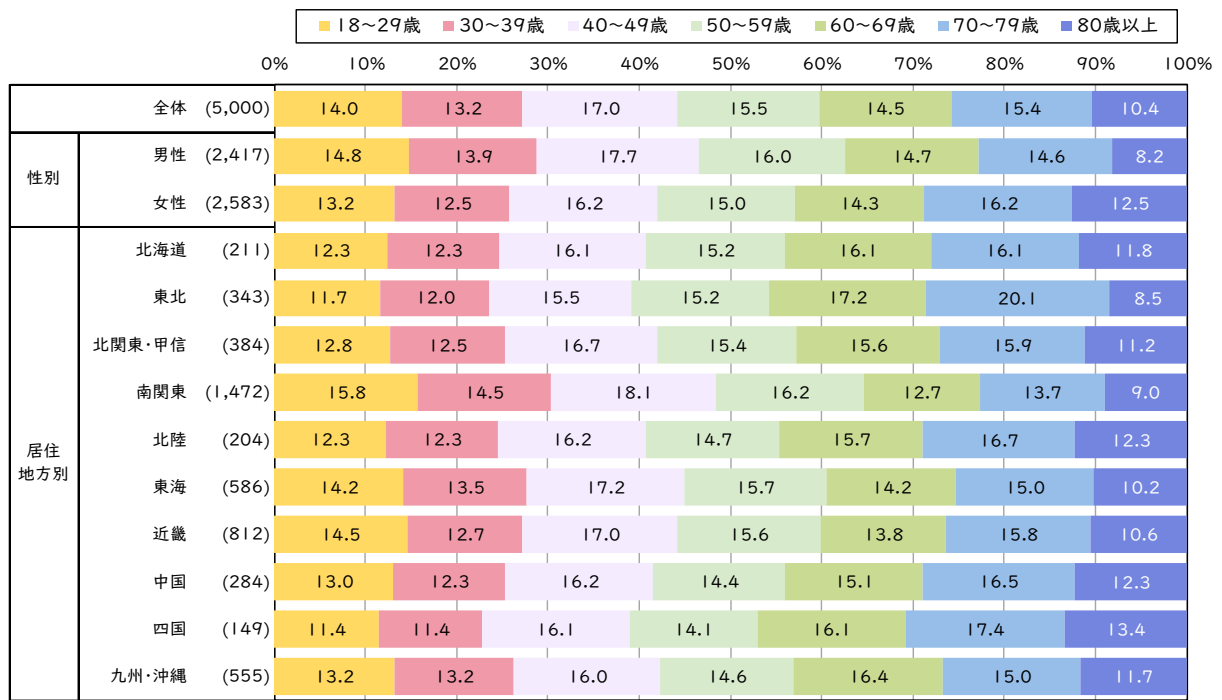
2%未満の数値ラベルは非表示

2_回答者の年代

- 回答者の年齢について年代別にまとめると、最も多いのは、「40～49 歳」の 848 人（17.0%（当該設問の回答者全体に対する割合。以下同じ。））であった。
「50～59 歳」は 774 人（15.5%）、「70～79 歳」は 771 人（15.4%）、「60～69 歳」は 725 人（14.5%）、「18～29 歳」は 700 人（14.0%）、「30～39 歳」は 661 人（13.2%）、
「80 歳以上」は 521 人（10.4%）であった。

【F 2】 あなたの年齢をお答えください。



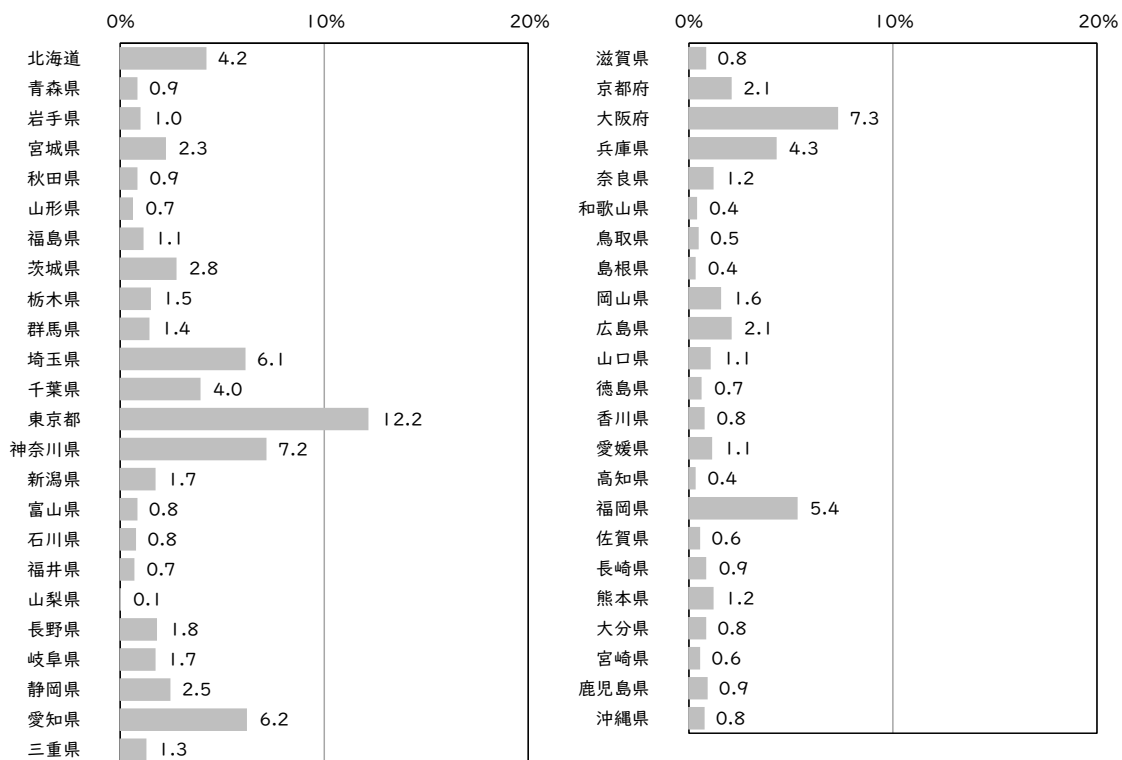


2%未満の数値ラベルは非表示

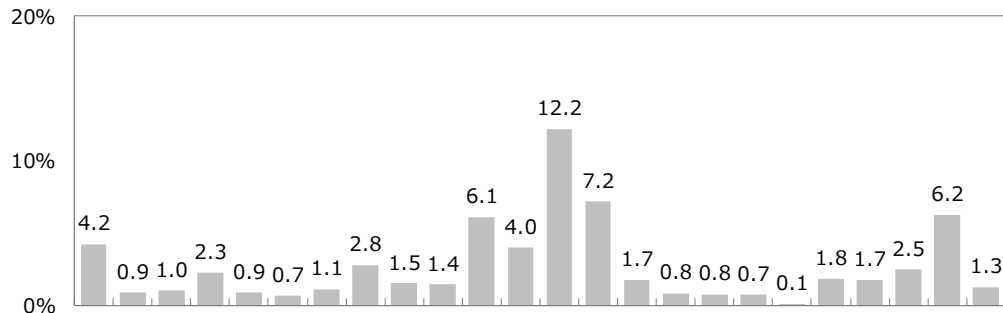
3_回答者の居住地方

- 居住地方について最も多いのは、「東京都」の 609 人（12.2%（当該設問の回答者全体に対する割合。以下同じ。））であった。
- 「大阪府」は 366 人（7.3%）、「神奈川県」は 358 人（7.2%）、「愛知県」は 312 人（6.2%）であった。

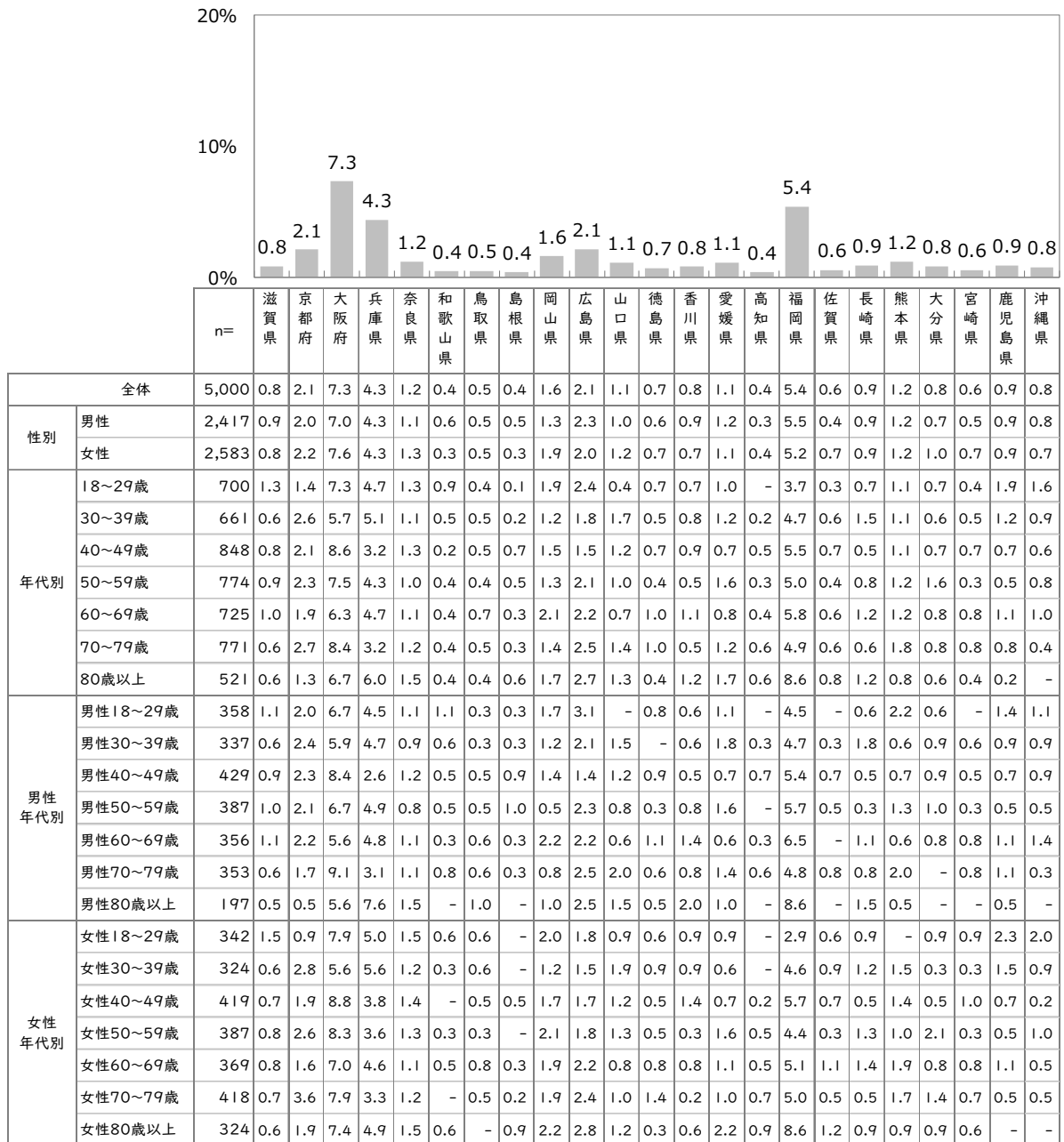
【F 3】あなたのお住まいの地域をお答えください。（単一回答）



n=5,000



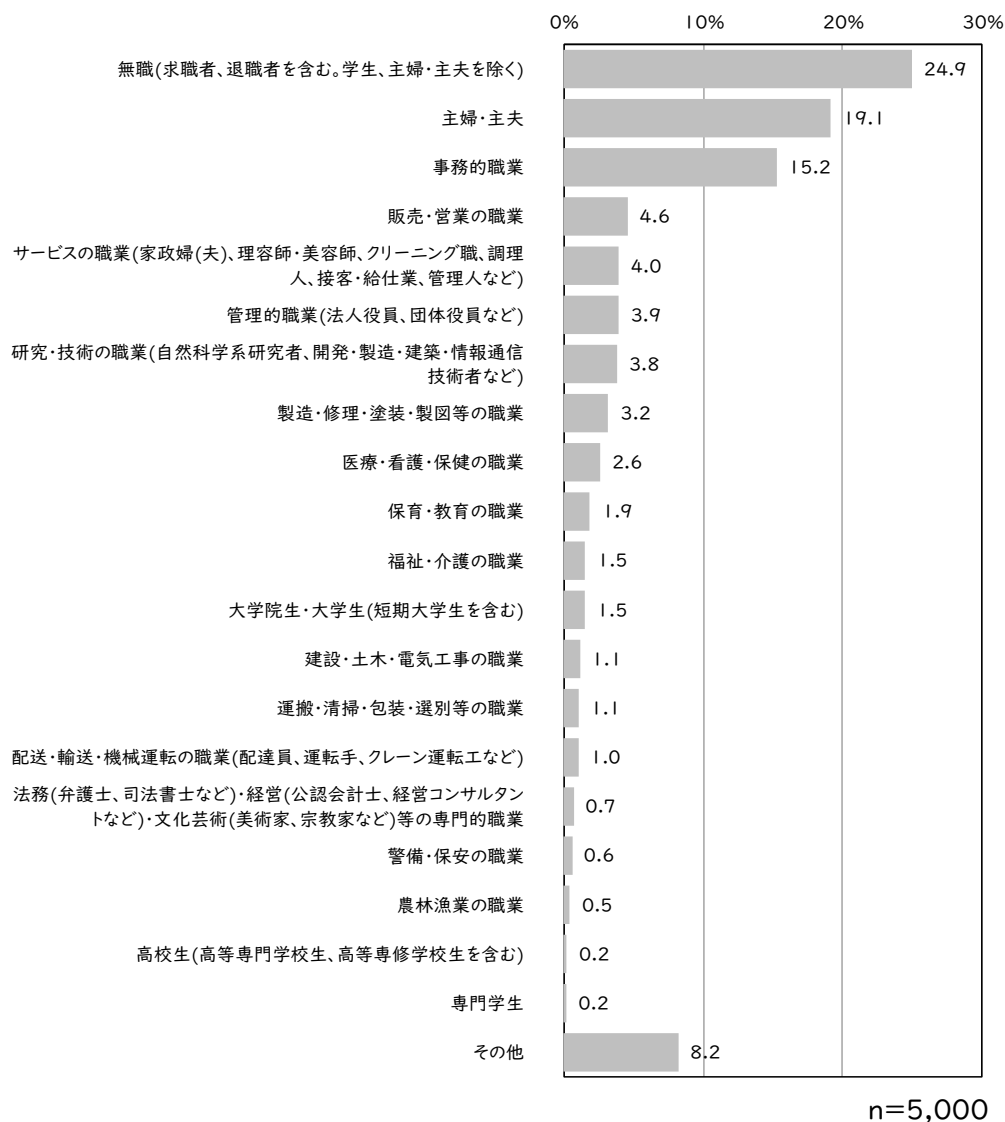
		n=	北海道	青森県	岩手県	宮城県	秋田県	山形県	福島県	茨城県	栃木県	群馬県	埼玉県	千葉県	東京都	神奈川県	新潟県	富山県	石川県	福井県	山梨県	長野県	岐阜県	静岡県	愛知県	三重県
全体		5,000	4.2	0.9	1.0	2.3	0.9	0.7	1.1	2.8	1.5	1.4	6.1	4.0	12.2	7.2	1.7	0.8	0.8	0.7	0.1	1.8	1.7	2.5	6.2	1.3
性別	男性	2,417	4.1	0.8	1.3	2.1	1.0	0.8	1.1	2.9	1.7	1.4	6.2	4.2	12.2	7.3	1.5	1.0	0.9	0.7	0.1	1.7	2.0	2.6	6.3	1.0
	女性	2,583	4.4	0.9	0.7	2.5	0.8	0.5	1.2	2.7	1.3	1.4	6.0	3.8	12.2	7.0	1.9	0.7	0.7	0.8	0.1	2.0	1.5	2.4	6.2	1.5
年代別	18~29歳	700	3.7	0.9	0.4	2.1	0.1	1.0	1.1	2.7	1.0	1.3	6.9	4.1	15.4	6.7	1.7	0.9	0.4	0.6	0.6	1.4	1.0	3.3	6.4	1.1
	30~39歳	661	3.9	1.1	0.6	2.1	1.1	0.3	1.1	2.3	2.0	1.2	7.1	3.6	13.5	8.2	1.5	1.2	0.5	0.6	-	1.8	1.1	2.6	6.1	2.3
	40~49歳	848	4.0	0.9	1.5	1.9	0.6	0.2	1.1	3.4	1.2	1.9	6.4	3.5	14.0	7.4	1.5	0.6	0.9	0.8	-	1.1	2.1	2.2	6.1	1.4
	50~59歳	774	4.1	0.8	1.2	2.8	0.6	0.6	0.6	2.7	1.4	1.6	6.5	4.5	13.0	6.8	1.6	1.3	0.4	0.6	-	1.9	1.9	2.7	6.5	0.8
	60~69歳	725	4.7	0.6	1.1	2.1	1.9	0.8	1.7	2.5	2.1	1.5	5.0	3.7	10.3	6.8	2.3	1.0	0.6	0.6	-	2.2	2.8	1.5	6.2	1.0
	70~79歳	771	4.4	1.4	1.2	2.7	0.8	1.0	1.8	3.0	1.6	1.0	5.7	3.9	9.1	7.4	1.7	0.6	1.4	0.6	-	2.3	1.7	2.7	5.8	1.2
	80歳以上	521	4.8	0.2	1.0	2.1	1.2	0.8	0.4	2.9	1.5	1.5	5.2	4.6	9.0	6.7	1.9	0.2	1.3	1.3	-	2.3	1.3	2.1	6.7	1.3
男性 年代別	男性18~29歳	358	3.6	0.3	0.3	2.5	0.3	0.8	1.7	2.8	1.1	1.4	4.7	3.6	16.5	8.1	1.4	0.8	0.6	0.8	0.6	1.4	1.1	3.6	7.0	0.3
	男性30~39歳	337	3.9	1.5	0.9	1.8	0.9	0.3	0.9	2.4	2.7	0.9	7.1	4.2	12.8	8.6	1.2	1.8	0.3	0.6	-	1.5	1.2	3.0	6.2	1.8
	男性40~49歳	429	4.0	0.7	2.1	1.2	0.7	0.5	1.2	3.7	1.6	1.6	7.2	3.5	13.5	7.5	0.9	0.7	1.4	0.9	-	0.7	1.9	2.1	6.8	1.4
	男性50~59歳	387	3.9	1.0	1.3	2.8	-	1.3	0.3	2.1	1.8	1.8	8.0	4.7	13.2	5.9	1.3	1.0	0.8	0.8	-	2.1	2.8	2.8	6.2	0.3
	男性60~69歳	356	4.5	0.6	1.7	1.4	2.8	0.8	0.8	1.7	2.0	1.7	4.5	4.2	11.0	6.5	2.2	1.4	0.6	0.3	-	3.1	3.1	1.4	5.9	1.1
	男性70~79歳	353	4.2	1.1	1.1	1.7	0.8	1.4	2.0	4.2	1.4	0.8	6.5	3.4	8.2	8.2	2.3	0.6	0.8	0.8	-	1.7	2.0	3.1	5.9	0.6
	男性80歳以上	197	4.6	0.5	2.0	4.1	1.5	0.5	1.0	3.6	1.5	2.0	4.6	7.6	7.6	5.6	1.5	0.5	2.5	-	-	1.0	2.0	1.5	5.6	2.0
女性 年代別	女性18~29歳	342	3.8	1.5	0.6	1.8	-	1.2	0.6	2.6	0.9	1.2	9.1	4.7	14.3	5.3	2.0	0.9	0.3	0.3	0.6	1.5	0.9	2.9	5.8	2.0
	女性30~39歳	324	4.0	0.6	0.3	2.5	1.2	0.3	1.2	2.2	1.2	1.5	7.1	3.1	14.2	7.7	1.9	0.6	0.6	0.6	-	2.2	0.9	2.2	5.9	2.8
	女性40~49歳	419	4.1	1.2	1.0	2.6	0.5	-	1.0	3.1	0.7	2.1	5.5	3.6	14.6	7.4	2.1	0.5	0.5	0.7	-	1.4	2.4	2.4	5.5	1.4
	女性50~59歳	387	4.4	0.5	1.0	2.8	1.3	-	1.0	3.4	1.0	1.3	4.9	4.4	12.9	7.8	1.8	1.6	-	0.5	-	1.8	1.0	2.6	6.7	1.3
	女性60~69歳	369	4.9	0.5	0.5	2.7	1.1	0.8	2.4	3.3	2.2	1.4	5.4	3.3	9.8	7.0	2.4	0.5	0.5	0.8	-	1.4	2.4	1.6	6.5	0.8
	女性70~79歳	418	4.5	1.7	1.2	3.6	0.7	0.7	1.7	1.9	1.7	1.2	5.0	4.3	9.8	6.7	1.2	0.7	1.9	0.5	-	2.9	1.4	2.4	5.7	1.7
	女性80歳以上	324	4.9	-	0.3	0.9	0.9	0.9	-	2.5	1.5	1.2	5.6	2.8	9.9	7.4	2.2	-	0.6	2.2	-	3.1	0.9	2.5	7.4	0.9

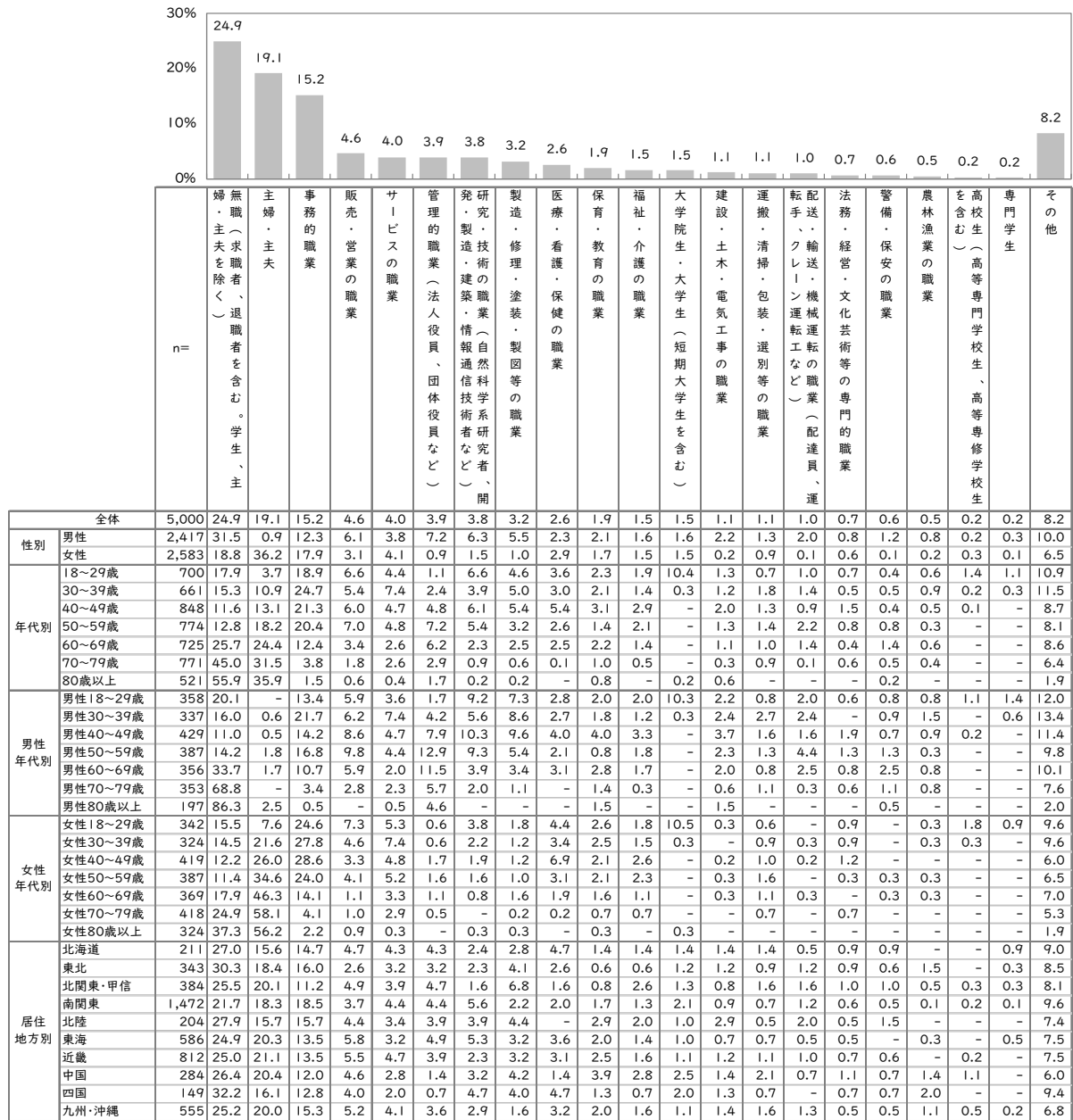


4_回答者の職業

- 職業について最も多いのは、「無職（求職者、退職者を含む。学生、主婦・主夫を除く）」の1,247人（24.9%（当該設問の回答者全体に対する割合。以下同じ。））であった。
「主婦・主夫」は957人（19.1%）、「事務的職業」は761人（15.2%）であった。

【SC1】あなたの職業について、当てはまるものを1つ選択してください。※公務員や自営の方、パート、アルバイト、フリーターなどの方は、主に従事しているお仕事の業種や職種に照らし、当てはまるものを1つ選択してください。（単一回答）



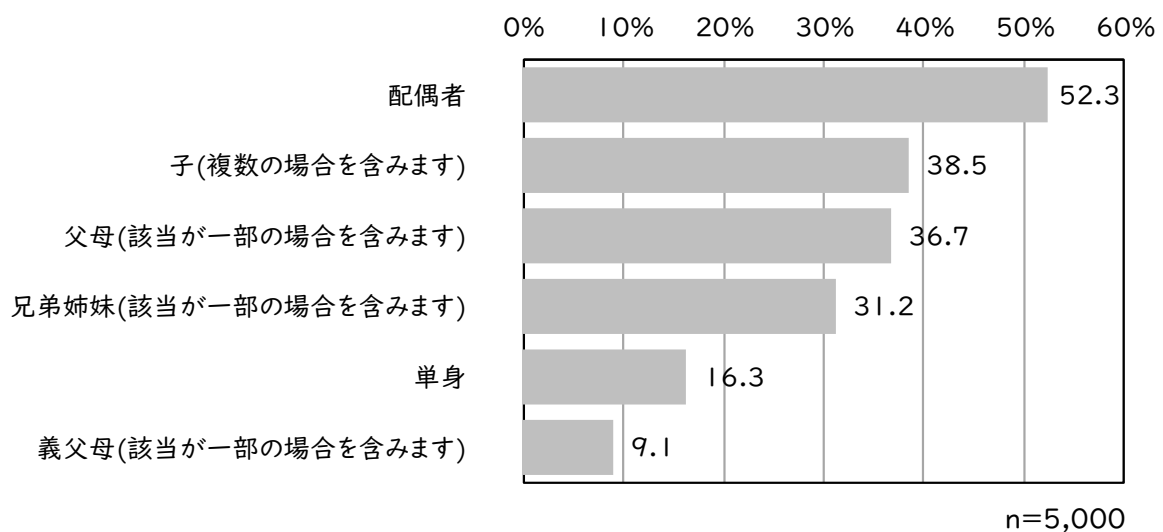


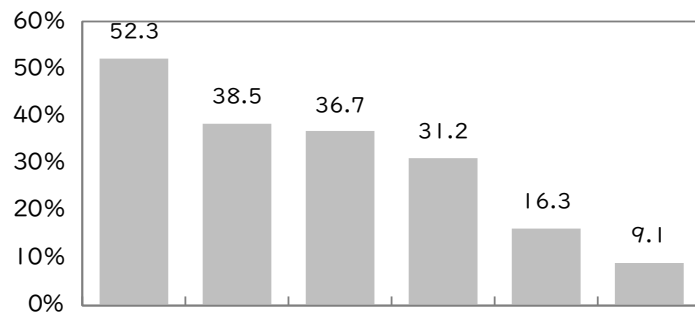
5_回答者の家族状況

■ 現在の家族について最も多いのは、「配偶者」がいるの 2,615 人（52.3%（当該設問の回答者全体に対する割合。以下同じ。））であった。

「子（複数の場合を含みます）」がいるは 1,925 人（38.5%）、「父母（該当が一部の場合を含みます）」がいるは 1,836 人（36.7%）、「兄弟姉妹（該当が一部の場合を含みます）」がいるは 1,559 人（31.2%）であった。

【SC2_1】あなたのご家族について、当てはまるものを全て選択してください。※孫や祖父母など、選択肢にはない家族がいる場合であっても、選択肢中から当てはまるものを回答いただく限りで、差し支えありません。また、現在同居していない家族も含めてお答えください。（複数回答）





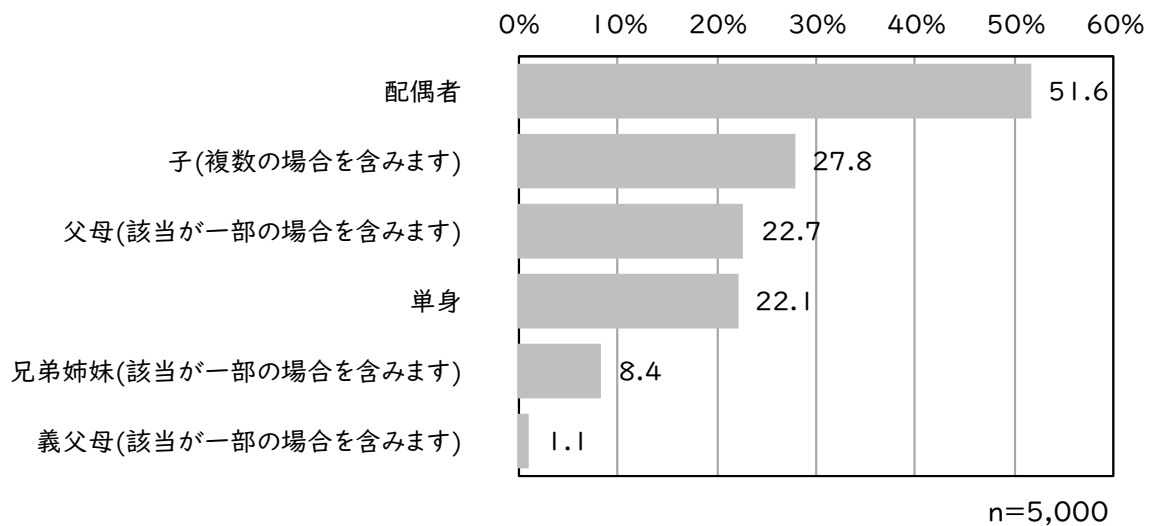
		n=	配偶者	含子（複数の場合を）	すの場（母を該含みが一）	ま一部（兄弟の姉妹を該含みが一）	单身	す部の義父（母を該含みが一）
全体		5,000	52.3	38.5	36.7	31.2	16.3	9.1
性別	男性	2,417	50.6	33.5	40.4	32.3	17.2	9.3
	女性	2,583	53.9	43.2	33.3	30.1	15.4	8.8
年代別	18～29歳	700	19.6	10.7	66.0	44.4	17.9	6.9
	30～39歳	661	36.8	28.1	59.2	38.4	16.2	13.2
	40～49歳	848	50.0	42.3	50.6	34.0	14.0	13.7
	50～59歳	774	58.1	42.4	44.6	30.7	14.2	13.3
	60～69歳	725	65.8	45.9	22.3	25.8	17.5	9.4
	70～79歳	771	73.8	48.8	5.8	25.2	16.6	3.9
	80歳以上	521	60.5	51.4	0.4	16.7	18.6	0.2
男性年代別	男性18～29歳	358	13.7	6.4	67.3	44.4	20.4	5.6
	男性30～39歳	337	29.1	22.6	61.4	36.2	18.7	8.6
	男性40～49歳	429	43.4	36.1	55.7	35.4	17.9	13.1
	男性50～59歳	387	51.4	35.9	51.2	35.7	17.3	14.7
	男性60～69歳	356	66.9	42.1	21.3	23.6	19.7	10.7
	男性70～79歳	353	79.9	49.3	4.0	25.2	14.4	6.8
	男性80歳以上	197	86.8	47.2	1.0	18.8	7.6	0.5
女性年代別	女性18～29歳	342	25.7	15.2	64.6	44.4	15.2	8.2
	女性30～39歳	324	44.8	34.0	56.8	40.7	13.6	17.9
	女性40～49歳	419	56.8	48.7	45.3	32.5	10.0	14.3
	女性50～59歳	387	64.9	48.8	38.0	25.8	11.1	11.9
	女性60～69歳	369	64.8	49.6	23.3	27.9	15.4	8.1
	女性70～79歳	418	68.7	48.3	7.4	25.1	18.4	1.4
	女性80歳以上	324	44.4	54.0	-	15.4	25.3	-
居住 地方別	北海道	211	42.7	31.3	32.7	29.9	26.1	7.1
	東北	343	54.5	37.9	37.9	32.9	14.9	11.1
	北関東・甲信	384	55.7	46.6	35.2	31.0	15.4	11.2
	南関東	1,472	50.9	35.7	36.6	33.3	17.8	8.4
	北陸	204	52.9	40.2	40.2	24.5	13.2	9.8
	東海	586	54.8	42.7	39.4	32.6	11.3	9.7
	近畿	812	53.4	39.8	35.7	29.4	15.9	7.8
	中国	284	53.5	42.3	36.3	30.3	15.1	9.9
	四国	149	46.3	33.6	41.6	32.2	14.1	12.1
	九州・沖縄	555	52.4	36.0	35.1	28.8	18.0	8.6

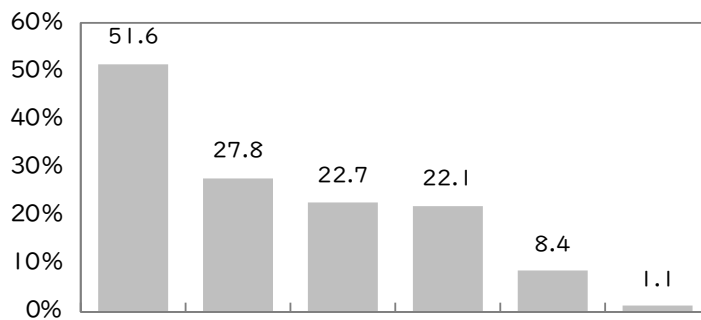
6_回答者の家族の同居状況

■ 現在同居中の家族について最も多いのは、「配偶者」の2,581人（51.6%（当該設問の回答者全体に対する割合。以下同じ。））であった。

「子（複数の場合を含みます）」は1,391人（27.8%）、「父母（該当が一部の場合を含みます）」は1,136人（22.7%）、「単身」は1,104人（22.1%）であった。

【SC2_2】あなたの現在のご家族のうち、現在同居中の方を全て選択してください。（複数回答）





		n=	配偶者	含子（複数の場合を）	すの父（場合を該含がま）	単身	ま一部（兄弟姉妹の該含が）	す部義（父の該含がま）
全体		5,000	51.6	27.8	22.7	22.1	8.4	1.1
性別	男性	2,417	50.0	23.9	27.0	23.1	9.8	0.9
	女性	2,583	53.1	31.5	18.7	21.1	7.0	1.2
年代別	18～29歳	700	19.0	10.0	52.4	26.3	26.6	1.1
	30～39歳	661	36.2	27.4	38.7	22.7	15.0	0.6
	40～49歳	848	49.6	40.8	28.8	20.3	8.4	1.5
	50～59歳	774	57.1	32.7	22.7	19.9	5.2	1.7
	60～69歳	725	65.1	28.0	10.1	22.2	2.3	1.7
	70～79歳	771	73.2	22.3	2.5	21.0	0.4	0.4
	80歳以上	521	59.5	31.9	0.2	23.2	0.4	-
男性年代別	男性18～29歳	358	13.4	5.6	55.9	28.5	28.5	1.4
	男性30～39歳	337	28.8	21.7	45.1	26.1	16.9	0.3
	男性40～49歳	429	43.1	34.7	33.8	25.4	10.3	0.9
	男性50～59歳	387	50.1	29.5	27.9	24.0	6.2	1.3
	男性60～69歳	356	66.3	25.8	11.2	23.3	2.0	0.8
	男性70～79歳	353	79.0	24.4	1.7	18.4	0.6	0.8
	男性80歳以上	197	86.3	22.3	0.5	9.1	-	-
女性年代別	女性18～29歳	342	24.9	14.6	48.8	24.0	24.6	0.9
	女性30～39歳	324	43.8	33.3	32.1	19.1	13.0	0.9
	女性40～49歳	419	56.3	47.0	23.6	15.0	6.4	2.1
	女性50～59歳	387	64.1	35.9	17.6	15.8	4.1	2.1
	女性60～69歳	369	64.0	30.1	8.9	21.1	2.7	2.4
	女性70～79歳	418	68.2	20.6	3.1	23.2	0.2	-
	女性80歳以上	324	43.2	37.7	-	31.8	0.6	-
居住 地方別	北海道	211	42.2	20.4	18.0	34.6	9.0	0.5
	東北	343	53.9	23.3	25.7	20.1	7.3	1.2
	北関東・甲信	384	55.5	31.8	21.6	19.0	7.3	1.8
	南関東	1,472	50.4	25.9	20.2	26.0	8.3	0.6
	北陸	204	52.0	31.4	30.4	15.2	7.4	1.5
	東海	586	53.9	32.9	25.4	16.2	10.1	1.4
	近畿	812	52.3	29.1	22.8	21.3	8.1	1.1
	中国	284	52.1	29.9	25.0	19.4	6.0	1.8
	四国	149	45.6	26.2	25.5	21.5	9.4	1.3
	九州・沖縄	555	52.1	26.7	22.5	21.6	9.5	0.9

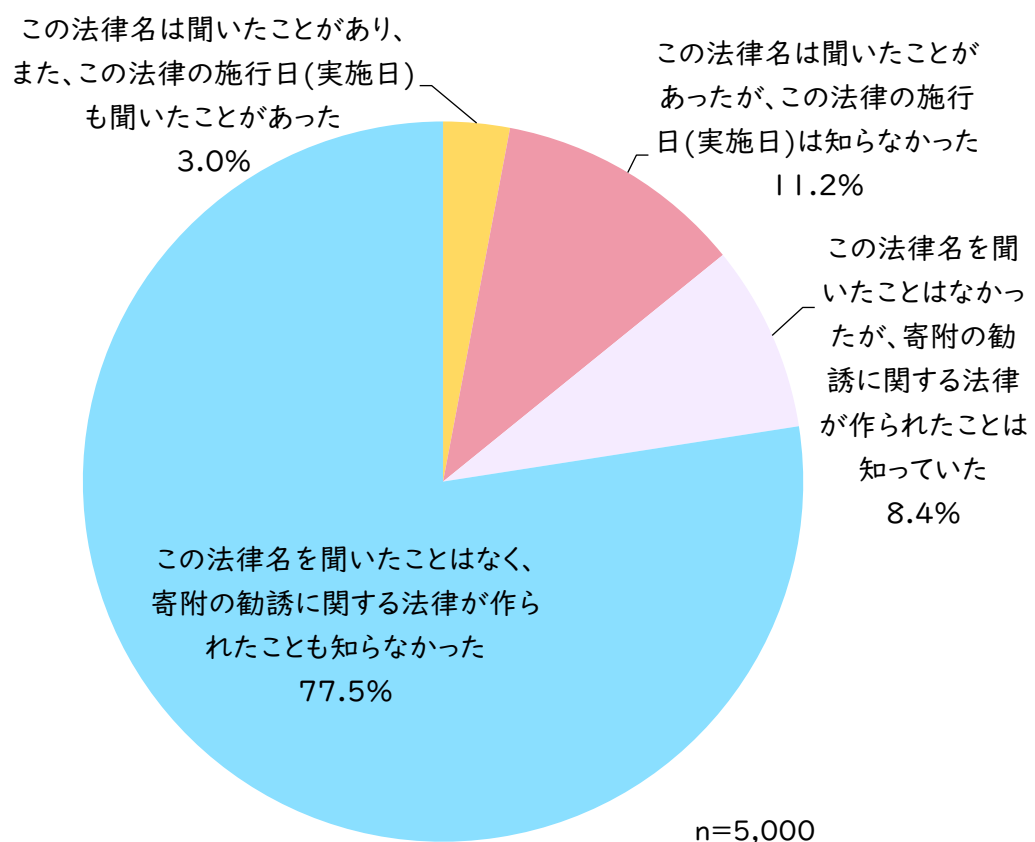
第3_調査結果

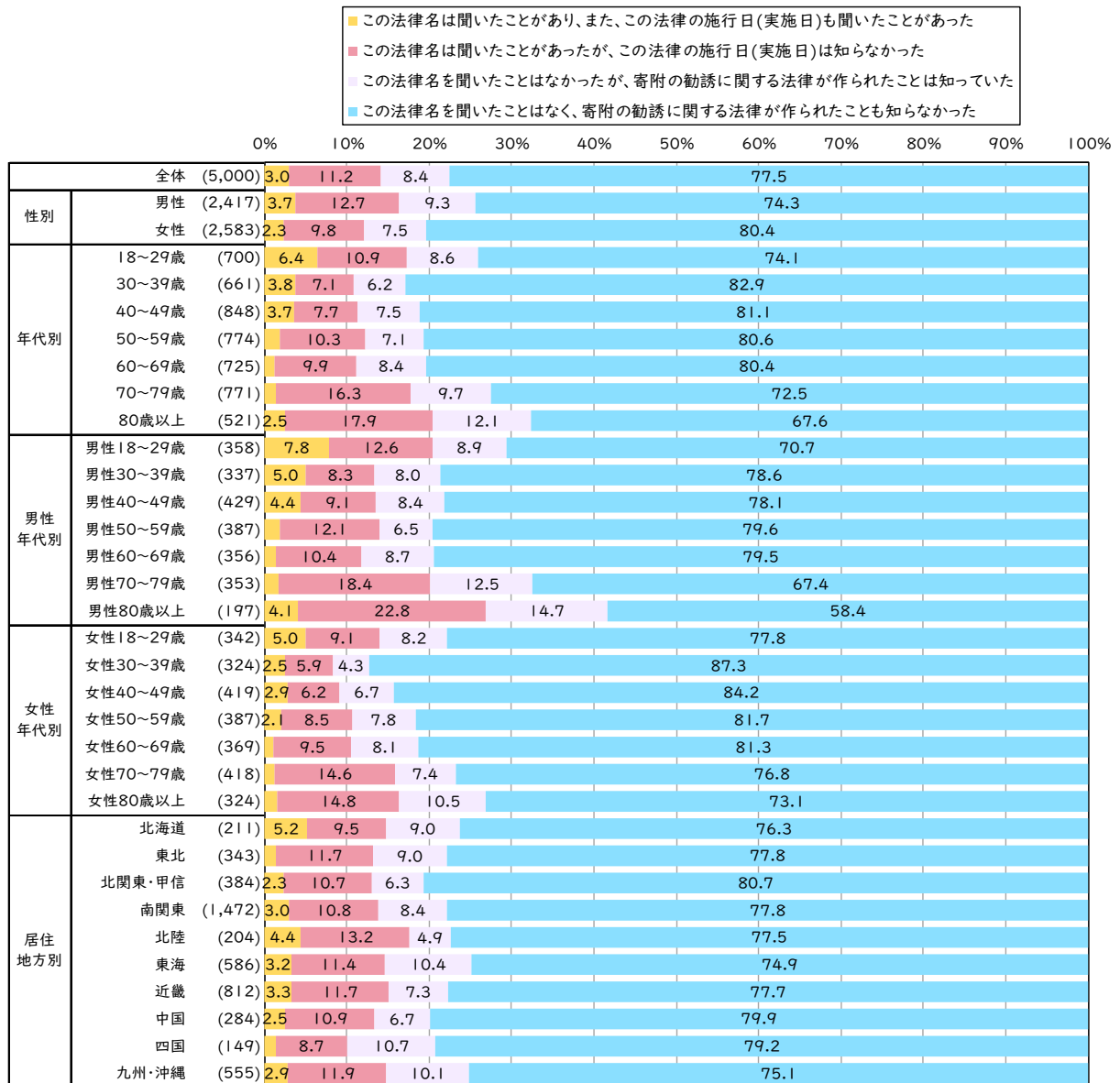
1_不当寄附勧誘防止法の認知状況

- 不当寄附勧誘防止法について、「この法律名を聞いたことはなく、寄附の勧誘に関する法律が作られたことも知らなかった」と回答した者は 3,873 人（77.5%（当該設問の回答者全体に対する割合。以下同じ。））であり、最も多かった。

「この法律名は聞いたことがあったが、この法律の施行日（実施日）は知らなかった」と回答した者は 559 人（11.2%）であり、「この法律名を聞いたことはなかったが、寄附の勧誘に関する法律が作られたことは知っていた」と回答した者は 419 人（8.4%）であり、「この法律名は聞いたことがあり、また、この法律の施行日（実施日）も聞いたことがあった」と回答した者は 149 人（3.0%）であった。

【Q 1】「法人等による寄附の不当な勧誘の防止等に関する法律（略称：不当寄附勧誘防止法）」について、当てはまるものを 1 つ選択してください。※ただし、回答は、この調査に取り掛かることにより知り得た情報や記憶に基づかないよう十分にご留意いただき、この調査に取り掛かる前のご自身の考え方や認識に基づき回答してください。（単一回答）





2%未満の数値ラベルは非表示

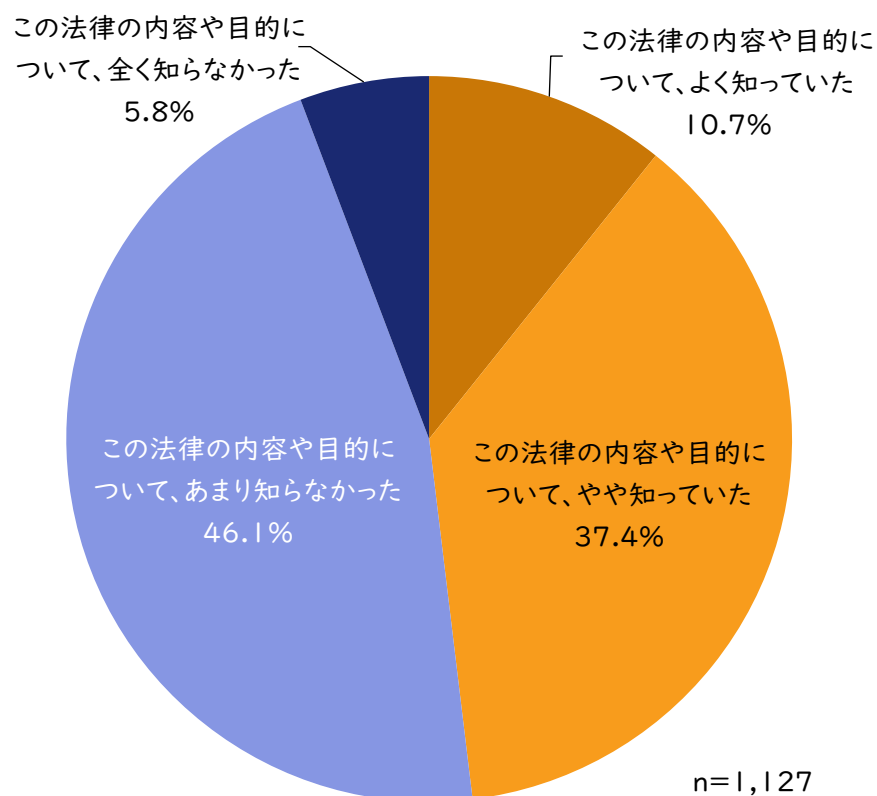
2_不当寄附勧誘防止法の内容や目的の認識状況

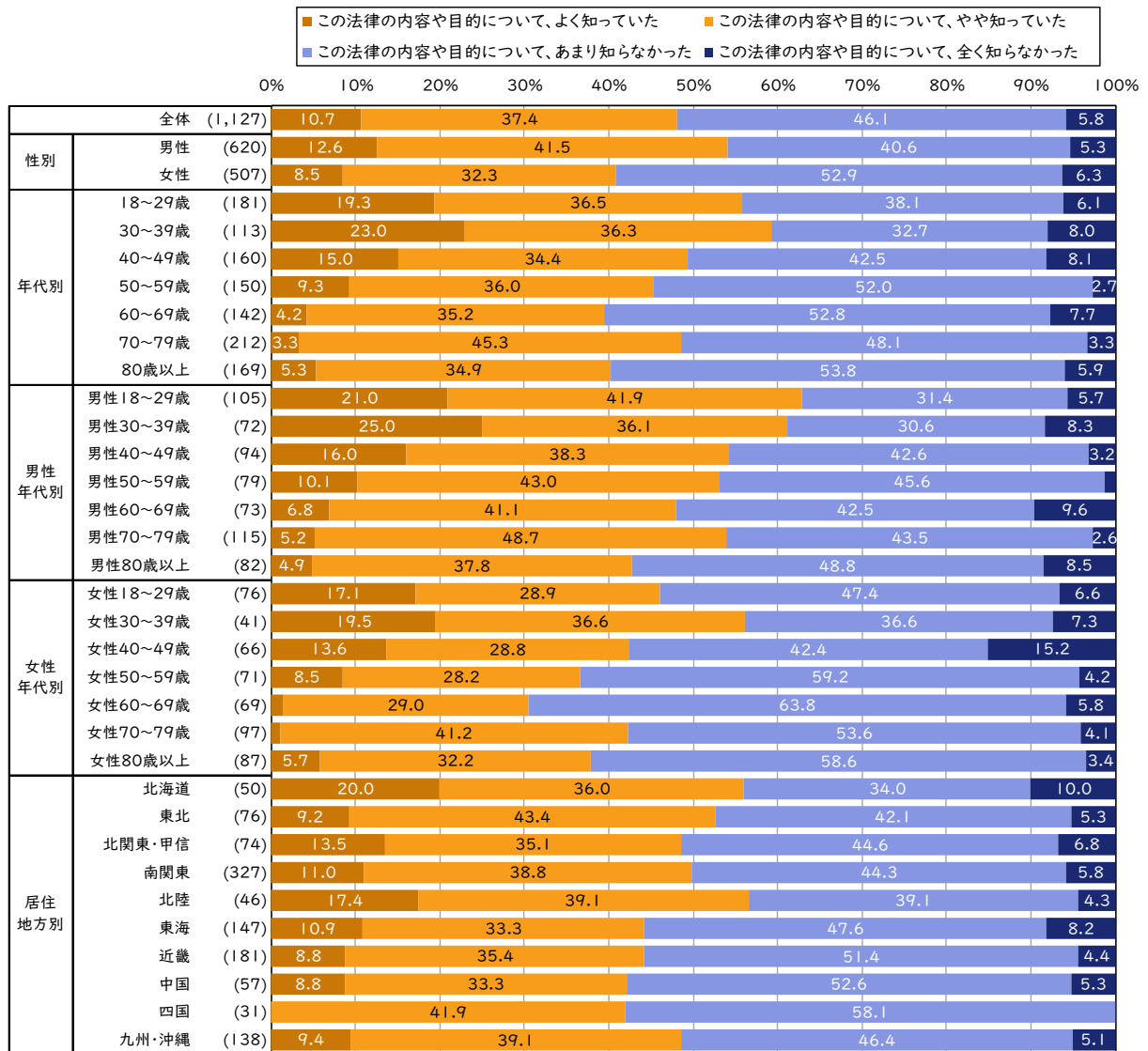
- 不当寄附勧誘防止法の内容や目的の認識の程度について、「この法律の内容や目的について、あまり知らなかった」と回答した者は 520 人 (46.1% (当該設問の回答者全体に対する割合。以下同じ。)) であり、最も多かった。

「この法律の内容や目的について、やや知っていた」と回答した者は 421 人 (37.4%) であり、「この法律の内容や目的について、よく知っていた」と回答した者は 121 人 (10.7%) であり、「この法律の内容や目的について、全く知らなかった」と回答した者は 65 人 (5.8%) であった。

【Q 2】「法人等による寄附の不当な勧誘の防止等に関する法律（略称：不当寄附勧誘防止法）」（寄附の勧誘に関する法律という認識にとどまる場合を含みます）について、その内容や目的の認識として当てはまるものを 1 つ選択してください。※ただし、回答は、この調査に取り掛かることにより知り得た情報や記憶に基づかないよう十分にご留意いただき、この調査に取り掛かる前のご自身の考え方や認識に基づき回答してください。（単一回答）

※この設問は、Q 1において、「この法律名は聞いたことがあり、また、この法律の施行日（実施日）も聞いたことがあった」、「この法律名は聞いたことがあったが、この法律の施行日（実施日）は知らなかった」、「この法律名を聞いたことはなかったが、寄附の勧誘に関する法律が作られたことは知っていた」のいずれかを回答した者 (1,127 人) を対象としている。





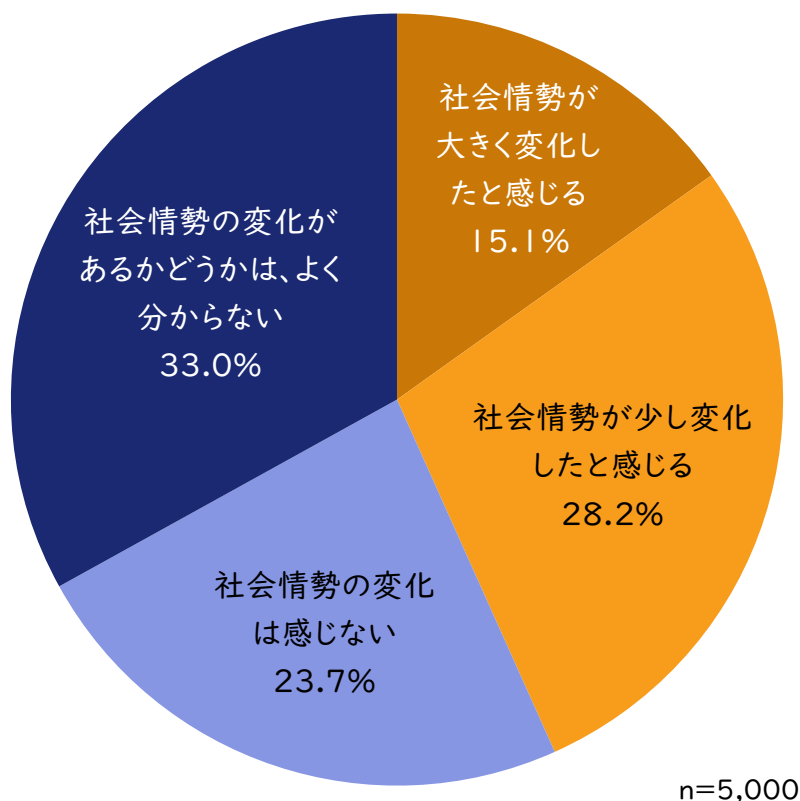
2%未満の数値ラベルは非表示

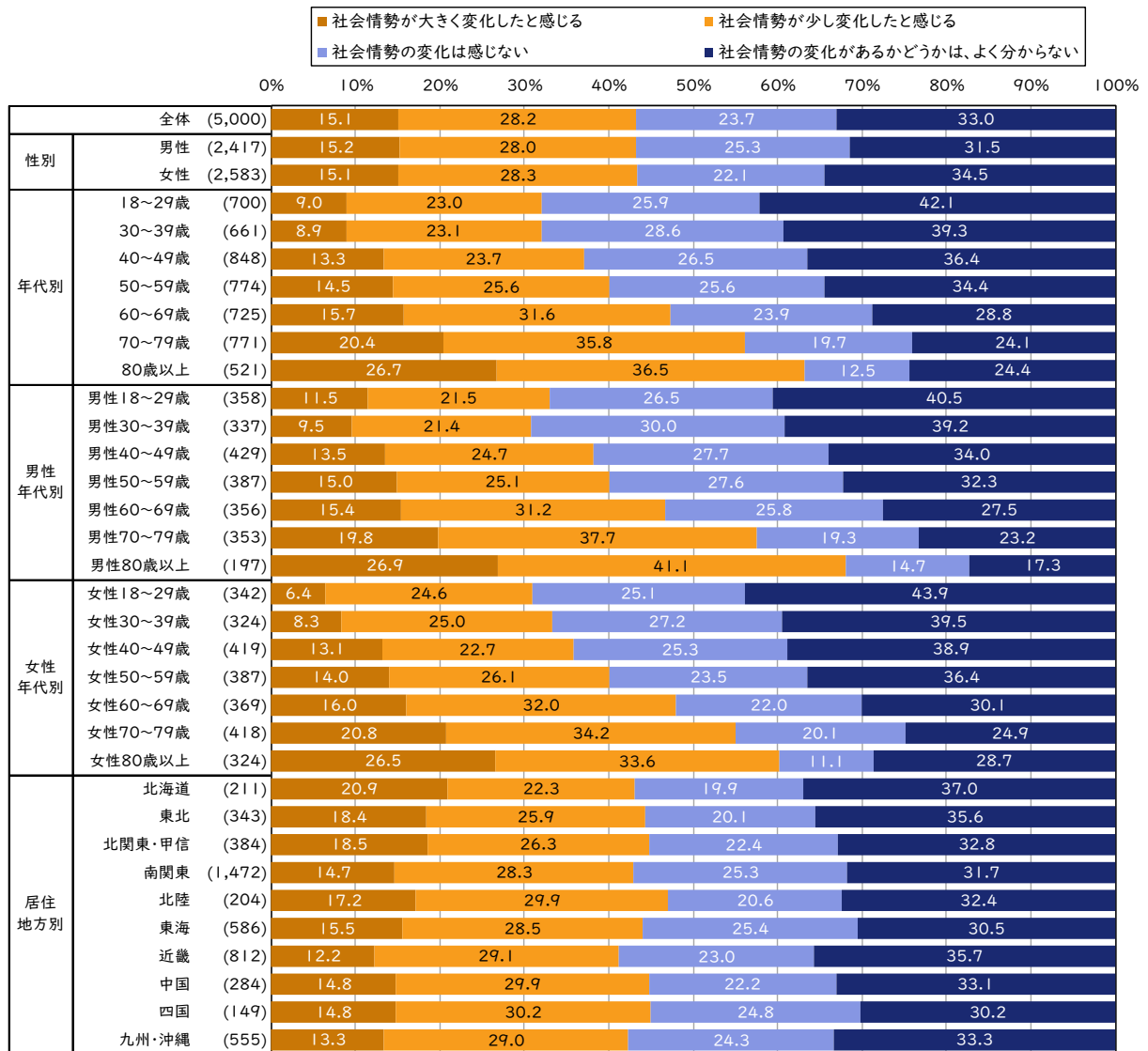
3_社会情勢の変化についての意識（その①）

- 社会情勢の変化について、「社会情勢の変化があるかどうかは、よく分からない」と回答した者は 1,652 人（33.0%（当該設問の回答者全体に対する割合。以下同じ。））であり、最も多かった。

「社会情勢が少し変化したと感じる」と回答した者は 1,408 人（28.2%）であり、「社会情勢の変化は感じない」と回答した者は 1,183 人（23.7%）であり、「社会情勢が大きく変化したと感じる」と回答した者は 757 人（15.1%）であった。

【Q 3_1】 寄附や寄附の勧誘に関わる視点で、ここ 1～2 年の社会情勢とそれ以前の社会情勢を比べたものとして、当てはまるものを 1 つ選択してください。（単一回答）





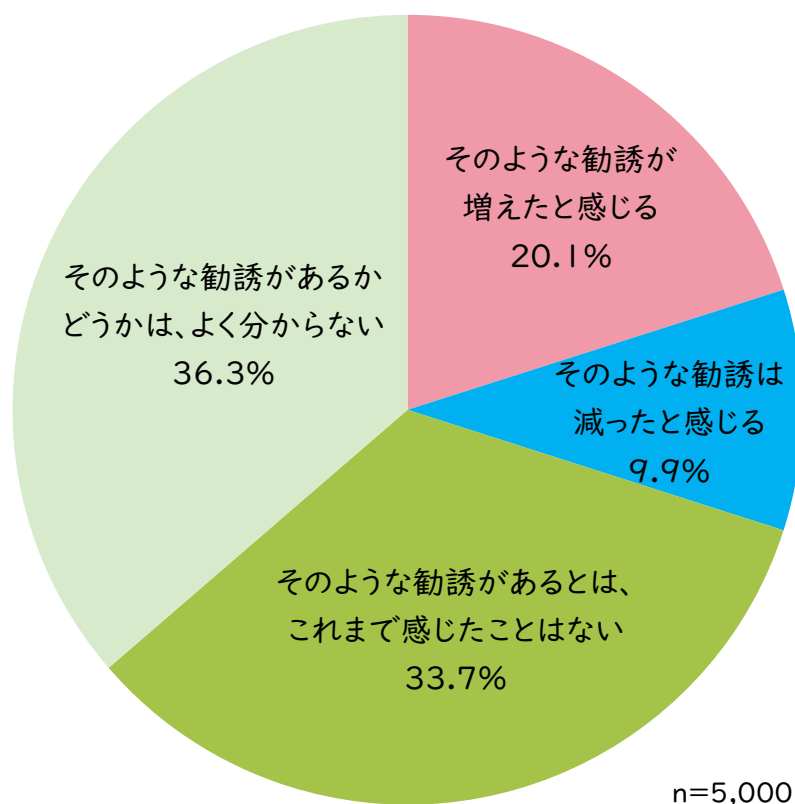
2%未満の数値ラベルは非表示

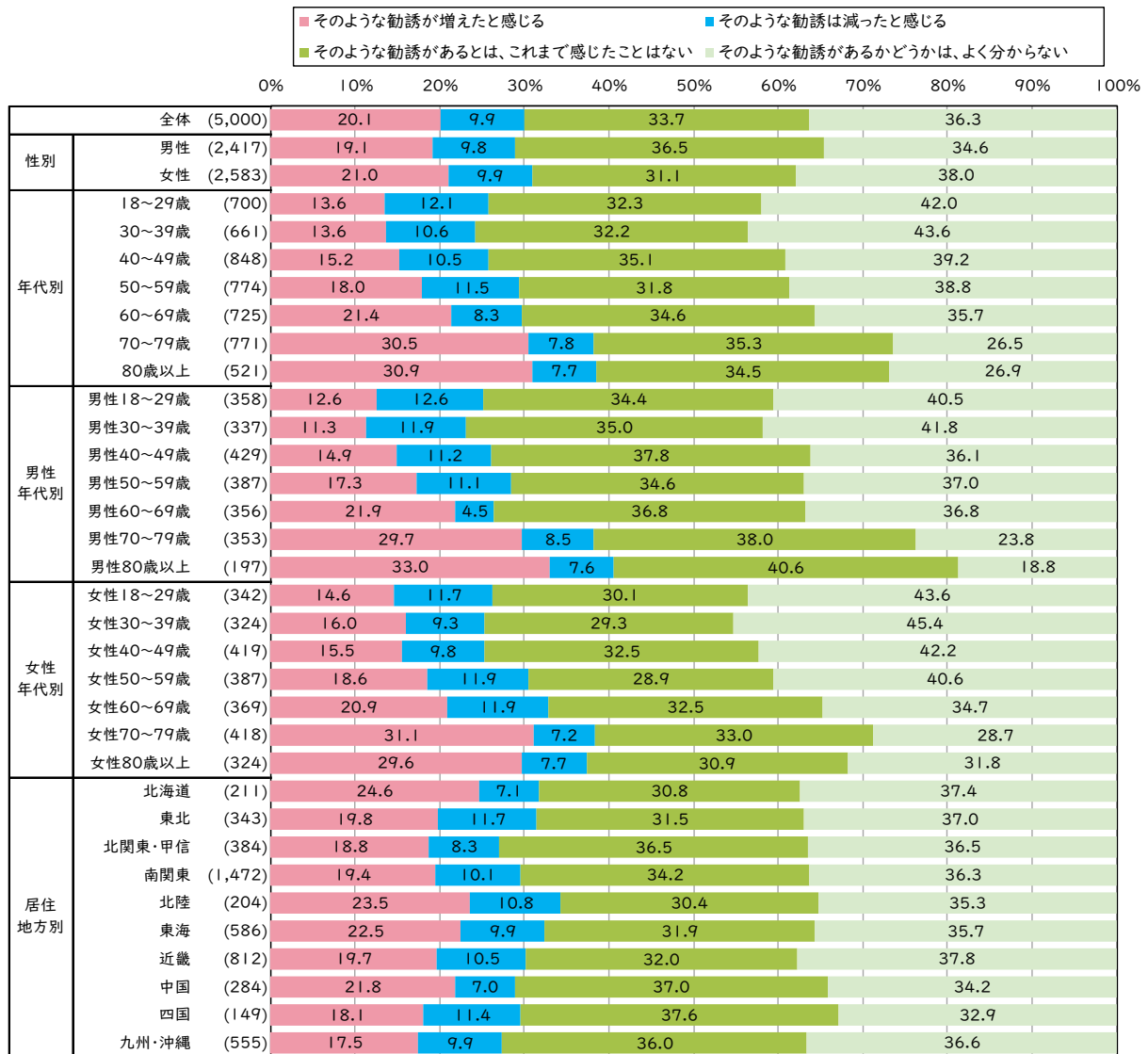
4_社会情勢の変化についての意識（その②）

- 社会的に許し難い悪質な寄附の勧誘について、「そのような勧誘があるかどうかは、よく分からない」と回答した者は1,817人（36.3%（当該設問の回答者全体に対する割合。以下同じ。））であり、最も多かった。

「そのような勧誘があるとは、これまで感じたことはない」と回答した者は1,686人（33.7%）であり、「そのような勧誘が増えたと感じる」と回答した者は1,004人（20.1%）であり、「そのような勧誘は減ったと感じる」と回答した者は493人（9.9%）であった。

【Q 3_2】社会的に許し難い悪質な寄附の勧誘に係る視点で、ここ1～2年の社会情勢とそれ以前の社会情勢を比べたものとして、当てはまるものを1つ選択してください。（単一回答）





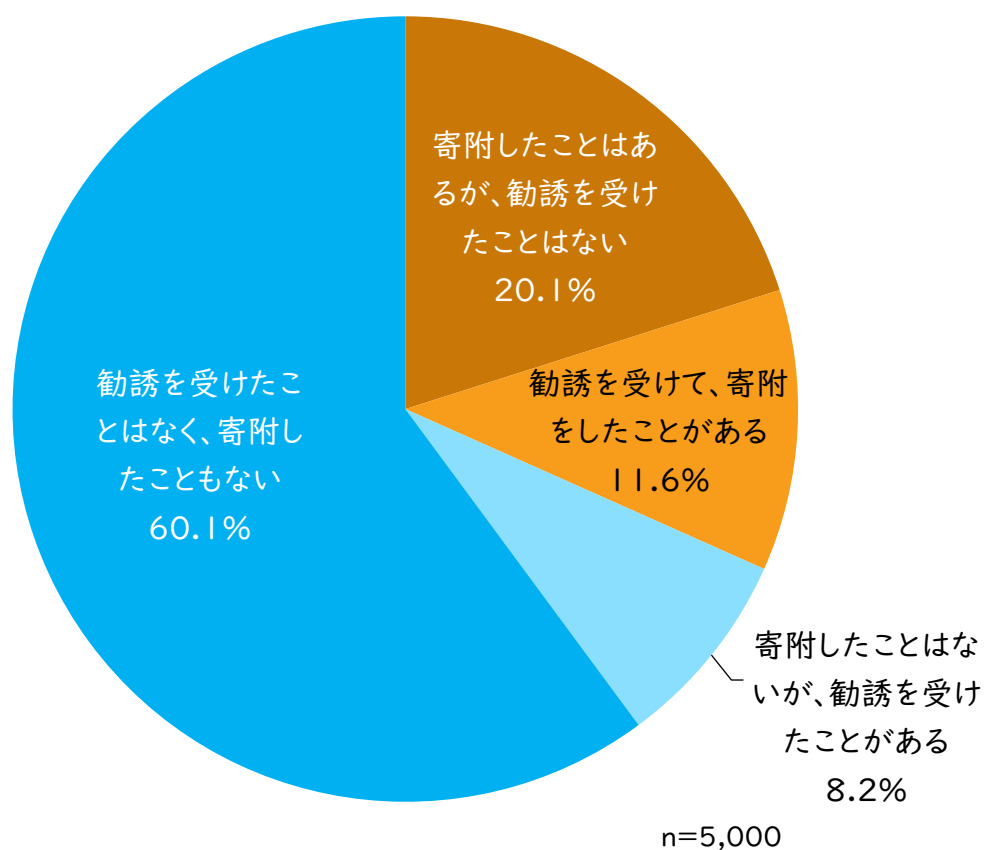
2%未満の数値ラベルは非表示

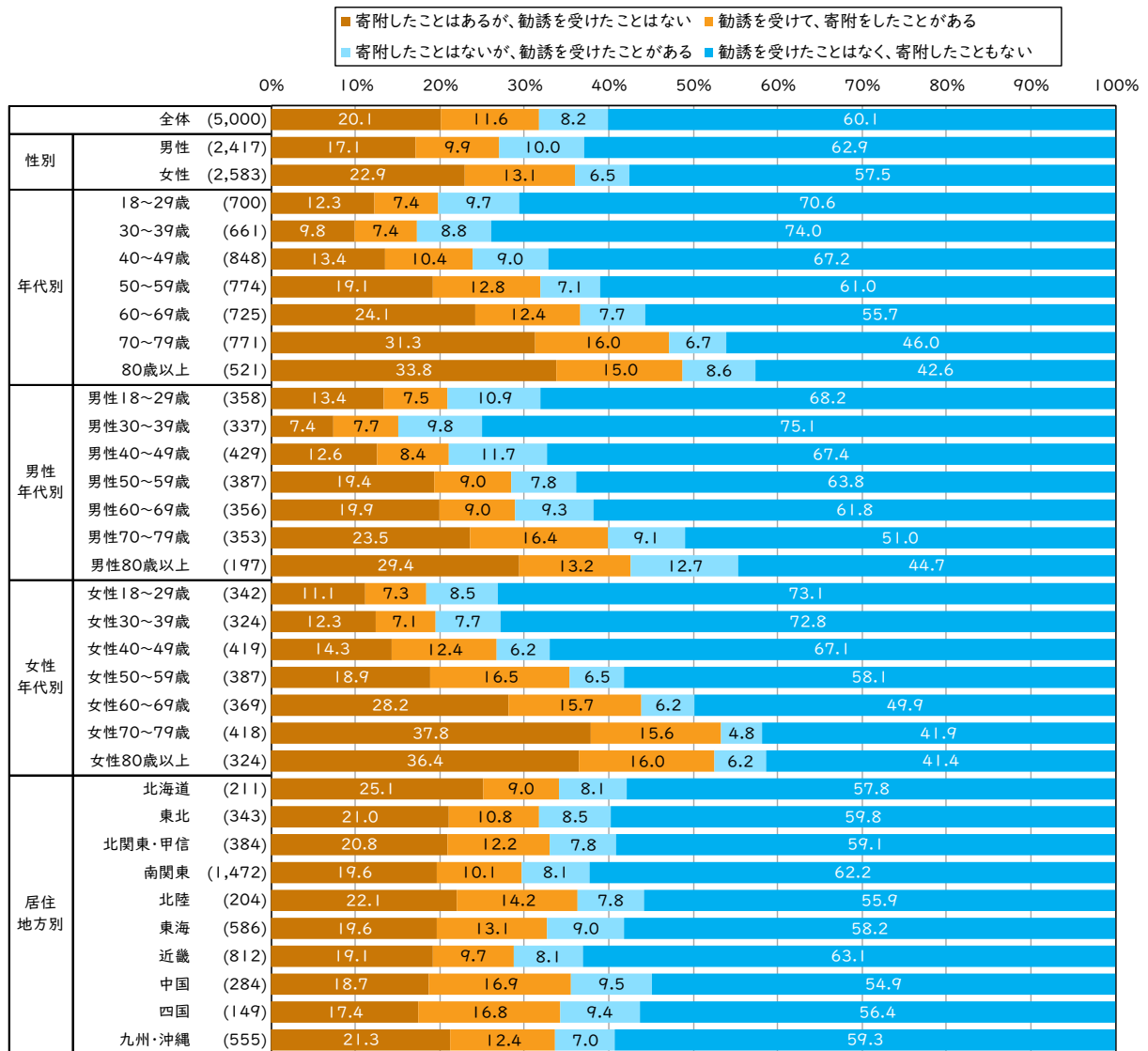
5_寄附の勧誘を受けた経験（少額寄附）

- 少額寄附（一回当たりの金額が300円未満の寄附）の勧誘を受けた経験について、「勧誘を受けたことはなく、寄附したこともない」と回答した者は3,006人（60.1%（当該設問の回答者全体に対する割合。以下同じ。））であり、最も多かった。

「寄附したことはあるが、勧誘を受けたことはない」と回答した者は1,005人（20.1%）であり、「勧誘を受けて、寄附をしたことがある」と回答した者は579人（11.6%）であり、「寄附したことはないが、勧誘を受けたことがある」と回答した者は410人（8.2%）であった。

【Q4_1】あなたの、これまでに受けた少額寄附の勧誘について、該当するものを1つ選択してください。（単一回答）





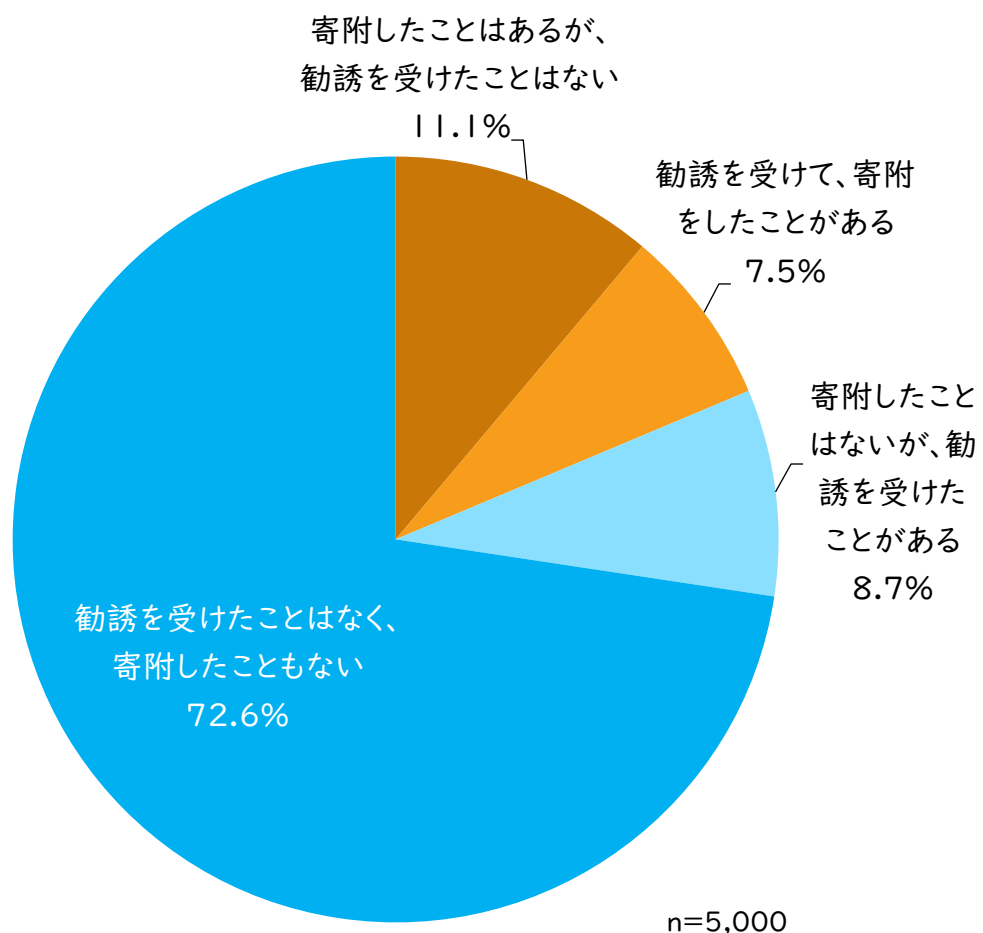
2%未満の数値ラベルは非表示

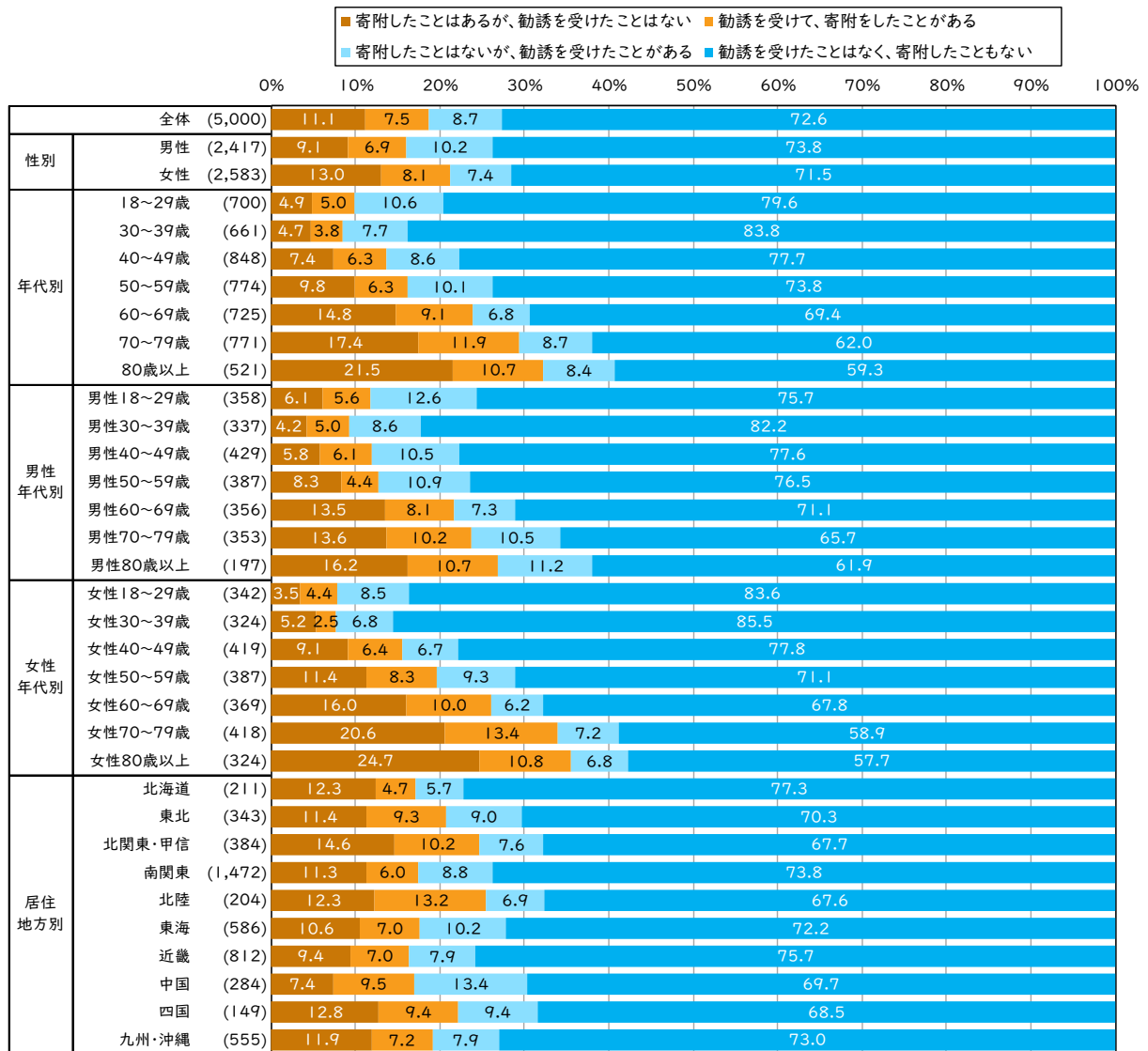
6_寄附の勧誘を受けた経験（相当額寄附）

- 相当額寄附（「少額寄附」を除く全ての寄附）の勧誘を受けた経験について、「勧誘を受けたことはなく、寄附したこともない」と回答した者は 3,631 人（72.6%（当該設問の回答者全体に対する割合。以下同じ。））であり、最も多かった。

「寄附したことはあるが、勧誘を受けたことはない」と回答した者は 557 人（11.1%）であり、「寄附したことはないが、勧誘を受けたことがある」と回答した者は 436 人（8.7%）であり、「勧誘を受けて、寄附をしたことがある」と回答した者は 376 人（7.5%）であった。

【Q 4_2】あなたの、これまでに受けた相当額寄附の勧誘について、該当するものを 1 つ選択してください。（単一回答）





2%未満の数値ラベルは非表示

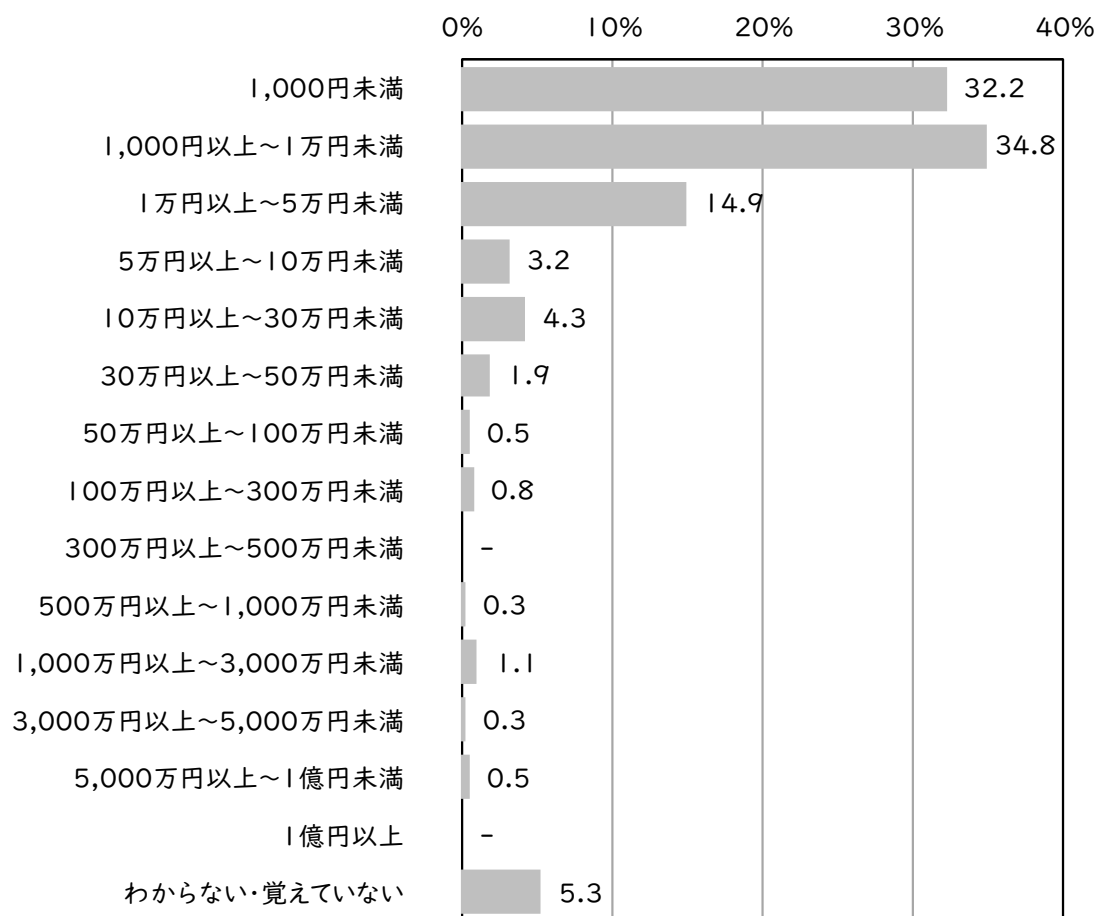
7_勧誘を受けて行った相当額寄附の総額

- 勧誘を受けて行った相当額寄附のこれまでの総額について、「1,000 円以上～1 万円未満」と回答した者は 131 人（34.8%（当該設問の回答者全体に対する割合。以下同じ。））であり、最も多かった。

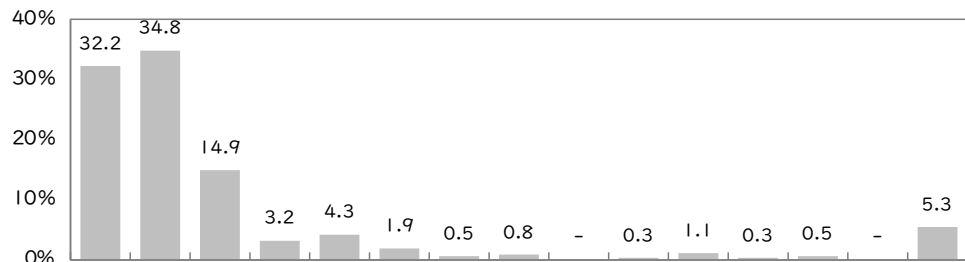
「1,000 円未満」と回答した者は 121 人（32.2%）であり、「1 万円以上～5 万円未満」と回答した者は 56 人（14.9%）であった。

【Q 5_1】勧誘を受けて行った相当額寄附のこれまでの総額について、該当するものを 1 つ選択してください。※例えば、寄附したものが不動産など金銭でない場合は、金銭に換算し、その結果、おおむね該当するものを選択してください。（単一回答）

※この設問は、Q 4_2において、「勧誘を受けて、寄附をしたことがある」と回答した者（376 人）を対象としている。



n=376



n=		1,000円未満	1,000円以上5万円未満	5万円以上10万円未満	10万円以上15万円未満	15万円以上20万円未満	20万円以上25万円未満	25万円以上30万円未満	30万円以上35万円未満	35万円以上40万円未満	40万円以上45万円未満	45万円以上50万円未満	50万円以上55万円未満	55万円以上60万円未満	60万円以上65万円未満	65万円以上70万円未満	70万円以上	わからない・覚えていない
全体		376	32.2	34.8	14.9	3.2	4.3	1.9	0.5	0.8	-	0.3	1.1	0.3	0.5	-	5.3	
性別	男性	166	22.9	36.1	17.5	4.8	5.4	1.8	-	1.8	-	0.6	1.8	-	1.2	-	6.0	
	女性	210	39.5	33.8	12.9	1.9	3.3	1.9	1.0	-	-	-	0.5	0.5	-	-	4.8	
年代別	18~29歳	35	22.9	17.1	25.7	5.7	8.6	2.9	2.9	-	-	-	5.7	-	2.9	-	5.7	
	30~39歳	25	24.0	24.0	12.0	4.0	8.0	8.0	-	4.0	-	4.0	-	4.0	4.0	-	4.0	
	40~49歳	53	26.4	39.6	11.3	5.7	5.7	1.9	1.9	3.8	-	-	3.8	-	-	-	-	
	50~59歳	49	36.7	40.8	18.4	-	2.0	2.0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	60~69歳	66	37.9	37.9	16.7	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	7.6
	70~79歳	92	37.0	32.6	10.9	3.3	6.5	1.1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	8.7
	80歳以上	56	28.6	41.1	14.3	5.4	1.8	1.8	-	-	-	-	-	-	-	-	-	7.1
男性 年代別	男性18~29歳	20	10.0	20.0	40.0	-	10.0	-	-	-	-	-	5.0	-	5.0	-	10.0	
	男性30~39歳	17	17.6	29.4	5.9	5.9	11.8	5.9	-	5.9	-	5.9	-	-	5.9	-	5.9	
	男性40~49歳	26	23.1	26.9	11.5	11.5	7.7	3.8	-	7.7	-	-	7.7	-	-	-	-	
	男性50~59歳	17	17.6	52.9	23.5	-	5.9	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	男性60~69歳	29	37.9	37.9	13.8	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	10.3
	男性70~79歳	36	30.6	33.3	16.7	8.3	5.6	2.8	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2.8
	男性80歳以上	21	9.5	57.1	14.3	4.8	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	14.3
女性 年代別	女性18~29歳	15	40.0	13.3	6.7	13.3	6.7	6.7	6.7	-	-	-	6.7	-	-	-	-	
	女性30~39歳	8	37.5	12.5	25.0	-	-	12.5	-	-	-	-	-	12.5	-	-	-	
	女性40~49歳	27	29.6	51.9	11.1	-	3.7	-	3.7	-	-	-	-	-	-	-	-	
	女性50~59歳	32	46.9	34.4	15.6	-	-	3.1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	女性60~69歳	37	37.8	37.8	18.9	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	5.4
	女性70~79歳	56	41.1	32.1	7.1	-	7.1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	12.5
	女性80歳以上	35	40.0	31.4	14.3	5.7	2.9	2.9	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2.9
居住 地方別	北海道	10	40.0	10.0	20.0	-	-	10.0	10.0	-	-	-	-	-	-	-	-	10.0
	東北	32	43.8	37.5	3.1	9.4	3.1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	3.1
	北関東・甲信	39	30.8	30.8	20.5	-	2.6	-	-	-	-	-	-	-	2.6	2.6	-	10.3
	南関東	89	36.0	29.2	14.6	2.2	5.6	1.1	-	2.2	-	1.1	3.4	-	-	-	-	4.5
	北陸	27	40.7	22.2	25.9	3.7	3.7	-	-	-	-	-	3.7	-	-	-	-	
	東海	41	29.3	34.1	12.2	2.4	4.9	2.4	-	2.4	-	-	-	-	2.4	-	-	9.8
	近畿	57	24.6	42.1	17.5	1.8	5.3	5.3	-	-	-	-	-	-	-	-	-	3.5
	中国	27	25.9	51.9	11.1	3.7	3.7	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	3.7
	四国	14	14.3	57.1	14.3	7.1	-	-	7.1	-	-	-	-	-	-	-	-	
	九州・沖縄	40	32.5	35.0	12.5	5.0	5.0	2.5	-	-	-	-	-	-	-	-	-	7.5

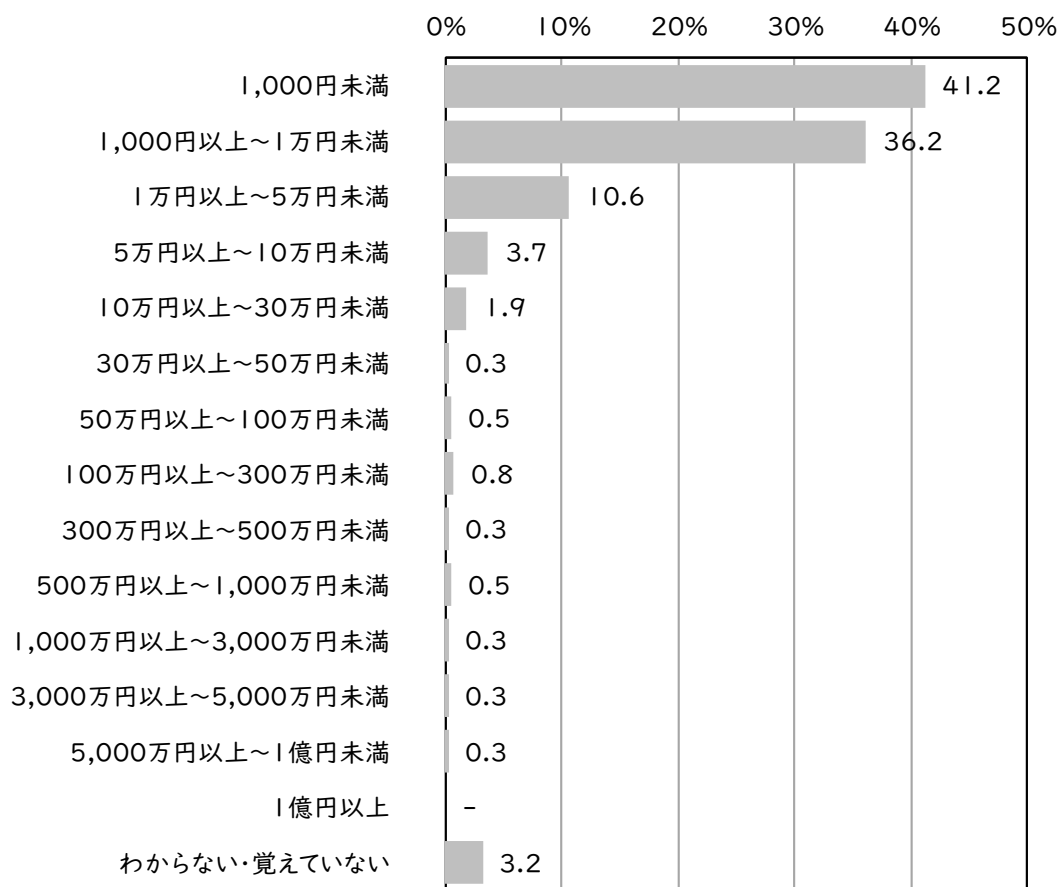
8_勧誘を受けて行った相当額寄附の1回当たりの最高額

■ 勧誘を受けて行った相当額寄附の1回当たりの最高額について、「1,000円未満」と回答した者は155人（41.2%（当該設問の回答者全体に対する割合。以下同じ。））であり、最も多かった。

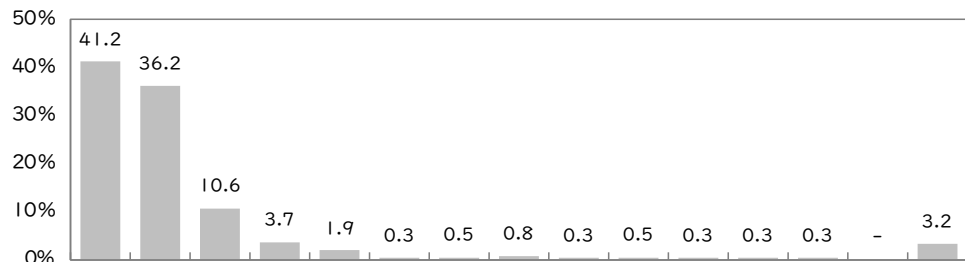
「1,000円以上～1万円未満」と回答した者は136人（36.2%）であり、「1万円以上～5万円未満」と回答した者は40人（10.6%）であった。

【Q5_2】勧誘を受けて行った相当額寄附の1回当たりの最高額について、該当するものを1つ選択してください。※例えば、寄附したものが不動産など金銭でない場合は、金銭に換算し、その結果、おおむね該当するものを選択してください。（単一回答）

※この設問は、Q4_2において、「勧誘を受けて、寄附をしたことがある」と回答した者（376人）を対象としている。



n=376



		n=	1,000円未満	1,000円以上5万円未満	5万円以上10万円未満	10万円以上15万円未満	15万円以上20万円未満	20万円以上25万円未満	25万円以上30万円未満	30万円以上35万円未満	35万円以上40万円未満	40万円以上45万円未満	45万円以上50万円未満	50万円以上55万円未満	55万円以上60万円未満	60万円以上65万円未満	65万円以上70万円未満	70万円以上75万円未満	75万円以上80万円未満	80万円以上	わからない・覚えていない
全体		376	41.2	36.2	10.6	3.7	1.9	0.3	0.5	0.8	0.3	0.5	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	-	-	3.2	
性別	男性	166	33.7	38.6	13.9	3.6	3.0	-	0.6	1.8	0.6	0.6	-	0.6	0.6	-	-	-	-	2.4	
	女性	210	47.1	34.3	8.1	3.8	1.0	0.5	0.5	-	-	0.5	0.5	-	-	-	-	-	-	3.8	
年代別	18～29歳	35	28.6	14.3	22.9	11.4	5.7	2.9	2.9	-	-	2.9	-	-	2.9	-	-	-	-	5.7	
	30～39歳	25	36.0	24.0	20.0	4.0	-	-	4.0	4.0	-	-	4.0	4.0	-	-	-	-	-	-	
	40～49歳	53	34.0	37.7	7.5	9.4	3.8	-	-	3.8	1.9	1.9	-	-	-	-	-	-	-	-	
	50～59歳	49	53.1	28.6	14.3	-	4.1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	60～69歳	66	50.0	39.4	7.6	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	3.0	
	70～79歳	92	44.6	37.0	9.8	3.3	1.1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	4.3	
	80歳以上	56	32.1	55.4	3.6	1.8	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	7.1	
男性年代別	男性18～29歳	20	15.0	20.0	35.0	5.0	10.0	-	-	-	-	-	-	-	-	5.0	-	-	-	10.0	
	男性30～39歳	17	35.3	23.5	23.5	-	-	-	5.9	5.9	-	-	-	-	5.9	-	-	-	-	-	
	男性40～49歳	26	30.8	30.8	3.8	11.5	7.7	-	-	7.7	3.8	3.8	-	-	-	-	-	-	-	-	
	男性50～59歳	17	35.3	41.2	17.6	-	5.9	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	男性60～69歳	29	51.7	41.4	6.9	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	男性70～79歳	36	41.7	38.9	13.9	5.6	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	男性80歳以上	21	14.3	71.4	4.8	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	9.5	
女性年代別	女性18～29歳	15	46.7	6.7	6.7	20.0	-	6.7	6.7	-	-	6.7	-	-	-	-	-	-	-	-	
	女性30～39歳	8	37.5	25.0	12.5	12.5	-	-	-	-	-	-	12.5	-	-	-	-	-	-	-	
	女性40～49歳	27	37.0	44.4	11.1	7.4	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	女性50～59歳	32	62.5	21.9	12.5	-	3.1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	女性60～69歳	37	48.6	37.8	8.1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	5.4	
	女性70～79歳	56	46.4	35.7	7.1	1.8	1.8	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	7.1	
	女性80歳以上	35	42.9	45.7	2.9	2.9	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	5.7	
居住地方別	北海道	10	50.0	20.0	10.0	-	10.0	-	10.0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	東北	32	53.1	37.5	3.1	3.1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	3.1	
	北関東・甲信	39	48.7	30.8	12.8	-	-	-	-	-	-	-	2.6	2.6	-	-	-	-	-	2.6	
	南関東	89	40.4	30.3	14.6	1.1	2.2	-	1.1	2.2	1.1	2.2	-	-	-	-	-	-	-	4.5	
	北陸	27	44.4	33.3	11.1	7.4	3.7	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	東海	41	43.9	29.3	7.3	4.9	4.9	-	-	2.4	-	-	-	-	-	-	2.4	-	-	4.9	
	近畿	57	29.8	43.9	14.0	3.5	1.8	1.8	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	5.3	
	中国	27	33.3	55.6	11.1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	四国	14	28.6	50.0	7.1	14.3	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	九州・沖縄	40	45.0	37.5	5.0	10.0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2.5	

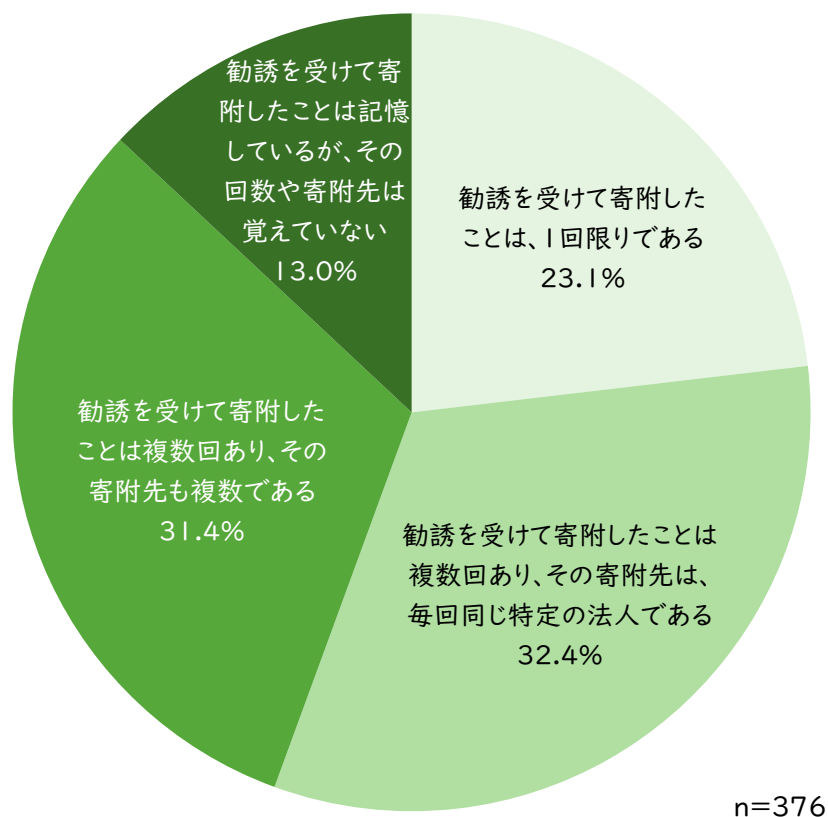
9_勧誘を受けて行った相当額寄附の寄附先の法人

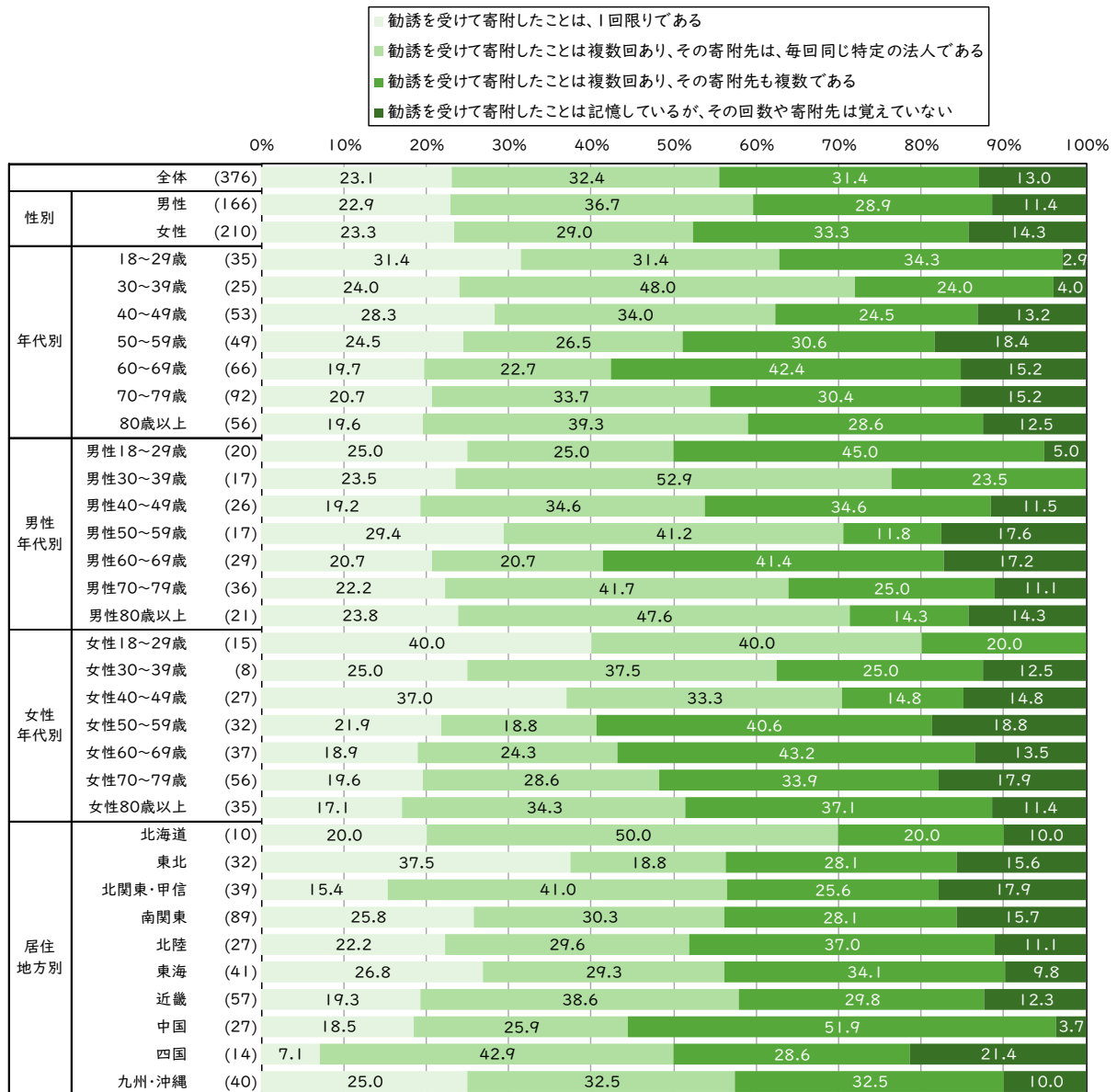
- 勧誘を受けて行った相当額寄附の寄附先の法人について、「勧誘を受けて寄附したことは複数回あり、その寄附先は、毎回同じ特定の法人である」と回答した者は122人（32.4%（当該設問の回答者全体に対する割合。以下同じ。））であり、最も多かった。

「勧誘を受けて寄附したことは複数回あり、その寄附先も複数である」と回答した者は118人（31.4%）であり、「勧誘を受けて寄附したことは、1回限りである」と回答した者は87人（23.1%）であり、「勧誘を受けて寄附したことは記憶しているが、その回数や寄附先は覚えていない」と回答した者は49人（13.0%）であった。

【Q 6_1】 勧誘を受けて行った相当額寄附について、当該寄附先の法人に関し、該当するものを1つ選択してください。（単一回答）

※この設問は、Q 4_2において、「勧誘を受けて、寄附をしたことがある」と回答した者（376人）を対象としている。





2%未満の数値ラベルは非表示

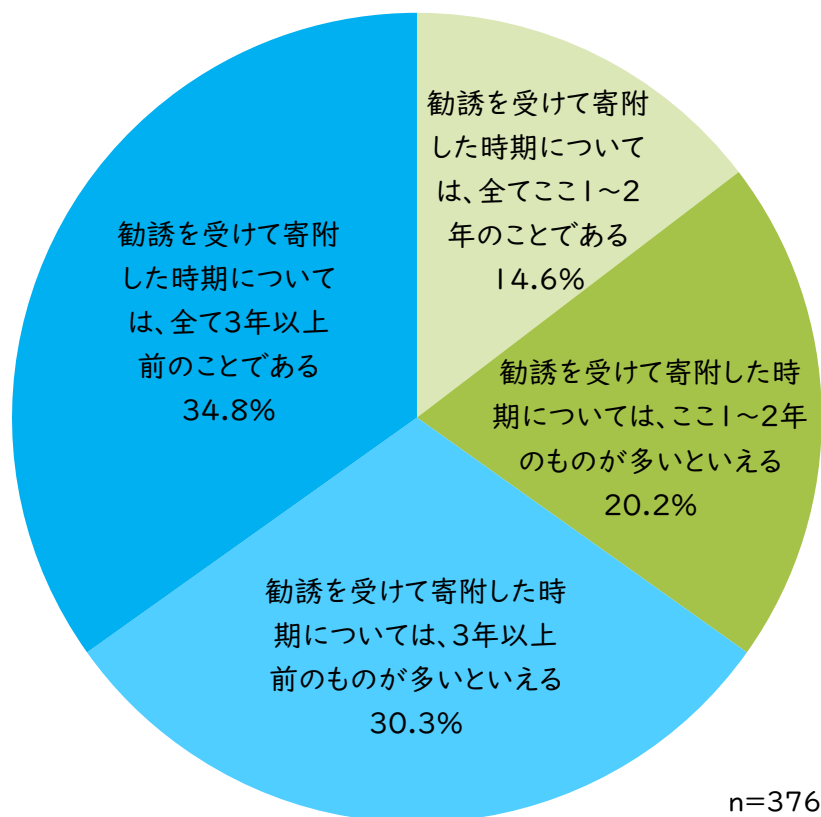
10_勧誘を受けて行った相当額寄附の寄附時期

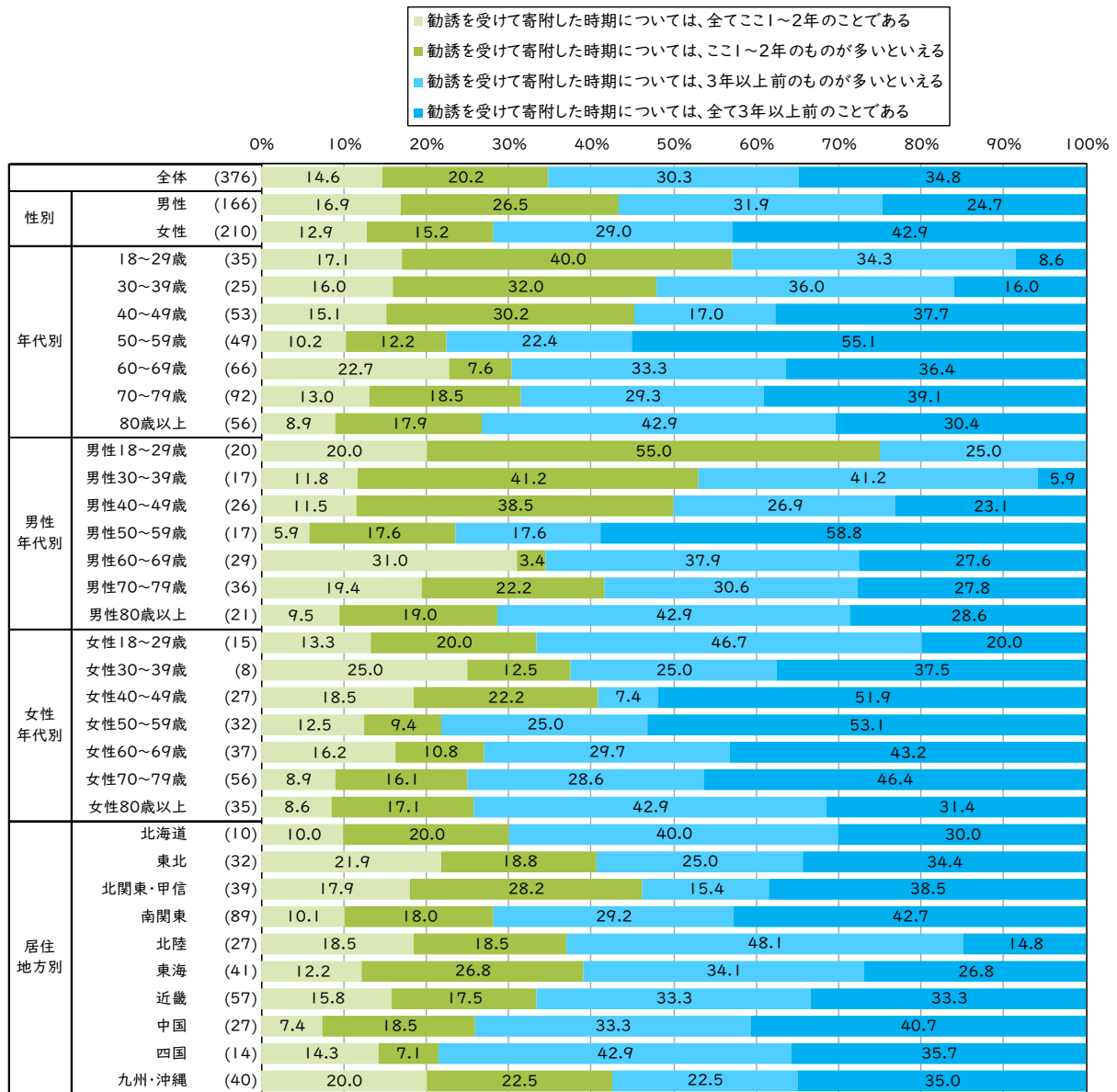
- 勧誘を受けて行った相当額寄附の寄附時期について、「勧誘を受けて寄附した時期については、全て3年以上前のことである」と回答した者は131人（34.8%（当該設問の回答者全体に対する割合。以下同じ。））であり、最も多かった。

「勧誘を受けて寄附した時期については、3年以上前のものが多いといえる」と回答した者は114人（30.3%）であり、「勧誘を受けて寄附した時期については、ここ1～2年のものが多いといえる」と回答した者は76人（20.2%）であり、「勧誘を受けて寄附した時期については、全てここ1～2年のことである」と回答した者は55人（14.6%）であった。

【Q 6_2】 勧誘を受けて行った相当額寄附について、当該寄附の時期に関し、該当するものを1つ選択してください。（単一回答）

※この設問は、Q 4_2において、「勧誘を受けて、寄附をしたことがある」と回答した者（376人）を対象としている。





2%未満の数値ラベルは非表示

11_寄附の勧誘方法（少額寄附）

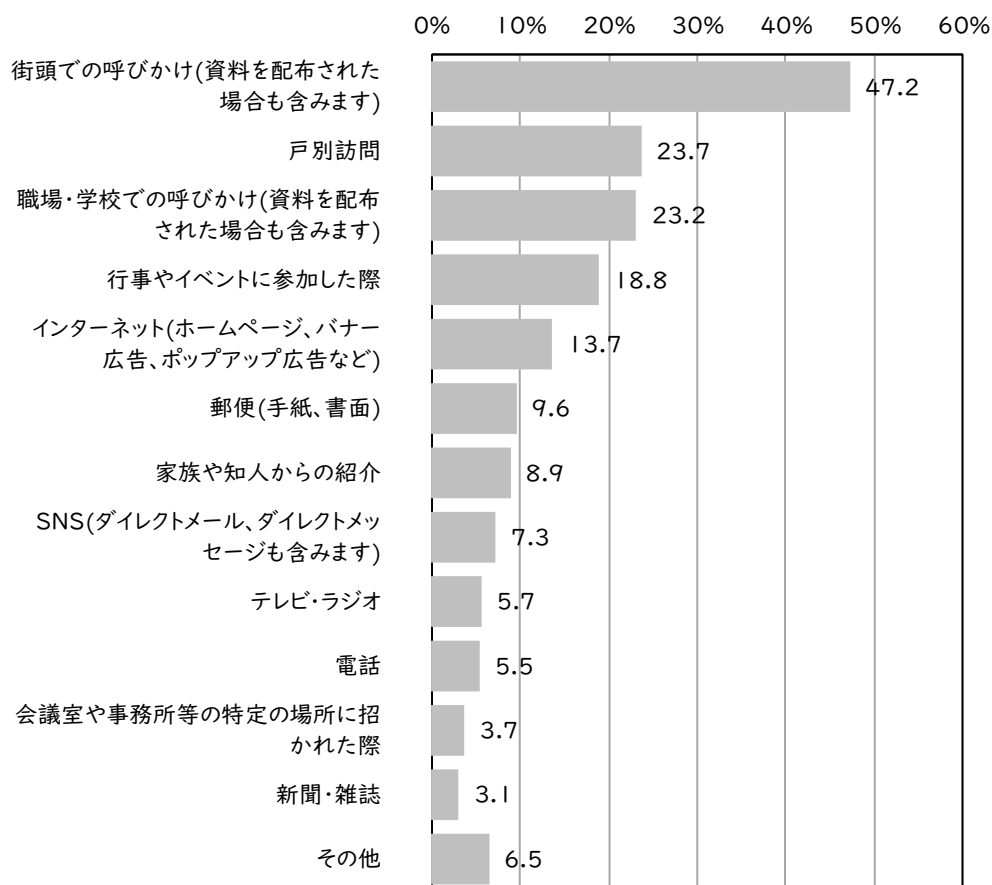
- これまでに体験した少額寄附の勧誘方法について、「街頭での呼びかけ（資料を配布された場合も含みます）」と回答した者は 467 人（47.2%（当該設問の回答者全体に対する割合。以下同じ。））であり、最も多かった。

「戸別訪問」と回答した者は 234 人（23.7%）であり、「職場・学校での呼びかけ（資料を配布された場合も含みます）」と回答した者は 229 人（23.2%）であった。

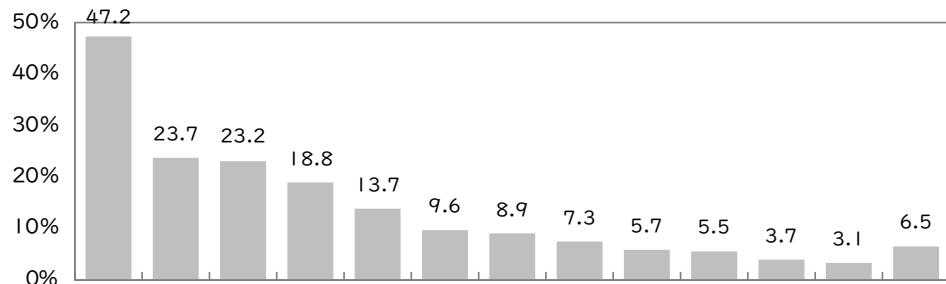
- なお、「その他」と回答した者は 64 人（6.5%）であったが、その具体的な内容について自由記述形式で回答を求めたところ、寄せられたもののほとんどが、「町内会・自治会からの勧誘」であった。

【Q 7_1】ご自身が体験した少額寄附の勧誘方法について、該当するものがあれば全て選択してください。（複数回答）

※この設問は、Q 4_1において、「勧誘を受けて、寄附をしたことがある」、「寄附したことはないが、勧誘を受けたことがある」のいずれかを回答した者（989 人）を対象としている。



n=989



n=		街頭での呼びかけ	戸別訪問	職場・学校での呼びかけ	た行事やイベントに参加し	インターネット	郵便	家族や知人からの紹介	SNS	テレビ・ラジオ	電話	の会議室や事務所等の特	場所招かれた際	新聞・雑誌	その他
全体		989	47.2	23.7	23.2	18.8	13.7	9.6	8.9	7.3	5.7	5.5	3.7	3.1	6.5
性別	男性	482	44.8	23.7	21.2	18.3	18.0	13.9	6.6	9.3	7.1	7.3	4.8	3.9	5.0
	女性	507	49.5	23.7	25.0	19.3	9.5	5.5	11.0	5.3	4.3	3.7	2.8	2.4	7.9
年代別	18~29歳	120	39.2	9.2	24.2	12.5	19.2	10.8	8.3	11.7	7.5	6.7	6.7	5.0	0.8
	30~39歳	107	47.7	14.0	29.0	15.9	12.1	5.6	2.8	8.4	2.8	8.4	9.3	3.7	2.8
	40~49歳	164	45.1	27.4	28.7	15.2	13.4	4.9	12.2	9.8	6.1	6.1	3.0	3.0	1.8
	50~59歳	154	51.3	26.0	30.5	20.1	11.7	7.1	8.4	5.2	6.5	3.2	1.9	1.3	9.7
	60~69歳	146	50.7	26.7	28.8	18.5	9.6	8.9	8.2	4.8	4.8	2.7	1.4	2.7	8.9
	70~79歳	175	52.6	29.1	12.6	21.1	14.9	14.3	8.6	4.6	5.1	5.1	3.4	2.9	8.6
	80歳以上	123	40.7	26.8	8.9	27.6	15.4	15.4	12.2	8.1	6.5	7.3	2.4	4.1	11.4
男性年代別	男性18~29歳	66	31.8	12.1	25.8	15.2	16.7	13.6	7.6	16.7	9.1	7.6	7.6	6.1	1.5
	男性30~39歳	59	44.1	22.0	23.7	15.3	18.6	8.5	3.4	13.6	3.4	11.9	8.5	5.1	1.7
	男性40~49歳	86	47.7	29.1	23.3	16.3	15.1	5.8	11.6	10.5	7.0	9.3	4.7	3.5	2.3
	男性50~59歳	65	38.5	29.2	23.1	15.4	15.4	12.3	4.6	6.2	7.7	1.5	3.1	-	7.7
	男性60~69歳	65	53.8	27.7	30.8	12.3	15.4	15.4	4.6	3.1	6.2	4.6	1.5	6.2	4.6
	男性70~79歳	90	46.7	21.1	12.2	25.6	23.3	20.0	6.7	5.6	7.8	6.7	4.4	3.3	11.1
	男性80歳以上	51	51.0	23.5	9.8	27.5	21.6	23.5	5.9	11.8	7.8	9.8	3.9	3.9	3.9
女性年代別	女性18~29歳	54	48.1	5.6	22.2	9.3	22.2	7.4	9.3	5.6	5.6	5.6	5.6	3.7	-
	女性30~39歳	48	52.1	4.2	35.4	16.7	4.2	2.1	2.1	2.1	2.1	4.2	10.4	2.1	4.2
	女性40~49歳	78	42.3	25.6	34.6	14.1	11.5	3.8	12.8	9.0	5.1	2.6	1.3	2.6	1.3
	女性50~59歳	89	60.7	23.6	36.0	23.6	9.0	3.4	11.2	4.5	5.6	4.5	1.1	2.2	11.2
	女性60~69歳	81	48.1	25.9	27.2	23.5	4.9	3.7	11.1	6.2	3.7	1.2	1.2	-	12.3
	女性70~79歳	85	58.8	37.6	12.9	16.5	5.9	8.2	10.6	3.5	2.4	3.5	2.4	2.4	5.9
	女性80歳以上	72	33.3	29.2	8.3	27.8	11.1	9.7	16.7	5.6	5.6	5.6	1.4	4.2	16.7
居住地別	北海道	36	47.2	19.4	22.2	22.2	16.7	13.9	8.3	8.3	8.3	8.3	2.8	5.6	2.8
	東北	66	37.9	36.4	22.7	16.7	19.7	9.1	7.6	9.1	4.5	4.5	6.1	-	9.1
	北関東・甲信	77	32.5	32.5	14.3	18.2	16.9	7.8	10.4	9.1	6.5	5.2	3.9	3.9	14.3
	南関東	268	49.3	17.2	23.5	22.0	12.3	11.9	9.3	7.1	6.0	4.9	5.6	4.5	4.5
	北陸	45	53.3	20.0	20.0	13.3	20.0	11.1	6.7	2.2	2.2	6.7	-	2.2	8.9
	東海	130	50.8	25.4	26.9	20.0	10.0	8.5	3.1	3.8	3.1	6.9	3.1	0.8	8.5
	近畿	145	44.8	24.1	18.6	20.7	14.5	6.2	9.0	7.6	4.8	5.5	3.4	4.1	4.1
	中国	75	40.0	24.0	21.3	8.0	13.3	8.0	13.3	6.7	8.0	4.0	1.3	1.3	9.3
	四国	39	56.4	12.8	28.2	15.4	5.1	15.4	5.1	10.3	5.1	5.1	2.6	2.6	7.7
	九州・沖縄	108	56.5	29.6	31.5	18.5	13.9	8.3	13.9	10.2	8.3	5.6	2.8	3.7	2.8

12_寄附の勧誘方法（相当額寄附）

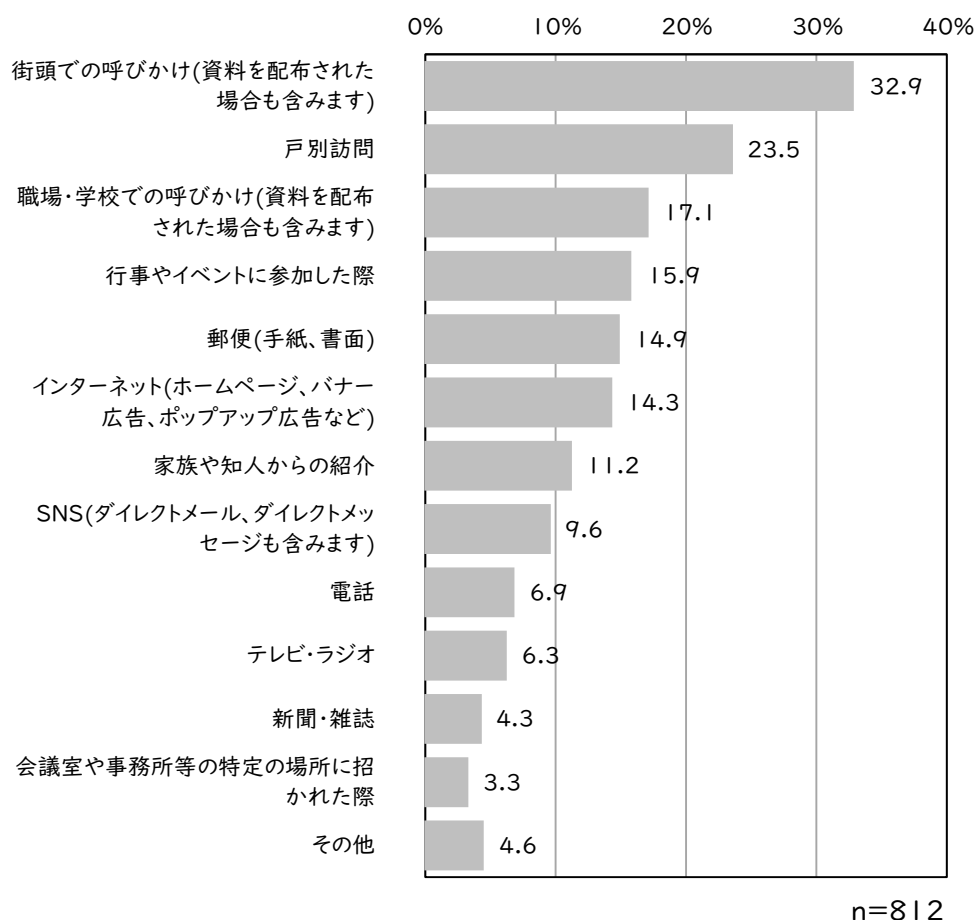
- これまでに体験した相当額寄附の勧誘方法について、「街頭での呼びかけ（資料を配布された場合も含みます）」と回答した者は 267 人（32.9%（当該設問の回答者全体に対する割合。以下同じ。））であり、最も多かった。

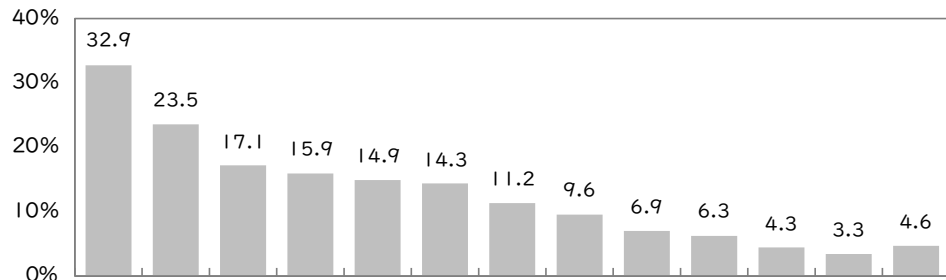
「戸別訪問」と回答した者は 191 人（23.5%）であり、「職場・学校での呼びかけ（資料を配布された場合も含みます）」と回答した者は 139 人（17.1%）であった。

- なお、「その他」と回答した者は 37 人（4.6%）であったが、その具体的な内容について自由記述形式で回答を求めたところ、寄せられた回答としては、「町内会・自治会からの勧誘」が多かった。

【Q 7_2】ご自身が体験した相当額寄附の勧誘方法について、該当するものがあれば全て選択してください。（複数回答）

※この設問は、Q 4_2において、「勧誘を受けて、寄附をしたことがある」、「寄附したことはないが、勧誘を受けたことがある」のいずれかを回答した者（812 人）を対象としている。





		n=	街頭での呼びかけ	戸別訪問	職場・学校での呼びかけ	行事やイベントに参加した際	郵便	インターネット	家族や知人からの紹介	S N S	電話	テレビ・ラジオ	新聞・雑誌	会議室や事務所等の特定 の場所に招かれた際	その他
全体		812	32.9	23.5	17.1	15.9	14.9	14.3	11.2	9.6	6.9	6.3	4.3	3.3	4.6
性別	男性	412	31.8	22.8	16.7	16.7	17.0	18.4	9.7	12.9	8.3	8.0	5.8	4.1	3.4
	女性	400	34.0	24.3	17.5	15.0	12.8	10.0	12.8	6.3	5.5	4.5	2.8	2.5	5.8
年代別	18～29歳	109	34.9	9.2	17.4	12.8	9.2	18.3	14.7	17.4	12.8	10.1	11.0	6.4	0.9
	30～39歳	76	42.1	19.7	15.8	9.2	11.8	11.8	5.3	17.1	10.5	7.9	5.3	3.9	1.3
	40～49歳	126	31.0	19.8	23.8	14.3	13.5	10.3	12.7	11.1	9.5	7.1	3.2	3.2	2.4
	50～59歳	127	35.4	26.8	22.0	20.5	13.4	13.4	10.2	5.5	3.1	6.3	2.4	2.4	2.4
	60～69歳	115	33.9	27.8	21.7	15.7	13.0	10.4	7.8	6.1	2.6	3.5	3.5	2.6	5.2
	70～79歳	159	31.4	28.3	11.9	16.4	20.1	15.1	13.2	6.9	5.0	5.0	1.3	3.1	8.2
	80歳以上	100	24.0	30.0	6.0	20.0	21.0	21.0	12.0	7.0	7.0	5.0	6.0	2.0	10.0
男性年代別	男性18～29歳	65	30.8	10.8	18.5	12.3	9.2	21.5	15.4	18.5	12.3	12.3	16.9	9.2	1.5
	男性30～39歳	46	39.1	23.9	17.4	8.7	19.6	15.2	6.5	23.9	15.2	8.7	6.5	2.2	-
	男性40～49歳	71	29.6	21.1	25.4	18.3	12.7	12.7	9.9	16.9	12.7	9.9	2.8	4.2	4.2
	男性50～59歳	59	27.1	28.8	16.9	18.6	15.3	18.6	10.2	6.8	1.7	5.1	-	3.4	1.7
	男性60～69歳	55	38.2	23.6	18.2	14.5	14.5	9.1	3.6	5.5	3.6	5.5	5.5	1.8	5.5
	男性70～79歳	73	31.5	24.7	11.0	20.5	26.0	23.3	12.3	8.2	5.5	4.1	1.4	4.1	5.5
	男性80歳以上	43	27.9	30.2	7.0	23.3	23.3	30.2	7.0	11.6	7.0	11.6	9.3	2.3	4.7
女性年代別	女性18～29歳	44	40.9	6.8	15.9	13.6	9.1	13.6	13.6	15.9	13.6	6.8	2.3	2.3	-
	女性30～39歳	30	46.7	13.3	13.3	10.0	-	6.7	3.3	6.7	3.3	6.7	3.3	6.7	3.3
	女性40～49歳	55	32.7	18.2	21.8	9.1	14.5	7.3	16.4	3.6	5.5	3.6	3.6	1.8	-
	女性50～59歳	68	42.6	25.0	26.5	22.1	11.8	8.8	10.3	4.4	4.4	7.4	4.4	1.5	2.9
	女性60～69歳	60	30.0	31.7	25.0	16.7	11.7	11.7	11.7	6.7	1.7	1.7	1.7	3.3	5.0
	女性70～79歳	86	31.4	31.4	12.8	12.8	15.1	8.1	14.0	5.8	4.7	5.8	1.2	2.3	10.5
	女性80歳以上	57	21.1	29.8	5.3	17.5	19.3	14.0	15.8	3.5	7.0	-	3.5	1.8	14.0
居住 地方別	北海道	22	36.4	9.1	13.6	9.1	13.6	18.2	9.1	13.6	4.5	4.5	4.5	-	4.5
	東北	63	27.0	33.3	14.3	6.3	12.7	14.3	7.9	15.9	7.9	3.2	1.6	4.8	3.2
	北関東・甲信	68	29.4	33.8	17.6	17.6	13.2	13.2	13.2	8.8	5.9	7.4	4.4	5.9	8.8
	南関東	219	37.4	17.4	19.2	17.4	14.2	16.0	12.8	8.2	7.8	7.3	5.9	5.0	3.2
	北陸	41	29.3	26.8	17.1	14.6	17.1	19.5	9.8	2.4	4.9	2.4	2.4	-	4.9
	東海	101	31.7	25.7	20.8	15.8	15.8	10.9	6.9	9.9	4.0	5.0	4.0	2.0	6.9
	近畿	121	29.8	23.1	14.0	21.5	15.7	9.9	11.6	11.6	7.4	5.0	3.3	3.3	4.1
	中国	65	24.6	23.1	13.8	10.8	15.4	10.8	13.8	4.6	9.2	4.6	1.5	3.1	3.1
	四国	28	35.7	21.4	21.4	21.4	10.7	10.7	7.1	14.3	-	3.6	3.6	-	7.1
	九州・沖縄	84	40.5	25.0	15.5	14.3	17.9	21.4	13.1	10.7	9.5	13.1	7.1	1.2	3.6

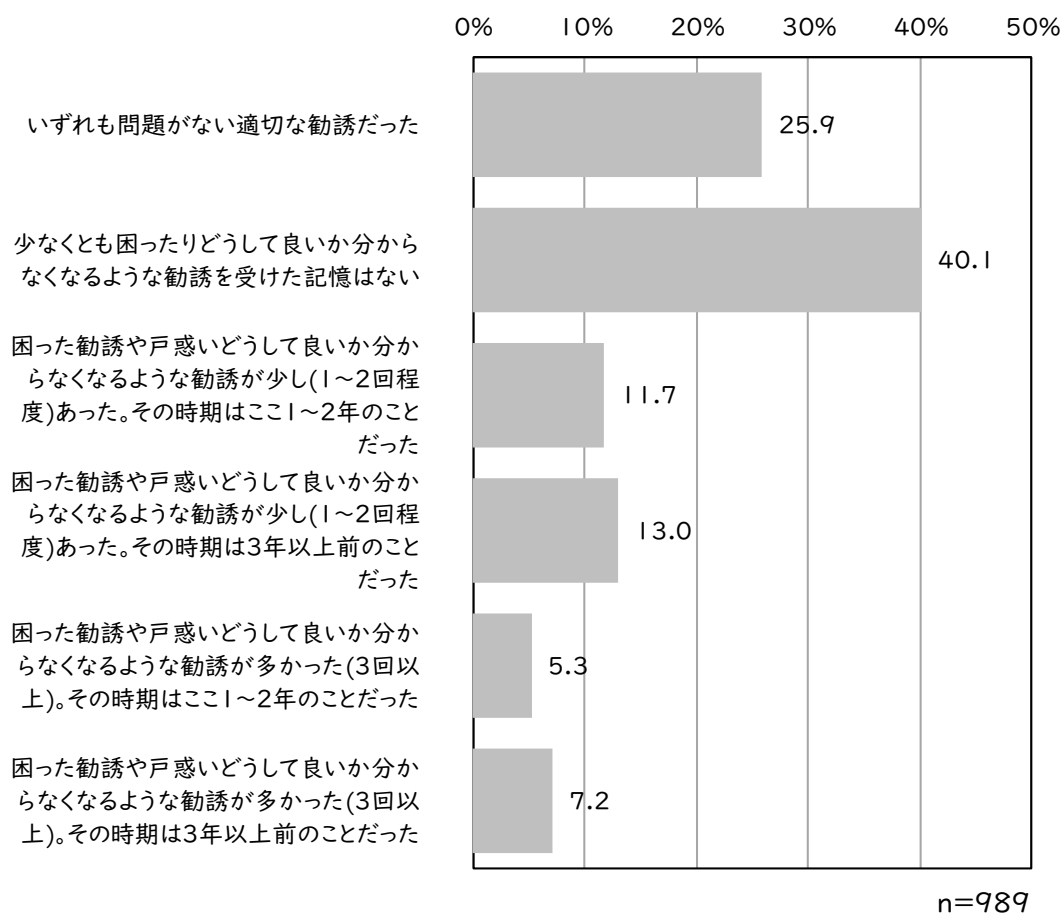
13_寄附の勧誘に関する印象（少額寄附）

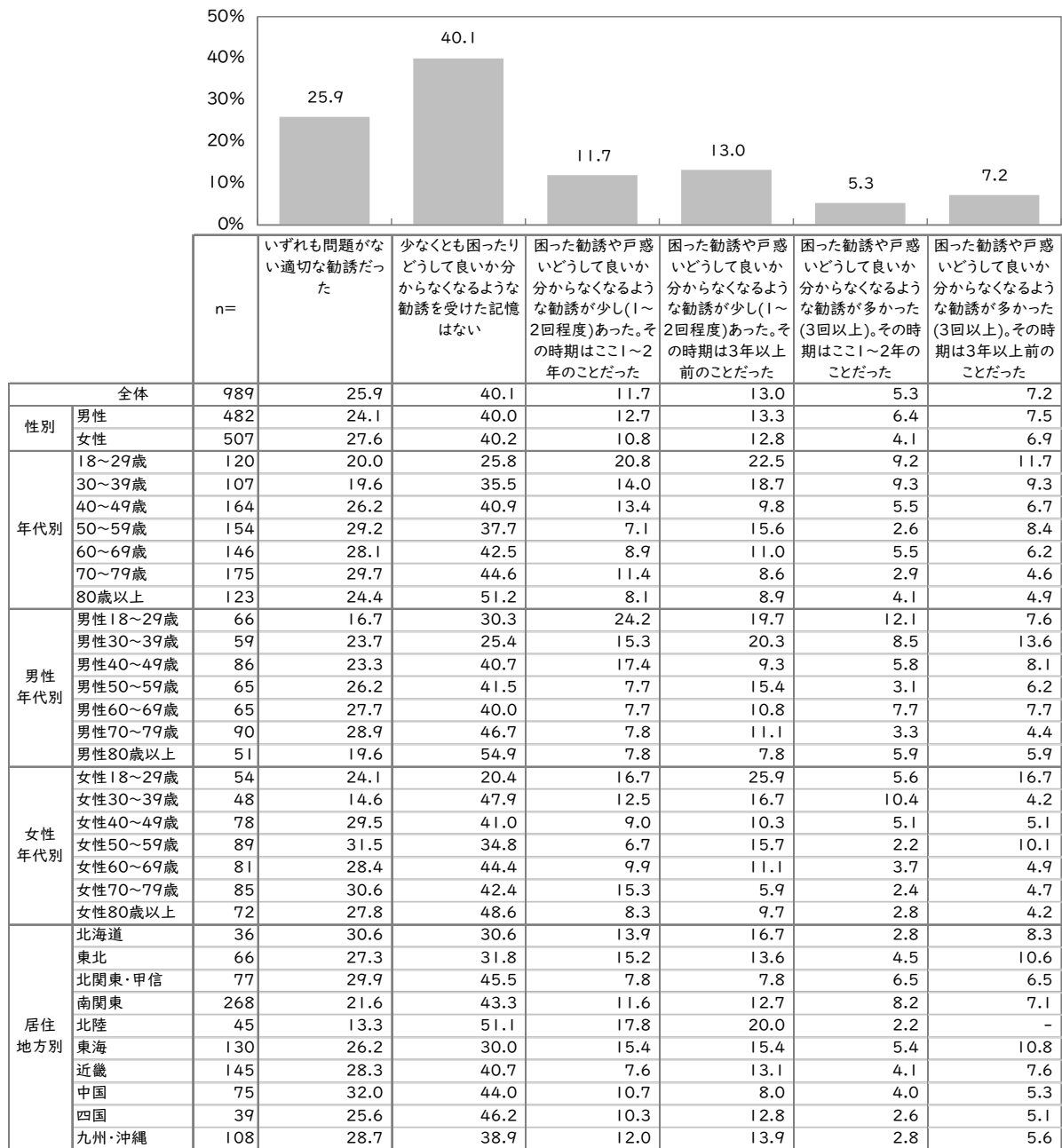
■ これまでに受けた少額寄附の勧誘に関する印象について、「少なくとも困ったりどうして良いか分からなくなるような勧誘を受けた記憶はない」と回答した者は 397 人（40.1%（当該設問の回答者全体に対する割合。以下同じ。））であり、最も多かった。

「いずれも問題がない適切な勧誘だった」と回答した者は 256 人（25.9%）であり、「困った勧誘や戸惑いどうして良いか分からなくなるような勧誘が少し（1～2 回程度）あった。その時期は 3 年以上前のことだった」と回答した者は 129 人（13.0%）であった。

【Q 8_1】これまでに受けた少額寄附の勧誘に関するあなたの印象について、当てはまるものがあれば、全て選択してください。（複数回答）

※この設問は、Q 4_1において、「勧誘を受けて、寄附をしたことがある」、「寄附したことはないが、勧誘を受けたことがある」のいずれかを回答した者（989 人）を対象としている。





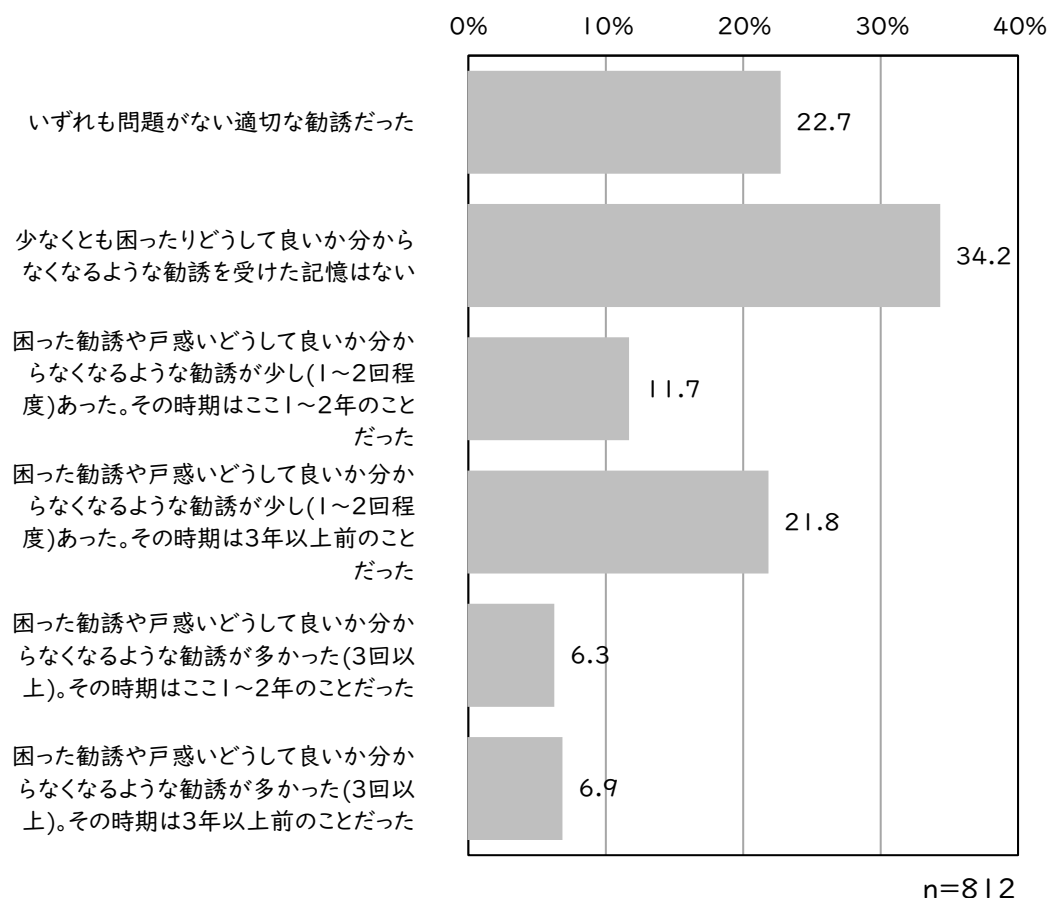
14_寄附の勧誘に関する印象（相当額寄附）

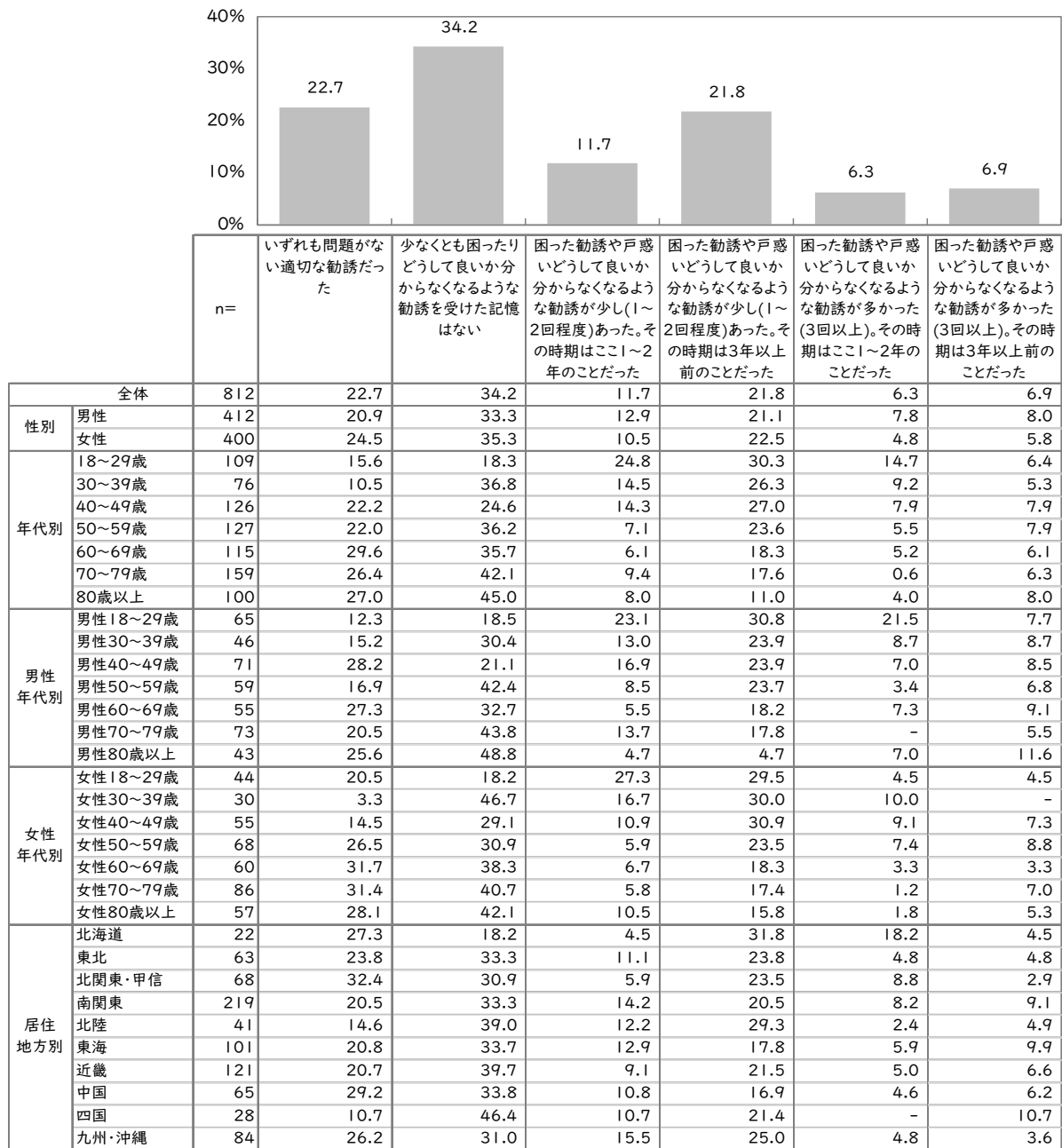
■ これまでに受けた相当額寄附の勧誘に関する印象について、「少なくとも困ったりどうして良いか分からなくなるような勧誘を受けた記憶はない」と回答した者は278人（34.2%（当該設問の回答者全体に対する割合。以下同じ。））であり、最も多かった。

「いずれも問題がない適切な勧誘だった」と回答した者は184人（22.7%）であり、「困った勧誘や戸惑いどうして良いか分からなくなるような勧誘が少し（1～2回程度）あった。その時期は3年以上前のことだった」と回答した者は177人（21.8%）であった。

【Q 8_2】 これまでに受けた相当額寄附の勧誘に関するあなたの印象について、当てはまるものがあれば、全て選択してください。（複数回答）

※この設問は、Q 4_2において、「勧誘を受けて、寄附をしたことがある」、「寄附したことはないが、勧誘を受けたことがある」のいずれかを回答した者（812人）を対象としている。



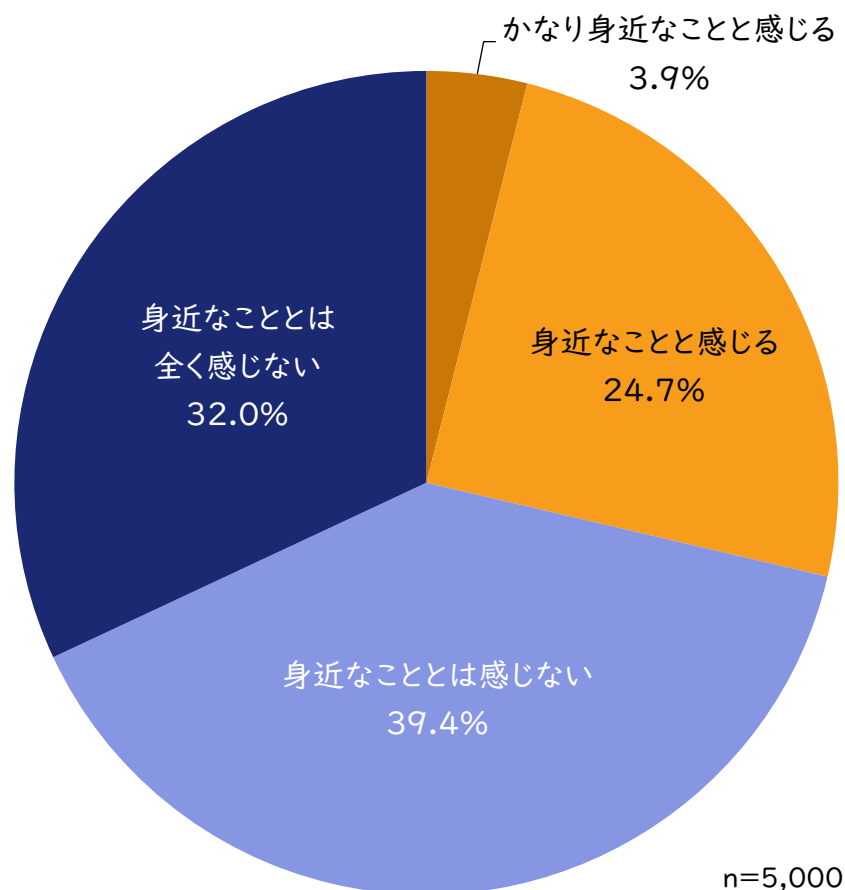


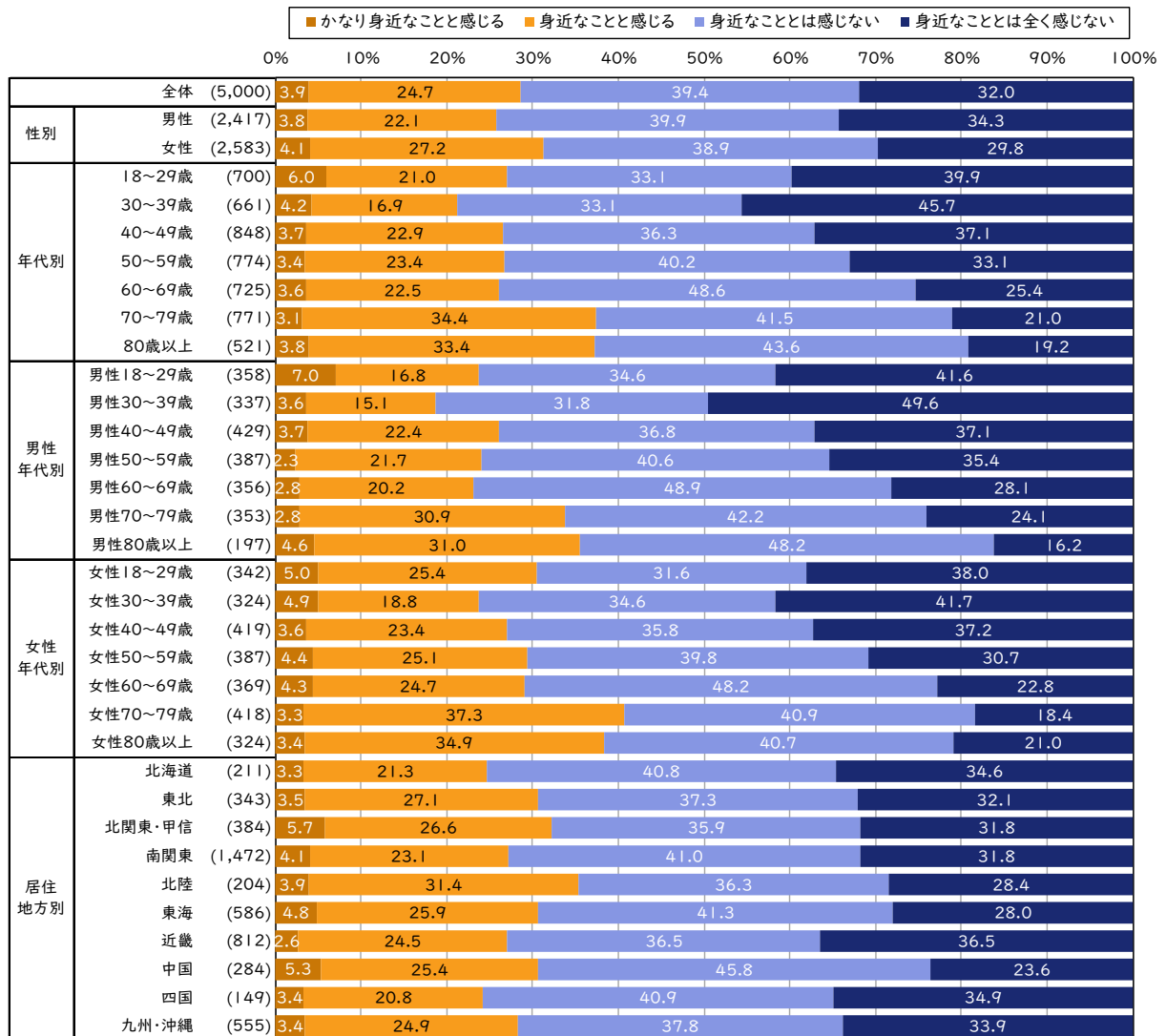
15_寄附との接点や関わりの程度（本人）

- 寄附することや寄附の勧誘を受けることについて、回答者本人との接点や関わりの程度を尋ねたところ、「身近なこととは感じない」と回答した者は1,969人（39.4%（当該設問の回答者全体に対する割合。以下同じ。））であり、最も多かった。

「身近なこととは全く感じない」と回答した者は1,598人（32.0%）であり、「身近なことと感じる」と回答した者は1,236人（24.7%）であり、「かなり身近なことと感じる」と回答した者は197人（3.9%）であった。

【Q 9】 寄附することや寄附の勧誘を受けることについて、あなたとの接点や関わりの程度として当てはまるものを、1つ選択してください。（単一回答）



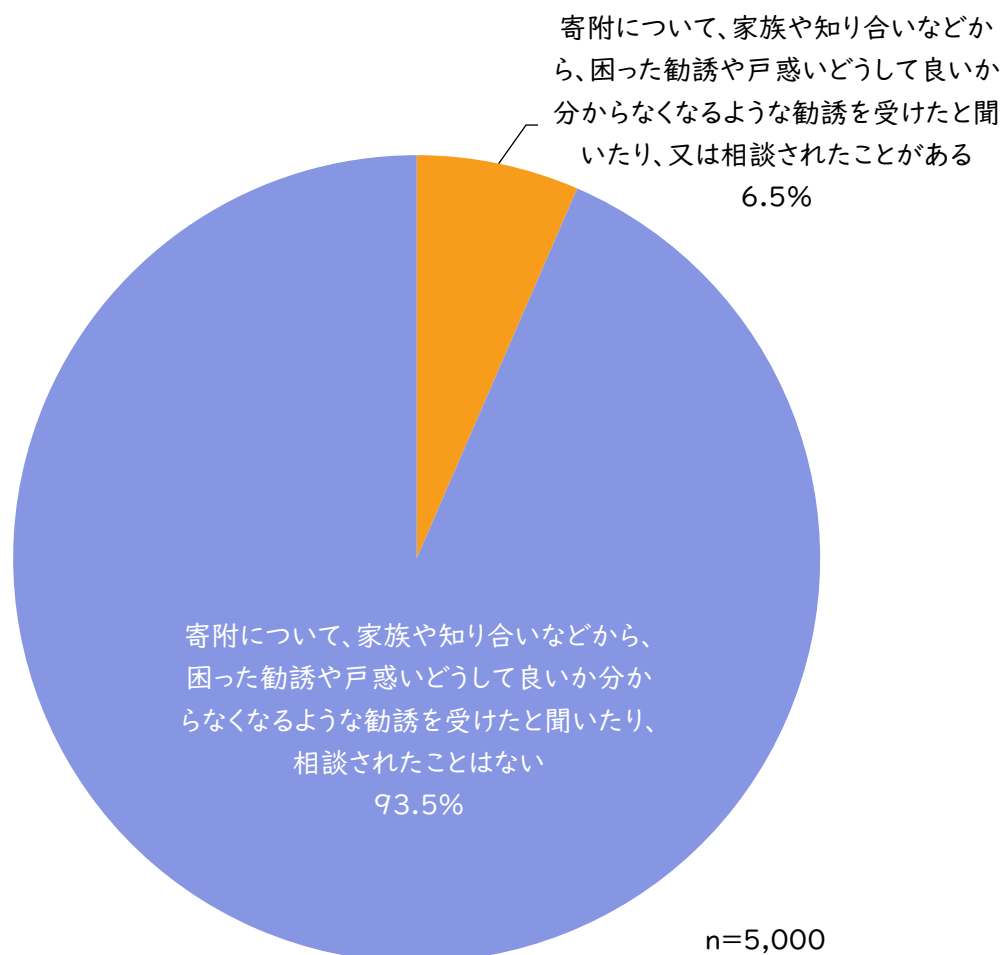


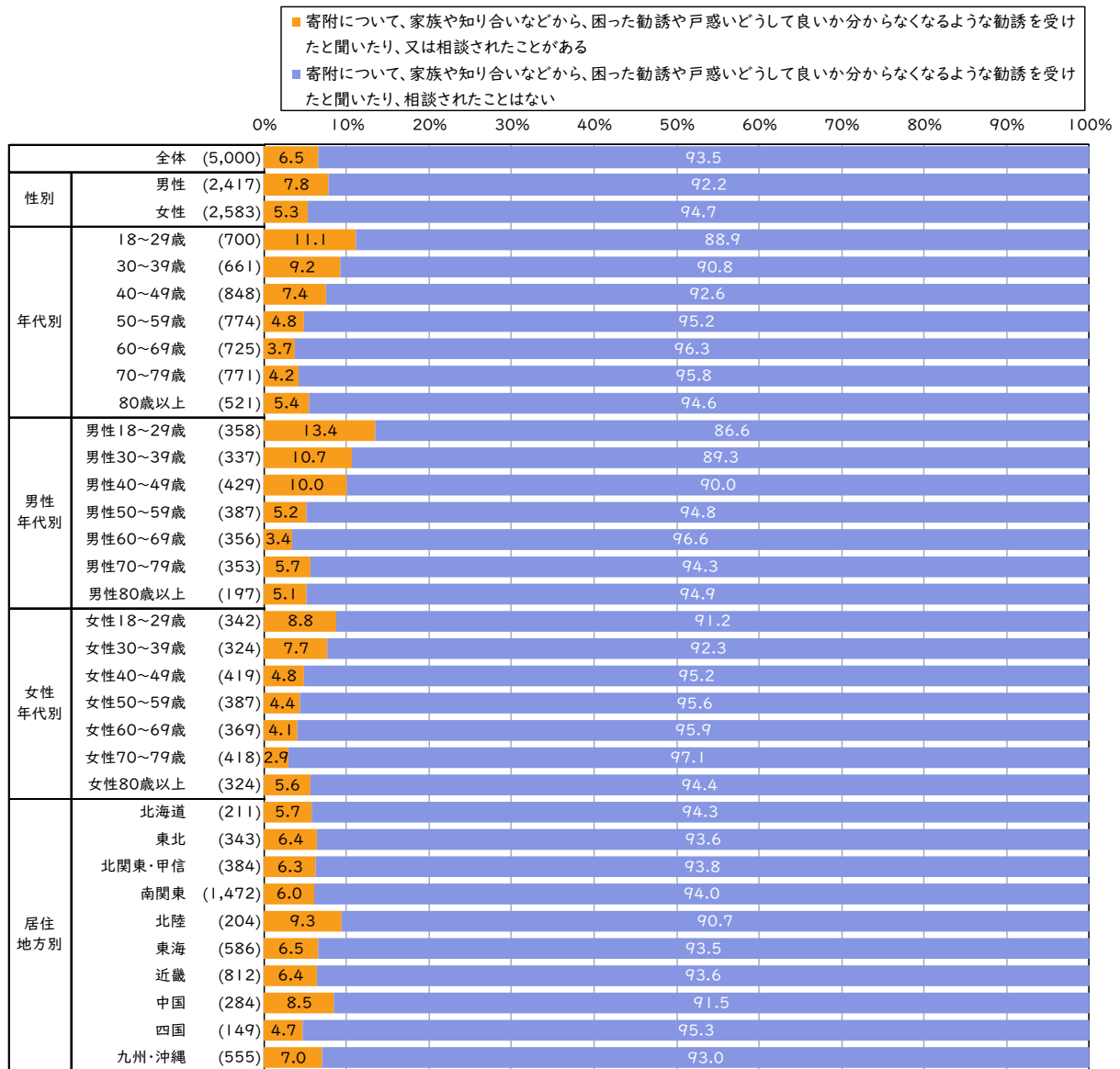
2%未満の数値ラベルは非表示

16_悪質な寄附勧誘被害の聞知状況

- 家族や知人等から聞いたり、相談された悪質な寄附勧誘の被害について尋ねたところ、「寄附について、家族や知り合いなどから、困った勧誘や戸惑いどうして良いか分からなくなるような勧誘を受けたと聞いたり、相談されたことはない」と回答した者は4,674人（93.5%（当該設問の回答者全体に対する割合。以下同じ。））であり、「寄附について、家族や知り合いなどから、困った勧誘や戸惑いどうして良いか分からなくなるような勧誘を受けたと聞いたり、又は相談されたことがある」と回答した者326人（6.5%）を大きく上回った。

【Q10_1】ご家族やお知り合いの方などから聞いたり、相談された悪質な寄附勧誘の被害はありましたか。次の中から該当するものを1つ選択してください。（単一回答）





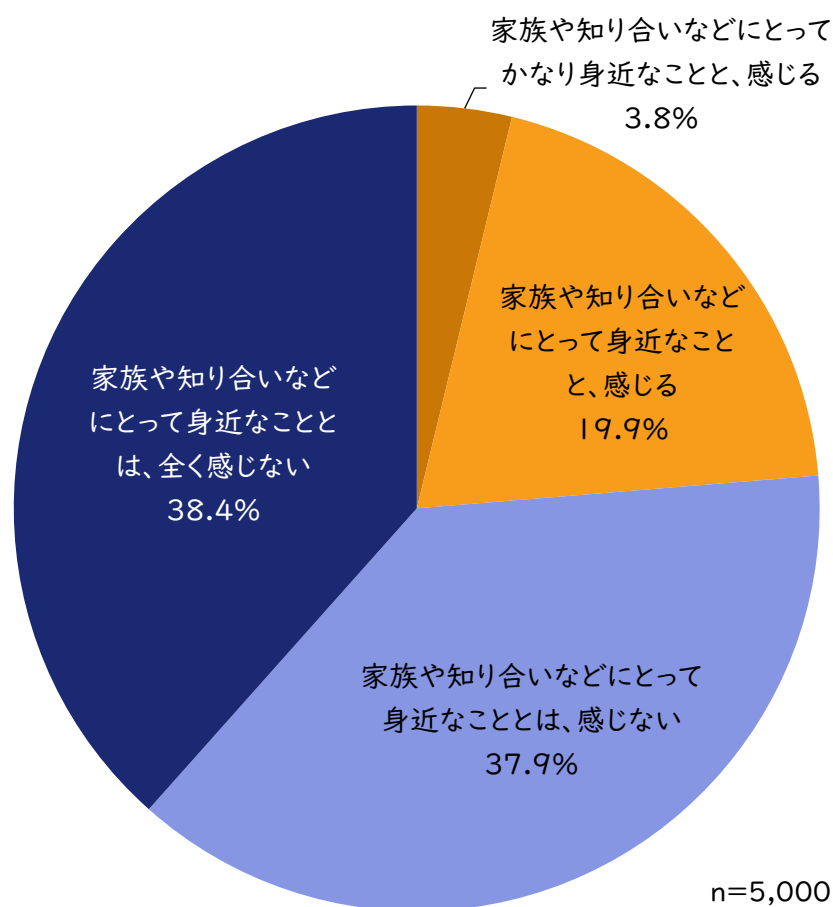
2%未満の数値ラベルは非表示

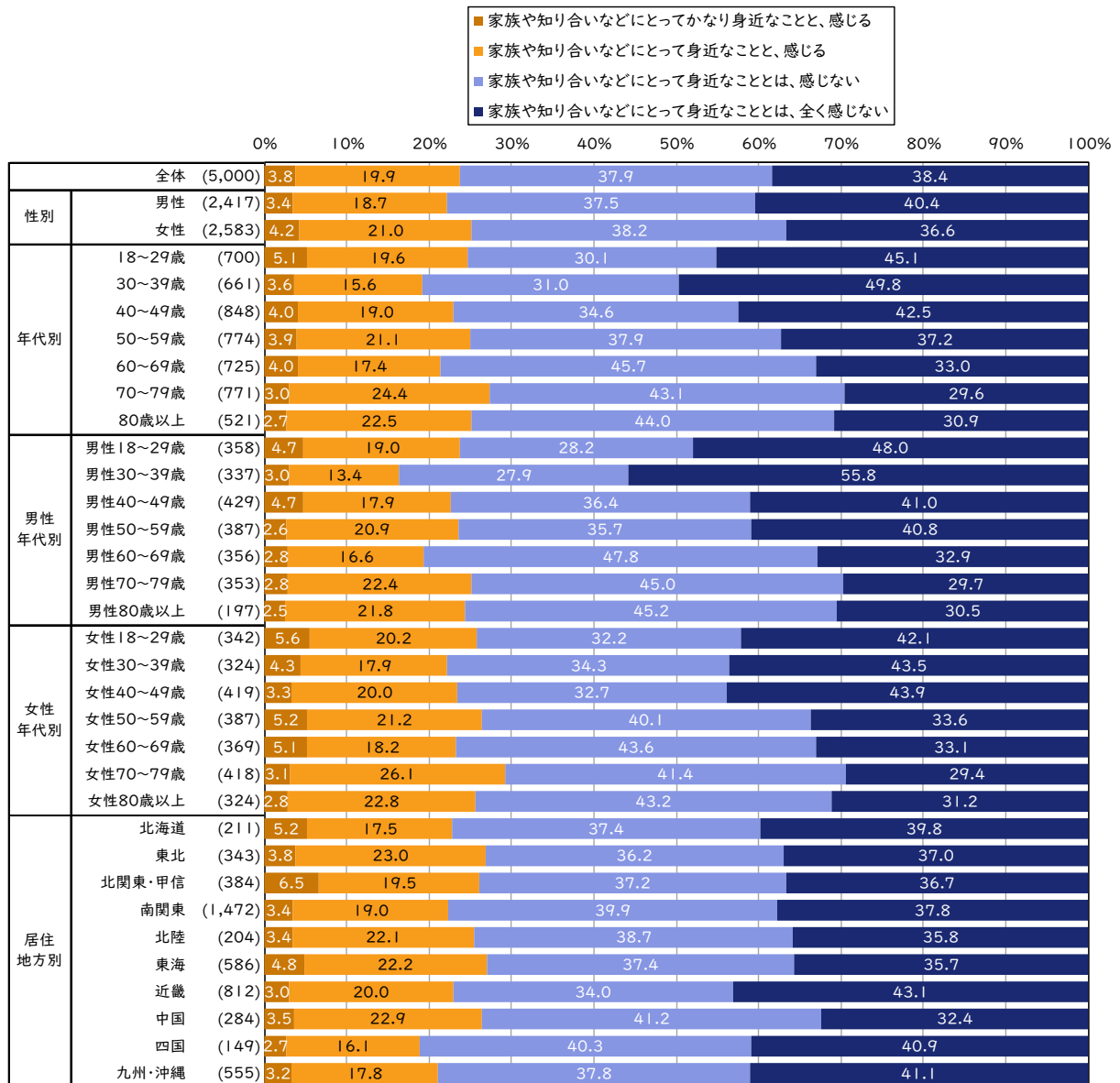
17_寄附との接点や関わりの程度（家族や知人等）

- 寄附することや寄附の勧誘を受けることについて、家族や知人等との接点や関わりの程度を尋ねたところ、「家族や知り合いなどにとって身近なこととは、全く感じない」と回答した者は 1,921 人（38.4%（当該設問の回答者全体に対する割合。以下同じ。））であり、最も多かった。

「家族や知り合いなどにとって身近なこととは、感じない」と回答した者は 1,894 人（37.9%）であり、「家族や知り合いなどにとって身近なことと、感じる」と回答した者は 995 人（19.9%）であり、「家族や知り合いなどにとってかなり身近なことと、感じる」と回答した者は 190 人（3.8%）であった。

【Q10_2】ご家族やお知り合いの方などにとって、寄附することや寄附の勧誘を受けることとの接点や関わりの程度として、当てはまると思われるものを 1 つ選択してください。（単一回答）



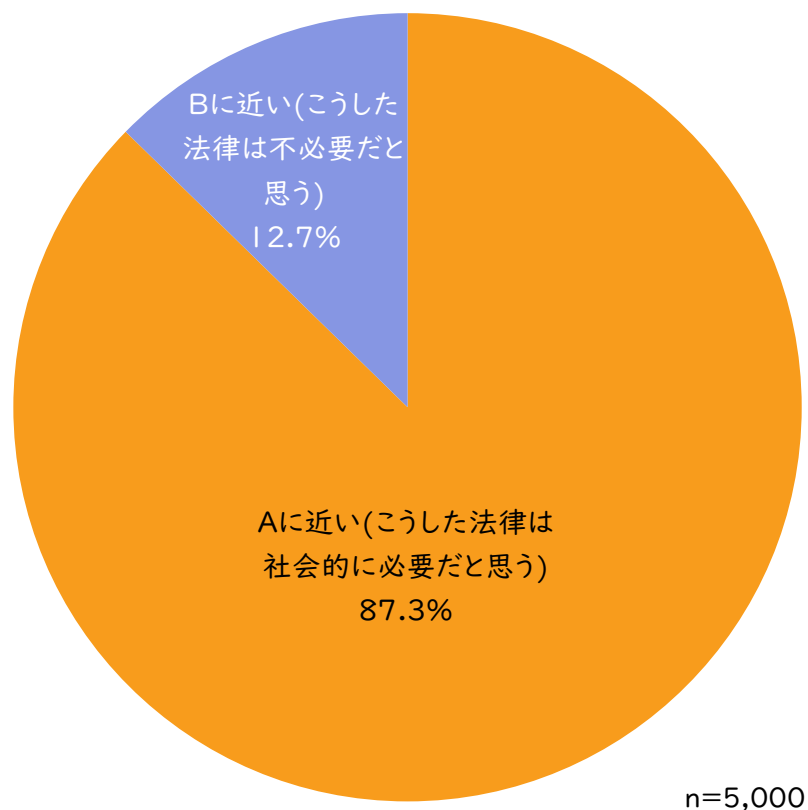


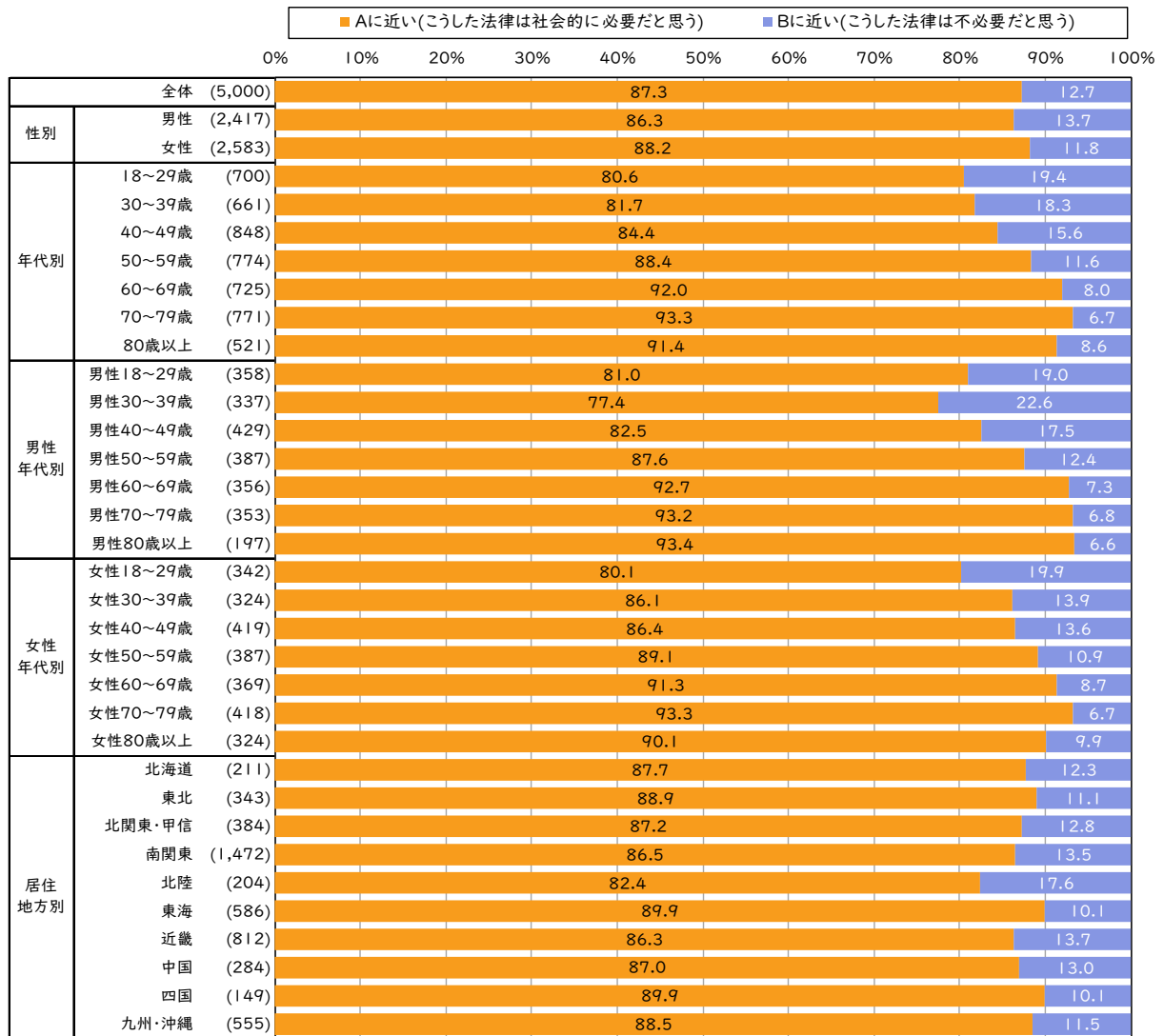
2%未満の数値ラベルは非表示

18_不当寄附勧誘防止法の社会的必要性

- 不当寄附勧誘防止法の社会的必要性について、自身の考えに近いものとして、「こうした法律は社会的に必要だと思う」と回答した者は 4,366 人（87.3%（当該設問の回答者全体に対する割合。以下同じ。））であり、自身の考えに近いものとして、「こうした法律は不必要だと思う」と回答した者 634 人（12.7%）を大きく上回った。

【Q11_1】不当寄附勧誘防止法が制定され、社会的に許し難い悪質な寄附の勧誘は、法律により禁止されています。このことを踏まえ、こうした法律の社会的必要性について、あなたの考えに近いものを 1 つ選択してください。（単一回答）



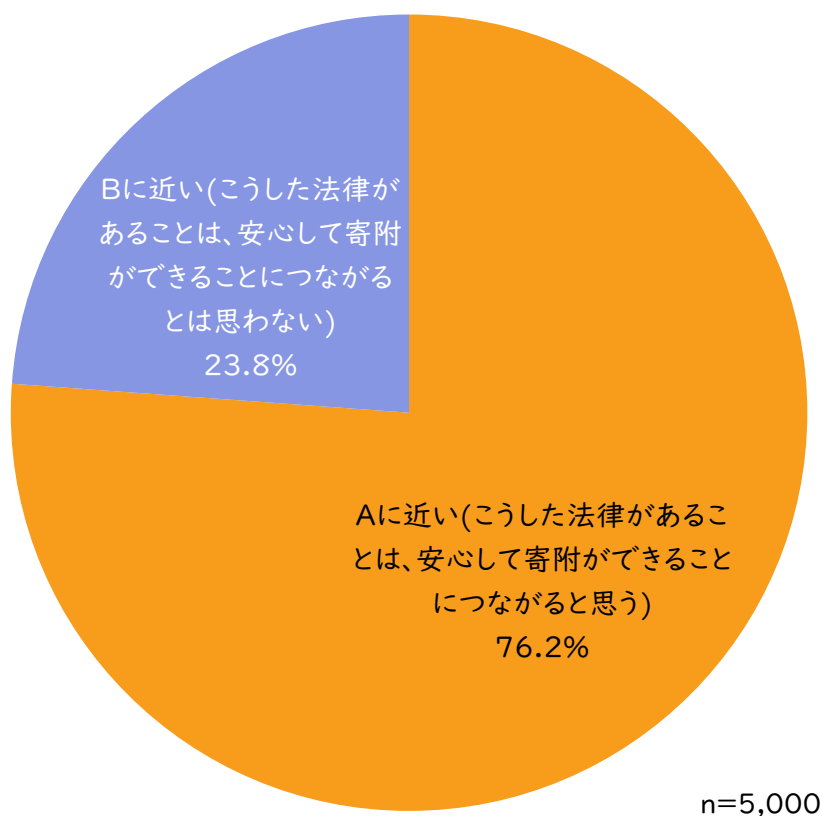


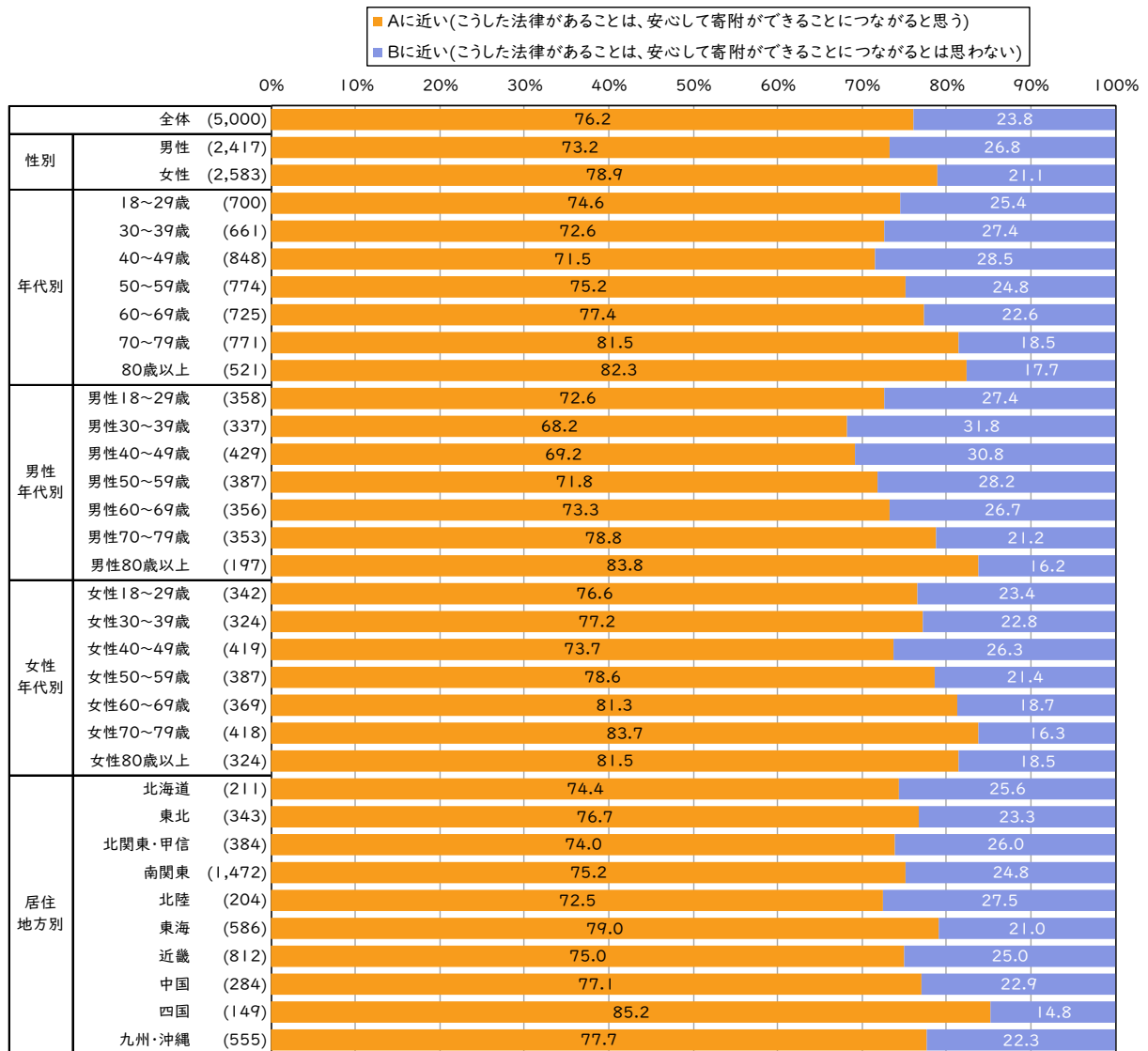
2%未満の数値ラベルは非表示

19_不当寄附勧誘防止法の社会的影響（その①）

- 不当寄附勧誘防止法の社会的影響に関して、自身の考えに近いものとして、「こうした法律があることは、安心して寄附ができることにつながると思う」と回答した者は 3,808 人（76.2%（当該設問の回答者全体に対する割合。以下同じ。））であり、自身の考えに近いものとして、「こうした法律があることは、安心して寄附ができることとは思わない」と回答した者 1,192 人（23.8%）を大きく上回った。

【Q11_2】不当寄附勧誘防止法が制定され、社会的に許し難い悪質な寄附の勧誘は、法律により禁止されています。このことを踏まえ、こうした法律があることによる社会的な影響として、あなたの考えに近いものを 1 つ選択してください。（単一回答）



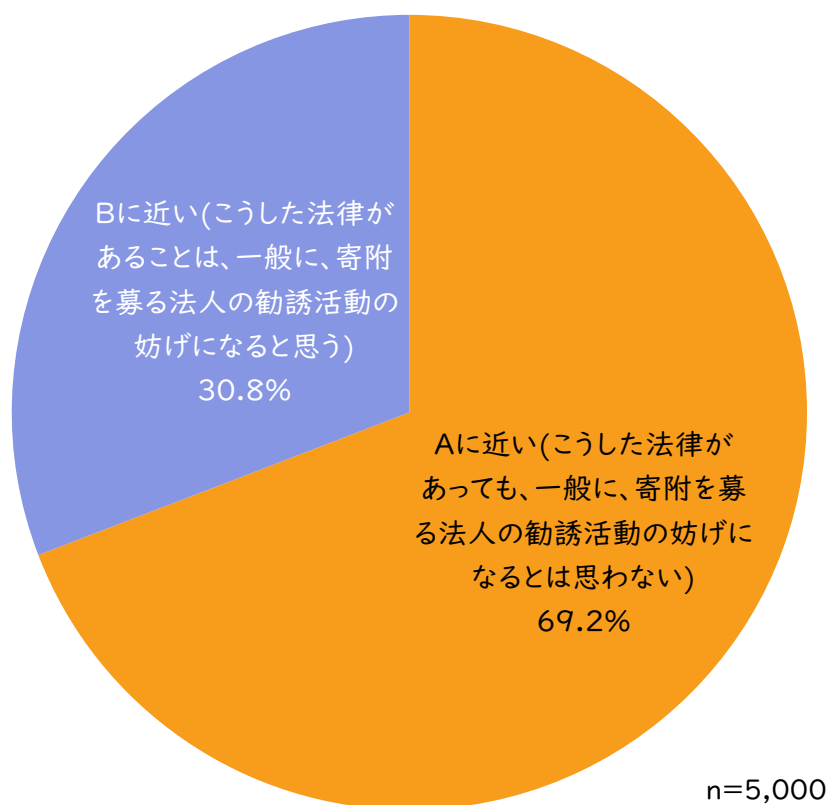


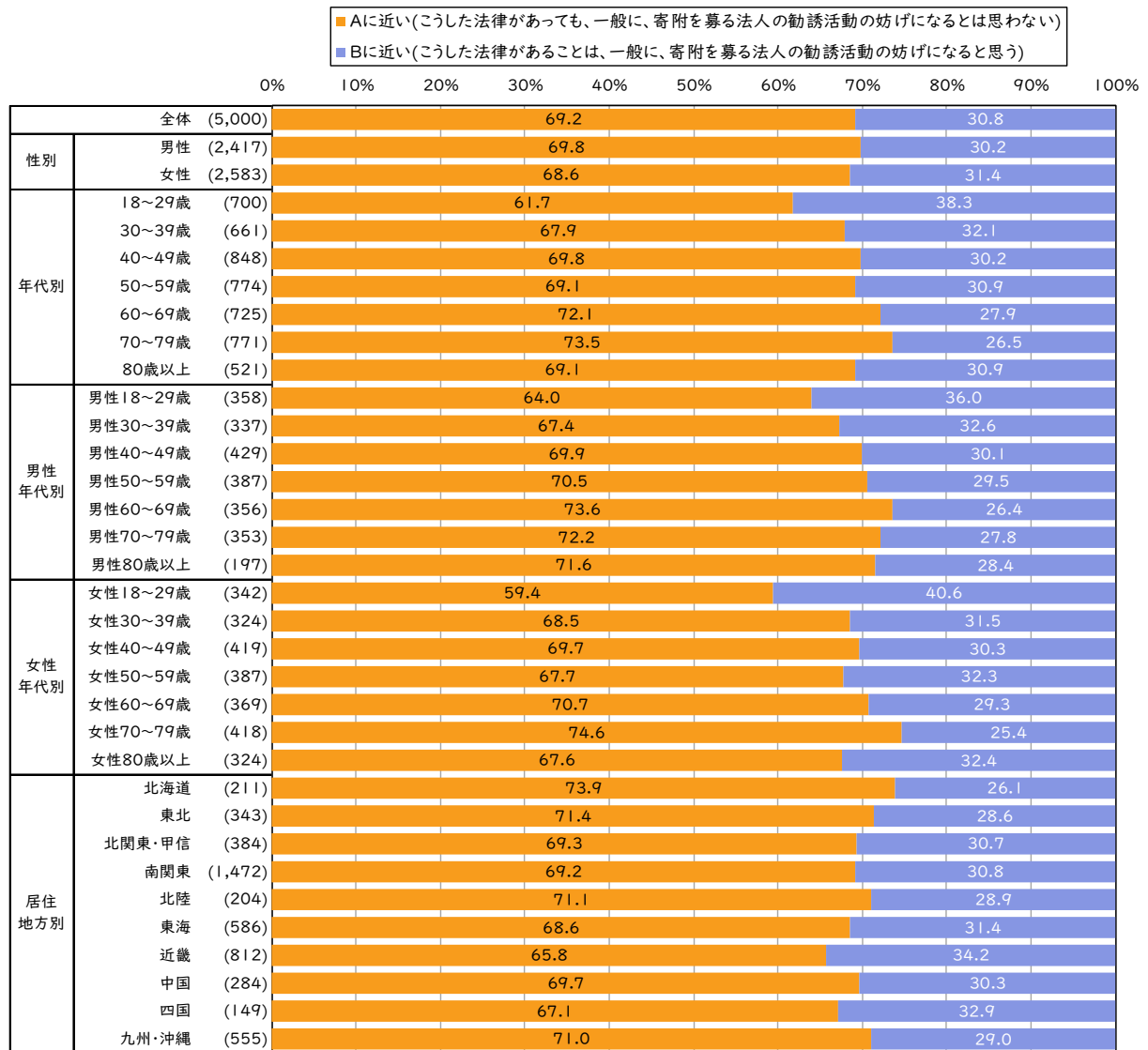
2%未満の数値ラベルは非表示

20_不当寄附勧誘防止法の社会的影響（その②）

- 不当寄附勧誘防止法の社会的影響に関して、自身の考えに近いものとして、「こうした法律があっても、一般に、寄附を募る法人の勧誘活動の妨げになるとは思わない」と回答した者は3,458人（69.2%（当該設問の回答者全体に対する割合。以下同じ。））であり、自身の考えに近いものとして、「こうした法律があることは、一般に、寄附を募る法人の勧誘活動の妨げになると思う」と回答した者1,542人（30.8%）を大きく上回った。

【Q11_3】不当寄附勧誘防止法が制定され、社会的に許し難い悪質な寄附の勧誘は、法律により禁止されています。このことを踏まえ、こうした法律があることによる社会的な影響として、あなたの考えに近いものを1つ選択してください。（単一回答）



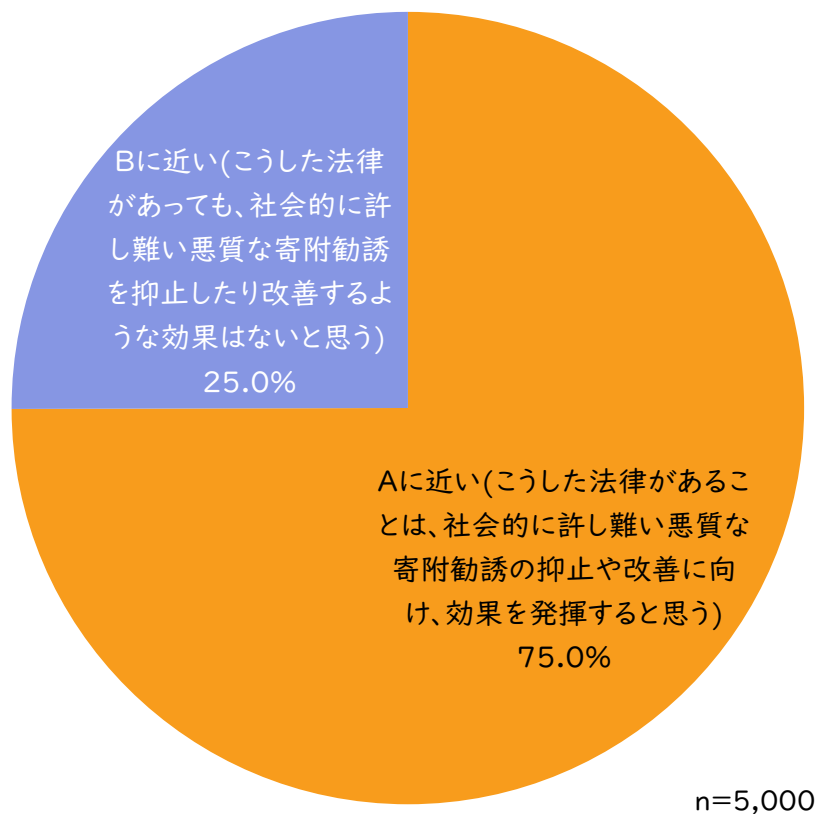


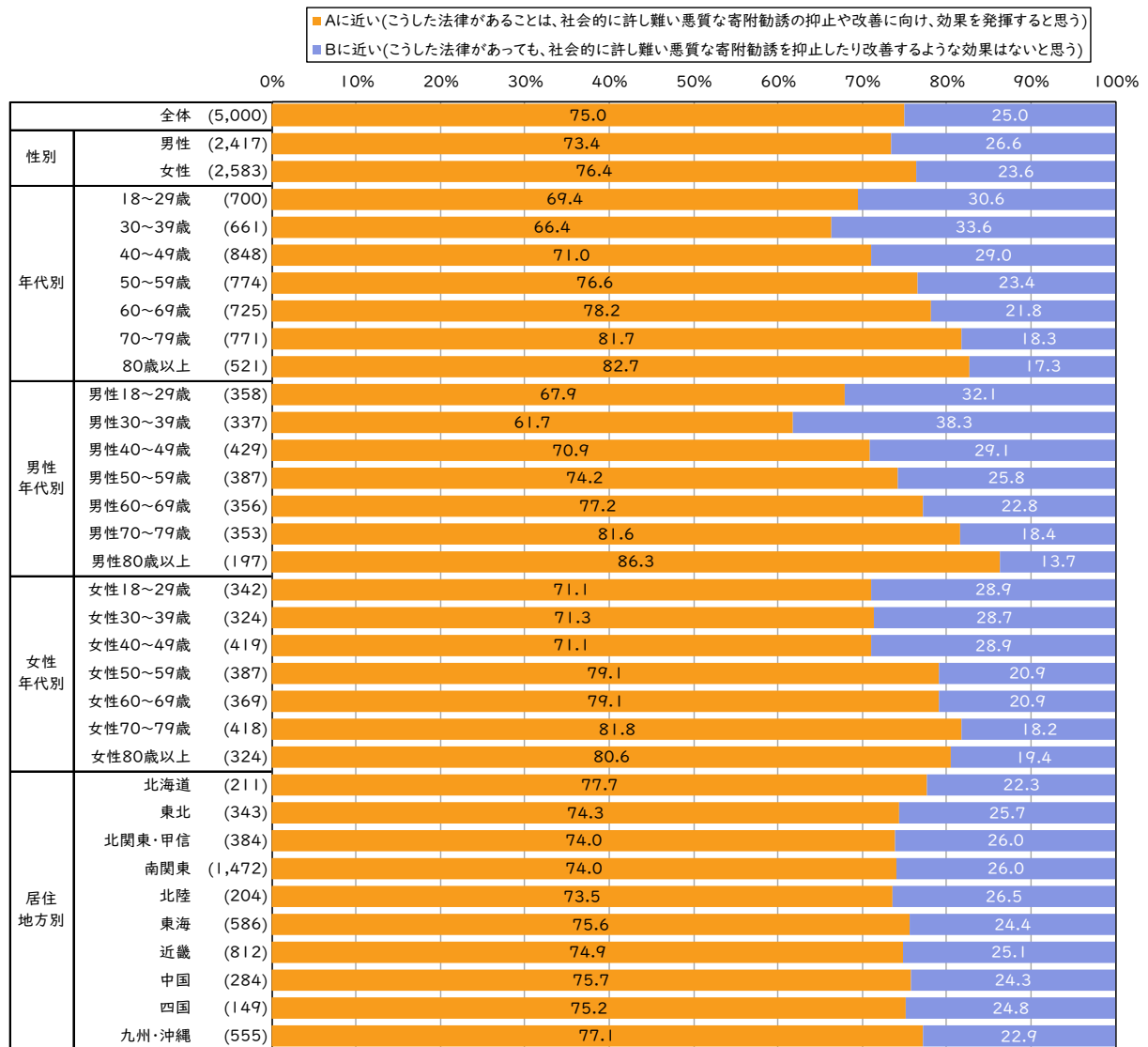
2%未満の数値ラベルは非表示

21_不当寄附勧誘防止法の効果・抑止力（その①）

- 不当寄附勧誘防止法の効果・抑止力に関して、自身の考えに近いものとして、「こうした法律があることは、社会的に許し難い悪質な寄附勧誘の抑止や改善に向け、効果を発揮すると思う」と回答した者は 3,748 人（75.0%（当該設問の回答者全体に対する割合。以下同じ。））であり、自身の考えに近いものとして、「こうした法律があっても、社会的に許し難い悪質な寄附勧誘を抑止したり改善するような効果はないと思う」と回答した者 1,252 人（25.0%）を大きく上回った。

【Q11_4】不当寄附勧誘防止法が制定され、社会的に許し難い悪質な寄附の勧誘は、法律により禁止されています。このことを踏まえ、こうした法律による効果・抑止力として、あなたの考えに近いものを 1 つ選択してください。（単一回答）



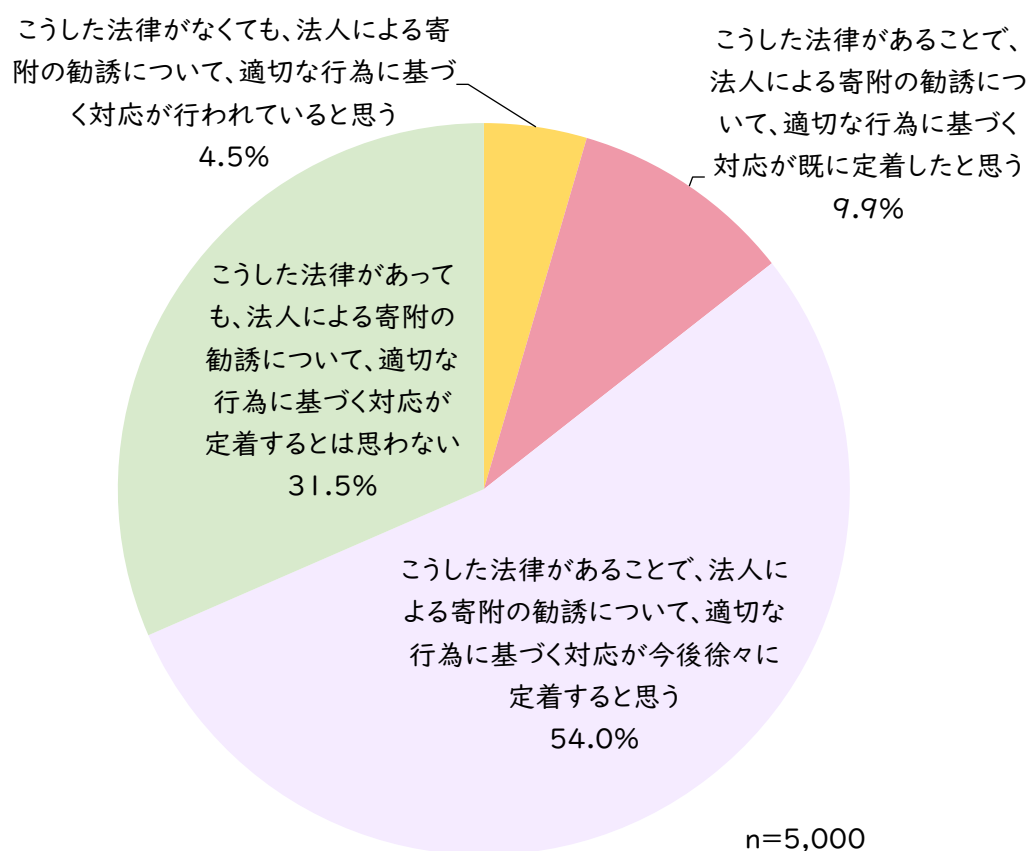


2%未満の数値ラベルは非表示

22_不当寄附勧誘防止法の効果・抑止力（その②）

- 不当寄附勧誘防止法の効果・抑止力に関して、「こうした法律があることで、法人による寄附の勧誘について、適切な行為に基づく対応が今後徐々に定着すると思う」と回答した者は2,702人（54.0%（当該設問の回答者全体に対する割合。以下同じ。））であり、最も多かった。
- 「こうした法律があっても、法人による寄附の勧誘について、適切な行為に基づく対応が定着するとは思わない」と回答した者は1,577人（31.5%）であり、「こうした法律があることで、法人による寄附の勧誘について、適切な行為に基づく対応が既に定着したと思う」と回答した者は494人（9.9%）であり、「こうした法律がなくても、法人による寄附の勧誘について、適切な行為に基づく対応が行われていると思う」と回答した者は227人（4.5%）であった。

【Q12】 不当寄附勧誘防止法が制定され、社会的に許し難い悪質な寄附の勧誘は、法律により禁止されています。このことを踏まえ、こうした法律による効果・抑止力として、選択肢のうち当てはまるものを1つ選択してください。（単一回答）





2%未満の数値ラベルは非表示

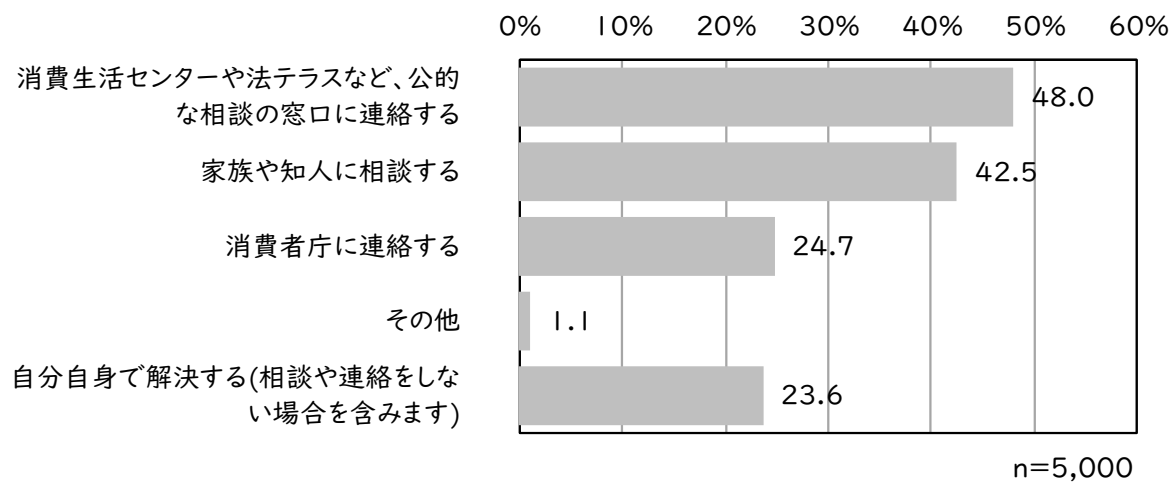
23_悪質な寄附勧誘への対処（その①）

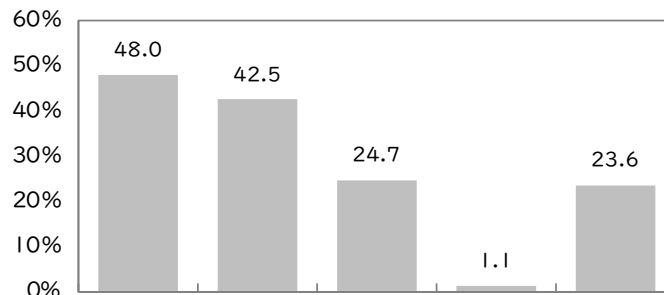
- 悪質な寄附勧誘への対処として、「消費生活センターや法テラスなど、公的な相談の窓口連絡する」と回答した者は 2,398 人（48.0%（当該設問の回答者全体に対する割合。以下同じ。））であり、最も多かった。

「家族や知人に相談する」と回答した者は 2,124 人（42.5%）であり、「消費者庁に連絡する」と回答した者は 1,237 人（24.7%）であり、「自分自身で解決する（相談や連絡をしない場合を含みます）」と回答した者は 1,181 人（23.6%）であった。

- なお、「その他」と回答した者は 57 人（1.1%）であったが、その具体的な内容について自由記述形式で回答を求めたところ、寄せられた回答としては、「警察に通報・連絡する」が多かった。

【Q13】 寄附について、とても困った勧誘や戸惑いどうしてよいか分からなくなるような勧誘を受けた場合、どのような対処が考えられますか。相談先や連絡先について、当てはまるものを全て選択してください。（複数回答）



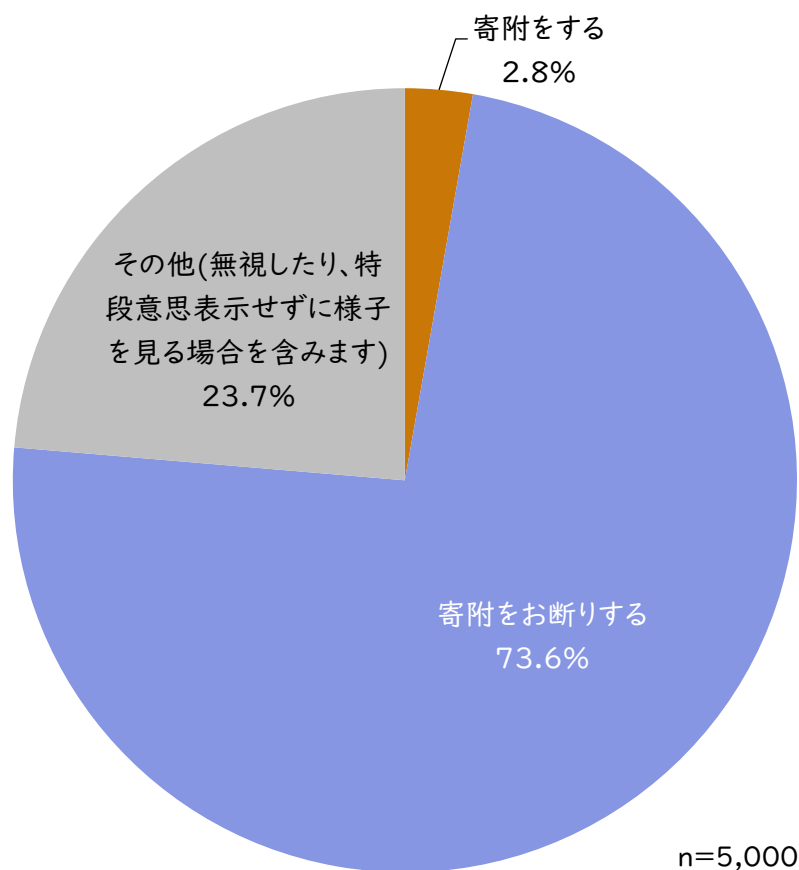


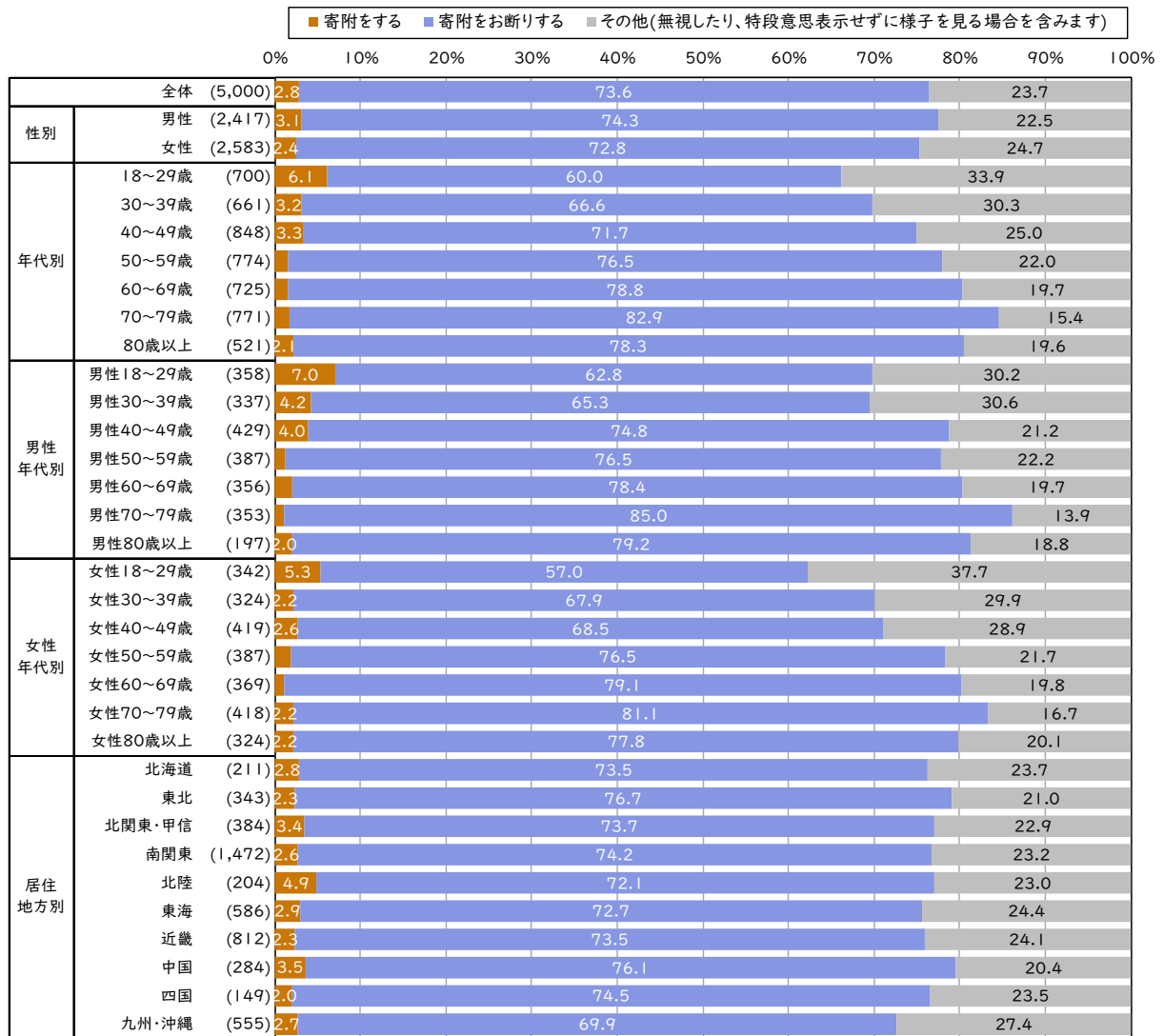
		n=	窓口に連絡する	ライフスタイルセンターや相談のテ	家族や知人に相談する	消費生活に連絡する	消費者庁に連絡する	その他	含み自分自身で解決する場合 (を相)
全体		5,000	48.0	42.5	24.7	1.1	23.6		
性別	男性	2,417	47.0	32.3	25.2	1.5	29.9		
	女性	2,583	48.8	52.0	24.4	0.8	17.7		
年代別	18~29歳	700	39.7	45.6	27.3	0.1	27.9		
	30~39歳	661	42.7	43.9	29.2	1.1	26.0		
	40~49歳	848	47.4	44.3	28.5	0.7	24.6		
	50~59歳	774	50.1	41.5	25.5	1.6	25.2		
	60~69歳	725	49.4	41.0	22.2	1.5	22.2		
	70~79歳	771	53.2	37.7	21.8	1.3	21.4		
	80歳以上	521	53.7	44.1	16.3	1.9	16.1		
男性年代別	男性18~29歳	358	40.8	37.7	28.5	0.3	31.6		
	男性30~39歳	337	42.1	30.3	25.5	1.2	33.2		
	男性40~49歳	429	47.3	37.8	28.9	0.9	29.6		
	男性50~59歳	387	48.8	30.0	26.6	1.8	33.1		
	男性60~69歳	356	46.6	27.8	24.2	2.5	28.7		
	男性70~79歳	353	51.0	28.3	22.7	1.4	28.3		
	男性80歳以上	197	56.3	34.0	13.7	3.6	20.8		
女性年代別	女性18~29歳	342	38.6	53.8	26.0	-	24.0		
	女性30~39歳	324	43.2	58.0	33.0	0.9	18.5		
	女性40~49歳	419	47.5	51.1	28.2	0.5	19.6		
	女性50~59歳	387	51.4	53.0	24.3	1.3	17.3		
	女性60~69歳	369	52.0	53.7	20.3	0.5	16.0		
	女性70~79歳	418	55.0	45.7	21.1	1.2	15.6		
	女性80歳以上	324	52.2	50.3	17.9	0.9	13.3		
居住地方別	北海道	211	52.6	36.0	32.2	2.4	22.7		
	東北	343	49.0	41.1	21.9	2.3	24.8		
	北関東・甲信	384	43.5	43.0	22.1	1.6	24.7		
	南関東	1,472	51.0	40.9	29.1	1.0	22.6		
	北陸	204	47.5	42.6	25.0	0.5	24.5		
	東海	586	49.3	44.5	25.1	0.9	19.3		
	近畿	812	44.8	42.4	21.8	0.6	25.7		
	中国	284	45.8	44.0	21.5	1.4	24.6		
	四国	149	36.2	47.7	16.8	2.0	29.5		
	九州・沖縄	555	48.1	45.4	21.4	0.9	24.1		

24_悪質な寄附勧誘への対処（その②）

- 悪質な寄附勧誘への対処として、「寄附をお断りする」と回答した者は 3,678 人（73.6%（当該設問の回答者全体に対する割合。以下同じ。））であり、最も多かった。
「その他（無視したり、特段意思表示せずに様子を見る場合を含みます）」と回答した者は 1,183 人（23.7%）であり、「寄附をする」と回答した者は 139 人（2.8%）であった。

【Q14】 寄附について、とても困った勧誘や戸惑いどうしてよいか分からなくなるような勧誘を受けた場合、どのような対処が考えられますか。寄附をするかどうかについて、当てはまるものを 1 つ選択してください。（単一回答）



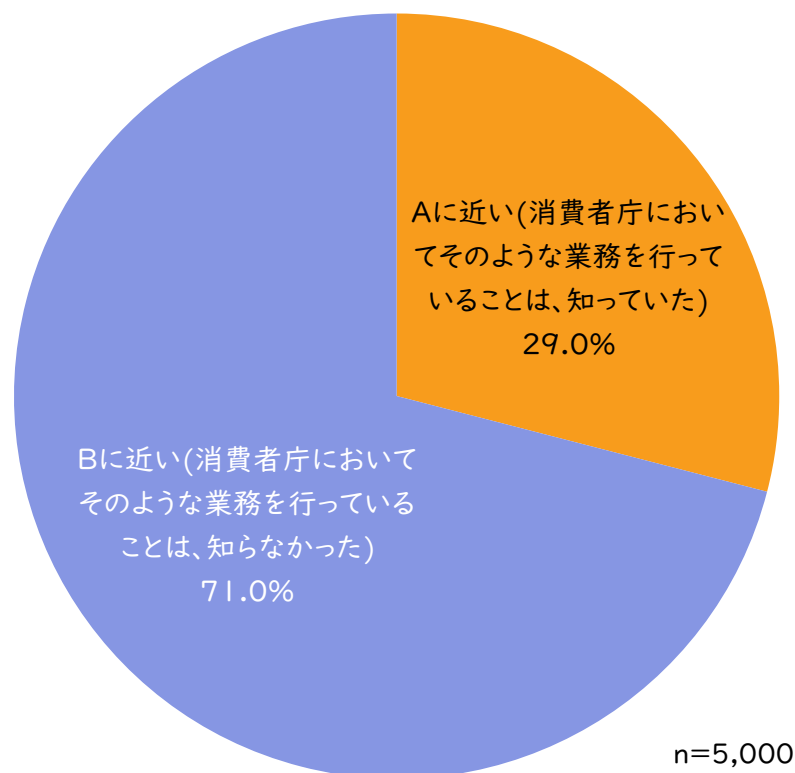


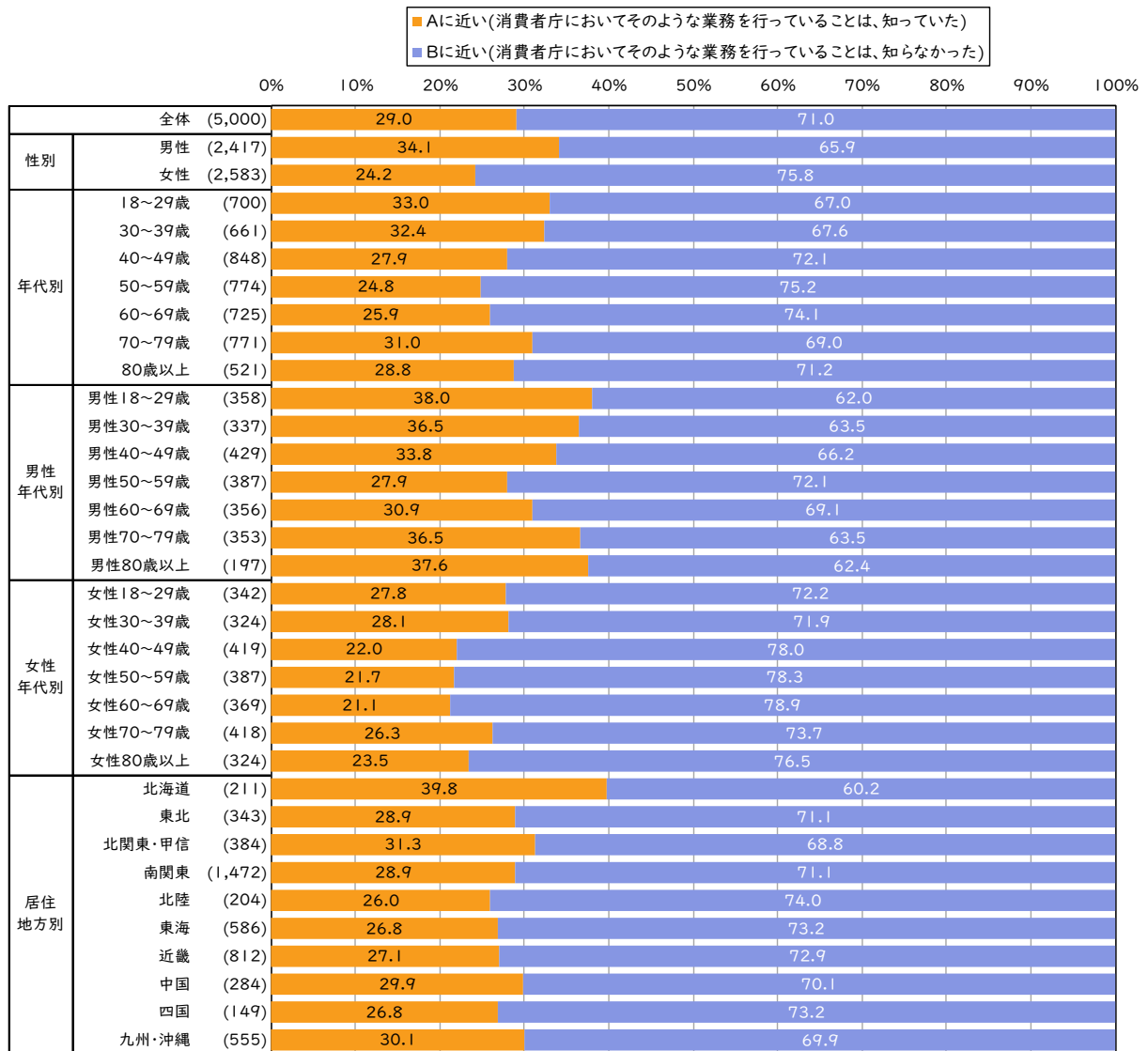
2%未満の数値ラベルは非表示

25_消費者庁における不当寄附勧誘防止法の運用（その①）

- 消費者庁が不当寄附勧誘防止法を運用していることに関して、自身の考えに近いものとして、「消費者庁においてそのような業務を行っていることは、知らなかった」と回答した者は3,549人（71.0%（当該設問の回答者全体に対する割合。以下同じ。））であり、自身の考えに近いものとして、「消費者庁においてそのような業務を行っていることは、知っていた」と回答した者1,451人（29.0%）を大きく上回った。

【Q15_1】消費者庁は、法人から寄附の勧誘を受ける方々を保護するため、不当寄附勧誘防止法を所管するとともに、違反法人に対し、法律に基づき「勧告」や「命令」を実施する権限を有しています。また、寄附の不当勧誘に係る情報を収集するとともに、嫌疑の事実関係を確認するため、必要な調査活動に当たっています。このことを踏まえ、あなたの考えに近いものを1つ選択してください。※ただし、この調査に取り掛かることにより知り得た情報や記憶に基づかないよう十分にご留意いただき、この調査に取り掛かる前のご自身の考え方や認識に基づき回答してください。（単一回答）



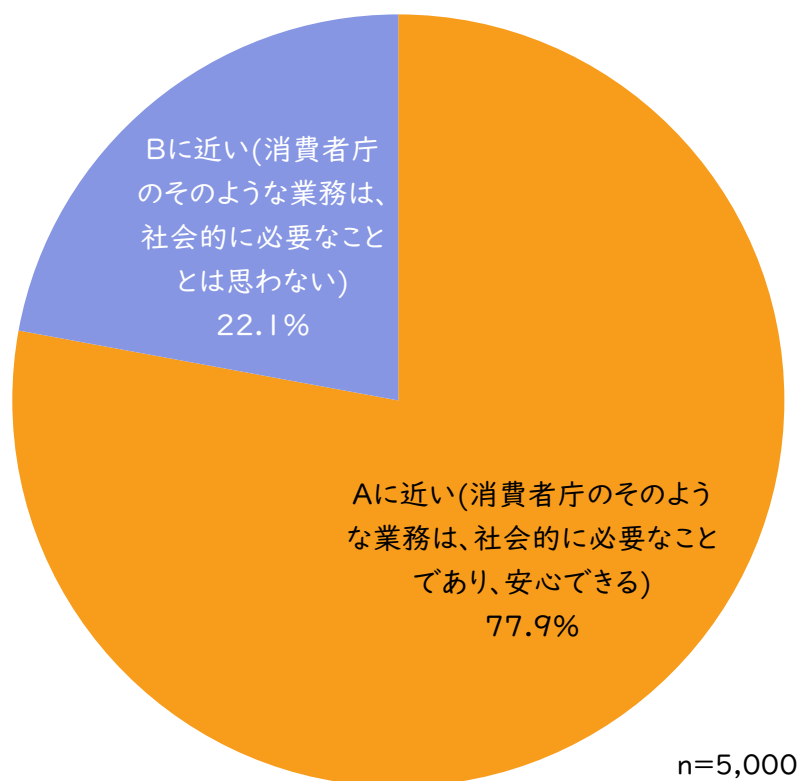


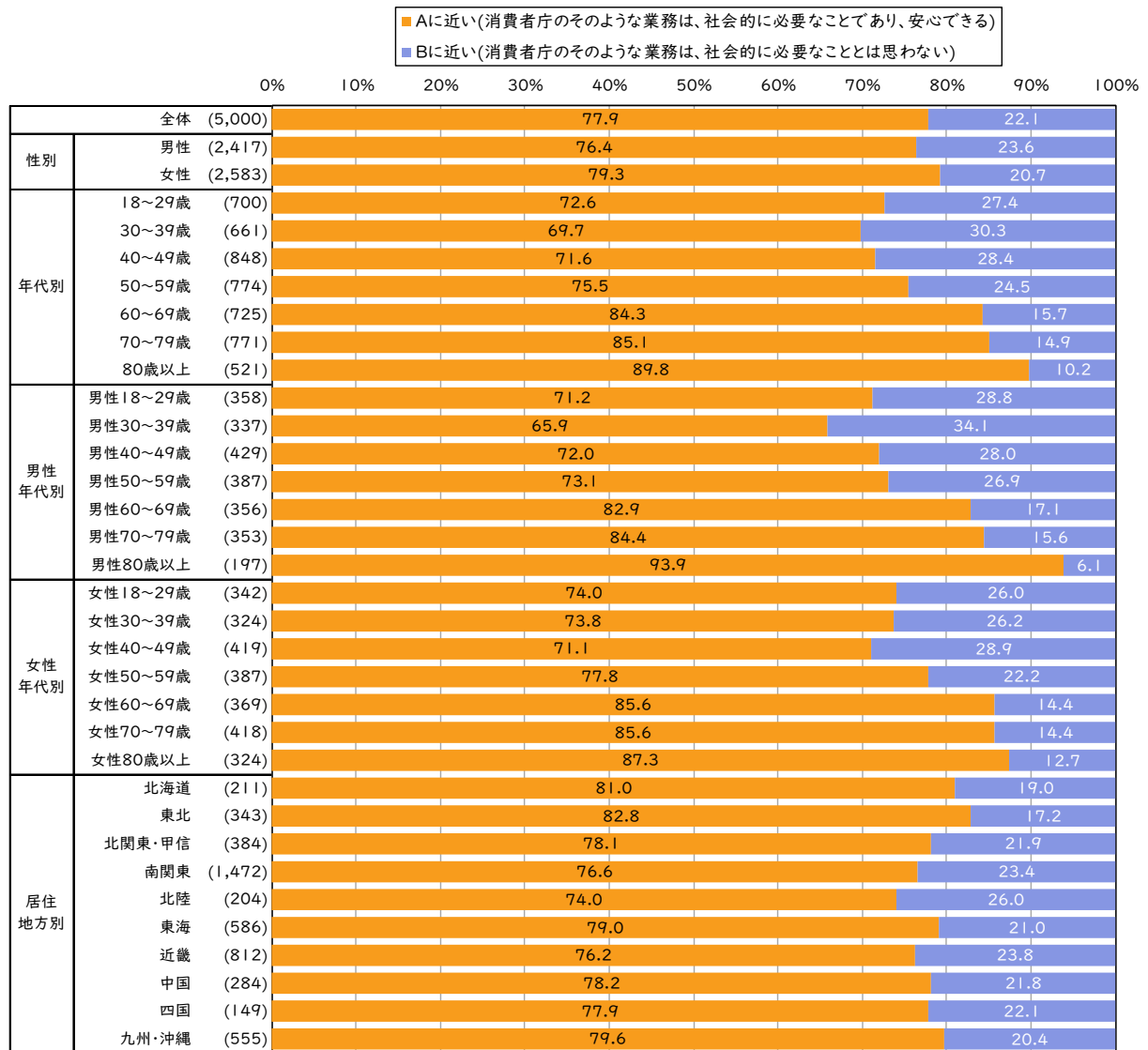
2%未満の数値ラベルは非表示

26_消費者庁における不当寄附勧誘防止法の運用（その②）

- 消費者庁が不当寄附勧誘防止法を運用していることに関して、自身の考えに近いものとして、「消費者庁のそのような業務は、社会的に必要なことであり、安心できる」と回答した者は3,895人（77.9%（当該設問の回答者全体に対する割合。以下同じ。））であり、自身の考えに近いものとして、「消費者庁のそのような業務は、社会的に必要なこととは思わない」と回答した者1,105人（22.1%）を大きく上回った。

【Q15_2】消費者庁は、法人から寄附の勧誘を受ける方々を保護するため、不当寄附勧誘防止法を所管するとともに、違反法人に対し、法律に基づき「勧告」や「命令」を実施する権限を有しています。また、寄附の不当勧誘に係る情報を収集するとともに、嫌疑の事実関係を確認するため、必要な調査活動に当たっています。このことを踏まえ、あなたの考えに近いものを1つ選択してください。（単一回答）



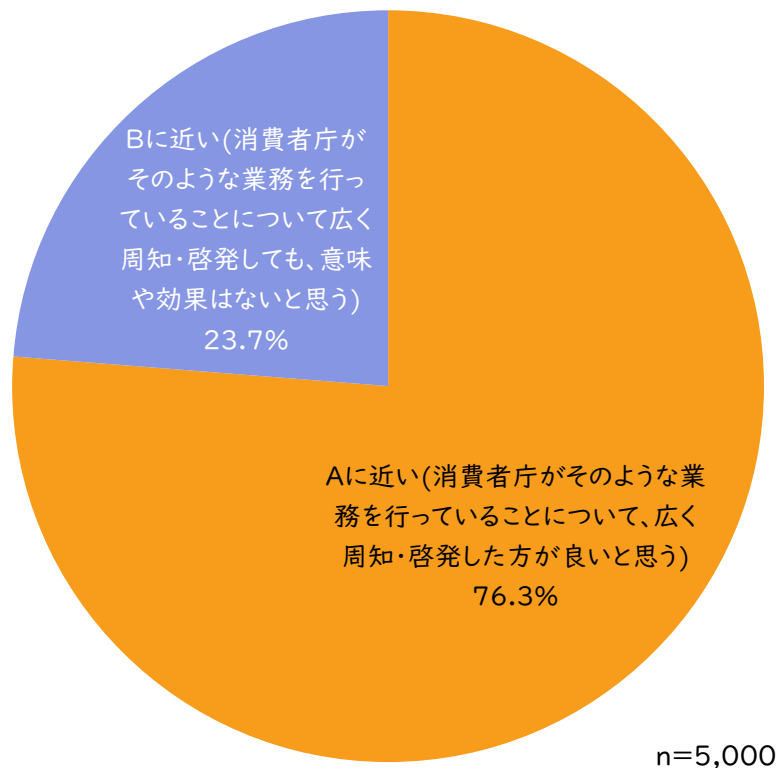


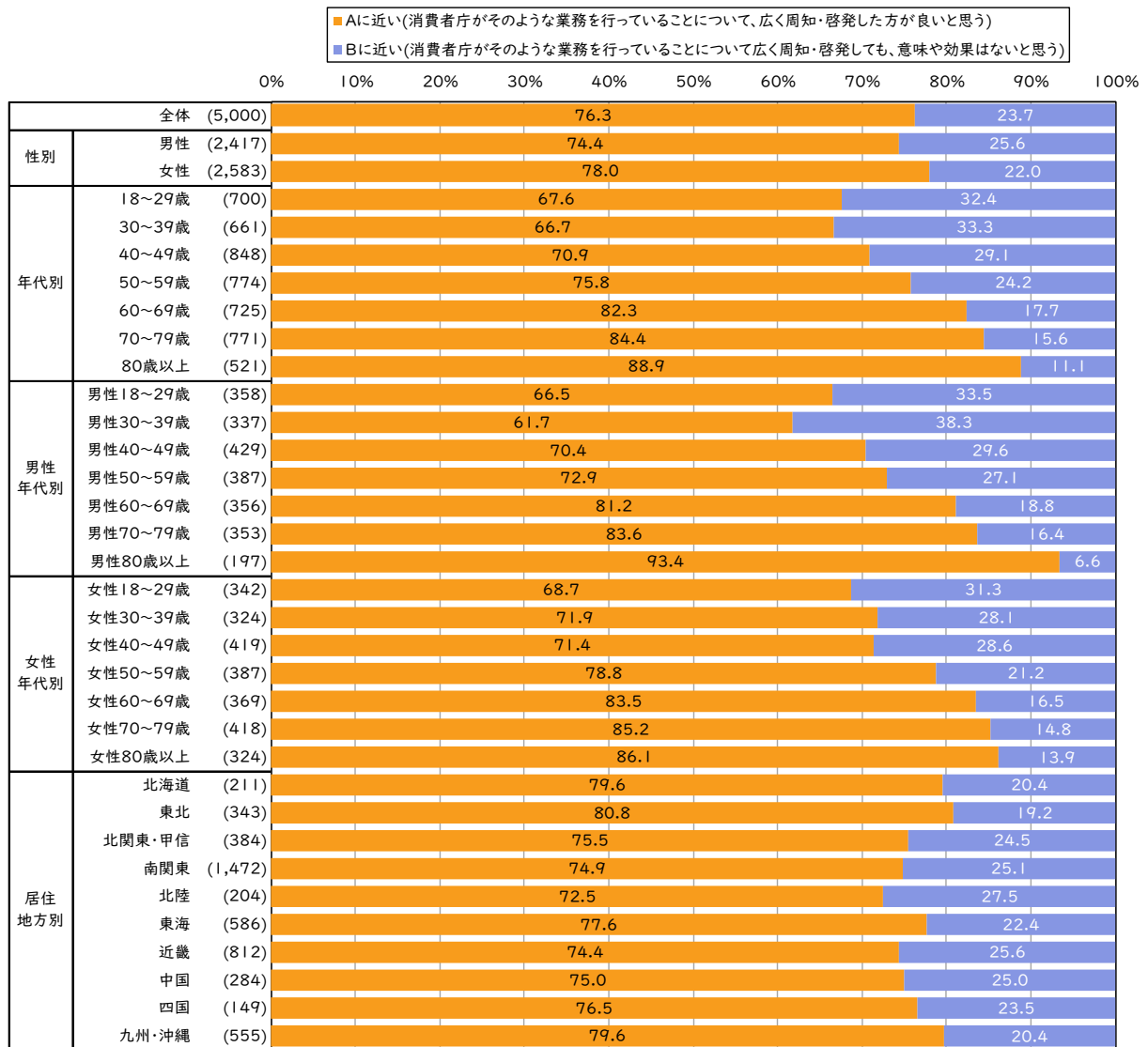
2%未満の数値ラベルは非表示

27_消費者庁における不当寄附勧誘防止法の運用（その③）

- 消費者庁が不当寄附勧誘防止法を運用していることに関して、自身の考えに近いものとして、「消費者庁がそのような業務を行っていることについて、広く周知・啓発した方が良いと思う」と回答した者は 3,813 人（76.3%（当該設問の回答者全体に対する割合。以下同じ。））であり、自身の考えに近いものとして、「消費者庁がそのような業務を行っていることについて広く周知・啓発しても、意味や効果はないと思う」と回答した者 1,187 人（23.7%）を大きく上回った。

【Q15_3】消費者庁は、法人から寄附の勧誘を受ける方々を保護するため、不当寄附勧誘防止法を所管するとともに、違反法人に対し、法律に基づき「勧告」や「命令」を実施する権限を有しています。また、寄附の不当勧誘に係る情報を収集するとともに、嫌疑の事実関係を確認するため、必要な調査活動に当たっています。このことを踏まえ、あなたの考えに近いものを 1 つ選択してください。（単一回答）





2%未満の数値ラベルは非表示

28_不当寄附勧誘防止法や寄附の勧誘についての意見

- 不当寄附勧誘防止法や寄附の勧誘について自由（1,000 文字以内）に意見を求めたところ、2,835 人から意見が寄せられた。
- 不当寄附勧誘防止法や寄附の勧誘についての意見につき「特になし」とするものが、その半数以上を占めた。
- その他比較的多く寄せられた意見の趣旨とその一例（原文ママ）については、次のとおりである。

不当寄附勧誘防止法の広報に関するもの

- ・あまりよく知られてない法律なので、より広く広報して国民に知ってもらうことが大事になると思う。
- ・広く知らしめることによって、不当なことをしようとしている人への抑止力になるとおも

不当寄附勧誘防止法の必要性に関するもの

- ・不当な寄付を未然に防ぐのにも法律が抑止力になるので必要だと思う
- ・被害に合われた方がいるならこのような法律も必要と思う

寄附や寄附勧誘について身近な事柄とは考えていないとするもの

- ・今のところ、寄付の勧誘などは受けたことがないため、身近なこととは考えにくい。
- ・寄附する余裕がない

自衛や対処に関するもの

- ・少しでも疑問に感じることは一度とどまり、身近な人や警察、市役所、消費者センターなどへ相談することとする。
- ・寄付の勧誘を受けた場合、疑問点があれば毅然と断ることが必要である

第4_調査票

スクリーニング

回答者: 全員

F1 SA あなたの性別をお答えください。

- 1 男性
○2 女性

F2 NUM あなたの年齢をお答えください。

歳 ※必須、半角数字のみ → 17歳以下は調査終了

F3 SA あなたのお住まいの地域をお答えください。

▼プルダウン

1 北海道	17 石川県	33 岡山県	北海道	北海道
2 青森県	18 福井県	34 広島県	東北	青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県
3 岩手県	19 山梨県	35 山口県	北関東・甲信	茨城県、栃木県、群馬県、山梨県、長野県
4 宮城県	20 長野県	36 徳島県	南関東	埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県
5 秋田県	21 岐阜県	37 香川県	北陸	新潟県、富山県、石川県、福井県
6 山形県	22 静岡県	38 愛媛県	東海	岐阜県、静岡県、愛知県、三重県
7 福島県	23 愛知県	39 高知県	近畿	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県
8 茨城県	24 三重県	40 福岡県	中国	鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県
9 栃木県	25 滋賀県	41 佐賀県	四国	徳島県、香川県、愛媛県、高知県
10 群馬県	26 京都府	42 長崎県	九州・沖縄	福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県
11 埼玉県	27 大阪府	43 熊本県		
12 千葉県	28 兵庫県	44 大分県		
13 東京都	29 奈良県	45 宮崎県		
14 神奈川県	30 和歌山県	46 鹿児島県		
15 新潟県	31 鳥取県	47 沖縄県		
16 富山県	32 島根県	48 海外		

回答者: 全員

改ページ

SC1 SA あなたの職業について、当てはまるものを1つ選択してください。

※公務員や自営の方、パート、アルバイト、フリーターなどの方は、主に従事しているお仕事の業種や職種に照らし、当てはまるものを1つ選択してください。

- 1 管理的職業（法人役員、団体役員など）
○2 事務的職業
○3 研究・技術の職業（自然科学系研究者、開発・製造・建築・情報通信技術者など）
○4 法務（弁護士、司法書士など）・経営（公認会計士、経営コンサルタントなど）・文化芸術（美術家、宗教家など）等の専門的職業
○5 医療・看護・保健の職業
○6 保育・教育の職業
○7 販売・営業の職業
○8 福祉・介護の職業
○9 サービスの職業（家政婦（夫）、理容師・美容師、クリーニング職、調理人、接客・給仕業、管理人など）
○10 警備・保安の職業
○11 農林漁業の職業
○12 製造・修理・塗装・製図等の職業
○13 配送・輸送・機械運転の職業（配達員、運転手、クレーン運転工など）
○14 建設・土木・電気工事の職業
○15 運搬・清掃・包装・選別等の職業
○16 大学院生・大学生（短期大学生を含む）
○17 専門学生
○18 高校生（高等専門学校生、高等専修学校生を含む）
○19 主婦・主夫
○20 無職（求職者、退職者を含む。学生、主婦・主夫を除く）
○21 その他

回答者: 全員

改ページ

SC2 MAMT (1) あなたの現在のご家族について、当てはまるものを全て選択してください。

※孫や祖父母など、選択肢にはない家族がいる場合であっても、選択肢中から当てはまるものを回答いただく限りで、差し支えありません。

また、現在同居していない家族も含めてお答えください。

(2) そのうち、現在同居中のご家族を全て選択してください。

	SC2_1	SC2_2
	(1) 家族状況	(2) うち現在同居中
	↓	↓
1 父母（該当が一部の場合を含みます）	☐	☐
2 兄弟姉妹（該当が一部の場合を含みます）	☐	☐
3 配偶者	☐	☐
4 子（複数の場合を含みます）	☐	☐
5 義父母（該当が一部の場合を含みます）	☐	☐
6 単身	☐	☐

※排他

S1 基本的留意事項等

- (調査目的について)
- この調査は、消費者庁が所管する
法人等による寄附の不当な勧誘の防止等に関する法律
略称: 不当寄附勧誘防止法
について、社会における認知状況を調べるとともに、寄附の勧誘をめぐる意識や認識などについて、基本的な情報を得るために実施するものです。
この調査結果は、消費者庁における関係施策の推進に活用させていただきます。
- (不当寄附勧誘防止法について)
1. 不当な勧誘によって高額な寄附を迫られ、家庭が困窮したり崩壊したりする事例が相次いで報告された問題を受け、不当な寄附勧誘を未然に防止するとともに、被害の救済、再発防止を図るため、令和4年(2022年)の臨時国会において、所要の法整備が行われるとともに、新たに、不当寄附勧誘防止法が制定され、翌年(2023年)に施行(実施)されました。
 2. この法律の主な内容は、[広報ポスター](#)に分かりやすくまとめているので、そちらをご参照ください。 ※「[広報ポスター](#)」をクリックでポスター表示
必要な配慮に欠ける寄附勧誘を行った法人や、禁止行為により寄附勧誘を受ける方を困らせた法人に対し、法律に基づき、勧告や命令といった行政上の措置が実施されることとなります。そのため、消費者庁では、違法な疑いがある情報の収集と調査に日々当たっています。
[詳しくは、「法人等による寄附の不当な勧誘の防止等に関する法律」のウェブページへ。](#)
※ ↑ 文にリンク付け https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_policy/donation_solicitation/
- (基本的留意事項について)
1. この調査の回答に要する時間は、おおむね7~8分程度です。
 2. この調査に対する回答は、例えば法令に沿った正確なものを求めるものではありません。
全ての設問について、あなた自身の考え方や認識に基づいて回答いただくことで差し支えありません。
また、詳しく知らない事柄や、よく分からない設問がある場合には、回答選択肢からあなたの考え方や認識に最も近いものを回答してください。
 3. 時点については、特に指定のない限り、あなたの回答時の状況でお答えください。
 4. この調査で使用する用語の定義や意味は、次のページに掲げるとおりとします。

S2 ※本アンケートで、出てくる主要な用語です。

- 【法人】
「法人」とは、あらゆる法人をいうほか、法人ではない団体も含むものとします。
- 【寄附】
「寄附」とは、法人に対し、あなたの財産を無償で贈り(譲り渡す)、又はその約束(契約)をすることをいいます(法人活動を支援する目的の献金・被災者支援の義援金なども含む)。
- (「財産」に当たるものの例)
- ・金銭(お金)
 - ・物品、不動産、有価証券
 - ・キャッシュレス決済(電子マネーやQRコード決済によるものを含む。)
- (「寄附」から除くもの又は「寄附」に当たらないものの例)
- ・ふるさと納税
 - ・法人ではなく個人(純然たる個人をいい、組織活動の一員に当たる方はここでの「個人」に該当しない。)に対し、あなたの財産を贈る(譲り渡す)もの。
 - ・無償ではなく、何かしら見返り(例: 物品やサービスの提供)を受けることを前提とするもの。
- 【少額寄附】
「少額寄附」とは、前記「寄附」に当たるものであって、一回当たりの金額が300円未満の寄附をいいます。(金銭(お金)ではない場合は、金銭に換算しておおむね300円未満となるものは、「少額寄附」とする。)
- (「少額寄附」に当たるものの例)
- ・お賽銭(300円未満)
 - ・いわゆる赤い羽根募金、緑の羽根募金、青い羽根募金など(300円未満)
 - ・その他300円未満の寄附全て
- 【相当額寄附】
「相当額寄附」とは、前記「寄附」に当たるものであって、「少額寄附」を除く全ての寄附をいいます。(金銭(お金)ではない場合は、金銭に換算しておおむね300円以上となるものは、「相当額寄附」とする。)
- 【勧誘】
「勧誘」とは、勧めて誘うことをいいます。そして、寄附の勧誘の場合には、寄附することについて、あなたの意思に直接影響を与える働き掛けの一切をいい、例えば、あなたの面前での言動による方法はもちろん、チラシの配布やインターネットによる方法も「勧誘」に当たるものとします。
- 【不当な寄附勧誘】
「不当な寄附(の)勧誘」とは、社会的に許し難い悪質な寄附の勧誘をいい、具体的には、寄附の勧誘について、[広報ポスター](#)に掲げるとおり、
(1) 禁止されている行為をして寄附の勧誘を受ける方を困惑させるもの ※「[広報ポスター](#)」をクリックでポスター表示
又は
(2) 配慮すべき義務を十分に守っていないものをいいます。
ただし、[広報ポスター](#)のうち、「借入れ等による資金調達を要求」については、寄附の勧誘を受ける方の困惑にかかわらず、不当な寄附勧誘に当たるものとします。 ※「[広報ポスター](#)」をクリックでポスター表示

不当な寄附勧誘は **NO!**

心当たりは すぐ通報

このような寄附勧誘を行って人を困惑させることは禁止されています!

● お断りしても退去せずに勧誘
● 寄附を断り退去するのを妨害

● 勧誘とは告げず、退去困難な
場所へ同行し、勧誘

● 威迫する言動を交えて外部へ
の相談連絡を妨害

● 寄附しないと思惑感情等による
関係が確立と告知

● 霊感等によって不安をあり
又は嫌じ、寄附が不可欠と告知

● 借入れ等による資金調達を
要求

(1) 禁止されている行為
(禁止行為)

(2) 配慮すべき義務
(配慮義務)

このような配慮に欠ける寄附勧誘も不当です!

● 判断困難に陥らないための
配慮がない

● 生活困難にならないための
配慮がない

● 使途確認しないための
配慮がない

こうした行為を受けたら・見かけたら、ご連絡ください!

消費者庁
への
通報窓口

法人等による寄附の不当な勧誘
と考えられる行為について、情報
提供願います。

消費者
ホットライン

い や や
1 8 8

消費生活センター
188

▼ 詳細はこちら

消費者庁 不当寄附勧誘防止法

検索

消費者庁
Consumer Affairs Agency, Government of Japan

詳しくは、「法人等による寄附の不当な勧誘の防止等に関する法律」のウェブページへ。

※ ↑ 文にリンク付け https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_policy/donation_solicitation/

■ 本調査

回答者: 全員

改ページ

Q1 SA 次に掲げる法律名(名称又は略称)について、当てはまるものを1つ選択してください。

※ただし、回答は、この調査に取り掛かることにより知り得た情報や記憶に基づかないよう十分にご留意いただき、この調査に取り掛かる前のご自身の考え方や認識に基づき回答してください。

(法律の名称)

法人等による寄附の不当な勧誘の防止等に関する法律

(法律の略称)

不当寄附勧誘防止法

- 1 この法律名は聞いたことがあり、また、この法律の施行日(実施日)も聞いたことがあった
- 2 この法律名は聞いたことがあったが、この法律の施行日(実施日)は知らなかった
- 3 この法律名を聞いたことはなかったが、寄附の勧誘に関する法律が作られたことは知っていた
- 4 この法律名を聞いたことはなく、寄附の勧誘に関する法律が作られたことも知らなかった

※用語の定義を確認したい方はクリックしてください。

※ ← クリックで用語の定義を表示

※不当寄附勧誘防止法ポスターを表示する場合はクリックしてください。

※ ← クリックで広報ポスターを表示

回答者: Q1=1-3「不当寄附勧誘防止法について聞いたことがある」または「寄附の勧誘に関する法律が作られたことを知っていた」 改ページ

Q2 SA この法律（寄附の勧誘に関する法律という認識にとどまる場合を含みます）について、その内容や目的の認識として当てはまるものを1つ選択してください。
※ただし、回答は、この調査に取り掛かることにより知り得た情報や記憶に基づかないよう十分にご留意いただき、この調査に取り掛かる前のご自身の考え方や認識に基づき回答してください。

（法律の名称）
法人等による寄附の不当な勧誘の防止等に関する法律
（法律の略称）
不当寄附勧誘防止法

- 1 この法律の内容や目的について、よく知っていた
○2 この法律の内容や目的について、やや知っていた
○3 この法律の内容や目的について、あまり知らなかった
○4 この法律の内容や目的について、全く知らなかった

※用語の定義を確認したい方は[クリック](#)してください。 ※←[クリック](#)で用語の定義を表示
※不当寄附勧誘防止法ポスターを表示する場合は[クリック](#)してください。 ※←[クリック](#)で広報ポスターを表示

回答者: 全員 改ページ

Q3_1 SA 寄附や寄附の勧誘に関わる視点で、ここ1〜2年の社会情勢とそれ以前の社会情勢を比べたものとして、当てはまるものを1つ選択してください。

- 1 社会情勢が大きく変化したと感じる
○2 社会情勢が少し変化したと感じる
○3 社会情勢の変化は感じない
○4 社会情勢の変化があるかどうかは、よく分からない

※用語の定義を確認したい方は[クリック](#)してください。 ※←[クリック](#)で用語の定義を表示
※不当寄附勧誘防止法ポスターを表示する場合は[クリック](#)してください。 ※←[クリック](#)で広報ポスターを表示

回答者: 全員 改ページ

Q3_2 SA 社会的に許し難い悪質な寄附の勧誘に係る視点で、ここ1〜2年の社会情勢とそれ以前の社会情勢を比べたものとして、当てはまるものを1つ選択してください。

- 1 そのような勧誘が増えたと感じる
○2 そのような勧誘は減ったと感じる
○3 そのような勧誘があるとは、これまで感じたことはない
○4 そのような勧誘があるかどうかは、よく分からない

※用語の定義を確認したい方は[クリック](#)してください。 ※←[クリック](#)で用語の定義を表示
※不当寄附勧誘防止法ポスターを表示する場合は[クリック](#)してください。 ※←[クリック](#)で広報ポスターを表示

回答者: 全員 改ページ

Q4 SAMT あなたの、これまでに受けた寄附の勧誘について、該当するものをそれぞれ1つ選択してください。

【少額寄附】
「少額寄附」とは、前記「寄附」に当たるものであって、一回当たりの金額が300円未満の寄附をいいます。（金銭（お金）ではない場合は、金銭に換算しておおむね300円未満となるものは、「少額寄附」とする。）

（「少額寄附」に当たるものの例）
・お賽銭（300円未満）
・いわゆる赤い羽根募金、緑の羽根募金、青い羽根募金など（300円未満）
・その他300円未満の寄附全て

【相当額寄附】
「相当額寄附」とは、前記「寄附」に当たるものであって、「少額寄附」を除く全ての寄附をいいます。（金銭（お金）ではない場合は、金銭に換算しておおむね300円以上となるものは、「相当額寄附」とする。）

	Q4_1	Q4_2
	少額寄附の勧誘について ↓	相当額寄附の勧誘について ↓
1 寄附したことはあるが、勧誘を受けたことはない	○	○
2 勧誘を受けて、寄附をしたことがある	○	○
3 寄附したことはないが、勧誘を受けたことがある	○	○
4 勧誘を受けたことはなく、寄附したこともない	○	○

※用語の定義を確認したい方は[クリック](#)してください。 ※←[クリック](#)で用語の定義を表示
※不当寄附勧誘防止法ポスターを表示する場合は[クリック](#)してください。 ※←[クリック](#)で広報ポスターを表示

回答者: Q4_2=2「勧誘を受けて、寄附をしたことがある」 改ページ

Q5 SAMT 勧誘を受けて行った**相当額**寄附のこれまでの総額と、**相当額**寄附1回当たりの最高額について、該当するものをそれぞれ1つ選択してください。
※例えば、寄附したものが不動産など金銭でない場合は、金銭に換算し、その結果、おおむね該当するものを選択してください。

		Q5_1	Q5_2	※Q5_1 ≧ Q5_2の制御 (15除く)
		勧誘を受けて行った 相当額 寄附のこれまでの総額 ↓	勧誘を受けて行った 相当額 寄附の1回当たりの最高額 ↓	
1	1,000円未満	☐	☐	
2	1,000円以上～1万円未満	☐	☐	
3	1万円以上～5万円未満	☐	☐	
4	5万円以上～10万円未満	☐	☐	
5	10万円以上～30万円未満	☐	☐	
6	30万円以上～50万円未満	☐	☐	
7	50万円以上～100万円未満	☐	☐	
8	100万円以上～300万円未満	☐	☐	
9	300万円以上～500万円未満	☐	☐	
10	500万円以上～1,000万円未満	☐	☐	
11	1,000万円以上～3,000万円未満	☐	☐	
12	3,000万円以上～5,000万円未満	☐	☐	
13	5,000万円以上～1億円未満	☐	☐	
14	1億円以上	☐	☐	
15	わからない・覚えていない	☐	☐	

※用語の定義を確認したい方は[クリック](#)してください。 ※←行クリックで用語の定義を表示
 ※不当寄附勧誘防止法ポスターを表示する場合は[クリック](#)してください。 ※←行クリックで広報ポスターを表示

回答者: Q4_2=2「勧誘を受けて、寄附をしたことがある」 改ページ

Q6_1 SA 勧誘を受けて行った**相当額**寄附について、当該寄附先の法人に関し、該当するものを1つ選択してください。

- ☐ 1 勧誘を受けて寄附したことは、1回限りである
- ☐ 2 勧誘を受けて寄附したことは複数回あり、その寄附先は、毎回同じ特定の法人である
- ☐ 3 勧誘を受けて寄附したことは複数回あり、その寄附先も複数である
- ☐ 4 勧誘を受けて寄附したことは記憶しているが、その回数や寄附先は覚えていない

※用語の定義を確認したい方は[クリック](#)してください。 ※←行クリックで用語の定義を表示
 ※不当寄附勧誘防止法ポスターを表示する場合は[クリック](#)してください。 ※←行クリックで広報ポスターを表示

回答者: Q4_2=2「勧誘を受けて、寄附をしたことがある」 改ページ

Q6_2 SA 勧誘を受けて行った**相当額**寄附について、当該寄附の時期に関し、該当するものを1つ選択してください。

- ☐ 1 勧誘を受けて寄附した時期については、全てここ1～2年のことである
- ☐ 2 勧誘を受けて寄附した時期については、ここ1～2年のものが多いといえる
- ☐ 3 勧誘を受けて寄附した時期については、3年以上前のものが多いといえる
- ☐ 4 勧誘を受けて寄附した時期については、全て3年以上前のことである

※用語の定義を確認したい方は[クリック](#)してください。 ※←行クリックで用語の定義を表示
 ※不当寄附勧誘防止法ポスターを表示する場合は[クリック](#)してください。 ※←行クリックで広報ポスターを表示

回答者: Q4_1、Q4_2いずれか2、3「寄附の勧誘を受けたことがある」 改ページ

Q7 MAMT ご自身が体験した寄附の勧誘方法について、該当するものがあれば全て選択してください。

↓ Q4_1=2、3で表示 ↓ Q4_2=2、3で表示

	Q7_1	Q7_2	
	少額寄附の勧誘方法	相当額寄附の勧誘方法	
	↓	↓	
1	街頭での呼びかけ(資料を配布された場合も含みます)	☐	☐
2	職場・学校での呼びかけ(資料を配布された場合も含みます)	☐	☐
3	戸別訪問	☐	☐
4	電話	☐	☐
5	郵便(手紙、書面)	☐	☐
6	SNS(ダイレクトメール、ダイレクトメッセージも含みます)	☐	☐
7	インターネット(ホームページ、バナー広告、ポップアップ広告など)	☐	☐
8	テレビ・ラジオ	☐	☐
9	新聞・雑誌	☐	☐
10	家族や知人からの紹介	☐	☐
11	行事やイベントに参加した際	☐	☐
12	会議室や事務所等の特定の場所に招かれた際	☐	☐
13	その他(30文字以内)	FA	FA

※FA30文字以内

※用語の定義を確認したい方は[クリック](#)してください。 ※←行クリックで用語の定義を表示
 ※不当寄附勧誘防止法ポスターを表示する場合は[クリック](#)してください。 ※←行クリックで広報ポスターを表示

回答者: Q4_1、Q4_2いずれか2、3「寄附の勧誘を受けたことがある」 改ページ

Q8 MAMT これまでに受けた寄附の勧誘に関するあなたの印象について、当てはまるものがあれば、全て選択してください。

		↓ Q4_1=2、3で表示 ↓ Q4_2=2、3で表示		
		Q8_1	Q8_2	
		少額寄附勧誘の印象 ↓	相当額寄附勧誘の印象 ↓	
1	いずれも問題がない適切な勧誘だった	☐	☐	※排除
2	少なくとも困ったりどうして良いか分からなくなるような勧誘を受けた記憶はない	☐	☐	※排除
3	困った勧誘や戸惑いどうして良いか分からなくなるような勧誘が少し(1~2回程度)あった。その時期はここ1~2年のことだった	☐	☐	※選択肢3と5は同時選択不可
4	困った勧誘や戸惑いどうして良いか分からなくなるような勧誘が少し(1~2回程度)あった。その時期は3年以上前のことだった	☐	☐	※選択肢4と6は同時選択不可
5	困った勧誘や戸惑いどうして良いか分からなくなるような勧誘が多かった(3回以上)。その時期はここ1~2年のことだった	☐	☐	
6	困った勧誘や戸惑いどうして良いか分からなくなるような勧誘が多かった(3回以上)。その時期は3年以上前のことだった	☐	☐	

※用語の定義を確認したい方は[クリック](#)してください。 ※←行[クリック](#)で用語の定義を表示
 ※不当寄附勧誘防止法ポスターを表示する場合は[クリック](#)してください。 ※←行[クリック](#)で広報ポスターを表示

回答者: 全員 改ページ

Q9 SA 寄附することや寄附の勧誘を受けることについて、あなたとの接点や関わりの程度として当てはまるものを、1つ選択してください。

- 1 かなり身近なことと感じる
 ○2 身近なことと感じる
 ○3 身近なこととは感じない
 ○4 身近なこととは全く感じない

※用語の定義を確認したい方は[クリック](#)してください。 ※←行[クリック](#)で用語の定義を表示
 ※不当寄附勧誘防止法ポスターを表示する場合は[クリック](#)してください。 ※←行[クリック](#)で広報ポスターを表示

回答者: 全員 改ページ

Q10_1 SA ご家族やお知り合いの方などから聞いたり、相談された悪質な寄附勧誘の被害はありましたか。次の中から該当するものを1つ選択してください。

- 1 寄附について、家族や知り合いなどから、困った勧誘や戸惑いどうして良いか分からなくなるような勧誘を受けたと聞いたり、又は相談されたことがある
 ○2 寄附について、家族や知り合いなどから、困った勧誘や戸惑いどうして良いか分からなくなるような勧誘を受けたと聞いたり、相談されたことはない

※用語の定義を確認したい方は[クリック](#)してください。 ※←行[クリック](#)で用語の定義を表示
 ※不当寄附勧誘防止法ポスターを表示する場合は[クリック](#)してください。 ※←行[クリック](#)で広報ポスターを表示

回答者: 全員 改ページ

Q10_2 SA ご家族やお知り合いの方などにとって、寄附することや寄附の勧誘を受けることとの接点や関わりの程度として、当てはまると思われるものを1つ選択してください。

- 1 家族や知り合いなどにとってかなり身近なこと、感じる
 ○2 家族や知り合いなどにとって身近なこと、感じる
 ○3 家族や知り合いなどにとって身近なこととは、感じない
 ○4 家族や知り合いなどにとって身近なこととは、全く感じない

※用語の定義を確認したい方は[クリック](#)してください。 ※←行[クリック](#)で用語の定義を表示
 ※不当寄附勧誘防止法ポスターを表示する場合は[クリック](#)してください。 ※←行[クリック](#)で広報ポスターを表示

回答者: 全員 改ページ

Q11 SAMT 冒頭の「基本的留意事項等」に掲げるとおり、不当寄附勧誘防止法が制定され、社会的に許し難い悪質な寄附の勧誘は、法律により禁止されています。このことを踏まえ、各項目について当てはまるものを、それぞれ1つ選択してください。

		1 Aに近い	2 Bに近い	
A				B
Q11_1	こうした法律は社会的に必要だと思う	☐	☐	こうした法律は不必要だと思う
Q11_2	こうした法律があることは、安心して寄附ができることにつながると思う	☐	☐	こうした法律があることは、安心して寄附ができることにつながるとは思わない
Q11_3	こうした法律があっても、一般に、寄附を募る法人の勧誘活動の妨げになるとは思わない	☐	☐	こうした法律があることは、一般に、寄附を募る法人の勧誘活動の妨げになると思う
Q11_4	こうした法律があることは、社会的に許し難い悪質な寄附勧誘の抑止や改善に向け、効果を発揮すると思う	☐	☐	こうした法律があっても、社会的に許し難い悪質な寄附勧誘を抑止したり改善するような効果はないと思う

※用語の定義を確認したい方は[クリック](#)してください。 ※←行[クリック](#)で用語の定義を表示
 ※不当寄附勧誘防止法ポスターを表示する場合は[クリック](#)してください。 ※←行[クリック](#)で広報ポスターを表示

回答者:全員 改ページ

Q12 SA 冒頭の「基本的留意事項等」に掲げるとおり、不当寄附勧誘防止法が制定され、社会的に許し難い悪質な寄附の勧誘は、法律により禁止されています。このことを踏まえ、選択肢のうち当てはまるものを1つ選択してください。

- 1 こうした法律がなくても、法人による寄附の勧誘について、適切な行為に基づく対応が行われていると思う
- 2 こうした法律があることで、法人による寄附の勧誘について、適切な行為に基づく対応が既に定着したと思う
- 3 こうした法律があることで、法人による寄附の勧誘について、適切な行為に基づく対応が今後徐々に定着すると思う
- 4 こうした法律があっても、法人による寄附の勧誘について、適切な行為に基づく対応が定着するとは思わない

※用語の定義を確認したい方は[クリックしてください](#)。 ※←行クリックで用語の定義を表示
 ※不当寄附勧誘防止法ポスターを表示する場合は[クリックしてください](#)。 ※←行クリックで広報ポスターを表示

回答者:全員 改ページ

Q13 MA 寄附について、とても困った勧誘や戸惑いどうしてよいか分からなくなるような勧誘を受けた場合、どのような対処が考えられますか、当てはまるものを全て選択してください。
 ●相談先や連絡先について、当てはまるものを全て選択してください。

- 1 家族や知人に相談する
- 2 消費生活センターや法テラスなど、公的な相談の窓口につながる
- 3 消費者庁に連絡する
- 4 その他(50文字以内) ※FA50文字以内
- 5 自分自身で解決する(相談や連絡をしない場合を含みます) ※排除

※用語の定義を確認したい方は[クリックしてください](#)。 ※←行クリックで用語の定義を表示
 ※不当寄附勧誘防止法ポスターを表示する場合は[クリックしてください](#)。 ※←行クリックで広報ポスターを表示

回答者:全員 改ページ

Q14 SA 寄附について、とても困った勧誘や戸惑いどうしてよいか分からなくなるような勧誘を受けた場合、どのような対処が考えられますか、当てはまるものを1つ選択してください。
 ●寄附をするかどうかについて、当てはまるものを1つ選択してください。

- 1 寄附をする
- 2 寄附をお断りする
- 3 その他(無視したり、特段意思表示せずに様子を見る場合を含みます)

※用語の定義を確認したい方は[クリックしてください](#)。 ※←行クリックで用語の定義を表示
 ※不当寄附勧誘防止法ポスターを表示する場合は[クリックしてください](#)。 ※←行クリックで広報ポスターを表示

回答者:全員 改ページ

Q15 SAMT 消費者庁は、法人から寄附の勧誘を受ける方々を保護するため、不当寄附勧誘防止法を所管するとともに、違反法人に対し、法律に基づき「勧告」や「命令」を実施する権限を有しています。また、寄附の不当勧誘に係る情報を収集するとともに、嫌疑の事実関係を確認するため、必要な調査活動に当たっています。このことを踏まえ、各項目について当てはまるものを、それぞれ1つ選択してください。
 ※ただし、最初の項目については、この調査に取り掛かることにより知り得た情報や記憶に基づかないよう十分にご留意いただき、この調査に取り掛かる前のご自身の考え方や認識に基づき回答してください。

	A	1 AIに近い	2 BIに近い	B
Q15_1	消費者庁においてそのような業務を行っていることは、知っていた	○	○	消費者庁においてそのような業務を行っていることは、知らなかった
Q15_2	消費者庁のそのような業務は、社会的に必要なことであり、安心できる	○	○	消費者庁のそのような業務は、社会的に必要なこととは思わない
Q15_3	消費者庁がそのような業務を行っていることについて、広く周知・啓発した方が良いと思う	○	○	消費者庁がそのような業務を行っていることについて広く周知・啓発しても、意味や効果はないと思う

※用語の定義を確認したい方は[クリックしてください](#)。 ※←行クリックで用語の定義を表示
 ※不当寄附勧誘防止法ポスターを表示する場合は[クリックしてください](#)。 ※←行クリックで広報ポスターを表示

回答者:全員 改ページ

Q16 FA この法律(不当寄附勧誘防止法)や寄附の勧誘について、ご意見がありましたら、自由に入力してください。

参考:「法人等による寄附の不当な勧誘の防止等に関する法律」のウェブページ

※↑「法人等〜以降の文にリンク付け https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_policy/donation_solicitation/

(1,000文字以内) ※FA1,000文字以内
 任意

※用語の定義を確認したい方は[クリックしてください](#)。 ※←行クリックで用語の定義を表示
 ※不当寄附勧誘防止法ポスターを表示する場合は[クリックしてください](#)。 ※←行クリックで広報ポスターを表示

調査委託者



消費者庁
Consumer Affairs Agency, Government of Japan

調査受託者



NEO
MARKETING

参考資料

（参考資料１）法人等による寄附の不当な勧誘の防止等に関する法律

令和四年法律第百五号

法人等による寄附の不当な勧誘の防止等に関する法律

目次

- 第一章 総則（第一条・第二条）
- 第二章 寄附の不当な勧誘の防止
 - 第一節 配慮義務（第三条）
 - 第二節 禁止行為（第四条・第五条）
 - 第三節 違反に対する措置等（第六条・第七条）
- 第三章 寄附の意思表示の取消し等（第八条―第十条）
- 第四章 法人等の不当な勧誘により寄附をした者等に対する支援（第十一条）
- 第五章 雑則（第十二条―第十五条）
- 第六章 罰則（第十六条―第十八条）
- 附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、法人等（法人又は法人でない社団若しくは財団で代表者若しくは管理人の定めがあるものをいう。以下同じ。）による不当な寄附の勧誘を禁止するとともに、当該勧誘を行う法人等に対する行政上の措置等を定めることにより、消費者契約法（平成十二年法律第六十一号）とあいまって、法人等からの寄附の勧誘を受ける者の保護を図ることを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「寄附」とは、次に掲げるものをいう。

- 一 個人（事業のために契約の当事者となる場合又は単独行為をする場合におけるものを除く。以下同じ。）と法人等との間で締結される次に掲げる契約
 - イ 当該個人が当該法人等に対し無償で財産に関する権利を移転することを内容とする契約（当該財産又はこれと種類、品質及び数量の同じものを返還することを約するものを除く。ロにおいて同じ。）
 - ロ 当該個人が当該法人等に対し当該法人等以外の第三者に無償で当該個人の財産に関する権利を移転することを委託することを内容とする契約
- 二 個人が法人等に対し無償で財産上の利益を供与する単独行為

第二章 寄附の不当な勧誘の防止

第一節 配慮義務

第三条 法人等は、寄附の勧誘を行うに当たっては、次に掲げる事項に十分に配慮しなければならない。

- 一 寄附の勧誘が個人の自由な意思を抑圧し、その勧誘を受ける個人が寄附をするか否かについて適切な判断をすることが困難な状態に陥ることがないようにすること。
- 二 寄附により、個人又はその配偶者若しくは親族（当該個人が民法（明治二十九年法律第八十九号）第八百七十七条から第八百八十条までの規定により扶養の義務を負う者に限る。第五条において同じ。）の生活の維持を困難にすることがないようにすること。
- 三 寄附の勧誘を受ける個人に対し、当該寄附の勧誘を行う法人等を特定するに足りる事項を明らかにするとともに、寄附される財産の用途について誤認させるおそれがないようにすること。

第二節 禁止行為

（寄附の勧誘に関する禁止行為）

第四条 法人等は、寄附の勧誘をするに際し、次に掲げる行為をして寄附の勧誘を受ける個人を困惑させてはならない。

- 一 当該法人等に対し、当該個人が、その住居又はその業務を行っている場所から退去すべき旨の意思を示したにもかかわらず、それらの場所から退去しないこと。
- 二 当該法人等が当該寄附の勧誘をしている場所から当該個人が退去する旨の意思を示したにもかかわらず、その場所から当該個人を退去させないこと。
- 三 当該個人に対し、当該寄附について勧誘をすることを告げずに、当該個人が任意に退去することが困難な場所であることを知りながら、当該個人をその場所に同行し、その場所において当該寄附の勧誘をすること。
- 四 当該個人が当該寄附の勧誘を受けている場所において、当該個人が当該寄附をするか否かについて相談を行うために電話その他の内閣府令で定める方法によって当該法人等以外の者と連絡する旨の意思を示したにもかかわらず、威迫する言動を交えて、当該個人が当該方法によって連絡することを妨げること。
- 五 当該個人が、社会生活上の経験が乏しいことから、当該寄附の勧誘を行う者に対して恋愛感情その他の好意の感情を抱き、かつ、当該勧誘を行う者も当該個人に対して同様の感情を抱いているものと誤信していることを知りながら、これに乗じ、当該寄附をしなければ当該勧誘を行う者との関係が破

綻することになる旨を告げること。

六 当該個人に対し、靈感その他の合理的に実証することが困難な特別な能力による知見として、当該個人又はその親族の生命、身体、財産その他の重要な事項について、そのままでは現在生じ、若しくは将来生じ得る重大な不利益を回避することができないとの不安をあり、又はそのような不安を抱いていることに乗じて、その重大な不利益を回避するためには、当該寄附をすることが必要不可欠である旨を告げること。

(借入れ等による資金調達の要求の禁止)

第五条 法人等は、寄附の勧誘をするに際し、寄附の勧誘を受ける個人に対し、借入れにより、又は次に掲げる財産を処分することにより、寄附をするための資金を調達することを要求してはならない。

一 当該個人又はその配偶者若しくは親族が現に居住の用に供している建物又はその敷地

二 現に当該個人が営む事業（その継続が当該個人又はその配偶者若しくは親族の生活の維持に欠くことのできないものに限る。）の用に供している土地若しくは土地の上に存する権利又は建物その他の減価償却資産（所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第二条第一項第十九号に規定する減価償却資産をいう。）であつて、当該事業の継続に欠くことのできないもの（前号に掲げるものを除く。）

第三節 違反に対する措置等

(配慮義務の遵守に係る勧告等)

第六条 内閣総理大臣は、法人等が第三条の規定を遵守していないため、当該法人等から寄附の勧誘を受ける個人の権利の保護に著しい支障が生じていると明らかに認められる場合において、更に同様の支障が生ずるおそれが著しいと認めるときは、当該法人等に対し、遵守すべき事項を示して、これに従うべき旨を勧告することができる。

2 内閣総理大臣は、前項の規定による勧告をした場合において、その勧告を受けた法人等がこれに従わなかったときは、その旨を公表することができる。

3 内閣総理大臣は、第一項の規定による勧告をするために必要な限度において、法人等に対し、第三条各号に掲げる事項に係る配慮の状況に関し、必要な報告を求めることができる。

(禁止行為に係る報告、勧告等)

第七条 内閣総理大臣は、第四条及び第五条の規定の施行に関し特に必要と認めるときは、その必要の限度において、法人等に対し、寄附の勧誘に関する業務の状況に関し、必要な報告を求めることができる。

2 内閣総理大臣は、法人等が不特定又は多数の個人に対して第四条又は第五

条の規定に違反する行為をしていると認められる場合において、引き続き当該行為をするおそれが著しいと認めるときは、当該法人等に対し、当該行為の停止その他の必要な措置をとるべき旨の勧告をすることができる。

- 3 内閣総理大臣は、前項の規定による勧告を受けた法人等が、正当な理由がなくその勧告に係る措置をとらなかったときは、当該法人等に対し、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。
- 4 内閣総理大臣は、前項の規定による命令をしたときは、その旨を公表しなければならない。

第三章 寄附の意思表示の取消し等

(寄附の意思表示の取消し)

第八条 個人は、法人等が寄附の勧誘をするに際し、当該個人に対して第四条各号に掲げる行為をしたことにより困惑し、それによって寄附に係る契約の申込み若しくはその承諾の意思表示又は単独行為をする旨の意思表示（以下「寄附の意思表示」と総称する。）をしたときは、当該寄附の意思表示（当該寄附が消費者契約（消費者契約法第二条第三項に規定する消費者契約をいう。第十条第一項第二号において同じ。）に該当する場合における当該消費者契約の申込み又はその承諾の意思表示を除く。次項及び次条において同じ。）を取り消すことができる。

- 2 前項の規定による寄附の意思表示の取消しは、これをもって善意でかつ過失がない第三者に対抗することができない。
- 3 前二項の規定は、法人等が第三者に対し、当該法人等と個人との間における寄附について媒介をすることの委託（以下この項において単に「委託」という。）をし、当該委託を受けた第三者（その第三者から委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者を含む。次項において「受託者等」という。）が個人に対して第一項に規定する行為をした場合について準用する。
- 4 寄附に係る個人の代理人（復代理人（二以上の段階にわたり復代理人として選任された者を含む。）を含む。以下この項において同じ。）、法人等の代理人及び受託者等の代理人は、第一項（前項において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定の適用については、それぞれ個人、法人等及び受託者等とみなす。

(取消権の行使期間)

第九条 前条第一項の規定による取消権は、追認をすることができる時から一年間（第四条第六号に掲げる行為により困惑したことを理由とする同項の規定による取消権については、三年間）行わないときは、時効によって消滅する。寄附の意思表示をした時から五年（同号に掲げる行為により困惑したことを理由とする同項の規定による取消権については、十年）を経過したときも、同

様とする。

(扶養義務等に係る定期金債権を保全するための債権者代位権の行使に関する特例)

第十条 法人等に寄附(金銭の給付を内容とするものに限る。以下この項において同じ。)をした個人の扶養義務等に係る定期金債権の債権者は、民法第四百二十三条第二項本文の規定にかかわらず、当該定期金債権のうち確定期限の到来していない部分を保全するため必要があるときは、当該個人である債務者に属する当該寄附に関する次に掲げる権利を行使することができる。

一 第八条第一項の規定による取消権

二 債務者がした寄附に係る消費者契約の申込み又はその承諾の意思表示に係る消費者契約法第四条第三項(第一号から第四号まで、第六号又は第八号に係る部分に限る。)(同法第五条第一項において準用する場合を含む。)の規定による取消権

三 前二号の取消権を行使したことにより生ずる寄附による給付の返還請求権

2 前項(第三号に係る部分に限る。)の場合において、同項の扶養義務等に係る定期金債権のうち確定期限が到来していない部分については、民法第四百二十三条の三前段の規定は、適用しない。この場合において、債権者は、当該法人等に当該確定期限が到来していない部分に相当する金額を債務者のために供託させることができる。

3 前項後段の規定により供託をした法人等は、遅滞なく、第一項第三号に掲げる権利を行使した債権者及びその債務者に供託の通知をしなければならない。

4 この条において「扶養義務等に係る定期金債権」とは、次に掲げる義務に係る確定期限の定めのある定期金債権をいう。

一 民法第七百五十二条の規定による夫婦間の協力及び扶助の義務

二 民法第七百六十条の規定による婚姻から生ずる費用の分担の義務

三 民法第七百六十六条(同法第七百四十九条、第七百七十一条及び第七百八十八条において準用する場合を含む。)の規定による子の監護に関する義務

四 民法第八百七十七条から第八百八十条までの規定による扶養の義務

第四章 法人等の不当な勧誘により寄附をした者等に対する支援

第十一条 国は、前条第一項各号に掲げる権利を有する者又は同項若しくは民法第四百二十三条第一項本文の規定によりこれらの権利を行使することができる者が、その権利の適切な行使により被害の回復等を図ることができるようにするため、日本司法支援センターと関係機関及び関係団体等との連携の強化を図り、利用しやすい相談体制を整備する等必要な支援に関する施策を

講ずるよう努めなければならない。

第五章 雑則

(運用上の配慮)

第十二条 この法律の運用に当たっては、法人等の活動において寄附が果たす役割の重要性に留意しつつ、個人及び法人等の学問の自由、信教の自由及び政治活動の自由に十分配慮しなければならない。

(内閣総理大臣への資料提供等)

第十三条 内閣総理大臣は、この法律の目的を達成するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、資料の提供、説明その他必要な協力を求めることができる。

(権限の委任)

第十四条 内閣総理大臣は、第二章第三節及び前条の規定による権限（同条の規定による権限にあつては、国務大臣に対するものを除く。）を消費者庁長官に委任する。

(命令への委任)

第十五条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、命令で定める。

第六章 罰則

第十六条 第七条第三項の規定による命令に違反したときは、当該違反行為をした者は、一年以下の拘禁刑若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第十七条 第七条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたときは、当該違反行為をした者は、五十万円以下の罰金に処する。

第十八条 法人等の代表者若しくは管理人又は法人等の代理人、使用人その他の従業者が、その法人等の業務に関して、前二条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人等に対しても、各本条の罰金刑を科する。

2 法人でない社団又は財団について前項の規定の適用がある場合には、その代表者又は管理人が、その訴訟行為につき法人でない社団又は財団を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。

ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第四条（第三号及び第四号に係る部分に限る。）及び第八条（第四条第三号及び第四号に係る部分に限る。）の規定 消費者契約法及び消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律の一部を改正する法律（令和四年法律第五十九号）の施行の日

二 第五条、第二章第三節及び第六章の規定並びに附則第四条の規定 公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日

（経過措置）

第二条 第八条第一項の規定は、この法律の施行の日以後にされる寄附の意思表示（第四条第三号及び第四号に掲げる行為により困惑したことを理由とするものにあつては、前条第一号に掲げる規定の施行の日以後にされる寄附の意思表示）について適用する。

第三条 消費者契約法及び消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律の一部を改正する法律の施行の日の前日までの間における第十条第一項の規定の適用については、同項第二号中「から第四号まで、第六号又は第八号」とあるのは、「、第二号、第四号又は第六号」とする。

第四条 刑法等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十七号）の施行の日（以下この条において「刑法施行日」という。）の前日までの間における第十六条の規定の適用については、同条中「拘禁刑」とあるのは、「懲役」とする。刑法施行日以後における刑法施行日前にした行為に対する同条の規定の適用についても、同様とする。

（検討）

第五条 政府は、この法律の施行後二年を目途として、この法律の規定の施行の状況及び経済社会情勢の変化を勘案し、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

**（参考資料 2）法人等による寄附の不当な勧誘の防止等に関する法律に基づく
消費者庁長官の処分に係る処分基準等について（令和 5 年 4 月 17
日消政策 136 号）**

消政策第136号

法人等による寄附の不当な勧誘の防止等に関する法律に基づく消費者庁長官の
処分に係る処分基準等について

令和 5 年 4 月 17 日

消費者庁長官 新井 ゆたか

法人等による寄附の不当な勧誘の防止等に関する法律（令和 4 年法律第 105 号。以下「法」という。）に基づく消費者庁長官の処分に係る行政手続法（平成 5 年法律第 88 号）第 12 条第 1 項の規定による処分基準等については下記のとおりとする。

下記の各措置は、法第 12 条に規定するとおり、法人等の活動において寄附が果たす役割の重要性に留意しつつ、個人及び法人等の学問の自由、信教の自由及び政治活動の自由に十分配慮しなければならないことに留意して行うものとする。

記

1. 配慮義務の遵守に係る勧告等（法第 6 条）

（1）勧告

法第 6 条第 1 項の規定による勧告は、法人等が法第 3 条の規定を遵守していないため、当該法人等から寄附の勧誘を受ける個人の権利の保護に著しい支障が生じていると明らかに認められる場合において、更に同様の支障が生ずるおそれが著しいと認めるときは、当該法人等に対し、遵守すべき事項を示して、行うものとする。

上記の「個人の権利の保護に著しい支障が生じている」については、例えば、①法人等による寄附の勧誘を受けている個人が自由な意思を抑圧されているという場合において、その抑圧の程度や期間の長さが著しいときや抑圧状態に置かれている個人が多数に及んでいるとき、②個人が法人等への寄附をし始めたことでその家族の生活レベルが著しく低下して学費や食費にも事欠くような状態が生じているとき、③法人等が不特定又は多数の個人に対して被災者支援等の公益目的のための寄附であると偽って使途を誤認させ、過度に経済的な負担を生じさせるような寄附の勧誘を行

っているとき、が考えられる。

また、「著しい支障が生じていると明らかに認められる場合」については、著しい支障が生じていることを客観的に認めることができる場合のことであり、例えば、法人等の勧誘行為につき、配慮義務違反を認定して不法行為責任を認めた判決が存在する場合や、民事調停や独立行政法人国民生活センターの重要消費者紛争解決手続において法人等の弁明を経た上で第三者の判断により著しい支障が生じていることが客観的に認められた場合が考えられる。

「更に同様の支障が生ずるおそれが著しい」については、例えば、今後とも配慮義務を遵守していない状態が改善される見込みが薄く、このまま放置すると同様の支障が生じ続けることが認められる場合が考えられる。

なお、過去に著しい支障が生じていたが、既に勧誘の在り方が見直されて今後は改善が見込まれる場合には、この要件を満たさないと考えられる。

(2) 公表

法第6条第2項の規定による公表は、同条第1項の規定による勧告を受けた法人等がこれに従わなかったときに、当該法人等による法第3条の規定や当該勧告に係る不遵守の悪質性、個人の権利の保護について生じている支障の程度、更に同様の支障が生ずるおそのの有無等を総合的に考慮の上、行うものとする。

(3) 報告徴収

法第6条第3項の規定による報告徴収は、同条第1項の規定による勧告をするために必要な限度において、法人等に対し、法第3条各号に掲げる事項に係る配慮の状況に関して行うものとし、1(1)に挙げた要件が全て満たされていると考えられる場合に行う。

2. 禁止行為に係る報告、勧告等（法第7条）

(1) 報告徴収

法第7条第1項の規定による報告徴収は、法第4条及び第5条の規定の施行に関し特に必要と認めるときは、その必要の限度において、法人等に対し、寄附の勧誘に関する業務の状況に関して行うものとする。

具体的には、禁止行為が不特定又は多数の個人に対して繰り返し組織的に行われており、社会的に影響が大きく、寄附の勧誘を受ける個人の保護を図る必要性が強い場合などに行うことが考えられる。

(2) 勧告

法第7条第2項の規定による勧告は、法人等が不特定又は多数の個人に対して法第4条又は第5条の規定に違反する行為をしていると認められる場合において、引き続き当該行為をするおそれが著しいと認めるときは、当該法人等に対し、法第7条第1項の規定による報告徴収等によって明らかになった組織性、悪質性、禁止行為が将来にわたって継続する蓋然性等を総合的に考慮の上、行うものとする。

(3) 命令及び公表

法第7条第3項の規定による命令は、同条第2項の規定による勧告を受けた法人等が、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかったときに当該法人等に対し行い、同命令を行ったときは、同条第4項の規定により、その旨を公表するものとする。「正当な理由」については、大規模な災害等により連絡を行うことが困難になるなど、例外的な場合に限り認められるものと考えられる。

(参考資料 3－1) 執行アドバイザーの委嘱について (令和 5 年 3 月 31 日)



令和 5 年 3 月 31 日

執行アドバイザーの委嘱について

法人等による寄附の不当な勧誘の防止等に関する法律（令和 4 年法律第 105 号。以下「不当寄附勧誘防止法」という。）の行政措置等に関する規定については、令和 5 年 4 月 1 日に施行されます。

消費者庁においては、不当寄附勧誘防止法の行政措置を行う際には、法人等の活動において寄附が果たす役割の重要性に留意しつつ、個人及び法人等の学問の自由、信教の自由及び政治活動の自由に十分配慮しながら、行政措置の要件の該当性等を適切に判断することができるように、令和 5 年 4 月 1 日付けで各分野の有識者に執行アドバイザーを委嘱することとしています。委嘱することとしている有識者の氏名等は、別紙を御参照ください。

<別紙>

石井 研士 國學院大學神道文化学部教授

貝阿彌 誠 弁護士（大手町法律事務所）

中島 宏 山形大学人文社会科学部教授

萩原なつ子 認定特定非営利活動法人日本NPOセンター代表理事

山本 隆司 東京大学大学院法学政治学研究科教授

（敬称略、五十音順）

(参考資料 3－2) 執行アドバイザーの委嘱について (令和 7 年 4 月 1 日)



令和 7 年 4 月 1 日

不当寄附勧誘防止法執行アドバイザーの委嘱について

消費者庁における法人等による寄附の不当な勧誘の防止等に関する法律（令和 4 年法律第 105 号。以下「不当寄附勧誘防止法」という。）の運用に当たっては、法人等の活動において寄附が果たす役割の重要性に留意しつつ、個人及び法人等の学問の自由、信教の自由及び政治活動の自由に十分配慮することが求められています（不当寄附勧誘防止法第 12 条）。

消費者庁では、当該運用上の配慮を含めた消費者庁における不当寄附勧誘防止法の運用の適正を確保するため、各分野の有識者に「不当寄附勧誘防止法執行アドバイザー」を委嘱することとしています。令和 7 年度に委嘱する有識者の氏名等は、別紙を御参照ください。

<別紙>

貝阿彌 誠

弁護士（大手町法律事務所）

中川 丈久

神戸大学大学院法学研究科教授

中島 宏

山形大学人文社会科学部教授

萩原なつ子

認定特定非営利活動法人日本NPOセンター理事

藤本 頼生

國學院大學神道文化学部教授

（敬称略、五十音順）